昭　和　52　年　版

消　防　白　書

消　防　庁

はじめに

昭和51年における我が国の災害は，火災では，10月29日の山形県酒田市の大火があり，風水害では，台風17号による豪雨のため，全国各地で甚大な被害が生じた。

これらの災害は，消防防災のそなえが片時もおろそかにできないことを改めて感じさせ，また，関係者に多くの教訓を与えた。

この白書は，自治体消防発足30周年を迎えるに当たり，自治体消防の発展を回顧しつつ，主として昭和51年の資料に基づき火災その他の災害の実態及び消防行政の現況と当面する諸問題について解説を加えたものであるが，この白書が国民の生命と財産を守り，生活の安全を図る消防防災活動について，国民の理解を深めるために広く活用されることを願うものである。

昭和52年11月

消防庁

目　　次

第１　総　　説……1

1　消防行政の着実な前進をめざして……1
（１）　自治体消防30年のあゆみ……1
（２）　今後の消防行政の方向……3
2　最近の災害の動向……6
（１）　火　　災……8
（２）　石油コンビナート災害……11
（３）　風　水　害　等……12
（４）　その他の災害……12
3　当面の諸問題……14
（１）　総合的防災体制の充実……14
（２）　消防体制の整備と消防力の増強……16
（３）　予防行政の充実……19
（４）　危険物規制の徹底……21
（５）　石油コンビナート防災対策の強化……22
（６）　震災対策の推進……25
（７）　風水害対策の推進……28
（８）　特殊災害対策の推進……30
（９）　救急救助体制の拡充……31
(10)　消防職員及び消防団員の教育訓練の充実と処遇の改善……34
(11)　研究開発の推進……36
(12)　消防財政の強化……38

第２　火災等の災害の実態……41

1　火　　災……41

（1）出火件数……43
（2）損害額……51
（3）死亡者……52
（4）出火原因……65
（5）火災種別ごとの状況……74
（6）昭和52年上半期における火災の発生状況（概数）……94
（7）外国の火災状況……96
2 風水害その他の災害……100
（1）風水害等……100
（2）地震……101

第3 消防行政の現況と施策……103

1 消防体制……103
（1）消防組織……103
（2）消防施設……112
（3）関係行政機関との協力……116
2 予防行政……120
（1）火災予防運動……120
（2）自主防火体制……127
（3）消防用設備規制……131
（4）消防用機械器具等の検定……151
3 危険物行政……155
（1）危険物とその規制の概要……155
（2）危険物行政の現状……156
（3）危険物関係法令の改正……167
（4）石油パイプラインの規制……170
（5）LPガス等の保安……171
（6）危険物保安技術協会……174
4 防災対策……175

（1）防災体制の整備……175
（2）防災無線通信網の整備……179
（3）都市における防災対策の推進……183
5 石油コンビナート災害対策……187
（1）石油コンビナート災害の発生状況……187
（2）石油コンビナート防災体制の整備……187
（3）石油コンビナート等特別防災区域の状況……192
（4）石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立……195
（5）防災施設等の整備……198
（6）事業所レイアウトの規制……199
（7）石油コンビナート防災診断の推進……200
6 震災対策……202
（1）わが国の地震発生状況……202
（2）地震の被害の状況……206
（3）国の震災対策の現況……209
（4）都市における震災対策の現状……215
7 特殊災害対策の推進……217
（1）林野火災対策の推進……217
（2）海上災害対策……222
（3）大規模交通災害対策……226
（4）地下街災害対策……229
（5）高層建築物火災対策……231
（6）原子力災害対策……231
（7）都市ガス等の災害対策……233
（8）毒劇物災害対策……234
（9）酸素欠乏災害対策……235
(10) 活動火山対策の推進……236
8 救急業務……238
（1）実施状況……238

（2） 実 施 体 制…… 248
（3） 高速自動車国道における救急体制…… 252
（4） 救急業務協力推進事業…… 253
（5） 救急医療体制…… 254
9 救 助 活 動…… 256
（1） 実 施 状 況…… 256
（2） 実 施 体 制…… 257
10 消防教育訓練…… 259
（1） 消防大学校における教育訓練及び技術援助…… 259
（2） 消防学校における教育訓練…… 262
（3） そ の 他…… 267
11 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇…… 269
（1） 活 動 状 況…… 269
（2） 公務災害の状況…… 269
（3） 処 遇…… 271
（4） 消 防 表 彰 等…… 283
12 消防の科学技術の研究…… 290
（1） 大震火災対策の研究…… 290
（2） 地下街・高層建物の火災対策の研究…… 292
（3） 化学火災対策の研究…… 293
（4） その他の研究…… 295
（5） 昭和51年度において終了した主な研究…… 296
13 消 防 財 政…… 299
（1） 市町村の消防費…… 299
（2） 市町村消防費の財源…… 305
（3） 都道府県の消防防災費…… 311
（4） 国 の 消 防 費…… 313
（5） 消防財政の強化…… 313

附 属 資 料

1 昭和51年都道府県別火災損害状況（全火災）…… 318
2 昭和51年出火原因別損害状況（全火災）…… 326
3 昭和51年建物火災の火元建物用途別構造別損害状況…… 327
4 昭和51年中の主な業態別火災事例一覧…… 331
（1） 住 宅…… 330
（2） 併 用 住 宅…… 332
（3） 共同住宅・寄宿舎…… 332
（4） 店 舗…… 332
（5） 工 場…… 334
（6） 倉 庫…… 338
（7） 百 貨 店…… 338
（8） 旅 館…… 338
（9） 病 院…… 338
（10） 飲 食 店…… 340
（11） 劇場・遊技場…… 340
（12） 社 寺・仏 閣…… 340
（13） 学 校…… 340
（14） 車両基地・その他…… 340
（15） 林 野…… 340
（16） 車 両…… 342
（17） 船 舶…… 342
（18） 航 空 機…… 342
（19） そ の 他…… 342
5 昭和51年中の死者を多く伴った火災事例一覧（全火災）…… 344
6 昭和51年中の建物焼損面積の大きい火災事例一覧…… 344
7 昭和21年以降の火災損害状況…… 346
8 昭和21年以降の火災損害累年比較…… 350

9 昭和21年以降の大火記録…… 352
10 昭和51年中の風水害等による都道府県別被害状況…… 354
11 昭和51年中の主な風水害別被害状況…… 364
（1） 5月21日から7月20日までの間の豪雨及び台風9号による被害…… 364
（2） 9月7日から14日までの台風17号による被害…… 364
12 昭和21年以降の風水害等の記録…… 368
13 都道府県別市町村消防組織一覧…… 372
14 消防機関数と職団員数の推移…… 374
15 常備化市町村の変遷…… 375
16 10大都市における消防用設備等の設置状況…… 376
17 都道府県の防災会議及び防災計画の状況…… 394
18 都道府県の防災訓練の実施状況…… 396
19 市町村の防災会議及び防災計画の状況…… 398
20 都市の防災体制の整備状況…… 400
（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況…… 400
（2） 都市の防災訓練の実施状況…… 406
21 石油コンビナート等特別防災区域の現況…… 410
22 石油コンビナート等特別防災区域に係る防災資機材の整備状況… 414
23 都市における大震火災対策の現状…… 418
（1） 調査研究の状況…… 418
（2） 予防対策の状況…… 421
（3） 防災体制の状況…… 424
24 空港における消防力の現状…… 428
25 都道府県別救急業務実施状況と交通事故に対する救急出場状況… 438
26 事故種別救急出場件数…… 440
27 事故種別救急搬送人員…… 442
28 都道府県別，経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧… 444
29 救助隊の設置状況…… 446

30 救助活動件数…… 448
31 救助人員数…… 450
32 救助活動出動人員数…… 452
33 昭和51年下半期及び昭和52年上半期における主な火災事例…… 454
（1） 酒田市 強風下における市街地大火…… 454
（2） 秋田市 八嶋医院火災…… 460
（3） 東京都 国松ビル（サロン歌麿）火災…… 463
（4） 東京都 中華料理店「徐州」火災…… 466
（5） 沼津市 三沢ビル（サロンらくらく酒場）火災…… 470
（6） 札幌市 白石中央病院火災…… 474
（7） 岩国市 岩国病院火災…… 478
（8） 大阪市 建設作業員宿舎火災…… 480

第１総　　説

１　消防行政の着実な前進をめざして

（１）　自治体消防30年のあゆみ

自治体消防としての組織の確立を図るため制定された消防組織法（昭和22年法律第226号）の施行を記念して，昭和53年３月７日には自治体消防30周年記念式典が挙行される運びとなっている。

いわゆる，戦後生れである自治体消防も30歳を迎えた。

この30年間の我が国の社会経済の変遷を顧みると，その激動，激変ぶりはまさに隔世の感がある。

戦後の戦災復興と食糧増産の時代，次いで「戦後は終った」の言葉に現わされる昭和30年代の欧米諸国に追いつけ追い越せの時代，更に，自由世界第２位のＧ．Ｎ．Ｐを誇った経済の高度成長時代を経て，昭和46年のドルショック，昭和48年の石油ショックを契機に，日本の社会経済は大きな曲り角をむかえ，資源有限時代，経済の安定成長をめざす時代に入ることとなった。

この間，消防行政も時代の変遷に対応しつつ，自治体消防制度の定着，発展のための多くの辛苦と努力を重ねてきたが，最も住民生活に密着した行政であるだけに，これらの社会経済の変動には直接的な影響を受け，それへの対応をせまられ続けてきた。

すなわち，戦後初期，戦禍によって劣弱化した消防力の状況をも反映して，各地で大火が相い次いだため，消防力の充実強化策が大きな問題となったが，国における消防力基準の策定，消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）の制定など一連の措置と各地方公共団体の努力により，市町村の消防力は大幅に整備されることとなった。戦後間もない昭和24年当時は，消防機

械として，腕用ポンプ約５万台，手引動力ポンプ約１万3,500台が主力で，普通消防ポンプ車は約7,300台に過ぎなかった。

これに対し，昭和51年現在では，前近代的な機械は更新され，普通ポンプ車約２万台，小型動力ポンプ約５万4,000台が装備されている。更に，社会経済の進展に対応し，科学的消防施設の整備が促進され，はしご付消防ポンプ自動車757台，化学消防自動車695台，消防艇44隻，ヘリコプター11機が装備されている。

次いで，昭和30年代に入って，都市化，工業化の進展に対応する消防行政の高度化，専門化の必要性及び消防が住民の安全への期待に応えうる機動性を確保するための必要性等から，消防防災体制の一層の整備を図るため，その常備化が進められ，消防組織法，同政令の整備と相まって，昭和24年当時，217消防本部，268署に過ぎなかったものが，昭和52年には，869消防本部，1,286署を数え，常備消防を有する市町村は，全国3,256市町村中，2,601市町村（80％）に達し，その人口数では約95％の地域が常備化されるに至った。

この結果，消防職員数は，昭和24年当時の約２万2,000人が，昭和51年では，約10万8,000人と約５倍になっている。

一方，このような消防の常備化の進展に伴い，また，農山村部の過疎化等の影響で，義勇消防である消防団員数の減少が続き，昭和24年当時，約208万人を数えた消防団員は，約110万人と半減に近くなっている。

戦後の消防の特徴の一つとして，消防の予防行政の進展がある。一たん発生した火災の迅速，適確な鎮圧が必要なことは言うまでもなく，消防の起源もここにあるわけであるが，何よりも火災を起さないことが肝要である。

この行政は，戦後，消防法（昭和23年法律第186号）によって，予防査察，建築における消防同意，危険物の規制，消防用設備等の義務設置制度等として法体系に組込まれたが，その後，昭和30年代中期以降の国民生活，産業活動におけるエネルギー源の急激，かつ，大量な石油転換，石油化学の発達に対応して，石油を中心とする危険物の規制が強力に進められたほか，消防用機械器具等の検定制度も創設された。特に，石油需要の激増により，各

地に石油コンビナート等が建設されていったが，昭和49年の三菱石油水島製油所における重油流出事故等が起きるに至り，コンビナート地域における安全防災の問題が大きな社会問題となったので，昭和50年には石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）が制定され，関係区域の防災等のための総合的な施策の推進が図られることとなった。

更に，昭和40年代に入り，建築物の高層化，用途の複合化，地下街の発達等により，建築物に関する消防用設備を充実する必要から，消防用設備等の設置義務，基準の強化など，消防行政は，戦前の消防の姿からは想像もつかない拡りと深さを持つに至った。

また，モータリゼーションによる交通事故の激増を契機として，従来から一部の大都市の消防で行っていた救急業務を広く実施すべきであるとの意見が強まり，救急業務は，昭和38年に消防法上明文化され，逐次，救急業務の実施義務を課する市町村の範囲も拡大し，終戦直後わずか６市であった救急業務実施市町村は，昭和52年では，2,669市町村となっている。その年間（昭和51年）搬送人員も，150万人を超えるに至っている。

更に，救助活動の分野においても消防機関が果す役割はますます大きくなってきている。

一方，風水害や地震等についての災害対策については，従来から消防の重要な任務の一つとされてきたが，昭和36年の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）制定を機に，一層，体制，装備等の強化が図られてきている。すなわち，都道府県や市町村は地域防災計画を中心に総合的な地域防災体制の整備を図るとともに，消防機関は安全防災のための市町村の第一線の実働部隊として，地域社会の期待に応え，災害応急対策や復旧作業に従事するなど広範な防災活動に積極的に従事している。

（２） 今後の消防行政の方向

戦後誕生した自治体消防30年のあゆみは，それぞれの時期における社会経済の進展に対応しつつ，その責務を果し，国民の信頼に応える努力の積み重ねの歴史であったが，なお，消防行政の今後に残された課題は多い。

加えて将来にわたり科学技術の進歩はとどまるところを知らず，物質文明はいよいよ爛熟の度を加える中で，エネルギー源の多様化，国民の生活態様の変化，都市構造の複雑化などに伴い安全防災上解決を迫られる新たな問題が次々と提起されることが予想される。とするならば，予想されるそのような新たな事態にも対応できるよう，より安全な社会をめざして消防行政を更に一層充実したものにしていかなければならない。

消防行政充実の方向は科学化であり総合化である。

新たな安全防災上の問題が提起されれば過去の火災その他の災害の科学的データー等に基づいて，それへの対応措置が科学的，かつ，迅速に検討される。新たな科学技術，新たなエネルギー，新たな物質，新たなシステムが国民の生活や都市構造の中に取り入れられるときには，可能な限り安全防災の備えが同時に科学的に正しく究明され，整えられているということでなければならない。

大事故が発生して，いわば，あと追い的に対応策が講ぜられるといった姿をできるだけ少くする努力が常時払われていくのでなければならない。もとより，絶対の安全を期待することはできないとしても，あと追いが宿命だとあきらめない前向きの科学的な取組みが文化国家を標榜し，新たな文明社会を築こうとする我が国民の期待に応える国，都道府県，市町村を通ずる消防行政全体の一つの方向でなければならない。

新たな時代に向けて消防が志向すべき方向の今一つは総合化である。地域社会に即して考えればこのことは明らかである。地域社会を構成している人と物と自然をばらばらにして地域社会の安全防災を考えることはできない。それらを総合し，地域社会全体として，より安全な道は何であるか，安全防災に関連する諸施策，諸要因の間によくバランスがとれているかどうかが誇張や過少評価を加えることなく謙虚に検討されなければならない。

すなわち，それぞれの地域社会における住民の防災意識の高さ，安全防災のための機械装置の整備度，公設消防や自主消防防災の組織の充実度，それに，まちの構造や地理的情況の如何などの現状が先ず正しく認識されなければならない。その上で，まち全体の環境，その風土に即してトータルとして

の安全防災のレベルを高めるために，今後はどのような努力をどこに，どれ位そそぐべきかが総合的に検討され，得られた結論に沿って着実に実行されていかなければならない。

そのために自治体消防は，地域社会における安全防災のカナメとし，核として今後更に積極的，かつ，広範な責務を負うこととなる。

科学化と総合化，この二つの命題に消防がどのように応えていくことができるか，30年を経た自治体消防が住民の期待にこたえる，その近代化への道は，これからが本番といえる。

2　最近の災害の動向

昭和51年中の災害のうち主なものは次のとおりである。

まず建物火災では，10月29日の山形県酒田市の大火が特筆される。この火災による損害状況は，死者１人，負傷者1,003人（昭和21年以降第４位），焼損むね数1,774むね（同第５位），り災世帯数1,023世帯（同第13位），建物焼損面積15万2,105㎡（同第８位），損害額405億円（物価修正なしの絶対額比較では同第２位）に及ぶという大火であった。なかでも損害額は，昭和51年中全火災の損害額の４分の１（25.6％）をこの火災だけで占めている。また，後述のとおり，昭和51年中の火災は，焼損むね数，り災世帯数，建物焼損面積，損害額，負傷者等において前年を上回っており，それぞれの対前年増加数に占める酒田市大火による損害状況の割合は，焼損むね数の90.4％，り災世帯数の90.7％，建物焼損面積の84.8％，損害額の84.2％，負傷者の92.4％となっており，いずれの面からしても本年の増加要素の大半が酒田市大火に起因することを示している。このような大火となった原因については，出火場所が繁華街の中心という建物密集地であったこと，当日の気象条件が最大瞬間風速26.7m／Ｓという強風下であったこと等があげられているが，この大火は，防火，防災を考えた都市づくり，強風時の警防戦術のあり方等に大きな教訓を与えたものであり，各都市における，中・長期対策としての防災的な街づくり・地域づくり，短期対策としての消防体制の強化等が急務とされるところである。

また，昭和51年末には，12月４日に東京都の国松ビル火災（キャバレー「歌麿」），12月16日に旭川市の今井ビル火災（ホテル「二条プラザ」），12月26日に沼津市の三沢ビル火災（サロン「らくらく酒場」）と風俗営業施設等において死者を伴う火災が相次いで起った。特に沼津市の火災は，死者15人，負傷者７人という惨事になった。

更に，昭和52年上半期においては，２月に札幌市で，５月に山口県岩国市で病院火災が発生し，札幌市では新生児３人を含む死者４人，岩国市では死

者７人という犠牲者が出たのであるが，風俗営業施設，病院等における防火管理体制については，一層の充実強化がのぞまれる。

次に林野火災では，昭和51年１月２日，岩手県釜石市の市街地火災が付近の山林に飛火し，201 haを焼失して約４億４千万円の損害を出し，また，同じ日に三陸町において，ハンターのタバコの投げすてが原因と推定される林野火災が発生し，焼損面積220 ha，損害額約２億３百万円の被害を出した。

また，昭和52年上半期には，３月に異常乾燥注意報下にあった栃木県那須郡黒羽町において，児童の放火による建物火災が山林に延焼し，同町及び隣接の馬頭町の山林1,517ha，住家10むね，非住家26むねを焼き，約35億６千万円の被害を出し，更に，北九州市において消防職員５名が殉職した林野火災があり，今後の林野火災に対する防御戦術及び装備資機材等の近代化と充実強化を図る必要性を示すこととなった。

風水害では，５月下旬から７月中旬にかけての梅雨前線の活動による豪雨及び台風第９号によって静岡県，熊本県，宮崎県及び鹿児島県を中心に被害が発生し，更に９月７日から14日までの台風第17号による豪雨のため岐阜県，兵庫県，岡山県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県をはじめとして全国各地に甚大な被害をもたらした。これらの災害は，局地的集中豪雨による山崩れ，がけ崩れ等により多くの死者を出したが，このような状況は，ここ十数年来の特徴であって，警報伝達体制，孤立集落対策，住民自身の早期避難の心構えの必要性等を改めて指摘するものであった。

なお，昭和52年８月には北海道有珠山が噴火し，周辺市町村に降灰等による農地，農作物の被害をはじめとして大きな被害を与えた。また，噴火，火山性地震等火山活動の長期化により，住民の避難は２箇月以上に及んだ。政府は非常災害対策本部を設置し，災害応急対策等を推進しており，道及び地元市町村においても災害応急対策，災害復旧の実施に努めているところであるが，あわせて観測結果の円滑な伝達等の情報連絡体制を含め防災体制を確立し，地域防災計画に具体的に定めておくことが必要とされるところである。

（1） 火　　災

ア　出火件数と出火率

全出火件数は6万2,304件で前年に比べて92件（0.1%）増加し，戦後第5位の記録である。火災種類別にみると，建物火災，林野火災，車両火災，航空機火災が増加し，船舶火災，その他の火災は減少している。なお，昭和52年上半期における出火件数は3万8,317件で，昭和51年同期に比べて922件（2.5%）の増加となっている（第1表，第68表参照）。

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は，全国平均で5.6であり，前年と同じである。（第1表参照）。

出火率を都道府県別にみると，沖縄県が9.8（前年8.9）で最も高く，次いで愛知県7.6（前年7.9），三重県7.1（前年6.1）等である。また，市町村の規模別の出火率は，大都市（札幌市，特別区，川崎市，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市及び福岡市をいう。以下同じ。）の平均が5.6（前年5.6），その他の都市の平均5.7（前年5.9），町村の平均5.2（前年5.0）であり，町村が増加し都市との差が一層小さくなっていることが注目される（第10図，第11表参照）。

また，月別出火件数では1月が最も多く，季節別では冬季（1月，2月，12月）が35.1%，次いで春季（3月～5月）30.5%，秋季（9月～11月）17.8%，夏季（6月～8月）16.6%の順となっている（第6表参照）。

なお，昭和50年（1975年）における出火率について主要諸外国と比較してみると，わが国は5.6と非常に低く，最も高いアメリカの145.6に比べると26分の1となっている。このことは，諸外国の火災の定義，火災報告が出される程度の違い等にもよるものと思われる。

イ　死者数と死因

昭和51年中の火災による死者の総数は1,648人で，前年（1,674人戦後第2位）に比べて26人減少している。また，総人口における10万人当たりでは1.46人と前年（1.50人）を若干下回っているものの，戦後第4位の記録となっている。なお，放火自殺者（無理心中による道連れを含む。以下同じ。）を除いてみると，昭和51年は1,202人で，前年（1,300人）より98人減少しており，放火自殺者を除いた場合の火災による死者は，昭和49年以降，わずかながら年々減少を続けてきている。

昭和51年中において3人以上の死者を伴った火災は，前年を14件上回る53件（192人）発生しており，この中には一家心中などの自損行為によるものが11件（37人）含まれている。なお，最も多くの死者を伴った火災は，12月に静岡県沼津市で発生した複合用途ビル火災で，15人が犠牲となっている。

死者の多い火災種別は建物火災で，全体の76.5%，1,260人が犠牲となっており，このうち59.1%に当たる745人が専用住宅の火災，13.2%に当たる166人が共同住宅の火災によるものなど，居住専用建築物の火災による死者が多いが，この傾向は例年と同様である。

放火自殺者を除き，火災による死者の直接の死因をみると672人（55.9%）が火傷死，476人（39.6%）が一酸化炭素中毒死又は窒息死となっているが，死者の発生経過から推察すると，火傷死の中には，出火時煙にまかれ死に至らないまでも一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ，火傷死に至ったものがあると考えられる。

放火自殺者は446人で全体の27.1%を占めているが，この自損行為による死者は，ここ数年目立って増加の傾向を示している。

放火自殺者は，例年どおり青年層に多いが前年に比較すると昭和51年は青年層以外の年齢層における増加が顕著であった。

火災により犠牲となる者は，自力避難のできない幼児や，一般的に体力的条件が悪く身体の不自由な高齢者が多い。

昭和51年中においても71～80才が最も多く（250人），これを含め61才以上の高齢者が564人（34.2%），また0～5才の幼児が189人（11.4%）で，この両者により死者総数の半数近くを占めているが，これを前年に比較すると，幼児は19人（11%）増加し，61才以上の高齢者は74人（13%）の減少をみせている。

しかし，人口数との割合でみると，61才以上の人口10万人当たりの死者数は，前年（5.02人）を下回ってはいるもののなお4.47人に達しており，前年

同様総人口における10万人当たりの死者数(1.46人)を大幅に上回っている。

なお，昭和52年上半期（１月～６月）の火災による死者は，すでに1,232人に達しており，前年同期より279人増加しているほか，これまでの最高であった昭和50年上半期の死者を202人上回っているが，対前年増加数の約4割は，自損行為による死者の増加によるものであり，また，病院火災（２月　札幌市・５月　岩国市），寄宿舎火災（６月　大阪市）等により多数の死者が発生したことも増加した要因となっている。

また，昭和50年における火災による死者を主要諸外国と比較してみると，人口100万人あたりの死者発生数は，アメリカが最も高く55.4人で，最も低いのはイタリアの2.7人となっており，わが国は，15.0人と中位にある。

ウ　損害額と焼損面積

昭和51年中の火災による損害額は，10月29日の酒田市大火（損害額405億円）により，前年の損害額1,101億4,800万円に比べ508億600万円（46.1%）増の大幅増加となり，1,609億5,400万円にのぼった。１日当たりの損害額は４億4,000万円（前年３億200万円），火災１件当たりの損害額は258万円（前年177万円），国民１人当たりの損害額は1,435円（前年993円）となっている。(第２表，第14表参照)。

建物焼損面積は226万7,147㎡となり，前年より18万4,523㎡（8.9%）増加したが，これについても酒田市火災による焼損面積（15万2,105㎡）の影響が大きい。また，建物火災１件当たりの焼損面積も前年に比べ４㎡増加して58㎡となっている。これを大都市，その他の都市，町村別でみると，大都市が29㎡（前年32㎡），その他の都市58㎡（前年50㎡），町村88㎡（前年88㎡）で，町村は大都市の3.0倍（前年2.8倍）となっている。これは建物の構造，配置状況，地勢等の影響に加えて，消防力等の消防体制の整備の差異によるものと考えられる。

主要諸外国の昭和50年における火災１件当たりの損害額をみると，最も低いのは，ニュージーランドの約28万円であり，アメリカの約40万円，イギリスの約45万円がこれに次いでいる。高い方では，カナダの約197万円，日本の約177万円，オーストリアの約128万円と続いており，日本における火災１件当たりの損害額は高位に位置している。

エ　出火原因その他

昭和51年の出火原因のうち，失火は４万8,750件（全火災の78.2%）を占めている。失火は火気取扱いの不注意や不始末によるものであり，中でもたばこによるものが8,814件（全火災の14.1%）となっている。次いで多いのがたき火の6,616件（全火災の10.6%），火あそびの6,247件（全火災の10.0%）である（第34図参照)。

たばこによる出火件数は，ここ３年連続して減少しているが昭和42年（ここ10年間の基準年）に比べると27%の増加となっており，喫煙者の一層の自覚が期待されるところである。特に，たばこによる火災の60%は投げ捨てによるものである。建物火災の10.6%，林野火災の24.4%はいずれもたばこによるものであるが，特に林野火災における出火原因中，たばこによるものが高率であること，しかもその75.4%が投げ捨てによるものであることは，入山者の軽率な火の取扱いが重大な結果を生んでいることを示すものである。

また，建物火災の62.7%は木造建物であり，その19.5%は他に延焼している。したがって，火災件数及び火災による死傷者数の減少のためには，建物構造の不燃化，難燃化を推進することが極めて重要であるといえよう。

（２）　石油コンビナート災害

昭和51年１月に出光興産徳山製油所において，配管からの原油流出火災があり，また，同年３月，日本触媒化学姫路製作所においてアクリル酸メチルエステルタンクの爆発事故が発生した。更に，昭和52年４月，極東石油千葉製油所においてスロップタンクの火災が発生し，続いて，５月に出光興産兵庫製油所において６万klタンクの原油流出事故により約700klの原油が防油堤内に流出した。

また，昭和51年中の石油コンビナート災害は157件で前年に比べて15件増加したが，これは発災形態のうち火災，爆発，漏出以外の形態が増加したためである。

（3） 風 水 害 等

昭和51年中の集中豪雨等による死者・行方不明者は274人，負傷者は1,974人である。前年に比べ死者・行方不明者は61人の増，負傷者は1,263人の増となっている。また，物的被害は住家の全壊2,991むね，同半壊4,517むねで，前年に比べそれぞれ1,453むね，1,728むねの増であり，被害額についても1兆3,810億円と，前年に比べ5,901億円の増である。

前年に比べて各種被害が増加したのは，梅雨前線豪雨，台風第17号を中心とする台風による豪雨が前年より激しく，全国各地に多大の被害を及ぼしたためである。

更に，昭和51年12月から昭和52年3月にかけての豪雪は，北海道，東北，北陸を中心として各地に大きな被害を与え，死者は101人に及んだ。降雪量も記録的であったが，このように甚大な人的被害が生じたのは，極めて異例のことであった。

（4） その他の災害

ア 海上災害

昭和51年以降に都道府県が災害対策本部を設置した主な海上災害としては，昭和51年4月に五島列島付近で貨物船ゴールデン・リーダ号からの重油流出事故（600kl流出）があった。9月に熊本県の八代海での貨物船ジクス号からの重油流出事故（230kl流出）があった。また，昭和52年4月に，瀬戸内海釣島水道付近での衝突事故による，タンカーアストロレオ号の原油流出火災（1,200kl流出）があった。

イ 航空機災害

国内における民間航空機の事故は，昭和51年中に56件発生し，死傷者57名となっており，前年に比べて発生件数は13件，死傷者は31人とそれぞれ増加している。この内容をみると回転翼機，滑空機による事故は減少しているが，飛行機事故が昭和50年の発生件数19件に対し，昭和51年には35件と大幅に増加している。なお，昭和52年9月27日横浜市で米軍用機ファントムが墜落し，9名の死傷者を出し，民家2戸を全焼した。

ウ ガス爆発等の災害

昭和51年中のガスに起因する火災は，1,637件で前年の1,740件に比べて103件減少しているが大きな事故としては，昭和51年5月に山形県朝日町の用水トンネル工事現場でメタンガスの爆発による人身災害（死者9名）が発生した。また，昭和52年に入って2月に神戸市東灘区で路面掘削事故によるガス爆発で人身災害（死者1名，負傷者20名）が発生した。

なお，近年の化学工業技術の進歩，社会環境の変化に伴って放射性物質や毒劇物等の災害をもたらす要因も増加してきており，また，酸欠事故や光化学スモッグの発生等新しい類型に属する災害も起っている。

3 当面の諸問題

（1） 総合防災体制の充実

国，地方を通じる総合的な防災体制を確立するため，昭和36年に災害対策基本法が制定され，以来，国，都道府県及び市町村においてそれぞれ同法に基づき防災会議を設置し，防災計画を作成する等体制の整備が図られてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は，当該地域の地域防災計画を作成し，またその実施を推進する機関であって，更に例えば都道府県防災会議にあっては，災害時に国の関係地方機関，関係市町村，国鉄・電々公社・電力・ガス会社等の公共機関等との連絡調整を図る等防災行政を推進する上で中枢となる機関である。近年防災行政が地方行政の各般にわたる総合行政であるとの認識のもとに，地方防災会議の重要性も高まっている訳であるが、その活動状況については，全国的に見れば，今一歩の活発さと関係機関に対する調整機能の発揮が望まれる現況にある。

地域防災計画は，都道府県及び市町村の防災会議が作成する当該地域の防災に関する総合的な計画であり，その内容は毎年検討されてきた結果逐次充実してきており，最近の災害の傾向に応じて，震災対策，原子力対策，林野火災対策等の広域的災害及び特殊災害についての計画の追加，修正等がなされているが，災害対策については，共通的な対策の他に，災害の種類に応じてそれぞれの災害の特異性を考慮した個別の対策も必要であるので，災害の個別対策を充実する方向は，防災計画を実態に即した計画とするためにも望ましいことである。

石油コンビナートの防災対策は，昭和51年６月に石油コンビナート等災害防止法が施行になり，同法に基づき石油コンビナート等防災本部が設置され，石油コンビナート等防災計画が作成されることにより石油コンビナート地帯の総合的な防災体制の整備が図られることとされたので，特定地域のみに作用する石油コンビナート等災害防止法による組織，計画と，災害対策基本法による組織，計画とが相まって全国の防災体制をカバーすることとされている。

近年における社会環境，自然環境の変貌に伴い，災害も広域化，複雑化，多様化の様相を示しているが，これらに対応するためには，国，都道府県，市町村，企業，住民が防災に関するそれぞれの責務を十分果たすとともに，それらが一体となった総合的な防災体制の確立が必要である。

都道府県においては，自らの防災業務を実施するほか，その区域内の市町村及び公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け，かつ，その総合調整を行う責務を有しており，消防行政についても，市町村消防の補完的役割を強化するため，林野火災，石油コンビナート災害等の広域的な災害又は大規模な災害の拡大を防止するための防災資機材の備蓄が進められてきている。

市町村においては，災害対策基本法，消防組織等に基づき広域消防体制，相互応援体制の整備により災害の広域化等に対処するとともに，特に消防機関は，地域住民に密着した防災の第一線機関であり，災害時においては，各防災関係機関の中で中心的役割を果たすものであるから，平素より消防力の充実強化を図るとともに，地域防災計画にそって地域の特性，関係機関の防災業務の実態等を十分は握し，適切な消防計画を樹立し，消防職団員に対する教育訓練の徹底を図り，災害時において効果的な活動ができる体制を整備しておく必要がある。

更に，市町村は，地域住民の自主防災組織の育成強化に努めるとともに，住民が広範に参加する防災訓練を定期的に実施する必要があるが，住民側も自らの問題としてこれに積極的に参加し協力すべきである。

また，最近の災害の例からみて，災害時の警戒体制，避難体制の一層の整備強化が必要である。すなわち住民の生命，身体の安全を確保するためには，平素から危険箇所のは握に努めるとともに，情報の早期収集及び予警報の適確な伝達と緊急時における厳重な警戒及び早期避難が重要である。特に夜間の体制についても詳細な検討に基づく具体的計画が必要であり，これらを含めて災害の傾向に対応できる地域防災計画等の見直しが行われなければ

ならない。

（2） 消防体制の整備と消防力の増強

我が国消防は，昭和23年に自治体消防として発足以来30年を迎えようとしているが，この間における関係者の熱意と努力により市町村の消防体制は逐次強化充実がはかられ今日に至っている。特に，消防の常備体制の進展は著しく，また科学技術の進歩に伴い設備の機械化，近代化はめざましいものがある。

しかし，最近の社会経済の急激な発展及び生活様式の多様化，人口増加等に伴い，火災等の災害は増加傾向にあり，これに対処する消防の役割の重要性がますます高まるとともに消防体制の整備と消防力の充実・強化が望まれている。

国においては，市町村の消防施設の整備と人員の適正な配置の指標として「消防力の基準」（昭和36年消防庁告示第２号）を定めている。この基準については，消防をとりまく環境の変化，消防資機材の発達・性能の向上等の事情を勘案の上，所要の改正が行われてきている。

近年における消防力の増強は，一般の消防自動車のほか，はしご自動車及び救急自動車，石油コンビナート地帯の大型化学消防車等，更には，複合用途ビル，地下街等の特殊災害に対処するための特殊工作車，救助工作車等へと範囲が拡がってきており，また，消防水利への関心が高まって防火水そう設置の要望が強くなってきているのが特徴である。

市町村の消防体制は，「消防力の基準」を一つの目標として近年とみに強化されているが，重要なことは消防は公設消防のみに頼るだけでは，その目的は十分に達しえないことである。消防の目的を十分に達成するためには国民一人一人の自覚はいうまでもないが，各事業所等の自衛消防組織，更には，地域住民等が自主的に組織するところの少年消防クラブ，婦人防火クラブ等の協力を求めることが必要であり，このような地域ぐるみの総合的な体制が消防活動にとって非常に重要なものとなっている。

ア　常備化の促進

火災等の災害は不意に発生するものであり，これらに有効適切に対処するためには，有事即応なかんずく初期体制が最も大切である。特に火災の鎮圧，人命救助，救急にあたっては早期出動がその成否を決するといっても過言ではない。

また，近年は石油コンビナート等の危険物施設，超高層建築物等の増加により火災等の多様化，複雑化に対応する消防体制の充実が望まれている。更に，火災等を未然に防止するための常時専門的な予防査察を行うことが必要である。

以上のような観点から市町村の消防体制は常備体制にあることが一般的に望ましい。

国においては，従前より常備化体制の推進を図ってきたが，昭和38年消防組織法の一部改正により，消防本部及び消防署を設置すべき市町村を個別に政令指定することとし，昭和39年486市町村を指定した。

更に，昭和46年これを改め，市のすべてを常備化することとし，町村については，当該町村の人口，態容，気象条件等を考慮して自治大臣が指定することになった。また，昭和49年にはこの指定とともに，救急業務も同時に実施しなければならないこととした。

昭和52年４月新たに63町村について常備化の指定が行われ，昭和53年４月における常備化市町村は市町村数において82％，人口数において96％，面積で85％となる見込であり，常備化体制はかなり普及してきたものと考える。今後の課題としては，最良な消防体制の確立のために装備の近代化，充実化と消防組織の広域化を図るとともに，地域の総合的な消防体制の強化を図る必要がある。

イ　消防団の充実

消防団の犠牲的，献身的活動は，火災・風水害その他の災害に際してめざましいものがあり，その役割に寄せる住民の期待はますます増大している。

消防団員は，昭和51年には前年に比べ約１万人減少し，約110万５千人となっているが，減少傾向は鈍化している。消防団に関する実態調査（昭和52年４月１日現在）によれば，消防団員数の減少の主な理由としては，①機械

化，機動化が促進されたため，②消防本部・署，団常備を設置したため等があげられ装備の近代化や消防の常備化に伴って消防団員が減少してきたことがうかがえる。

また，現在の消防団員数が災害に対して十分かどうかについては，同調査によれば大多数の市町村が「おおむね十分である」としており，消防団員は全国的にみれば一応充足されていると考えられるが，しかし，地域が必要とする消防団員を確保できない市町村においては，地域の消防体制の弱体化につながり，とくに人手を多く要する災害が発生した場合を考えると問題がある。

国としても，これまで消防団員の処遇改善を中心に種々の対策を講じてきたが，市町村においても特に青年層に真に魅力ある消防団づくりを図り必要団員数の確保に努める必要がある。

ウ　消防体制の充実整備

昭和51年10月29日発生した山形県酒田市の火災は，大火（焼損面積33,000㎡以上）の記録としては，昭和44年の加賀市大火以来のものであり消防関係者に消防体制の整備について貴重な反省の機会を与えた。

消防庁としても今回の大火を教訓とし消防体制の充実を図るため昭和51年11月「大火災に対する消防体制について」（消防消第140号）を各都道府県知事あて通達した。これは，「烈風下の消防対策について」（昭和30年国家消防本部長通達）をふまえて，①消防力の基準及び消防水利の基準に照らし人員及び消防施設について充実，整備を図ること。②強風下の火災に備え，市町村消防計画のうち次の事項の見直しを行うこと。㋐，大火時における部隊編成並びに指揮体制。㋑，強風下等の異常気象時における災害警報等の発令，伝達及び周知，更には広報活動。㋒，消防職団員の招集，出動，警戒，通信統制，水利統制及び防ぎょ活動。㋓，応援協力。㋔，状況把握及び関係機関への報告。等の事項について特に留意することを促したものである。

また，この酒田大火にかんがみ，消防施設の整備が遅れている市町村について，昭和51年12月「消防施設の整備促進について」（消防消第161号，消防地第96号）の通達により早急，かつ計画的に整備を図るよう促すとともに，このための財政措置として昭和52年度予算において消防施設整備費補助金のうち消防ポンプ自動車，小型動力ポンプ，防火水そう等について大巾な増額をしている。

（3）　予防行政の充実

ア　防火意識の高揚

火災による被害を少なくするためには，まず火災を未然に防止するための努力と工夫が必要である。

火災のほとんどは，不注意によって発生しているものであり，その意味で火災は人災であると言っても過言ではない。

火災を予防し，その被害を軽減するためには，国民一人一人が火災の恐ろしさを十分認識し，日常生活における火気の取扱いに細心の注意をはらう習慣を身につけることが肝要である。また，火災が発生した場合の初期消火，消防機関への連絡通報，避難等について平素から十分な心構えを持っておくことが必要である。

このような観点から，国では毎年春と秋の2回，全国火災予防運動の実施を提唱し，国民の防火思想の普及に努め，国民自らの手による火災予防の実践を促進しているところであるが，もとより，火災予防運動期間中だけでなく，日頃からあらゆる機会，場所をとらえて国民の防火意識の高揚を図ることが重要である。

また，これとあわせ少年消防クラブや婦人防火クラブなど民間の自主的な防火組織を育成，指導していくことも必要であり，特に，最近のように消防団員の減少が著しい地域等にあっては，婦人防火クラブなどの自主組織の活動がこれを補っている事例も見受けられる。

更に，近年核家族化の進行による老人世帯，とりわけひとり暮らし老人が増加するにつれて，老齢者の焼死者数が増加しているが，今後いわゆる「老齢化社会」への急速な移行が見込まれているところから，これら老人世帯に対する火災予防対策の強化が必要である。

イ　防火対象物の防火体制の推進

不特定多数の者が利用する防火対象物については，火災が発生した場合人命の危険が大きく，このため，消防法において人的面，物的面からの規制が強化されている。

人的面としては，収容人員が一定数以上の防火対象物について，防火管理者を選任することとされており，防火管理者は，当該防火対象物における消防計画の作成及びこれに基づく消火，通報及び避難の訓練の実施，消防用設備等の点検整備，火気の使用又は取扱いに関する監督，収容人員の管理等防火管理上必要な業務を行うことが義務づけられている。

物的面としては，火災が発生した場合，これを早期に発見し，通報し，消火するとともに，安全な避難を行うことにより火災による被害を出来るだけ少なくするため，一定の防火対象物については，スプリンクラー設備等消防用設備等の設置が義務づけられている。

また，昭和49年の消防法の一部改正により，既存の特定防火対象物についても，現行法令の基準による消防用設備等の設置が義務づけられ，百貨店，地下街及び複合用途防火対象物については昭和52年３月31日までに，劇場，キャバレー，旅館，ホテル，病院その他の特定防火対象物については，昭和54年３月31日までに，それぞれ一定の消防用設備等を設置すべきこととされた。

なお，これらの消防用設備等の設置に際しては，多額の資金を必要とするため，日本開発銀行，中小企業金融公庫，国民金融公庫等政府関係金融機関の融資枠の拡大が図られるとともに，税制面においても，所得税，法人税，不動産取得税及び事業所税に関して優遇措置が講じられている。

これらの措置に対応して，消防機関サイドとしても，今後，予防査察の徹底，防火指導の強化等の施策を積極的に推進していく必要があり，特に，昭和52年３月31日で猶予期限の切れた百貨店，地下街及び複合用途防火対象物で，一定の消防用設備等が未設置のものについては，措置命令，告発等を含めたより強力な指導を進める必要がある。

また，最近における建築様式の多様化，新しい建築設備や材料の出現，消防用設備等の設置及び維持管理義務の強化等に伴い，予防担当職員の知識，技術水準の向上と能率的な予防査察体制の確立が急務であるとともに，建築物の大規模化，複雑化に有効に対処しうる総合的な防災システムの研究を推進することが必要である。

（４） 危険物規制の徹底

近年における著しい科学技術の発達と産業経済の発展に伴い，危険物が国民生活の必需品となり，国民生活の中に広く浸透してきているとともに危険物施設も増加と大規模化の傾向にある。これに伴い，これら危険物施設における火災，爆発，危険物の流出等の事故が人命や周辺地域等に与える危険性もまた増大しているので，これらの危険性を排除するため危険物施設の保安の徹底を図る行政を進めなければならない。

危険物に関する規制は，昭和34年の消防法令による全国統一的規制が実施されて以来，新潟地震等による幾多の危険物施設の事故を教訓とし，また，危険物の取扱い実態の変化に対応するため危険物施設の構造等に関する技術基準，危険物の貯蔵取扱基準等の整備，強化を内容とする関係法令の改正等を行い，規制の徹底を図ってきたところである。

しかしながら，昭和49年12月に倉敷市・三菱石油水島製油所で発生した屋外貯蔵タンクの大量重油流出事故及び昭和50年２月四日市市・大協石油四日市製油所で発生した灯油タンクの火災事故にかんがみ，屋外タンク貯蔵所を中心とする危険物施設における点検・検査の徹底，位置，構造及び設備に関する技術基準の強化，中立的検査機関の設立，その他保安上必要な事項に関する整備等を図る必要性から，昭和50年12月に公布された石油コンビナート等災害防止法の附則による消防法の一部改正，昭和51年３月の省令及び告示の一部改正，同年５月の消防法の一部改正並びに同年６月の政令，省令及び告示の一部改正により所要の法令上の整備を行ってきた。更に，昭和52年２月に政令，省令及び告示の一部改正を行い，大規模な屋外タンク貯蔵所のタンク本体，基礎・地盤等について規制の強化を図った。また，屋外タンク貯蔵所の許可，検査に関し市町村長等が行う検査事務の一部を受託する機関として昭和51年11月に設立した危険物保安技術協会の審査事務が52年２月から

開始された。

本来，危険物を取り扱う企業は，その安全性を確保する社会的責任を有している。しかしながら，危険物施設の火災等は誤操作，点検不十分等人的面での欠陥に起因するものがはなはだ多い。したがって，企業においては自主保安体制の確立，保安要員の適正な配置，作業員の保安教育の実施等の徹底を図る必要がある。

一方，国及び地方公共団体においては，将来の安全行政を更に推進させるため，組織の整備，特に専門知識を要する技術職員の充実を図り，指導体制の強化，予防査察の徹底を図ることが必要である。

（5） 石油コンビナート防災対策の強化

ア 石油コンビナート等災害防止法による規制の強化

石油コンビナートは，戦後におけるエネルギー源の転換と産業構造の重化学工業化の進展に伴い，高度経済成長期における地域開発政策の推進と相まって各地に形成されていったものであるが，これらはスケール・メリットの追求の結果，大規模な危険物集積地帯を形成するに至り，地域防災上の大きな問題を提起することとなった。このため，消防庁では，昭和48年12月の消防審議会の「石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見」を踏まえ，石油コンビナート地帯における地域防災体制の整備促進，総合的な防災診断の実施，保安距離の確保，保安監督体制の強化，地域住民の避難体制のあり方，事故発生防止又は拡大防止のための基準の強化，消防機関の立入検査の強化等の各種の対策を推進してきたところであるが，昭和49年12月の水島臨海コンビナートにおける大量流出油事故を契機として，石油コンビナート防災体制の抜本的見直しを行い，石油コンビナート地帯の総合的な防災体制を確立することを目的とした「石油コンビナート等災害防止法」が，昭和50年12月10日成立し，関係省令とともに昭和51年6月から施行され，同年7月14日に33都道府県にわたり石油コンビナート等特別防災区域75地区が指定された。

これらの地区が存する都道府県では，石油コンビナート等防災本部を設置

し，石油コンビナート等防災計画を作成しており，また，これに基づいて市町村の消防本部その他の関係行政機関及び特定事業所の自衛防災組織等による一体的防災体制を確立することとなった。

イ 消防法等による個別規制の強化

石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生を防止するためには，石油コンビナート等災害防止法のみならず，消防法，高圧ガス取締法等の関係法令による個別規制の強化が必要と考えられた。このため，消防法においては危険物施設の完成検査前の検査，危険物施設の定期的な点検義務等について規定を整備し，更に，政省令において屋外タンク貯蔵所の防油堤基準，防油堤の容量規制，保安距離，保有空地等に関する規制の強化が図られた。

また，高圧ガス取締法に基づく規制については，高圧ガスの保安に関する規制の細目についてコンビナート等保安規則が昭和50年4月に制定されている。

ウ 防災意識の高揚と指導監督の強化

石油コンビナート等特別防災区域の災害の防止は，単に法令の規制だけでできるものではなく，事業所の職員一人一人にまで徹底した防災意識によって支えられるものであり，法令の規制もこれがあってはじめて達成される。したがって，事業所における職員の防災意識の高揚を図り，各施設についての消防保安体制の整備，職員に対する防災教育，防災訓練の充実強化，他の事業所との協力関係の強化がなされるように指導する必要がある。

また，市町村，都道府県及び国は，それぞれの個別法令や石油コンビナート等災害防止法により有する監督権限を密接な連携のもとに適正に行使する必要がある。

エ 都道府県及び市町村の消防力の強化

石油コンビナート等特別防災区域の所在する地域においては，石油コンビナート等災害防止法による自衛消防力の強化と相まって，都道府県及び市町村の消防力を早急に強化する必要があり，昭和51年7月に消防力の基準を改正し，公設消防力の整備拡充を図っている。

また，常に新しい科学技術の成果を採り入れている石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に対して，防災上の十分な指導，監督を行うとともに効果的かつ合理的な消防活動を行うことができるように，都道府県及び市町村の消防職員の資質及び技能の向上を図る必要があり，そのため昭和51年度において消防大学校に危険物保安科の新設を行ったところであり，また，各消防学校，各消防機関においてもその教育訓練の充実が図られている。

オ　石油コンビナート防災対策の研究開発

石油コンビナート等特別防災区域における災害は，大量の危険物，高圧ガス等によるものが多く，その防災については，これらによる災害の特殊性のみならず，近代科学の先端をゆく施設の構造，機能等についての十分な解明が必要である。このため消防庁は，昭和48年に出された消防審議会の「石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見」に基づき，昭和49年５月以降，学識経験者からなる「石油コンビナート防災診断委員会」を設置し，石油コンビナート地帯についての災害危険要因の調査，防災診断基準の設定，防災対策の樹立等を目的として検討を進めており，消防研究所においても「巨大石油タンク群の火災対策の研究」をはじめ，石油コンビナート災害に対処するための消防防災技術の研究開発を進めているところである。また，都道府県石油コンビナート等防災本部，市町村消防本部及び特定事業者の構成する特別防災区域協議会にあっても，それぞれ独自に，また共同して石油コンビナート防災に関する調査研究等を積極的に行う必要がある。

カ　タンカー事故対策の推進

石油コンビナートに関連する災害として，タンカー事故による海上災害があるが，これらの事故も，海上交通輸送量の増大に伴い，次第に大規模なものとなり危険性が増大してきた。石油等の危険物の大量海上輸送に伴い発生する事故に対処するためには，消防機関，海上保安庁の機関の関係機関が連携協力して対策を講ずる必要がある。このため，従来，消防機関と海上保安庁との業務協定の締結及び地域防災計画の作成等により，各地の実情に即した防災体制の整備に努めてきたところであるが，海洋汚染防止法の一部を改正する法律（昭和51年法律第74号）により，海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にタンカー火災等に対する措置を盛り込んだところにより，先に成立した石油コンビナート等災害防止法と併せて，消防機関等と海上保安庁が分担協力して海上の危険物災害対策に当たるための法制が整備された。

（６）　震災対策の推進

ア　震災対策の基本的考え方

わが国は環太平洋地震帯に位置する世界有数の地震国であるが，可住地が狭いため，人口及び産業は主として沖積層からなる平野部に集中しており，人口，産業の都市への集中は，木造密集市街地のスプロール化，出火危険度の高い店舗，工場が住宅と混在する無秩序な市街地の形成，石油，ガス等の危険物の集積，慢性的な交通渋滞等をもたらした。その結果，わが国の都市の構造は，地震に対して著しくぜい弱なものとなっている。

このような大都市を地震が襲った場合には，建築物，構造物の損壊，これに伴う停電，断水等に加えて火災の同時多発と延焼拡大によって多大の人的物的被害が想定され，また，大都市に集中する情報通信，商取引，金融保険，工業生産，政治行政等の機能が損害をうけることにより，その影響は全国に波及し拡大することも十分考えられる。安政大地震（1854年，M＝8.4）は，震度５以上の地域が関東から関西までまたがっており，東京と大阪を結ぶ東海道メガロポリスの全部を含むものであることから，再びこのような地震が発生した場合わが国はきわめて重大な被害を受けるものと考えられる。

この地震の震源地となった遠州灘では以降大きな地震が発生していないため，地震エネルギーの蓄積が進んでいるといわれる。特に昭和49年５月伊豆半島沖地震，昭和51年８月伊豆半島河津町の地震は，遠州灘又は駿河湾における地震発生の可能性について大きな論議をまき起こした。

このような状況下に，政府は昭和51年10月地震予知推進本部を設置し，昭和52年４月同本部決定により東海地域判定会を発足させ，地震予知を推進することとしたが，現在，これに基づき，地震が予知された場合にとりうる応急事前対策について，各省庁，関係地方公共団体をあげて検討をすすめてい

るところである。

震災を防除するためには，建造物の耐震不燃化及びオープンスペースの確保が基本となる。

すなわち地震動による直接的被害を避けるための建造物の構造の強化，火災等の二次災害の発生防止及び拡大の防止のための建物の不燃化，木造家屋密集地域の改善，並びに道路の確保及び拡幅避難緑地の整備等によるオープンスペースの確保等，都市構造そのものの耐震性の向上を長期にわたって計画的に着実に行う必要がある。

このような恒久的対策のほか，更に地震時における出火防止，初期消火，延焼防止，避難の安全確保，被災者への正確な情報の伝達等の対策が極めて重要である。

また，震災対策は，それぞれの対策が相互に極めて密接な関連を有するものであることから，各種の対策をいかに総合化し，有機的に結合するかが対策の成否を決めることになる。したがって，震災対策における重要な課題は，従来からの各種対策を一層強力に推進するとともに，国，地方公共団体及び民間を通じた総合的な体制を確立していくことである。

この場合，消防機関は，実戦部隊であると同時に，常日頃より地域住民に最も近い組織であるところから，積極的にその中心となるべきであろう。

また，火災等の災害が，同時に各所で発生する可能性があるとともに，道路，橋りょうの損壊等により公的機関の活動は阻害されることが十分考えられるので，住民の自衛のための行動が必要不可欠となろう。

このため，防災キャンペーンの積極的展開等により住民の認識と自覚を喚起する必要がある。

イ　消防における震災対策の推進

(ア)　消防のになう分野としては，地震時における応急対策である初期消火，延焼拡大防止対策及び地域住民の安全避難対策並びに救急救助対策が中心となるものであり，消防庁としては，後述するような各般の計画の具体化を図っているが，大地震が発生した場合，消防機関の防災活動は，多くの悪条件が制約となり著しく低下することが予想されるので，

これらを考慮して大震火災に対処できる各種の施策を樹立しておく必要がある。

(イ)　消防庁がこれまでに実施してきた対策は，住民の防災意識の高揚及び消防防災施設整備の強化に重点がおかれている。

防災意識の高揚については，住民一人一人の防災に対する意識と行動が安全な地域社会づくりのかなめであり，住民が地震について正しい知識をもち，必要な準備を整えておくことが被害軽減のために不可欠であることから，住民に対する防災知識の啓発にはできる限りの努力を払ってきた。

すなわち，昭和51年度においては，小冊子「地震の心得」を刊行した他，テレビ，ラジオの全国ネットワークによる啓発番組の放送及びスポット放送を行った。また，地震対策を中心とした防災映画のフィルムの貸出しを行う等視聴覚を活用した防災キャンペーンに力を入れている。

消防防災施設の整備強化については，大地震時における火災の同時多発と上水道を水源とする消防水利のと絶，消防組織の出動障害に対応して，初期消防力の充実を図ることを目的として，昭和47年度から地方公共団体に補助金を交付し，特に火災の危険性の大きい地域の避難地，避難路及びその周辺を中心として耐震性貯水そう（100㎥）及び可搬式(小型)動力ポンプを整備しているが，昭和49年度からは，夜間における消火，救急，救護，避難誘導を容易にするための電源照明車の整備についても補助を行うとともに，昭和50年度には，新たに被災者の救出及び消防隊員搬送等を行う耐火避難車についても補助対象に加えた。今後は，避難地において応急救護対策に必要な消防水利，飲料水，応急用資機材の備蓄等をすすめるとともに，避難地，避難路の指定，既指定避難地の拡張，避難地の増設，私有地である避難地を将来においても確保しておくこと等の対策の促進を図る必要がある。

また，大震火災時における道路のと絶，消防水利の使用不能等に対処する手段として，航空機による空中からの消火についての研究が必要と考えられるので，昭和50年度及び51年度に防衛庁保有のＰＳ－１型飛行

艇を改装し，各種試験を進めている。

このほか，昭和51年度においては，大地震発生時における家屋倒壊，出火危険区域及び延焼拡大区域は握等の被害想定技法の開発に関する研究を行った。

(ウ) このような消防庁の施策に対応して，各都市においても地域防災計画における地震対策の樹立，地質，地盤，建物の調査による地域危険度の測定，市街地再開発事業等による都市の不燃化の推進，河川防災事業の促進，避難場所及び避難道路の指定と安全化対策，応急物資の備蓄倉庫の建設，情報連絡体制の確立，災害援助協定の締結，震災訓練の実施，自主防災組織づくりの推進等各種の具体的な施策に取り組んでいる。

（7） 風水害対策の推進

ア 防災体制の整備

(ア) 地形的にも気象的にも水害を発生しやすい体質を持っている我が国は，梅雨前線豪雨や台風等により例年大きな被害を受けている。

これらの災害に対しては，主として治山・治水事業等の推進を図ることによりその対策が講じられているところであるが，最近，集中豪雨等による山崩れ，がけ崩れに起因して一度に多数の死者を生ずる災害が極めて多くなっている。

このような被害を軽減するためには，災害を引き起こす恐れのある地域を総点検し，地域防災計画において危険箇所ごとのきめ細かい具体的な防災対策を確立する必要があるが，併せて，地域開発計画等（総合的開発計画，土地利用計画，都市計画，土地区画整理計画等）の策定，及びこれらに基づく事業実施，行為規制等にあたり，風水害対策を十分考慮する必要がある。

また，住民個人が自らの居住環境を十分は握し，平素から災害に備えておくとともに，現実に災害発生の危険性があるときは，早期に避難する体制を整備する必要がある。

消防庁においては，都道府県の地域防災計画の修正協議等において，

① 災害危険箇所の総点検の実施による実態は握と住民への周知徹底及び危険箇所に雨量計を設置する等自主観測体制の整備を図ること。

② 避難路，避難場所等の点検整備及び避難誘導の的確な指示体制を樹立すること。

③ 通信連絡体制を確保すること。

を中心として指導するとともに，その実態のは握に努めている。

(イ) 我が国は，環太平洋火山帯に位置し，世界で最も火山の多い国の一つであるが，昭和47年9月の桜島火山の爆発を契機として昭和48年7月「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」が制定され活動火山の災害対策が強化されることとなった。

これに伴い，消防庁は桜島火山及び阿蘇火山の災害対策についてこの法律を適用し，昭和50年度をもってこの両火山の退避舎等避難施設の整備を完了したが，今後とも，他の火山についても観測の結果や地域の実情等を考慮し，必要に応じ対策を推進していかなければならない。

イ 防災無線通信体制の整備

災害発生時においては，有線通信施設の障害及び通話のふくそう等が予想され，緊急を要する応急対策等を実施するうえで立遅れを生ずる事例が多いので，総合的な防災活動を実施するにあたっては，国，都道府県，市町村を通じる有機的な防災無線通信体制の整備が特に必要である。

消防庁では，無線通信網による情報通信体制を確立するため

① 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

② 都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網

③ 市町村の行政区域内における消防防災無線通信網

の体系的整備に努力を続けてきた。

消防庁と都道府県間の無線通信網については，東京都を除く46道府県との間において整備を完了し運用中である。

都道府県と市町村間の無線通信網については，昭和48年度から国庫補助金を交付し，更に昭和51年度からその交付額を増額して整備の促進を図ってきた結果，昭和52年6月1日現在において，単独整備を含めて20府県が完成，

7道県が整備中であるが未整備の都府県にあっては，今後積極的な整備方策を図る必要がある。

市町村内の無線通信網については，各市町村の消防・救急無線を主軸として充実強化に努力しきたところであるが，第一線の防災機関である市町村消防が効率的な防災活動や孤立集落に対する効果的な救助活動等を行うためには，更に防災無線通信網の整備を積極的に促進する必要がある。

このためには，今後，市町村消防機関が消防救急用として専用し得る無線の割当電波の確保，携帯無線機の増強等を図らなければならないが，各市町村においても，集落を結ぶ防災無線通信網の整備方策を検討するとともに，既存の一般行政用無線，同報通信用（広報用）無線等の災害時における活用方策等についても消防機関が積極的に関与し，各部局間の有機的連携を強化し，災害時における地域住民に対する避難勧告，指示等防災活動の効率化を図ることが必要である。

また，災害時においては，防災関係各機関の相互間の情報連絡体制が極めて重要であるため，昭和50年10月に郵政省が「防災相互通信無線局の免許方針」を策定し，これにより無線局の免許が行われることとなった。既に一部の地域においては，この防災相互無線通信網の整備が図られているが，更に今後積極的に拡充を図る必要がある。

（8） 特殊災害対策の推進

ア 林野火災対策の強化

林野火災対策の推進は，国民生活の安全の確保のみならず，森林資源の涵養と国土，環境保全の見地からも重要な課題である。

消防庁は，消防審議会の答申（昭和44年11月）に基づき，昭和45年以降「林野火災特別地域対策事業」の助成により，林野火災に対する消防力の強化を推進してきた。

また，林野火災の特殊性にかんがみ，広域消防体制の確立等に努力するとともに，昭和44年度から林野火災のヘリコプターによる空中消火方法の開発を進めた結果，昭和50年度から実用化し，都道府県を中心とする広域的な林野火災空中消火体制の確立を，自衛隊の協力も得て推進することとし，空中消火用資機材の整備を助成してきたところである。

しかし，消防対策の研究推進にもかかわらず，道路網の開発整備等による入山者の増加とレジャー人口の増加につれて林野火災は，長期的には多発化のすう勢にあり，昭和51年においても5,549件発生し前年に比しても依然増加している。

イ 空港等における防災体制の推進

航空機利用の増大と航空機の大型化に伴い，航空機事故は一旦発生すれば，大惨事となるおそれがあり，特に空港周辺の地域防災体制の整備が急務となっている。このため，消防庁は，従来から石油コンビナート地帯に航路をとらないよう関係機関に働きかけてきた。この結果所要の指導がなされているところである。また，昭和47年度から，空港関係市町村は，航空機燃料税の一部の譲与を受け，消防施設の整備を図ることができるようになった。

航空機災害に対する消火救難のための人員及び資機材の整備は，一部の空港を除きなお不十分な現状にある。したがって，空港の消火救難設備の整備を図るとともに空港と市町村の消防機関との間に消防活動及び救難活動が円滑に行われるよう協定の締結を促進する必要がある。

ウ その他の特殊災害対策の強化

化学工業，工業技術の進歩に従って可燃性の危険物以外にも爆発性物質，毒劇性物質，放射性物質等の危険な物質は質量ともにますます増加の傾向にあり，地域防災上の困難な問題を提起している。

したがって，これらによる特殊災害に対処するため，国民一般への消防防災知識の啓発，作業員に対する教育訓練等による予防行政を推進するとともに，より一層進歩した消防防災技術の開発と幅広い消防防災体制の確立を図ることが必要となっている。

（9） 救急救助体制の拡充

ア 救急業務

都市化の進展と社会の複雑多様化に伴い，各種の災害や事故がひん発する傾向にあり，今日，市町村の行う救急業務は益々その重要性を帯びてきている。

救急業務は，昭和初期から一部の都市を中心に自然発生的に始まったものであるが，昭和38年消防法の一部改正により，消防の任務として一定の市町村については，その実施が義務づけられた。

救急業務に関しては，その実施体制の拡充をはじめ救急隊員の教育訓練の充実，救急医療体制の整備，高速自動車国道における救急事故対策，集団救急事故対策等をさらに進めるとともに，最近における救急業務の対象として，軽易な急病患者の増大にかんがみ，正しい救急車の利用方法，応急処置に関する知識の普及等の住民に対する啓発をさらに進める必要がある。

(ア) 救急業務実施体制

救急業務を実施している市町村は，昭和52年4月1日現在で2,669市町村で全市町村の81.9%が実施しており，人口割合では，全国の95.8%をカバーするに至っている。

昭和51年中の救急出場件数は160万1,045件，その搬送人員は，152万5,217人となっており，ここ数年，伸び率自体は鈍化の傾向にある。この結果，全国で1日平均4,386件，約20秒に1回の割合で救急隊が出場したことになり，又救急業務を実施している市町村においては，約70人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

昭和52年4月1日現在の救急隊の数は，2,844隊，救急隊員の数は3万936人であり，毎年増加しているが，救急隊員のうち，救急業務実施基準に定める資格要件を満たす救急隊員は少ないので，今後，隊員の教育訓練の充実を図り，知識・技術水準の向上に一層努める必要がある。

又，救急業務の円滑な実施を図るためには，医療機関の情報を適確に把握する必要があるが，そのための補助制度として，救急指令装置に対する助成措置がなされており，昭和51年度までに175基が整備されたほか，昭和52年度からは，新たに救急医療情報収集装置に対する助成が行われることとなっている。

(イ) 救急医療体制

救急患者を収容する救急告示医療機関は，昭和52年は4,771箇所であり，昭和47年以降，おおむね横ばいとなっている。救急告示医療機関は，その絶対数が不足しているのみでなく，所在が地域的に偏在している等，必ずしも需要に対応したものとはなっておらず，また，その診療科目も外科が中心であり，今日の多様化した救急医療需要に応えるには，なお不十分である。

このため，厚生省においては，従来から，休日夜間急患センターに対する補助をはじめ，頭部外傷，心筋硬塞等の高度な救急医療を担当する救命救急センターの整備を図っているが，昭和52年度からは新しく，在宅当番医制の普及定着，第2次救急医療体制の整備としての病院群輪番制，共同利用型病院等に対する助成，広域救急情報システムの整備，運営に対する助成が図られることとなった。

なお，消防庁においても，消防機関が行う救急業務について，医学的な立場からの指導，助言その他医療機関との連携の強化を図るため，昭和50年度から救急業務協力推進費補助制度を設け，救急ドクターの確保を図っている。

イ 救助業務

消防隊員の行う救助活動は，火災の際のみならず，交通事故，労働災害，風水害，水難事故等に際しても，生命，身体の危険を排除するために行われているところであるが，今日，都市化の進展と国民生活の変化により災害，事故の種類，内容も複雑多様化し，そのため，高度かつ専門的な救助活動が必要となってきている。

昭和52年4月1日現在の救助隊数は，1,088隊，救助隊員数は1万3,898人であり，このうち専任の隊員は2,496人となっている。又，昭和51年中における救助活動件数は，火災時における救助活動5,226件，火災以外の災害時における救助活動7,659件，合計1万2,885件となっている。

これからの救助活動に関しては，救助隊員の確保と救助技術の錬磨，救助

装備の高度化等救助体制の拡充を図るほか，救助業務に関する活動，訓練，装備等の基準を作成する等，救助活動の明確化とその水準の確保を図る必要がある。

(10) 消防職員及び消防団員の教育訓練の充実と処遇の改善

消防の業務は広範にわたり量的にも質的にも大きな変容をみせている。これらの業務を適確に遂行するためには消防職，団員の日頃の教育訓練が重要であり，今後とも一層力を注いで行かなければならない。

また，国民の生命と財産を守るという重い職責と危険性の高い職務に従事している消防職，団員については，その任務にふさわしい処遇と勤務条件が必要でありその改善に努めなければならない。

ア　消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員の教育訓練の場としては，国の消防大学校並びに都道府県及び政令指定都市の消防学校があるが，消防大学校では幹部を対象とし，消防学校では初任者及び現任者を対象としてそれぞれ教育訓練を行っている。更に各消防本部においても独自の訓練を実施し，これらによって技術及び資質の向上を図っている。

しかしながら，もっとも基本となる新規採用消防職員の初任教育についてみると，年々その未受講者の解消についての努力はなされているが，昭和51年度においても，なお，新規採用者の約16％（前年度は約20％）は初任教育を受けられないまま，消防の第一線に勤務している。この原因としては，組合消防等による常備化の急激な増加のため，各消防学校ではその需要に応じきれなかったこともあるが，教育訓練の機会を与えなければならない市町村においても計画的に職員の教育を実施する努力が不足している面があることも見逃がせない。また，国の基準に定められた6か月の初任教育を受けた者は，昭和51年度における新規採用者のうち約40％であり，まだ十分とはいえない状況にある。

したがって，基礎的教育訓練である初任教育の充実については，今後も全力を投入してゆかなければならないが，これと並行して従来ともすれば初任教育に追われて手薄になりがちだった現任の消防職，団員に対する専科教育，幹部教育についてもその充実強化を図る必要がある。

このような状況を打開し，教育訓練を充実するためには消防大学校及び消防学校の施設並びに教官の拡充を図る必要があるが，更に進んで，組合消防を中心とした常備化が一段落した後の消防職員の採用状況，人員の合理化，将来における消防職員の職務の専門化の見込み等を考慮して，消防職，団員に対する専科教育，幹部教育の充実等を中心に教育訓練のあり方について再検討を加える時期にきているといえよう。特に，危険物施設の検査，建築物や消防用設備に対する予防査察等の需要が高まっている現在，それらの専門研修の充実が望まれる。

イ　消防職員及び消防団員の処遇改善

消防職，団員は，市民生活の安全を守るため，その職務の危険性をも顧みず日夜献身的な活動を行っている。

昭和50年中に火災，風水害等のために出動し殉職した消防職，団員は36人，負傷者は4,350人に達している。

このように厳しい勤務条件の下で職務を遂行している消防職，団員の処遇は職務の特殊性を十分配慮したものでなければならない。そのためには，職場環境の整備，健康管理，安全管理に十分配意していくとともに今後も引き続き勤務条件及び処遇の改善に努める必要がある。

特に，消防職員の処遇については，交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して給与面における改善を図るとともに福利厚生面の充実，勤務体制の改善，週休2日制への対応等の諸施策についてその充実改善のため引き続き検討する必要がある。

消防職，団員の処遇改善については，従来から報酬，出動手当，被服費などの増額，公務災害補償の充実，退職報償の拡充などの施策を講じてきたが，昭和52年度には，消防職員については，諸手当及び被服費の引上げ，勤務環境整備費の充実，特別健康診断費の新設等を図り，消防団員については，報酬，出動手当及び各種負担金の引上げ，特別健康診断費の新設等を図ることとし，地方交付税上所要の措置を講じた。

また，公務災害補償についてみると，消防職員に関しては，昭和51年５月に地方公務員災害補償法の改正が行われ，長期療養者に対する傷病補償年金制度の創設（昭和52年４月１日から施行），身体障害に対する評価の改善（昭和50年９月１日から適用），その他の改善措置がなされた。消防団員及び一般協力者に関しては，身体障害に対する評価の改善，傷病補償年金制度の創設，補償基礎額の引上げ等が行われた。

また，災害補償制度とは別に昭和47年度に福祉に必要な施設に関する制度が発足し，その後，昭和49年11月から障害者に対する障害特別支給金，遺族に対する遺族特別支給金が，また，昭和50年１月からは遺族に対する遺族補償援護金の支給が，昭和51年４月から障害特別援護金の支給が，昭和52年４月から各種特別給付金の支給が福祉施設に追加された。

なお，退職消防団員に対する退職報償金については，その支給要件となる勤続年数が昭和49年度に最低15年以上から最低10年以上に改められたが，昭和50年度及び昭和51年度に引き続き昭和52年度においてもこの額の大幅な引上げが行われ，消防職，団員の処遇については，逐次その改善が進められてきているが，今後とも，現行の各制度の有効な運用を図るとともに各般の処遇の改善に意を用いる必要がある。

（11） 研究開発の推進

住民生活を脅かす火災その他の災害は逐年複雑多様化の傾向を深め，これに対処する消防の科学化，近代化が推進されているが，過般の酒田大火をはじめ，林野火災，ガス爆発等による大惨事は依然各地でひん発し，更に有効適切な消防，防災対策の樹立の必要が望まれている。そのためには災害の実態を的確に把握し，防災上のあらゆる観点からその問題点を抽出し，その究明を行い，多様な災害事象に関する技術的研究及び開発の一層の促進を図ることが緊急な課題となっている。

このため消防研究所は内外関連機関とも広く連携をとりながら，大震時における火災，地下街・高層建物における火災，石油コンビナート等における危険物の化学火災，林野火災その他一般火災等について広範囲の試験研究を

行っている。

昭和51年度に行った研究開発は，全部で28研究項目にわたっているが，このうち同年度に終了したものは，「山林火災の特性に関する研究」，「家庭用自動消火装置の開発」，「遠隔操作消防車の研究」などで，これら研究成果の今後の活用が期待されている。また同年度においては，特に従来の特別研究のほかに，新たに総合的研究として「石油コンビナート等の災害防止に関する研究」（５項目）が加えられ，５年計画で実施することになった。これに伴い静電気帯電の災害防止技術に関する研究連絡会の設置，また，直径5.8ｍ実験用石油タンクの建設等，コンビナート災害関連の研究体制の整備促進が図られた。

更に，昭和52年度は全部で27項目にわたる研究を実施しているが，前年度から開始された「石油コンビナート等の災害防止に関する研究」（５項目）を継続するとともに大震火災対策及び地下街・高層建物火災対策に関する特別研究（４項目）を引続いて実施するほか，新規に特別研究として多雪酷寒地対策を推進するための調査研究が開始される等，これらの重点研究項目を中心に一層の研究促進が図られている。

このほか，昭和51年10月発生した酒田大火の現地調査（一部，科学技術庁，建築研究所と共同）を実施し，強風下における火災拡大の原因について飛火の状況及びその防ぎょ活動の状況，避難行動の状況，コンクリート建物の影響等の実態調査を行い，今後における火災対策に資することとしている。

なお，今後ますます増大が予想される災害の多様化，大規模化の傾向に対処して消防の科学化，効率化の促進を図るためには，広く内外関連機関，とくに国際協力による連帯を密にしつつ研究開発の一層強力な推進を図ることが必要とされる。

これに関連して，日米の政府所属研究所を主体とする日米天然資源会議（第２回会議）が昭和51年10月，火災感知，煙毒性，煙制御，室内火災，人間挙動及び火災安全システムを議題として行われた。

(12) 消防財政の強化

現在の市町村の消防力は，「消防力の基準」及び「消防水利の基準」と比較した場合，人的にも，物的にもなお十分とはいえない状況にあり，市町村がその消防の責任を十分に果たすためには，なお一層消防財源の充実を図ることが当面の消防財政の重要な課題である。

昭和50年度の市町村の消防費純計決算額は4,554億円（前年度比532億円，13.2%増）であり，普通会計の対前年度伸び率12.5%を上回る伸びを示している。性質別経費の構成割合は，人件費72.1%，普通建設事業費14.6%，物件費8.1%，その他5.2%となっており，総額では，普通会計歳出決算額の3.6%（前年度3.6%）を占めている。

消防費の財源構成は，一般財源3,953億円，特定財源601億円で，一般財源の割合は86.8%となっている。

ア 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については，時代の要請に即応して逐年増額を図っているところである。

昭和52年度（当初算定）における単位費用は，標準団体(人口10万人)で，消防職員・団員の処遇改善などで3,840円（対前年度当初算定比伸び率8.8%）に引き上げられ，基準財政需要額総額は5,957億円（対前年度当初算定比伸び率9.5%）となった。

消防費を確保するためには，地方交付税における消防費の基準財政需要額の充実を図ることはもとより，市町村においてもこの地方交付税措置を十分反映させるような措置が望まれる。

イ 国庫補助金

市町村の消防施設等に対する国庫補助金については，昭和28年度に制定された消防施設強化促進法に基づくもののほか，予算補助を加えて逐年増額され，昭和52年度予算は総額102億2,200万円と前年度より15億9,000万円（伸び率18.4%）増額された。その内容としては，新たに小型動力ポンプ付水そう車，可搬式散水装置及び救急医療情報収集装置を補助対象に加えたほか，

特に市町村の要望の強い防火水そうの大巾な数量増（3,022基→3,817基）を図り，所要の予算単価の引上げを行った。

都道府県に対する補助金は，総額14億8,700万円が計上されているが，特に広域防災体制の緊要性にかんがみ都道府県と市町村を結ぶ防災無線通信施設の整備のための補助金が14億円（前年度9億円）と大巾に増額された。

ウ 地 方 債

市町村の消防施設整備事業に対する地方債は，昭和51年度の資金枠205億円に対し，昭和52年度は，政府債，共済組合債，市有物件債，町村有物件債，損保債，生保債，基金債等を合計して，総額292億円と前年度より大巾な増額が見込まれている。

なお，このほか都道府県に対して，消防学校の新増設及び都道府県と市町村とを結ぶ防災無線分として約37億円の地方債が見込まれている。

エ その他の市町村消防費の財源

消防費の財源としては，以上のもののほか，交通反則金収入をもって充てられる交通安全対策特別交付金，温泉地所在市町村の目的税である入湯税，空港関係所在市町村に譲与される航空機燃料譲与税がある。これらの財源の使途として，交通安全対策特別交付金については救急自動車の整備，入湯税及び航空機燃料譲与税については消防施設の整備に充てることができることとされている。

なお，昭和51年度に消防施設等の整備に充当された交通安全対策特別交付金は1億4,300万円，入湯税は25億100万円，航空機燃料譲与税は1億2,900万円である。

オ 都道府県の助成等

都道府県は，市町村の消防力の増強を図り，また，管内の防災体制の強化を行うため市町村の消防施設の整備に対する助成を行っている。

昭和50年度における都道府県の補助金は42都道府県で総額12億9,500万円，貸付金は28都道府県で総額10億5,100万円となっており，それぞれ4億4,500万円，3億9,300万円減少している。

なお，都道府県は，自ら消防資機材を備蓄して災害に備え，あるいは防災

連絡体制の拡充のために都道府県と市町村を結ぶ防災無線通信施設を設置するなど，地域の防災上重要な役割を果たしているが，今後ともその積極的な拡充が望まれるところである。

第 2　火災等の災害の実態

1　火　　災

産業の発展と生活様式の多様化等に伴い，石油コンビナート，大型タンカー等の大規模なものから石油ストーブ，ガス器具等の家庭用品に至るまでの各種危険物施設及び危険物品の増加により火災発生の危険性は増大しつつあり，また，高層建築物，地下街など火災が拡大した場合には多数の人命の危険が予想される特殊な建築物が増加している。

昭和51年中における火災概況は第１表のとおりである。これによれば，死

第１表　昭和51年の火災と前年比較

区　　分	単　位	昭和51年 (A)	昭和50年 (B)	増　減 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
出火件数	件	62,304	62,212	92	0.1
建物		38,796	38,455	341	0.9
林野		5,549	5,517	32	0.6
車両		3,099	3,078	21	0.7
船舶		233	248	△ 15	△ 6.0
航空機		5	4	1	25.0
その他		14,622	14,910	△ 288	△ 1.9
焼損むね数	むね	52,956	50,275	2,681	5.3
全焼		16,441	14,423	2,018	14.0
半焼		5,113	4,980	133	2.7
部分焼		31,402	30,872	530	1.7
建物焼損面積	㎡	2,267,147	2,082,624	184,523	8.9
林野焼損面積	アール	567,919	698,419	△130,500	△ 18.7
死者	人	1,648	1,674	△ 26	△ 1.6
負傷者	人	9,365	8,232	1,133	13.8
り災世帯数	世帯	40,716	39,030	1,686	4.3
全損		13,034	11,976	1,058	8.8
半損		4,002	3,921	81	2.1

区分	単位	昭和51年 (A)	昭和50年 (B)	増減 (A)—(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
小損		23,680	23,133	547	2.4
り災人員	人	134,604	128,561	6,043	4.7
損害額	百万円	160,954	110,148	50,806	46.1
建物		152,946	106,428	46,518	43.7
林野		2,393	879	1,514	172.2
車両		1,003	913	90	9.9
船舶		1,186	448	738	164.7
航空機		239	462	△ 223	△ 48.3
その他		3,187	1,018	2,169	213.1
出火率		5.6	5.6	0	0

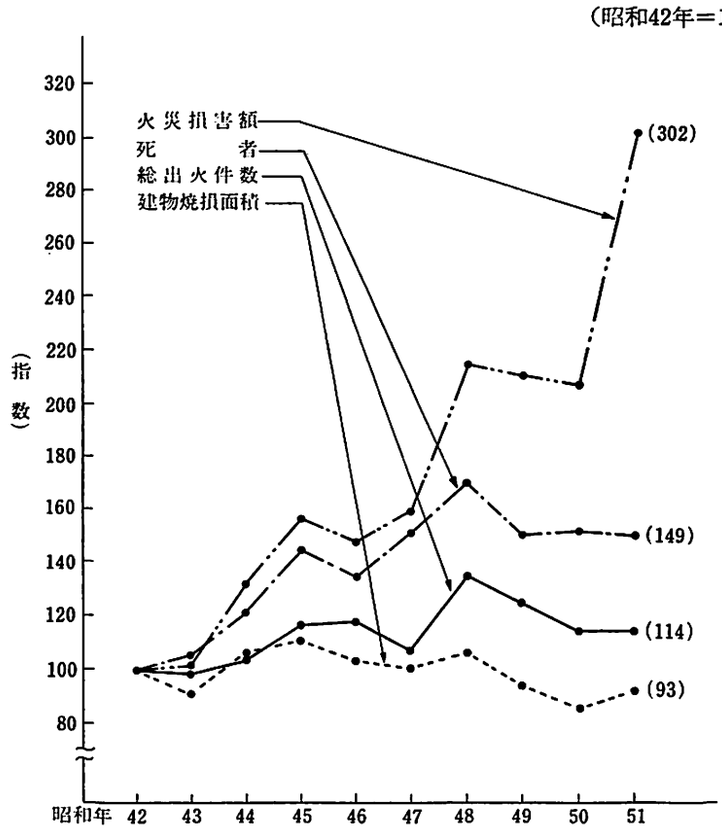
者と林野焼損面積が前年に比べ減少しているものの，出火件数，焼損むね数，建物焼損面積，負傷者，り災世帯数，り災人員，損害額はいずれも前年に比べ増加しており，なかでも酒田市大火が発生したため損害額の増加が著しい。昭和42年を100としてみると，第3図のとおり昭和49年，昭和50年と連続して減少していた損害額が302と大きな伸びを見せている。

火災の概況を1日当たりでみると，第2表のとおり出火件数は170件で前年と変らず，林野焼損面積は1,552アール，死者は4.5人と前年に比べ減少している。

第2表　1日当たりの火災の損害

区分	単位	昭和51年	昭和50年
出火件数	件	170	170
損害額	百万円	440	302
建物焼損むね数	むね	145	138
建物焼損面積	m²	6,194	5,706
林野焼損面積	アール	1,552	1,913
り災世帯数	世帯	111	107
り災人員	人	368	352
死者	人	4.5	4.6
負傷者	人	25.6	22.6

第3図　火災の傾向



（1）出火件数

昭和51年の出火件数は6万2,304件で前年に比べ92件（0.1%）増加し戦後第5位の記録となり，人口1万人当たりの出火件数（以下「出火率」という。）も5.6で戦後第5位となっている。

ア　建物火災は全火災の62%

火災の種別を建物火災，林野火災，車両火災，船舶火災，航空機火災及びその他の火災の6種類に分類し，その構成比をみると第4表のとおり建物火災が全火災の62.3%で最も高い比率を占めている。次いで，林野火災，車両火災，船舶火災，航空機火災，その他の火災（空地の枯草，河川敷，看板，

第4表　火災種別出火件数の構成割合

区分	昭和51年	昭和50年
建物火災	62.3%	61.8%
林野火災	8.9	8.9
車両火災	4.9	4.9
船舶火災	0.4	0.4
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	23.5	24.0
計	100.0	100.0

第5表　火災種別出火件数の推移

区分 / 年別	建物 件数	建物 指数	林野 件数	林野 指数	車両 件数	車両 指数	船舶 件数	船舶 指数	航空機 件数	航空機 指数	その他 件数	その他 指数
									その他			
42	35,687	100	6,833	100	3,732	100	330	100	7,924	100		
43	34,453	97	6,628	97	3,784	101	261	79	8,528	108		
44	37,653	106	5,348	78	4,176	112	300	91	7	—	9,313	—
45	39,845	112	7,033	103	4,182	112	317	96	6	—	12,522	—
46	39,549	111	7,101	104	4,057	109	306	93	5	—	13,001	—
47	38,868	109	4,541	66	3,774	101	313	95	8	—	10,787	—
48	42,551	119	8,311	122	3,986	107	301	91	7	—	17,916	—
49	39,143	110	8,351	122	3,420	92	303	92	4	—	16,491	—
50	38,455	108	5,517	81	3,078	82	248	75	4	—	14,910	—
51	38,796	109	5,549	81	3,099	83	233	71	5	—	14,622	—

（注）昭和44年に火災報告等取扱要領を改正し，航空機火災をその他の火災から分離した。

広告塔等の火災）となっている。前年に比べると，建物火災の構成比は増加し，その他の火災の構成比は減少しており，林野火災，車両火災，船舶火災，航空機火災の構成比はいずれも同じ割合である。

次に，第5表により昭和42年以降の火災種別の出火件数の推移をみると，建物火災は昭和49年以降横バイとなっており，林野火災は年毎の変動が激しく，車両火災，船舶火災は減少の傾向を示している。

イ　火災は冬季（1月，2月，12月）に最も多かった

出火件数を四季別にみると第6表のとおりで，昭和45年以来6年ぶりに冬

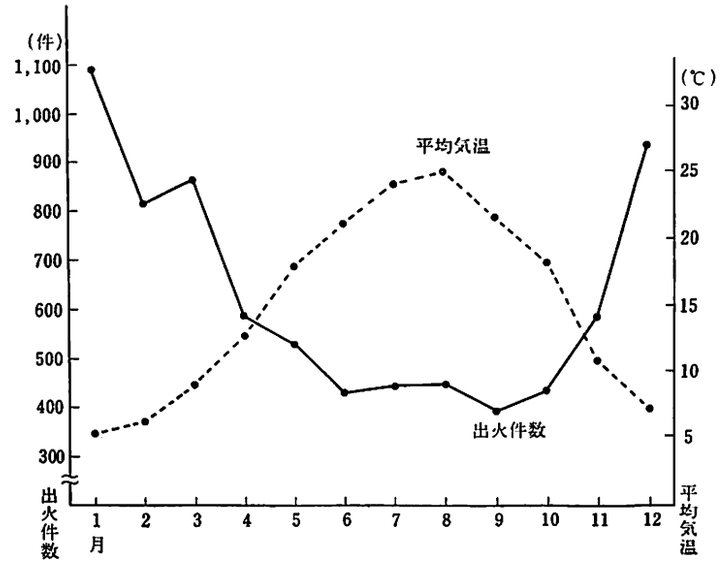
第6表　四季別出火状況

季別 / 年別	昭和51年 出火件数（件）	昭和51年 割合（%）	昭和51年 損害額（百万円）	昭和51年 割合（%）	昭和50年 出火件数（件）	昭和50年 割合（%）	昭和50年 損害額（百万円）	昭和50年 割合（%）
春季（3月～5月）	19,027	30.5	34,440	21.4	21,166	34.0	32,545	29.5
夏季（6月～8月）	10,305	16.6	19,415	12.1	11,467	18.4	21,783	19.8
秋季（9月～11月）	11,113	17.8	62,210	38.6	10,946	17.6	20,113	18.3
冬季(1月,2月,12月)	21,859	35.1	44,889	27.9	18,633	30.0	35,708	32.4
計	62,304	100.0	160,954	100.0	62,212	100.0	110,149	100.0

季が最も多く年間の35.1%を占め，次いで春季の30.5%，秋季の17.8%，夏季の16.6%となっていて，冬季は最も少ない夏季の2倍強である。火災は，低温で火気使用率が高く，しかも低湿である冬季から春季にかけて多く，高温で火気使用率が低く，しかも高湿である夏季に少ないことがはっきりと現われている。また，損害額は秋季が38.6%と例年になく大きな割合を占めて

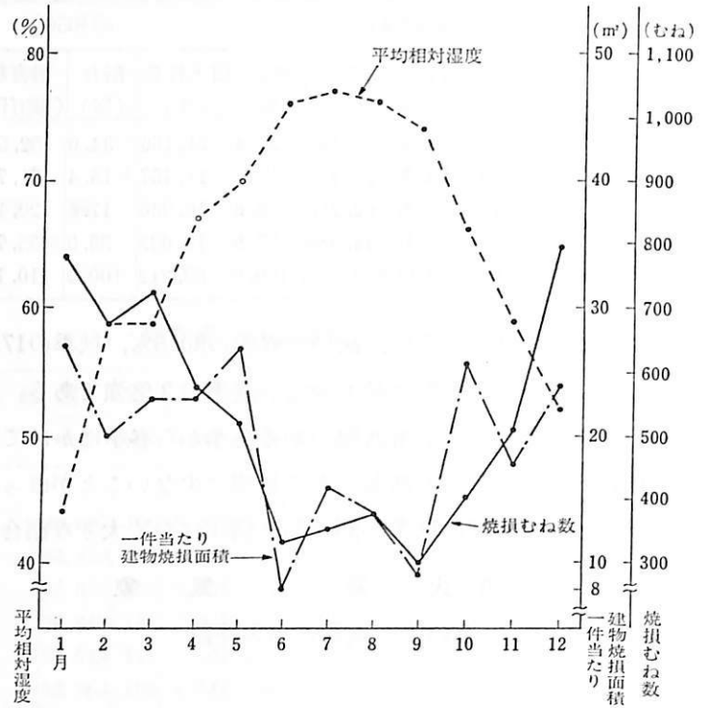
第7図　火災と気象

その1　気温と出火件数



（注）東京都の火災状況を東京管区気象台の気象状況に対比させたものである。

その２　湿度と焼損程度



（注）　東京都の火災状況を東京管区気象台の気象状況に対比させたものである。

いるが，これは10月29日の酒田市大火の損害額405億円が含まれているからである。

火災の発生拡大は気象に大きく左右される。火災と気象との関連を昭和51年の東京都についてみると，第７図のとおりであり，低温，低湿で火気使用の多い１月から３月まで及び12月には出火件数，焼損むね数が多く，また，火災１件当たりの建物焼損面積も同様に大きくなっている。

ウ　出火率は5.6

出火率は全国平均で5.6となっている。昭和42年と昭和51年の出火率等の比較は第８表のとおりであり，昭和51年は昭和42年に比べて出火率で４％，出火件数で14％上回っている。

出火件数がこのように増加してきたのは，各種の要因が重なった結果であ

第８表　出火率，出火件数，人口及び世帯数の増加率

（昭和42年＝100）

区　　分	増加率	実　　数	
		昭和51年	昭和42年
出火率	104	5.6	5.4
出火件数	114	62,304	54,506
うち建物火災	109	38,796	35,687
人口	111	112,145,133	101,345,287
世帯数	128	33,911,052	26,403,437

（注）　人口の増加率及び世帯の増加率は，各年とも３月31日現在の住民基本台帳登録人口及び登録世帯数に基づき算定したものである。

るが，特に近年，世帯の細分化が進んでいること，また，生活水準の向上に伴って電気・ガス器具等火災危険度の高い耐久消費財の使用が増大していることが一因であると考えられる。

ちなみに，主な耐久消費財の普及率（耐久消費財を所有している世帯数の全世帯に対する割合）とこれらの耐久消費財が出火原因となっている出火件数の推移をみると，第９表のとおりである。昭和42年から昭和51年までの間の普及率の伸びの割には，石油ストーブ，ガス湯沸器による出火件数の伸び率は低くなっており，電気こたつによる出火件数は逆に減少している。これは，これらの器具の改良又は取扱いに関する知識が浸透してきたことによるものであろう。

第９表　耐久消費財の普及率と出火原因別出火件数との推移

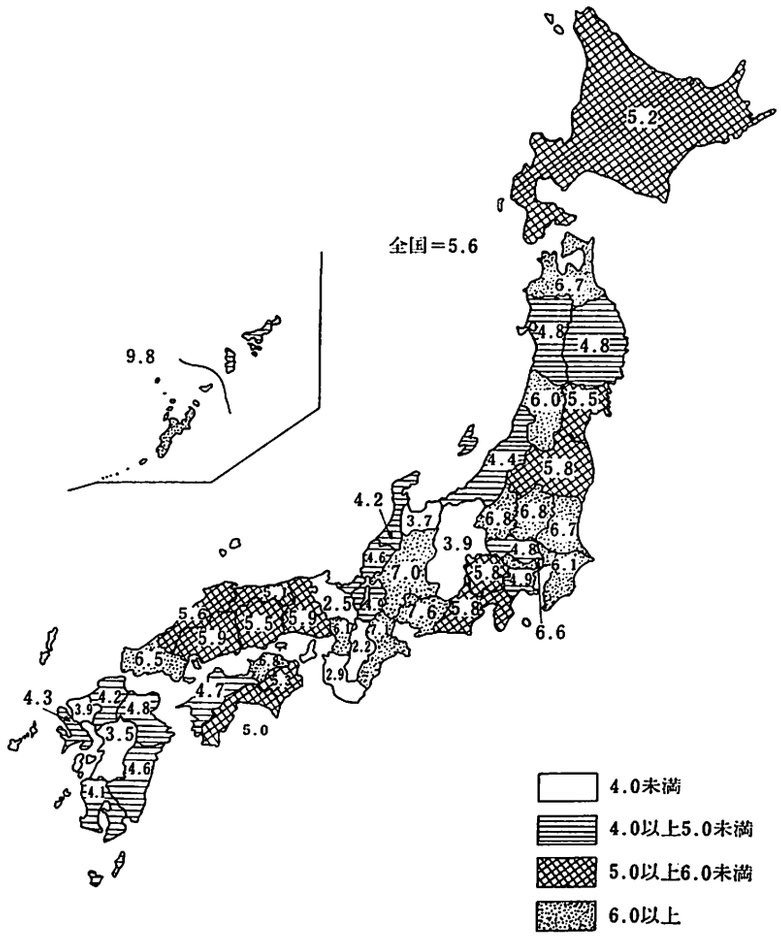
年別 ＼ 区分		石油ストーブ	電気こたつ	ガス湯沸器	電気冷蔵庫
普及率(%)	昭和42年	53.0	69.3	16.7	69.7
	昭和51年	89.5	91.2	69.1	97.9
	普及率の伸び率	168.9	131.6	413.8	140.5
出火件数	昭和42年	1,876	632	273	＊72
	昭和51年	2,120	456	511	172
	出火件数伸び率	113.0	△ 27.6	187.2	238.9

（注）　1.　＊は，昭和44年出火件数
2.　普及率は経済企画庁の資料による。

エ　出火率の最高は沖縄県，最低は奈良県

都道府県別の出火件数では，東京都の7,500件が最高で，次いで大阪府，愛知県，神奈川県，兵庫県の順となっており，例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数の多いのが注目される。一方，出火件数の少ない方では，奈良県の242件を最少に，次いで鳥取県，和歌山県，佐賀県，福井県の

第10図　都道府県別出火率



順となっている（附属資料1参照）。都道府県別の出火率は，第10図のとおり全国平均5.6に対し，最高は沖縄県の9.8，次いで愛知県7.6，三重県7.1，岐阜県7.0であり，反対に低い方では奈良県の2.2を最低に，京都府2.5，和歌山県2.9となっている。

オ　都市と町村の出火率の差は縮まってきている

出火件数を，第11表により，大都市，その他の都市，町村別にみると，大都市は総出火件数の20.5%（1万2,778件），その他の都市では56.4%（3万5,119件），町村では23.1%（1万4,407件）となっており，総出火件数に対する町村の出火件数の割合が大きくなっている。出火率については，大都市及びその他の都市が例年どおり町村を上回っているものの，その差は年々少なくなっている。なお，大都市のうちでは，大阪市の7.1が最も高く，次いで名古屋市6.9，特別区6.6となっている。

第11表　市町村別出火件数及び出火率の推移

市町村別＼年別	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
大都市計	12,846	13,028	13,708	15,064	14,356	14,126	16,180	13,766	12,814	12,778
	6.6	6.7	7.0	7.7	7.3	7.2	7.2	6.1	5.6	5.6
その他の都市計	32,890	31,772	33,667	38,734	39,067	34,151	42,575	38,848	35,637	35,119
	6.3	6.1	6.4	7.2	6.7	5.8	7.3	6.5	5.9	5.7
町村計	8,770	8,854	9,422	10,107	10,596	10,014	14,317	15,098	13,761	14,407
	2.9	2.9	3.1	3.4	3.8	3.6	5.3	5.5	5.0	5.2
全国計	54,506	53,654	56,797	63,905	64,019	58,291	73,072	67,712	62,212	62,304
	5.5	5.3	5.5	6.2	6.0	5.5	6.8	6.2	5.6	5.6

（注）1.　上段は出火件数，下段は出火率を示す。
2.　昭和47年以降の大都市計分は，札幌市，川崎市，福岡市を含む。

カ　初期消火は消火器，火災通報は119番

火災は，最初の1分間といわれ，初期消火がいかに大切であるかは論をまたない。昭和51年において，初期消火に水バケツ，水そう及び乾燥砂（以下「簡易消火用具」という。）が使用されたのは総出火件数の28.0%であり，消

第12表　初期消火器具使用状況の推移

区分 / 年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
41	19,488	40.6	11,293	23.5	773	1.6	16,503	34.3
46	20,101	31.4	15,278	23.9	2,193	3.4	26,447	41.3
51	17,454	28.0	15,504	24.9	1,693	2.7	27,653	44.4

火器が使用されたのは24.9%である。

初期消火器具の使用状況の推移は，第12表のとおりである。簡易消火用具の使用割合は，次第に減少している。一方，消火器の使用は，逐次増加している。これは，簡易消火用具による消火から消火器による消火への移行によるものと思われる。

次に，消防機関がどのような方法によって出火を覚知しているかは，第13表のとおりである。大都市及びその他の都市では，火災報知専用電話「119番」による通報が圧倒的に多く，町村でも「119番」による通報が年々増加してきており，51年は68.5%となっている。また，事後聞知が，大都市で14.8%，その他の都市で9.1%と「119番」に次いで多いのが注目される。

第13表　昭和51年覚知方法別出火件数

市町村別 / 覚知方法別	大都市計		その他の都市計		町村計		全国計	
	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比
		%		%		%		%
火災報知器	7	0.1	74	0.2	42	0.3	123	0.2
火災報知専用電話「119番」	9,859	77.1	28,385	80.8	9,873	68.5	48,117	77.2
加入電話	143	1.1	1,415	4.0	2,625	18.2	4,183	6.7
警察電話	613	4.8	790	2.3	113	0.8	1,516	2.5
望楼発見	2	0.0	104	0.3	18	0.1	124	0.2
駆け付け通報	125	1.0	451	1.3	410	2.9	986	1.6
事後聞知	1,888	14.8	3,198	9.1	655	4.5	5,741	9.2
その他	141	1.1	702	2.0	671	4.7	1,514	2.4
計	12,778	100.0	35,119	100.0	14,407	100.0	62,304	100.0

（2）損　害　額

昭和51年における火災による損害額は，前年に比べ508億600万円（46.1%）増加し1,609億5,400万円となった。この損害額は国民1人当たりでは1,435円（前年993円），1日当たりでは4億4,000万円（前年3億200万円），火災1件当たりでは258万円（前年177万円）となる。このように損害額が大幅に増加しているのは，10月29日に発生した酒田市の大火によるもので，この火災1件だけで対前年増加分（508億600万円）のおよそ8割を占める405億円に及ぶ損害額を出している。火災による損害額及び火災1件当たりの損害額の推移をみると第14表のとおりであり，年々増加の傾向を示してい

第14表　損害額の推移

区分 / 年別	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
損害額（百万円）	53,295	54,252	70,172	83,387	78,570	84,106	113,796	112,306	110,148	160,954
同上指数	100	102	132	156	147	158	214	211	207	302
1件当たり損害額（千円）	978	1,011	1,235	1,305	1,227	1,443	1,557	1,659	1,771	2,583
同上指数	100	103	126	133	125	148	159	170	181	264

第15表　昭和51年火災種別損害額

区分	損害額	割合	1件当たり損害額
	（百万円）	（%）	（千円）
建物火災	152,946	95.0	3,942
林野火災	2,393	1.5	431
車両火災	1,003	0.6	324
船舶火災	1,186	0.7	5,090
航空機火災	239	0.2	47,792
その他の火災	3,187	2.0	218
計	160,954	100.0	2,583

る。次に，損害額を火災種別ごとにみると，第15表のとおりであり，建物火災による損害額が95.0%（前年96.6%）と大部分を占めている。

（3） 死　亡　者

昭和51年中の火災による死者は1,648人で，前年の1,674人に比べて26人（1.6%）の減少となっている。

更に放火自殺（心中を含む）による死者446人を除くと1,202人となり，前年の放火自殺者を除いた死者数1,300人より大幅に減少している。

昭和42年以降の火災による死傷者の推移は，第16表のとおりである。

なお，昭和51年中の火災による死傷者のうち，消防職員及び消防団員の殉

第16表　火災による死傷者の推移

（昭和42年＝100）

区分＼年別	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
死者	1,106	1,160	1,334	1,595	1,483	1,672	1,870	1,646	1,674	1,648
指数	100	105	121	144	134	151	169	149	151	149
負傷者	9,370	8,807	9,302	9,725	9,208	9,692	9,789	9,070	8,232	9,365
指数	100	94	99	104	98	103	104	97	88	100

第17表　総出火件数と死者を伴った出火件数の比率

年別	(A) 出火件数	(B) 死者を伴った出火件数	比率 (B)／(A) %	比率 指数
44	56,797	1,066	1.88	100
45	63,905	1,289	2.02	107
46	64,019	1,256	1.96	104
47	58,291	1,320	2.26	120
48	73,072	1,474	2.01	107
49	67,712	1,414	2.09	111
50	62,212	1,488	2.39	127
51	62,304	1,410	2.26	120

職者は6人（前年7人），負傷者は2,118人（前年1,991人）である。

次に，死者を伴った出火件数をみると，昭和51年は1,410件で，前年に比較し78件（5.2%）減少した。

総出火件数に対する死者を伴った火災の発生率も，第17表のとおりで前年よりも減少している。

ア　火災種別ごとの死者数

火災種別ごとの死傷者数は，第18表のとおりで例年どおり建物火災によるものが最も多く，死者が76.5%，負傷者が90.6%と大部分を占めている。

第18表　昭和51年火災種別死傷者数

火災種別	死者 (人)	死者 (%)	負傷者 (人)	負傷者 (%)
建物火災	1,260	76.5	8,481	90.6
林野火災	37	2.2	214	2.3
車両火災	98	6.0	176	1.9
船舶火災	9	0.5	39	0.4
航空機火災	2	0.1	0	0
その他の火災	242	14.7	455	4.8
計	1,648	100	9,365	100

建物火災による死者1,260人について，その火災の焼損程度と死者数との関係をみると，全焼火災の場合が713人（56.6%），部分焼368人（29.2%），半焼179人（14.2%）となっている。

イ　季節と時間帯別の死者発生状況

月別の死者発生状況は，例年，冬季に多く，夏季は少なくなっており，第19表に示すように，暖房器具等を使用する機会の多くなる1月から3月まで，及び12月のわずか4ケ月間に全死者数の54.9%に当たる905人が死亡している。

時間帯別に死者の発生状況をみると，第20図のとおりである。

0時台が97人と最も多く，次いで16時台86人，4時台85人となっている。

第19表　昭和51年月別死傷者発生状況

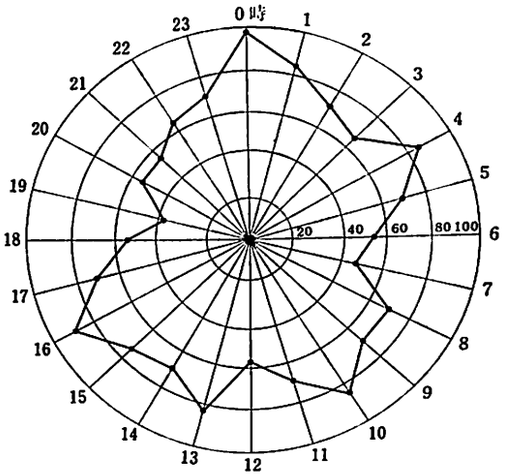
区　　分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死　　者	232	210	217	135	97	62	72	60	85	82	150	246	1,648
割　　合(%)	14.1	12.7	13.2	8.2	5.9	3.8	4.4	3.6	5.1	5.0	9.1	14.9	100
負　傷　者	1,005	863	942	736	691	467	586	518	460	1,528	618	951	9,365
割　　合(%)	10.7	9.2	10.0	7.9	7.4	5.0	6.3	5.5	4.9	16.3	6.6	10.2	100

一方，死者発生の最も少ない時間帯は19時台の39人，次いで7時台の49人となっている。

ウ　都道府県別の死者発生状況

都道府県別の死者発生状況は，第21図のとおり東京都が149人で最も多く全体の9.04％を占め，次いで北海道126人，愛知県99人，大阪府95人，神奈川県84人と続いている。

第20図　昭和51年時間帯別死者発生状況



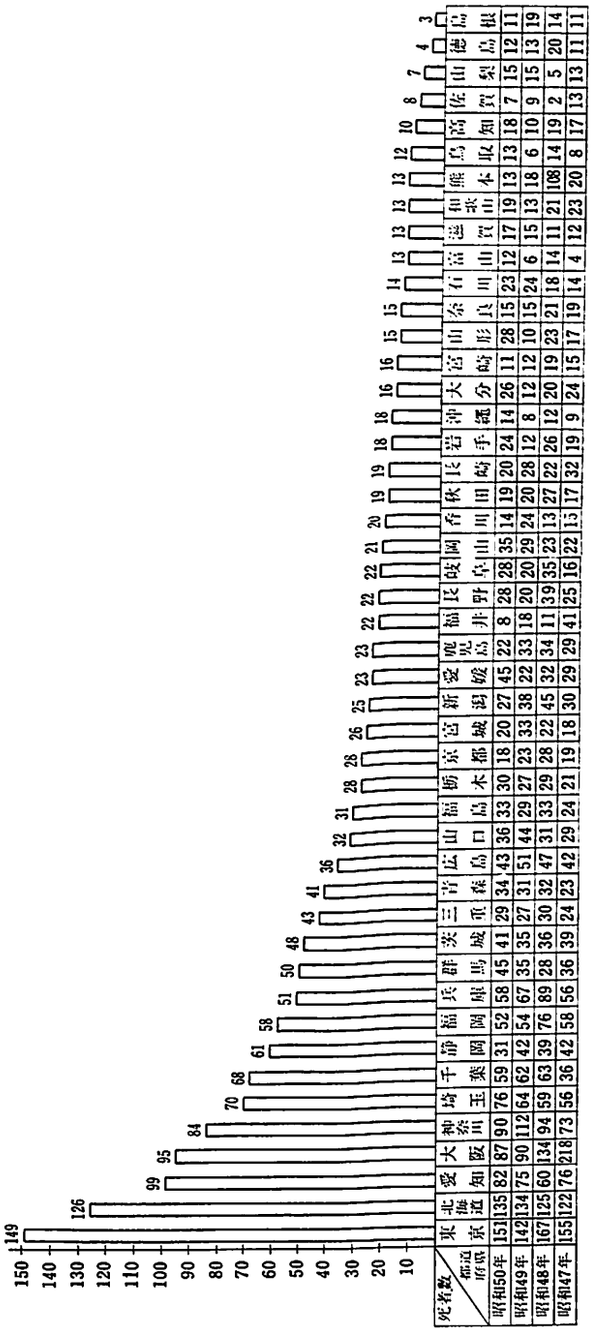
この5都道府県は，昭和49年以降死者の絶対数で上位を占めている。

一方，死者の少ない県は島根県が3人と最も少なく，次いで徳島県が4人，以下山梨県が7人，佐賀県8人，高知県10人となっている。

次に，人口10万人当たりの死者発生状況をみると，全国平均は1.46人（前年1.50人）で，これを都道府県別にみると，第22表に示すように，群馬県及び福井県の両県が2.82人と最も高く，以下青森県2.76人，三重県2.63人，北海道2.34人と続いている。

一方，低い県では，島根県が0.39人と最も低く，以下徳島県0.49人，熊本県0.75人，山梨県0.89人，佐賀県0.95人となっている。

第21図　都道府県別死者発生状況



第22表　昭和51年の人口に対する死者数の割合

率の高い都道府県				率の低い都道府県			
都道府県	人口（千人）	死者数（人）	人口10万人に対する割合	都道府県	人口（千人）	死者数（人）	人口10万人に対する割合
群馬	1,776	50	2.82	島根	771	3	0.39
福井	780	22	2.82	徳島	809	4	0.49
青森	1,483	41	2.76	熊本	1,731	13	0.75
三重	1,638	43	2.63	山梨	786	7	0.89
北海道	5,394	126	2.34	佐賀	842	8	0.95

エ　建物用途別の死者発生状況

建物用途別の死者発生状況は，第23表のとおりで，専用住宅が最も多く745人で建物火災による死者数の59.1％を占めているが，前年と比較すると

第23表　昭和51年建物用途

区分	計	専用住宅	共同住宅	併用住宅													併用共同住宅						寄宿舎	旅館・ホテル
				物品販売店舗	飲食店	バー・キャバレー等	事務所	病院	工場	作業所	倉庫・納屋	畜舎	車庫	クリーニング店舗	遊技場	アパート	物品販売店舗	事務所	車庫	作業所	寄宿舎	遊技場		
1階	853	620	72	28	5	1	4	2	1	8	6	1			2	2	2					2	12	2
2階	332	117	64	39	12	1		1	4	12	2		3	1			5		1	6	1		6	4
3階	32	1	11		1												1	1					2	3
4階	14		11																				2	
5階	8		6															1						
6階																								
7階	1																							
10階	1		1																					
12階	1																	1						
屋外	18	7	1	2	1												1							
計	1,260	745 (59.1)	166 (13.2)	69	19	2	4	3	5	20	8	1	3	1	2	2	9	3	1	6	1	2	22 (1.8)	9 (0.7)
				139 (11.0)													22 (1.8)							
昭和50年	1,296	789 (60.9)	163 (12.6)	161 (12.4)													21 (1.6)						21 (1.6)	8 (0.6)

と44名減少している。

次に建物の階層別死者発生状況は，1階での死者が最も多く853人で全体の67.7％を占め，以下2階が332人で26.3％，3階が32人で2.5％と続いている。

また，専用住宅では死者745人の83.2％に当たる620人が，共同住宅では死者166人の43.4％に当たる72人が1階で死亡している。

2階以上の死者については，複合用途建物では86.4％，次いで併用共同住宅で77.3％，共同住宅で56.0％，併用住宅で54.7％と続き，これらの用途では2階以上の階における死者発生の危険性が高いことを示している。

死者の発生した建物を構造別にみると，第24表に示すように木造が最も多く934人で74.1％を占め，次いで防火構造167人で13.3％，耐火構造110人で

別の死者発生状況

区分	宿泊所	民宿	映画館	公会堂・集会場	飲食店	物品販売店舗	病院・診療所	福祉施設	公衆浴場	車庫・駐車場	倉庫	作業所	工場	神社・仏閣	事務所	物置小屋・納屋	畜舎	公衆便所	下宿	ナイトクラブ	遊技場	複合用途	その他
1階		1	1	3	1	2	4	1	3	1	9	8	9	7	1	15	4	2				2	9
2階	1	3			5	1	5	2				7			1	2						25	1
3階							2															10	
4階																						1	
5階																						1	
6階																							
7階																						1	
10階																							
12階																							
屋外						1										1						4	
計	1 (0.1)	4 (0.3)	1 (0.1)	3 (0.2)	6 (0.5)	4 (0.3)	11 (0.9)	3 (0.2)	3 (0.2)	1 (0.1)	9 (0.7)	15 (1.2)	9 (0.7)	7 (0.6)	2 (0.1)	18 (1.4)	4 (0.3)	2 (0.2)				44 (3.5)	10 (0.8)
昭和50年	2 (0.2)		1 (0.1)		7 (0.5)	6 (0.5)	7 (0.5)	3 (0.2)			4 (0.3)	13 (1.0)	17 (1.3)	4 (0.3)	3 (0.2)	19 (1.5)	4 (0.3)		2 (0.2)	1 (0.1)	2 (0.2)	24 (1.8)	14 (1.1)

第24表　昭和51年建物構造別及び死因別死者発生状況

構造別＼死因別	一酸化炭素中毒，窒息	火傷	打撲骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
木造	328	426	2	19	14	789	145	934
防火造	71	58		2	1	132	35	167
簡易耐火造	14	18	2	1		35	9	44
耐火造	38	47	1	1	1	22	110	
その他	3	2				5		5
計	454	551	5	23	16	1,049	211	1,260

8.7%，簡易耐火構造44人で3.5%となっている。

また，建物火災における死者の死因をみると，火傷による死者は551人で43.7%を占め，次いで一酸化炭素中毒，窒息による死者は454人で36.0%と続いている。

オ　死亡原因

火災による死者の死因は，放火自殺によるものを除くと第25表で示すように火傷による死者が672人で55.9%を占め，次いで一酸化炭素中毒及び窒息

第25表　死因別死者発生状況の推移

年別＼区分	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲骨折等	不明	その他	大阪ガス爆発	船舶衝突火災	小計	自殺	総計
44	793 (65.6)	372 (30.8)	16 (1.3)	4 (0.3)	23 (2.0)			1,208 (100)	126 〔9.5〕	1,334
45	785 (54.1)	541 (37.3)	8 (0.6)	10 (0.7)	32 (2.2)	74 (5.1)		1,450 (100)	145 〔9.1〕	1,595
46	654 (51.7)	521 (41.3)	16 (1.3)	8 (0.6)	64 (5.1)			1,263 (100)	220 〔14.8〕	1,483
47	625 (42.5)	790 (53.7)	16 (1.1)	4 (0.3)	36 (2.4)			1,471 (100)	201 〔12.0〕	1,672
48	684 (43.1)	866 (54.6)	14 (0.9)	7 (0.4)	15 (1.0)			1,586 (100)	284 〔15.2〕	1,870
49	465 (35.1)	787 (59.5)	4 (0.3)	14 (1.1)	20 (1.5)		33 (2.5)	1,323 (100)	323 〔19.6〕	1,646
50	517 (39.8)	713 (54.8)	9 (0.7)	24 (1.9)	37 (2.8)			1,300 (100)	374 〔22.3〕	1,674
51	476 (39.6)	672 (55.9)	7 (0.6)	19 (1.6)	28 (2.3)			1,202 (100)	446 〔27.1〕	1,648

（注）（　）内は，百分比を示す。また〔　〕内は，総計に対する自殺の百分比を示す。

第26表　昭和51年の死に至った経過と年齢別の状況

年令区分等	計	就寝中												起床中																								作業中												等		
		熟睡	逃げ遅れ	病気・病弱・身体不自由	幼児	その他	再進入家族を助けに戻るもの	物品を取りに戻るもの	着衣に着火してガス爆発	その他	逃げ遅れ	病気・病弱・身体不自由	幼児	その他	再進入家族を助けに戻るもの	物品を取りに戻るもの	着衣に着火してガス爆発	その他	逃げ遅れ	病気・病弱・身体不自由	幼児	その他	再進入家族を助けに戻るもの	物品を取りに戻るもの	着衣に着火してガス爆発	その他	不明	仕事中	作業中	出火消火作業中	自損行為（自殺・心中）	両船舶	車船航空機
0～5歳	189	59			59	7			1	1		2	63	11		1	1	25	2	6	2	2	1				2	2	6	2	26																	
6～10	51	16				12						1		4		1		2	1	2	1						1	1	2		8																	
11～20	81	17	5			5				1		4		14	1	2	2	1	3	6	2						1	1	6		18	8	1		1													
21～30	240	22	28	4		9		1		3	2	3		11	1	2	1	2	3	5	4	1					1	4	5		120	9		1													
31～40	214	11	30	4		10		1	1		3	4		10	1	2	2	1	4	6	2	2					2	3	6		102	12	2	1													
41～50	172	11	22	2		10			3	1	1	2		9		2	2	2	6	6	3	2					4	2	7		78	7	1															
51～60	132	6	15	10		6		1	1	1	1	1		9		2	3	3	3	5	3	2					3	3	7		35		2															
61～70	189	14	12	50		10	1		1	1	1	7		18		3	3	1	5	4	3	1					3	11	26		1																	
71～80	250	16	4	69		11		1	4	1	5	16		14	1	4	8	1	1	4	2						2	20	23																			
81歳以上	125	11	1	29		14		1	7	1	1	4		11		2	3			3	2						1	8	6																			
不明	5		1																										4																			
計	1,648	124	118	168	59	84	1	4	16	7	1	7	14	102	3	17	103	18	29	26	3	32	31	19	3	56	446	37	6	2																	
							603 (36.6)										476 (28.9)											569 (34.5)																					
(%)		127	97	136	68	149	10	11	22	0	0	20	9	59	47	116	12	14	133	22	22	0	0	62	30	42	1	48	374	41	5	0																
昭和50年	1,674						646 (38.6)										517 (30.9)											511 (30.5)																					

による死者が476人で39.6%と続いている。

放火自殺による死者は446人で全死者数の27.1%を占めているが，この放火自殺者は年々増加してきている。

カ　死に至った経過

死に至った経過をみると，第26表に示すとおりであり，就寝中の火災による死者が603人（前年646人）で全体の36.6%（前年38.6%）となっている。

この内訳をみると，逃げ遅れによるものが553人で91.7%と大部分を占め，次いで着衣に着火し消火しきれず死亡したもの16人で2.7%，一旦は屋外に避難したものの家族を助けに，あるいは物品を取りに戻り死亡したもの5人で，0.8%となっている。

このうち大部分を占める逃げ遅れを更に分類すると，病気や身体不自由のため発見が遅れたり，自力避難が出来ずに死に至ったもの168人で30.4%，熟睡していて火災に気づかなかったもの124人で22.4%，泥酔のため火災に気づかなかったり，あるいは逃げられなかったもの118人で21.3%，火災には気づいたが延焼拡大が早く逃げられなかったり，火災に気づいていても持出品を準備している間に火煙が充満して逃げる機会を逸して死亡したもの84人で15.2%，乳幼児のため自力で避難できなかったもの59人で10.7%となっている。

起床中の火災による死者は，476人（前年517人）で全体の28.9%（前年30.9%）となっており，このうち逃げ遅れによるものが214人で45.0%，炊事中あるいは採暖中，衣服に火が着火して消すことが出来なかったり，たき火及び火遊びによる火災で死亡したものが150人で31.5%，ガス爆発やあるいは放火自殺の巻添え等によるもの61人で12.8%，家族を助けたり物品を持ち出すために，一旦は屋外に避難したが再び燃えている家屋に進入てし火煙等にまかれて死亡したもの20人で4.2%となっている。逃げ遅れによるものを更に分類すると，火災に気づいた時はすでに火煙が充満して逃げられなかったり，火災に気づいていても持出品を準備している間に火煙が充満して逃げる機会を逸して死亡したもの102人で47.7%，次いで乳幼児のため自力で避難

できなかったもの63人で29.4%，病気や身体が不自由で避難できなかったもの49人で22.9%となっている。

次に年齢別に死に至った経過をみると，死者の最も多い高齢者（61歳以上）では，564人（前年638人）のうち病気あるいは身体不自由のため避難できない場合が最も多く175人で31.0%を占め，この175人の中にはいわゆる寝たきり老人の死者が134人含まれている。

これに次いで多いのが，着衣に着火し消火しきれず死亡したもの93人で16.5%，火災に気づいた時にはすでに火煙が充満して逃げ遅れたもの78人で，13.8%の順となっている。

なお，病気により逃げられず死に至ったもの，着衣に着火し消火しきれず死に至ったものは，この年齢層に多く全体のうちそれぞれ80.6%，78.2%と大部分を占めているのが大きな特徴である。

また，乳幼児（5才以下）の死者は189人（前年170人）で全体の11.5%を占めているが，その過半数は，幼児のため自力避難できずに犠牲となっているものであり，その他は一家心中など親等の自殺の道連れになっているもの，本人の火遊びによるものがそれぞれ全体の13%強を占めている。

なお，この中には出火時保護者が留守であったために助け出せなかったものが50人含まれている。

更に青年層（21才～30才）では，240人のうち120人の50.0%（前年120人，47.2%），31才～40才では214人のうち102人の47.7%（前年84人，48%），41才～50才では172人のうち78人の45.3%（前年67人，39.4%）は，自殺による死者であり，これらの年齢層では，その約半数が放火自殺者によって占められている。

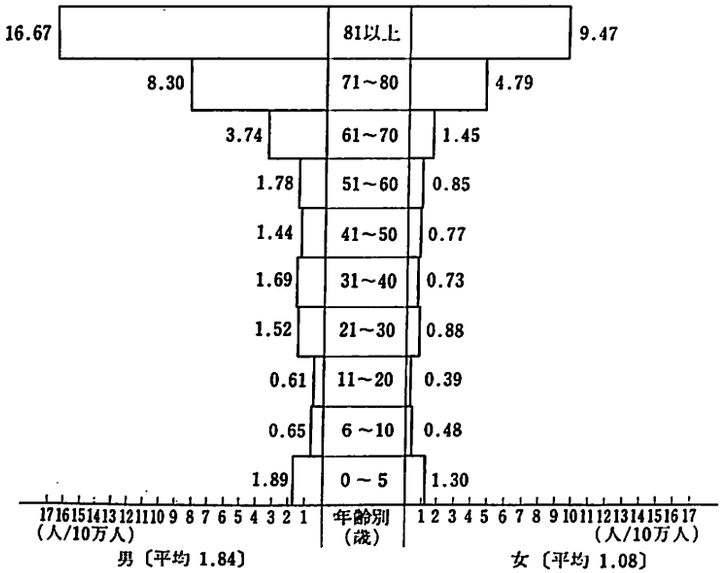
キ　老人と死者

火災による死者を年令別にみると，61才以上の高齢者が564人（前年638人）で34.2%（前年38.1%）を占めている。

これを年齢別人口10万人当たりの死者数についてみると第27図に示すとおり81才以上を最高に71才～80才，61～70才の順で上位を占めている。

61才以上の高齢者の火災による死者数をその人口数と比較してみると，第

第27図　昭和51年年齢別の人口10万人当たりの死者数



28表に示すとおり，高齢者の人口は，昭和45年の指数を100とすると，昭和51年は124であるのに対し，死者数は，昭和45年の100に対し，昭和51年は96で，また，61才以上の人口10万人当たりの死者数は4.47人（前年5.20人）となり，61才以上の死者は人口の増加に比較し若干の減少がみられた。

しかし，60才以上の高齢者のみの世帯数は，第29表に示すとおり，昭

第28表　高齢者（61歳以上）の人口と死者数

年別	人口		死者数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人)A	指数	死者(人)B	指数	B/A (人/10万人)	指数
45	10,224	100	586	100	5.73	100
46	10,602	104	564	96	5.32	93
47	11,029	108	579	99	5.25	92
48	11,373	111	667	114	5.86	102
49	11,754	115	611	104	5.20	91
50	12,246	120	638	109	5.20	91
51	12,629	124	564	96	4.47	78

（注）人口は，総理府統計局資料「推計人口」による。

第29表　60歳以上の高齢者のみの世帯数

年別	総世帯数		60歳以上の高齢者のみの世帯数		比率	
	世帯数（千世帯）A	指数	世帯数（千世帯）B	指数	B/A(%)	指数
45	29,887	100	1,301	100	4.4	100
46	30,861	103	1,366	105	4.4	100
47	31,925	107	1,502	115	4.7	107
48	32,314	108	1,661	128	5.1	116
49	32,731	110	1,682	129	5.1	116
50	32,877	110	1,786	137	5.4	123
51	34,275	115	2,054	158	6.0	136

（注）世帯数は，厚生省統計情報部調査による推計世帯数による。

和45年を100（指数）とした場合，昭和51年では158と大幅に増えており，総世帯数の増加率より著しく高い率を示し，この傾向は今後も続くものと思われ，ひとり暮らし老人世帯の増加に結びつくことも考えられることから，引き続き，関係行政機関はもとより地域社会が一体となって高齢者を火災から守るためのきめこまかい対策を推進する必要がある。

ク　1件で3人以上の死者を出した火災

1件で3人以上の死者を出した火災は，昭和51年中に53件（前年39件）発生し，これによる死者は192人（前年140人）で全体の11.7%（前年8.4%）

第30表　昭和51年中における1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

区分		計	3人	4人	5人	6人	15人
計		53(192)	35(105)	14(56)	2(10)	1(6)	1(15)
建物火災	全焼	28(93)	20(60)	7(28)	1(5)	—	—
	半焼	9(42)	5(15)	3(12)	—	—	1(15)
	部分焼	7(25)	5(15)	1(4)	—	1(6)	—
林野火災		—	—	—	—	—	—
車両火災		6(23)	2(6)	3(12)	1(5)	—	—
船舶火災		1(3)	1(3)	—	—	—	—
航空機火災		—	—	—	—	—	—
その他の火災		2(6)	2(6)	—	—	—	—

（注）（ ）内は，死者数を示す。

を占めているが，このうち11件（37人）は親子心中等自損行為によるものである。

この件数を都道府県別にみると，東京都５件（20人），三重県５件（18人）及び北海道５件（16人）が最も多く，次いで大阪府及び神奈川県がそれぞれ３件（10人），埼玉県３件（９人）の順となっている。

１件で３人以上の死者を出した火災種別ごとの発生状況は，第30表に示すように建物火災によるものが44件（83.0%）で160人（83.3%）と大部分を

第31表　昭和51年中における１件で３人以上の死者を出した火災の時間別発生状況

区分	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
出火件数	8	4	4	4	3	2	2	1	2	1	1	1	1
死者数	28	25	14	13	10	8	7	3	6	4	3	3	3

区分	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	計
出火件数	1	2	—	3	3	—	—	1	1	4	4	—	53
死者数	3	6	—	11	9	—	—	3	3	16	14	—	192

第32表　昭和51年中における１件で３人以上の死者を出した建物火災の建物用途別発生状況

区分	火災件数	死者 専用住宅	共同住宅	民宿	寄宿舎	病院	作業所	飲食店併用住宅	店舗併用住宅	工場併用住宅	作業所併用住宅	複合用途	計
計	44	80	13	4	3	4	6	7	8	3	4	28	160
								22					
1階	34	50	7	1	3	—	1	2	6	—	—	—	70
2階	4	30	3	3	—	4	5	5	2	3	4	16	75
3階	2	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	9	12
4階	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屋外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
不明	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）　火災件数欄は出火階を示し，死者は発生した階ごとに集計した。

占めている。

時間別発生状況をみると，第31表に示すとおり０時台の28人を最高に死者数，件数ともに就寝時間帯で多く発生している。

建物用途別の死者発生状況は，第32表で示すように専用住宅における死者が80人で50.0%と半数を占め，次いで複合用途が28人で17.5%，併用住宅が22人で13.8%と続いている。

（４）　出　火　原　因

昭和51年における出火原因別の出火件数は，第33表のとおりである。昭和

第33表　昭和51年出火原因別出火件数

区分	出火件数（件）	割合(%)
失火	48,750	78.2
放火，放火の疑い	4,465	7.2
自然発火，再燃	1,137	1.8
天災，地変	178	0.3
不明	7,774	12.5
計	62,304	100.0

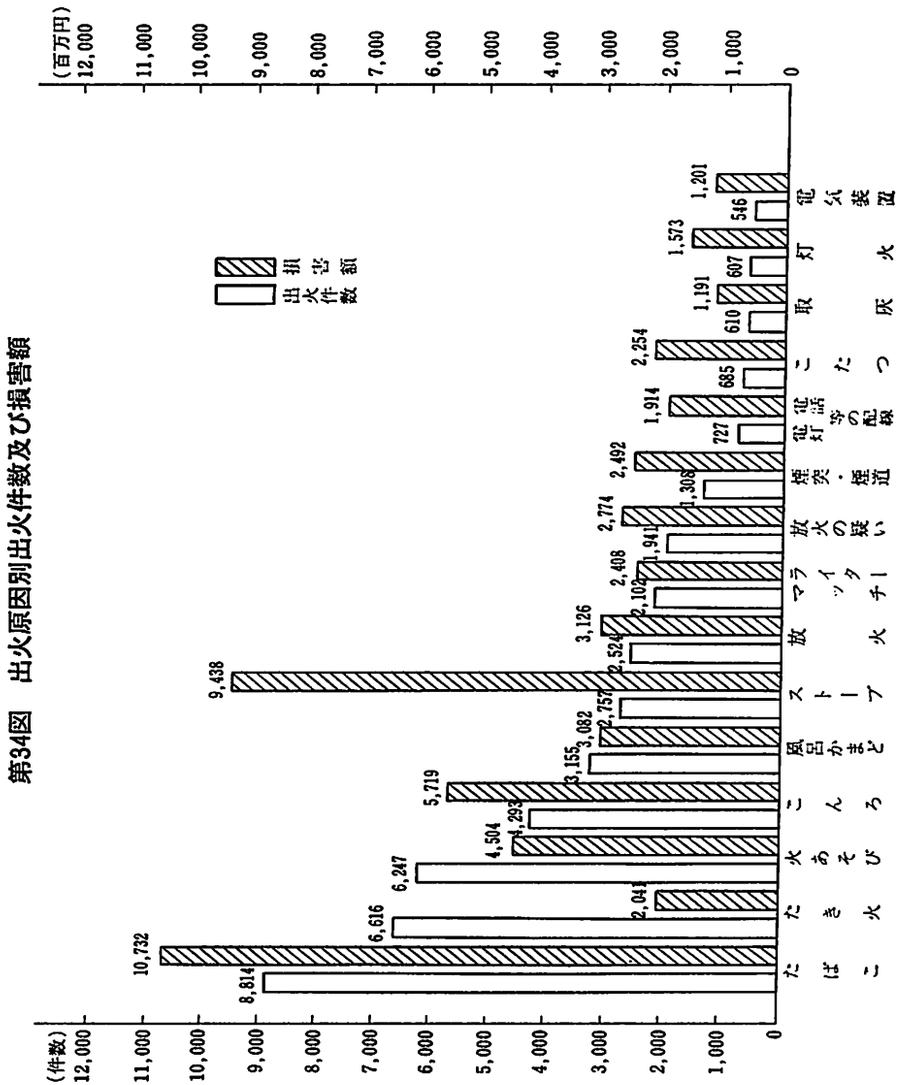
51年の出火件数６万2,304件のうち，失火が４万8,750件（78.2%）で，火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

ア　「たばこ」による火災が依然として首位

出火原因別の出火件数及び損害額をみると，第34図のとおりである。たばこによるものが8,814件と総出火件数の14.1%（前年14.9%）を占め，例年どおり首位となっており，また，その比率は年々漸増の傾向にあったが，昭和50年，昭和51年と連続して減少している。次いで，たき火の6,616件で10.6%（前年10.7%），火あそびの6,247件で10.0%（前年9.9%），こんろの4,293件で6.9%（前年6.6%），風呂かまどの3,155件で5.1%（前年5.2%）の順となっている。

たばこによる出火件数とたばこの販売量の推移をみると，第35図のとおりである。51年はたばこによる出火件数とたばこの販売量は，ともに前年より

第34図　出火原因別出火件数及び損害額



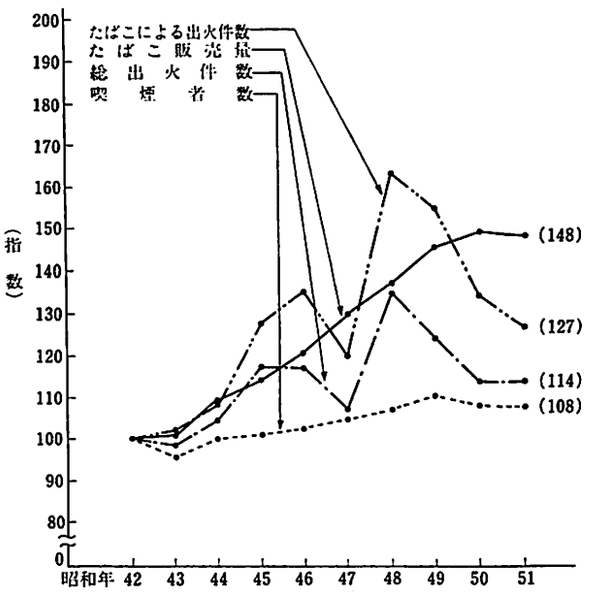
減少しており，なかでもたばこによる出火件数は，49年以降3年連続減少している。

たばこによる火災の損害状況をみると，建物16万5,350㎡，林野13万1,977aを焼失し，107億3,200万円の損害を出している。

たばこによる火災は，我が国では最も多いが，アメリカ，カナダなどの諸

第35図　たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移

（昭和42年＝100）



（注）　たばこ販売量及び喫煙者数については専売公社の資料による。

国においても出火原因の上位を占めている。昭和51年度においては，全国で3,400万人（国民3人に1人の割合）の愛煙家が毎日1人当たり男約24本，女約16本で総計2,891億本のたばこを消費している。

たばこの火は，住宅，事務所，工場等の建物の中や山林，自動車の中等いたるところにあり，しかも喫煙中のたばこの温度は約700℃にも達するものであるため，喫煙者の不注意によって，多くの火災をひき起こす結果となっている。

たばこによる火災の損害状況は，第36表のとおりである。建物火災が最も多く4,108件（46.6%）で．林野火災は1,356件（15.4%）となっている。また，これを経過別にみると，投げ捨てによるものが最も多く5,297件（60.1%）となっている。屋内での床上への投げ捨て，列車，バス等の乗り物の窓からの投げ捨て，山林の中で枯草への投げ捨て等しばしば見受けられるが，火災の危険性を思えば社会的罪悪というべきであろう。次いで，放置

第36表　たばこ及びマッチ・ライターによる損害状況

区分		単位	たばこ	マッチ・ライター
出火件数		件	8,814	2,102
うち	建物火災		4,108	1,070
	林野火災		1,356	442
	車両火災		418	101
	その他の火災		2,932	489
主な経過別出火件数		件		
たばこ	マッチ・ライター			
投げ捨て	投げ捨て		5,297	658
火源落下	引火		1,188	291
消し忘れ	火源が動いて接触		843	172
焼損面積	建物	m²	165,350	39,460
	林野	a	131,977	47,377
損害額		百万円	10,732	2,408
昭和51年度たばこ販売量		億本	2,891	
昭和51年度たばこ喫煙者数		万人	3,400	
全国たばこ喫煙者率				
	男性	%	75.1	
	女性		15.4	

（注）　昭和51年度たばこ販売量以下の数字は，専売公社の資料による。

していたたばこが落下したもの1,188件（13.5%），消し忘れによるもの843件（9.6%）の順となっている。

このように，たばこによる火災はいずれも喫煙者の不注意，不始末によって生じているものであり，今後，たばこによる火災が増加することがないよう喫煙者の防火に対する再認識が強く望まれる。

第37表　たき火及び火あそびによる損害状況

区分	単位	たき火		火あそび	
出火件数	件		6,616		6,247
主な発火源別件数		たき火の延焼拡大	4,651	マッチ	4,877
		火の粉の飛火	1,759	ライター	308
		虫焼火	206	花火	202
建物焼損面積	m²		61,021		117,437
林野焼損面積	a		80,870		23,116
損害額	百万円		2,041		4,504

たばこに関連して，マッチ・ライターによる火災の損害状況についてみると第36表のとおりである。昭和51年においては前年より305件（12.7%）減少し2,102件の火災が発生し，建物3万9,460m²，林野4万7,377aを焼失し，損害額は24億800万円と前年より1億1,600万円（5.1%）増加している。主な経過別出火件数をみると，たばこと同じく最も多いのは，投げ捨てによるもので658件（31.3%），次いで，ガス等への引火291件（13.8%），火源が動いて何らかの着火物に接触したもの172件（8.2%）の順となっている。

消したと思って投げ捨てたマッチの火が実は消えておらず，可燃物に着火したり，漏油に引火する例はよく見受けられるので，マッチの燃えかすの処理には，十分な注意が必要であり，この面での広報が更に必要と考えられる。

イ　たき火及び火あそびによる火災はいずれも全火災の約1割

たき火による火災損害状況をみると，第37表のとおりである。前年に比べ29件（0.4%）減少して6,616件（全火災の10.6%）の火災が発生し，損害額についても，4億2,300万円（17.2%）減少して20億4,100万円となっている。

たき火による火災の主な発火源別出火件数は，たき火の延焼拡大によるものが4,651件で最も多く，次いで，火の粉の飛火によるもの1,759件となっている。たき火による火災の24%は林野において発生しており，ハイカーや林業労務者，工事現場作業員等のたき火により火災になった例が多い。

次に，火あそびによる火災の損害状況をみると，第37表のとおりである。前年に比べ78件（1.3%）増加して6,247件（全火災の10.0%）の火災が発生したが，損害額については，3億8,400万円（7.9%）減少して45億400万円となった。

火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は，マッチによるものが4,877件（78.1%）で最も多く，次いで，ライター308件，花火202件の順となっている。

マッチによる火あそびが非常に多いことは、保護者等おとな自身にも問題があり，子供の手の届くところにはマッチを置かないように配慮するほか，火の取扱い方について子供に対し更に適切な指導，監督を行うべきである。

ウ　ストーブの火災が増加

ストーブよる火災の損害状況をみると，第38表のとおりである。前年に比べ260件（10.4%）増加して2,757件の火災が発生し，損害額についても，16億5,300万円（21.2%）増加して94億3,800万円となっている。

ストーブによる火災のうちでは，石油ストーブによるものが最も多く，2,018件で73.2%を占めている。これは近年暖房器具として石油ストーブが著しく普及し，一般家庭や事業所などで広く使用されるようになったことに起因している。

また，石油ストーブ以外のストーブによる出火件数は，電気ストーブ，ガスストーブ（都市ガス，プロパンガス），まきストーブ，石炭ストーブの順となっている。次に，ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると，引火，ふく射によるものが608件と最も多い。これには，石油ストーブのそばで灯油等を取り扱ったため引火したもの，ゴム管の差しこみのゆるみ，老朽化，きれつ等によってガスが漏れ，これに引火して火災となったもの又はストーブをカーテンやふすま，棚等の燃えやすい物の近くで使用したため，ふく射熱によって火災となったもの等が多い。次に可燃物の接触・落下等によるものが591件となっており，これにはストーブの上に干していた洗濯物が落下して火災となった例がある。適切な場所，適正な方法で使用するとともに器具の整備，点検を十分行い，取扱いに慎重を期すことが望まれる。

第38表　ストーブによる損害状況

区分	単位	昭和51年
出火件数	件	2,757
うち 石油ストーブ		2,018
電気 〃		278
ガス 〃		231
まき 〃		187
石炭 〃		43
主な経過別出火件数	件	
うち 引火・ふく射		608
可燃物の接触・落下		591
使用方法の誤り		302
調整不良		178
消し忘れ		173
転倒		143
建物焼損面積	m²	169,050
損害額	百万円	9,438
石油ストーブ普及率	%	89.5
灯油販売量	万kl	2,353

エ　ガス使用器具の火災は引き続き減少

近年，プロパンガスの普及，家庭用ガス器具の使用の増加に伴いガス使用器具等による出火件数は，昭和48年まで増加の傾向にあったが，昭和49年から3年連続減少していて，昭和51年は7,222件（全火災の11.6%）の火災が発生している。ガス使用器具及び施設の火災件数の推移をみると，第39表のとおりである。昭和47年を基準とした場合，昭和51年にはガス使用器具及び施設による火災件数全体では減少しているが，コンロは1.2倍，ストーブ，風呂かまどはともに1.1倍と増加している。また，都市ガスとプロパンガスの別でみると，プロパンガスによる火災件数の割合が大きくなる傾向にあっ

第39表　ガス使用器具及び施設の火災件数の推移

区分＼年	47	48	49	50			51		
				都市ガス	プロパンガス	計	都市ガス	プロパンガス	計
コンロ	3,081	3,454	3,362	1,479	2,088	3,567	1,568	2,169	3,737
ストーブ	224	291	236	115	72	187	143	103	246
風呂かまど	1,824	2,076	2,024	1,107	985	2,092	1,083	985	2,068
湯沸かし器	657	732	662	287	314	601	223	288	511
工業用・営業用炉	90	113	76	18	42	60	19	39	58
かまど	23	23	17	3	12	15	11	7	18
その他	1,618	1,771	1,062	250	614	864	203	381	584
計	7,517	8,460	7,439	3,259	4,127	7,386	3,250	3,972	7,222

たが，昭和51年は前年に比べ小さくなっている。

ガス使用器具のうちでは，コンロによる火災が最も多く3,737件で全体の51.7%を占め，前年より170件（4.8%）増加している。そのうち都市ガスとプロパンガスの構成比をみると，都市ガス42.0%，プロパンガス58.0%となっている。

次に，出火件数の多いのはガスを使用した風呂かまどで，前年より24件（1.1%）減少して2,068件となっていて，そのうち都市ガスとプロパンガスの構成比は，都市ガス52.4%，プロパンガス47.6%となっている。

これらは，ガス漏れやコック，バルブの閉じ忘れによる引火，ふく射熱による壁体の過熱等によって火災となったもの等が多い。また，プロパンガスは空気よりも重く，都市ガスに比べて着臭の度合が薄いため，ガス漏れがあっても気づきにくい特性を有しているので，火災の危険性が大きい。

3番目に出火件数の多いのは，ガス湯沸かし器の511件である。近年，家庭用の風呂や炊事用又はセントラルヒーティング用のガス湯沸かし器が著しく普及し，昭和51年の普及率は69.1%に達しているが，出火件数は，ガス使用器具全体の出火件数の減少と同様に昭和49年から3年連続して減少している。

このように，近年ガス使用器具及び施設の火災件数は全火災件数の1割強を占めている。いうまでもなく，ガスによる火災が発生した場合には，一時に多数の人命を失うおそれがある。これを防止するには，ガスを使用する一般家庭に対してガスの危険性及びガスの取扱いに関する知識を普及させ，また，業者の保安サービスの徹底，安全性確保のための器具の改良などに十分な対策をたてる必要がある。

オ　放火及び放火の疑いによる火災の増加が目立つ

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況をみると，第40表のとおり放火によるものの出火件数は2,524件で前年に比べ313件（14.2%）の増加，放火の疑いは1,941件で前年に比べ280件（16.9%）の増加となっている。損害額については，放火が31億2,600万円で前年に比べ10億4,400万円(25.0%)の減少，放火の疑いが27億7,400万円で前年に比べ7億円（33.8%）の増加となっている。

第40表　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

区分	単位	放火	放火の疑い	計
出火件数	件	2,524	1,941	4,465
うち マッチによるもの		1,299	891	2,190
ライターによるもの		215	160	375
たばこによるもの		52	47	99
損害額	百万円	3,126	2,774	5,900
放火罪認知件数	件		1,891	
放火犯検挙人員	人		876	
触法少年補導人員(13歳以下)			277	
検挙人員の年齢別内訳				
14歳～19歳			116	
20歳～24歳			100	
25歳～29歳			147	
30歳～39歳			237	
40歳～49歳			185	
50歳以上			91	

（注）1. 放火罪認知件数以下の数字は，警察庁の資料による。
2. 認知件数とは，警察において認知した犯罪と思料される事件数をいう。
3. 検挙人員とは，警察において検挙した事件（解決事件に係る者を除く。）の被疑者の数をいう。
4. 触法少年補導人員とは，警察において触法少年として補導した少年の数をいう。

ている。

放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると，マッチによるもの（放火1,299件，放火の疑い891件）が最も多い。

ところで，全国の都道府県警察において放火犯罪として認知した件数は1,891件で，検挙人員数（14歳以上の者）及び触法少年補導人員数（13歳以下の者）は1,153人となっている。これを年齢別にみると，13歳以下の者が277人で最も多く，次いで30歳以上39歳以下の者が237人となっており，24歳以下の青少年が493人と全体の42.8%で半数近くを占めている。また，学校火災には放火によるものが多く，昭和51年は出火件数444件のうち，放火が49件，放火の疑い67件となっており，出火原因の首位を占めている。

（5） 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ｱ) 建物火災は1日に106件，14分ごとに1件

昭和51年における建物火災の出火件数は，総出火件数の62.3%に相当する3万8,796件であり，1日に106件，14分ごとに1件の割合で発生したことになる。

建物火災の出火件数は，ひときわ多かった昭和48年を除き，昭和44年からほぼ横ばいとなっており（第5表参照），昭和51年は前年に比べ341件(0.9%）と微増にとどまっている。次に，月別の建物火災の出火件数をみると，第41表のとおりである。1月の4,388件を最高に，12月4,303件，3月4,027件，2月3,826件と冬季から春先にかけて多く発生している。建物火災の損害額は1,529億4,600万円で総火災損害額の95.0%に達し，226万7,147㎡の建物が灰になった。

第41表 昭和51年月別建物火災出火件数

区分＼月別	1	2	3	4	5	6	7
件数	4,388	3,826	4,027	3,436	3,115	2,314	2,699
割合(%)	11.3	9.9	10.4	8.8	8.0	6.0	7.0

区分＼月別	8	9	10	11	12	計
件数	2,496	2,314	2,650	3,228	4,303	38,796
割合(%)	6.4	6.0	6.8	8.3	11.1	100.0

a 住宅の火災が過半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると，第42表のとおりである。居住建物の出火件数が1万9,459件で最も多く，全体の50.2%を占めていて，前年に比べ0.1%増加している。次いで，工場・作業場5,310件，倉庫3,296件，飲食店1,203件の順となっている。出火件数を前年に比べてみると，増加率の高いのは，神社・寺院の15.3%，養畜舎の13.0%などであり，減少率の高いのは，社会福祉施設の23.9%，百貨店・マーケットの16.1%，

第42表 用途別建物火災の損害状況

用途別＼損害状況	出火件数 昭和51年(件)	出火件数 昭和50年(件)	出火件数 増減率(%)	焼損面積(㎡)	損害額(百万円)
居住	19,459	19,436	0.1	767,184	36,309
劇場・興行場	151	169	△10.7	167,086	40,583
百貨店・マーケット	104	124	△16.1	7,619	619
旅館・ホテル	315	354	△11.0	23,865	1,277
病院・診療所	185	210	△11.9	3,828	1,139
社会福祉施設	54	71	△23.9	2,474	59
学校	444	455	△ 2.4	58,295	1,703
神社・寺院	249	216	15.3	20,825	2,187
浴場	79	85	△ 7.1	4,759	163
事務所	784	812	△ 3.4	28,392	1,649
飲食店	1,203	1,207	△ 0.3	63,746	4,520
工場・作業場	5,310	5,121	3.7	487,126	28,247
倉庫	3,296	3,308	△ 0.4	236,087	11,084
車庫	253	246	2.8	11,484	1,838
養畜舎	625	553	13.0	72,815	1,263
官公署	95	98	△ 3.1	6,332	151
その他	6,190	5,990	3.3	305,230	20,155
計	38,796	38,455	0.9	2,267,147	152,946

病院・診療所の11.9%などである。

b 木造建物の火災が63%

建物火災を火元建物の構造別にみると，第43表のとおりである。木造建物

第43表 火元建物の構造別損害状況

構造別＼年別	昭和46年件数	昭和47年件数	昭和48年件数	昭和49年件数	昭和50年件数	昭和51年 出火件数	延焼率	焼損むね数	1件当たり焼損面積	1件当たり損害額
							(%)		(㎡)	(千円)
木造	27,135	25,933	27,709	25,343	24,698	24,315	19.5	36,158	71.0	4,457
防火造	5,557	5,526	6,086	5,753	5,635	5,852	10.1	6,972	34.7	2,844
簡易耐火造	2,450	2,850	3,601	3,216	3,183	3,537	7.5	3,991	60.1	4,665
耐火造	3,225	3,321	3,811	3,716	3,707	3,808	1.3	3,840	12.1	1,467
その他・不明	1,182	1,238	1,344	1,115	1,232	1,284	53.0	1,995	61.1	4,553
計	39,549	38,868	42,551	39,143	38,455	38,796	16.3	52,956	58.4	3,942

からの出火件数は2万4,315件で，建物火災件数の62.7%を占め，次いで，防火造建物5,852件（15.1%），耐火造建物3,808件（9.8%），簡易耐火造建物3,537件（9.1%）の順となっている。

これら建物火災について，火元建物以外の別むねに延焼した火災件数の割合（延焼率）を構造別にみると，木造建物では19.5%と出火件数5件のうち1件は別むねに延焼している。以下，防火造建物の10.1%，簡易耐火造建物の7.5%，耐火造建物の1.3%の順となっている。

次に，火元建物の構造別に火災1件当たり焼損面積をみると，木造建物が71.0㎡と最も大きく，以下，簡易耐火造建物の60.1㎡，防火造建物の34.7㎡，耐火造建物の12.1㎡となっている。

第44表は，住宅の建て方及び構造別のむね数（最新の昭和48年「住宅統計調査報告」による）を示すものであるが，全国で木造建物は1,911万むねと全体の66.5%を占めており，圧倒的に木造の割合が高い。防火対策上住宅などの不燃化の促進が重要視されるゆえんである。

第44表　建て方・構造別住宅むね数

（単位：千むね）

建て方別＼構造別	全国 総数	全国 木造	全国 防火木造	全国 非木造	市部 総数	市部 木造	市部 防火木造	市部 非木造
総数	28,731	19,112	5,665	3,954	22,257	13,559	5,129	3,569
1戸建	18,620	14,918	3,035	667	12,820	9,715	2,588	517
長屋建	3,533	2,436	566	531	3,093	2,170	512	411
共同住宅	6,451	1,704	2,034	2,713	6,232	1,630	2,001	2,601
その他	127	54	30	43	112	44	28	40

（注）本表は，昭和48年総理府統計局「住宅統計調査報告」によるものである。

c　町村が大都市を上回る

大都市，その他の都市，町村別の建物火災の出火件数をみると，大都市8,401件（21.6%），その他の都市2万1,905件（56.5%），町村8,490件（21.9%）となり，その他の都市，すなわち中小都市における火災が過半数を占めている。また，町村が大都市を上回ったことが注目される。

次に，昭和42年以降の推移をみると，第45表のとおりであり，昭和42年を100とした場合の昭和51年の指数は，大都市103，その他の都市104，町村134となっており，町村の増加が目立っている。しかし，建物火災の出火率は大都市3.7，その他の都市3.5，町村3.1となっており，人口の集中度の高い地域ほど出火率も高い。

第45表　市町村別建物出火件数の推移

区分	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
大都市計	8,187	8,161	8,615	9,133	8,680	9,291	9,716	8,754	8,388	8,401
同上指数	100	100	105	112	106	113	119	107	102	103
その他の都市計	21,153	20,118	22,176	23,737	23,881	22,511	24,502	22,309	21,907	21,905
同上指数	100	95	105	112	113	107	116	105	104	104
町村計	6,347	6,174	6,862	6,975	6,988	7,066	8,333	8,080	8,160	8,490
同上指数	100	97	108	110	110	111	131	127	129	134
全国計	35,687	34,453	37,653	39,845	39,549	38,868	42,551	39,143	38,455	38,796
同上指数	100	97	106	112	111	109	119	110	108	109

（注）昭和47年以降の大都市計には，札幌市，川崎市，福岡市を含む。

d　建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を，損害額及び焼損面積の段階別にみると第46表のとおりである。損害額では，1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万9,561件で全体の50.4%を占め，焼損面積では，1件の火災につき50㎡未

第46表　昭和51年建物火災の損害額，焼損面積，段階別出火件数

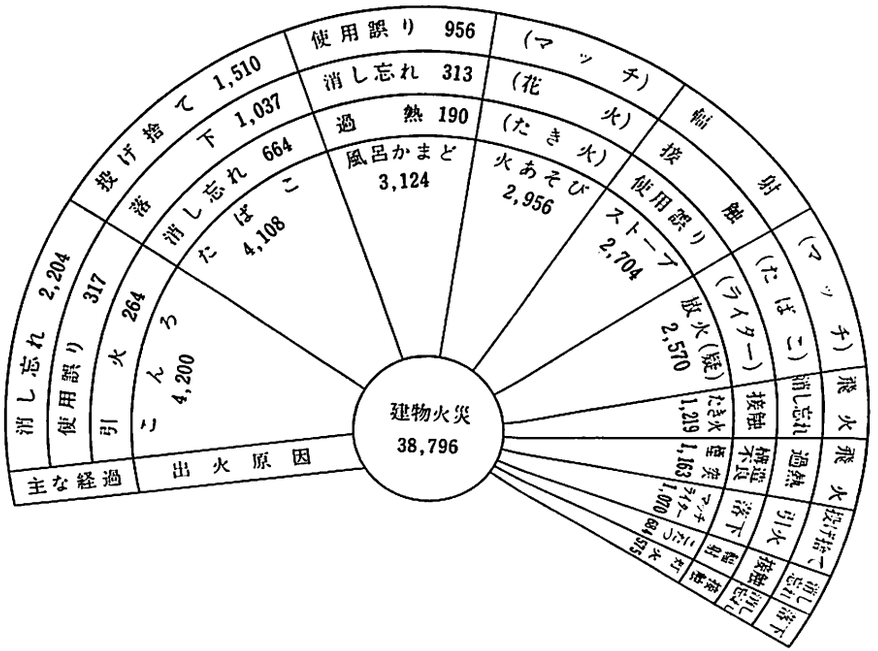
損害額	出火件数	焼損面積	出火件数
0円	2,377	0㎡	17,559
10万円未満	17,184	50㎡未満	11,297
50万円	5,220	100㎡ 〃	3,864
100万円	2,412	200㎡ 〃	3,480
500万円	6,578	300㎡ 〃	1,224
1,000万円	2,578	500㎡ 〃	809
2,000万円	1,385	1,000㎡ 〃	404
3,000万円	482	2,000㎡ 〃	115
5,000万円	301	3,000㎡ 〃	23
5,000万円以上	279	3,000㎡以上	21
計	38,796	計	38,796

満の出火件数が２万８,856件で全体の74.4％を占めており，建物火災の過半数は小火災であるといえる。

(ｲ) 建物火災の出火原因はこんろによるものが多い

建物火災の出火原因は第47図のとおりであり，こんろによるものが4,200件（全体の10.8％）と最も多く，次いで，たばこの4,108件（10.6％），風呂かまど3,124件（8.1％），火あそび2,956件（7.6％）の順となっている。

第47図　昭和51年建物火災の主な出火原因と経過



こんろによる出火件数4,200件のうち2,204件（52.5％）は消し忘れによるものであり，使用方法の誤りが317件，ガスや石油等に引火したもの264件となっている。こんろに次いで出火件数の多いたばこについては，すいがらの投げ捨てによるもの1,510件（36.8％），可燃物の上にたばこが落ちたもの1,037件，消し忘れたもの664件となっている。

(ｳ) 建物焼損面積は酒田市大火により増加

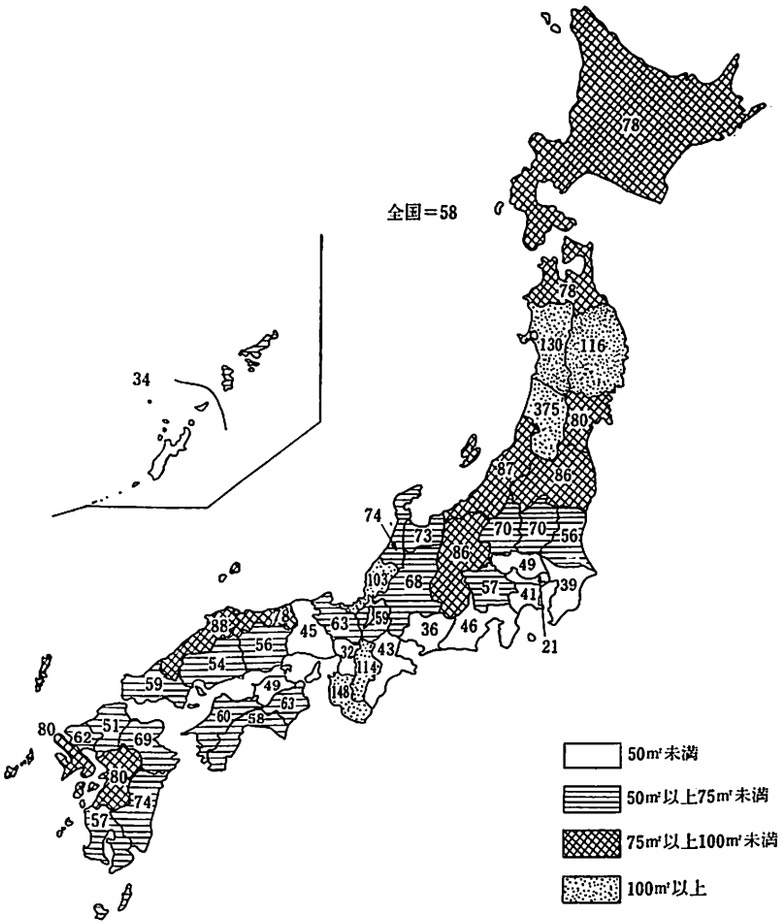
建物焼損面積は，前年より18万4,523㎡（8.9％）増加して，226万7,147㎡となった。都道府県別の建物焼損面積は，酒田市大火という特異現象のあった

た山形県が18万6,224㎡で最も多く，次いで，北海道17万2,293㎡，大阪府11万2,752㎡，東京都９万5,299㎡，兵庫県８万1,190㎡の順となっている。一方，少ない県は，沖縄県の１万877㎡が最低で，次いで，山梨県１万3,769㎡，佐賀県１万4,445㎡，高知県１万6,126㎡，鳥取県１万6,591㎡の順となっている。

a　１件当たりの建物焼損面積は58㎡

火災１件当たりの焼損面積を都道府県別にみると，第48図のとおりであ

第48図　都道府県別建物火災１件当たりの焼損面積



る。全国平均は58㎡で前年より4㎡増加している。全国平均を上回るのは，酒田市大火のあった山形県の375㎡を最高に，和歌山県148㎡，秋田県130㎡，岩手県116㎡，奈良県114㎡など29道府県となっている。一方，全国平均以下となっているのは，東京都の21㎡を最低に，大阪府32㎡，沖縄県34㎡，愛知県36㎡，千葉県39㎡など18都府県となっており，東京都，大阪府，愛知県等の大都市を抱える都府県は，出火件数は多いが，その多くは火災1件当たりの焼損面積の少ない小火災であることを示している。

b　1件当たりの建物焼損面積は町村が大きい

建物焼損面積を大都市，その他の都市，町村別にみると，第49表のとおりである。1件当たりの焼損面積は，大都市29㎡，その他の都市58㎡，町村88㎡で，大都市に比べ，その他の都市は2倍，町村は3倍となっている。このような差違は，建物の構造，気象，地勢，都市構造等と消防力の格差，すなわち，大都市にあっては，消防機関の組織，人員，施設が充実していることに起因しているものと思われる。また，大都市と町村では，出火から消防機関が火災を覚知するまでに要する時間に差違があることも一因と考えられる。

第49表　市町村別建物焼損面積の推移

（単位：㎡）

区分	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年
大都市計	324,350	317,786	330,412	346,660	283,733
	39	39	38	38	33
その他の都市計	1,264,957	1,188,962	1,385,818	1,467,396	1,423,575
	60	59	62	62	60
町村計	847,663	738,925	839,321	891,733	806,720
	134	120	122	128	115
全国計	2,436,970	2,245,673	2,555,551	2,705,789	2,514,028
	68	65	68	68	64

区分	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
大都市計	325,133	351,332	310,208	269,503	243,716
	35	36	35	32	29
その他の都市計	1,303,349	1,416,106	1,231,947	1,091,148	1,275,069
	58	58	55	50	58
町村計	806,003	804,262	747,425	721,973	748,362
	114	97	93	88	88
全国計	2,434,485	2,571,700	2,289,580	2,082,624	2,267,147
	63	60	58	54	58

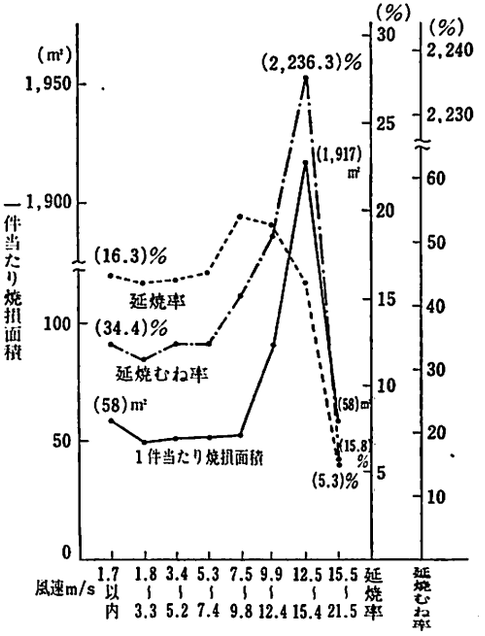
（注）1.　上段は，焼損面積，下段は1件当たりの焼損面積である。
2.　昭和47年以降の大都市計には，札幌市，川崎市，福岡市を含む。

なお，過去10年間における建物火災1件当たりの焼損面積を大都市，その他の都市，町村別にみると，それぞれ減少しているが，大都市及びその他の都市よりも町村の方が減少の度合いが著しい。

c　風速が火災延焼に最も影響する

火災は風速，湿度，気温等の気象条件に大きく影響される。特に風は延焼と密接な関係がある。昭和51年における建物火災の風速別延焼状況をみると，第50図のとおりであり，風速が1.8メートルから12.4メートルの間では，風が強くなるにつれて延焼率（火元むね以外の別むねに延焼した火災件数の出火件数に対する割合）及び延焼むね率（延焼むね数の火元むね数に対する割合）は高くなる傾向を示している。延焼率をみると，風速が1.8メートルから3.3メートルのときには15.9%であるのに対し，風速が3.4メートルから5.2メートルのときには16.1%，風速が7.5メートルから9.8メートルのときには19.7%と上昇していて，延焼むね率も風速が1.8メートルから3.3メートルのときには32.5%であるのに対し，風速が5.3メートルから7.4メートルのときには34.6%，風速が9.9メートルから12.4メートルのときには51.2%と上昇している。また，風速が12.5メートルから15.4メートルのときに延焼むね率と1件当たりの焼損面積が大幅に上昇し

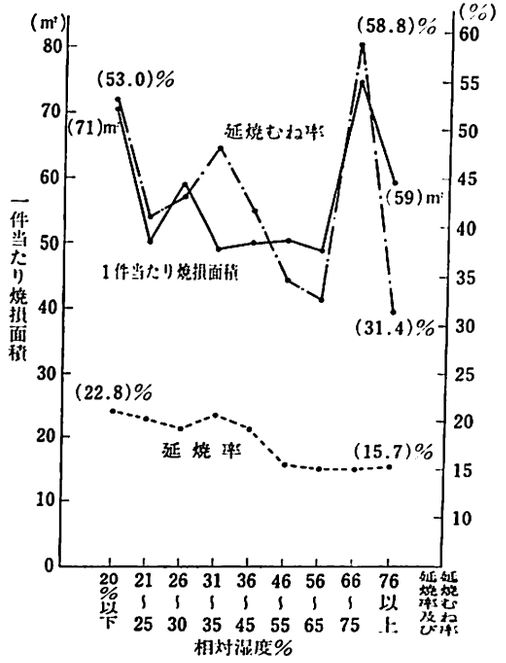
第50図　建物火災の風速別延焼状況



ているが，これは酒田市大火の影響によるものである。

次に，建物火災の湿度別延焼状況をみると，第51図のとおりである。延焼率及び延焼むね率が高くなるのには風速が大きく影響しているので，湿度のみでは直ちに判断し難いが，一般的な傾向として湿度が低いほど延焼率及び延焼むね率が高くなると考えられ，この図によると相対湿度が31%から65%の間でその傾向が顕著にみられる。

第51図　建物火災の湿度別延焼状況



したがって，湿度が低く，風速が大である気象条件の下では，一たん火災が発生すると，延焼拡大しやすく人命に与える危険性も高くなるので，このようなときには住民に対する火災警報の周知徹底を図り，たばこの火の始末やその他の火気の取扱いの注意を十分に喚起する必要がある。ちなみに，昭和51年10月29日に発生し多大な損害を出した酒田市大火の出火時の気象状況は，風速が12.2メートル，気温8.5℃，相対湿度73%である。

d　建物火災の52%は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると，第52表のとおりである。建物火災3万8,796件のうち通報等によって消防機関が火災を覚知し，消防隊が出動して放水を行った件数は2万1,485件（建物火災の55.4%）である。これを覚知から放水開始までの時間別にみると，覚知後5分以内では1万1,084件（51.6%），覚知後10分以内では1万8,306件（85.2%）となっている。

第52表　昭和51年建物火災の放水開始時間別焼損状況

焼損状況 / 昼夜別 / 覚知から放水開始まで	火災件数 計	火災件数 昼	火災件数 夜	一件当たり焼損面積(㎡) 昼	一件当たり焼損面積(㎡) 夜	一件当たり放水ポンプ数(台) 昼	一件当たり放水ポンプ数(台) 夜	延焼率(%)
1　分	336	225	111	59.2	60.6	3.3	3.6	18.8
2　〃	1,139	704	435	64.2	113.8	3.6	5.1	20.9
3　〃	2,685	1,620	1,065	75.8	110.2	3.9	4.8	27.0
4　〃	3,355	2,040	1,315	122.6	111.4	3.9	4.6	29.4
5　〃	3,569	2,169	1,400	73.4	126.1	3.7	4.4	27.9
6〜10〃	7,222	4,344	2,878	85.0	119.6	3.8	4.2	26.5
11〜15〃	1,544	859	685	114.0	124.9	3.9	4.1	30.1
16〜20〃	553	304	249	136.2	138.5	3.9	3.7	31.1
21　〃以上	462	232	230	144.2	164.2	3.9	3.2	33.6
不　明	620	342	278	54.0	69.8	3.5	3.8	16.6
計	21,485	12,839	8,646	89.7	117.7	3.8	4.4	27.1
全建物火災（放水しなかった火災分を含む。）	38,796			58.4		2.2		16.3

1件当たりの建物焼損面積を覚知から放水開始までの時間別にみると，1分以内では昼間（7時から18時）59.2㎡，夜間（19時から6時）60.6㎡，6分から10分以内では昼間85.0㎡，夜間119.6㎡，21分以上では昼間144.2㎡，夜間164.2㎡となっている。このことから，当然ながら覚知してから放水を始めるまでの時間が経過するほど焼損面積が拡大していることが明確に示されており，昼間より夜間の火災による焼損面積が大きいことがわかる。前者からは，市町村における消防組織の常備化による初動体制の整備と，早期通報体制の整備によって火災による損害はかなり減少させることができるものと考えられる。後者については，夜間の火災は昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため，消防機関が現地に到着したときは，既に火災が拡大していること等の理由によるものと思われる。夜間の火災は単に焼損面積を大きくするだけにとどまらず，死傷者を伴いやすいことを考慮すれば，夜間の防火及び通報体制には，一層の注意を払う必要がある。

第53表　昭和51年建物火災の覚知方法別出火件数及び1件当たりの焼損面積

区分	覚知方法別	火災報知機	火災報知専用電話(119番)	加入電話	警察電話	望楼発見	駆け付け通報	事後聞知	その他	計
建物出火件数	大都市計	5	6,820	49	359	1	58	1,052	57	8,401
	その他の都市計	53	18,202	539	491	56	198	2,101	265	21,905
	町村計	31	6,121	1,369	65	8	178	400	318	8,490
	全国計	89	31,143	1,957	915	65	434	3,553	640	38,796
焼損面積1件当たり(m²)	大都市計	56.8	33.4	57.8	19.7	206.0	44.1	0.1	48.3	29.0
	その他の都市計	91.1	64.7	53.0	53.6	134.6	34.4	1.7	77.8	58.2
	町村計	90.2	89.2	99.4	108.4	172.8	121.0	9.3	93.5	88.1
	全国計	88.9	62.6	85.6	44.2	140.4	71.2	2.1	83.0	58.4

次に，建物火災の出火件数を覚知方法別にみると，第53表のとおり，火災報知専用電話「119番」によるものが最も多く，大都市では6,820件で全体の81.2%，その他の都市では1万8,202件で全体の83.1%，町村では6,121件で全体の72.1%を占めていて，町村は増加する傾向にある。大都市とその他の都市では，事後聞知によるものが，それぞれ1,052件（12.5%），2,101件（9.6%）と2番目に多いのが注目され，町村では，駆け付け通報によるものが178件（2.1%）と未だ初歩的方法による通報の割合が都市より高くなっている。

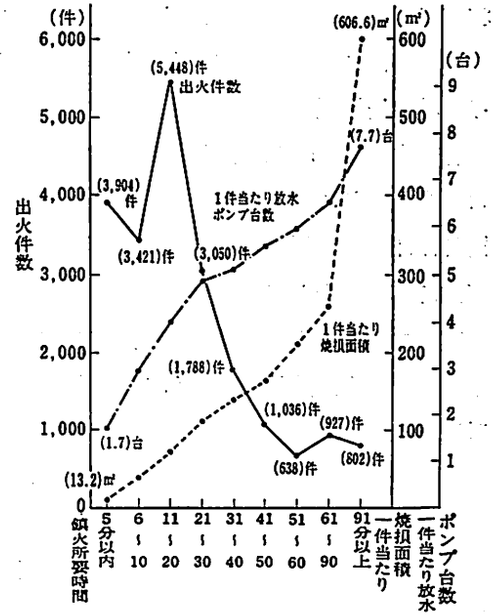
e　建物火災の61%は放水後20分以内で鎮火

消防隊が放水した建物火災2万1,014件について，鎮火所要時間別の出火件数をみると，第54図のとおり放水開始後11分から20分までのものが5,448件で25.9%と最も多い。次いで，5分以内の3,904件，6分から10分までの3,421件の順となっている。20分以内に鎮火した件数は1万2,773件で全体の60.8%を占めている。

次に，鎮火所要時間別の1件当たりの焼損面積をみると，5分以内が13.2m²，6分から13分までが38.1m²，11分から20分までが71.7m²となっており，

鎮火所要時間が長ければ長いほど1件当たりの焼損面積が増加していることが，数字の上からも確認できる。また，1件当たりの放水ポンプ台数をみると，鎮火所要時間が経過するほど放水ポンプ台数も増加している。

第54図　建物火災の鎮火所要時間別焼損状況



(ニ)　1件当たりの損害額はその他の都市が大きくなっている

建物火災の損害額は，酒田市大火の影響で前年より465億1,800万円（43.7%）増加し，1,529億4,600万円となったが，火災による総損害額に占める割合は95.0%で前年よりも若干低下した。

建物火災による損害額を大都市，その他の都市，町村別にみると第55表のとおりであり，その他の都市が958億6,300万円で全体の62.7%を占め，町村303億3,800万円（19.8%），大都市267億4,500万円（17.5%）の順となっている。

第55表　市町村別建物火災の損害額及び1件当たりの損害額

区分	昭和51年 損害額	昭和51年 1件当たりの損害額	昭和50年 損害額	昭和50年 1件当たりの損害額
	(百万円)	(千円)	(百万円)	(千円)
大都市計	26,745	3,184	26,145	3,117
その他の都市計	95,863	4,376	54,516	2,489
町村計	30,338	3,573	26,767	3,158
全国計	152,946	3,942	106,428	2,768

1件当たりの損害額は，394万2,000円で，前年より117万4,000円（42.4％）増加しており，その他の都市が437万6,000円と最も大きく，以下，町村357万3,000円，大都市318万4,000円となっており，これは例年の傾向と反対であるが，これも酒田市大火が色濃く影響しているためである。

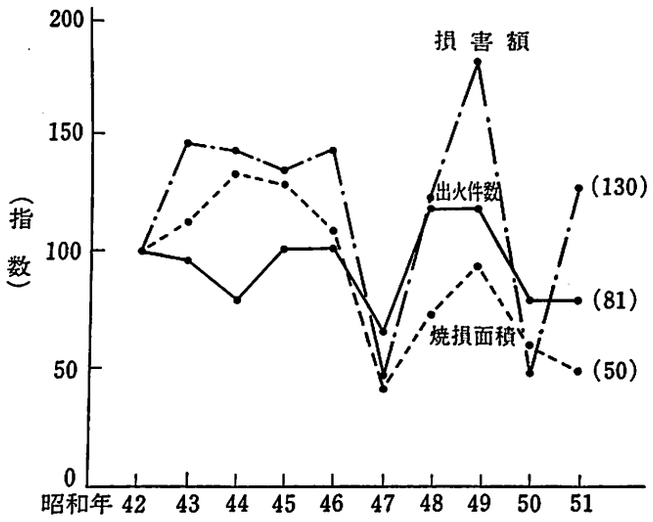
イ　林野火災

林野火災は，5,549件で前年に比べ32件(0.6％)の増加，死者は38人で前年より8人（26.7％）の増加，損害額は23億9,300万円で前年より15億1,400万円(172.2％）の増加となっているが，焼損面積は5,679haと前年より1,305ha（18.7％）減少している。

昭和50年度の人工造林面積は22万8,947haとなっており（林野庁資料），1年間の全国人工造林面積の2.5％に相当する面積の林野が火災により焼損している。

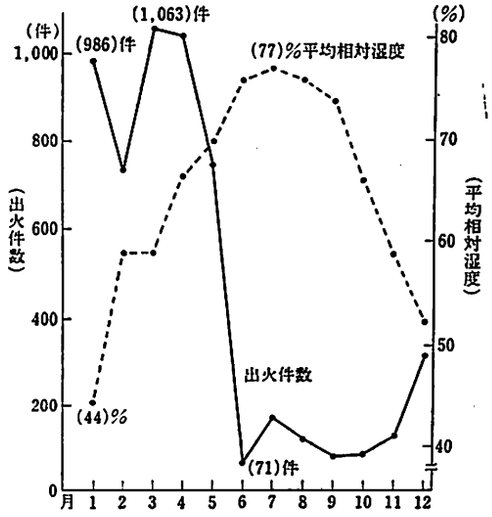
都道府県別の林野焼損面積は，岩手県が1,100haで最も多く，次いで，北海道800ha，沖縄県675ha，青森県393ha，秋田県247haの順であり，少ないのは，東京都の3ha，富山県8ha，大防府10ha，福井県11ha，神奈川県12haである。

第56図　林野火災の推移（昭和42年＝100）



林野火災の出火件数を月別にみると第57図のとおりである。地域によって林野火災の発生時期は必ずしも一定していないが，1月から5月にかけ多く発生している。これは，他の火災にもいえることであるが，この時期に概して降雨量が少なく，空気が乾燥し，季節風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件下にあるからである。

第57図　月別林野火災の出火件数



（注）　平均相対湿度は東京気象台調による。

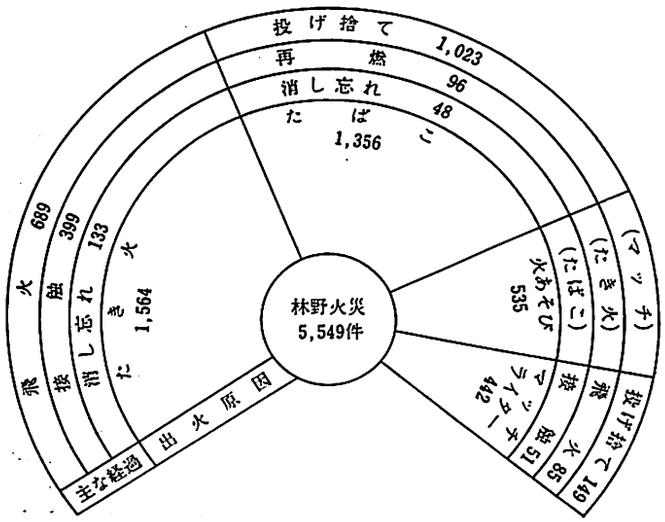
林野火災の出火原因は，第59図のとおりであり，たき火によるものが1,564件で全体の28.2％を占め最も多く，たばこ1,356件（24.4％），火あそび535件（9.6％），マッチ・ライター442件（8.0％）の順となっていて，これらで林野火災の出火原因の7割

第58表　林野火災の焼損面積段階別損害状況

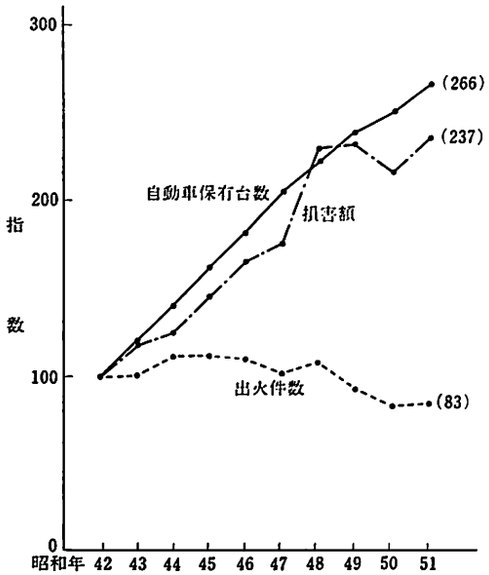
区分＼焼損面積	1a未満	1a以上5a未満	5a以上10a未満	10a以上50a未満	50a以上1ha未満	1ha以上2ha未満
出火件数(件)	480	1,794	630	1,668	357	255
焼損面積(ha)	—	36	39	338	233	311
1件当たり放水ポンプ台数(台)	0.6	0.9	1.2	1.4	1.6	2.0
損害額(千円)	1,198	17,771	11,800	109,400	71,472	94,814

区分＼焼損面積	2ha以上3ha未満	3ha以上5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上	計
出火件数(件)	114	98	76	77	5,549
焼損面積(ha)	259	378	491	3,594	5,679
1件当たり放水ポンプ台数(台)	2.3	2.7	3.1	5.0	1.3
損害額(千円)	60,136	120,718	97,504	1,808,458	2,393,271

第59図　昭和51年林野火災の主な出火原因と経過


林野火災
5,549件
出火原因
主な経過
たき火
1,564
消し忘れ
133
飛火
689
投げ捨て
1,023
再燃
96
消し忘れ
48
たばこ
1,356
火あそび
535
(たばこ)
(たき火)
(マッチ)
焼却
焼却
焼却

第61図　自動車保有台数と車両火災の推移（昭和42年＝100）



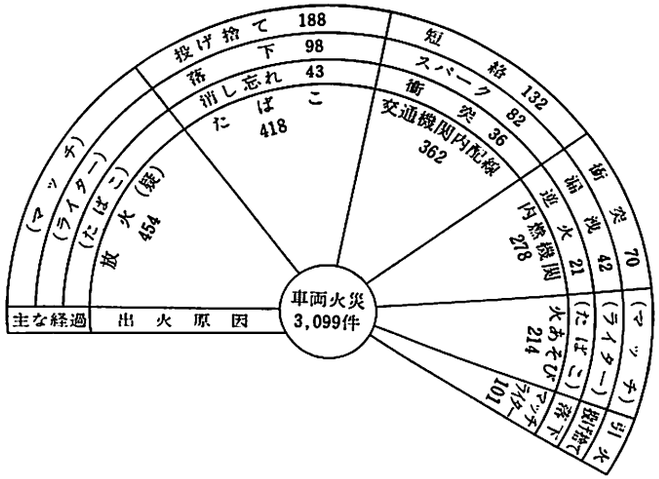
（注）　自動車保有台数は，運輸省の資料による。

車両火災の出火原因は第62図のとおりであり，放火及び放火の疑いによるものが454件（14.6%）と最も多く，次いで，たばこが418件（13.5%），車両内配線からの出火が362件（11.7%），内燃機関からの出火が278件（9.0%）の順となっている。

エ　船舶火災

昭和42年以降の船舶火災の推移は第63図のとおりであり，昭和51年の出火件数は前年よりさらに減少し，過去10年間で最も少ない233件である。損害額はその年により増減が激しく，昭和51年は11億8,600万円で前年より7億3,800万円（164.7%）

第62図　昭和51年車両火災の主な出火原因と経過



増加している。また，死者は9人で前年より2人減少している。船舶火災の出火原因は第64図のとおりであり，溶接器等電気関係37件（前年31件）と最も多く，次いで，たばこが34件となっている。

オ　危険物施設の火災等

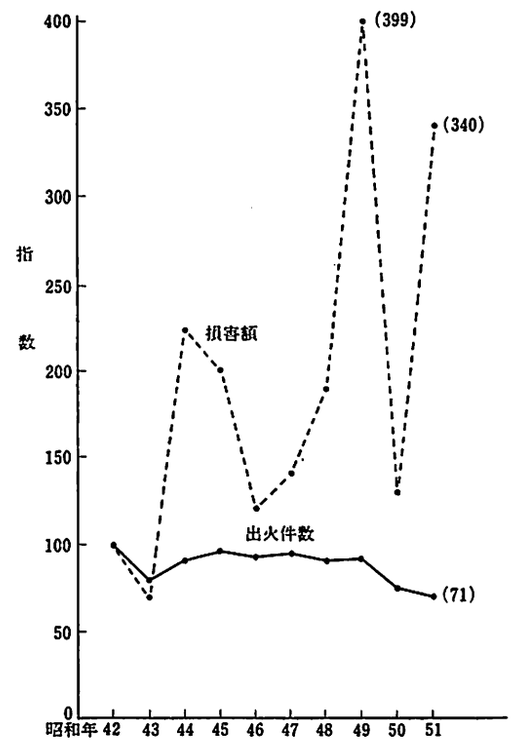
（ア）　火　災

a　火災件数

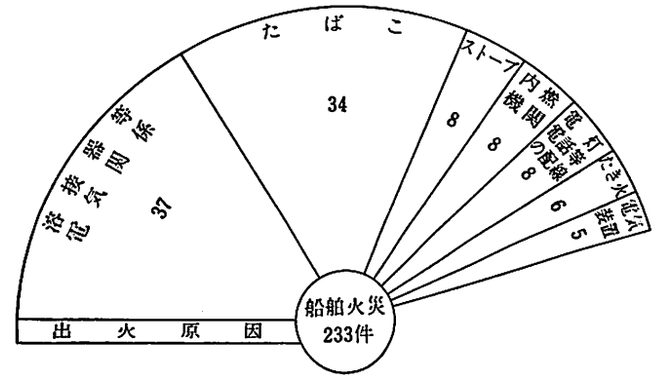
昭和51年中における危険物施設の火災は，全国で159件，166施設において発生し，前年に比べて発生件数で7件，被災施設数で10施設の増加となっている。

その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると

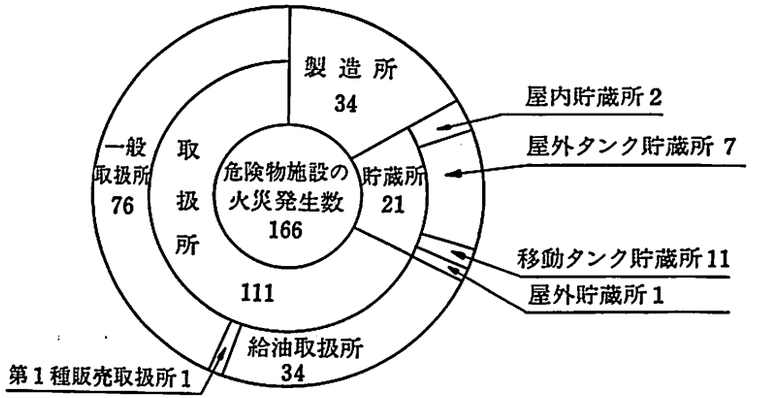
第63図　船舶火災の推移（昭和42年＝100）



第64図　昭和51年船舶火災の主な出火原因



第65図　危険物施設の火災発生状況



第65図のとおりである。

これによると取扱所111施設，製造所34施設及び貯蔵所21施設となっており，これを前年と比較すると，貯蔵所は3施設減少し，製造所及び取扱所はそれぞれ4施設及び9施設の増加となっている。

b　被害状況

これらの火災に伴う死傷者は，死者9人（移動タンク貯蔵所3，給油取扱所1，一般取扱所5），負傷者179人（製造所38，屋内貯蔵所3，屋外タンク貯蔵所64，移動タンク貯蔵所12，給油取扱所9，第一種販売取扱所1，一般取扱所52）で，死亡は昨年より3名減少，負傷者は81名の増加となった。

また，これらの火災による損害額は約24億8,600万円で，前年より約16億円の増加となった。

なお，昭和46年以降の危険物施設の火災件数，損害額及び死傷者数の推移

第66表　危険物施設火災件数及び被害の推移

年別	火災施設	損害額	死者	負傷者
47	158	3.5(億円)	12(人)	172(人)
48	168	54.5	12	179
49	137	4.9	7	63
50	156	8.8	12	98
51	166	24.9	9	179

は，第66表のとおりである。

c　危険物による火災

危険物施設の火災は，施設の性格上，危険物に起因するものが大部分である。昭和51年中に発生した危険物施設の火災に関係した物品を消防法別表の分類に従って区分すると，第1類2施設，第2類4施設，第4類109施設，第5類2施設及び危険物以外の物品等49施設となっており，火災発生施設166のうち，117施設（70.5%）が危険物に起因している。これら危険物のうち，第4類の危険物がその大部分を占めているのは，例年と同様である。

また，第4類の危険物に起因した件数を危険物の種類別にみると，第1石油類（ガソリン，ナフサ，トルオール等）61施設，第3石油類（重油，潤滑油，焼入油等）21施設，第2石油類（灯油・軽油等）12施設等となっており石油類がその大部分を占めている。

d　危険物取扱者の立会い

危険物施設においては，危険物取扱者以外の者は，甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ，危険物を取り扱うことができないこととされている。

昭和51年中に火災が発生した危険物施設166について，危険物取扱者の立会い状況をみると，立合いのあったもの107施設（64.5%），立会いのなかったもの59施設（35.5%）となっている。

これによると危険物施設の火災件数に対する危険物取扱者の立会いのなかった件数の割合は，前年の41.0%に比べて若干減少している。

e　火災の拡大状況

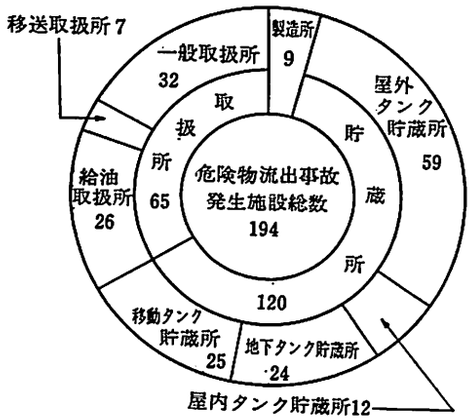
昭和51年中の危険物施設の火災のうち，出火した危険物施設にとどまったものは148施設（89.2%），他の建築物等に延焼したものは8施設（4.8%），他の火災から類焼したものは10施設（6.0%）となっている。

危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり，他へ延焼したり他から類焼したものは極めて少ないことがうかがえる。

f　無許可施設の火災

指定数量以上の危険物は，貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し，又は製造

第67図　危険物施設の流出件数



所，貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取扱ってはならないこととされているが，これら製造所，貯蔵所又は取扱所以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取扱い(無許可施設)，火災が発生したものは14施設となっている。これらの火災による損害見積総額は，約３億5,000万円，負傷者が８名で，前年の無許可施設の火災に比べると発生施設で６施設，損害見積総額で約２億円，負傷者数で１名いずれも減少している。

また，無許可施設の火災１件当たりの損害見積額を危険物施設のそれと比べると危険物施設の約1,498万円に対し，無許可施設は約2,490万円となり危険物施設の1.7倍の被害を受けたことになる。

g　危険物運搬中の火災

昭和51年中における危険物運搬中の火災は，４件発生し，１名が死亡した。これらの火災による損害見積総額は約494万円となっている。

（イ）危険物流失事故

昭和51年中に危険物施設から危険物を流出させた事故で火災にならなかったものは194件発生し，前年の189件に比べ５件増であった。その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると第67図のとおりである。

これによると貯蔵所120件，取扱所65件及び製造所９件となっており，前年に比べ貯蔵所は４件，製造所は３件増加し，取扱所は２件減少している。

（６）昭和52年上半期における火災の発生状況（概数）

昭和52年上半期における火災の概況は，第68表のとおりである。これによ

第68表　昭和52年上半期の火災の概況

区　　分	昭和52年上半期累計 (A)	昭和51年上半期累計 (B)	対前年同期増減数 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
総出火件数(件)	38,317	37,395	922	2.5
建物火災	22,117	21,106	1,011	4.8
林野火災	3,925	4,642	△ 717	△ 15.4
車両火災	1,724	1,600	124	7.8
船舶火災	113	129	△ 16	△ 12.4
航空機火災	0	3	△ 3	△100.0
その他の火災	10,438	9,915	523	5.3
焼損むね数(むね)	29,386	28,528	858	3.0
り災世帯数(世帯)	22,859	22,479	380	1.7
焼損面積建物(m²)	1,253,672	1,191,620	62,052	5.2
〃　林野(a)	507,755	519,204	△ 11,449	△ 2.2
損害額(千円)	77,559,278	69,184,964	8,374,314	12.1
火災１件当たり				
建物焼損面積(m²)	56.7	56.5	0.2	0.4
焼損むね数(むね)	1.3	1.4	△ 0.1	△ 7.1
損害額(千円)	2,024	1,850	174	9.4
１日当たり				
出火件数(件)	211.7	205.5	6.2	3.0
建物焼損面積(m²)	6,926	6,547	379	5.8
焼損むね数(むね)	162.4	1,567	5.7	3.6
損害額(千円)	428,504	380,137	38,367	12.7
死者数(人)	1,232	953	279	29.3
負傷者数(人)	4,875	4,704	171	3.6

れば，出火件数は前年同期より922件（2.5%）増加し，３万8,317件となった。これは１日当たり212件，７分に１件の割合で火災が発生したことになる。

火災の種類別内訳をみると，建物火災２万2,117件，林野火災3,925件，車両火災1,724件，船舶火災113件，その他の火災１万438件で航空機火災は発生しなかった。前年同期に比べると，建物火災が1,011件（4.8%），車両火災が124件（7.8%），その他の火災が523件（5.3%）と増加し，反対に，林野火災が717件(15.4%)，船舶火災が16件(12.4%)，航空機火災が３件（100

%）と減少している。

次に，死者は1,232人であり，前年同期に比べると279人（29.3%）と大幅に増加し，上半期の死者数としては戦後最高のものとなったことが極めて特徴的である。死者が増加した原因は，今後の調査，分析を待たねばならないが，死因のうち自殺（巻添えを含む。）によるものが，335人（前年同期は227人）と，死者の対前年増加数に占める自殺者増加数の割合が39%にも及んでおり，このことが死者増の大きな一因となっている。

（7） 外国の火災状況

ア 主要諸外国の火災状況

1975年（昭和50年）における世界主要国の火災状況は，第69表のとおりである。この表によると，火災件数は，アメリカが抜群に多く，310万5,200件，次いでイギリスの32万6,300件，フランスの10万1,000件と続き，日本はアメリカの約50分の1に当る6万2,212件である。人口1万人あたりの出火件数（出火率）でみると，アメリカが最も高く，145.6件，次いでニュージーランド134.8件，イギリス58.8件となり，日本は，韓国の1.8件に次いで二番目に低い5.6件で，最も高いアメリカに比べると26分の1である。

死者については，アメリカが1万1,800人で最も多く，以下日本1,674人，イギリス880人，カナダ822人となっている。これを人口100万人当りの死者数で見ると，最も多いのがアメリカ55.4人，以下カナダ39.1人，ニュージーランド20.6人，イギリス15.9人，日本15.0人となっており，日本は中位に属し最も高いアメリカの約4分1の，最も低いイタリアの約6倍となっている。また，死者数を火災件数と対比してみると，韓国が20.7件に1人，次いで日本が37.2件に1人となり，日本は，最も低いニュージーランドの653.9件に1人に比べると，17.6倍，アメリカの263.2件に1人に比べても7.1倍となり，火災に伴う死者の発生率は高くなっている。

火災1件あたりの損害額は，カナダの196万9千円が最も高く，次いで

第69表　1975年主要諸外国の火災状況

	火災件数	1万人あたりの出火件数	死者	人口100万人あたりの死者	損害額（億円）	1件あたりの損害額（千円）	死者1人あたりの火災件数
日本	62,212	5.6	1,674	15.0	1,101.5	1,771.0	37.2
アメリカ	3,105,200	145.6	11,800	55.4	12,378.3	398.6	263.2
イギリス	326,300	58.8	880	15.9	1,490.3	456.7	370.8
イタリア	84,903	16.0	147	2.7	339.5	399.9	577.6
フランス	101,000	19.2	263	5.0	—	—	384.0
カナダ	69,881	32.4	822	39.1	1,376.6	1,969.2	79.2
オーストリア	9,349	12.5	—	—	119.6	1,279.0	—
スェーデン	—	—	143	17.7	—	—	—
ニュージーランド	38,580	134.8	59	20.6	107.8	279.5	653.9
韓国	4,529	1.8	219	8.7	37.2	821.0	20.7
デンマーク	4,354	8.8	—	—	—	—	—

注　アメリカ及びカナダの資料については，N.F.P.Aの刊行物による。
その他の資料については，在日各国大使館の協力等による。
オーストリアについては，1974年の統計である。
損害額の日本円換算については，I.F.Sの資料による。

日本の177万1千円，オーストリアの127万9千円とつづき，火災件数の最も多いアメリカは，日本の約4分の1にあたる39万9千円で非常に少い損害額となっている。

これらのことから，諸外国における火災の定義，火災統計のシステム等の相違により一概に決めることはできないが，日本は，外国の火災状況と比べて，人口単位あたりの出火件数は低く，国民の防火に関する意識が高いことを物語っている。

しかし，一旦火災が発生すると，建物構造，地勢，都市環境等が影響して火災1件あたりの死者の発生率は著しく高く，また，損害額も多い。

イ 世界主要都市の火災状況

1976年（昭和51年）における世界主要都市の火災状況は，第70表のとおりである。1万人あたりの出火件数（出火率）をみると，ニューヨークが185.0件と極端に高く，次いでロスアンゼルス112.3件，グレーター・マンチェスター112.0件と続いており，アメリカ及びイギリスの都市が

第70表 1976 年 世 界 主 要

都市名（国名）	管内面積（km²）	人口（万人）	消防職員数（人）	火災件数
東京（日本）	581	838	14,471	5,493
ニューヨーク（アメリカ）	828	780	12,927	144,299
ロンドン（イギリス）	1,612	728	7,500	46,648
パリ（フランス）	776	630	6,329	15,107
ジャカルタ（インドネシア）	625	550	2,268	552
ホンコン（イギリス）	1,406	440	4,089	9,383
ロスアンゼルス（アメリカ）	1,203	281	3,393	31,577
グレーター・マンチェスター（イギリス）	1,290	273	2,523	30,572
大阪（日本）	208	269	3,329	1,922
横浜（日本）	419	261	2,309	1,218
メルボルン（オーストラリア）	942	260	1,722	9,194
マニラ（フィリピン）	38	246	623	1,051
シンガポール（シンガポール）	600	229	804	4,165
ヨハネスブルグ（南アフリカ）	572	226	484	2,045
名古屋（日本）	326	207	1,991	1,430
ベルリン（ドイツ）	480	205	3,102	6,723
京都（日本）	610	145	1,462	231
ケント（イギリス）	3,735	144	933	9,113
神戸（日本）	54	133	1,142	824
札幌（日本）	1,118	122	1,202	579
モントリオール（カナダ）	169	106	2,407	6,436
北九州（日本）	474	105	897	319
川崎（日本）	141	99	1,244	420
ケルン（ドイツ）	405	98	824	3,115
福岡（日本）	334	96	789	342

都 市 の 火 災 状 況

出火率（人口1万人あたりの出火数）	死者数	人口100万人あたりの死者数（人）	死者1人あたりの火災件数（件）	主な火災原因 1	2	3
6.6	109	13.0	50.4	たばこ	放火(疑含)	火遊び
185.0	291	37.3	495.9	調理	放火	電気
64.1	134	18.4	348.1	火遊び	たばこ	電気配線
24.0	98	15.6	154.2	電気	たばこ	暖房器具
1.0	8	1.5	69.0	電気	灯火	ストーブ
21.3	42	9.5	223.4	たばこ	電気	石油ストーブ・ランプ
112.3	101	35.9	312.6	マッチ	たばこ	バックファイヤー
112.0	68	24.9	449.6	火遊び	たばこ	たき火
7.1	27	10.0	71.2	放火(疑含)	たばこ	油類
4.7	31	11.9	39.3	たばこ	火遊び	放火(疑含)
35.4	14	5.4	656.7	電気	たき火	放火
4.3	10	4.1	105.1	電気	ローソク・マッチ	たばこ
18.2	12	5.2	347.1	たばこ	電気	太陽熱
9.0	10	4.4	204.5	裸火（暖房・たばこ）	火遊び	電気
6.9	26	12.6	55.0	たばこ	火遊び	たき火
32.8	30	14.6	224.1	裸火	赤熱物	電気
1.6	17	11.7	13.6	放火(疑含)	たばこ	火遊び
63.3	19	13.2	479.6	火遊び	煙突	たき火
6.2	19	14.3	43.4	たばこ	火遊び	放火(疑含)
4.7	30	24.5	19.3	たばこ	火遊び	石油ストーブ
60.7	50	47.2	128.7	たばこ	放火の疑い	電気
3.0	17	16.2	18.8	放火(疑含)	たばこ	火遊び
4.2	16	16.2	26.3	放火(疑含)	たばこ	火遊び
31.8	7	7.1	445.0	放火	溶接	火遊び
3.6	15	15.6	22.8	こんろ	放火(疑含)	たばこ

上位を占めている。一方，最も低いのは，ジャカルタの 1.0件で，次いで京都の1.6件，北九州3.0件，福岡3.6件，川崎4.2件，マニラ4.3件，そのあとに横浜，札幌，神戸，東京，大阪と日本の各都市が続き，その次にヨハネスブルグの 9.0 件となっており，日本の各都市は出火率の低いグループに属している。

死者についてみると，ニューヨークの 291 人が最も多く，次いでロンドンの 134人，東京 109人，ロスアンゼルス101人となっているが，これを人口 100 万人あたりの死者数で見ると一番多いのは，モントリオールの47.2人，次いでニューヨーク37.3人，ロスアンゼルス35.9人，グレーター・マンチェスター24.9人となっている。反面，人口あたりの死者数の低いのは，ジャカルタの1.5人が最も低く，次いでマニラ4.1人，ヨハネスブルグ4.4人，メルボルン5.4人となっている。これを死者 1 人あたりの火災件数に換値してみると，日本の各都市はおしなべて数値が低くなっており，出火率の低い反面，火災による死者の発生率が著しく高いことを示している。

出火原因についてみると，25都市中たばこが 1 位を占めている都市が10都市，次いで放火（疑いを含む。）が 5 都市，電気が 4 都市，火遊びが 3 都市となっており，1 位から 3 位を総合してもたばこが19都市において主な火災原因となっており，次いで火遊びの13，放火及び電気の11と続いている。たばこによる火災は世界各都市において共通しているといえる。

2 風水害その他の災害

（1） 風 水 害 等

昭和51年下半期の主な風水害は，9月 7 日から14日までの間の台風17号に伴う豪雨によるものであり，全国各地に甚大な被害を生じ，死者・行方不明者175人，負傷者602人，住家の全壊1,695むね，半壊3,860むね，床上浸水10万 2,313 むねに及んだ。これに対して，九州及び四国各県等延べ18県並びに延べ913市町村において災害対策本部が設置され，消防職団員延べ58万937人が出動した（附属資料11参照，昭和51年10月12日政令第 275 号により激甚災害に指定）。

また，5月下旬から 7 月中旬までの間に，梅雨前線による豪雨及び台風 9 号によって各地に甚大な被害が生じ，死者・行方不明者58人，負傷者140人，住家の全壊176むね，半壊262むね，床上浸水 3,779 むねに及んだ。これに対して鹿児島県をはじめ延べ 9 県及び延べ 237 市町村において災害対策本部が設置され，消防職団員延べ5万9,138人が出動した（附属資料11参照，昭和51年 9 月 3 日政令第234号により激甚災害に指定）。

なお，昭和51年中の各都道府県における被害状況は附属資料10のとおりである。

昭和52年上半期においては，昭和51年12月から降り続いた豪雪によって，北海道，東北，北陸を中心として全国18道府県に被害が生じ，死者 101 人，負傷者834人，住家の全壊56むね，半壊83むね，床上浸水177むねに及んだ。

これに対して青森，新潟の 2 県及び 119 市町村において災害対策本部が設置され，多数の消防職団員が出動した。

なお，梅雨前線の活動が例年に比して不活発であったため，6月中下旬の九州地方の集中豪雨等があったほかは，梅雨前線豪雨等による被害は比較的少なかった。

これらの災害に対して消防機関は，危険区域の巡ら警戒，避難の指示と誘導，倒壊家屋からの人命救助，負傷者の搬送，行方不明者・死体の捜索，水防工法の実施等の活動を行った。

（2） 地 震

昭和51年 8 月18日午前 2 時15分伊豆半島河津町付近に発生したマグニチュード 5.5 の河津地震は，地震の規模は比較的小さかったにもかかわらずかなりの被害が生じた。これらの被害は，活断層沿いに発生している。また，6月16日午前 7 時36分山梨県東部に発生した山梨県東部地震は，山梨県東部，

東京都西部及び神奈川県北部にわたる広い範囲に軽微な被害を及ぼした。

更に昭和52年にはいると，6月8日23時26分宮城県沿岸に起った宮城県沿岸地震は，石垣の一部破損や道路の亀裂などの軽微な被害をもたらした。

このようにして，昭和51年は比較的被害地震の少ない年であったが，震災発生の危険性は不断に存在しており，震災対策には瞬時のゆるみも許されない状況にある。

第3　消防行政の現況と施策

1　消　防　体　制

（1）　消防組織

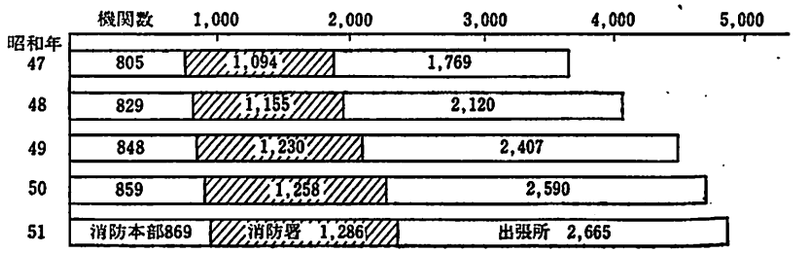
ア　常備消防機関

昭和51年4月現在の消防機関の現況は，消防本部869，消防署1,286，出張所2,665であり，また，消防職員数は107,632人となっており，昭和50年4月

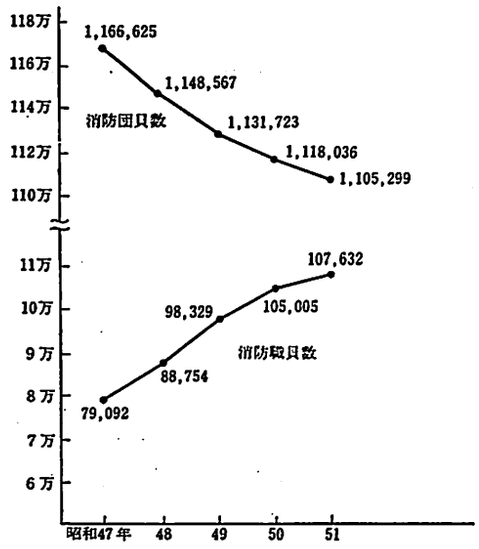
第1—1図　市町村の消防機関の現況

区分		単位	昭和51年4月1日現在(A)	昭和50年4月1日現在(B)	(A)—(B)
消防本部・署	消防本部数	本部	869	859	10
	消防署数	署	1,286	1,258	28
	出張所数	所	2,665	2,590	75
	消防職員数	人	107,632	105,005	2,627
消防団	消防団数	団	3,673	3,668	5
	分団数	分団	26,650	26,805	△ 155
	消防団常備部	部	22	22	0
	消防団員数	人	1,105,299	1,118,036	△ 12,737

第1—2図　消防機関数の推移（昭和47年～51年）



第1—3図　消防職員及び団員の推移



と比較すると消防機関は10本部，28署，75出張所，職員数では2,627人の増加となっている（第1—1表）。

更に，最近の5ケ年間における消防機関の推移は第1—2表のとおりであり，常備化の進展に伴い消防本部，署数等は着実に増加している。また，消防職員については第1—3図のとおりである。

（ア）　常備化の変遷

現在の市町村における消防体制は，大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域と②消防団のみが存する地域とがあるが，警防業務，予防業務，救急業務等消防活動を効率的に行う体制としては，常備消防体制であることが望ましい。

昭和38年4月，消防組織法の一部改正により，消防の常備化すなわち，消防本部及び消防署を設置すべき市町村が政令で指定されることとなり，翌39年に486市町村が指定されたが，その後毎年追加指定され常備化が積極的に推進された。更に，昭和46年6月，「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」の全部が改正され，すべての市に消防本部及び消防署の設置を義務づけることとし，町村については，自治大臣が当該町村の人口，態容，気象条件等を考慮して指定することとされた。

なお，昭和49年7月の消防法施行令の一部改正により昭和50年1月1日以降は，消防本部及び消防署を置かなければならない市町村として指定を受けた市町村は，同時に救急業務を実施することが義務づけられた。

現在，昭和52年4月に政令指定された63町村を含め2,664市町村が政令指定市町村となり，昭和53年3月末までには，市町村数では81.8％（市は100

％，町村77.3％）人口数では95.9％が常備化される見込みである。常備化市町村の変遷は附属資料15のとおりである。

常備化の状況を地域ブロック別にみると，北海道・東北地区（99.2％），関東地区（90.5％），北陸地区（90.1％），九州・沖縄地区（82.6％）が全国平均を上回っているのに対し，近畿地区（58.4％），中国地区（70.5％），中部地区（71.0％），四国地区（80.6％）が全国平均81.8％を下回っている。

常備化率の低い地区においては，災害発生危険度，延焼危険度等の実態をふまえ常備化のための検討を更に進める必要がある。

（イ）　過疎地域における常備化

消防体制が非常備である593町村の内で過疎地域対策等緊急措置法の適用を受ける町村数は284と約半数をしめている。これら町村においては，社会経済の変化に伴う生活様式の変化，郷土愛護，奉仕の精神の意識自体の変化による消防団又は消防団員に対する魅力の減退，若年層の都市部への流出などにより，消防団員の数が急減の傾向にある等により消防体制の強化の必要性が高まっている。

昭和52年8月現在，過疎地域対策緊急措置法の適用を受ける市町村の数は全国で1,093（39市1,054町村）であるが，この内74.0％にあたる809市町村において常備化が達成されている。

常備化が今だ達成されていない町村においては，人口規模が小さく，かつ財政力が弱い等により，単独で消防本部及び消防署を設置し，消防体制の整備を図ることは極めて困難であるので，市街地，密集地が隣接し，又はおおむね隣接して地域的一体性をなしているものについては，一部事務組合とか事務委託による消防事務処理方式を検討すべきである。

また，これらになじまない町村については，消防団による機関員常備等の充実強化による消防体制の確立等を検討する必要がある。

（ウ）　広域化の変遷

市町村は，当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任がある。

しかし，災害はその市町村限りでとどまるものではなく，また，大火，風水害，石油基地の災害等大規模な災害は，当該市町村の消防力のみでは防御

し得ない場合が多い。このような場合には，市町村が相互に応援し，又は共同組織をもって災害に対処する必要がある。

特に最近は，道路，交通，通信網が発達し，モータリゼーションの普及により住民の生活圏が市町村の区域を越えて拡大し，市町村相互間の時間的距離は著しく短縮されているので消防事務を市町村が単独で処理するよりも，相互応援，共同組織等により処理するのが効率的かつ合理的な場合が多く，こうした要請に応じるのが広域消防である。その具体的な方法としては，消防組織法の規定による相互応援，地方自治法の規定による一部事務組合，事務委託の制度が広く活用されており，その変遷は第１—４表及び第１—５表のとおりである。

第１—４表　消防組合の変遷

区分 / 年度別	常備化市町村数 (A)	消防組合数	組合構成市町村数 (B)	(B)/(A)（%）
昭和48年度	2,250	325	1,679	74.6
49	2,464	371	1,912	77.6
50	2,528	379	1,949	77.1
51	2,601	391	2,018	77.6
52(見込)	2,664	403	2,076	77.9

第１—５表　事務委託市町村の変遷

区分 / 年度別	市	町	村	計	累計
昭和48年度	—	17	3	20	75
49	7	12	1	20	95
50	—	7	5	12	107
51	—	2	4	6	113
52(見込)	—	—	—	—	113

（エ）　広域化の種類

広域化の方法としては，消防組織法の規定による相互応援，地方自治法の規定による一部事務組合及び事務委託がある。以下これらの現況を述べることとする。

a　一部事務組合

一部事務組合は，消防事務を２以上の市町村で共同処理するため設立する組合（地方自治法第284条第１項）で，昭和45年から昭和49年にかけてこの方式を採用するものが急激に増加しその後においても年々増えている。

これは，単独で消防本部・署を設置することが困難な町村においても，前述の理由から常備化が推進されているものである。

第１—４表は，消防組合設立の変遷であるが，消防組合数は，昭和52年度中には，常備化市町村の77.9％に当たる2,076市町村を構成市町村とする403組合に達する見込みであり，消防行政において消防組合は重要な地位を占めている。

しかしながら，消防組合は設立後日も浅いこともあり，消防団との関係，あるいは，人事，財政面等における消防行政運用面において種々の問題を内包しており，消防組合の健全な発展のためには，関係者の努力は勿論のこと，関係市町村の協力と都道府県，国の指導援助のもとにこれらの問題を解決しなければならない。

b　事務委託

事務委託は，消防事務を他の市町村に委託し処理する方式（地方自治法第252条の14第１項）である。

第１—５表は，事務委託市町村の変遷であるが，昭和52年４月１日現在，消防事務を委託している市村町数は113である。

また，救急業務のみを委託している町村数は63である。

c　相互応援

相互応援は消防組織法第21条の規定により，消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し，強力な協力体制をとることにより，火災等の災害による損害を最少限度にとどめ，その拡大を防止しようとするものである。

相互応援は従来から広く行われてきているが，最近は常備化の推進に伴い隣接市町村間の相互応援から数市町村のブロック的な相互応援や更には県下全市町村の相互応援にまで発展しているものもある。

また，消防組織法第21条第２項においては，消防の相互応援に関し市町村長が協定できる旨規定しているが，この協定は離島などで応援実施不可能な

場合以外はほとんどの市町村が締結している。協定は，各市町村の実態に応じた形式によりなされているが，多くは応援消防力の具体的な内容，応援に要した費用，災害補償負担区分などが明記されている。

イ　非常備消防機関（消防団）

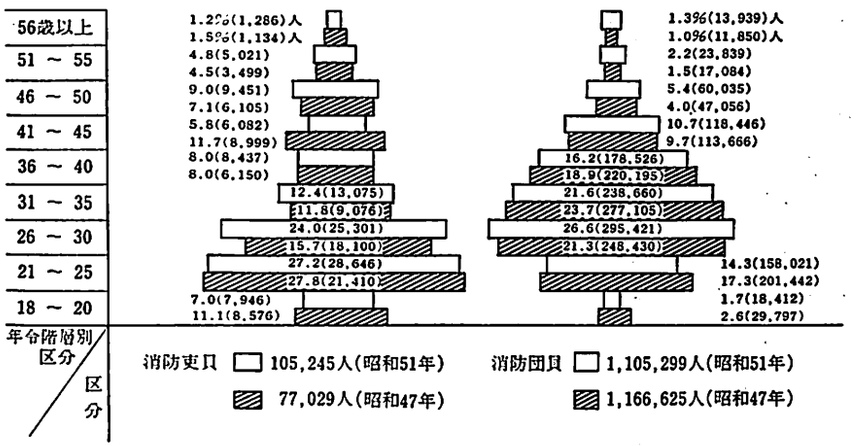
昭和39年以来消防本部・署を置かなければならない市町村の政令指定の制度により，消防の常備化は急速に進み，消防本部・署設置市町村は年々増加しているが地域によっては消防団が第一線の消防機関として活躍しているところも少なくなく，また，消防常備化市町村にあっても，まだ常備消防力が十分でないところは消防団に対する依存度はかなり高い。加えて水害，震災等の大規模な災害の際には，地域に密着した消防団の活躍はめざましく消防行政の遂行上消防団の占める役割は極めて高いものがある。

消防団員数は，逐年減少する傾向をみせているが，消防団実態調査（昭和51年10月現在調査対象3,061市町村）によれば，昭和47年以降現在までの間に約6万人減少しているが，条例を改正して消防団員の定数を減少させたことがある市町村は951団体で，全体の31％を占めている。これらの市町村における定数減の直接的理由をみると，「機械化，機動化が促進されてきたため」が388団体（41％）で最も多く，以下，「消防本部・署，団常備を設置したため」が261団体（28％），「入団希望者が減少してきたため」が195団体（21％），「団員の定数が消防力の基準の基準を上回っていたため」が175団体（18％），「人口が減少したため」が162団体（17％）となっており（複数回答），装備の近代化や消防の常備化に伴って消防団員数が減少してきていることを示している。

消防団員を確保することの難易度については，「非常にスムーズである」とする団体が114団体（4％），「比較的スムーズである」が1,409団体（46％），「若干困難である」が1,077団体（35％），「困難である」が378団体（12％），「非常に困難である」が83団体（3％）となっている。なお，地域別にみると，北海道，東京，愛知，京都，鳥取，島根等の都道府県で，団員の確保難をうったえる市町村が比較的多くなっている。

また，現在の消防団員の数について市町村がどういう評価をしているかを

第1—6図　消防職団員の年齢階層別構成比



みると，まず一般火災に対しては，「おおむね十分である」とする団体が2,778団体（91％），「やや不十分である」が269団体（8％），「著しく不十分である」が14団体（1％）となっており，また，風水害，山火事その他の災害に対しては「おおむね十分である」が2,297団体（75％），「やや不十分である」が700団体（23％），「著しく不十分である」が64団体（2％）となっている。

消防団員の年齢構成は，昭和51年において40歳以下の消防団員が全団員の約80％であり5年前に比較して4％減少し，消防団員の年齢が年々高まる傾向を示している（第1—6図）。

消防団員の減少については，調査結果からもわかるように都市部への人口流出に伴う郡部人口の減少，季節的出稼ぎによる長期不在，職住分離に伴う昼間不在等により青壮年層が少なくなってきていることによるところが大きいが，これに加えて「自らの社会は自ら守る」という消防の重要性に対する認識の低下，生活意識の変化に伴う郷土愛護，社会奉仕の精神の希薄化，消防団そのものの魅力減退，勤労者の消防団参加への事業主の理解の欠如等がその原因の大半をなしているものと考えられる。

これらの対策としては，まず第1に，消防活動への参加を容易にするため

の環境作りを行なう必要がある。このため，国民すべてが相互に協力して地域の人々の生命と生活を守るという自主消防精神を学校教育，社会教育等あるゆる機会をとらえて積極的に昂揚し，消防の重要性に対する認識を住民の各種活動の中で育成していかなければならない。これと同時に，青壮年層については，農業等の自家営業に従事する場合を除き，その多くが企業，官公庁等の勤務者である実態にかんがみ，昭和48年5月に消防庁から都道府県知事あてに出された「事業所の勤務者で消防団員となっている者の消防団活動に対する配慮について」の通達の趣旨を徹底し，消防団員となっている者が上司や同僚に対して気兼ねなく，かつ人事管理面でも不利な取扱いを受けることなく，安心して消防団活動に参加できるような環境を地域社会に定着させ，培養しなければならない。

また，地域によっては，婦人消防隊が組織され，積極的な防災活動を行っているが，とりわけ，消火活動等の現場活動に従事する婦人消防隊員については，身分，権限等を明確にし，その処遇の改善を図るため，正規の消防団員に任命する等の配慮がなされなければならない。

第2に報酬，出動手当などの増額，公務災害補償，退職報償の改善等の処遇の改善を行うとともに，郷土愛，奉仕の精神に立脚する消防団活動に適合した表彰制度の充実を図る必要がある。また，消防団の運営についても，青壮年層の共感が得られるよう創意と工夫をこらす必要がある。

第3に，中堅となる団員の育成，団員の資質の向上，消防装備の機械化，近代化等その内容の充実に努める必要がある。特に，風水害，大震災，林野火災に際しての消防団の受け持つ役割の重要性にかんがみ，これらの災害に対処するための装備の充実，訓練の強化等に重点を置いてその充実を図る必要がある。

ウ　自衛消防の推進

自衛消防は，広義には市町村が設置する公設消防以外のもので法令等に定められた消防組織のことである。

工場，事業所等で消防機械器具を有し，これを運営する要員を備えた組織は，昭和51年4月現在2万3,198組織，隊員数は88万8,213人となっている。

これらの組織には，消防法第8条の規定にもとづいて，防火管理者を中心に組織されているもののほか，同第14条の4の規定にもとづいて一定規模以上の危険物施設をもつ事業所等が化学消防自動車を中心に編成する自衛消防組織，石油コンビナート等災害防止法にもとづいて，特定事業者が大型化学消防車，大型高所放水車，泡原液搬送車等を中心に編成する自衛防災組織がある。

以上のような3つの自衛消防組織は，危険度の大きい事業所・工場における有効な消防力として，その重要性が強調されているが，その質的向上を図りつつ，市町村消防と密接な連携をとり災害の予防，被害の軽減に資するよう一層の充実強化への努力が望まれる。

第1—7表　自衛消防力の概要

区　　分	51. 4. 1現在	50. 4. 1現在
自衛消防力を有する工場，作業所等	23,198	22,903
自衛消防隊数	21,871	25,043
隊員数	888,213	864,705
普通消防ポンプ自動車	949	933
水そう付消防ポンプ自動車	304	300
三輪消防ポンプ自動車	56	73
手引動力ポンプ	1,590	1,485
小型動力ポンプ	10,392	9,987
化学消防自動車	754	726
大型消火器	61,424	57,327

エ　自主消防の拡充

公設及び事業所等の消防体制以外に国民自ら自分の生命，財産を守るため，地域に在住する少年・少女や婦人あるいは町内会等による自主消防体制も重要なものである。

最近におけるこれらの組織化，活動は地域において定着しつつありその役割も大きなものとなっている。昭和51年において少年消防クラブは4,432クラブ，クラブ員43万87人。婦人防火クラブは7,874クラブ，98万1,743人であり初期消火，また火災に対する予防意識の高揚に重要な役割を果している。

（2） 消防施設

消防力において，消防職・団員と共に基幹となっている消防機械，消防水利，火災通報施設等の消防施設については，毎年整備強化され科学化，機械化も進んでいる。しかし，産業の発展，国民の生活様式の変化に伴い，多様化，複雑化し増大する火災及び各種災害に十分対処するために，今後とも消防施設の強化を図らなければならない。このため国では，消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づき，これらの施設に対して補助金を交付し，その整備強化を図っている。

ア 消防機械

消防機械の保有状況は，第1—8表のとおりである。消防機関においては消防ポンプ自動車をはじめとして逐次増強が図られている。消防本部・署では特に救急自動車，はしご付消防ポンプ自動車，化学消防自動車の増加が著しく，消防団では水そう付消防ポンプ自動車の増加が著しい。

（ア） 動力消防ポンプ

動力消防ポンプは毎年逐次強化されており，旧式の動力消防ポンプはそのほとんどが姿を消している。昭和51年4月1日現在消防ポンプ自動車（水そう付，三輪を含む。）の台数は20,308台，手引動力ポンプの台数は855台，小型動力ポンプの台数は54,491台で，昭和50年に比べて消防ポンプ自動車で430台（2.2%）の増加があり，手引動力ポンプでは120台（△12.3%）の減少となり，小型動力ポンプで1,219台（2.3%）増加している。今後は量的充足はもちろん，消防ポンプの高性能化を図っていかなければならない。

（イ） はしご付消防ポンプ自動車等

石油コンビナート等の火災及び危険物の増大に対応した危険物火災の増加，高層建築物及び地下街等都市構造の複雑化に伴う火災の多様化，自動車事故等特殊災害に対処するため，化学消防自動車，はしご付消防ポンプ自動車，救急自動車が増加している。昭和51年4月1日現在化学消防自動車の台数は695台，はしご付消防ポンプ自動車の台数は757台，救急自動車の台数は3,132台で，昭和50年に比べて化学消防自動車で30台（4.5%），はしご付消防ポンプ自動車で60台（8.6%），救急自動車で271台（9.5%）それぞれ増加している。

第1—8表 消防機械の保有数の推移

（単位 台）

区分		47.4.1	48.4.1	49.4.1	50.4.1	51.4.1
消防本部・消防署	消防ポンプ自動車	3,587	3,887	4,191	4,211	4,295
	水そう付消防ポンプ自動車	1,520	1,740	1,924	1,993	2,086
	小型動力ポンプ	942	1,136	1,434	1,681	2,243
	はしご付消防ポンプ自動車	442	510	618	697	757
	化学消防自動車	501	569	630	665	695
	救急自動車	1,750	2,148	2,601	2,861	3,132
	無線指揮車	627	775	901	926	1,004
	その他の消防自動車	1,063	1,233	1,362	1,280	1,333
	消防艇	39	40	41	41	44
消防団（常備部を含む）	消防ポンプ自動車	13,306	13,631	13,826	13,166	13,393
	水そう付消防ポンプ自動車	399	467	460	494	525
	三輪消防ポンプ自動車	124	82	42	13	8
	手引動力ポンプ	2,151	1,775	1,363	972	854
	小型動力ポンプ	55,677	56,391	56,747	51,591	52,251
	腕用ポンプ	—	—	—	—	—
	その他の消防自動車	9,296	10,501	11,899	12,791	13,578
合計	消防ポンプ自動車	16,893	17,518	18,017	17,377	17,688
	水そう付消防ポンプ自動車	1,919	2,207	2,386	2,487	2,611
	三輪消防ポンプ自動車	125	83	43	14	9
	手引動力ポンプ	2,155	1,777	1,377	975	855
	小型動力ポンプ	56,619	57,527	58,181	53,272	54,491

（ウ） 科学施設

近年特殊災害が増加しているが，これらの災害に対処し，人命救助，火災防御を行うには現在の消防機械では十分とはいえず，救助工作車，排煙車，破壊車，消防艇，放水塔車，ヘリコプター等の高度な科学消防機械の整備強化及び技術開発を促進していかなければならない。

イ 消防水利

消防水利の現有数は第1—9表のとおりである。消防水利は消防力の基幹であり，火災鎮圧のため消防機械と共に不可欠なものである。このため，

第１—９表　消防水利の保有数

消防水利	51.4.1現在	50.4.1現在	比較増減数	増減率
				%
全国の現有数	891,974	845,931	46,043	5.4
消火栓	651,337	616,543	34,794	5.6
防火水そう	215,214	204,701	10,513	5.1
20～40㎥未満	89,162	86,156	3,006	3.5
40㎥以上	126,045	118,545	7,507	6.3
井戸	25,423	24,687	736	3.0
20～40㎥未満	13,935	13,772	163	1.2
40㎥以上	11,488	10,915	573	5.2

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第７号）を定め，この基準に適合するものを消防水利として確保，管理することとしている。

消防水利の種類には消火栓，防火水そう，プール等の人工水利と河川，池，湖，沼，海水等の自然水利がある。

（ア）　自然水利

自然水利は，消防水利として人工水利と並んで重要な役割を果しており，大きな水利となれば火災に対して水量は無限にあるが，季節，時間により使用不能に落ち入り，又，取水場所も道路，護岸，埋立等の工事，改修により制限をうけることがあり，これらの諸条件の影響により目的を十分に果せない場合がある。

（イ）　人工水利

人工水利においてはその73％を消火栓が占めており，水利の基幹となっている。近年の都市化現象により消防水利を必要とする地域が年々拡大しており，こうした新たな需要に応じて安定した消防水利の増強を図ることが必要であるが，バランスのとれた消防水利とするため，防火水そうは①自然水利と異なり気象状況等に影響されない。②消火栓のように水源の変化，事故等の影響による水圧，水量の変化がない。③消火栓に比べ耐震性が強い等の長所を有するので今後とも一層その増設を推進する必要がある。

ウ　火災通報施設

火災をはじめとして災害の被害を最少限度にくい止めるには，消防隊が現場にできるだけ早く到着する必要があり，そのため，早期通報，初動体制の整備を推進することが重要である。この早期通報と初動体制の一端を担う火災通報施設には，消防無線電話，消防機関相互間の消防電話，一般用の火災報知機，火災報知専用電話（119番）及び加入電話がある。このうち火災報知専用電話は「火事と救急救助は『119番』」で知られており，利用度も火災の他に救急等の通報が高くなっており，人命の救助と損害を小さい範囲で防止するうえで大きな役割を果している。

（ア）　消防無線電話

災害時における消防隊消防本部等との連絡は有線電話では困難又は不能な場合が多く，的確な情報の収集及び伝達に重大な障害となることが少なくない。消防無線電話はこうした場合に備えて設置されるものであり，極めて有効な力を発揮し，災害現場からの情報の収集，各消防隊への指示，あるいは事故等による負傷者の症状等について出動中の救急自動車からの連絡等に活用されている。消防無線電話の設置数は全体で昭和50年に比べて14.3％の伸びを示しており，全国の保有数は昭和51年４月１日現在で２万8,755台（第１—10表）となっている。

第１—10表　消防無線電話の保有数

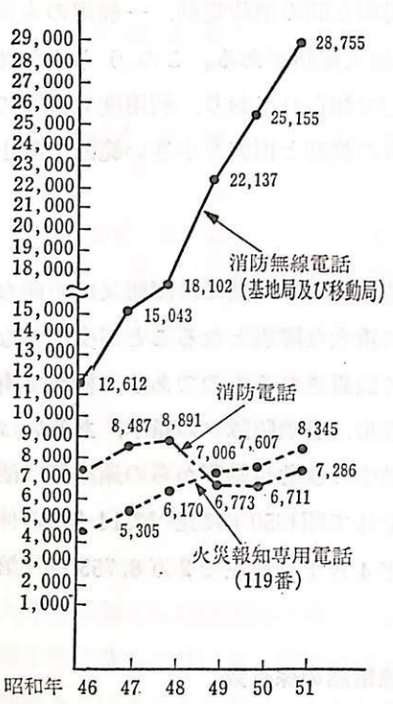
区分	51.4.1現在	50.4.1現在	比較増減数	増減率
				%
局数（基地及び移動局）	28,755	25,155	3,600	14.3
中短波（〃）	80	157	△ 77	△49.0
超短波（〃）	28,675	24,998	3,677	14.7

消防無線電話には，中短波と超短波を使用した２種類の設備があるが，最近の災害対策及び救急救助業務が増大し，これらに対処するため，高性能の超短波施設を設置する消防機関が増えている。

（イ）　火災報知専用電話

火災報知専用電話は，加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災，救急，その他の災害の発生を通報するものである。

第1—11図　消防無線電話・火災報知専用電話及び消防電話の推移



全国の保有回線数は昭和51年4月1日現在では8,345回線で，昭和50年と比べると738回線（9.7%）の増加となっている。

（ウ）　消防電話

消防電話は，消防本部・署等の消防機関相互間の連絡，指令等情報の伝達に使われる消防専用電話であり，通常時，非常時を問わず消防機関相互間の連絡に大きな役割を果している。全国の保有回線は昭和51年4月1日現在7,286回線で，昭和50年と比べると575回線（8.6%）の増加となっている（第1—11図）。

（エ）　火災報知機

火災報知機には，市町村が公衆の用に供するため，地域内に設置し消防機関と直接連絡させている公衆用のものと，防火対象物の所有者等が設置する自衛用のものがある。消防機関に直接連絡している火災報知機の設置数をみると，昭和51年4月1日現在，全国に2,602基で，昭和50年に比べて667基減少（△20.4%）している。これは加入電話の普及に伴い必要性が薄れてきていることと共に，いたずら通報や誤報が多いため，消防機関の出動体制がこれにより妨げられる等の事情によるものである。

（3）　関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るには，消防体制の総力をもってしても万全を期することは困難である。したがって，それぞれの行政に関連する関係行政機関の防災努力がなされることも必要であり，また，緊急

事態に際しては，関係行政機関を含めた可能な限りの応援体制を得られる防災体制が確立される必要がある。

このため，災害対策基本法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき，大規模な災害に対して国及び地方の行政機関等が総力をあげて対処し，中央防災会議，地方防災会議，石油コンビナート等防災本部，非常災害対策本部等の制度により，国及び地方において，それぞれ横断的に必要な連絡調整を行うことができる体制が作られており，また，個別に関係行政機関等との間では，協議，応援協定の締結等により連絡調整を図り，防災体制の整備を推進している。

ア　石油コンビナート災害

石油コンビナートに関しては，石油コンビナート等災害防止法を中心に，消防法，高圧ガス取締法，労働安全衛生法等多数の関係法令に基づき，防災対策が推進されており，石油コンビナート等災害防止法立案に当たっては省庁連絡会議がもたれたところであるが，同法立法後においても特に通商産業省及び労働省との間では，石油コンビナート等災害防止法及び保安三法に関する連絡会議をもって，定期的に必要な連絡調整を行っているところである。

また，石油コンビナート等災害防止法に基づく防災緩衝緑地等については，補助金や交付税に係る財政上の特別措置等を前提として，事前に建設大臣による設置計画の承認を得ることとされているため，石油コンビナート等特別防災区域に係る総合的な防災の観点から建設省との間でも緊密な連絡をとりつつ設置を推進していく必要がある。更に，昭和51年9月1日から施行された海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により，海上災害に係る消防機関と海上保安庁の機関との各責任分担と協力関係が整備されたこと等に伴い，石油コンビナートに係る海上災害の防止に関しては，運輸省との間でも必要な連絡調整を図って行く必要がある。

イ　海上災害

海上の消防業務については，昭和24年12月9日付で国家消防庁と海上保安庁との間に業務協定が締結され，その後，海上火災の危険の増大を考慮し，昭和43年3月29日に改めて，消防庁と海上保安庁との間で交換された「海上

第１—12表　タンカー入港主要港湾に係る市町村消防機関と海上保安庁の機関との業務協定締結状況

昭和52年４月１日現在

入港最大船舶	港湾所在市町村数	締結市町村数	未締結市町村数
100,000ｔ以上	37	22	9
10,000ｔ以上～100,000ｔ未満	39	35	4
1,000ｔ以上～10,000ｔ未満	63	40	23
1,000ｔ未満	36	19	17

保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて，第１—12表のように市町村消防機関と海上保安庁の機関との間で，領海の船舶火災に対する消火活動に関連して，両機関が協力して消防業務を実施するための業務協定が締結されている。

また，昭和51年９月１日から改正施行された「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」において

① 危険物の排出又は海上火災が，ふ頭に係留された船舶又は陸地にある施設に係るものである場合には，原則として消防機関が，緊急の場合における行為の制限，海上火災が発生した船舶の処分等の権限を，その他の場合には，原則として海上保安庁が，消火活動に係る権限を行使すること。

② 消防機関と海上保安庁は，相互に密接な連絡をとり，海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力すること。

等を定め，消防機関と海上保安庁の各々の担任すべき権限及び責任と協力関係が整備された。

今後は，この法律の趣旨に則り円滑な海上防災活動が実施できるよう防災体制の整備を図る必要がある。

ウ　空港災害

航空機の事故は，一旦発生すれば，大惨事を招来するおそれがあるので，特に，空港とその周辺における消火，救助活動が円滑に行われるよう，あらかじめ，消防機関と空港管理者との間で消防活動の実施方法について協定を

締結しておく必要があると考えられたため，消防庁と運輸省との間で協議し，昭和45年５月に「空港及びその周辺における消火救難に関する協定の準則」を定めた。

空港所在地の市町村は，この協定準則を基本として，協定の締結を行ってきており，その状況は，附属資料24のとおりである。

エ　原子力災害

放射性物質の輸送については，昭和52年度に関係法令が改正され，輸送物及び輸送方法等の安全基準並びに事故時の処置等の規定が行われたところであるが，さらに万全を期するため，消防庁，科学技術庁，警察庁，運輸省，通商産業省の５省庁は，核燃料物質に係る輸送中の交通事故等に伴う危険から公衆の安全を確保するために緊急の措置を要する事態に備えて連絡協力することを目的として，昭和52年８月「核燃料物質輸送安全対策連絡会」を設置した。また，これに並行して放射性同位元素に係る輸送中の交通事故等に対する体制等につき関係省庁間での検討を行っている。

なお，原子力施設に対する消防防災体制を確立させるために，関係省庁と，意見交換，資料交換等を行い，連絡協力をする必要がある。

2 予 防 行 政

（1） 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

わが国の火災のほとんどは失火であり，その発生経過には必ず人間的要素が交錯している。

すなわち，火災の大部分は，火を使用し，取り扱う者の慣れ，忘却，怠惰等による不注意，不始末によって引き起されており，火災は人災と言える。

日常生活において多種多様化された火気の利便性に慣れすぎ，ともすれば最も大切な安全管理をおろそかにし，火を粗雑に扱いがちであるが，火を使用し，取り扱う以上，火の持つ危険性を常に認識しておかなければならず，その都度，細心の注意と監視により出火危険の排除に努力すべきである。

この努力を国民一人一人が固有の責務として自覚し，火災予防に精進することこそ火災の未然防止の基本であり，なによりも増して重要なことといえる。

このような趣旨から，国では毎年春季及び秋季の2回，全国火災予防運動の実施を提唱し，国民への防火思想の普及宣伝に努め，国民による火災予防の実践を促進しているところである。

火災予防に関する運動が現行のように年2回，全国的に行われるようになったのは，自治体消防が発足した年の翌年（昭和24年）からである。実施期間は第2—1表に示すとおり，その年々によりまちまちであったが，秋季は昭和28年，春季は昭和30年から，都道府県等関係機関の意見をもとに現行の期間に統一し，現在に至っているものである。

運動の具体的展開については，国が定める全国いっせい実施事項を中心に，国及び都道府県は主に広域的な広報宣伝活動を行い，火災予防知識の普及を図り，市町村消防機関は，防火展覧会，防火講演会等多彩な行事を開催

第2—1表 火災予防運動実施期間の推移（消防組織法施行年以降）

年別	春季	秋季
23		10月10日～10月16日
24	4月18日～4月24日	10月17日～10月23日
25	3月7日を含む前後7日間	10月8日～10月14日
26	3月1日～3月7日	10月7日～10月13日
27	3月2日～3月8日	10月12日～10月18日
28	3月1日～3月7日	11月26日～12月2日
29	3月7日～3月13日	同上
30～現年	2月末日～3月13日	同上

するほか，実地に避難訓練，各家庭に対する防火指導，消火訓練（消火器等の使い方）等を行い，予防知識と防火技術に関する啓蒙を図っているが，今後も反省と工夫を重ね，より効果的な展開方法をもって根気よく運動を続け，国民の防火意識の一層の高揚を図っていかなければならない。

（ア） 秋季全国火災予防運動（昭和51年11月26日～12月2日）

秋季全国火災予防運動は，火災多発期である冬季を目前に控えた時期に国民一人一人の火災に対する警戒心を喚起し，火災の発生防止及び火災による被害の軽減を図ることを目的としている。

昭和51年秋季の運動では，「火災は人災　防ぐはあなた！」を全国統一標語とし，特に火災の大部分は，日常の生活行動中における不注意によって発生していることにかんがみ，日常生活を「家庭」と「職場」に大別して，その各々の場において火災を予防するために行うべきことを全国いっせい実施事項の重点に掲げ，家族ぐるみ，職場ぐるみによる積極的な運動の展開を図った。

なお，全国いっせい実施事項の具体的内容は，次のとおりである。

a 家族みんなで防火のそなえ

建物火災の過半を占めるものが一般住家からの出火であり，その大部分が失火であること，また一般住家の火災による死者の発生が目立ってきている

ことにかんがみ，家庭の防火の徹底を図るため，次の事項について家族全員が実施し，防火のそなえに万全を期することとした。

① でかける前，やすむ前には，火の元を点検しよう
② 寝たばこやたばこの投げ捨ては，絶対にやめよう
③ ガスコンロや暖房器具は使い方に気をつけよう
④ お年寄りや幼児の安全な避難方法を考えよう
⑤ 消火用具や消火用水の備えをしよう
⑥ ホテルに泊る時などには，避難の方法を確かめておこう

b 全員そろって職場の防火

職場での火災予防は，従業員一人一人が自己の防火意識を高め，職場ぐるみで組織的な防火管理に努めることが強く望まれるところであるので，従業員全員が火の元に注意することは勿論，火災が発生した場合に臨機応変の行動（有効な初期消火の実施，適切な火災通報，連絡及び安全避難の確保等）が迅速かつ的確に行えるよう，関係者全員で次の事項を実施し，職場の防火の徹底を図ることとした。

① 消防計画など防火のための計画をよく理解しておこう
② 消火訓練，避難誘導訓練を実施しよう
③ 火気の使用場所は，整理，整とんして安全を確かめよう
④ 通路や出入口などは，避難しやすくしておこう
⑤ ガソリンや灯油などの危険物は安全に管理しよう

（イ） 春季全国火災予防運動（昭和52年２月28日～３月13日）

春季全国火災予防運動は，火災が発生しやすく，また，季節風などの影響で大火になりやすい春季を迎える直前に，火災に対する国民の警戒心を一層高め，出火の防止と被害の軽減を図ることを目的としている。

昭和52年春季の運動では，前年秋季の運動と同一の防火標語のもとに，「火災を未然に防止する工夫と注意」，「火災が発生した場合の生命，身体，財産の安全確保」の方法について，家庭をはじめ学校あるいは職場の各々の場において，全国民が考え，話し合って必要な予防措置について理解を深め，これを実行することを全国いっせい実施事項に掲げ，国民総ぐるみによる積極的な運動の展開を図った。

なお，全国いっせい実施事項の具体的内容は，次のとおりである。

a 家庭で火災予防について話し合おう

家庭生活の場における火災は，日頃使い慣れている身近な火によって発生することが多く，また，そのほとんどが使用中の些細な不注意，使用後の不始末によって引き起されていることにかんがみ，次の事項を中心に家庭における火災予防について家族全員で考え，話し合い，これを十分に理解して実行し，家庭の防火を徹底することとした。

① たばこの投げ捨てと寝たばこの防止
② 暖房器具やガンコンロの正しい使用
③ 就寝前や外出前の火の元点検の徹底
④ 消火用具や消火用水の備え付け
⑤ 火遊びの禁止とたき火の際の安全確認
⑥ 消火活動や避難方法の周知徹底

b 学校や職場で火災予防について話し合おう

子供の火遊びによる火災は例年多く，また増加のきざしさえみせている。火災予防思想の素地は，少年期に形成することが好ましく，家庭や学校を通じて子供に対する火災予防知識の普及啓蒙に一層の努力が望まれる。

また，ホテル，デパート，病院など多数の人々が出入りし，勤務する建物，あるいは各種商店，飲食店又はキャバレー等風俗営業店舗などが雑居する建物では，火災の際人命損傷を伴う危険が高く，これらの職場では人命尊重を基盤とした防火管理の徹底が極めて大切といえる。特にいろいろな形態の職場が雑居する建物では，一般に防火管理が難しいといわれるが，それだけに一層重要であり，関係者の協調と努力が望まれる。

このような状況にかんがみ，各職場では次の事項を中心に，職場の防火がいかにあるべきかについて考え，話し合い，これを十分に理解して実行することとした。

① 火災予防に関する知識の普及
② 消防用設備等の設置と点検・整備の完全実施

③　消防計画等の周知徹底と訓練の実施

④　避難通路の安全確保

⑤　火気使用場所の整理，整とん及び防炎カーテンの使用等による出火の防止

c　林野火災や車両火災の予防について話し合おう

林野火災の予防については，消防庁と林野庁の共唱による全国山火事予防運動により，また，車両の火災予防については，消防庁と運輸省の共唱による車両火災予防運動により，その徹底を図った。

イ　全国山火事予防運動（昭和52年２月28日～３月６日）

全国山火事予防運動は，例年，林野火災が晩冬から春先にかけての乾燥期に多く発生することから，ハイカー，林業労働者等入山者の多くなる時期に，山火事予防思想の普及を図り，出火危険の積極的な排除に努めることを目的として行うものである。

この運動は，従来，消防庁と林野庁が各々独自の立場で行っていたが，予防活動を，より効果的なものとするため，昭和44年から消防庁と林野庁の共唱による予防運動に一元化し，実施期間についても原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせることとしたものである。

国土の狭小なわが国にとって，森林は貴重な資源であるが，これが例年，火災により焼失していることは，国家的損失といわなければならず，その防止対策は，積極的に推進しなければならない。

林野火災の原因の過半数は，ハイカー，農耕者等入山者のたばこ，たき火などの不始末によるものであるが，これら入山者の数は，道路網の整備，レジャー人口の増加等により，逐年増加しており，入山者の防火意識の高揚には一層の努力が必要である。

昭和52年の全国山火事予防運動では，「火災から守って伸びる木伸びる国」を統一標語として，次の事項を重点に広報活動や，消火訓練等の行事の実施を通じ，ハイカー，林業労働者，森林所有者，農民，学童その他一般国民に対して運動を展開し，林野火災の未然防止に努めた。

①　たき火の跡始末を完全にすること。

②　たばこの吸殻は必ず消すこと。

③　マッチ，ライターの使用は，強風又は乾燥時には努めてさけること。

④　紙くず等燃えやすいごみ類は，所定の場所に捨てること。

⑤　火入れの許可は必ずとること。

ウ　車両火災予防運動（昭和52年２月28日～３月６日）

車両火災予防運動は，昭和26年４月，横浜市桜木町において発生した京浜東北線の国電火災を契機に，車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることを目的に実施されるようになったものである。

この運動は，当初，各地方毎に実施し，時期的にも区々にわたっていたが，各方面からの要望もあったため昭和29年から，春季全国火災予防運動の実施期間に合せて実施することとした。また，現行のように春季全国火災予防運動実施期間の前半７日間として全国統一を図ったのは，その翌年の昭和30年からである。

昭和52年の車両火災予防運動では，次の事項を重点実施事項として掲げ，すべての車両及び車両関係者並びに利用者を対象に車両火災防止の徹底を図った。

①　禁煙車両内における喫煙の防止と窓からのたばこの投げ捨ての防止

②　危険物品の車内持込み防止

③　車両及び駅舎における初期消火，通報及び避難誘導訓練の実施

④　消火器の点検及び取扱い方法の習熟並びに管理の徹底

⑤　食堂車等における火気設備の総点検

⑥　車両の防火点検整備

⑦　危険物輸送における安全運転の励行

エ　文化財防火デー（昭和52年１月26日）

これは，文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定される文化財を火災から守るための防火運動で，文化財関係者の防火意識の向上と国民一般の文化財愛護思想の高揚を図ることを目的とするものである。

この運動は，昭和24年１月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺等の重要文化財の焼失を契機とし，昭和29年以来，毎年１月26日を「文化財防火

デー」と定め，この日を中心に，消防庁と文化庁の共唱により，全国的に実施しているものである。

昭和52年の文化財防火デーは，第23回目に当たるが，国では，広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図り，また，文化財の所有者及び管理者は，消防機関の指導のもとに消火訓練，重要物件搬出，避難訓練等を積極的に実施し，文化財の防火対策の整備充実に努めた。

オ　民間防火組織

民間の防火組織には，家庭の主婦を主体とした婦人防火クラブと，小中学生徒を対象とした少年消防クラブとがあり，それぞれの立場において，火災予防に努め，広く火災予防思想の普及に貢献している。

クラブ数および人員は，昭和51年4月1日現在，婦人防火クラブでは，7,874団体（前7,740団体），98万1,743人（前年105万1,459人），少年消防クラブでは，4,432団体（前年4,553団体）43万87人（前年43万7,891人）である。

婦人防火クラブは，従来，その大部分が小都市や町村部に結成されてきたが，最近は大都市においても婦人防火協力隊，家庭防火指導員等の名称を用いてその結成が進められている。このクラブは，各家庭の防火診断をはじめ，火を使用する器具類の正しい取扱い方法，消火器具の操作方法，防火座談会の開催等，火災予防のための活動並びに研究を行っている。近年，特に農山漁村地帯においては，出かせぎ等により男子が不足し，消防団員は減少の傾向を示しているが，これを補う意味で，婦人が消火活動にも従事して消防団的活動を行う事例が多くなってきている。

少年消防クラブは，少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせ，各家庭や学校における火災の防止を図るとともに，火災予防思想の素地をつくることを目的とするものであって，昭和25年少年消防クラブ取扱要綱が制定されたことにより，学校，消防署又は市町村を単位に全国各地でクラブの結成が始まり，昭和28年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長消防庁長官）が設けられた。

少年消防クラブの活動内容は，それぞれの地域の地理条件，気象状況等の環境条件によって異なるが，主なものは視聴覚教育，実地見学，研究発表会，防火弁論大会，避難訓練，防火ポスター等の製作，火災予防運動行事への参加，協力等であり，特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

全国少年消防クラブ運営指導協議会は，少年消防クラブ育成のため，毎年3月表彰を行い，優良少年消防クラブ及び指導者に対して表彰旗及び記念品を授与している。昭和52年3月に行われた表彰では，表彰旗を授与されたクラブ12団体，記念品を授与されたクラブ25団体，記念品を授与されたクラブ指導者13名である。

（2）　自主防火体制

ア　防火管理者制度

消防法第8条第1項の規定では，学校，病院，工場，事業場，興行場，百貨店，複合用途防火対象物等多数の者が出入し，勤務し又は居住する防火対象物で消防法施行令で定めるもの（不特定多数の者又は身体弱者等を収容する防火対象物及びこれらの用途に供される部分が存する複合用途防火対象物並びに地下街にあっては，収容人員が30人以上となるもの，その他の防火対象物にあっては50人以上のもの）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は，消防法施行令，同施行規則で定める資格を有する者のうちから，防火管理者を選任して，これを消防機関に届出をし，当該防火管理者は防火対象物についての消防計画を作成し，当該消防計画に基づく消火，通報及び避難の訓練の実施，消防の用に供する設備，消防用水又は消防活動上必要な施設の点検及び整備，火気の使用又は取扱いに関する監督，避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を，行わなければならないとして，管理権原者に対して，自衛体制の整備とこれによる自主的防火管理の実施を義務づけている。

この制度は，昭和36年から実施され，その後現在に至るまで，数次に亘る改正により充実を図ってきたとこであるが，防火管理者が選任されていない

もの，消防計画が作成されていないもの，あるいは消防用設備等の維持管理が不適当であったり，防火上あるいは避難上必要な構造，設備の不備，欠陥をそのまま放置している防火対象物もかなり見受けられるのが現状である。

現に近時の旅館，デパート，複合用途ビル等の火災の中には，防火管理の不徹底が延焼拡大や人命損失等被害増大の一因になったとの指摘がなされていることは，極めて遺憾なことといわなければならない。

ちなみに10大都市における防火管理の実施状況は第２—２表のとおりである。これによると昭和52年３月31日現在の防火管理者選任（届出）率は79.1％，また消防計画作成（届出）率は61.7％となっている。

一般に防火管理者を選任せず消防計画を作成していない防火対象物は，管理権原者や防火管理者の防火意識が低く，消防機関の指導助言を容易に受け入れないものが多い。

これらの防火対象物については，今後措置命令等の活用により指導を強化していく必要がある。

昨今における大規模建築物の出現や建物用途の多様複合化をはじめ生活様式の近代化等に伴い都市ガス，プロパンガス，石油などの近代エネルギー消費の普及あるいは新建材，化学合成繊維等各種石油製品の氾濫などによる社会環境の変ぼうにより，ますます防火管理の重要性は高まっている。

特に近年増加した高層建築物，地下街は，火災時における消防活動が困難であり，また建物の密閉構造，新建材，内装可燃物による有毒ガスの発生，煙の急速な伝播など避難上においても幾多の障害を包含しており，しかもこれらの建物がホテル，百貨店，複合用途ビルなどである場合は，不特定多数の人々が出入りすることから，一旦火災が発生すれば著しい混乱を招き，多数の人命が失われる危険性が極めて高いといえる。

したがって，これら建物の自主防火体制の確立は一層重要となり，建物の所有者等関係者は安全体制の整備に関する社会的責任を十分に自覚し，人命安全を第一に考えた火災予防の認識と防火の実践に心しなければならない。

一方，消防機関としても，自主防火体制の確立を助長する努力を怠ってはならず，関係者の自主防火管理意識の高揚に努めるほか積極的な行政指導を

第２—２表　10大都市における防火管理実施状況

防火対象物の区分 / 項目	(一)		(二)		(三)		(四)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等
対象数	524	1,927	1,168	3,883	1,460	9,356	7,117
防火管理者選任届出数	508	1,658	776	2,964	1,157	6,718	5,240
消防計画届出数	453	1,319	541	2,184	863	4,418	4,071

防火対象物の区分 / 項目	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)
	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場
対象数	4,784	21,441	2,678	2,854	2,812	6,548	210	548
防火管理者選任届出数	4,061	17,453	2,486	2,730	2,683	6,102	200	464
消防計画届出数	3,283	11,907	2,223	2,522	2,409	5,525	182	367

防火対象物の区分 / 項目	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)
	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫
対象数	4,496	375	2,163	10,496	51	892	10	1,788
防火管理者選任届出数	4,358	350	1,841	9,121	45	621	10	1,161
消防計画届出数	4,050	309	1,408	7,782	41	508	8	796

防火対象物の区分 / 項目	(十五)	(十六)		(十六の三)	(十七)	合計
	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	
対象数	19,466	25,683	6,958	42	117	139,847
防火管理者選任届出数	16,018	17,175	4,558	37	113	110,608
消防計画届出数	12,257	13,641	3,052	37	104	86,260

（注）　10大都市とは，札幌市，東京都，川崎市，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市，福岡市である。

一層強力に進めていかなければならない。

また，年をおって複雑多様化している防火管理業務に対応し，これに専従する防火管理者の資質向上を図っていくため，現行の資格要件及び資格付与のための講習会のあり方について，抜本的検討を進めることも必要である。

加えて，一般に自主防火管理体制の整備が困難とされている共同住宅及び複合用途ビル等における防火管理，あるいは最近目立っている学校及び銀行その他の事務所ビル等における夜間の無人化に伴い，新たな問題が派生している無人時の防火管理についても，実態に即し，かつ，効率的な管理体制が確立されるよう，新たな防火管理システムの制度化等について早急に研究を進め，その対策を講じていく必要がある。

イ　共同防火管理制度

消防法第８条の２第１項及び第２項の規定では，高さ31ｍを超える高層建築物，一定規模以上の複合用途防火対象物（不特定多数の者，身体弱者等を収容する用途に供される部分の存する複合用途防火対象物にあっては地階を除く階数が３以上のもの，その他の複合用途防火対象物にあっては地階を除く階数が５以上のもの）及び地下街で管理権原が分かれているものの各管理権原者は，互いに協議して当該防火対象物全体についての消防計画の作成その他防火管理上必要な業務に関する事項を定め，これを消防機関に届け出なければならないこととされている。

これは貸ビル等一の防火対象物で管理権原が分かれている場合であっても，当該防火対象物全体の収容人員が一定の人数以上になれば管理権原者は個々に防火管理者を選任し，当該管理する部分ごとに自主防火管理業務を行うこととなるが，ばらばらの防火管理を行うことは防火上からみてマイナス面も多く防火管理を一体的に行うことが有効であるからである。

具体的には，これら防火対象物の各管理権原者は，共同防火管理協議会を設置し，統括防火管理者の選任，当該防火対象物全体の消防計画の作成，火災時における防火シャッターの開閉，換気設備の排煙機能への切り替えその他当該防火対象物の防火管理上必要な業務について協議決定し，これを消防機関に届出て指導を受けるとともに，当該決定事項に基づいて消火，通報，

第２—３表　10大都市における共同防火管理実施状況

区分 / 項目	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	計
		特定（３階以上）	一般（５階以上）		
対象数	1,594	14,730	3,618	42	19,984
協議事項届出数	726	6,436	1,000	40	8,202

避難訓練の実施，避難通路，避難口等の維持管理その他の防火管理業務を行わなければならないとされている。

10大都市における共同防火管理状況についてみると，第２—３表のとおりである。

これによると，協議事項届出済の防火対象物数は年々増えてはいるものの共同防火管理の実施が義務付けられている防火対象物全体に占める割合は41％と極めて低く，個別的には地下街を除き全て半数にも満たない状況にある。

高層建築物，複合用途防火対象物及び地下街の火災時における混乱と惨事を防止するためには，共同防火管理体制の整備が必要不可欠であるが，この体制の整備には各管理権原者の相互の協調と努力が必要であり，関係者の共同防火責任の自覚が強く望まれるところである。

一方，行政面においては，体制の整備及び共同防火管理業務の円滑な実施を阻害している要因の把握に努め，その除去についての対策措置を積極的に講じ，共同防火管理制度の効率的運用を図っていく必要がある。

（３）　消防用設備規制

ア　防火対象物の実態

昭和51年４月１日現在における防火対象物（消防法施行令別表第１(一)項～(十四)項に掲げるもので延面積150㎡以上のもの）の数は第２—４表に示すとおりである。

全国の防火対象物の総数は160万463件で前年同期の145万3,252件に比べ14万7,211件（10.1％）増で，昭和49年の対前年伸び率4.0％，昭和50年の対前

第2—4表　防　火　対　象　物　数　調

（51. 4. 1現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等
防火対象物数（150㎡以上）	全国	件 3,216	28,921	9,213	9,742	12,522	41,807	65,204
	10大都市	件 589	1,996	3,379	4,660	2,702	9,466	14,797
	割合	% 18.3	6.9	36.7	47.8	21.6	22.6	22.7

事項 ＼ 防火対象物の区分		(五)		(六)			(七)	(八)	(九)
		旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場
防火対象物数（150㎡以上）	全国	80,914	333,069	46,573	31,225	17,724	81,863	1,417	1,887
	10大都市	9,848	145,677	8,681	2,727	2,819	12,831	201	611
	割合	12.2	43.7	18.6	8.7	15.9	15.7	14.2	32.4

事項 ＼ 防火対象物の区分		(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)
		一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空格納庫	倉庫
防火対象物数（150㎡以上）	全国	13,999	3,582	37,039	366,418	579	17,093	189	98,986
	10大都市	5,353	787	4,235	76,584	128	4,639	31	25,773
	割合	38.2	22.0	11.4	20.9	22.1	27.1	16.4	26.0

事項 ＼ 防火対象物の区分		(十四)	(十五)		(十六の二)	(十七)	計	昭和50年の防火対象物数	増減率
		事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財			
防火対象物数（150㎡以上）	全国	152,306	100,052	43,588	69	1,266	1,600,463	1,453,252	10.1%
	10大都市	41,394	35,461	22,709	48	233	438,359	431,706	1.5%
	割合	27.2	35.4	52.1	69.6	18.4	27.4	29.7	

注1.　防火対象物の区分は，消防法施行令別表第1による区分であり，施設の名称はその例示である。

2.　割合は全国を100とした場合における10大都市の防火対象物の占める割合である。

年伸び率0.6%と比較した場合，その伸び率の増加は著しい。

一方，全国の防火対象物に対する10大都市の占める割合は，27.4%と前年同期と比べ2.3%の減少となっており，前年に対する増加率においても，全国と比較した場合1.5%と，その伸び率は低くなっている。

イ　消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については，消防法第17条第1項の規定により，学校，病院，工場，事業場，興行場，百貨店，旅館，飲食店，地下街，複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるもの（消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物）の関係者は防火対象物の用途，規模，構造等に応じて消防法施行令，同施行規則で定められている基準に従って消火設備（消火器具，屋内消火栓設備，スプリンクラー設備，水噴霧消火設備，二酸化炭素消火設備，動力消防ポンプ設備等），警報設備（自動火災報知設備，漏電火災警報器，非常警報設備等），避難設備（避難はしご，救助袋，誘導灯等），消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備，連結散水設備，連結送水管，非常コンセント設備，無線通信補助設備）を設置し，維持することが義務づけられている。

また，これらの防火対象物のうち，不特定多数の者が集まる防火対象物においては，既存のものであっても現行の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し，維持しなければならず，その猶予期限は，百貨店，地下街及び特定複合用途防火対象物にあっては，昭和52年3月31日，旅館，病院等その他の特定防火対象物にあっては，昭和54年3月31日とされている。

こうした消防用設備等の適正な設置及び維持管理並びに機能保持の徹底を図るため，防火対象物の種類と規模に応じてその関係者は，消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに，定期的に消防設備士若しくは消防設備点検資格者に点検させ，又は防火対象物の関係者自ら点検をし，その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務づけられている。

ウ　消防用設備等の設置の現況

消防用設備等の設置状況を10大都市についてみると附属資料16のとおりで

第２—５表　10大都市における主な消防用設備の設置状況（52.3.31現在）

区分	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			水噴霧消火設備等		
	設置必要数	設置済	%	設置必要数	設置済	%	設置必要数	設置済	%
百貨店等	1,522	1,184	78	373	293	79	184	157	85
地下街	41	38	93	37	31	84	19	19	100
特定複合用途防火対象物	3,948	3,666	93	1,143	730	64	1,129	1,054	93

ある。そのうち，主な消防用設備について百貨店，地下街，特定複合用途防火対象物におけるその設置状況は第２—５表のとおりである。

これによると防火対象物のうち昭和52年３月31日までに消防用設備等を設置しなければならない百貨店，地下街及び特定複合用途防火対象物の設置状況は，百貨店では屋内消火栓設備78%，スプリンクラー設備79%，水噴霧消火設備等85%，地下街では屋内消火栓設備93%，スプリンクラー設備84%，水噴霧消火設備等100%，特定複合用途防火対象物では屋内消火栓設備93%，スプリンクラー設備64%，水噴霧消火設備等93%となっており，これらの消防用設備の設置率は，いずれも昨年と比べ増加はしたものの違反防火対象物も相当数存在している。

第２—６表　全国におけるスプリンクラー設備設置状況（52.3.31現在）

事項		数及び延面積
設置を必要とする防火対象物	数	7,108件
	延面積	75,025,145㎡
未設置防火対象物	数	1,967件
	延面積	21,198,483㎡
既存不適格防火対象物	数	76件
	延面積	359,296㎡
違反防火対象物	数	150件
	延面積	1,036,032㎡

また，全国におけるスプリンクラー設備の設置を要するすべての防火対象物の設置状況は，第２—６表に示すとおりで，設置済の防火対象物は件数で69.1%，面積で69.9%である。

なお，法令上設置を要しない既存不適格防火対象物を除くと，設置済の防火対象物は件数で69.9%，面積で70.2%になる。

エ　防炎規制

（ア）　防炎物品使用の現況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき，出火時の延焼の進行を抑制することが火災予防上有効で消防法第８条の３の規定により，旅館，ホテル，病院，劇場等の不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火対象物（防炎防火対象物）で使用するカーテン，どん帳，展示用合板等の物品（防炎対象物品）には，所定の防炎性能を有するもの（防炎物品）を使用することが義務づけられている。

昭和52年３月31日現在で全国の防炎防火対象物における防炎物品の使用状況は，第２—７表に示すとおりである。カーテン，どん帳等を使用している防炎防火対象物で，そのすべてについて防炎物品を使用しているのは54.2%で，昨年同期（50%）に比較すると若干の改善がみられる。また，展示用の合板又は繊維板に係る防炎物品の使用状況をみると，すべての防炎対象物品に防炎物品を使用している防炎防火対象物は34.0%である。このような状況にかんがみ，防炎規制の重要性を再認識させ，なお一層の普及徹底を図る必要がある。

次に，防炎防火対象物の用途別にカーテン，どん帳等に係る防炎物品の使用状況をみると，防炎対象物品のすべてが防炎物品である防炎防火対象物の割合は，特殊浴場（68.8%），病院等（64.9%），社会福祉施設（64.2%）において高く，逆に使用状況の悪いものとしてはキャバレー等（45.2%），特定複合用途防火対象物（46.2%），一般複合用途防火対象物（47.7%）が挙げられるが，いずれも昨年に比較して使用率はあがっている。

防炎工事用シートの使用状況は，第２—７表（その３）に示すとおり，全部防炎シートを使用しているものが71.9%で昭和51年３月31日現在（69.6

%）と比較するとその改善が見られ，カーテン等より普及率は高いが，今後も一層その普及を図る必要がある。

第２—７表　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況

その１　カーテン・どん帳等

（昭和52年３月31日現在）

使用状況の区分＼防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	(六)
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等
防炎防火対象物数		3,026	28,780	8,179	12,660	11,987	49,102	67,396	79,871	42,575
カーテン・どん帳等を使用している防炎対象物	全部防炎物品を使用しているもの	1,353	8,737	2,226	3,701	3,641	13,937	15,697	36,800	21,647
		(57.7)	(52.0)	(45.2)	(54.0)	(47.0)	(47.8)	(49.7)	(59.4)	(64.9)
	全部又は一部について防炎物品を使用していないもの	991	8,063	2,696	3,150	4,113	15,197	15,894	25,127	11,728
	小　計	2,344	16,800	4,922	6,851	7,754	29,134	31,591	61,927	33,375
カーテン・どん帳等を全く使用していない防炎防火対象物		682	11,980	3,257	5,809	4,233	19,968	35,805	17,944	9,200

使用状況の区分＼防火対象物の区分		(六)		(九)	(十)	(十一)		(十一の二)	(十二)	計	比率
		社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	スタジオ	複合用途防火対象物 特定	複合用途防火対象物 一般	地下街	高層建築物		
防炎防火対象物数		25,254	15,528	1,656	441	101,668	3,466	64	2,606	454,259	
カーテン・どん帳等を使用している防炎対象物	全部防炎物品を使用しているもの	12,482	6,796	870	146	28,033	909	38	1,113	158,126	54.2
		(64.2)	(60.3)	(68.8)	(58.9)	(46.2)	(47.7)	(61.3)	(51.1)		
	全部又は一部について防炎物品を使用していないもの	6,948	4,470	394	102	32,665	997	24	1,064	133,623	45.8
	小　計	19,430	11,266	1,264	248	60,698	1,906	62	2,177	291,749	100.0
カーテン・どん帳等を全く使用していない防炎防火対象物		5,824	4,262	392	193	40,970	1,560	2	429	162,510	

その２　展示用の合板又は繊維板

（昭和52年３月31日現在）

使用状況の区分＼防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	(六)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等
全部防炎物品を使用している	92	120	42	26	42	87	895	218	74
全部又は一部について防炎物品を使用していない	79	223	90	79	67	523	1,165	323	151

使用状況の区分＼防火対象物の区分	(六)		(九)イ	(十)ロ	(十一)		(十一の二)	(十二)	計	比率
	社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	スタジオ	複合用途防火対象物 特定	複合用途防火対象物 一般	地下街	高層建築物		
全部防炎物品を使用している	88	82	7	19	671	27	3	84	2,577	34.0%
全部又は一部について防炎物品を使用していない	155	83	9	22	1,934	54	3	34	4,994	66.0%

その３　工事用シート

（昭和52年３月31日現在）

使用状況の区分＼防火対象物の区分		工事中の建築物	比率
工事中の建築物数		24,378	
工事用シートを使用しているもの	全部防炎シートを使用しているもの	10,275	71.9%
	全部又は一部について防炎シートを使用していないもの	4,023	28.1%
	小　計	14,298	100.0%
工事用シートを使用していないもの		10,080	

（イ）　防炎表示者の認定業務

防炎対象物品が所定の防炎性能を有するかどうかを誰でも容易に判別できるようにするため，消防法第８条の３の規定により，防炎物品には消防法施行規則で定められた防炎表示を付すこととされており，同時に防炎物品でない物品に防炎表示を付すこと，又は粉らわしい表示を付すこと及び定められ

た表示のないものを防炎物品として販売したり，販売のため陳列することは禁止されている。

この防炎表示の制度を適正に運用するため，消防庁長官の認定を受けた者でなければ防炎表示を付することができないこととされており，防炎物品の製造業者，防炎処理業者，縫製業者及び販売業者について，それぞれ消防庁長官が認定を行っている。

防炎表示者の昭和52年7月31日までの認定者数は11,429業者で，前年同期と比較すると822業者（7.7%）の増加となっており，そのうち縫製業者が791業者（8.0%）と増加分のほとんどを占めている。

（ウ） 防炎加工専門技術者の養成

カーテン等の防炎対象物品又はその材料を適正に防炎処理するためには，材料，防火薬剤等に関する知識及び処理技術を持つ技術者が必要である。この防炎加工専門技術者の養成のための講習会を消防庁の指導のもとに財団法人日本防炎協会が全国主要都市において毎年3～4回実施し，講習後の試験に合格したものには，専門技術者としての資格証を交付している。昭和52年3月31日までの受講者は第2—8表に示すとおり3,927名で，そのうち2,670名が資格証の交付を受けている。

第2—8表　防炎加工専門技術者数

区分＼年度	47	48	49	50	51	計
受講者	263人	660人	696人	218人	189人	3,927人
講習終了者	231	371	421	144	118	2,895
資格証交付者	310	359	340	191	128	2,670
再講習修了者			407	202	88	697

また，新しい繊維，防炎薬剤の開発や技術革新が盛んであり，それに応じて新たな知識及び技能を習得する必要があるため，専門技術者は5年以内ごとに再講習を受けるよう指導している。なお再講習も財団法人日本防炎協会が行っており，昭和52年3月31日までに697名が受講している。

（エ） 防炎物品の鑑定

防炎物品及び防炎薬剤は，特殊法人日本消防検定協会が消防法施行規則に

第2—9表　鑑定実施状況

その1　原反及び防炎薬剤

区分＼年度	原反			防炎薬剤		
	試験件数	合格件数	合格率(%)	試験件数	合格件数	合格率(%)
45	539	486	90.17	49	34	69.39
46	460	429	93.26	32	25	78.13
47	752	675	89.76	24	14	58.33
48	842	699	83.02	35	27	77.14
49	570	484	84.91	32	23	71.88
50	474	400	84.39	11	6	54.55
51	355	283	79.72	12	7	58.33

その2　合板又は繊維板

区分＼年度	試験件数	合格件数	合格率(%)
47	12	9	75.0
48	59	42	71.19
49	33	27	81.81
50	17	10	58.82
51	10	8	80.00

定める防炎性能基準に基づいて鑑定を行っており，防炎加工専門技術者は鑑定に合格した防炎薬剤を用い防炎処理を行わなければならない。昭和45年度からの原反及び防炎薬剤の鑑定実施状況は第2—9表（その1）のとおりである。合板及び繊維板の鑑定は昭和47年度から実施され，その鑑定実施状況は，第2—9表（その2）のとおりである。

（オ） 寝具類等の防炎化

昭和51年度中の火災による死者のうち61才以上の寝たきり老人は136人で，着火物の内訳は52.2%の71人が寝具類であった。

防炎対象物品以外の寝具類についても防炎化を行い，寝たきり老人や身体弱者を収容する施設を中心にその普及を推進することで火災予防の徹底を図ることを目的とした防炎製品認定委員会（事務局（財）日本防炎協会）を設け，防炎性能，耐洗たく性能の他に経口毒性，接触皮膚障害性の試験基準を作成し，試験に合格した寝具類や敷物類の認定業務を実施しており，認定さ

れた製品にはその旨の表示を付している。昭和51年度の防炎製品認定状況は第２—10表のとおりである。

第２—10表　防炎製品認定状況

防炎製品の種類	認定件数	
	昭和50年度	昭和51年度
ふとん・マットレス側地	—	16
わた（寝具類）	14	3
ふとん・ベッドパット	6	23
毛布類	5	7
マットレス	3	8
枕	—	1
敷物	10	36
テント・シート・幕類	4	10
床敷物	10	36

（注）　シート・幕類については，防炎対象物品又はその材料を除いたもの。

第２—11表　火災予防査察実施状況

防火対象物の区分	(イ)		(ロ)		(ハ)		(ニ)	(ホ)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等
全国	3,687	17,805	5,102	8,729	8,791	34,267	51,772	74,465

防火対象物の区分	(ヘ)		(ト)		(チ)	(リ)	(ヌ)	
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場
全国	193,657	33,969	21,740	13,641	40,655	857	1,793	8,784

防火対象物の区分	(ル)	(ヲ)	(ワ)		(カ)		(ヨ)	(タ)
	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等
全国	1,966	16,298	185,699	293	7,907	149	50,175	74,686

防火対象物の区分	(レ)		(ソ)	(ツ)	(ネ)	(ナ)	(ラ)	(ム)	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	(ISS+) 地下街	文化財	アーケード	山林	舟車		計
全国	87,211	25,742	117	2,767	329	1	4,631		977,685

第２—12表　防火対象物に関する措置命令等（消防法第５条）の状況

防火対象物の区分 / 措置命令の内容等	(イ) 劇場等	(ロ) 公会堂等	(ロ) キャバレー等	(ロ) 遊技場等	(ハ) 料理店等	(ニ) 飲食店	(ホ) 百貨店等	(ヘ) 旅館等	(ヘ) 共同住宅等	(ト) 病院等	(ト) 社会福祉施設	(チ) 幼稚園等	(リ) 学校	(ヌ) 図書館等	(ヌ) 特殊浴場	(ヌ) 一般浴場	(ル) 停車場	(ヲ) 神社寺院等	(ワ) 工場等	(カ) テレビスタジオ等	(カ) 駐車場等	(カ) 航空機格納庫	(ヨ) 倉庫	(タ) 事務所等	(レ) 特定防火対象物用途	(ソ) 一般複合用途防火対象物	(ツ) 地下街	(ネ) 文化財	(ナ) アーケード	(ラ) 山林	(ム) 舟車	計
改修	3	14	2	4	1	6	33	26	6	14	6	2	4		3			12	39					16	13			3				207
（是正件数）	2			2	1	3	12	9	4	4	5	4	1		1				35					1	8							91
移転																																
（是正件数）																																
除去						1	17	1					1						9						7			1				37
（是正件数）						1	17	1					1						9						7							36
小計 (A)	3	14	2	4	1	7	50	27	6	14	6	2	5		3			12	48					16	20			1	3			244
（小計）	2			2	1	4	29	10	4	4	5	2	5		1				44					1	15							127
使用停止命令								1	1										1													3
使用停止命令（限側）	1																		1				1		1							4
使用停止命令小計 (B)	1						1	1	1										1						1							2
							1	1											3						1							9
工事の停止 (C)																																
その他 (D)								2											4													6
合計 (A)+(B)+(C)+(D)	4	14	2	4	1	7	51	30	7	14	6	2	5		3			12	55				1	16	21			1	3			259

（注）　是正件数欄の数は，昭和51年１月１日から昭和51年12月31日までに発せられた措置命令に基づき，昭和51年１月１日から昭和52年５月31日までの間に是正された件数である。

第２—13表　消防用設備等に関する措置命令

設備の種類		防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)		(六)			(七)
			劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校
消火設備	消火器具	命令件数	11	57	9	42	23	74	176	221	100	74	85	45	199
		是正	5	23	2	24	13	40	99	116	59	50	61	29	146
	屋内消火栓	命令件数	6	14		4	5	2	110	75	3	25	17	6	58
		是正	1	4		4	1	2	39	16	1	9	6	1	19
	スプリンクラー	命令件数	3	1					13	2		1			
		是正	1						3						
	水噴霧	命令件数													
		是正													
	泡	命令件数							2	1		1			
		是正							2	1		1			
	二酸化炭素	命令件数													
		是正													
	ハロゲン化物	命令件数													
		是正													
	粉末	命令件数													
		是正													
	屋外消火栓	命令件数							1	2					1
		是正							1	1					
	動力消防ポンプ	命令件数													
		是正													
	小計 (A)	命令件数	20	72	9	46	28	76	302	301	103	101	102	51	258
		是正	7	27	2	28	14	42	144	134	60	60	67	30	165

（注）　是正欄は，昭和51年１月１日から昭和51年12月31日までに発せられた措置命令に基づき，昭和51年１月１日から昭和52年５月31日までに是正された件数である。

（消防法第17条の４）状況（その１）

(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十六の二)	(十七)	計
図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	オ等テレビスタジ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	複合用途防火対象物 特定	複合用途防火対象物 一般	地下街	文化財	
1	2	12		60	623		21		148	124	106	7		8	2,228
1	1	9		29	417		3		102	92	57	5		2	1,385
				2	130				19	7	30				513
				1	31				3	3	10				151
					2						11				33
					1						1				6
															4
															4
					1										1
					1										1
					9										13
					3										5
1	2	12		62	765		21		167	131	147	7		8	2,792
1	1	9		30	453		3		105	95	68	5		2	1,552

第２—13表　消防用設備等に関する措置命令

設備の種類 ＼ 防火対象物の区分			(一)		(二)		(三)		(四)	(五)		(六)			(七)
			劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校
警報設備	自動火災報知	命令件数	26	49	6	27	27	37	179	223	19	86	81	71	111
		是正	4	13	3	7	8	14	60	109	9	42	34	24	56
	漏電火災警報器	命令件数	1	5		4	3	3	8	37	97	14	11	15	26
		是正					1		2	19	51	3	4	4	2
	消防機関通報	命令件数									1				
		是正													
	非常警報	命令件数	13	20	1	14	4	21	48	52	4	9	28	22	97
		是正		1		2	1	9	15	27			11	5	14
	小計 (B)	命令件数	40	74	7	45	34	61	235	312	121	109	120	108	234
		是正	4	14	3	9	10	23	77	155	60	45	49	33	72
避難設備	避難器具	命令件数	1	8		5	3	2	25	32	6	20	8	4	49
		是正				3	1	1	10	17	2	9	2	3	9
	誘導灯，誘導標識	命令件数	16	54	9	42	35	59	164	245	18	117	58	41	43
		是正	3	14	3	18	10	14	71	107	5	47	20	12	22
	小計 (C)	命令件数	17	62	9	47	38	61	189	277	24	137	66	45	92
		是正	3	14	3	21	11	15	81	124	7	56	22	15	31
計(A)＋(B)＋(C)		命令件数	77	208	25	138	100	198	726	890	248	347	288	204	584
		是正	14	55	8	58	35	80	302	413	127	161	138	78	268

オ　予防査察及び措置命令の実態

消防機関は，予防行政の根幹として消防法第４条の規定により防火対象物に立ち入って，当該防火対象物の位置，構造，設備及び管理の状況等を検査する予防査察を行っている。昭和51年中に全国の消防機関が行った予防査察

（消防法第17条の４）状況（その２）

(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十六の二)	(十七)	計
図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	オ等テレビスタジ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	複合用途防火対象物 特定	複合用途防火対象物 一般	地下街	文化財	
4	21			7	378		1		47	39	69	3		10	1,521
4	17			1	112				10	20	24	2		3	576
		7		1	32		3			2	4	2			275
		4			5					2	3	1			101
															1
		13		17	31					20	40	1			455
				3	7					4	24				123
4	21	20		25	441		4		47	61	113	6		10	2,252
4	17	4		4	124				10	26	51	3		3	800
	22				6				3	4	36	4		1	239
	22				2					2	14	1			98
2	3	3			80		1		8	25	117	7			1,147
1	1	1			32				5	10	39	2			437
2	25	3			86		1		11	29	153	11		1	1,386
1	23	1			34				5	12	53	3			535
7	48	35		87	1,292		26		225	221	413	24		19	6,430
6	41	14		34	611		3		120	133	172	11		5	2,887

の実施状況は，第２—11表に示すとおりである。

予防査察を行った結果，消防長又は消防署長は，防火対象物の位置，構造，設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば，人命に危険であると認める場合には，消防法第５条

の規定により，所有者，管理者等の権原を有する関係者に対し，当該防火対象物の改修，移転，除去，使用の禁止等必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている。昭和51年中に全国の消防機関がこの規定に基づき出した措置命令及び措置命令に基づく是正の件数は第２—12表に示すとおりである。措置命令の件数が最も多いのは，改修に関する命令で207件となっており，その全体に占める割合は79.9％である。

また，消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては，消防法第17条の４の規定により，当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し，法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができることとされている。昭和51年中に全国の消防機関がこの規定に基づき出した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は第２—13表に示すとおりである。防火対象物別にみると百貨店，旅館及び工場に対する件数が，消防用設備等の別にみると消火器具，自動火災報知設備並びに誘導灯及び誘導標識に対する件数が多くなっているが，全体の是正率は44.9％であり，指導の強化が望まれる。

これらの，消防法第５条及び第17条の４の規定による措置命令は，査察結果書の交付，指導勧告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり，これらの措置命令を発しても依然として是正されない防火対象物の関係者に対しては，期を失することなく告発等を行い防火対象物における安全性の確保並びに，消防用設備等の設置及び維持の完全を期さなければならない。

カ　消防同意の実態

予防査察，措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに，消防法第７条の規定に基づく消防同意の制度があるが，これは建築物の新築，増築等について，特定行政庁又は建築主事が許可又は確認をなすに際し，事前に消防機関の同意を得ることを義務づけることにより，建築物の新築，増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし，予防行政の確実な実施を図ろうとするものである。

昭和51年中の全国の消防同意事務処理件数は，第２—14表に示すとおりで

第２—14表　消防同意事務処理状況

申請要旨＼内訳	同意			不同意					合計
	指導無	指導有	小計	構造	設備	避難	その他	小計	
新築	905,834	130,846	1,036,680	98	543	128	317	1,086	1,037,766
増築	291,694	45,303	336,997	51	230	27	126	434	337,431
改築	36,496	3,857	40,353	4	15		1	20	40,373
移転	1,066	160	1,226				1	1	1,227
修繕	243	89	332	3	3			6	338
模様替	319	195	514	2				2	516
用途変更	1,574	1,070	2,644	3	8	2	19	32	2,676
その他	10,243	1,147	11,390						11,390
合計	1,247,469	182,667	1,430,136	161	799	157	464	1,581	1,431,717

ある。同表中「指導有」とあるのは，防火に関する法令の規定に適合しない，又は適法ではあるが更に防火上安全性を高めるため指導を行う必要があるといった理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが，消防同意事務は，その性格上，建築物について個別的かつ具体的な判断が要求されるわけであり，個々の対象物についてきめこまかな行政指導を行うことが必要である。

なお，消防同意事務については，建築物に対する法令上の規定は勿論のこと，防災対策についての広汎かつ高度な知識が要求されるので，担当者の一層の研さんと組織の充実が期待される。

キ　最近において講じた主な施策

（ア）　消防用設備等関係

a　消防用設備等については，これまで逐次消防法令の改正により規制の強化が図られてきたが，特に大阪千日デパート火災，熊本大洋デパート火災等不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災が発生したことにかんがみ，昭和49年６月消防法の改正が行われ，火災による人命危険度の高い百貨店，病院等の特定防火対象物については，既存のものであってもスプリンクラー設備等の消防用設備等を現行の消防法令の技術上の基準に従い設置及び維持しなければならないこととされた。

しかし，これら既存防火対象物のなかには，その構造，用途等から判断して現行の基準に適合させることが著しく困難なものもあるため，これらのものについては現行の技術上の基準に代えて代替措置を講じるいわゆる特例基準を示すとともに，都道府県の事務担当者が遡及適用に関し消防用設備等についての適切な指導が行えるよう技術講習会を実施する等，消防用設備等の一層円滑な設置の促進を図った。

b　消防法施行令第30条の規定に基づき，消火器，スプリンクラーヘッド等で同令第37条各号に掲げるものについては，消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を除き，従来からそれらの消防用機械器具等について定められた技術上の規格に適合するものでなければならないこととされていたが，当該消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤についてもそれぞれ当該技術上の規格に適合しなければならないこととした。更に，消防用設備等の遡及適用規定の施行に伴い，消防用設備等又はその部分である同令第37条各号に掲げる消防用機械器具等については，当該消防用機械器具等の技術上の規格が制定又は改正された場合であってもすべて制定又は改正後の規格に適合させなければならなくなることから，当該消防用機械器具等の技術上の規格に関する自治省令の施行又は適用の際現に存し，又は現に新築等の工事中の防火対象物におけるもので当該規格省令に適合しないもの等に係る技術上の基準については，自治省令で一定の期間を限って特例を定めることができることとした。

c　その他消防用設備等の機能の向上を図るため次のような措置を講じた

(a)　自動火災報知設備の技術上の規格を改正した。

(b)　消防用機械器具等のうち，現行規格に適合しないものについて型式失効の措置を講じた。

なお，これに伴い，従来自治大臣が行うものとされていた当該消防用機械器具等に付されている個別検定に合格した旨の表示の除去又は消印を行う権限を都道府県知事に委任した。

(c)　消防法施行規則の一部を改正し，二酸化炭素消火設備等には消防庁長官の定める基準に適合する容器弁等を設けなければならないこととし，これと併せて二酸化炭素消火設備等の容器弁，安全装置及び破壊板の基準を告示した。

（イ）　消防用設備等の保守体制の確立

昭和49年の消防法の改正により，防火対象物に設置された消防用設備等の適正な維持管理の徹底を期するため，防火対象物の関係者は当該防火対象物の消防用設備等について，定期的に，一定の規模以上のものについては消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ，その他のものについては防火管理者に点検させるなど当該関係者自ら点検し，その結果を一定期間ごとに消防機関に報告しなければならないこととされた。

この消防設備点検資格者は，一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了したものとされているが，その指定講習の実施機関として財団法人日本消防設備安全センターが指定され，昭和50年11月以降全国において講習を実施し，昭和52年３月末日までに32,221名の消防設備点検資格者が養成された。

なお，この日本消防設備安全センターは，前述の消防設備点検資格者の養成のほか，消防用設備等の品質性能の自主管理，保守業務円滑化の推進，消防用設備等に関する正しい情報の提供等保守管理体制の確立のための業務を行っている。

（ウ）　消防用設備等の設置に係る金融上及び税制上の措置

昭和49年の消防法の改正により，特定防火対象物については，既存のものであっても現行の技術上の基準に従い消防用設備等を設置しなければならないこととされ，短期間に多額の改善資金が必要となった。

これに対しては日本開発銀行，中小企業金融公庫，国民金融公庫，医療金融公庫，環境衛生金融公庫等の政府関係金融機関による融資の措置が講じられているが，今年度からは新たに北海道東北開発公庫にも融資の枠が設けられたほか，一部の地方公共団体においても新たな融資制度を設ける等その充実が図られている。また，税制上の措置については，既に所得税及び法人税に係る特別償却の特例措置，不動産取得税の課税標準の特例措置，事業所税における非課税措置等が講じられている。

ク　今後の課題

（ア）　消防用設備等の設置の促進

人命及び財産保護の観点から，防火対象物における適正な消防用設備等の設置及び維持は重要であり，消防機関としても立入検査を行うこと等により設置の促進を図っているところであるが，特に既存遡及されることとなった特定防火対象物のうち，百貨店，地下街及び特定複合用途防火対象物にあっては，昭和52年３月31日現在まだ消防用設備等の整備が行われていないものについては違反対象物となる。そこで，これら防火対象物の関係者に対して，多数の犠牲者を出した火災事例にかんがみ改正された法の主旨を十分認識させるとともに，消防機関としても漫然と時の経過を待つことなく，措置命令，告発等必要な措置を講じて是正させ人命安全の確保を図ることが緊要である。

さらに，昭和54年３月31日まで遡及猶予期限が認められているその他の特定防火対象物についても，その重要性にかんがみ，期限内のできるだけ早期に整備させることが必要である。

なお，既存防火対象物において消防用設備等を整備させることは，防火対象物の関係者に一般に多大の経済的な負担を課す結果を生ずる場合が多いため，整備に伴う費用に対する資金措置の拡大をはじめ，税制上の優遇措置を実施しているが，これらを十分ＰＲし，活用を図るとともに，更に適正に整備されたものについては損害保険料率の割引等を検討する必要がある。

（イ）　消防用設備等の保守体制の確立

防火対象物における消防用設備等の適正な維持管理が，その設置とともに重要であることは種々の火災事例によっても明らかである。このため昭和49年の消防法の一部改正により，一定規模以上の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ，その他の防火対象物については防火管理者に点検を行わせるなど防火対象物の関係者自ら点検し，その結果を一定期間ごとに消防機関に報告しなければならないこととされた。

この保守点検制度の施行を契機に財団法人日本消防設備安全センターが設立され，また，各都道府県を単位として本年７月までに37の保守関係団体が設立されているが，これらの団体の活動を通じて消防用設備等の保守点検が適正かつ円滑に行える体制を早急に確立するとともに，保守制度の意義を一般に一層周知徹底する必要がある。

（ウ）　建築物の総合防災システム化，消防防災機器等の研究開発及び実用化

火災による被害を最小限度にとどめ，人命安全の確保を図るため，消防法により各種の消防用設備等の設置の義務づけを行っているが，それら消防用設備等に用いる機械器具等について設置及び保守の容易性，信頼性等の向上並びに簡素化，標準化を図るとともに最近の火災事故の実態，社会的な必要性等を考慮し，より有効な防災機器の研究開発とその実用化を今後とも進めるほか，建築物における防災設備をより効果的に機能させるために，多様な建築物の火災現象に対応できるハード面及びソフト面を含めた防災設備のシステム化を図ることが必要である。

（４）　消防用機械器具等の検定

ア　検定の概要

検定は昭和38年に日本消防検定協会が設立されて正式に開始された。それまでは消防研究所で任意検定が行われていたが，消防の用に供する機械器具等は火災になる可能性があるとき又は火災発生時において確実かつ安全に機能する必要があるために粗悪品を排除しなければならなかったこと，消防用機械器具等の需要の急増によって機器の統一，品質の統一を図る必要があったこと等により強制検定制度に移行したものである。すなわち，現行の強制検定制度は，政令で定める消防用機械器具等は検定を受けたものでなければ販売し又は販売の目的で陳列することができず，また，消防の用に供する機械器具又は設備の設置，変更又は修理の請負に係る工事に使用することはできないとされている。

検定は自治省令で定める技術上の規格により型式承認試験を行い，適合するものには自治大臣が承認を与える型式承認と，それに合格したものと同一規格のものとして製造された製品について，形状，性能等が型式承認を受け

たもののそれと同一であるかを試験する個別検定とにわかれる。個別検定に合格したものについては，消防法施行規則に定める合格の表示が付されることとされ，当該表示がなければ販売等ができないこととされている。

現在検定の対象となっている消防用機械器具等は消火器，スプリンクラーヘッドなど14種ある。

イ　消防用機械器具等の検定規格の改正と失効

（ア）　消防用機械器具等の検定規格の改正

近年，消防用機械器具等においても新しい技術が導入され，改良や開発が行われている。消防用機械器具等の規格は，これらの進歩に従って，また，社会の要請により必要な場合には制定又は改正を行っている。

（イ）　消防用機械器具等の失効

消防法では，消防用機械器具等の技術上の規格が変更され，既に型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等が当該変更後の技術上の規格に適合しないと認めるとき，また，正当な理由なく型式承認を受けた消防用機械器具等に係る個別検定の申請を，型式承認をした旨の通知を受けた日から2年以内にしないとき又は引き続き2年以上しないとき等には，型式の失効をさせることとしている。本規定に従い，昭和51年4月14日，自治省告示第62号をもって，消火器の失効を，昭和52年4月30日，自治省告示第98号をもって，消火器，泡消火薬剤，動力消防ポンプ，火災報知設備，漏電火災警報器，閉鎖型スプリンクラーヘッド，金属製避難はしご及び緩降機の失効を行った。

型式の失効がなされたものは個別検定の効力が失われ，従って，販売又は販売の目的で陳列することができず，また，消防の用に供する機械器具又は設備の設置，変更又は修理の請負に係る工事に使用してしてはならなくなる。

ウ　検定申請数量

昭和51年度における消防用機械器具等の検定申請数量は，第2—15表のとおりである。

第2—15表　昭和51年度検定申請数量

種別＼区分＼年度	型式試験 50	型式試験 51	型式変更試験 50	型式変更試験 51	個別検定 50	個別検定 51
	件	件	件	件	個	個
消火器(大型)	69	24	—	—	13,602	13,129
消火器(小型)	250	134	5	46	3,626,783	3,687,085
消火薬剤(大型)	—	1	—	—	37,735	34,960
消火薬剤(小型)	19	13	—	—	3,206,607	2,984,357
消防ポンプ自動車	33	9	92	118	1,535	1,516
手引消防ポンプ	1	1	—	—	—	1
重可搬消防ポンプ	—	—	—	—	—	—
軽可搬消防ポンプ	13	3	—	—	6,175	6,226
消防用ホース(ゴム引)	36	36	14	9	352,861	430,789
消防用ホース(麻)	—	—	—	—	—	—
結合金具	9	24	1	3	315,100	387,692
感知器	104	79	49	91	2,951,812	4,020,543
発信機	20	8	—	2	184,192	268,300
受信機	19	38	55	32	47,792	64,158
中継器	7	4	—	1	9,792	12,381
漏電火災警報器	3	28	1	10	50,725	67,029
閉鎖型スプリンクラーヘッド	42	29	12	2	864,437	1,037,345
金属製避難はしご	19	19	—	—	24,287	35,115
緩降機	19	6	4	—	5,330	7,516
消防用吸管	1	4	—	—	10,307	12,357
泡消火薬剤	27	15	—	—	15,208	174,280
流水検知装置	77	33	23	83	2,245	7,165
一斉開放弁	74	32	—	4	1,734	6,576
計	842	540	256	401	11,728,259	13,258,520

型式試験の申請件数は，昭和50年度と比較して全般的に減少しているが，個別検定数量は全体に増加しているといえる。なお，漏電火災警報器は，昭和51年６月７日から新規格に基づく検定を開始したものである。

エ　鑑定その他の受託試験

鑑定は検定対象となっている消防用機械器具等以外のものに対して，依頼に応じて一定の技術基準に適合するかどうかを判定するものである。また，受託試験とは，消防の用に供する機械器具等について，その性能を依頼者の指定する方法で試験し，その結果を提供するものである。昭和51年度における申請件数は第２—16表に示すとおりである。

第２—16表　昭和51年度鑑定その他の受託試験申請件数

区別 / 年度別	特殊消防ポンプ自動車の鑑定							防炎性能の鑑定			その他の鑑定	受託試験	計
	化学消火装置	水そう	はしご	屈折はしご	放水塔	大型化学	大型高所放水	防炎布	防炎薬剤	防炎合板			
50	95	270	41	25	8	0	0	631	9	14	15	19	1,127
51	76	268	35	18	19	10	14	463	14	13	17	7	954

昭和51年度における鑑定の申請件数は，放水塔，大型化学消防ポンプ自動車，大型高所放水車及び防炎薬剤を除き減少している。大型化学消防ポンプ自動車，大型高所放水車については，石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の制定により新たに鑑定が行われたものである。

3　危険物行政

（1）　危険物とその規制の概要

消防法では，引火性又は発火性を有する物品を危険物として指定し，これらの物品のもつ特性，すなわち①引火性，発火性の特性及び引火，発火を促進する特性，②燃焼速度が速い特性，③消火困難な特性を勘案し保安上の規制を行っている。

これらの危険物による災害の発生を防止するため，一定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱う場所は，その位置，構造及び設備を一定の基準に適合させ，危険物施設としての許可を受けなければならないこととされているほか，当該施設の使用にあたっては完成検査（特定の危険物施設についてはそのほかに完成検査前検査）を受けなければならないこととされている。

また，危険物施設における危険物の取扱いは，資格を有する危険物取扱者又は甲種・乙種危険物取扱者の立ち会いのもとにより行わなければならないこととするとともに，危険物の貯蔵及び取扱いの基準を定めている。

更に，一定の危険物施設では，危険物保安監督者を定め，その者に保安の監督をさせなければならないこととされている。

そのほか，特定の危険物施設には，予防規程，危険物施設保安員を定めなければならないこととされ，特定の事業所については危険物の保安に関する業務を統括管理する者及び自衛消防組織の設置を義務付けている。

特に，移送取扱所及び屋外タンク貯蔵所のうち，特定のものついては，一定期間ごとに保安に関する検査を受けなければならないこととされている。また，一定の危険物施設は，定期に点検し，点検記録を作成し，これを保存しなければならないこととされている。

危険物の運搬については，その容器，積載方法，運搬方法が規制されている。

（2） 危険物行政の現状

危険物は，第1類から第6類に区分されているが，このうち石油製品を中心とする第4類の危険物がその大半を占めており，これら第4類の危険物を

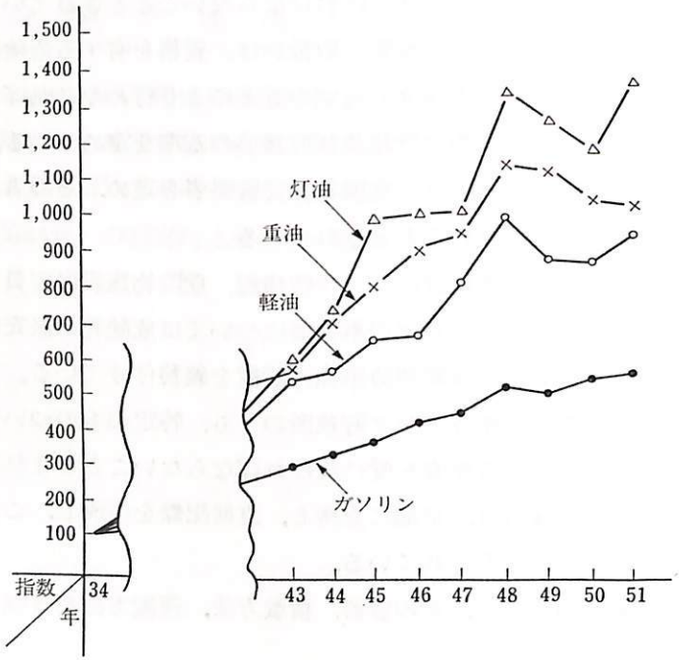
第3—1表 生 産 実 績 の 推 移

（単位 kl）

品 目	昭和34年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
ガソリン	5,417,925 (100)	22,675,821 (418)	25,137,891 (464)	27,925,044 (515)	27,337,093 (505)	28,908,308 (534)	30,163,533 (557)
灯 油	1,744,605 (100)	17,566,693 (1004)	17,881,575 (1025)	23,316,683 (1337)	21,683,898 (1243)	20,623,502 (1182)	24,097,219 (1381)
軽 油	1,830,017 (100)	13,249,578 (662)	15,195,783 (830)	18,264,097 (998)	16,399,216 (896)	16,101,504 (880)	17,409,401 (951)
重 油	11,931,676 (100)	109,229,033 (918)	115,594,262 (969)	134,635,674 (1128)	134,286,767 (1125)	123,147,975 (1032)	120,467,332 (1010)

（注）（ ）内の数値は，昭和34年の生産量を100として指数で表したものである。

第3—2図 生産実績の推移（昭和34年＝100）



貯蔵し，又は取り扱う危険物施設数は，昭和52年3月31日現在，全危険物施設数52万7,118のうち51万1,537施設（約97.0%）に及んでいる。

ちなみに，ガソリン，灯油，軽油及び重油の昭和47年から昭和51年までの生産実績及び昭和34年を100とした指数グラフは，それぞれ第3—1表及び第3—2図のとおりである。

これら危険物の生産量は，昭和34年以来，年々増加の一途を示し，昭和48年において急激に増加した。しかし，昭和49年，昭和50年において生産量が昭和48年の生産量を下回る傾向を示し，今後の動きが注目されたが，昭和51年においては，重油を除き再び生産量が増加している。

ア 危険物施設（製造所，貯蔵所，取扱所）

（ア） 危険物施設の数

昭和52年3月31日現在における危険物施設の総数は，第3—3表に示すとおり，52万7,118施設となっている。これは，昭和34年9月の危険物政省令施行当時の約5.5倍に当たる。また，前年同期に比較すると1万4,443施設（2.8%）の増加となっている。

危険物施設は，年々増加を続けているが，過去5年間の状況は，第3—4表のとおりである。

これによると，昭和48年度の著しい増加をはじめ，各年度とも施設数は増加しているが，その増加率は，例年に比べ昭和51年度においてはさらに低下したことが注目される。

昭和51年度中において増加数が大きかった危険物施設をみると，貯蔵所では，地下タンク貯蔵所が4,968，移動タンク貯蔵所が2,357，屋内貯蔵所が1,632，屋内タンク貯蔵所が300等の増加となっており，取扱所では，一般取扱所が3,219，給油取扱所が1,490等の増加となっている。

また，危険物施設の設置の推移を昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数を100とした指数によって示すと，第3—5表のとおりである。

これによると，昭和52年3月31日現在の危険物施設総数は，昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数の5.54倍（製造所1.63倍，貯蔵所5.27倍，取扱所6.45倍）となっている。危険物施設ごとにみると，貯蔵所では，地下タン

第3—3表 危険物施設数 （昭和52年3月31日現在）

施設の区分 / 市町村の別	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵タンク所	屋内貯蔵タンク所	地下貯蔵タンク所	簡易貯蔵タンク所	移動貯蔵タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
総計	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
消防本部及び署設置市町村分	502,873	3,987	319,922	54,381	94,711	17,890	82,479	4,239	43,015	23,207	178,964	74,420	3,627	448	1,157	99,312
消防本部及び署未設置市町村分	24,214	117	13,518	2,391	4,915	346	3,395	257	1,251	963	10,579	5,578	48	16	41	4,896
2以上の許可行政庁の区域にわたるもの	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	—	—	—	31	—
昭和51. 3. 31現在総数	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989

第3—4表 危険物施設数年別比較

調査期日	危険物施設総数	前年同期に対する増加施設数	前年同期に対する増加率
48. 3.31 現在	410,158	33,035	8.8%
49. 3.31 〃	461,500	51,350	12.5
50. 3.31 〃	495,161	33,661	7.3
51. 3.31 〃	512,675	17,514	3.5
52. 3.31 〃	527,118	14,443	2.8

第3—5表 危険物施設数の累年比較（指数）

製造所等の別 / 調査期日	総計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵タンク所	屋内貯蔵タンク所	地下貯蔵タンク所	簡易貯蔵タンク所	移動貯蔵タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
	(95,207)	(2,523)	(63,303)	(23,566)	(19,060)	(2,048)	(5,484)	(7,237)	(3,527)	(2,351)	(29,381)	(19,937)	(1,702)			(7,742)
34. 9.30 現在	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	—	100
36. 3.31 現在	111	98	109	104	121	109	117	77	131	99	116	116	133	—	—	115
47 〃	396	150	367	190	398	718	951	67	808	465	481	334	219	(13) 100	—	916
48 〃	431	156	397	198	426	760	1,074	66	911	504	527	356	217	179	—	1,033
49 〃	485	160	456	213	480	822	1,248	66	1,022	886	574	375	221	1,985	—	1,162
50 〃	520	157	493	226	515	856	1,380	63	1,116	1,013	610	386	219	2,454	(1,148) 100	1,254
51 〃	538	160	512	234	521	876	1,475	63	1,188	1,021	629	394	218	2,877	107	1,304
52 〃	554	163	527	241	522	890	1,566	62	1,255	1,028	645	401	216	3,569	107	1,346

（注） 1. 昭和34年9月30日現在の数値を100とする。
2. 第二種販売取扱所については，昭和47年3月31日現在の数値を100とする。
3. 移送取扱所については，昭和50年3月31日現在の数値を100とする。
4. （ ）内は実数である。

ク貯蔵所，移動タンク貯蔵所，屋外貯蔵所等の増加が著しく，また，取扱所では第二種販売取扱所の増加が著しい。

（イ） 危険物施設の許可区分別構成

昭和52年３月31日現在における危険物施設総数をその許可区分ごとの構成比で示すと第３—６図のとおりであり，製造所0.8%，貯蔵所63.2%及び取扱所36.0%となっている。

（ウ） 危険物施設の規模別構成

昭和52年３月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は，第３—７図のとおりである。

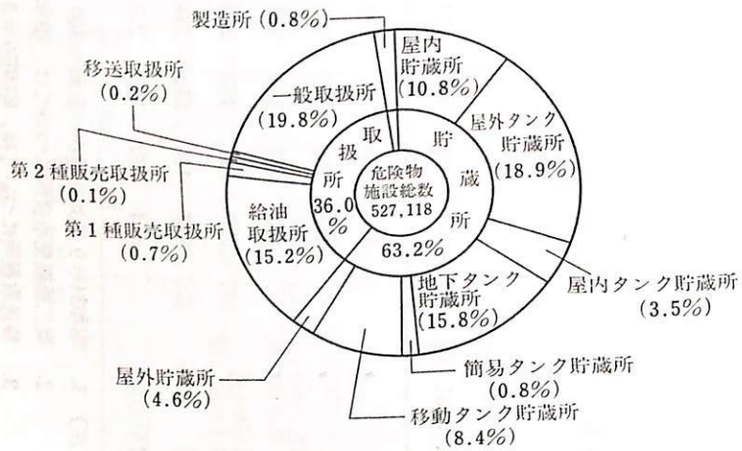
これによると，前年度末の構成比に比べて，施設区分の割合はほとんど変わっていない。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は，都道府県知事が年１回以上実施することとされている。試験は，甲種危険物取扱者試験，乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験に区分され，甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験の合格者に対しては，危険物施設における危険物の保安監督者になり得る資格

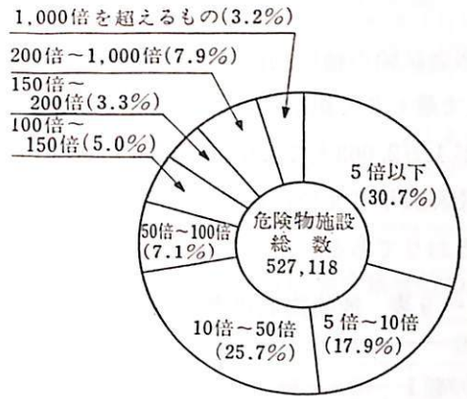
第３—６図 危険物施設許可区分構成比

（昭和52年３月31日現在）



第３—７図 危険物施設の規模別構成比

（昭和52年３月31日現在）



が付与され，丙種危険物取扱者試験の合格者に対しては，ガソリン，灯油，軽油，重油等の危険物に限定して，危険物の取扱いの資格が与えられる。

昭和51年度中に実施された危険物取扱者試験は，全国で延べ150回で，前年度の162回に比べて減少している。

なお，昭和51年度中に実施された危険物取扱者試験の種類別実施回数は，第３—８表のとおりである。

第３—８表 危険物取扱者試験実施回数

種類別／区分	甲種	乙種						丙種
		第１類	第２類	第３類	第４類	第５類	第６類	
試験実施回数	52	53	50	50	133	48	56	93
前年度試験実施回数	53	52	49	50	139	44	55	97

（ア） 受験者の動向

昭和51年度中における危険物取扱者試験の受験者総数は，30万2,294人で前年度の受験者総数31万2,005人に比べ，9,711人の減少となっている。

受験者総数の内訳は，甲種が１万2,063人，乙種が23万1,933人及び丙種が５万8,298人となっており，甲種及び丙種は前年度の受験者数を上回っている。

また，危険物取扱者試験の種類別に受験者数をみると，乙種第４類の受験者数が21万2,173人で最も多く総数の70.1％を占め，次いで丙種が５万8,298人で19.2％，甲種が１万2,063人で4.0％と続いている。

昭和47年度から昭和51年度までにおける危険物取扱者試験受験者数の推移は，第３—９表のとおりである。

第３—９表　危険物取扱者試験受験者数の推移

区分／年度	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	１類	２類	３類	４類	５類	６類	
47	341,521	9,983	257,546	2,685	2,288	2,667	239,788	1,514	8,604	73,992
48	299,901	10,508	237,950	2,765	2,112	2,271	202,775	1,082	8,945	51,442
49	333,439	12,673	263,936	3,180	2,531	2,659	244,915	1,187	9,514	56,780
50	312,005	11,892	244,073	3,114	2,343	2,722	226,712	1,162	8,620	55,440
51	302,294	12,063	231,933	3,285	2,860	2,852	212,173	1,121	9,642	58,298

（イ）　合格者数及び合格率の動向

昭和51年度における危険物取扱者試験の合格者数は14万2,927人で，合格率は，47.3％となっている。また，当該試験の種類別による合格者数及び合格率の内訳は，甲種危険物取扱者試験が合格者数5,285人で43.8％，乙種危険物取扱者試験が合格者数９万9,113人で42.7％，丙種危険物取扱者試験が合格者数３万8,529人で66.1％となっており，甲種危険物取扱者試験の合格率を除き前年度の合格率を下回っている。

なお，過去５年間の試験別の合格率をみると第３—10表のとおりである。

また，最も受験者数の多い乙種第４類の合格率は40.2％で，今年度も前年度の合格率（41.3％）を下回っている。

本制度が発足して以来の合格者総数は，昭和52年３月31日現在，190万927人となっており，各年度ごとの合格者数及びその内訳は第３—11表のとおりである。

第３—10表　危険物取扱者試験合格率の推移

	全体合格率	甲種危険物取扱者試験合格率（％）	乙種危険物取扱者試験合格率（％）	丙種危険物取扱者試験合格率（％）
昭和47年度	52.1	45.9	45.7	74.9
昭和48年度	50.2	45.1	44.1	74.5
昭和49年度	48.6	42.1	44.1	70.8
昭和50年度	47.4	41.8	43.2	67.2
昭和51年度	47.3	43.8	42.7	66.1

第３—11表　危険物取扱者試験合格者数の推移

区分／年度	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	１類	２類	３類	４類	５類	６類	
総計	1,900,927	58,345	1,591,614	33,182	22,239	30,418	1,412,285	14,907	78,583	250,968
47	177,824	4,581	117,794	1,839	1,703	1,969	103,736	1,123	5,419	55,449
48	147,039	4,912	104,939	1,796	1,533	1,613	93,367	793	5,882	37,138
49	161,973	5,333	116,403	2,244	1,882	1,835	103,605	889	6,008	40,177
50	147,838	4,966	105,626	2,112	1,694	1,846	93,716	883	5,375	37,246
51	142,927	5,295	99,113	2,267	2,194	2,006	85,396	888	6,362	38,529

（ウ）　危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は，原則として５年以内ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和51年度中における保安講習は，全国で延べ374回実施され，その受講者総数は，８万5,056人となっている。

また，受講者が所有している免状を種類別にみると甲種危険物取扱者免状が3,977，乙種危険物取扱者免状が８万4,536，丙種危険物取扱者免状が6,430となっている。

なお，昭和47年度に保安講習が開始されて以来，昭和52年３月31日現在までの間に保安講習を受講した受講者総数は48万5,969人となっており，各年度ごとの受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳は，第３—12表に

第３—12表　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分／年度	受講者数	総数	甲種	乙種							丙種
				小計	第１類	第２類	第３類	第４類	第５類	第６類	
総計	485,969	546,198	23,611	510,965	11,037	8,158	12,550	445,669	5,422	28,129	11,622
47	63,983	71,906	2,651	68,960	1,721	1,066	2,178	60,299	552	3,144	295
48	118,912	134,505	5,994	127,586	2,903	2,043	3,154	110,759	1,548	7,179	925
49	115,383	131,353	6,328	123,855	2,692	2,218	3,078	106,723	1,540	7,604	1,170
50	102,135	113,491	4,661	106,028	1,956	1,402	2,246	93,879	941	5,604	2,802
51	85,056	94,943	3,977	84,536	1,765	1,429	1,894	74,009	841	4,598	6,430

示すとおりである。

（エ）　自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち，石油精製事業所等の一定規模以上の事業所等に対しては，化学消防自動車と人との編成による自衛消防組織の設置，施設の維持管理を担当する要因としての危険物施設保安員の設置又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成の義務が課せられている。

昭和52年３月31日現在，これらの義務が課せられている危険物の事業所数は，第３—13表のとおりである。

自衛消防組織の設置を要する事業所223のうち，自衛消防組織の編成について化学消防自動車４台以上，人員20人以上を必要とする事業所は10事業

第３—13表　危険物事業所数

（昭和52年３月31日現在）

区分／市町村別	自衛消防組織，危険物施設保安員，予防規程を設けなければならない事業所			その他の事業所
	自衛消防組織を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	
総計	223	1,460	9,523	215,020
消防本部及び署設置市町村	219	1,419	9,154	203,801
消防本部及び署未設置市町村	4	41	369	11,219

所，３台以上15人以上を必要とする事業所は14事業所，２台以上10人以上を必要とする事業所は31事業所，１台以上５人以上を必要とする事業所は168事業所となっている。

（オ）　仮貯蔵，仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取扱う場合は，危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが，臨時に危険物を貯蔵し，又は取り扱う場合は，所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ，10日間に限り，仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められることとされている。

昭和51年度中にこの承認を受けた件数は，第３—14表のとおりである。

第３—14表　危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数

区分／市町村別	仮貯蔵	仮取扱い
総計	8,974	7,093
消防本部及び署設置市町村	8,884	7,080
消防本部及び署未設置市町村	90	13

（カ）　仮使用の承認

危険物施設の位置，構造又は設備を変更したときは，市町村長等が行う完成検査を受け，これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないこととされているが，危険物施設を変更する場合において，当該危険物施設

第３—15表　危険物施設の仮使用の承認件数

施設の区分／市町村の別	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所
総計	27,883	1,920	3,632	196	2,939	100	319	6	8	64	22,331	15,802	16	9	287	6,217
消防本部及び署設置市町村分	27,438	1,908	3,623	193	2,934	100	318	6	8	64	21,907	15,415	16	9	280	6,187
消防本部及び署未設置市町村分	445	12	9	3	5	—	1	—	—	—	424	387	—	—	7	36

のうち，当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは，完成検査を受ける前において仮に当該承認を受けた部分を使用することができることとされている。

昭和51年度中にこの承認を受けた件数は，第３—15表のとおりである。

（キ） 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は，危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは，指定数量以上の危険物を貯蔵し，若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者等に対して資料の提出を命じ，若しくは報告を求め，又は当該消防事務に従事する職員に，製造所等に立ち入り，これらの場所の位置，構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ，関係のある者に質問させ，若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができることとされている。

昭和51年度中に市町村長等が行った予防査察の実施状況は，第３—16表のとおりである。

予防査察を行った結果，危険物施設においてする危険物の貯蔵又は取扱い，又は当該施設の位置，構造又は設備が消防法令に規定される技術上の基

第３—16表 危険物施設に対する

市町村の別＼施設の区分		合計	製造所	貯蔵所 小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所
総計	検査施設数	330,198	2,748	198,405	31,169	61,569	10,635
	延回数	455,668	4,417	261,067	90,435	87,001	13,212
消防本部及び署設置市町村分	検査施設数	323,400	2,712	194,981	30,554	60,288	10,520
	延回数	418,645	4,376	257,564	40,905	35,685	13,044
消防本部及び署未設置市町村分	検査施設数	6,798	36	3,424	615	1,281	115
	延回数	7,023	41	3,503	630	1,316	118

準に違反していると認められる場合，市町村長等は，当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと，又は当該基準に適合させるよう施設を修理し，改造し又は移転すべきことを命令することができることとされており，その命令に違反した場合等は，施設の使用を停止することができることとされている。

また，無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱っている場合は，危険物の除去その他危険物による災害防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている。

昭和51年度中の市町村長等によるこれらの命令の行使状況は，第３—17表のとおりである。

（３） 危険物関係法令の改正

昭和49年12月に発生した三菱石油(株)水島製油所の重油流出事故その他のタンク災害に対応するため屋外タンク貯蔵所を中心とした危険物施設の保安の確保，位置，構造及び設備の技術上の基準の強化，人的防災体制の整備等について昭和50年以降消防法並びに危険物の規制に関する政令及び省令の改正を図ってきたところである。

予防査察実施状況

貯蔵所 地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	取扱所 小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所
46,997	2,417	32,234	13,524	129,045	58,182	2,324	316	773	67,450
59,268	3,208	39,863	19,354	190,184	40,691	3,025	421	1,367	14,680
45,922	2,377	31,979	13,341	125,707	56,426	2,319	314	750	65,898
58,383	3,164	39,594	7,537	156,705	58,237	3,020	419	1,342	93,087
875	40	255	243	3,338	1,756	5	2	23	1,552
885	40	269	245	3,479	1,854	5	2	25	1,593

第３—17表　危険物施設及び無許可施設に関する命令状況

施設の区分 / 命令の区分		合計	製造所	貯蔵所				取扱所					
				小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵タンク所	屋内貯蔵タンク所	地下貯蔵タンク所	簡易貯蔵タンク所	移動貯蔵タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所
総計		13,970	260	7,544	1,735	2,681	259	986	198	863	822	6,166	3,980
製造所等における危険物の貯蔵取扱いの基準に関する遵守命令（法第11条の５）		7,078	86	3,661	856	1,243	130	565	96	440	331	3,331	2,178
製造所等の位置，構造，設備の基準に関する措置命令（法第12条第２項）	小計	5,678	159	2,987	462	1,321	111	406	65	391	231	2,532	1,615
	修理命令	4,383	94	2,305	356	926	86	351	48	364	174	1,984	1,260
	改造命令	1,124	44	602	86	355	24	54	16	26	41	478	332
	移転命令	171	21	80	20	40	1	1	1	1	16	70	23
製造所等の使用停止命令（法第12条の２）	小計	105		51	2	31	3	3	5	2	5	54	42
	第１号該当	36		22		10	2	2	5	2	1	14	9
	第２号該当	29		8	2	1	1				4	21	17
	第３号該当	10		4		4						6	3
	第４号該当	6		1		1						5	5
	第４号の２該当												
	第５号該当	24		16		15		1				8	8
	第６号該当												
危険物の無許可貯蔵，取扱いに関する措置命令（法第16条の６）		1,109	15	845	415	86	15	12	32	30	255	249	145

取扱所					
第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所
59	8	9	2,110
39	5	4	1,105
10		5	902
8			716
2		4	140
		1	46
			12
			5
			4
			3
10	3		91

（注）１．危険物施設に関する使用停止命令の内容は，法第12条の２各号の内容である。

２．危険物の無許可貯蔵，取扱いに関する措置命令については，当該施設が設置許可を受けるべき区分の危険物施設の欄に記入したものである。

この一環として，昭和51年５月29日に公布された消防法の一部を改正する法律に関する細目を定めること及び大規模な屋外タンク貯蔵所の位置，構造及び設備の技術上の基準を強化整備すること等を主たる目的として昭和52年２月１日に危険物の規制に関する政令を一部改正し，続いて同年２月10日に危険物の規制に関する規則及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示を一部改正した。これらの諸法令は，上記の消防法の一部改正とともに同年２月15日から施行されたが，この改正の概要は次のとおりである。

① 完成検査前検査を受けるべき危険物施設として液体の危険物を貯蔵し，又は取り扱うタンクを有する危険物施設を指定すること。

② 完成検査前検査を行うべき特定事項としてタンクの「漏れ又は変形に関する事項」を指定するほか，特定屋外タンク貯蔵所（貯蔵又は取扱い最大数量が1,000キロリットル以上の液体の危険物を貯蔵し，又は取り扱う屋外タンク貯蔵所）についてはこれに加え，タンクの「基礎及び地盤に関する事項」及び「溶接部に関する事項」を指定すること。

③ 保安に関する検査を受けるべき屋外タンク貯蔵所として特定屋外タンク貯蔵所を指定し，検査を受けるべき時期及び事由を定めること。

④ 市町村長等が危険物保安技術協会に審査を委託することができる事項の細目を定めること。

⑤ 特定屋外タンク貯蔵所の位置，構造及び設備のうち，タンクの基礎及び地盤，タンク本体の構造，溶接方法並びにタンク本体の溶接部を中心とした技術上の基準の整備強化を行うこと。

⑥ 危険物関係の手数料についての全面的な改正を行うこと。

（4） 石油パイプラインの規制

我が国における石油類の陸上運送は，タンクローリー，鉄道のタンク車等により行われているが，例年，鉄道ダイヤの過密化，道路交通のふくそう等により，これらの車両による円滑な輸送は困難なものとなってきた。このような事情にかんがみ，パイプラインによる石油類の長距離輸送が具体的に計画されるに至った。また，将来において石油類の大量かつ長距離輸送の主役は，パイプラインへ移行するものと思料され，したがって，パイプラインの保安の確保を図ることが極めて重要なことであることにかんがみ施設の保安及び当該事業を一元的に規制するため，昭和47年6月に石油パイプライン事業法（通産，運輸，建設及び自治の4省共管）が制定された。同法は，一般の需要に応じ，延長15キロメートルを超えるパイプラインにより石油輸送を行う事業を対象としているが，保安に関しては，住民生活の安全を守る観点から消防の関与が強く要請され，このことから特に自治大臣が関与する事項として，次の事項をあげている。

① 基本計画の策定に当たって，基本計画を策定する主務大臣に対し防災等の観点から意見を述べること。

② 事業の許可に当たって，事業の許可をする主務大臣に対し，防災等の観点から意見を述べること。

③ 工事計画の認可，完成検査，保安規程の認可，立入検査等保安に関する事項の主務大臣になること。

なお，同法の事業用施設による石油輸送については，消防法の適用を除外している。

また，工事計画の認可に当たっての技術上の審査基準である石油パイプラインの技術上の基準については，昭和47年12月に技術上の基準を定める関係4省の共同省令が制定され，昭和48年9月に同省令に基づく技術上の基準が告示された。

（5） ＬＰガス等の保安

ア ＬＰガス及び都市ガスの普及とその現状

昭和51年度のＬＰガスの需要量は，通商産業省調べでは，需要総量は1,125万1,000トンとなっており，前年度の1,041万8,000トンに比べ，83万3,000トン増加した。

需要量の内訳は，家庭・業務用535万4,000トン，工業用275万トン，都市ガス用69万6,000トン，自動車用166万4,000トン，化学工業用78万6,000トン，輸出用1,000トンとなっており，各方面に広く使用されているが，その中で特に家庭用・業務用は全体の48％を占めている。また，家庭用での需要世帯（構成人員2人以上）は通商産業省の推定では，昭和52年3月現在で約1,700万世帯となっている。

我が国の全世帯数は，3,438万世帯（昭52.3.31現在自治省調べ）であるので，その約49％の世帯においてＬＰガスを使用していることとなる。

一方，都市ガスの家庭用での需要世帯数は通商産業省の推定では，昭和52年3月現在1,265万世帯（調定数）で全世帯数の約37％が都市ガスを使用していることとなる。

イ　ＬＰガスによる災害の現状

昭和51年中のガス類が着火物となった火災の総件数は第３—18表のとおり，1,637件となっており，このうちＬＰガスによるものは，1,093件でその約67％を占めている。これらは，いずれも前年よりやや減少している。

第３—18表　ガス別火災件数

ガス別＼年	48	49	50	51
ＬＰＧ	1,116	1,265	1,184	1,093
都市ガス	341	318	306	285
その他	510	288	250	259
合計	1,967	1,871	1,740	1,637

ＬＰガスによる被害状況をみると，死者は51人，負傷者は705人，損害額は約24億2,500万円，焼損面積は約32,000㎡となっている。これらを，昭和51年中の全火災件数中に占める割合をみると，発生件数は1.8％，死者は3.1％，負傷者は7.5％，損害額は1.4％となる。

また，ＬＰガス火災の発生状況を月別にみると，第３—19表に示すとおりであり，各月ともおおむね平均して発生しているが，やはり，冬期に多い傾向が現われている。

第３—19表　ＬＰガス火災の月別出火件数等

月別＼出火件数等	件数	死者	負傷者	損害額
1月	90	5	66	15,603
2月	115	9	57	28,318
3月	92	2	81	26,800
4月	82	4	63	19,899
5月	88	3	45	7,745
6月	77	3	53	16,950
7月	94	4	51	29,051
8月	75	4	50	8,456
9月	78	2	44	5,027
10月	108	4	58	13,465
11月	93	3	61	20,443
12月	101	8	76	50,733
合計	1,093	51	705	242,490

なお，出火施設を用途別にみると，第３—20表に示すとおりであり，住宅，共同住宅及び寄宿舎，寮での火災の合計がＬＰガスによる火災の73.3％を占めている。また，出火箇所は，第３—21表に示すとおり，台所，居間，風呂等が特に多い。

第３—20表　ＬＰガス火災施設別件数

住宅	542	福祉施設	2
共同住宅	238	教会・寺社	5
寄宿舎・寮	21	集会場	6
店舗	137	養畜舎	8
旅館	6	自動車	27
事務所	19	船	2
工場	47	その他	19
病院	6		
学校・幼稚園	8	合計	1,093

第３—21表　ＬＰガス火災出火箇所別件数

台所	546	事務室	5
居間	271	店舗部分	29
風呂場	103	自動車	27
寝室	15	船	2
作業場	19	その他	53
ＬＰＧボンベ	13		
物置	10	合計	1,093

ウ　都市ガスによる火災の現状

昭和51年中の都市ガスによる火災の件数は，第３—18表に示すとおり，285件となっている。都市ガスによる火災の発生件数は昭和48年以降，毎年減少していたが，本年も前年の発生件数を下回ることとなった。

昭和51年中の都市ガス火災による死者数は９人，負傷者数は137人，損害額は約４億200万円，焼損面積は3,555㎡となっている。

都市ガス火災を月別にみると，第３—22表に示すとおり，各月とも概ね平均して発生しているが，やや春期に多い傾向が見受けられる。

第3—22表　都市ガス火災月別出火件数等

出火件数等 / 月別	件数	死者数	負傷者数	出火件数等 / 月別	件数	死者数	負傷者数
1　月	20	—	9	8　月	26	2	5
2　月	21	1	3	9　月	23	—	5
3　月	26	1	15	10　月	19	—	18
4　月	33	1	12	11　月	26	2	27
5　月	24	—	7	12　月	24	—	3
6　月	26	—	20				
7　月	17	2	13	合　計	285	9	137

エ　その他のガスによる火災の現状

昭和51年中のＬＰガス，都市ガス以外のガスによる火災は259件となっている。そのうち，アセチレンによるもの183件，水素によるもの17件等が目立っている。

オ　ＬＰガス等による災害の防止

ＬＰガス等による災害を防止するため，消防機関としては，日常の予防査察を通して一般家庭等に対し，ガス使用機器の正しい使い方，ガスの取扱い方等についてその周知徹底に努めている。また，消防関係者に対しては，消防大学校や各都道府県消防学校などにＬＰガス等の規制に関する講座を設けその資質向上に努めている。

（6）　危険物保安技術協会

危険物保安技術協会は，去る昭和49年末の三菱石油(株)水島製油所重油流出事故を機に危険物施設に関する専門的検査機関の必要性が要請され，消防法に基づき地方公共団体からの委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うことを主たる任務とする法人として昭和51年11月に設立された。

危険物保安技術協会は，昭和52年2月15日自治大臣から業務方法書及び審査事務規程の認可を受け正式に業務を開始し，開始以来昭和52年9月30日までの業務の実績は，契約件数でみると172件，契約に係る市町村等は65団体である。

4　防　災　対　策

我が国は，地形的，地理的条件が台風，地震，豪雨，高潮，津波，豪雪，火山の爆発等の自然災害を受けやすい環境にある。例えば，この一年（昭和51年7月から昭和52年6月まで）をとってみても梅雨前線の活動による豪雨及び台風による集中豪雨並びに豪雪により，全国各地に甚大な被害を生じている。

一方，我が国は，都市の過密化及び産業経済活動の拡大に伴って，都市の地上，地下にわたる空間の高度利用が進み，また，石油コンビナート地帯が急増しており，自然環境のみならず，社会的環境も自然災害や人為的災害をうけやすい状況にある。

これらの多様な災害に対処するためには，国土保全，都市の防災構造化等の防災事業の促進，防災無線通信網の拡大，石油コンビナートの総合的防災体制の整備強化等を図るとともに，消防をはじめとする防災機関と自主防災組織を中心とする地域住民との緊密な協力による防災体制の整備拡充を図らなければならない。

（1）　防災体制の整備

防災体制については，災害対策基本法の規定により組織として防災会議，計画として各種の防災計画により整備を図ることが定められている。

なお，石油コンビナートの災害対策については，昭和51年6月に石油コンビナート等災害防止法が施行になり，同法に基づき石油コンビナート等防災本部が設置され，石油コンビナート等防災計画が作成されることにより石油コンビナート地帯全体の総合的な防災体制の整備が図られることになっている。

ア　防災組織

防災全般を通ずる総合的な防災組織として，災害対策基本法は，国に中央

防災会議，都道府県に都道府県防災会議，市町村に市町村防災会議を設置することとし，行政機関のほか日本赤十字社など関係公共機関の参加を得て，それぞれ災害予防，災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効に対処するための防災計画の作成とその円滑な実施を図ることを定めている。

また，災害に際して防災上必要がある場合は，国に非常災害対策本部(災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては，緊急災害対策本部)，都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して対策を推進することとしている。

しかし，防災対策を真に迅速かつ的確に実施するには，これらの組織が実際に十分有機的効果的に機能するようにしなければならない。したがって，防災関係機関及び地域住民が一体となって活動することができるように，平素から関係機関の防災に関する組織の体系的整備を図るとともに，地域住民による自主的な防災組織を設け，防災意識の浸透・高揚を図り，防災訓練を実施する等の努力を重ねる必要がある。

（ア） 防 災 会 議

昭和52年４月１日現在，都道府県防災会議は，全都道府県に設置されている。

市町村防災会議については，3,279団体中3,222団体が設置している。法により会議設置を免除されている団体（５団体）があるので，これを考慮すると，設置率は98.4％である。未設置団体は，沖縄県下の市町村のみである（附属資料17及び19参照)。

昭和51年度中における防災会議の開催状況をみると，都道府県については31団体（66％)，都道府県庁所在都市及び人口20万人以上の97都市及び東京都23特別区の合計120団体中81団体（68％）が会議を開催している。会議の開催目的をみると地域防災計画の修正のため開催されるのが通例であり，併せて防災訓練実施についての検討，災害状況の報告，聴取等が行われている（附属資料17及び20(1)参照)。

（イ） 防災会議の部会

都道府県及び市町村の防災会議には，必要に応じて部会を置くことができるが，各地方公共団体では，地域の実情に応じて，地震対策，原子力施設の防災対策，山崩れ対策，救急医療対策，通信情報対策等を専門に検討するための部会を設置して，積極的に各種の防災対策を行っている（附属資料17及び20(1)参照)。

（ウ） 災害対策本部

昭和51年中の災害対策本部の設置状況は，都道府県においては，延べ38回，市町村では，延べ1,391回にわたっている（附属資料10参照)。

（エ） 都道府県の消防防災主管部課

消防防災行政の推進を図るため，すべての都道府県において，消防防災に関する事務を専管する課が設けられており，地域防災計画の策定など災害対策基本法に基づく事務，消防に関する市町村の指導など消防組織法に基づく事務及び危険物の規制など消防法に基づく事務あるいは石油コンビナート等防災計画の策定など石油コンビナート等災害防止法に基づく事務を処理している。また，液化石油ガス，高圧ガスの規制に関する事務を合わせて所管している都道府県は半数近くにのぼり，更に火薬類の規制，災害救助法，水防法に関する事務を所管している場合も多く，その所掌事務は広汎多岐にわたっている。

また，近年における災害の広域化，多様化の傾向から，広域地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されており，消防防災の主管課は，国，市町村，事業所その他の防災関係機関と協力して大規模災害，特殊災害に対する防災計画の策定，防災訓練の実施，防災資機材の整備・備蓄等の災害防止対策の推進に努めている。

（オ） 市町村の防災事務主管部課

市町村においては，消防本部等の消防機関のほか，市町村長部局の部課に防災会議，防災計画を所掌させ，防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多い。なお，消防防災の担当課としては，総務課，庶務課等の総務部門所属課であることが多いが，企画部門所属の企画課等が所管している団体等も見られる。また，大都市を中心に一部の都市においては，災害対策を専管する部課を設けているところもあり，これら専管部課を置く都市はふえる傾向にある。

（カ） 自主防災組織

災害対策基本法は，各種災害に有効に対処するため防災関係機関における防災に関する組織を整備するのみならず，住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。

消防庁では，こうした自主的な住民組織の育成を促進しているところであるが，特に大地震発生時における初期消火対策・避難対策等に重点をおいた「自主防災組織の手引」，「地震の心得」を編集して自主防災組織の設置の参考に供している。

イ 防災計画

災害対策基本法は，国，都道府県，市町村に対して防災会議の設置を義務づけるとともに，それぞれが防災基本計画，防災業務計画，都道府県地域防災計画，市町村地域防災計画を作成し，防災対策の総合的かつ計画的推進を図ることとしている。

都道府県地域防災計画は，全都道府県において作成されており，昭和51年度中において78.7％に当る37都道府県が修正を行っている。また，この計画は，当初（ほぼ昭和38年頃）作成された後，昭和52年４月１日までに平均10.9回の修正が行われており，都市の過密化，産業構造の高度化に伴う新しい災害についての防災対策がとり入れられるとともに，従来の防災計画を更に具体化するなど逐次より実効性のあるものとなってきている（附属資料17参照）。

市町村では全国3,279市町村（特別区を含む。）の98.1％に当る3,218団体において市町村地域防災計画を作成しており，昭和51年度においては，そのうち16.9％に当る545団体（都道府県知事に協議した団体）が計画の修正を行っている。なお，沖縄県においては，53市町村のうち52団体が未作成であり，これを除くと作成済の団体は全国3,226団体の99.7％に当ることとなる（附属資料19参照）。

防災計画は，防災対策の総合的・効果的な実施を図るために防災対策を計画化，体系化するものであり，特に市町村地域防災計画は，防災について第１次的責務を負う市町村の防災活動の基本となるものであるから，未作成の

市町村にあっては，その作成を急ぐとともに，既に作成済みの団体においても毎年これに検討を加え，地域内で想定される災害にすべて有効に対処し得るよう各般の対策について定めることが必要であり，消防庁としても，この趣旨にそって指導しているところである。

ウ 防災訓練

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するには，常日頃から防災訓練を実施することにより実戦的な能力をかん養しておくことが必要である。このため，災害対策基本法において，行政機関その他関係機関における防災訓練の実施が義務づけられており，消防庁ではこれを受けて地方公共団体に対して防災関係機関及び住民と連携して，総合的実戦的な防災訓練を少なくとも年１回以上実施するよう指導している。

昭和51年度中における都道府県並びに都道府県庁所在都市及び人口20万人以上の97都市及び東京都23特別区での防災訓練の実施状況は附属資料18及び20(2)のとおりであり，若干の団体を除き年１回以上実施しており，災害の想定を変えて年数回実施している団体もある。訓練に際しての災害想定は，地震，台風，豪雨によるものが圧倒的に多く，ところにより，石油コンビナート災害，林野火災などの想定もみられる。また，訓練の形態はほとんどが地方公共団体，国の出先機関，公共機関，民間企業及び住民が一体となった総合訓練が主であり，通信訓練及び図上訓練も行われている。

防災訓練は，防災関係機関等の防災活動の実戦的能力をかん養するだけでなく，関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災思想の普及に役立つものであり，防災対策の推進上極めて重要なものであり，積極的な実施が必要とされるところである。

（２） 防災無線通信網の整備

災害態様の複雑化多様化に対処して的確な災害対策を実施するためには，災害状況を正確かつ迅速には握するために必要な通信網を整備することが重要である。

消防防災業務を遂行するに当たって，情報の収集及び伝達の主軸をなす無線通信網は，

① 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

② 都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網

③ 市町村の行政区域内における消防防災無線通信網

④ 防災関係機関相互を結ぶ防災相互無線通信網

の４つに分類されるが，防災対策に万全を期すためには，それぞれの通信施設を整備充実するとともに，上記４つの無線通信網による有機的な情報の収集伝達体制の整備を強化する必要がある。

ア 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

昭和41年度から整備を推進してきた消防庁と全国都道府県を結ぶ消防防災無線通信網は，東京都を除く46道府県との間で運用中であり，このうちの27道府県とは，模写電送装置も併設しているので，災害情報の収集伝達に成果を上げている。（第４—１図参照）

イ 都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網

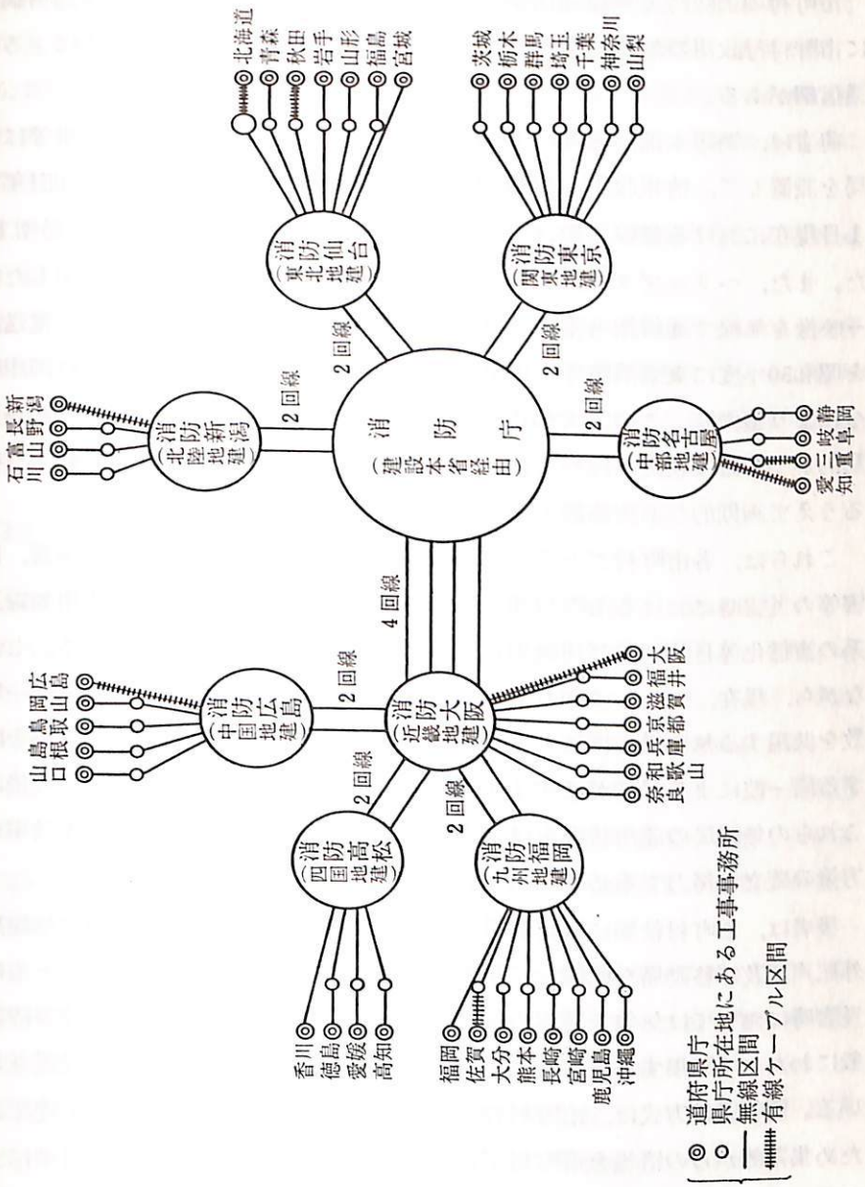
各都道府県の無線通信網は，従来，水防，行政その他各行政目的別の無線通信系として個別に整備されていたが，そのほとんどが都道府県の出先機関までであるため，災害が発生した場合各都道府県において市町村からの情報の収集が困難であった。

このことから，近年，地域防災計画の充実と相まって，市町村を含む総合的な防災無線通信網の整備が緊要な課題となり，各都道府県は，それぞれの管内市町村との間を結ぶ消防防災無線通信網の整備に着手することとなった。

消防庁は，昭和48年度からこの無線通信網の整備に１都道府県当り１億円の国庫補助金を交付し，更に昭和51年度からその交付額を平均４億円に引き上げ整備の促進を図っている。

昭和52年６月１日現在における整備状況は，単独整備を含め運用中が20府県，整備中が７道県であり，全国都道府県の約57％が具体的に整備している現況にある。

第４—１図 消防防災無線通信網系統図



ウ　市町村の行政区域内における消防防災無線通信網

市町村の消防防災無線通信網には，消防，救急業務専用の無線通信網並びに市町村行政用の無線通信網及び市町村と集落間の同報通信方式による無線通信網がある。

前者は，消防本部，署等に基地局を，消防ポンプ自動車，救急車等に移動局を設置して，情報収集，指揮連絡等に活用しているもので，昭和51年４月１日現在における無線局数は，28,753局となり，１年間に3,598局増加した。また，ヘリコプターにテレビカメラをとう載し，上空から撮像したカラー映像を無線で通信指令室に伝送するいわゆるヘリコプターテレビ電送施設を昭和50年度に東京消防庁，昭和51年度に大阪市消防局がそれぞれ国庫補助金により整備し，この二大都市においては，市街地上空から広域にわたり機動的かつ的確な状況は握が可能となったので，地上の消防防災活動を支援するうえで画期的な消防施設として効果を上げている。

これらは，各市町村ごとの平常時における個別運用波の整備，地震，風水害等の災害時における市町村相互の広域運用波の設定，救急業務用無線通信系の複信化等目的別及び用途別に充実強化が図られた結果といえる。しかしながら，現在，これらに割り当てられている周波数は68波であり，同一周波数を共用する無線局も増加しているため，各市町村の個別の通信運用を阻害する同一波による混信がますます増加することも懸念されるので，今後は，これらの無線局の運用状況をは握し，より有効な運用形態の作成等効率化の方策の確立に努力する必要がある。

後者は，市町村役場に固定局及び基地局を設置し，集落等に固定無線用屋外拡声器及び移動局を配備して平常時には行政広報等に利用するとともに，災害時においては気象予警報の伝達，避難の指示，情報の収集伝達等防災全般にわたって利用する無線通信網であり，現在，一部の市町村に設置されている。同報通信方式は，市町村役場から集落等への一方的な情報伝達であるため集落等からの情報を市町村が得ることができず災害時の応急対策に支障をきたしている事例が多い。したがって，この無線通信網の整備は，上記の欠点の改善策を講じながら積極的に推進して行く必要がある。

エ　防災関係機関相互間を結ぶ防災相互無線通信網

防災相互無線通信網は，地震，風水害等の非常災害が発生した場合，主として災害現地において可搬型無線機を使用し防災関係行政機関，公共機関，地方公共団体及び防災関係協議会等の関係機関相互間で防災対策に必要な情報を交換するための情報網を構成しようとするものであり，郵政省の指導により制度として昭和50年10月から発足したものである。

そのため，消防庁は，当該機器を整備するとともに，昭和50年11月各都道府県に対しこの無線通信網の整備を促進するよう周知した。

今後は，この無線通信網の整備を充実して行かなければならないが，災害時において防災関係機関相互が被災地で即応的に機能を発揮しなければならない情報網であるので，地方公共団体を中心として特にその運用体制を確立する必要がある。

（３）　都市における防災対策の推進

我が国では，近年，人口と産業の都市への集中が進行し，都市はますます過密化している。更に，都市の安全への配慮が十分でなかったことも相まって防災の観点からする都市の危険度は増大しつつあり，ひとたび災害が発生した場合，多くの市民の生命，身体及び財産をおびやかすおそれがある。

このような都市の防災対策は，抜本的な都市構造の防災化といった長期的構想の中で実現すべきものであるが，地震を含めた大災害はいつ起こるかわからないものであり，したがって応急的対策も早急に実施する必要がある。

ア　都市における災害対策の現況

都市においては，災害対策として防災会議に地震部会等を設置したり，防災訓練にあたって，地震，建物密集地域火災，コンビナート災害等の都市型の災害を想定するなど都市としての特色ある防災対策を着実に進めており（附属資料20参照），また，地震，地下街火災，地盤沈下，コンビナート災害等に対処するため各都市においてさまざまな調査研究を行っている。

イ　都市における消防機関の活動状況

消防機関は，第一線に立って応急活動等を行う防災機関であり，火災はも

第4—2表　防災無線網整備状況

都道府県	消防庁—都道府県 (52.6.1)	都道府県—市町村 (52.6.1)	市町村消防・救急用無線 (51.4.1) 全市町村数	固定局・基地局	移動局
北海道	○	△	212	219	2,047
青森	○	○	67	61	369
岩手	○	○	62	62	365
宮城	○	○	74	62	410
秋田	○	□	69	57	306
山形	○		44	46	270
福島	○		90	131	534
茨城	○		92	46	457
栃木	○		49	29	334
群馬	○		70	42	375
埼玉	○	○	92	59	944
千葉	○	○	80	45	814
東京	○	○	41	64	3,619
神奈川	○	○	37	62	1,019
新潟	○	○	112	97	690
富山	○	○	35	42	331
石川	○		41	42	256
福井	○		35	33	267
山梨	○	□	64	41	537
長野	○		122	83	543
岐阜	○	○	100	50	466
静岡	○	○	75	56	758
愛知	○	○	88	81	1,239
三重	○	○	69	38	392
滋賀	○		50	28	299
京都	○		44	26	479
大阪	○	○	44	73	1,612
兵庫	○		92	79	850
奈良	○		47	25	215
和歌山	○		50	25	171
鳥取	○	○	39	14	112
島根	○	○	59	41	248
岡山	○	△	78	60	384
広島	○	○	87	64	686
山口	○	○	56	57	402
徳島	○	□	50	22	185
香川	○		43	20	250
愛媛	○		70	22	317
高知	○	△	53	35	290
福岡	○		97	81	704
佐賀	○		49	26	185
長崎	○	○	79	47	309
熊本	○		98	59	277
大分	○	○	58	55	306
宮崎	○	○	44	24	194
鹿児島	○	△	96	36	238
沖縄	○		53	42	189
合計	46	27	3,256	2,509	26,244

○印完成

○印完成
△印整備中
□印免許申請準備中

28,753

ち論のこと，すべての災害に際して出動し，救急，救助，応急措置，避難の指示等の活動を行い，国民の生命，身体及び財産の保護に活躍している。

たとえば，第4—3表は，昭和51年中における都道府県庁所在市及び人口20万人以上の市の消防機関（94消防本部及び東京消防庁）の火災以外の災害の場合の活動状況（救急出動は除く。）であるが，これによると，火災以外の災害出動件数は2万4,397件で，火災出動を含めた全災害出動件数5万2,580

第4—3表　火災以外の災害活動状況

災害種別＼活動内容	出動件数	従事件数 人命救助活動	危険物品排除活動	警戒区域設定活動	応急措置活動	水防活動	警戒活動	その他の活動	合計
① 列車・電車事故	163	46	8	1	1	—	1	1	58
② 自動車事故	4,005	1,142	1,427	8	83	—	11	96	2,767
③ 航空機・船舶事故	136	1	1	—	21	—	—	19	42
④ 洪水・浸水	3,268	561	1	10	290	1,122	440	307	2,731
⑤ 高潮・津波	31	3	—	—	1	7	18	—	29
⑥ 山（崖）くずれ	1,428	61	112	14	56	369	206	59	877
⑦ 風害	296	3	3	1	45	68	74	40	234
⑧ 危険物品（危険物・毒物・劇物）	1,985	3	1,306	34	36	—	43	60	1,482
⑨ 爆発（破れつ）事故	142	18	3	10	1	—	20	27	79
⑩ ガス関係（酸素欠乏を含む）事故	1,773	122	159	134	45	—	187	412	1,059
⑪ 建築（土木）工事事故	154	83	—	1	5	—	1	5	95
⑫ 機械，工作物等による事故	545	251	1	—	1	—	5	12	270
⑬ 物の転倒，落下による事故	88	23	—	—	19	1	1	7	51
⑭ 人の転倒・転落群集混乱事故	175	106	1	11	1	—	—	6	125
⑮ 遭難，水難事故	469	261	—	1	4	9	5	20	300
⑯ 警戒活動時の事故	662	—	4	—	6	1	613	26	650
⑰ その他の災害事故	9,077	439	39	3	76	15	1,977	2,567	5,116
合計	24,397	3,123	3,065	228	691	1,592	3,602	3,664	15,965

（参考）　火災出動件数　28,183

件の46.4％を占めており，大都市を中心に消防機関が風水害，交通災害，産業災害，労働災害等に広く活躍していることを示している。

更に，活動内容についてみると，警戒活動3,602件（22.6％），人命救助活動3,123件（19.6％），危険物品排除活動3,065件（19.2％），水防活動1,592件（10.0％）などが主なものとなっている。

これらの災害に備えて，例えば救助活動をとってみても，最近は，消防機関においてレンジャー訓練（救助訓練）等を実施するとともに，専任の救助隊を編成する等の努力が払われている。しかしながら，消防機関の火災以外の災害における災害予防及び災害応急活動については，制度的な位置づけと財政面での配慮が万全でないうらみがあり，これらを今後とも整備充実することにより災害対策の推進を図るとともに，部隊装備と個人装備の充実，教育訓練の徹底及び災害予防活動の積極的な実施を図る必要がある。

ウ　消防庁における都市災害対策

消防庁においては，最近における都市災害の多発化，複雑多様化，大規模化に対処して，都市における防災対策の総合化，体系化について研究するため昭和48年度から防災システム研究会都市防災部会（設立当初は都市防災総合システム研究会）を設置している。

昭和48年度以降，都市防災に関する基本的な問題について研究してきたが，特に，昭和51年度においては，今後の震災対策の足がかりとすべく，震災対策の現況と問題点について研究を進めた。

5　石油コンビナート災害対策

（1）　石油コンビナート災害の発生状況

昭和51年中の石油コンビナート災害は，同年3月9日の姫路臨海地区における日本触媒化学工業のタンク火災が主なものであり，年間の発災件数は，依然として増加の傾向にある。

発災形態は，依然として危険物の火災・流出が圧倒的多数を占めているが，火災，爆発，漏出以外の発災形態の増加が特徴である（第5—1表及び第5—2表参照）。

第5—1表　石油コンビナート災害件数の推移

形態＼年	47	48	49	50	51	52上期
火災	69	84	81	67	68	34
爆発	8	10	4	15	12	5
危険物の漏出	15	23	37	47	47	37
その他	19	10	14	13	30	8
計	111	127	136	142	157	84

（2）　石油コンビナート防災体制の整備

石油コンビナート等特別防災区域においては，石油・高圧ガス等の危険な物質が大量に集積しており，しかもそれらが近接して配置され，生産プロセス上，相互に密接な一体的関係におかれている。

このため，災害発生の危険性が高く，また一旦発災した場合災害の規模が拡大する危険性が大きく，対内的のみならず対外的にも大きな被害を生じる危険があるといった防災上一般の地域と異なる特有の問題を抱えている。

したがって，このような地域については，危険物等の集積による防災上のディメリットを排除・抑制する必要があるため，法制上も各種の措置が講じられているところである。

第5—2表　主な石油コンビナート災害

発生年月日	地区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭和				人	人	千円	
39. 6. 11	京浜臨海	昭和電工㈱川崎工場	製造所爆発火災（プロピレンオキサイド）	15	103	107,108	
39. 6. 16	新潟西港	昭和石油㈱新潟製油所	屋外タンク貯蔵所火災	—	—	2,742,671	
43. 1. 24	京葉臨海中部	三井ポリケミカル㈱千葉工場	石油プラント火災	—	46	180,000	
44. 1. 27	名古屋港臨海	東亜合成化学工業㈱名古屋工場	〃	—	114	—	ガス中毒
45. 2. 25	京浜臨海	日本石油化学㈱浮島工場	〃	—	3	12,250	
45. 2. 26	〃	昭和石油㈱川崎製油所	〃	—	5	700,000	
47. 1. 8	〃	アジア石油㈱横浜工場	〃	—	2	12,000	
48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学㈱徳山工場	〃	1	—	2,500,000	
48. 10. 9	京葉臨海中部	チッソ石油化学五井工場	〃	2	11	2,500,000	
48. 10. 28	直江津	信越化学工業㈱直江津工場	〃	1	12	520,000	
49. 11. 22	大分	九州石油㈱大分製油所	〃	—	5	11,594	
49. 12. 18	水島臨海	三菱石油㈱水島製油所	屋外貯蔵タンク油流出	—	—	50,000,000	42,888kl（重油）流出
50. 2. 26	四日市臨海	大協石油㈱四日市製油所	屋外貯蔵タンク火災	—	—	35,629	
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業㈱姫路製造所	〃	—	—	152,594	
52. 4. 27	〃	出光興産㈱兵庫製油所	屋外貯蔵タンク油流出	—	—	10,598	

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止に関係する法律は，多岐にわたるが，昭51年に施行された，石油コンビナート等災害防止法を中心として，消防法，高圧ガス取締法及び労働安全衛生法のいわゆる保安三法並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等が相俟って，これら地域の防災体制に係る総合的法体系を形成することとなった。

ア　石油コンビナート等災害防止法関係

石油コンビナート等災害防止法は，昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を直接の契機として制定されるに至ったものであり，従来から推進してきた各種施策の発展・強化を図り，石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進をその目的としており，その主たる内容は，

① 事業者の防災責任の明確化と災害応急措置等の実施の義務付け

② 石油コンビナート等防災本部の設置及び石油コンビナート等防災計画の作成

③ 特定防災施設及び自衛防災組織の設置等

④ 共同防災組織，特別防災区域協議会の設置

⑤ 事業所の施設地区等のレイアウトの規制

⑥ 防災緩衝地帯としての緑地等の設置費用の助成

となっている。

石油コンビナート等災害防止法は，昭和52年６月１日をもって施行後満１年を迎えたが，この期間は，行政側における防災計画の整備と企業側における自衛防災体制の整備を図るべき実質的な経過期間であり，この期間を通して同法の施行もおおむね軌道に乗ってきている。

また，防災計画の作成については，消防庁防災業務計画により基準を示したところである。

イ　保安三法関係

（ア）　消　防　法

消防法は，危険物施設からの災害その他危険物に係る災害の発生の防止について必要な規制を行っているが，石油コンビナート等災害防止法の制定と

併せて，消防法についてもコンビナート防災対策の充実強化を主たる目的とする次のような改正がなされた。

① 1事業所において多量の危険物を貯蔵し又は取り扱う者は，危険物保安統括管理者を定めること

② 一定の製造所，貯蔵所又は取扱所の所有者等は，その製造所等について定期に点検し，その記録を作成し保存しておかなければならないこと

③ 危険物が流出したときは，その拡散防止，除去を行わなければならないとともに，これらの措置を講じていない場合に市町村長等は，これらの措置を講ずることを命ずること

④ 製造所，貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ，流出させ又は飛散させて火災危険を生じさせた者についての罰則の追加

また，昭和51年度において行われた消防法，危険物政令，危険物規則に係る改正のうちコンビナート防災上特に関わりが深いものは次のとおりである。

消防法関係

○ 特定の製造所等の設置又は変更の許可を受けた者は，完成検査前検査を受けなければならないとされたこと

○ 一定規模以上の屋外タンク貯蔵所の所有者等は，保安に関する検査を受けなければならないとされたこと

危険物の規制に関する政令関係

○ 屋外タンク貯蔵所に係る敷地内距離についての規制の強化

○ 防油堤を設置すべき屋外タンク貯蔵所の範囲の拡大

○ 特定の屋外タンク貯蔵所に係る基礎・地盤，タンク本体及び溶接部の基準の強化

危険物の規制に関する規則関係

○ 引火性危険物の屋外タンク貯蔵所の空地幅の規制の強化

○ 防油堤に関する基準の強化

（イ） 高圧ガス取締法

高圧ガス取締法は，高圧ガスを製造する事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っているが，高圧ガスの保安をめぐる情勢の変化に対応して高圧ガス保安体制の全面的な見直しが行われ，昭和50年に①保安管理組織の強化，②危害予防規程の強化，③保安教育計画の強化，④特定設備に対する規制，⑤容器に対する規制の強化，⑥附属品に対する規制，⑦高圧ガス保安協会の強化，⑧製造の届出制に係る規制の強化，⑨輸送保安対策の強化等を目的とする法の一部改正が行われた。

また，高圧ガス取締法に基づくコンビナート等保安規則の制定並びに一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の改正により，高圧ガス保安設備の設置義務付けの強化，保安距離の拡大等が行われている。

（ウ） 労働安全衛生法

労働安全衛生法は，労働基準法を中心とする労働災害対策を一歩進め，急速な新工法，新物質の採用，新しい企業形態の登場等がみられる最近の情勢に対応するため，労働災害防止の見地からきめ細かい施策を講じており，特定事業所の従業員の安全の確保は，同法及びこれに基づく政省令等に依存するところが大きい。

ウ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

石油コンビナート等に係る災害等については，石油コンビナート等災害防止法によるほか，特に海上火災については，第77回通常国会において海洋汚染防止法が改正された「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」によることとされている。

この改正は，大量に油が排出された場合に対処するための措置を強化すること，海上火災等が発生した場合における消火等の措置及び現場周辺の船舶交通の危険の防止について定めること等を内容とするが，消防機関と海上保安庁の機関との権限行使区分については，この改正により，昭和43年3月29日の「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」の趣旨が法制化され，消防機関は，海上保安庁の機関と協力して対策を講ずる体制が定められた。

（3） 石油コンビナート等特別防災区域の状況

ア　石油コンビナート等特別防災区域の指定

石油コンビナート等特別防災区域として昭和51年７月14日に33都道府県にわたって75地区を指定し，その後，昭和52年２月４日に福井県三国地区及び山口県下松地区，昭和52年８月２日に秋田県男鹿地区について区域の拡張変更を行った。石油コンビナート等特別防災区域の指定状況は第５—４図のとおりである。なお，北海道苫小牧東部地区，青森県むつ小川原地区等の大規模工業開発区域等についても計画の進展に伴い区域指定されることとなることが予想される（第５—３表参照）。

イ　石油コンビナート等特別防災区域の現況

昭和52年６月１日現在における石油コンビナート等特別防災区域の全区域の面積は42,033ha，第一種事業所は536でこのうち配置規制の対象となる事

第５—３表　石油コンビナート等特別防災区域指定予想区域の概況

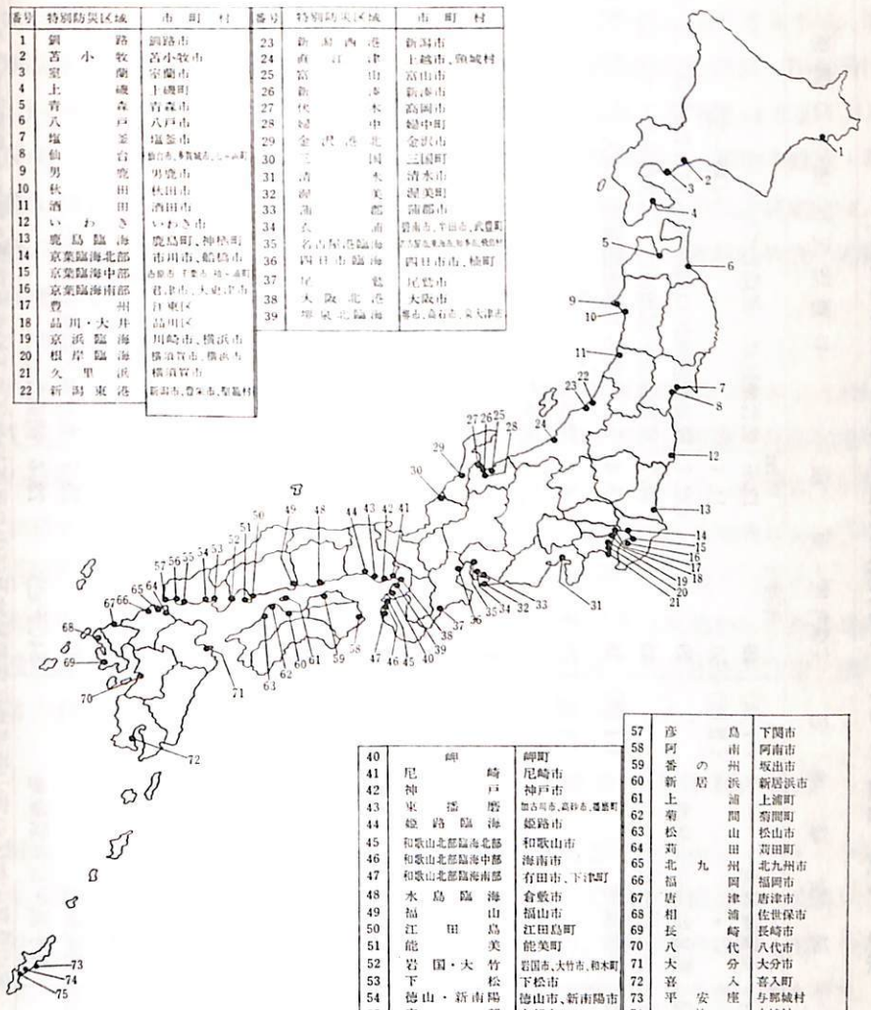
（昭和52年９月１日現在）

都道府県	地区	閣議了解年月日	計画完了予定年度	工場用地面積(ha)	用地確保等の状況
北海道	苫小牧東部	昭和45年７月10日	昭和60年代（昭和55年）	6,670	78%，但し，私有地は92.7%，公有地3.2%
青森	むつ小川原	昭和47年９月14日	昭和60年代（昭和58年）	2,800	58%，但し，私有地は，94%，公有地は未買収

都道府県	地区	主な業種別の生産規模			
		石油精製	石油化学	火力発電	鉄鋼
北海道	苫小牧東部	100万バーレル/日（30万バーレル/日）	160万トン/年（40万トン/年）	600万kW（35万kW）	2,000万トン/年
青森	むつ小川原	100万バーレル/日（50万バーレル/日）	160万トン/年（80万トン/年）	320万kW（120万kW）	

注　（　）は，第一次計画予定である。

第５—４図　石油コンビナート等特別防災区域の指定状況



番号	特別防災区域	市町村
1	釧路	釧路市
2	苫小牧	苫小牧市
3	室蘭	室蘭市
4	上磯	上磯町
5	青森	青森市
6	八戸	八戸市
7	塩釜	塩釜市
8	仙台	仙台市、多賀城市、七ヶ浜町
9	男鹿	男鹿市
10	秋田	秋田市
11	酒田	酒田市
12	いわき	いわき市
13	鹿島臨海	鹿島町、神栖町
14	京葉臨海北部	市川市、船橋市
15	京葉臨海中部	千葉市、市原市、袖ケ浦町
16	京葉臨海南部	君津市、木更津市
17	豊州	江東区
18	品川・大井	品川区
19	京浜臨海	川崎市、横浜市
20	根岸臨海	横浜市、横浜市
21	久里浜	横須賀市
22	新潟東港	新潟市、豊栄市、聖籠村
23	新潟西港	新潟市
24	直江津	上越市、柿崎町
25	富山	富山市
26	新湊	新湊市
27	伏木	高岡市
28	福中	福中町
29	金沢港北	金沢市
30	三国	三国町
31	清水	清水市
32	御前	御前崎町
33	海部	海部郡市
34	名古屋	愛知県、半田市、武豊町
35	名古屋臨海	名古屋市、東海市、飛島村
36	四日市臨海	四日市市、楠町
37	尾鷲	尾鷲市
38	大阪北港	大阪市
39	堺泉北臨海	堺市、高石市、泉大津市
40	岬	岬町
41	尼崎	尼崎市
42	神戸	神戸市
43	東播磨	加古川市、高砂市、播磨町
44	姫路臨海	姫路市
45	和歌山北部臨海北部	和歌山市
46	和歌山北部臨海中部	海南市
47	和歌山北部臨海南部	有田市、下津町
48	水島臨海	倉敷市
49	福山	福山市
50	江田島	江田島町
51	能美	能美町
52	岩国・大竹	岩国市、大竹市、和木町
53	下松	下松市
54	徳山・新南陽	徳山市、新南陽市
55	宇部	宇部市
56	小野田	小野田市
57	彦島	下関市
58	阿南	阿南市
59	坂出	坂出市
60	新居浜	新居浜市
61	上浦	上浦町
62	菊間	菊間町
63	松山	松山市
64	苅田	苅田町
65	北九州	北九州市
66	福岡	福岡市
67	唐津	唐津市
68	相浦	佐世保市
69	長崎	長崎市
70	八代	八代市
71	大分	大分市
72	音入	音入町
73	平安座	与那城村
74	泊	中城村
75	小那覇	西原村

第5—5表　石油コンビナート等特別防災区域周辺の緩衝緑地整備状況

府県名	特別防災区域名	緩衝緑地名	完成年度	面積	特別防災区域との関係
			年度	ha	
宮城	仙台	多賀城緑地（Ⅰ期）	49	13.6	仙台地区に一部接している。
		〃（Ⅱ期）	50	11.1	〃（極一部）
茨城	鹿島臨海	鹿島臨海中央緑地	49	122.7	鹿島臨海地区の周囲（一部17.7haを除く。）である。
千葉	京葉臨海中部	市原緩衝緑地	43	40.7	京葉臨海中部地区に一部を含み接している。
愛知	名古屋港臨海	東海緑地（Ⅰ期）	48	18.4	5％程度名古屋港臨海地区に入っている。その他は接していない。
		〃（Ⅱ期）	52(予定)	6.7	関係なし
三重	四日市臨海	四日市中央緑地	43	28.5	関係なし
		〃 霞ヶ浦緑地	47	25.4	四日市臨海地区に運河（350～400m）を間にして接している。
大阪	堺泉北臨海	泉北緩衝緑地	43	11.6	関係なし
兵庫	姫路臨海	(姫路)浜手緑地（Ⅰ期）	47	22.1	姫路臨海地区に一部を除き含まれる。
		〃（Ⅱ期）	52(予定)	21.2	〃 に接している。
兵庫	東播磨	赤穂城南緑地	51	30.6	一部接している。
岡山	水島臨海	水島緩衝緑地（Ⅰ期）	50	41.2	大半が水島臨海地区に入っているが その他は一部接している。
		〃（Ⅱ期）	52(予定)	13.9	
山口	徳山・新南陽	周南緑地（Ⅰ期）	46	75.1	関係なし
		〃（Ⅱ期）	53(予定)	2.7	〃
	小野田	(小野田)浜河内緑地	52(〃)	20.3	小野田地区に一部接している。
香川	番の州	坂出緩衝緑地	52(〃)	21.1	一部番の州地区に接している。
大分	大分	鶴崎緑地	48	25.7	大分地区に接している。
		舞子浜・日吉原緑地	54(予定)	73.6	関係なし

（注）　上記のほか，富山県富山地区の富山新港地区緩衝緑地及び山口県下松市海岸通り緑地を整備中である。

業所は254，第二種事業所は426である。

また，石油の貯蔵・取扱量は1億3,828万kl，高圧ガスの処理量は86億3,033万N㎥，石油以外の第4類危険物の貯蔵・取扱量は127万8千kl，第4類以外の危険物の貯蔵・取扱量は149万2千t，準危険物の貯蔵・取扱量は100万4千t，高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・取扱・処理量は3億7,334万N㎥，石油コンビナート等災害防止法に基づく毒劇物は，毒物の貯蔵・取扱量8,191t及び劇物の貯蔵・取扱量は44万7,137t，その他の毒劇物は，毒物の貯蔵・取扱量2万7,366t及び劇物112万7,159t，放射性物質の貯蔵・取扱量は4,524ciとなっている（附属資料21参照）。

ウ　防災緩衝地帯等の整備状況

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで，石油コンビナート等特別防災区域の周辺に設置される緑地帯等の緩衝地帯が果たす役割には大きなものがある。このため，従来より石油コンビナート地帯については主として公害対策の見地から各地域において緩衝地帯の整備が進められてきたが（第5—5表参照），石油コンビナート等災害防止法では，新たに地方公共団体による専ら防災の見地からの緩衝緑地の設置に関する特別の助成制度を設け，国，設置地方公共団体及び第一種事業者の費用負担のもとにその設置を推進することとなった。

（4）　石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立

石油コンビナート等災害防止法に基づいて，都道府県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して対処する防災体制の確立を推進しており，一方，発災時の消防活動については，通常は，消防本部と企業の自衛消防力が中核となることにかんがみ，これらの防災体制の増強を併せて図っている。

更に，消防庁では，航空機の墜落による石油コンビナート地帯の災害の防止を図るため，運輸省と航空機の石油コンビナート地帯の上空飛行制限につき協議し，昭和44年6月26日付消防防第268号次長通達「石油コンビナート地帯における航空事故による産業災害の防止について」により，違反航空機

の絶無を図るため，管轄空港事務所等と協議のうえ，対空監視体制の必要な措置を講ずるよう指導しているところである。

ア　石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等災害防止法に基づいて昭和51年７月14日に石油コンビナート等特別防災区域が指定された33都道府県に，石油コンビナート等防災本部が常置されることとなり，災害対策基本法による従来の都道府県防災会議及び市町村防災会議に相当する組織は，石油コンビナート等特別防災区域については，防災本部に一元化された。したがって，石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成，災害時における関係機関の連絡調整，防災に関する調査研究等の防災業務は防災本部を中心に行われることとなり，昭和52年８月末現在で既に27の防災本部で防災計画が作成され，未整備は６団体のみである（第５—６表参照）。

イ　消防本部等

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合，その応急対策

第５—６表　防災計画の作成状況

昭和51年度		昭和52年度		未作成団体名
作成年月日	団体名	作成年月日	団体名	
51. 12. 23	宮城県	52. 4. 20	富山県	茨城県
52. 2. 24	大阪府	52. 4. 26	佐賀県	東京都
52. 3. 3	青森県	52. 4. 27	徳島県	神奈川県
52. 3. 24	山口県	52. 5. 6	山形県	福井県
52. 3. 25	新潟県	52. 5. 9	静岡県	鹿児島県
〃	岡山県	52. 5. 20	熊本県	沖縄県
52. 3. 28	三重県	52. 5. 23	千葉県	
〃	兵庫県	52. 5. 30	大分県	
52. 3. 29	石川県	52. 6. 9	愛知県	
52. 3. 30	香川県	52. 7. 4	愛媛県	
52. 3. 31	広島県	52. 7. 7	長崎県	
〃	福岡県	52. 7. 11	和歌山県	
		52. 7. 25	福島県	
		52. 8. 11	山形県	
		52. 8. 30	北海道	

は，防災計画の定めるところにより一般には市町村の消防本部等が実地の消防活動を指揮し，大規模な災害に拡大した場合には防災本部が中心となって，関係機関等も含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

消防庁は，この防災活動の中核たる市町村消防機関が，石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について，昭和51年７月，消防力の基準を改正強化したところである。

しかし，石油コンビナート等特別防災区域所在市町村の防災資機材等の整備状況は昭和52年６月１日現在，大型化学消防車41台，大型高所放水車20台，泡原液搬送車39台，その他の消防自動車2,977台，可搬式放水銃等566基，耐熱服1,398着，空気又は酸素呼吸器6,988個，消火薬剤泡1,902kl及び粉末５万5,288kg，オイルフェンス１万9,945m，オイルマット３万3,749kg，油処理剤140kl，消防艇44隻であり，消防力の基準と比較し，まだかなりの市町村で大型化学消防車等の石油コンビナート用消防施設が未整備のため，大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防災区域に係る消防力を早急に整備することが必要である。このため，消防庁は，昭和51年度から，石油コンビナート等特別防災区域所在市町村に対し，石油コンビナート等消防施設等整備費補助事業を実施しているところであり，昭和51年度には，大型化学消防車15台，大型高所放水車19台，泡原液搬送車12台を24の団体が整備し，その補助金総額は５億3,795万円である。

また，市町村消防力を補完し，石油コンビナート等特別防災区域の防災体制を充実強化するため，石油コンビナート等特別防災区域所在都道府県に対しても昭和46年度から，石油コンビナート防災資機材補助事業を実施しており，昭和51年度までに18道府県で，泡原液貯蔵設備８基，泡原液搬送車24台，泡放水砲37基，高発泡器11基，放水砲12門，オイルフェンス20本を整備している。

なお，海上災害に際しては，海上保安庁においても，昭和51年度末現在，消防船４隻（横浜，四日市，下津，堺），中型消防艇７隻，小型消防艇１隻を所要の部署に配備しているほか，全国各地の海上保安部署に化学消防能力を付与した巡視船32隻，巡視艇134隻を配備し，タンカー等の火災に備えているほか海上へ排出された油の防除のため，油回収艇３隻，オイルフェンス

展張船19隻，油防除艇１隻，油回収装置10式，油移送装置１式のほか，オイルフェンス，油処理済，油吸着材を整備している。

ウ　自衛防災組織

石油コンビナート等特別防災区域に係る特定事業者に対し，石油コンビナート等災害防止法では，自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任を義務付けており，昭和52年７月14日以降は，すべての特定事業所に自衛防災組織を設置することとなった。

エ　共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会

石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業者は，一体的な工場群を構成し，相互に密接に関連して地域的連帯関係を有している。したがって，石油コンビナート等災害防止法では，石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者がその自衛防災組織を補完する共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する共同の技術開発，教育訓練の実施等を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）の設置について定めている。昭和52年８月末日現在，75の石油コンビナート等特別防災区域のうち26地区で38の共同防災組織が，27地区で28の区域協議会が設置されている。

（５）　防災施設等の整備

ア　特定防災施設等及び防災資機材等の整備

特定事業者は，災害の発生及び拡大を防止するため特定事業所内に流出油等防止提，消火用屋外給水施設及び非常通報設備の特定防災施設等並びに化学消防自動車，消火用薬剤，油回収船，オイルフェンス等の防災資機材等を設置し，又は備え付けなければならないこととされているが，特定防災施設等については１年間～２年間，防災資機材等については２年間～３年間の経過措置がとられているので，特定事業者は，現在，これらについて整備を進めている。

イ　特定事業所の防災資機材等の整備状況

昭和52年６月１日現在における石油コンビナート等特別防災区域の全区域の特定事業所に備え付けられている防災資機材等は，大型化学消防車98台，大型高所放水車９台，泡源液搬送車30台，その他の消防ポンプ自動車376台，消防艇29隻，可搬式放水銃等1,974基，耐熱服2,547着，空気又は酸素呼吸器4,866個，消火薬剤5,805kl（泡）及び479,693kg（粉末），オイルフエンス427,608m，オイルフエンス展張船216隻，油回収船35隻，オイルマット330,405kg，油処理剤1,174klとなっている（附属資料22参照）。

ウ　日本開発銀行等の政策融資のあっせん

特定事業者が特定防災施設等及び防災資機材等の整備を図る場合，その整備に要する資金の確保については，所轄消防本部の推薦のあるもので基準に適合するものについては，日本開発銀行及び沖縄振興開発金融公庫による政策融資をあっせんをすることとしている。

（６）　事業所レイアウトの規制

石油コンビナート災害を防止するには，石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく，事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について災害防止の観点から検討する必要がある。

このため，石油コンビナート等災害防止法では，石油と高圧ガスを併せて取扱う第一種事業所については，その新設又は施設地区等の変更をしようとする際に，レイアウトに関する計画を届け出ることを義務付け，これに対する規制を実施している。昭和52年４月１日現在においてレイアウト規制の対象となる事業所は254事業所である。

これらの事業所のレイアウトの変更については，昭和51年度に49件の届出があった。レイアウトの変更の内訳は，貯蔵施設地区に係るもの16件，製造施設地区に係るもの10件，入出荷施設地区に係るもの４件，用役施設地区に係るもの１件，事務管理施設地区に係るもの１件，その他の施設地区に係るもの11件，連絡導管又は連絡道路に係るもの６件となっている（第５－７表参照）。

なお，昭和52年度においては８月末現在で29件の届出があった。

第５—７表　昭和51年度における石油・高圧ガスを取扱う第一種事業所の新設等の状況

	変更届件数	処理件数	完了届件数
製造施設地区	10	4	
貯蔵施設地区	16	9	
入出荷施設地区	4	1	
用役施設地区	1	1	
事務管理施設地区	1		
その他施設地区	11	4	1(1)
連絡導管及び連絡道路	6	2	
計	49	21	1(1)

（注）１　施設地区別の分類は，変更に係る主な施設地区等により区分したものである。
２　敷地面積の増減を伴うものは，当該増減部分の施設地区に係る変更として分類した。
３　完了届の（　）は，完了届に基づき，現地において確認を行った件数である。

（７）石油コンビナート防災診断の推進

石油コンビナート等特別防災区域には複雑な危険物施設が立地しており，これらの区域における災害は，大規模かつ特殊な災害として周辺地域に対しても著しい脅威を及ぼす恐れが大きい。

石油コンビナート災害の防除のためには，石油コンビナートの立地条件，設備の安全性，防災体制等の各方面から，事前に，総合的な防災診断を実施することが肝要と考えられる。

このため，消防庁では，昭和49年度より学識経験者からなる「石油コンビナート防災診断委員会」を設け，全国の代表的石油コンビナートにおける現地調査の結果をふまえて，石油コンビナートの災害要因の検討を行った結果，昭和51年11月１日に，消防防災当局及び特定事業所が総合的な防災診断を実施するために必要な「石油コンビナート防災診断項目(一般項目)」をまとめた。消防庁では，この石油コンビナート防災診断項目に基づき，昭和51年度において，全国の石油コンビナート等特別防災区域について石油コンビナート防災診断実態調査を実施したところである。

昭和52年度には，実態調査結果等に基づいて，石油コンビナート防災診断項目について一般項目の見直しと耐震項目の検討を行うとともに，石油コンビナート等防災計画の基本ともなるべき「石油コンビナート災害想定指針」の作成を進めている。

また，労働省においては，労働災害防止の立場から昭和51年12月に「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」がまとめられており，通商産業省においても，昭和51年度よりコンビナート地域に地震等が発生した場合の影響と化学プラントの耐震設計基準の検討が行われている。

6 震　災　対　策

（1） 我が国の被害地震発生状況

我が国は，環太平洋地震帯に位置し，世界有数の地震国である。我が国は昔からたびたび大地震に襲われている。西暦416年から1975年までの記録に残されたマグニチュード5.0以上の被害地震は423回にのぼるが，これを地域別にみると第6—1表のとおりである。

第6—1表　我が国及び近海の地域別・規模別被害地震発生状況

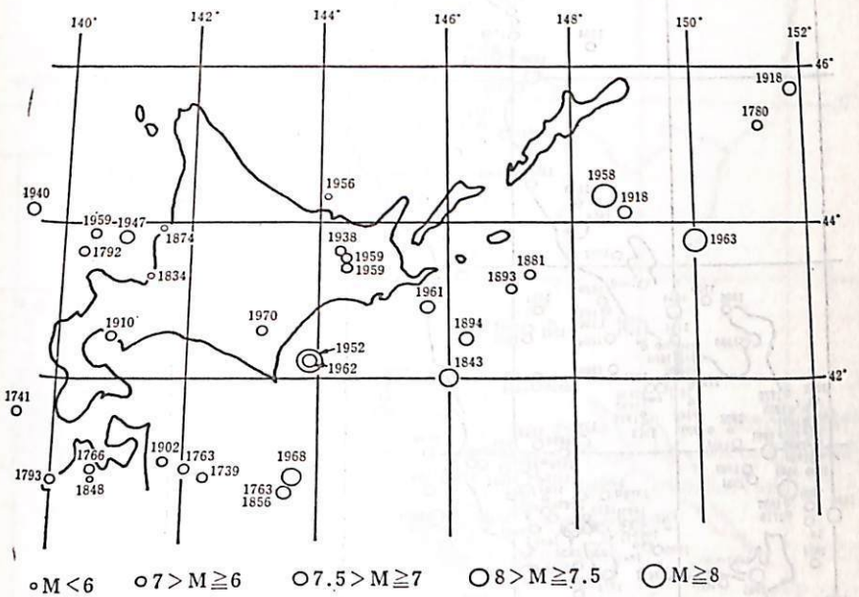
地域＼マグニチュード	5.0～5.9	6.0～6.9	7.0～7.9	8.0～8.9	不明のもの	計	百分比%
北海道	2	7	14	4	1	28	6.6
東北	11	30	33	4	6	84	19.9
関東	6	40	23	2	7	78	18.4
中部	10	51	18	3	7	89	21.1
近畿	1	30	16	8	15	70	16.5
中国・四国	3	13	9	1	1	27	6.4
九州	3	27	8	1	8	47	11.1
計	36	198	121	23	45	423	100.0

（注） 東京天文台編纂理科年表（昭和52年版）による西暦416年から1975年までの被害地震を掲げた。

年代により記録には精粗があるため一概にはいえないが，傾向としては被害地震発生回数は中部地方，東北地方，関東地方及び近畿地方に多く，マグニチュード7.0以上の大地震に限ってみても同様の傾向がみられる。

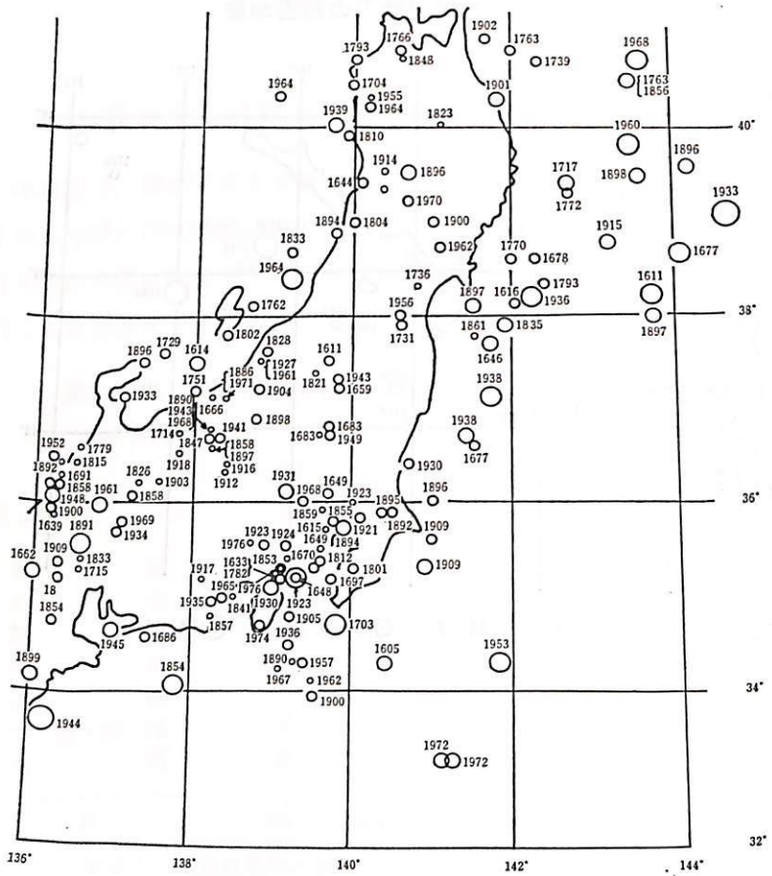
なお，わが国及びその周辺に発生した地震のうち，被害の記録が残されているものの推定震源域を地図で示すと第6—2図～第6—5図のとおりである。これらの図でもわかるとおり，推定震源域は全国にわたって分布しているが，大地震は東北地方から近畿地方までの太平洋側の海底，すなわち，いわゆる外側地震帯に多く発生している。

第6—2図　北海道地方の被害地震

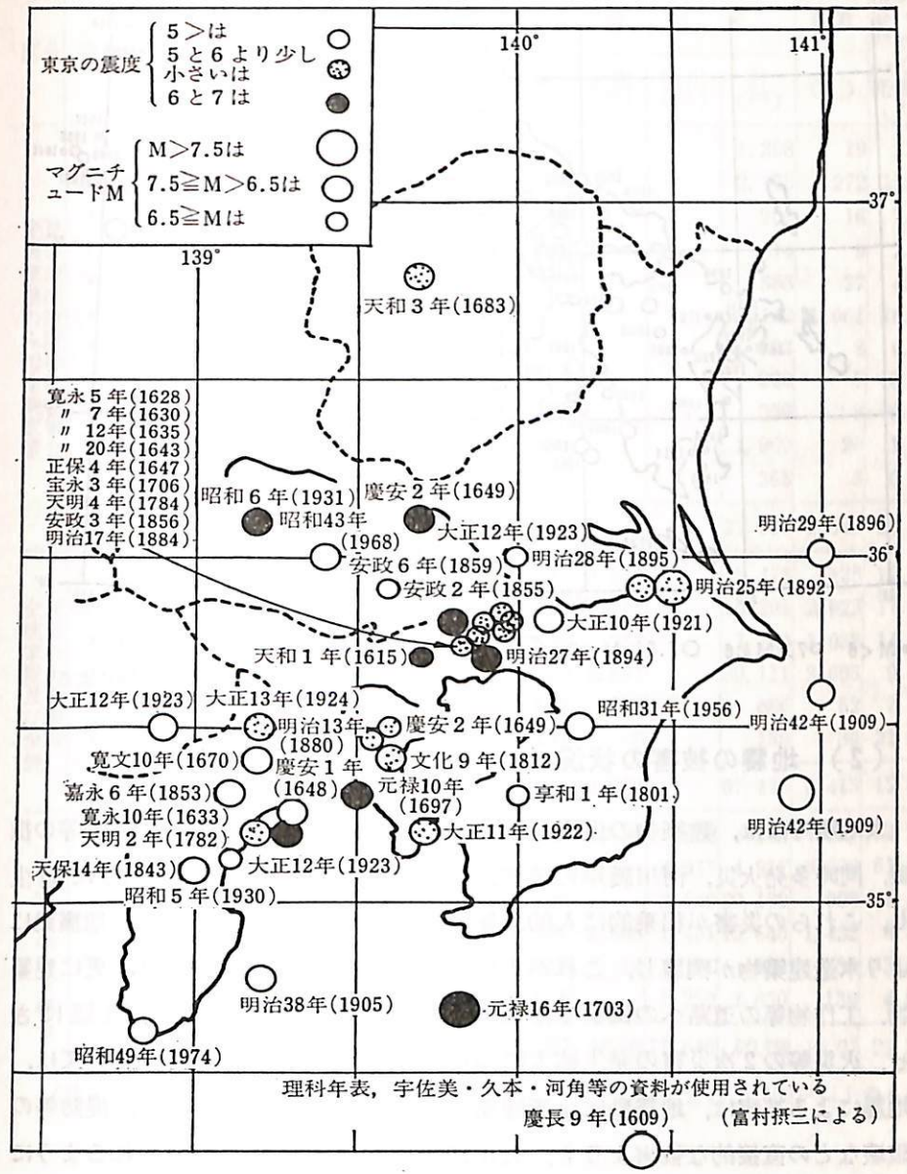


第6—3図　東北・関東中部地方の被害地震

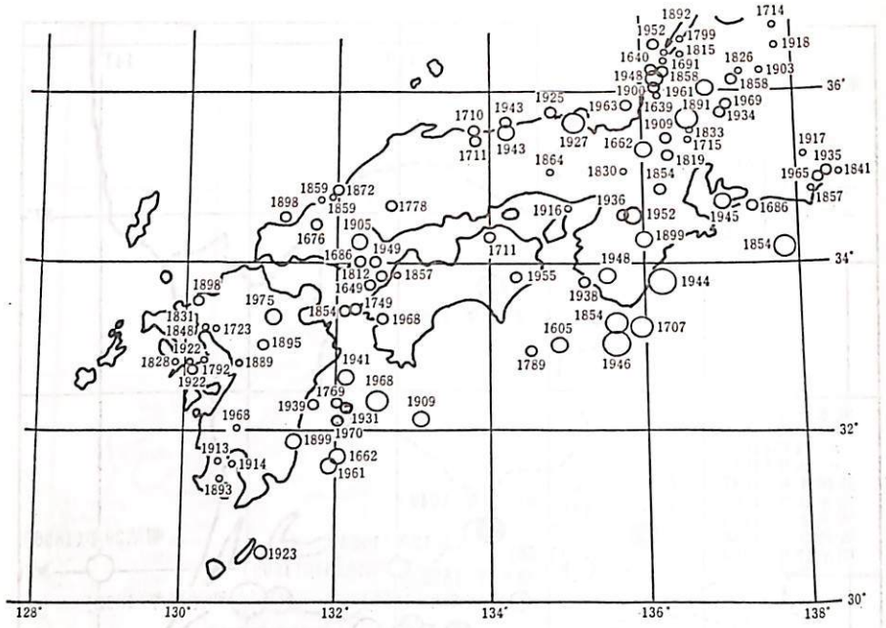
・M＜6　○7＞M≧6　○7.5＞M≧7　○8＞M≧7.5　○M≧8



第6—4図　東京付近の被害地震（1600～1975）



第6—5図　西日本の被害地震



○M＜6　○7＞M≧6　○7.5＞M≧7　○8＞M≧7.5　◯M≧8

（理科年表昭和52年版による）

（2）　地震の被害の状況

大地震時には，建築物の倒壊，道路，橋りょう，上下水道，ガス管等の損壊，同時多発火災，河川護岸の破壊，津波等による水害等が同時的に発生し，これらの災害が相乗的に人的，物的被害を増大させる。また，地震動により木造建築物が倒壊し，これが火災の同時多発の原因となり，更に建築物，工作物等の道路への倒壊や落橋は，避難行動，消防活動等を困難にさせ，火災等の2次災害の発生拡大につながる例が多い。わが国においては，地震による被害は，地震動による建築物の崩壊，道路，橋りょう，堤防等の破壊などの直接的な被害よりも，大正12年の関東大震災に代表されるように火災による二次的災害の有無，また明治29年の三陸地震津波に代表されたように津波の有無により被害の大小を左右されるといってよい。

第6—6表　関東大地震以後の被害地震

区分	発生年月日	地域又は地震名	規模（マグニチード）	家屋損失 全壊（戸）	全焼（戸）	流出（戸）	計（戸）	死者（人）	損失家屋100戸についての死者数（人）
全壊家屋のみで全焼家屋及び流出家屋のない場合	大正13. 1.15	丹沢山塊	7.2	1,298			1,298	19	1.46
	昭和 5. 6.26	北伊豆地震	7.0	2,165			2,165	272	11.56
	〃 6. 6.21	西埼玉地震	7.0	206			206	16	7.77
	〃 10. 7.11	静岡市付近	6.3	814			814	9	2.48
	〃 14. 5. 1	男鹿半島	7.0	585			585	27	4.62
	〃 20. 1. 3	三河地震	7.1	12,142			12,142	1,961	16.15
	〃 24. 7.26	今市地震	6.4	873			873	8	0.92
	〃 36. 2. 2	長岡付近	5.2	220			220	5	2.27
	〃 37. 4.30	宮城県北部	6.5	369			369	3	0.81
	〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1,960			1,960	26	1.33
	〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368			368	3	0.82
	合計			21,000			21,000	2,349	11.19
全壊家屋のある場合及び全焼	大正14. 5.23	兵庫県北部	7.0	1,295	2,810		3,475	428	12.32
	昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12,584	3,711		16,295	2,925	17.95
	〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7,485	254		7,739	1,083	14.47
	〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35,420	3,691		39,111	3,895	9.96
	〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	13		686	52	7.73
	〃 49. 5. 9	伊豆半島沖地震	6.9	134	5		139	30	21.58
	合計			57,591	9,854		67,445	8,413	12.47
流出家屋のある場合	大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128,266	447,218	868	576,262	142,807	24.82
	昭和 8. 3. 3	三陸地震津波	8.3			4,917	4,917	3,008	61.18
	〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	21,130		3,059	29,189	998	3.42
	〃 21. 7.21	南海地震	8.1	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432	8.50
	〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	14	91	920	33	3.64
	〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	*1,571		1,259	2,830	139	4.91
	合計			168,373	449,740	11,645	629,758	148,417	23.57

（注）(1)　昭和52年版理科年表による家屋損失（非住家を含む。）100戸以上のものを掲げた。

(2)　＊津波による全壊

(3)　死者数には行方不明者を含む。

関東大地震以後の地震のうち，全壊家屋100戸以上のものについて，家屋の損失と死者との関係を見ると第6—6表のとおりであり，全焼家屋，流出家屋のある場合，損失家屋100戸当たりの死者は，全壊のみの場合と比較して，平均して2倍以上となっている。

最近の外国の状況をみると，1976年2月4日の午前3時頃中南米のグアテマラでマグニチュード7.5の地震が発生し，グアテマラの地方都市に壊滅的な被害を及ぼした。

近くは，1976年7月28日の午前3時42分頃，中国河北省においてマグニチュード7.9の地震があり，唐山，北京，天津及び豊南一帯に被害を及ぼし，特に唐山の被害は甚大であったといわれている。

このほかにもソ連，フイリッピン，インドネシアにおいて大規模な地震が発生し，大きな被害が生じたといわれている。

グアテマラ及び中国に発生した地震は，規模についてみると最大級ではないが，都市直下型地震の典型としての，被害の激甚さは，都市構造の過密化がすすんでいる我が国に多くの問題を提起した。

更に1977年にはいってからも各地で地震が発生した。1月には，ニューギニア及び中国，2月にはアリーシャン西部，3月にはミンダナオ附近，ルーマニア，中国，フイリッピン東方沖，イラン，サンタクルス近海及びトルコと数多く発生し，8月にはインドネシアのスンバワ島に大被害をもたらした。

なかでも3月4日21時22分頃ルーマニアに発生したマグニチュード7.2の大地震はルーマニアの南部地域一帯にかなりの被害を及ぼした。この地震の特徴としては，ドナウ川流域の沖積層にそって，震央から3～400㎞離れたところでも大被害が生じたことであり，軟弱地盤のおそろしさをみせつけた。

これらの地震による被害は，煉瓦造りの無筋建築物等の倒壊による大量の圧死者等，直接的被害がほとんどを占めており，火災の発生はきわめてわずかであった点でわが国の場合と著しく異っており，震災対策には世界共通の面とともに，わが国の都市構造に即した独自の対策が必要であることを示している。

（3） 国の震災対策の現況

ア 大都市震災対策推進要綱に基づく震災対策

消防庁長官の諮問機関である消防審議会が昭和45年3月23日に行った「東京地方（関東地方南部）における大震火災対策について」の答申をもとに，中央防災会議は，昭和46年5月25日に「大都市震災対策推進要綱」を決定したが，現在，わが国の震災対策は，この要綱に基づき推進されている。

また，当面の課題については，昭和50年8月15日の中央防災会議決定の「当面の防災対策の推進について」において，震災対策の強化推進がうたわれ，とくに次の事項に重点をおくこととされている。

（ア） 都市防災化の推進

大都市圏における広域避難地，避難路，消防水利，浸水対策施設及び緩衝地帯等の震災に対する防災施設の整備を促進することとし，特に緊急に整備を要する事業については，重点的かつ計画的に，その整備を推進するものとする。

（イ） 防災体制の強化及び防災意識の高揚

震災発生時の消防，救急，救護，警備等の各般にわたる防災活動が迅速かつ的確に行えるよう関係諸機関は，防災体制の強化に努めるとともに，震災に関する知識の普及，震災対策訓練の実施及び自主防災組織の育成強化を図るものとする。

（ウ） 地震予知の推進

地震予知の実用化のため，関係諸機関は，測地学審議会の建議の趣旨に沿って，緊密な連携のもとに地震予知に関する研究を一層強力に推進するものとする。

イ 地震予知の推進

昭和51年10月29日閣議決定により，地震予知の推進に関する重要な施策について，関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに，総合的かつ計画的な施策を推進するため，内閣に地震予知推進本部が設置された。同本部は，昭和52年4月4日，地震予知の早期実現への社会的要望に応え，と

くに東海地域については，大地震発生の可能性の指摘などを契機として強力な対策が要請されていることにかんがみ「東海地域の地震予知体制の整備について」を決定し，観測の強化，監視体制の充実及び判定組織の整備を推進することとなった。

この決定に基づき，東海地域を中心に，現在の水準で最大限に可能な地震の予知を行うことを目標として，昭和52年４月18日，地震予知連絡会に東海地域判定会が発足した。

ウ　大都市震災対策連絡会議

昭和46年５月に「大都市震災対策推進要綱」を決定して以来，中央防災会議は，13分科会を設け，具体化のための措置について検討を加え，実施可能な施策については，逐次実施に移して来たが，昭和49年８月に行政管理庁から指摘された事項も含め検討すべき課題が相当残されていたので，昭和49年10月，従来の事項別分科会（13分科会）を再編成し，「都市防災」，「防災体制」，「避難対策」，「救護対策」，「情報通信対策」及び「研究」の６分科会を設けるとともに，これらの分科会を総合した機関として中央防災会議事務局に関係省庁で構成する「大都市震災対策連絡会議」を設け，各省庁の震災対策の連絡調整にあたることとなった。

前記のように，昭和52年４月に東海地域判定会が発足し，地震予知情報が出されることになったことに伴い，予知情報が出された場合にという応急事前措置について現在検討を重ねているところである。

エ　消防庁の震災対策の現状

消防機関は，国民の生命，身体及び財産を震災から保護するとともに，震災を防除し，被害を軽減する等，震災対策の第一線部隊として，きわめて重要な任務をになっている。

国の機関である消防庁としては，消防制度，人員，施設設備，装備資機材等の充実に関する任務に加えて，大都市震災対策推進要綱の趣旨に基づき，

① 災害対策基本法に基づく国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関すること

② 災害対策基本法に基づく地域防災計画の指導調整

③ 消防の広域的処理に関する指導

④ 防災に関する研究調査

⑤ 防災思想の普及に関すること

等を分担しており，各省庁及び地方公共団体との緊密な連携のもとに，火災防止対策及び避難誘導対策を中心に次に掲げる事業について特に予算を計上し推進している。

（ア）　防災知識の普及啓発

地震そのものを防止することはできないが，特に被害を拡大する火災の防止等により，震災被害を最小限度にくいとめることは可能である。そのためには，国，都道府県，市町村が一体となって震災対策を推進しなければなら

第6—7表　昭和51年度防災知識普及啓発事業の実施状況

放送内容	放送局	放送月日
テレビ５分番組（ごぞんじですか？防災ミニ百科）	ＮＴＶほか30局	毎週木曜日（昭和51年４月１日から）
テレビ５分番組（そのときのあなたは？暮しの中の防災）	フジＴＶほか32局	毎週日曜日（昭和51年４月４日から）
特別番組（あ，地震だ！—あなたならどうする—）	フジＴＶほか32局	昭和51年８月31日 11.00～11.30
特別番組（地震と炎とあなたの町—向こう三軒助け合い—）	東京放送ほか30局	昭和51年11月27日 14.30～14.55
特別番組（揺れる日本列島—大地震の記録—）	東京放送ほか30局	昭和52年２月18日 16.00～16.50
特別番組（炎と青春—災害に挑む—）	フジＴＶほか32局	昭和52年３月４日 11.00～11.30
テレビスポット（たばこの投げ捨て防止 おやすみ前の火の点検）	フジＴＶほか32局	昭和52年２月28日から３月31日まで毎日２回放送
ラジオスポット（20秒）	日本放送ほか31局	51. 5.1～ 5. 7 51. 8.19～ 8.25 51. 8.26～ 9. 1 51.11.26～12. 2 52. 2.28～ 3. 6
	東京放送ほか24局	52. 3. 1～ 3.31

ないことはもちろんであるが，地震から身を守り，財産を守るには，国民一人一人が自衛のための意識を持つとともに，防災訓練に参加するなど街ぐるみ，事業所ぐるみで防災対策にあたることがきわめて重要である。そのため，主として都道府県，市町村が住民及び事業所等を指導するための指針書として，昭和51年度には「地震の心得」という小冊子を作成配布した他，第6—7表に示すとおりテレビ，ラジオ放送による防災知識の普及啓発を行った。

また，昭和49年度から地域住民に対し防災知識の普及を図るため，地方公共団体，消防機関に対し防災映画フイルムの貸出しを行っているが，その利用状況は年々増加している。。

これらの啓発方法は，国民の防災意識の高揚に非常に有効であり，引き続き実施する必要がある。

（イ） 大震火災対策施設等の補助事業

人口，産業の密集する大都市の震災被害を軽減するためには，建築物の不燃化，事業所の施設設備の耐震化，安全な避難地，避難路の確保等都市の防災化が推進されなければならないが，あわせて出火の防止及び初期消火の徹底を図るとともに消防活動，避難誘導，救急救助等の応急対策が十分に行われるような体制を整備することが必要である。このため，消防庁としては出火危険物等の規制の強化，建築物等の消防設備設置義務付け，消防力の充実等の対策を推進しているが，特に，震災時に予想される火災の同時多発に対処し，初期消火の徹底を期するため，昭和47年度以来大震火災対策施設等整備費補助事業を推進しており，第6—8表に示すように，昭和51年度末には，耐震性100㎥貯水槽795基，可搬式小型動力ポンプ1,089台の整備を行ったほか電源車等の特殊車両，テレビ電送システム及び地域防災センター等の整備を行っている。

（ウ） 大震火災対策に関する研究

大地震発生時における消防活動，避難誘導の手法を開発するため，次の研究を実施している。

○ 飛行艇による空中消火に関する研究

大地震発生時に予想される消防水利の使用不能，道路交通の途絶等による

第6—8表 大震火災対策施設等整備費補助事業の整備状況

内容 / 事業項目	補助団体	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	計
耐震性貯水そう(100㎥)及び可搬式(小型)動力ポンプ	東京	水そう 101	64	144	120	100	529
		ポンプ 165	90	210	140	100	705
	横浜	水そう		7	7	7	21
		ポンプ		7	7	7	21
	川崎	水そう		2	2	2	6
		ポンプ		4	19	4	27
	横須賀	水そう		3			3
		ポンプ		3			3
	岐阜	水そう			1	1	2
		ポンプ			1	1	2
	名古屋	水そう		18	20	22	60
		ポンプ		18	24	26	68
	京都	水そう			5	5	10
		ポンプ			5	5	10
	大阪	水そう	20	40	40	24	124
		ポンプ	20	52	67	41	180
	府中	水そう				2	2
		ポンプ				2	2
	千葉	水そう				29	29
		ポンプ				36	36
	静岡	水そう				1	1
		ポンプ				22	22
	浜松	水そう				2	2
		ポンプ				2	2
	清水	水そう				1	1
		ポンプ				1	1
	伊東	水そう				1	1
		ポンプ				1	1
	富士	水そう				0	0
		ポンプ				5	5
	藤枝	水そう				2	2
		ポンプ				2	2
	春日井	水そう				2	2
		ポンプ				2	2
	合計	水そう 101	84	214	195	201	795
		ポンプ 165	110	294	263	257	1,089
電源車	東京			1	1	1	3
	名古屋				1		1
	京都				1		1
	大阪			1	1		2
	千葉					2	2
	合計			2	4	3	9
移動無線電話車	東京					1	1

事業項目＼内容	補助団体	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	計
	京　都					1	1
	合　計					2	2
防災指導車	千　葉					2	2
	合　計					2	2
耐火避難車	東　京				1		1
	合　計				1		1
避難誘導のためのテレビ電送システム	東　京			1			1
	大　阪					1	1
	合　計					1	2
地域防災センター	愛知県			1			1
	合　計			1			1

消防機能の低下に対処する必要があるので，飛行艇による市街地火災の延焼阻止，避難者の安全確保等の効果について研究するため，昭和50年度，防衛庁保有のＰＳ—１型飛行艇を消防用実験機に改装し，昭和51年度においては，この実験機を使用して飛行特性及び海水の平面散布密度等を計測し，火災の延焼抑止効果等の試験・研究を行った。

昭和52年度においては，51年度に引き続き散布計測等効果測定のため必要な基礎的実験を行うこととしている。

○　大地震時における被害予測手法に関する研究

昭和51年度においては，大地震発生時における家屋倒壊，出火危険区域及び延焼拡大区域は握等の被害想定の技法を開発し，マニュアルを作成するための基礎的研究を行ったが，昭和52年度においては，昭和51年度の研究成果に基づき，実際に人口20万人程度の都市をモデルに選定して実証的調査研究を行うこととしている。

○　震害分布と表層地盤の関係に関する研究

震害分布と相関関係の認められる要因に関して，更に資料の整備を行い，

それらの関係を示した主題図を作成する一方，これらの危険地域に対して現地調査と地中埋設物等の実情を組み入れた主題図の表示方法を検討し，一連の震害想定図を作成する。

○　延焼範囲の赤外線偵察法に関する研究

都市の大震時に予想される同時多発火災に対し，即応する対策を効果的に実施するため必要な状況は握手段として，赤外線撮像装置を備えた航空機による上空からの火災状況偵察法について研究するため，昭和52年度においては，赤外線映像の解析を行って，延焼範囲を表示する方法の研究，赤外線による火災状況の偵察法に関しての総合的考察等を行う。

（４）　都市における震災対策の現状

地方公共団体においては，昭和39年６月の新潟地震，昭和43年５月の十勝沖地震等を契機に，防災会議に地震部会を設置し，震災対策計画を樹立する等具体的対策に取り組んでいる。

消防庁が都道府県庁所在都市及び人口20万人以上の97都市及び東京都23特別区の合計120団体について行った調査結果によると，昭和51年度までに，地震対策に関する調査研究，諸対策及び諸計画の策定を行っているのは118団体に及んでいる。

これらの調査研究，諸対策及び諸計画等の内容は，地質・地盤調査，土木建築物の耐震性調査，避難対策の基礎調査，耐震性貯水そう（100㎥）及び可搬式（小型）動力ポンプの整備，住民防災組織の育成及び結成等大地震時における人命の安全確保等であり，従来の震災対策が住民に対する大地震に関する意識の高揚，大地震発生時の心得の周知等が主体であったのに比べ最近の傾向として，具体的，積極的な施策に関するものとなっている。

調査研究の状況についてみると，地質地盤調査，災害危険地域の調査等の「自然環境の調査」は44団体，土木建築物の耐震性調査，危険物施設等の安全性調査等の「人為環境の調査」は44団体，避難対策の基礎調査等の「避難地等の調査」は49団体，震災時の被害想定の基礎調査は36団体，地震に関する意識調査は46団体が行っている。

予防対策の状況についてみると，家庭・地域に消火器の設置，耐震性貯水そう・可搬式（小型）動力ポンプの整備等の「火災拡大等の防止対策」は60団体，パンフレット等による広報活動，講演会及び映画会等の「震災広報及び防災教育」は112団体，石油ストーブに対する対震自動消火装置の義務付けを条例に規定しているのは110団体となっている。

防災体制の状況についてみると，防災会議等に地震対策部会を設置し，地震に関する専門的立場から具体的な施策の推進を図っているのは20団体，備蓄倉庫の建設，非常食糧等の備蓄等「災害応急体制の整備」は118団体，情報連絡通信網の整備・維持，消防専用無線電話の整備等の「情報連絡体制の整備」は50団体，避難の安全確保を図るための避難地の確保は91団体，避難路の指定は30団体，広域避難場所に対する案内標識の設置は39団体，住民防災組織が結成されているのは62団体，地震対策計画等の策定が地域防災計画にもられているのは89団体，津波対策が地域防災計画にもられているのは22団体，災害時の放送に関する協定が締結されているのは5団体である。

以上が，調査結果の主要なものであるが，震災対策事業は，一市町村のみで達成できるものではなく，国，都道府県，市町村が一体となって総合的，計画的に実施する必要があるので，今後においても相互に連絡を密にして強力に施策の推進を図る必要がある。

7　特殊災害対策の推進

（1）　林野火災対策の推進

昭和51年には，林野火災の発生件数が5,549件と比較的少なく，前年より微増にとどまったが，これは春先に降雨雪が多かったことによるものと考えられる。

林野火災の主な原因は，たばこ，マッチの投げ捨て及びたき火の延焼であるが，その他に最近の大きな被害を出した火災として，昭和52年3月に，子供の放火が原因となって栃木県の黒羽町・馬頭町林野火災によって損害額約34億6千万円，1,517haを焼失し，また，北九州市の貫山林野火災によって175haを焼失し，消防職員5名が殉職した。

これらの火災を通じて，林野火災対策上次のような問題点が指摘される。

すなわち第1は，従来の人海戦術のみによっては，気象の急変地域や地形，林相の複雑な地域の火災に対処することは困難であるため，空中消火，その他の林野火災の消防戦術を一層研究する必要があること。第2は，複雑な地形においては，情報の収集，指揮命令系統の統一が困難であるため，消防無線による連絡手段を確保する必要があること。第3は，林野火災の延焼状況を，地上においては握することが困難な場合が多いため，ヘリコプターによる空中偵察が有効なことである。

これらの教訓にかんがみ，今後は，林野火災の出火防止対策の強化，林野火災による被害の軽減を図るため，ヘリコプターによる消防活動の積極的な活用をはじめ，近代的な消防戦術の確立を図り，また，林野火災用消防資機材の近代化・科学化を図る等総合的な林野火災対策を推進する必要がある。

林野火災の消防技術の研究については昭和43年に消防庁と林野庁で林野火災対策研究会を発足させたが，更に，昭和45年には防衛庁の参画も得て，林野火災に対する消防技術の研究・消防体制の整備・出火防止対策の検討を行

うとともに協力体制の整備を図ってきた。

また，消防庁は，昭和44年11月の消防審議会答申に基づいて，昭和45年度から林野火災特別地域対策事業の実施，出火防止対策，広域消防体制及びヘリコプターによる空中消火体制の整備について努力してきた。

ア　林野火災特別地域対策事業の推進

消防庁は，昭和45年度から林野火災の危険度が高い地域に対して，林野火災特別地域対策事業を推進しており，昭和52年度上半期までに21都道府県の32市172町56村にわたる63の林野火災特別地域において実施されてきた。しかし，これ以外にも林野火災特別地域の指定要件を備えている市町村は177市町村に及んでおり，今後これらの市町村についても事業の推進を図っていく予定である。

昭和51年度までに実施した主な事業内容は，林野用防火水そう，林野火災工作車及び林野火災用消防無線の整備であるが，昭和52年度から新たに可搬式散水装置の整備についても助成することとしている。

昭和51年度までの補助事業実績は，第７—１表のとおりであり，昭和51年度には，45団体で，消防無線83基，防火水そう63箇所，林野火災工作車１台を整備した。

イ　航空消防活動の実施

林野火災の多くは，交通不便な奥地に発生し，極めて広範囲に及ぶのが通例であり，人海戦術のみによる消防活動は困難である。このため，昭和44年から林業試験場及び自衛隊の協力のもとに林野火災のヘリコプターによる航空消防技術の研究開発を推進した結果，昭和50年から空中消火を実用化している。

消防庁は，都道府県における空中消火用資機材の整備を促進するため消防施設等整備費補助金を交付しているが，その実施状況は，昭和51年までに12団体に対して補助しきた。

なお，昭和51年以降における航空消防活動の実施状況は，第７—２表のとおりである。

ウ　今後の対策

第7—1表　林野火災特別地域と補助実績

都道府県名	地域名	消防無線	防火水そう	林野火災工作車
北海道	北十勝消防組合	4	8	1
	池北３町消防組合	6	4	—
	上川南部消防組合	11	—	—
	津別町地区	2	1	1
	東十勝消防組合	7	3	1
	西十勝消防組合	6	1	1
	増毛町地区	2	—	1
	南十勝消防事務組合	4	2	—
	北見地区消防組合	2	2	1
	胆振東部消防組合	1	1	1
	士別地方消防事務組合	—	—	1
	利尻，礼文消防事務組合	—	—	1
	遠軽地区消防組合	7	—	2
	北留萌消防事務組合	3	—	1
	羊蹄山ろく消防組合	5	—	1
	上川北部消防事務組合	2	—	4
	紋別地区消防組合	10	—	—
	釧路西部消防組合	—	1	1
	釧路北部消防事務組合	—	2	1
	歌志内地区	—	—	1
	石狩北部地区消防事務組合	—	1	—
	渡島西部消防事務組合	3	—	—
青森	鰺ヶ沢町地区	1	11	1
	弘前地区消防事務組合	—	12	1
	八戸地域広域市町村圏事務組合	—	27	1
岩手	岩泉町地区	6	9	1
	久慈市地区	5	3	1
	宮古地区広域消防等組合	13	4	1
	遠野地区消防事務組合	8	10	—
	大船渡地区	—	6	—
福島	いわき市地区	—	12	—
	東和町地区	—	1	—
埼玉	大滝村地区	—	—	1
東京	西多摩地区	—	1	—
	奥多摩地区	2	3	—

都道府県名	地域名	消防無線	防火水そう	林野火災工作車
富山	利賀村地区	—	—	1
山梨	峡南消防組合	15	10	1
長野	佐久地域広域行政事務組合	2	—	1
	信州新町地区	4	1	—
静岡	川根地区	—	1	—
	天竜市地区	16	11	1
三重	美杉村地区	2	3	1
和歌山	日置川町地区	4	7	1
	高野地区			1
	本宮地区	9	—	—
島根	大田市地区	6	8	1
広島	大竹市地区	7	12	1
	福山地区	1	3	—
	呉市地区	16	5	1
	御調町地区	—	3	—
	広島市地区	—	3	—
山口	山口市地区	10	10	1
	下関市地区	6	7	1
	徳山市地区	2	2	1
	岩国地区消防組合	9	4	1
香川	池田地区	—	4	—
高知	嶺北消防組合（土佐町地区）	25	39	1
福岡	八女地区消防組合	3	3	1
大分	犀川町地区	2	3	1
	日田，玖珠広域市町村圏事務組合	4	22	1
	竹田地区	—	10	—
	佐伯地区	—	11	—
熊本	小国地区	15	1	—
計		268	308	45

第7—2表　林野火災空中消火の実施状況

発災場所	発災年月日	出動機数（機）	焼失面積（ha）
岩手県三陸町	51. 1. 2	4	220
岩手県釜石市	51. 1. 2	6	201
三重県尾鷲市	51. 2. 2	5	40
宮城県川崎町	51. 4. 29	4	33
岩手県宮古市	51. 5. 14	6	294
青森県東北町	51. 5. 15	3	148
岩手県葛巻町	51. 5. 15	2	127
北海道生田原町	51. 5. 18	2	20
宮城県宮城町	51. 5. 24	4	69
北海道西興部村	51. 5. 28	4	362
福島県鹿島町	52. 3. 11	6	205
栃木県黒羽町，馬頭町	52. 3. 16	7	1,517
奈良県上北山村	52. 5. 21	7	79
茨城県日立市	52. 5. 21	3	20
北海道上川町	52. 6. 7	4	33
北海道斜里町	52. 6. 27	3	3
大阪府阪南町	52. 8. 4	7	18
徳島県日和佐町	52. 8. 23	6	80

林野火災対策の推進にあたっては，今後，次の事項を重点として積極的に推進する必要がある。

（ア）　広域的総合消防体制の確立

林野の分布状況，地形，気象条件，消防力の整備状況等を考慮して，消防機関相互間と林野関係機関，自衛隊等との緊密な協力による広域的かつ総合的な消防体制を確立すること。

（イ）　出火防止対策の強化

林野火災の出火原因は，人為的なものが大部分であり，とくにたばこ及び

たき火等よる失火が過半数を占めている。従って，出火防止対策を講ずるに当たっては，これら出火原因を排除することに重点を置き，次の各事項について強力に推進する必要がある。

① 国，地方公共団体，林野の所有者等の密接な連絡のもとに，有効かつ強力な広報宣伝を行うこと

② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに，一定区域における林野火災多発期の「たき火」及び「喫煙」の制限について検討を加えること

③ 「火入れ」にあたっては，必ず消防機関と連絡をとるよう指導を強化すること

④ 林野火災多発期には，入山者に対する警戒活動を強化すること

⑤ ヘリコプター等による広報及び偵察を行う等の施策を講ずること

（ウ） 火災防御対策

林野火災に対処するための消防戦術及び装備の近代化を図るため，①地方公共団体における空中消火資機材，軽可搬消防ポンプ及び無線機等の防御機材の整備，②消火活動についての関係機関を含めた図上訓練及び実地訓練を行うことが必要である。

（2） 海上災害対策

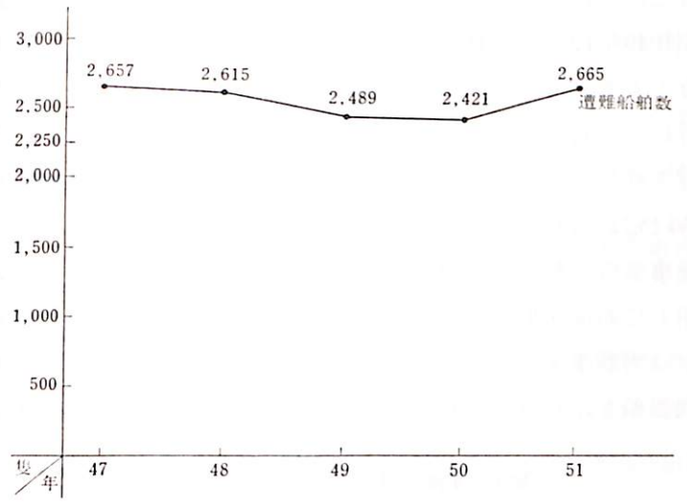
ア 海上災害の現状

我が国における石油コンビナートの発展に伴い，海上災害発生の危険性が増加してきているが，これらの災害が発生した場合には周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。このため，一たん港内若しくは沿岸部における海上災害が発生した場合には，消防機関としても海上保安庁の機関，関係民間企業等と連絡を密接にし，防災体制の強化を図るとともに，都道府県等においても災害対策本部を設置する等により対策を推進することとしている。

なお，昭和51年以降の主な海上災害の概況は次のとおりである。

① 昭和51年４月29日，長崎県小値賀町海上で，ギリシヤ国籍貨物船ゴールデンリーダー号（9,059総トン）が座礁沈没し，Ｃ重油約600 klが流出した

第7—3図 海難事故の推移



（注） 海上保安庁資料による。

ため，県及び小値賀町は，対策本部を設置して油回収等に努めた。

② 同年７月29日，長崎県佐世保市海上でパナマ国籍貨客船ベル・アベト号（１万2,006総トン）がエンジンルームからの出火により炎上沈没した。県は，災害対策本部の設置により関係機関との連絡調整に努めた。

③ 同年９月12日，熊本県水俣市海上でパナマ国籍貨物船ジクス号(2,555総トン）が台風接近による強風で座礁し，Ｃ重油約230 klが流出した。県は，油濁防止対策本部を設置し，地元消防機関は油回収作業を行った。

④ 昭和52年４月６日，愛媛県松山市海上でパナマ国籍タンカーアストロ・レオ号（４万6,384総トン）が貨物船と衝突して出火し，原油1,200 klが流出したため，県は，災害対策連絡本部を設置し，情報収集にあたった。

イ 海難事故の現状

昭和51年における我が国周辺海域において救助を必要とする海難に遭遇した船舶は2,665隻，遭難者は138,032人で，このうち2,191隻，137,565人が救助された。

ウ 法制上の措置

石油コンビナートの発展に伴う海上への油流出事故等の発生は，自然環境の悪化をもたらすのみならず，国民生活特に水産に多大の被害を与える恐れがある。昭和49年12月の水島臨海石油コンビナートにおける重油流出事故は，未曾有の大事故であり，これを契機として石油コンビナート防災体制の見直しが行われ，石油コンビナート等災害防止法の成立を見て，昭和51年6月から施行されたが，同法により石油コンビナートに係る海上災害に関しては次のように定められた。

① 第一種事業所の敷地の全部もしくは一部が海域に接するもの又は係留施設を使用して石油を取り扱うものの石油の貯蔵・取扱量が1万 kl 以上である場合は当該事業所に係る自衛防災組織にオイルフェンス及びオイルフェンス展張船を，石油の貯蔵・取扱量が100万 kl 以上である場合は更に油回収船をそれぞれ備え付けなければならないこと

② 災害発生又は拡大防止のための措置について，市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長が自衛防災組織又は共同防災組織に対して指示することができること

一方，海上災害の防止に関する対策を一層推進するため，第77回通常国会において海洋汚染防止法の一部が改正され題名を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改めその一部を除き，昭和51年9月1日から施行された。改正の主な内容は次のとおりである。

① 一定の大きさ以上のタンカーが主要な港湾，内海等を航行する場合は，その所有者は油回収船等を配備しなければならないこと

② 海域において，危険物の排出により火災が発生するおそれがあるとき，又は，火災が発生したときは，船長等は直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報するとともに，火災の発生の防止，延焼の防止等のための応急措置を講じなければならないこと

第7—4表 主な海上災害

その1 大量排出油

発生年月日	船種	船名等	総トン数	発生場所	損害
46. 11. 30	タンカー	ジュリアナ号	11,684	新潟港	乗揚げ，船体折損により原油約 7,200kl 流出
48. 1. 10	タンカー	クリスタル・コブス号	28,686	備讃瀬戸	岩礁に底触，重油約 210 kl 流出
48. 5. 3	タンカー	日聖丸	791	伊良湖水道	衝突沈没，重油約 900 kl 流出
48. 7. 20	タンカー	竜進丸	1,988	備讃瀬戸	衝突，重油約 570kl 流出
49. 4. 26	タンカー	カテーナ・エム号	10,338	来島海峡	衝突，原油約 770kl 流出
49. 12. 18		三菱石油水島製油所		水島港	重油タンク破損，重油約 7,500～9,500 kl 流出
50. 1. 6	タンカー	祥和丸	116,136	シンガポール海峡	乗揚げ，原油約1,000kl 流出
50. 1. 22	タンカー	第3岩陽丸	298	愛媛県佐田岬	乗揚げ，C重油約 167 kl 流出
50. 6. 4	タンカー	栄光丸	115,667	東京湾中ノ瀬付近	乗揚げ，原油約 100kl 流出
51. 4. 29	貨物船	ゴールデン・リーダー号	9,059	五島列島西方白瀬付近	乗揚げ，重油約 600kl 流出
51. 9. 12	貨物船	ジクス号	2,555	八代海伊唐島南端	乗揚げ，重油約 230kl 流出

その2 海上火災

発生年月日	船種	船名	総トン数	発生場所	損害
46. 8. 22	貨物船	松鳳丸	2,425	安芸灘梶取鼻付近	船倉出火，5人死亡
48. 4. 26	タンカー	まつ丸	996	徳山市岩島付近	衝突，ナフサ炎上流出 7人死亡
48. 5. 19	カーフェリー	せとうち	950	播磨灘	機関室出火，爆発沈没
49. 11. 19	タンカー	第10雄洋丸	43,723	東京湾中ノ瀬付近	没衝突により両船火災発生，両船乗組員 33 人死亡
	貨物船	パシフィック・アリス号	10,874		
49. 12. 11	タンカー	シェル6号	261	横浜港	タンク爆発炎上，2人死亡
51. 7. 29	貨客船	ベル・アベト号	12,006	佐世保港	機関室出火，炎上沈没
52. 4. 6	タンカー	アストロレオ号	46,384	釣島水道付近	衝突，原油流出炎上
	貨物船	幾春丸	2,711		

（注） 海上保安庁資料による。

③　タンカーの船舶所有者は，東京湾その他の主要な海域ごとに，共同して排出油の防除に関する自主基準の作成等を行う排出油防除協議会を置くように努めなければならないこと

④　海上保安庁長官及び消防機関の長は，相互に密接な連絡をとるとともに，海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力しなければならないこと

ウ　海上防災体制

海上災害の防止については，災害対策基本法に基づく都道府県防災会議等を中心として，地域防災計画に海上災害に対処する施策が定められ，消防機関及び海上保安官署を中心とする防災対策が推進されてきた。しかしながら，石油コンビナート等災害防止法の制定により，石油コンビナート防災対策の総合的推進及び連絡調整等の業務が石油コンビナート等防災本部に一元化されたことに伴い，石油コンビナート等特別防災区域に係る海上災害については，石油コンビナート等防災計画のなかにまとめられ，強力な防災体制の確立が図られることとなった。

主要港湾128港に係る国及び民間の防災資機材の整備状況は，消防艇237隻，油回収船48隻，オイルフェンス展張船154隻であるが，今後も十分な能力を持つ防災資機材の整備を図る必要がある。

（3）　大規模交通災害対策

ア　航空機災害対策

航空機事故は，一旦発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

空港周辺地域における航空機事故等については，当該市町村のほか，空港管理者も消防上の責任を有するものであり，第一種及び第二種空港においては「国際民間航空条約第14付属書」の消防力基準に準拠し，また，第三種空港については，消防庁次長通達（昭和46年12月，「第三種空港における消防力の整備について」）で示された消防力基準により，空港における防災体制の整備を推進しているところである。

しかし，地方公共団体が管理する第三種空港の消防体制は，供用中の42空港中，花巻，山形，岡山，奄美の4空港が化学消防自動車を，綾別，大島，三宅島の3空港が消防ポンプ自動車を配備し，また，福井空港には給水車が配備されているが，その他の空港には，大型消火器を設置しているのみの状況である。

しかしながら，航空機災害の消防に万全を期するためには，市町村消防機関と空港が一致協力して対処することが不可欠と考えられるので，消防庁及び運輸省は，「○○空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（準則）」に基づき，市町村消防機関と空港の間で協定を締結するよう指導しており，現在では，空港所在市町村の57消防機関が協定を締結している（附属資料24参照）。

なお，昭和47年3月航空機燃料税が創設され，昭和47年度から，空港及び空港関係市町村は，空港又は航空機の災害に対処するため，航空機燃料税の一部の譲与を受け，消防施設の整備を図ることができることとなった。

昭和39年以降の我が国における主な航空機事故は，第7—5表のとおりである。

イ　鉄道災害対策

消防庁は，鉄道災害に関しては，昭和47年11月の北陸トンネル火災が30名の死者と714名の負傷者を出す大規模な事故となったことを契機として，消防庁次長通達（昭和47年11月）により，地方公共団体がトンネル等における消火・避難設備等の設置促進について指導すること及びトンネル等所在市町村の消防体制の強化を行うことを指導するとともに救急体制の充実について努力してきた。

国鉄においては，トンネル火災に備えて，車両の不燃化，トンネル施設の改善等の運転保安設備の整備や異常時におけるマニュアルの作成及び訓練等の対策が推進されている。

民営鉄道においては，車両の不燃化等の火災防止対策が進められており，特に地下鉄道については，不燃化，避難誘導設備の整備を図るとともに車両火災発生時における排煙方式についても検討されている。また，制御装置の

第7—5表　我が国における主要航空事故一覧表

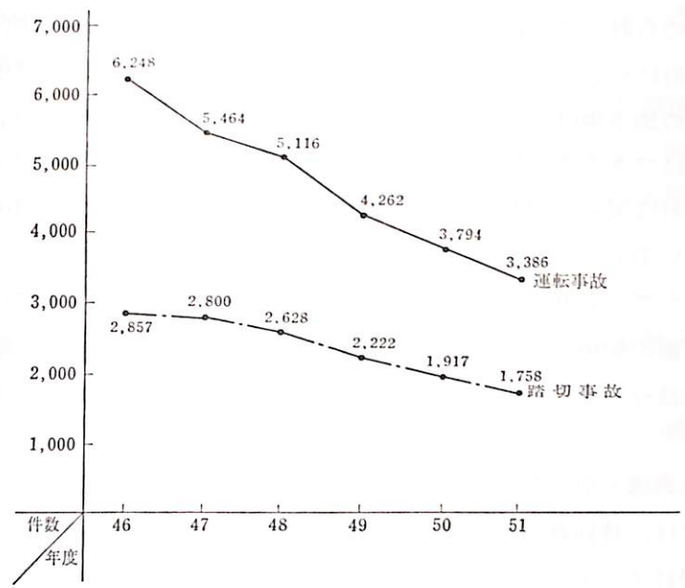
日時 会社名 機種	発生場所及び概況	死亡者数
39. 2.27 富士航空 コンベア CV—240型	大分空港に着陸滑走中，滑走路延長上に逸走し，機体は大破炎上した。	乗員　2名 乗客　17名 その他1名
41. 2. 4 全日空 ボーイング 727型	千歳空港から東京国際空港に向け飛行中，千葉市上空で東京国際空港管制塔から進入許可を受けた後，東京湾に墜落，機体は水没し全員死亡した。	乗員　7名 乗客 126名
41. 3. 4 カナダ太平洋航空 ダグラス DC—8型	ホンコンから東京国際空港に着陸進入中，滑走路末端手前の岸壁に激突し，大破炎上した。	乗員　10名 乗客　54名
41. 3. 5 英国海外航空 ボーイング 707型	東京国際空港からホンコンへ向け飛行中，富士山南南東2合目付近に墜落し，大破炎上した。	乗員　11名 乗客 113名
41.11.13 全日空 日航製 YS—11型	大阪空港から松山空港に着陸のため滑走路に接地したが直ちに復航し，その後松山沖の伊予灘に墜落，機体は水没し全員死亡した。	乗員　5名 乗客　45名
44.10.20 全日空 日航製 YS—11型	104便（鹿児島→宮崎）として宮崎空港に精測進入レーダーにより進入接地したが，滑走路過走帯末端から逸走し，滑走路末端から約100メートルの土手に激突した。	（重傷） 乗員　3名 乗客　20名 （軽傷） 乗員　1名 乗客　18名
46. 7. 3 東亜国内航空 日航製 YS—11A型	同社の定期63便（丘珠空港→函館空港）として就航し，函館空港へ着陸のため降下進入中北海道渡島支庁七飯町横津岳に激突して機体を大破し，とう乗員の全員が死亡した。	乗員　4名 乗客　64名
46. 7.30 全日空 ボーイング 727—200型	同社の定期58便（千歳空港→東京国際空港）として就航中，岩手県岩手郡雫石町（盛岡市西方）上空付近において訓練中の航空自衛隊所属F86F戦闘機と接触，両機とも前記地域付近に墜落大破して全日空機のとう乗員の全員が死亡した。	乗員　7名 乗客 155名
47. 5.30 横浜航空 セスナ 402A型	同社不定期便として有視界飛行方式により紋別空港を離陸して，藻瀬狩岳，旭川市，滝川市を経由地点として丘珠に向かったが，途中消息を絶ち，その後北海道樺戸郡月形町分藍山山復に激突しているのが発見された。	乗員　2名 乗客　8名

（注）　運輸省資料による。

破損による列車逸走事故，踏切道の事故防止についてもその改善方法等の保安対策が推進されている。

これらの対策の推進に伴い，鉄道災害は，長期的に減少の傾向を辿っている(第7—6図)。

第7—6図　運転事故発生状況の推移



（注）　1.　運輸省資料による。

2.　運転事故には，踏切事故を含む。

(4)　地下街災害対策

無窓建築物である地下街の火災において，何よりも危険なものは，急速に充満する煙である。多量の煙は，視界をさえぎり，迷路のような地下街からの避難を妨げるとともに酸欠や一酸化炭素中毒の発生，群衆のパニック状態及び出口付近でのブリッジ現象による大惨事の起きる可能性が大きい。

したがって，地下街火災においては，まず排煙及び避難誘導による人命救

助を優先する必要があり，地下街の延面積が一定面積以上ある場合等には排煙設備の設置が消防法及び建築基準法により義務づけられ，また，地下街火災が発生した場合，避難者に進入口をふさがれて消防隊が火災現場に早急に到着することが困難となることも予想される等，困難な防災上の問題が存している。

このため，消防庁は，地下街中央連絡協議会において，地下街に関する基本方針が定められたことにかんがみ，昭和49年6月28日付通達「地下街に関する基本方針について」により，地下街の新増築については抑制の方針で臨み，新増築の地下街は，できるだけ小規模，単純化したものにして，火気を使う飲食店はできるだけ排除するとともに，既設の地下街についても次のような基本方針に従って早急に改善を図るよう都道府県及び政令都市に対し指導を行っている。

① 原則として，公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50m以内の位置に防災上有効な地下広場，排煙及び採光等のための吹抜け等を設け，かつ，直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること

② 公共駐車場と他の部分は，耐火構造の壁又は床で区画し，開口部を設ける場合には，特別避難階段又はそれと同等以上の防火，防煙性能を有する施設を設けること

③ 公共地下歩道及び地下広場には，噴水，池等の避難上支障となるおそれのあるものは設けないこと

④ 地下駐車場には，直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること

⑤ 公共地下駐車場を設けない地下街にあっては，地下街全体の状況をは握しやすい位置に他の部分と完全に防火防煙区画がなされ，かつ地上から容易に出入できる構造の防災センターを設けること並びに地上から無線交信を可能とする設備を設けること

⑥ 地下街の通路，階段，店舗の内装等は不燃物とすること

(5) 高層建築物火災対策

高層建築物において，火災が発生した場合に何よりも危険なものは，急速に充満する煙であり，煙の排出は人命救助及び防御効果をあげるため特に重要である。

このため，消防法及び建築基準法により，百貨店等の不特定多数の者が出入りする建築物等の特殊建築物で床面積が一定面積以上のもの等については排煙設備を設けることを義務づけている。

また，消防機関は，高層建築物火災に対処するため，高層建築物の用途，収容人員，構造，避難設備，消防隊用エレベーター，進入口，隣接建築物の状況等の査察を行うとともに，消防用設備の設置等について必要な指導を行っている。

他方，高層建築物火災が発生した場合に備えて，近接ビルからブリッジを作って渡る方法，高層部にロープを結着して登はんする方法等の特殊訓練を行っている。

なお，消防用設備の整備に必要な費用については，税制上の優遇措置が講じられているほか，開発銀行等の政策融資のあっせんを行っている。

(6) 原子力災害対策

ア 原子力施設の安全対策

原子力発電所等（第7—7図参照）の原子力施設については，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づき，安全性についての規制が行われている。特に，原子力は，石油代替エネルギーとしての重要性が高まっていることに伴い，原子力発電所の建設が国策として推進されているため，安全対策上特別の配慮がなされ，原子力委員会の原子炉安全専門審査会において，事前にその安全性が審査されている。

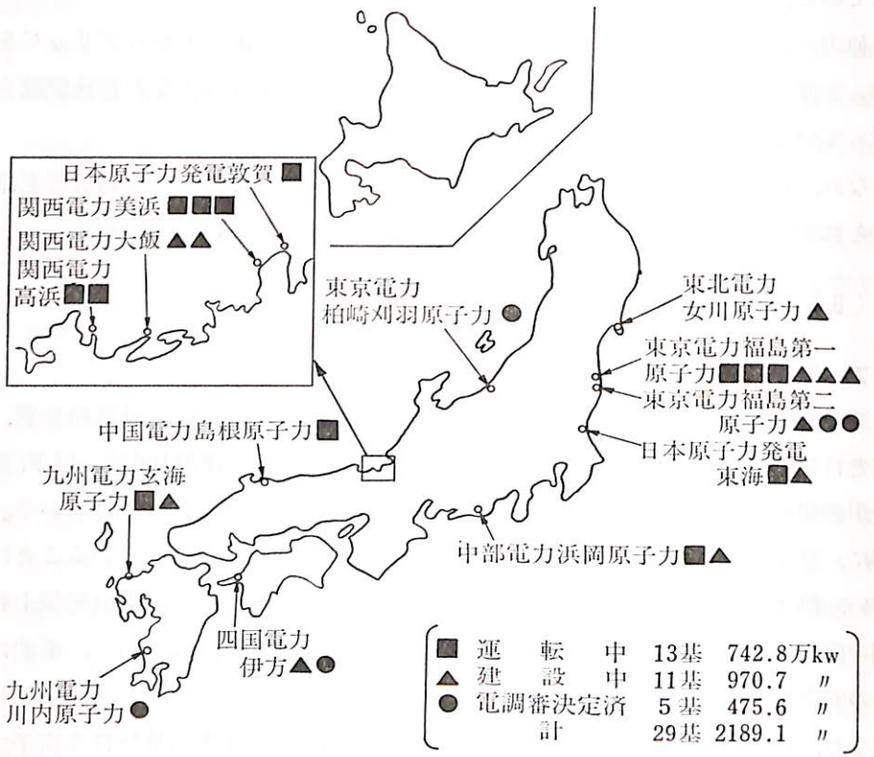
また，核燃料の再処理事業は，動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所しか行えないこととなっており，現在，動力炉・核燃料開発事業団

が，茨城県東海村に再処理工場を建設し，試運転を行うこととしている。

これらの原子力施設において災害が発生した場合には，消防法により消防当局に通報することとなっているほか，原子力施設所在地の都道府県及び市町村は，原子力施設において万一放射性物質の大量放出事故が発生した場合に備えて，①社会的動揺混乱を最小限にとどめるための住民の啓発，②発災時の連絡体制の確立と防災活動に必要な放射線測定器，防護具等の整備，③関係職員の動員計画及び訓練，④災害の発生及び拡大の防止，⑤退避場所と退避経路の決定及び救出方法についての災害応急対策等を内容とする地域防災計画の作成等を行っている。

イ　放射性物質輸送の安全対策

第7—7図　原子力発電所分布状況（昭和52年８月１日現在）



（注）原子力委員会資料による。

我が国では，今日まで，放射性物質輸送に伴う事故による放射能汚染は発生していないが，核燃料サイクルの各分野における事業活動の拡大に伴って，使用済燃料，プルトニウム燃料等の核燃料物質輸送機会の増加が予想されるため，この面の対策も重要である。

放射性物質輸送の安全確保に関しては，昭和50年１月21日付け原子力委員会決定「放射性物質の輸送に関する技術的基準について」に基づき，昭和52年度に関係法令の改正が行われその体制の整備が進んでいるところであるが，輸送中の交通事故等により放射性物質の漏洩，火災等により放射線事故が生じた場合の対応については，原子炉等規制法等に定めるところにより，当事者の責任において措置することとしているが，更に公衆の安全を確保するために緊急の措置を要する事態に備えて，核燃料物質については，消防庁，警察庁，科学技術庁等の関係省庁は，昭和52年８月「核燃料物質輸送安全対策連絡会」を設けて連絡調整を行っており，放射性同位元素についても同様な構想を検討しているところである。また，原子力委員会は，昭和51年４月９日に設置した「核燃料安全専門審査会」において，輸送の総合的安全対策について調査審議を行うこととしており，消防庁からも委員として参加している。

（７）　都市ガス等の災害対策

都市ガス等の普及に伴い，消費先における火災，爆発，中毒等の事故が増加しており，災害予防上の観点から消防機関も事業の許可に関し許可行政庁からの連絡を受けているところである。

昭和51年中におけるガス（都市ガス，ＬＰＧ等）に起因する災害出場件数は1,984件で，このうち火災によるものが1,637件であり，火災以外の消防活動では，ガス中毒・酸欠事故（一酸化炭素中毒その他のガス中毒又は酸素欠乏による事故等）が，出動件数299件，救助人員307名，爆発事故（ガス，火薬，粉じん，反応容器の爆発又はボイラー，ボンベの破裂等による事故）が，同じく48件，57名となっており，この種の災害に対する消防機関の活動が重要な役割を占めるに至っている。

都市ガス等消費先での火災，爆発，中毒等の特徴としては，自損行為による場合を別として消費者の不注意が原因とされている場合が多いので，消費者保護の見地からも，消費者に対するガスの性状及びガス器具使用上の安全対策についてのより一層の周知が行われることが必要である。

また，昭和45年４月の大阪市大淀区の地下鉄工事現場におけるガス爆発事故の後，消防庁としては工事に際しての適切な通報，連絡体制の確保等について通達を行い，ガス爆発事故の発生および被害の防止に努めてきたところであるが，昭和52年２月８日に神戸市東灘区の下水道工事現場において発生したガス爆発事故は，昭和45年の事故と災害態容が類似しており，都市部地下掘削事故については，今後更に対策の推進が必要である。

（８） 毒劇物災害対策

化学工業その他の分野で取り扱われている様々な毒物，劇物の中には有機化学物質も多く含まれるため，災害態様もそれ自体の毒性による中毒のみならず，火災・爆発又はそれらの複合したものが考えられる。

また，災害が発生するおそれのある場所としては，それらの物質を固定設備により取り扱う場所は勿論，タンクローリーや高圧ガス容器により輸送し又は取り扱っている場合もあり，周囲の状況によっては大きな災害となるおそれも考えられる。

これらの毒物，劇物である化学物質に対しては，毒物及び劇物取締法，高圧ガス取締法，労働安全衛生法，消防法及び石油コンビナート等災害防止法により，それぞれの側面から規制がなされている。

石油コンビナート等特別防災区域に立地する特定事業所で取り扱っている毒劇物の量は，同法で規定されている毒物8,191トン，劇物44万7,137トン，毒物及び劇物取締法により規定される毒劇物を含めると毒物３万5,557トン，劇物15万4,297トンにのぼる。

昭和51年末現在で登録されている毒劇物の製造所は2,141，輸入業営業所は694，販売業店舗は77,066である。

昭和52年３月２日には，福岡市において液化塩素ボンベと配管の接続部に亀裂が生じ，附近一帯に拡散した塩素ガスにより71名が中毒し，また，同年４月14日には，横浜市の高校に放置されていたボンベの口金バルブがとれ，噴出した塩素ガスで48名が中毒する事故が発生した。

しかし，これらの毒性物質の取扱いの状況及び事故・災害の実態は，一部のものを除いては十分には握されているとは言えない現状にあり，事故が発生した際には救急・救助及び拡大防止の処置等に従事する消防機関としては，それらの実態のは握も含めて毒物，劇物の災害対策を検討していく必要がある。

（９） 酸素欠乏災害対策

地下工事現場，ピット，マンホール等の酸素欠乏危険場所での作業については，労働安全衛生法により各種の災害予防措置を講ずることを義務付けられている。

昭和46年７月に東京都内の工事現場で酸素欠乏による死亡事故が発生したことを契機に，労働安全衛生法に基づき圧気工法作業開始届，酸素欠乏空気漏出報告又は酸素欠乏症発生報告は，労働基準監督機関に届出又は報告されることとされているが，圧気工法による酸素欠乏災害に対処するため，消防庁と労働省との協議の結果，東京23区，川崎市，横浜市，名古屋市及び大阪市の区域においては，これらの届出又は報告の内容を当該都道府県の労働基準局長から消防機関へ連絡する体制がとられており，消防庁では同年８月12日付消防庁次長通達「酸素欠乏症による災害について」により，次の内容の指導を行っている。

① 酸素欠乏発生危険場所についてできるだけ実態をは握するように努めること

② 掘削，潜函等の酸素欠乏発生危険場所の工事関係者に対する労働基準監督機関の監督指導に，消防機関としても協力すること

③ ビルの地下室・井戸等の酸素欠乏発生危険場所の関係者に対して注意を喚起すること

④ 消防機関の救助・救急活動に当たっては，(1) 消防隊員に対して予め酸

素欠乏症による災害に関する知識を与えてその実態を周知させること (2) 事故現場の救助活動については，補助者による監視，酸素・空気呼吸器又はエアラインマスクの使用，安全帯の装着等消防隊員の酸素欠乏症による災害の防止措置を講じること

消防機関においては，このように関係機関との協力のもとに酸素欠乏危険場所の実態は握及び関係者に対する指導，救助・救急体制の整備等の対策を行ってきており，酸素欠乏災害の発生件数と死傷者数は，労働省の調べによると，昭和49年は18件で35名，昭和50年は29件で82名，昭和51年は26件で67名と減少の傾向を示している。これらの災害の原因をみると作業環境の測定を行わなかったために災害を未然防止できなかった事例が多く，作業環境の事前測定と換気又は呼吸保護具の着装その他の災害予防措置を徹底することが望まれるが，消防機関においても，この種の災害現場では困難な条件下での消防活動を強いられる場合が多いため，より高度な救助技術の習得，装備の高度化等を進める必要がある。

(10) 活動火山対策の推進

我が国は，環太平洋火山帯に位置する世界有数の火山国である。日本列島には，富士火山帯をはじめとする８つの火山帯が走り，新世代第４期の火山が200にのぼり，そのうち今後も噴火する恐れが多小でもある広義の活火山だけでも70近くあって，全世界の活火山の１割近くに及んでいる。

これら活火山は，観光上等の利点も大きい反面，その噴火活動に伴う噴石，降灰，溶岩流などにより，周辺地域の人命，住家，農作物等に対して甚大な被害を与えることが少なくない。

このため，国において，昭和47年10月，48年６月の桜島火山の２回にわたる爆発を契機として昭和48年７月13日「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」（昭和48年法律第61号）を制定した。

この法律に基づき，昭和48年に鹿児島市及び桜島町が避難施設緊急整備地域の指定を受け，更に昭和50年には阿蘇町，一の宮町，白水村が同地域の指定を受けて「避難施設緊急整備計画」を策定し，活動火山周辺地域における

住民等の迅速かつ安全な避難のために必要な退避壕，退避舎等をはじめとして避難港，道路等の避難施設等の整備事業を実施した。

これに対し，消防庁では，桜島火山に係る避難舎等の整備のための補助として昭和48年度において退避壕29，退避舎２，ヘリコプター離着陸用広場１の整備事業に対して，総額23,741千円の補助金（補助率1/2）を交付し，昭和49年度において退避舎４の整備事業に対して総額19,133千円の補助金を交付した。更に，昭和50年度においても桜島火山及び阿蘇火山に係るものの補助として，退避壕５，退避舎10，サイレン及びスピーカー警報装置各一式の整備事業に対して総額58,961千円の補助を行い，同計画に基づく避難施設等の整備を促進した。

今後とも，他の火山をも含めて，観測，研究の結果や地域の実情等を考慮し，地域防災計画における火山計画の策定，計画に基づく避難体制の整備，整備事業の実施等必要に応じた活動火山対策を推進する必要がある。

8 救 急 業 務

（1） 実 施 状 況

ア 概 要

昭和51年中における全国の救急業務の実施状況は，救急出場件数160万1,045件，搬送人員152万5,217人で，これを前年と比較してみると，救急出場件数で6万3,283件（4.1%），搬送人員で4万9,132人（3.3%）それぞれ増加している。

このことは，全国で1日平均4,386件（前年4,213件），約20秒（前年21秒）に1回の割合で救急隊が出場したことになり，救急業務を実施している市町村においては約70人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数及び搬送人員の推移は，第8—1表のとおりである。

第8—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 / 年別	救急出場			搬送人員			(A)のうち交通事故による出場件数 (B)	(A)に対する(B)の構成比	(A)のうち急病による出場件数 (C)	(A)に対する(C)の構成比
	件数 (A)	指数	対前年増減率	人員	指数	対前年増減率				
38	239,393	100	21.3	215,804	100	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
47	1,145,296	478	15.5	1,107,555	513	16.0	306,931	26.8	547,810	47.8
48	1,340,071	560	17.0	1,300,380	603	17.4	317,712	23.7	673,189	50.2
49	1,419,771	593	5.9	1,366,860	633	5.1	289,013	20.4	741,747	52.3
50	1,537,762	642	8.3	1,476,085	684	8.0	306,659	19.9	804,127	52.3
51	1,601,045	669	4.1	1,525,217	707	3.3	318,554	19.9	806,737	50.4

（注） 救急出場件数及び搬送人員のうち，昭和38年は4月1日以降のものである。

救急業務が法制化された昭和38年を100とした場合，救急出場件数で669，搬送人員で707と非常に高い伸び率を示しているが，救急出場件数の対前年伸び率は昭和50年8.3%，昭和51年4.1%，搬送人員の対前年伸び率は昭和50年8.0%，昭和51年3.3%といずれも10%未満となって低下の傾向にある。これは，救急業務実施市町村が全市町村の81.9%となり新たに救急業務を実施する市町村の伸びが鈍化してきたためと思われる。

救急出場件数を地域別にみると。附属資料25のとおりで，昭和50年と同様首都圏がもっとも多く次いで近畿圏，中部圏の順となっている。

また，都道府県別に増減状況をみると，長崎県の21.6%を最高に，以下熊本県，徳島県，秋田県，和歌山県等の順でいずれも13%以上の伸び率となっているが，逆に東京都，神奈川県，兵庫県については減少している。

次に，救急業務実施市町村内おける人口1万人当りの救急出場件数をみると，全国の平均は149.3件で都道府県別では，大阪府の217.9件を最高に，以下東京都の214.8件，沖縄県の198.0件，神奈川県の194.7件，高知県の174.7件，千葉県の172.8件，奈良県の170.9件と続いている。（附属資料25参照）

イ 事故種別救急出場件数及び搬送人員の状況

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにみるといずれも第1位が急病によるもので，第2位が交通事故，以下一般負傷，労働災害，加害及び自損行為と続いている。

その内訳は，附属資料26及び27のとおりで，救急出場件数についてみると，急病80万6,787件（50.4%），交通事故31万8,554件（19.9%）となっており，11種類に分類されている救急事故の中で，この二種類だけで全体の70.3%を占めている。

急病と交通事故の比率を地域別にみると，10大都市においては，救急出場件数51万1,933件のうち，急病によるもの55.4%（28万3,355件），交通事故によるもの14.7%（7万5,112件）と急病によるものが圧倒的に高く，また，その他の市町村においても救急出場件数108万9,112件のうち急病によるもの48.1%（52万3,432件），交通事故によるもの22.4%（24万3,442件）と急病による救急出場件数が交通事故による救急出場件数を上回っている（第8—2表参照）。

ウ 医療機関別搬送人員の状況

昭和51年中の搬送人員152万5,217人のうち医療機関に搬送された救急患者は，152万1,551人であり，そのうちの68.8%（104万6,839人）が救急告示医

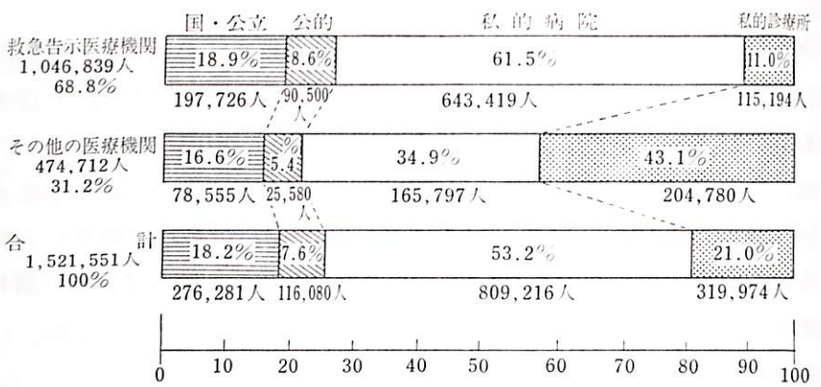
第8—2表　地域別にみた急病と交通事故件数の比較

区分＼年	十大都市				その他の市町村			
	急病		交通		急病		交通	
	件数	全件数に対する割合	件数	全件数に対する割合	件数	全件数に対する割合	件数	全件数に対する割合
47	245,203	57.4	79,649	18.6	302,607	42.1	227,282	31.6
48	275,260	57.7	78,370	16.4	397,929	46.1	239,342	27.7
49	285,271	58.3	69,693	14.2	456,476	49.1	219,320	23.6
50	296,404	57.6	73,158	14.2	507,723	49.6	233,501	22.8
51	283,355	55.4	75,112	14.7	523,432	48.1	243,442	22.4

療機関へ，残りの31.2%（47万4,712人）が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。

次に，医療機関へ搬送された救急患者の開設主体別搬送人員の状況は，国，公立医療機関18.2%（27万6,281人），公的医療機関7.6%（11万6,080人），私的病院53.2%（80万9,216人），私的診療所21.0%（31万9,974人）となっており，74.2%（112万9,190人）が私的医療機関へ搬送されている（第8—3図参照）。

第8—3図　医療機関別搬送人員の状況



エ　傷害程度別搬送人員の状況

昭和51年中の搬送人員152万5,217人のうち，医療機関へ搬送された救急患者152万1,551人についての傷害程度別搬送人員の状況をみると，死亡2万1,661人（1.4%），重症23万3,351人（15.3%），中等症54万7,110人（35.9%），軽症71万9,429人（47.4%）となっており軽症の占める割合が大きい。次に事故種別ごとに軽症患者の占める割合をみると，一般負傷の61.4%を最高に，以下交通事故50.9%，急病の46.1%，その他の30.9%の順となっている（第8—4表参照）。

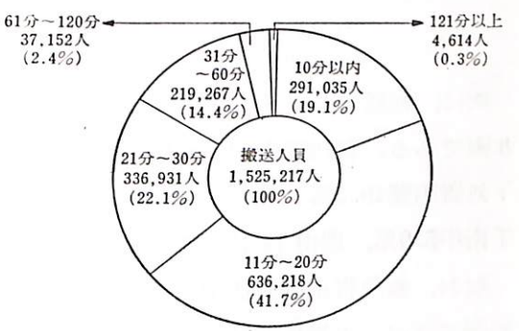
第8—4表　傷害程度別搬送人員の状況

事故種別＼傷害程度	死亡	重症	中等症	軽症	計
急病	10,948 (1.5)	110,168 (14.8)	279,478 (37.6)	343,131 (46.1)	743,725 (100.0)
交通	4,960 (1.4)	48,353 (13.6)	121,316 (34.1)	180,857 (50.9)	355,486 (100.0)
一般負傷	895 (0.4)	17,764 (8.3)	63,667 (29.9)	130,691 (61.4)	213,017 (100.0)
その他	4,858 (2.3)	57,066 (27.3)	82,649 (39.5)	64,750 (30.9)	209,323 (100.0)
計	21,661 (1.4)	233,351 (15.3)	547,110 (35.9)	719,429 (47.4)	1,521,551

オ　収容所要時間別搬送人員の状況

昭和51年中の搬送人員152万5,217人について，収容所要時間別（救急隊の出場時から医療機関に収容するまでに要した時間別）の搬送人員の状況をみると，20分以内に全体の60.8%（92万7,253人）が医療機関等へ収容されている，その内訳は10分以内が19.1%（29万1,035人），11分～20分が41.7%（63万6,218人）となっている，また21分～30分が22.1%（33万6,931人），31分～60分が14.4%（21万

第8—5図　収容所要時間別搬送人員の状況



9,267人），61分～120分が2.4％（3万7,152人）であり，121分以上が4,614人（0.3％）いる（第8－5図参照）。

カ　転送の状況

昭和51年中の搬送人員152万5,217人について転送の状況をみると，転送なしに収容された救急患者は全体の97.5％に当たる148万7,209人で，残りの2.5％に当たる3万8,008人が何等かの理由により1回以上転送されている。この転送された人員3万8,008人について，転送回数別にみると，1～3回が3万7,873人（99.6％）である。これを昨年と比べると転送回数4回以上の人員が減少している。なお，事故種別ごとの搬送人員に対する転送人員の割合はほぼ平均しており，2.5％前後となっている（第8－6表参照）。

第8—6表　転送回数別搬送人員の状況

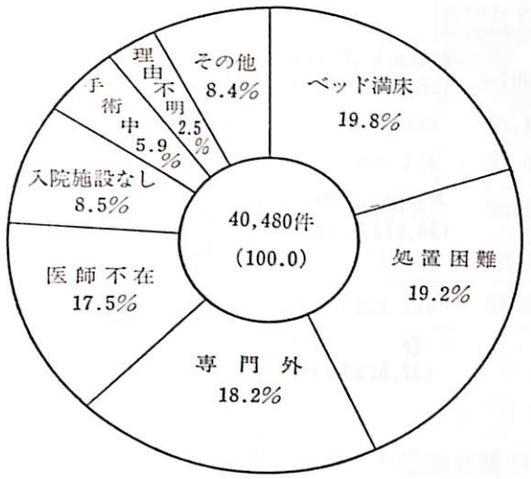
転送回数 ＼ 事故種別	0	転送 1～3	転送 4～6	転送 7～10	転送 11以上	転送 小計Ⓐ	合計Ⓑ	転送率 Ⓐ／Ⓑ ×100
急病	723,717	20,022	78	1		(52.9) 20,101	(48.8) 743,818	2.7
交通	349,925	7,446	22	1		(19.7) 7,469	(23.4) 357,394	2.1
一般負傷	208,995	5,132	14	1		(13.5) 5,147	(14.0) 214,142	2.4
その他	204,572	5,273	17	1		(13.9) 5,291	(13.8) 209,863	2.5
計	1,487,209 (97.5)	37,873	131	4		(100.0) 38,008	(100.0) 1,525,217 (2.5)	2.5

次に，転送された救急患者の転送理由を示したのが第8－7図及び第8－8表である。転送理由40,480件のうち，ベット満床が19.8％で1番高く，以下処置困難19.2％，専門外18.2％，医師不在17.5％，入院施設なし8.5％，手術中5.9％，理由不明2.5％，その他8.4％の順となっている。

なお，救急告示医療機関と非告示医療機関についてみると，救急告示医療機関ではベット満床が23.9％で1番高く，以下専門外19.7％医師不在17.8％等と続いているが，非告示医療機関では処置困難が24.3％で1番高く，以下医師不在17 1％，入院施設なし16.4％等と続いている。

更にまた，転送された救急患者が最終的に収容された医療機関の状況を，転送人員3万8,008人のうち，医療機関へ搬送された37,873人についてみると，救急患者は最終的には救急告示医療機関へ収容される割合が高く，71.3％となっており，その他の医療機関が28.7％となっている。また，開設主体別では，私的診療所16.1％と合わせて，私的

第8—7図　転送理由の状況

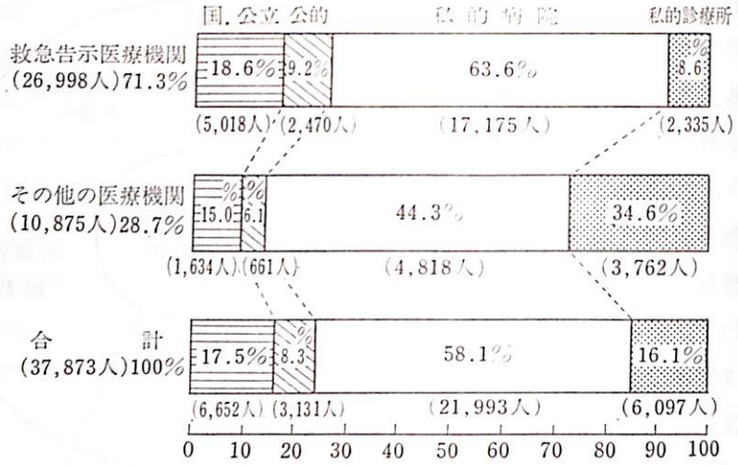


第8—8表　医療機関別転送理由の状況

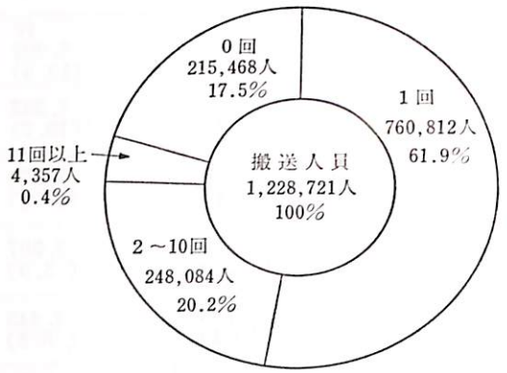
収容できなかった医療機関 ＼ 理由	救急告示	非告示	計
ベッド満床	件 5,638 (23.9)	件 2,369 (14.0)	件 8,007 (19.8)
専門外	4,648 (19.7)	2,735 (16.2)	7,383 (18.2)
医師不在	4,190 (17.8)	2,888 (17.1)	7,078 (17.5)
手術中	2,012 (8.5)	385 (2.3)	2,397 (5.9)
入院施設なし	662 (2.8)	2,783 (16.4)	3,445 (8.5)
処置困難	3,663 (15.6)	4,108 (24.3)	7,771 (19.2)
その他	2,245 (9.6)	1,161 (6.7)	3,406 (8.4)
理由不明	493 (2.1)	500 (3.0)	993 (2.5)
計	23,551 (100.0)	16,929 (100.0)	40,480 (100.0)

（注）（ ）書は，構成比で単位は％である。

第8—9図　転送者の収容先医療機関の状況



第8—10図　問合せ回数別搬送人員の状況



医療機関だけで74.2%となっており，以下国・公立医療機関17.5%，公的医療機関8.3%の順となっている（第8—9図参照）。

キ　問合せ回数別搬送人員の状況

昭和51年中の搬送人員152万5,217人のうち調査可能であった122万8,721人（全体の80.6%）について医療機関への問合せ回数別搬送状況をみると，2回以上の問合せを要して収容された人員は，25万2,441人で全体の20.5%を占めている。また。これを事故種別ごとにみると，急病12万2,722人（48.6%），交通事故6万5,050人（25.8%），一般負傷3万3,374人（13.2%），その他3万1,295人（12.4%）となっている。11回以上の問合せを要して収容された人員は4,357人（0.4%）と昨年より減少している（第8—10図及び第8—11表参照）。

第8—11表　事故種別問合せ回数別搬送人員の状況

事故種別＼問合せ回数	0	1	再問合せ 2～10	再問合せ 11以上	再問合せ 小計Ⓐ	合計Ⓑ	再問合せ搬送割合 Ⓐ／Ⓑ ×100
							%
急病	110,322	348,305	120,503	2,219	122,722	581,349	21.1
交通	36,314	208,360	64,150	900	65,050	309,724	21.0
一般負傷	27,807	104,903	33,019	355	33,374	166,084	20.1
その他	41,025	99,244	30,412	883	31,295	171,564	18.2
計	215,468	760,812	248,084	4,357	252,441	1,228,721	20.5

ク　救急隊員の行った応急処置の状況

昭和51年中の搬送人員152万5,217人について救急隊員の行った応急処置の状況をみると，応急処置の対象となった救急患者は全体の57.8%に当たる88万1,699人であり，その内訳は止血13万3,528件（12.1%），酸素吸入10万7,340件（9.7%），気道確保5万4,649件（5.0%），固定4万9,562件（4.5%），人工呼吸1万3,563件（1.2%），心マッサージ1万2,847件（1.2%）等となっている。次に，事故種別の処置状況では，急病については，酸素吸入，気道確保が多く，交通事故については，止血，固定が多くなっている（第8—12表参照）。

ケ　交通事故に対する実施状況

昭和51年中の全国の人身事故を伴う交通事故件数は47万1,041件で，前年の47万2,938件に比較して1,897件（0.4%）の減少となっている。このうち，救急業務実施市町村内におけるものは43万6,021件で，これに対する救急出場件数は31万8,554件となっており，73.1%の出場率となっている。また，これにより搬送された負傷者は35万7,394人で，前年の34万7,326人に比較して1万68人（2.9%）の増加となっている。

交通事故に対する救急出場率をみると，千葉県，東京都．岐阜県及び沖縄県の100%を最高に以下山形県の94.1%，滋賀県の92.7%，群馬県の91.9%，神奈川県の90.6%と続いており，逆に救急出場率の低いところは，福岡県の

第8—12表　救急隊員の行った応急処置の状況

事故種別 / 応急処置対象搬送人員 / 処置項目	急病	交通	一般負傷	その他	計
	422,340	202,835	126,768	129,756	881,699
止血	(0.9) 4,479	(25.7) 66,671	(24.7) 40,810	(12.7) 21,568	(12.1) 133,528
固定	(0.4) 2,225	(8.4) 21,927	(8.7) 14,295	(6.5) 11,115	(4.5) 49.562
人工呼吸	(1.7) 8,506	(0.4) 1,065	(0.4) 637	(2.0) 3,355	(1.2) 13,563
心マッサージ	(1.7) 8,379	(0.4) 1,015	(0.3) 567	(1.7) 2,891	(1.2) 12,847
酸素吸入	(13.9) 70,593	(4.3) 11,216	(2.9) 4,833	(12.2) 20,698	(9.7) 107,340
気道確保	(7.1) 36,052	(2.3) 6,085	(1.8) 2,924	(5.6) 9.588	(5.0) 54,649
その他	(74.3) 377,112	(58.5) 151,555	(61.2) 101,132	(59.3) 100,594	(66.3) 730,393
合計	(100) 507,341	(100) 259,534	(100) 165,198	(100) 169,809	(100) 1,101,882

（注）処置項目の数は一人につき複数の応急処置を行うこともあるため，応急処置対象搬送人員と一致しない。

36.5%，石川県の42.4%，兵庫県の44.3%，長崎県の46.2%となっている。（附属資料25参照）

コ　特異な救急事故

救急事故１件当たりの傷病者は，通常１～２名であるが，電車事故，バス事故あるいは集団食中毒のように，集団的に多数の傷病者を伴う事故も年間でかなり発生している。

このように，集団的に多数の傷病者を伴う事故を通常の救急事故と区分して救急統計のうえでは，特異な救急事故として取り扱っており，その基準は次のとおりである。

① 傷病者及び死者の合計が15人以上の事故

② 死者が５人以上の事故

昭和51年中の全国の特異な救急事故の発生件数は57件で，これによる死傷者は，1,487人（死者37人，負傷者1,450人）となっている。

また，特異な救急事故を事故種別ごとにみると，交通事故によるものが42件で全体の72.9%を占め，死傷者においても交通事故によるものが1,084人で全体の74.8%を占めている。

昭和51年中に発生した特異な救急事故の主な事例は，次のとおりである。

○　神奈川県立ユーシンロッヂ公園つり橋転落事故

昭和51年８月４日，15時10分頃，足柄上郡山北町玄倉西丹沢ユーシンロッヂに中学生（約70名）がキャンプに来て，ユーシンロッヂの横にあるつり橋を渡っていたところ一方が突然ずり落ち約７ｍ下の河原に転落し，負傷者39名がでたもの。

○　尾道市山崩れ事故

昭和51年９月12日，19時頃，台風17号による降雨のため，尾道市三軒家町千光寺西側山腹から延長80ｍ，巾員14ｍ，深さ1.2ｍにわたって山崩れが発生し，死者７名，負傷者４名がでたもの

○　大阪市西成区塩素ガス発生事故

昭和51年３月26日，10時20分頃，大阪市西成区内で排水浄化処理場にある，次亜塩素酸ソーダの貯蔵タンクに希硫酸を誤って注入したため化学反応を起し，多量の塩素ガスが発生し，128名の中毒患者が出たもの。

このような，同時に多数の死傷者を伴う特異な救急事故は，通常の救急体制では対処しえない場合が多いので，有事に備えて，消防機関相互の協力体制をととのえるとともに，警察，保健所，医療機関等の関係機関相互の緊密な協力体制が必要である。

なお，このように集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策については，消防庁，厚生省，警察庁，日本医師会等の関係機関の協議に基づき，昭和40年６月消防庁長官名をもって都道府県知事あて通知し，ファースト・エイド(応急手当)及び初期診療を適切に確保するとともに，更に災害が長期化する場合等を考慮して医療体制を組織的に整備するよう指導を行っている。

また，都道府県及び市町村は，それぞれ地域防災計画を策定し，防災会議に救急医療部会を設置するなどの対策を推進しているところである。

（2） 実 施 体 制

ア 実施状況

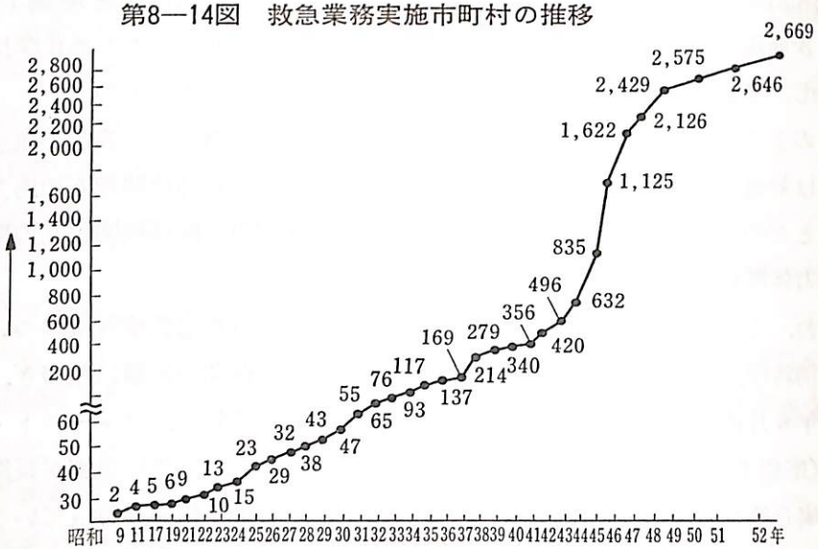
救急業務実施市町村数は，昭和52年４月１日現在で2,669市町村（645市，1,587町，437村）で，前年の2,646市町村（644市，1,569町，433村）に比較すると，23町村（0.9%）の増加となっている。

救急業務が昭和38年に消防の業務として法制化されて以来，実施市町村の数も年々増加し昭和38年を100とすれば，昭和52年の指数は1,247と大幅な伸

第8—13表 救急業務実施市町村の推移

区分＼年	38	47	48	49	50	51	52
市町村数	214	1,632	2,126	2,429	2,575	2,646	2,669
対前年増加数	45	507	494	303	146	71	23
対前年増加率(%)	27	45	30	14	6	3	1
指数	100	763	993	1,135	1,203	1,236	1,247

第8—14図 救急業務実施市町村の推移

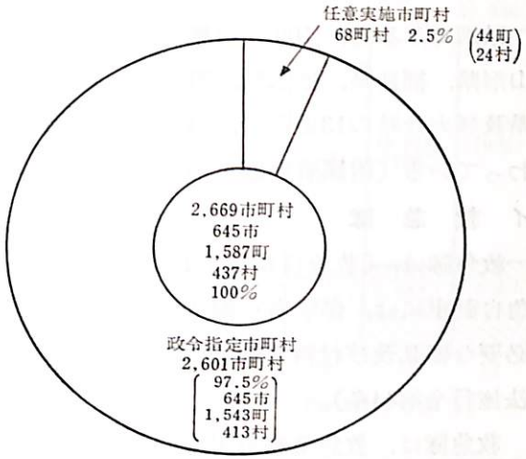


（注） 昭和38年までは１月１日現在，39年は５月31日現在，40年及び41年は３月31日現在，42年以降は毎年４月１日現在の数値である。

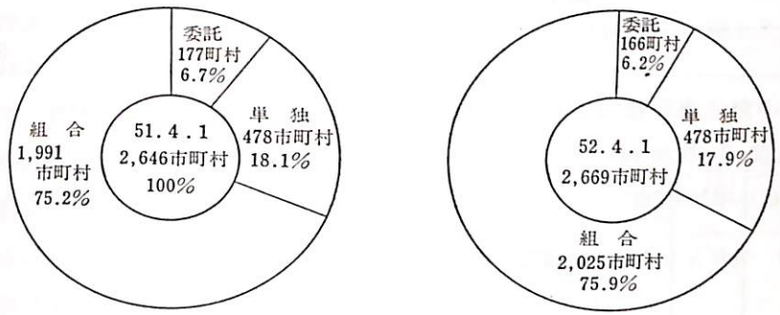
びを示している（第８—13表及び第８—14図参照）。

このうち，2,601市町村（645市，1,543町，413村）は，消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務づけられた政令指定市町村であるが，68町村（44町24村）は，実施義務の課せられていない任意実施市町村である（第８—15図参照）。

第8—15図 救急業務実施市町村の内訳



第8—16図 救急業務実施形態の内訳



また，これらの救急業務実施市町村のうちには，当該市町村の財政状況，人口，事故の発生状況から，単独で実施するよりも，複数の市町村が共同で処理した方がより効果的であることから，一部事務組合又は事務委託により実施している市町村が多い（第８—15図及び第８—16図参照）。

救急業務の実施率を，市町村割合及び人口割合でみると，市町村割合では全市町村数3,257（昭和52年４月１日現在）のうち，2,669市町村で実施し，実施率81.9%（前年81.2%）であり，また人口割合では95.8%（前年95.6

%）となり，救急業務実施体制の整備が推進されたが，未実施町村については広域共同処理方式により引続き推進を図る必要がある。

県別でみると，100％実施しているところが，北海道，青森県，岩手県，山形県，福島県，栃木県，群馬県，福井県，山梨県，滋賀県，鳥取県，佐賀県及び大分県の13道県で，昨年の11道県に新たに栃木県，鳥取県の２県が加わっている（附属資料25参照）。

イ　救　急　隊

救急隊は，「救急自動車１台及び救急隊員３人以上をもって編成し」，「救急自動車には，傷病者を搬送するに適した設備，救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備えつけなければならない」ものとされている（消防法施行令第44条）。

救急隊は，救急業務を実施している2,669市町村に2,844隊設置されており昭和51年の2,718隊に比べて126隊(4.6％)増加している（第８—17表参照）。

第8—17表　救急隊の設置状況

区分＼年	48	49	50	51	52
救　急　隊　数	1,909	2,261	2,567	2,718	2,844
対前年増加数	345	352	306	151	126
対前年増加率(％)	22.0	18.4	13.5	5.9	4.6

（注）　各年とも４月１日現在の数値である。

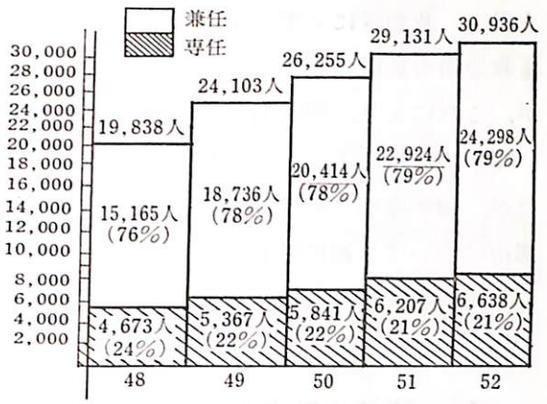
ウ　救急隊員

救急隊員は，全国で３万936人であり，このうち，救急業務に従事している専任救急隊員は，6,638人（21.5％），救急業務以外の消防業務と兼務している救急隊員は２万4,298人（78.5％）となっている（第８—18図参照）。

救急隊員は人命救護という重要な任務に従事することから，隊員の養成について都道府県及び指定都市の消防学校において養成を行っているほか，消防大学校においても，昭和43年度から救急科を設置し，救急隊員の指導者を養成しており，昭和52年４月１日現在で384人がその課程を終了し，全国の救急隊員の中核となって活躍している。

救急隊員３万936人のうち，救急業務実施基準に定める資格を有する隊員は少ないので，今後とも更に教育訓練の充実を図り，救急隊員の知識，技術水準の向上に努め，より適正な業務の遂行を期する必要がある。

第8—18図　救急隊員の状況



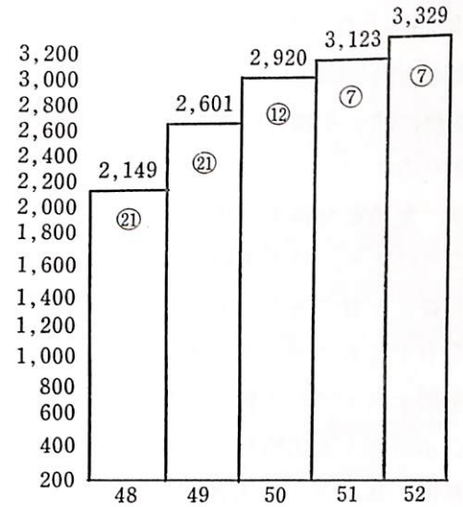
（注）　各年とも４月１日現在の数である。

エ　救急自動車

救急自動車の配置基準は人口おおむね５万ごとに１台とし，人口15万を超える人口についておおむね人口７万を増すごとに１台を加算した台数とされている。ただし，地域の実情に応じて，救急自動車の配置台数を増減することができることとされている。また，稼動中の救急自動車が故障した場合等における予備のため，代替車として，稼動中の救急自動車おおむね６台ごとに１台の割合で救急自動車を配置することとされている。

救急自動車の保有台数は，昭和52年４月１日現在3,329台で前年の3,123台に比較し，206台（6.6％）増加している（第８—19図参照）。

第8—19図　救急自動車保有台数の推移



（注）　各年とも４月１日現在の数値である。

オ　救急指令装置

救急指令装置は，救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理

を迅速的確に行うため，救急病院等の関係機関と無線又は有線によって連絡を保ち，救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。

救急指令装置の整備については，昭和43年度から国庫補助を行っているが，これにより，昭和51年度までに175基整備された。

なお，従来は主として人口規模の大きい都市を対象に国庫補助を行ってきたが，48年度から補助対象の基準を引き下げ，おおむね人口10万程度の中小都市についても補助されるようになった。

全国の救急指令装置の保有数は，昭和52年4月1日現在で323基となっている。

（3） 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道は，現在，第7次道路整備5ヶ年計画のもとで建設が進められており，計画目標として，昭和52年度までに約3,100kmの供用を図ることとされている。昭和51年度中には東北自動車道29.0km，中央自動車道56.2km北陸自動車道16.6km，中国自動車道11.8km，九州自動車道19.6km，計133.2kmが完成し，新たに高速自動車国道として供用開始された。この結果，昭和52年3月末の供用延長は，昭和51年3月末の1,888.3kmより7.1％増加して2,021.5kmとなった。

高速自動車国道における救急業務については，昭和48年10月，「高速道路救急業務に関する調査研究会」が設けられ，高速自動車国道における救急業務のあり方について，昭和49年3月，高速自動車国道における救急業務については，交通安全基本計画（昭和46年3月中央交通安全対策会議決定）の定めるところにより，日本道路公団が交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに沿線市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有するものであり，両者は相協力して，適切かつ効率的に人命救護に万全を期すべきである旨の研究結果が答申された。これにより，インターチェンジが所在する市町村の規模，救急処理能力その他の実情を勘案して，一定の基準に基づき，日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ救急業務を行っている。

高速自動車国道における実施状況としては，昭和52年3月31日現在総延長2,021.5kmのうち，市町村の消防機関が実施しているのは1,950.6kmであり，日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは，中央自動車道恵那山トンネル8.5km，中国自動車道佐用インターチェンジ～落合インターチェンジ間62.4kmである。また，同公団においては，前記救急業務実施市町村に対して高速自動車国道の特殊性を考慮して一定の財政措置を行っている。

高速自動車国道における救急業務の処理については，日本道路公団及び市町村は関係機関による連絡協議会により連けいを強化するとともに，それぞれの救急業務の実施体制の整備拡充を促進し，円滑な連けいにより，国民の生命身体の安全はもとより，救急隊員の職務遂行の安全を確保していかなければならない。

（4） 救急業務協力推進事業

人は誰でも，災害や事故によって負傷したり，急病によって生命に危機感があとるきは，できる限りすみやかに医師の診察とその治療を受けたいという切実な欲求をもっている。救急業務は，災害又は一定の事故による傷病者を，救急隊が医療機関へ搬送することであるが，救急業務の遂行にあたっては，強い緊急性が要求されるとともにその業務内容についても，いきおい医療的な色彩を強く帯びざるを得ないこととなる。

この意味からも救急業務の目的は，単なる搬送につきるものではなく，迅速な搬送，適切な応急処置，適応医療機関の選択等により患者の救命のチャンスをいかにしてたかめるかということにあるといえる。

このように消防機関が行う救急業務については，医学的な立場からの指導，助言その他医療機関との連けいの強化が特に必要とされるものであるが，これに拍車をかけているものが最近における急病を始めとする救急需要の増大であり，特に休日夜間における救急医療需要のたかまりである。

このため，国においては，消防本部を設置する人口10万未満の市町村（一部事務組合を含む。）で，当該市町村の区域内に基幹病院等の開設されていない市町村が，休日夜間における救急医療需要の増大に対処し円滑な救急業

務の推進を図るため，郡市医師会の協力を得て，医学的な立場からの指示，助言，指導等を行う医師を輪番方式等により確保する事業について，昭和50年度から補助制度（補助率1/3）を創設した。昭和51年度は22団体がこの事業を実施したが，昭和52年度も引続きこれを推進することとしている。

（5） 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況をみると，第8—20表のとおりで全国に4,771箇所となっている。

第8—20表　救急病院等の告示状況

区分＼経営別	国及び公的等医療機関					私的等立	合計
	国立	国に準ずる病院	地方公共団体立	公的等立	計		
病院	96	5	469	259	829	2,102	2,931
診療所			4		4	1,836	1,840
計	96	5	473	259	833	3,938	4,771

これを都道府県別にみると，多いところは東京都の489，愛知県の431，静岡県の311箇所であり，少ないところでは，沖縄の4，島根県及び奈良県の17箇所となっている（附属資料28参照）。

救急病院，診療所の推移をみると，第8—21表のとおり救急業務の法制化当時と比較して約4倍に増加しているが昭和47年以降は，おおむね横ばいとなっている。

一方，厚生省においては，次のような救急医療体制の整備強化を図っている。なお昭和52年度からは，新規に在宅当番医制の普及定着，第二次救急医療体制の整備としての病院群輪番制，共同利用型病院等に対す助成及び広域救急情報システムの整備，運営に対する助成が図られることとなっている。

① 脳卒中，心筋硬塞，頭部損傷等の重症救急患者等の診療のため高度の機能を有する救急医療の専門施設の整備を図るため，救急告示医療機関，休日夜間急患センター等の後方病院として，救命救急センターを整備することとし昭和51年度4箇所の整備が図られている。

第8—21表　救急病院診療所の推移

年月日	病院	診療所	計	指数
39. 8. 1現在	719	463	1,182	100
47. 4. 1	2,843	1,894	4,737	401
48. 4. 1	2,888	1,890	4,778	404
49. 4. 1	2,904	1,863	4,767	403
50. 4. 1	2,914	1,839	4,753	402
51. 4. 1	2,924	1,847	4,771	404
52. 4. 1	2,931	1,840	4,771	404

なお，交通事故による頭部外傷等の重傷救急患者に対処するため，昭和42年度から救急医療センターが整備されることとなり，おおむね人口100万人に1箇所及び交通事故多発地域に設置することを基準として，昭和50年度までに214箇所の整備が図られている。

② 最近の休日及び夜間における救急医療需要の増大に対処し，昭和49年度から人口10万人（昭和52年度より5万人）以上の市及びこれに準ずる市町村を対象に休日夜間急患センターを整備することとし，昭和51年度までに173箇所整備されている。

③ そのほか，公的病院及び自治体立病院のうち，一定の要件を満している救急告示病院に対し，運営費の補助を行っている。

上記のように救急医療体制については，厚生省において逐次その整備を図っているが，今後，救急医療体制が早急に体系的に整備されることが望まれるところである。

9 救 助 活 動

救助活動とは，災害又は事故により，生命又は身体に現実の危険が及んでいる要救護者を人力，機械等により，安全な場所へ救出救助することで，要救護者を医療機関等へ搬送する救急活動とは区別されている。

一般的には，消防機関がその実施に当たっているが，救助活動の態様によっては，警察，自衛隊，水防団及び山岳会その他の民間団体との協力のもとに行われている。

（1） 実 施 状 況

ア 火災時における救助活動

火災時における救助活動は，中高層建築物，地下街等の火災発生時における人命の救助がその典型であるが，これらの場合救助隊は，消火活動に当たる隊とともに出動し，人命の安全を確保するため，まず人命検索を行い，救助活動を展開している。

第9—1表 救 助 活 動 状 況

災害，事故の種別	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害時における救助活動 交通事故 (B)	水難事故 (C)	風水害等 (D)	機械による事故 (E)	建物等による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	爆発事故 (H)	その他の事故 (I)	小計 (B)～(I) (J)	合計 (A)＋(J)
救助活動件数	(40.6%) 5,226	3,407	605	806	468	360	160	22	1,831	(59.4%) 7,659	(100%) 12,885
救助人員	(4.6%) 727	4,460	620	6,654	718	400	307	57	1,889	(95.4%) 15,105	(100%) 15,832
救助活動出動人員	(65.0%) 194,596 (103,478)	50,274 (486)	11,665 (4,719)	5,493 (4,623)	10,222 (13)	6,598 (250)	3,335 (36)	623 (204)	16,554 (2,774)	(35.0%) 104,764 (13,105)	(100%) 299,360 (116,583)

（注） 1. （ ）書は消防団員数で外書である。

2. 「機械による事故」とは，エレベータによる事故，プレス機械，回転機械，ベルトコンベアー，コンクリートミキサー車その他の建設機械，工作機械等による事故をいう。

3. 「建物等による事故」とは，建物，門，柵，塀等の建物に付帯する施設，その他これらに類する工作物の倒壊による事故，建物等内にとじこめられる事故，建物等にはさまれる事故をいう。

昭和51年中における火災時の救助活動の実施状況をみると，救助活動件数5,226件，救助人員数727人，救助活動出動人員数194,596人となっている（第9—1表参照）。

イ 火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は，交通事故あるいは水難事故による要救護者の救出救助がその典型である。

昭和51年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況をみると，救助活動件数7,659件，救助人員数1万5,105人，救助活動出動人員数10万4,764人となっている。火災以外の救助活動件数の内訳は，交通事故3,407件，風水害等806件，水難事故605件などとなっている（第9—2表参照）。

（2） 実 施 体 制

昭和52年4月1日現在，救助隊設置団体は全国870消防本部の48.7%に当たる424消防本部で救助隊数は1,088隊となっている。

救助隊員は，1万3,898人で，そのうち専ら救助業務に従事する専任救助隊員は，2,496人（専任率18.0%），その他消防業務を兼務している救助隊員は1万1,402人である。（第9—2表参照）。

第9—2表 救 助 隊 の 設 置 状 況

区分	救助隊設置団体数	設置団体人口（昭50国調）	救助隊数	救助隊員数 専任	兼任	計	救助隊員が搭乗する車両 救工作助車	はしご車	消ポンプ防車	化タ学ン車ク	その他	計
52.4.1現在Ⓐ	424	79,318,593	1,088	2,496	11,402	13,898	218	334	777	203	166	1,698
51.4.1現在Ⓑ	395	77,020,737	1,044	2,253	10,847	13,100	180	316	701	175	133	1,505
伸び率 Ⓐ/Ⓑ (%)	7.3	3.0	4.2	10.8	5.1	6.1	21.1	5.7	10.8	16.0	24.8	12.8

救助隊の装備は，一般的には，空気呼吸器，酸素呼吸器等の呼吸保護用

具，エンジンカッター，ガス溶断器，チェンソー等の破壊用具，緩降機，救助マット，救助袋等の救助用具であり，これらの用具を専用の救助工作車又は消防ポンプ車，はしご車等の車輌に積載し，救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については，消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第１号）に取り入れられており，消防職員に対する専科教育の教育科目である警防科に救助課程をおき，災害救助対策，教育基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うべきこととされている。

消防機関が行っている救助活動は，前述のとおり火災の際はもちろん，交通事故，水難事故，労働災害等多岐にわたっている。また，これからの救助活動にあたっては，高所，高温，濃煙，有毒ガス，酸素欠乏中における救助等高度かつ専門的な救助活動を必要とする事例が増加するものと思われる。

これに対処するため，高度かつ専門的な救助技術の練磨及びこの技術を取得した職員の確保，救助技術の開発と体系化，救助装備の高度化等について検討する必要がある。

特に火災以外の災害時における救助活動については，消防の本来的な任務との関連において救助活動の対象とすべき災害，事故の範囲が問題であり，救助活動のあるべき基準の設定等，更に検討を進める必要がある。

10 消防教育訓練

（1） 消防大学校における教育訓練及び技術援助

ア 教育訓練

消防大学校は，昭和23年に消防講習所として創設され，昭和34年に大学校に昇格したものであり，国及び都道府県の消防事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し，幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

大学校の卒業生は，第10—１表に示すとおり，消防講習所における卒業生を含め，昭和51年度末現在9,239人（教員科を含めた場合9,605人）となっている。

第10—1表 卒業生の推移

区分	消防講習所	消防大学校						合計
年度区分（昭和）	23～33	34～47	48	49	50	51	小計	
卒業生数（人）	3,120	4,115	528	499	479	498	6,119	9,239

（ア） 教育訓練の課程

消防大学の教育訓練の課程は，「消防大学校校則」の定めるところにより，次の４部９学科からなっている。

このうち，第４部の危険物保安科は，最近における石油コンビナート地帯の事故の多発傾向にかんがみ，都道府県及び市町村の危険物規制事務を担当する職員に対して専門的かつ高度の知識及び技術を修得させることを目的として，昭和51年度に新たに設置したものである。

部	第１部	第２部	第３部	第４部
学科	本科	警防科 予防科	上級幹部第一科 上級幹部第二科 消防団長科	機械科 救急科 危険物保安科

なお，各部の教育訓練の重点は，次のとおりである。

第１部　消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得

第２部　消防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得

第３部　消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第４部　特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

（イ）　教育訓練の実施状況

昭和51年度及び昭和52年度における各部各学科別の実施回数，学生数，実施期間等の教育訓練の実施状況は第10—２表のとおりであり，昭和51年度には総数498人が卒業し，また，昭和52年度には約542人が卒業する見込みである。

第10—2表　教育訓練の実施状況

教育課程		昭和51年度		昭和52年度（見込）		備考
部	学科	実施回数	学生数	実施回数	学生数	
第１部	本科	2	56	2	58	前期４月７日～９月14日　34人 後期９月30日～３月16日　24人（見込）
第２部	警防科	2	143	2	145	前期５月11日～７月13日　75人 後期１月11日～３月16日　70人（見込）
	予防科	2	121	2	132	前期４月15日～７月13日　63人 後期９月20日～12月17日　69人（見込）
第３部	上級幹部第１科	1	68	1	85	８月18日～９月14月　85人
	消防団長科	1	31	1	23	７月20日～８月５日　23人
第４部	救急科	1	46	2	70	前期５月11日～７月13日　32人 後期１月11日～３月16日　38人（見込）
	危険物保安科	1	33	1	29	９月20日～12月17日　29人（見込）
計		10	498	11	542	

（注）１　上級幹部第２科は，上級幹部第１科に含めて実施

２　機械科は，その教課目の一部を警防科に含めて実施

なお，消防大学校に入校を希望する者は，昭和50年度から51年度にかけて横ばい又は若干減少の傾向にあったが，昭和52年度においては再び増加の傾向にある。

イ　消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では，消防組織法第４条の４第３項の規定に基づき，消防学校及び消防職員の訓練機関（以下「消防学校等」という。）に対し教育訓練の内容及びその方法について必要な技術的援助を行っている。

（ア）　講師派遣及びあっ旋

都道府県の消防学校においては，実務担当教員が不足しており，また，教育内容の充実を図るため，消防学校等からの要請を受け，予防査察，建築同意，違反処理，消防戦術，火災原因調査及び火災損害調査等実務面について消防大学校教官又は適当な講師の派遣あるいはあっ旋を行っている。

（イ）　消防学校等の教員の実務教育

消防学校等（都市の消防学校を除く。）の教員は，いわゆる消防実務の経験者が少ないので，消防大学校では，消防学校等に対する技術援助の一環として，昭和45年３月を第１回とし，次来毎年２回教員の実務教育を実施し，消防学校等で主として実務面の教育に従事している教員の知識や技術の向上を図っている。

なお，昭和51年度は，教育期間を延長し，昭和52年度では，消防学校等の実態に対応した教育内容の充実を図ることとしている。

（ウ）　教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出

消防学校等の教員用指導資料の編集，作成にあたり，現在までに34種類を完成している。なお，時代の変化に対応して，内容の再検討，改訂作業を進めている。また，視聴覚教育の重要性にかんがみ，教材の整備を進めるとともに，昭和52年から消防大学校所有の視聴覚教材を必要に応じ，消防学校等に貸出すこととした。

（エ）　消防教育訓練研究会

消防教育にたずさわる者の共通の場として，昭和40年３月に第１回教育訓練研究会を行い以来毎年開催し，昭和51年12月までに16回開催した。ここでは，消防教育に関する職員が参加し，教育訓練上の具体的な問題点を課題とし，研究発表及び研究討議を行い，教育技術の向上に努めている。

ウ　今後の課題

多様化，複雑化する社会生活において予防行政等消防行政の拡充強化が必要となっており，これに伴い消防職団員の資質の向上が強く要請されてい

る。消防大学校が増大する教育需要に即応していくためには，次に示すような当面する諸課題に対処していく必要がある。

第一は，教官の確保と資質の向上である。

消防大学校の任務が幅の広い人格の形成と高度の専門的知識の付与を目的として消防職員及び団員のうち幹部及び幹部候補者を教育することにある。したがって，社会状況の要請に応じて昭和51年度における危険物保安科の新設，52年度の救急科の増設等相次ぐ学科及び教科内容の充実強化に伴い担当する教官の確保が必要とされるとともに，教官の資質の一層の向上を図る必要がある。

第二は，施設，教材等の整備である。

近時，消防大学校の施設，教材等は逐次整備されてきたが，近年増加した学科，今後増加していく入校者に対応するため更に教室，寮等の総合的な整備を図るとともに，教育訓練の内容を向上させるため教材特に視聴覚教材，図書等を早急に充実する必要がある。

第三は，教員科の新設である。

逐年，消防学校は増加してきており，その内容において充実を迫られている。そこで，これに対応するに，まず，消防学校等における教育訓練に従事する教員の養成が緊急に必要であり，教員の量の確保と同時に質の向上を図るため，消防大学校に教員科を新設する必要がある。

第四は，調査研究の充実強化である。

複雑多様化する災害に対処するためには，高度な知識と技術を必要とする。

消防大学校においても，教育訓練の内容，方法について時代の要請にこたえるべく努力しているところであるが，更に消防教育全般にわたり改善を図らなければならない。そのためには，カリキュラムの編成及び教育訓練用教材及び技法を含めて調査研究を積極的に進める必要がある。

（2） 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は，「財政上の事情その他特別の事情ある場合を除くほか，単独

に又は共同して」消防学校を設置しなければならず，また，指定都市は，「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとなっている（消防組織法第26条）。

現在，消防学校設置状況は，都道府県では昭和51年11月に京都府が，昭和52年7月に和歌山県が開校したので46都道府県に及んでいる（東京都特別区は東京消防庁消防学校）。

また，政令指定都市では，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市及び福岡市で6校開校している。

イ 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準は，従来「消防教養基準」（昭和39年3月5日自消甲教発第8号都道府県知事あて消防庁長官通達）に示されていたが，昭和43年の消防組織法の改正により，同法第26条に第4項が加えられ，「消防学校における教育訓練については，消防庁の定める基準を確保するように努めなければならない」と規定されたので，これに基づき「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年3月18日消防庁告示第1号）が定められ，昭和45年4月1日から実施されている。

消防学校における教育訓練の種類は，消防職員に対するものにあっては初任教育，専科教育，幹部教育及び特別教育とし，消防団員に対するものにあっては普通教育，専科教育，幹部教育及び特別教育とされている。

その概要は次のとおりである。

① 「初任教育」とは，新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい，教育期間は6か月以上とされている。

② 「普通教育」とは，消防団員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい，教育期間は4日以上とされている。

③ 「専科教育」とは，現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいい，科又は課程の種別ごとに行われるのが原則であるが，必要に応じ2以上の科又は課程を合わせて行うことができるとされ，教育期間はその内容に応じて異なっている。

④　「幹部教育」とは，幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいい，教育期間は内容に応じて異っている。

⑤　「特別教育」とは，上記①～④に掲げる以外の教育訓練で，特別の目的のために行うものをいう。

なお，消防団員は自らの職業をもっているため，消防学校における教育が十分実施できがたいと認められるときは，教員を教育訓練場等に派遣して，学校教育の補習を行うことができるとされており，この方法は多くの学校でとられている。

ウ　教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち最もウエイトの高い消防職員の初任教育の実施状況は，第10—3表のとおりである。初任教育を実施した52校のうち

第10—3表　初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
6か月	10	16	23
5か月	6	8	9
4か月	14	12	11(1)
3か月	15	14	8
2か月	4	—	1(2)
1か月	—	—	—(1)
計	49	50	52(4)

（注）同一消防学校において研修期間の異なる研修を実施した場合，一番期間の長いものを1校としてとらえ，その他の研修については（　）で計上した。また，1か月未満の期間については15日以上のものを1か月としてとらえている。

「消防学校の教育訓練の基準」に定める6か月の教育を実施したのは，23校（うち政令指定都市の消防学校は5校）であり，前年に比べて7校増となっているが，全体の約44%にすぎない。これは主として，最近の組合消防等広域消防体制の進展に伴って初任教育を受けるべき新規採用職員数が急増したのに対し消防学校の収容能力が追いつかなかったこと，教育期間を短縮し実施回数を増加して，これを消化せざるを得なかったこと，採用した年に受講できなかった者をできるだけ早い機会に教育する必要があるため新規採用者

に対する初任教育の教育期間を短縮し，これを消化しなければならなかったこと，専科教育等も合わせて行わなければならないなかにおいて教員が不足し初任教育のみに集中できなかったこと等によるものである。しかし，年々充実されている状況にあり努力のあとはうかがえる。

第10—4表　新規採用者の初任教育受講状況

区分		昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
初任教育を受けた者	6か月	2,450人(27.3%)	2,421人(38.1%)	1,450人(39.8%)
	5か月	315人(3.5%)	320人(5.0%)	420人(11.5%)
	4か月	1,723人(19.2%)	1,432人(22.5%)	755人(20.7%)
	3か月	2,080人(23.1%)	951人(15.0%)	345人(9.5%)
	2か月	489人(5.4%)	—	31人(0.9%)
	1か月	103人(1.2%)	—	73人(2.0%)
	小計	7,160人(79.7%)	5,124人(80.6%)	3,074人(84.4%)
初任教育を受けなかった者		1,828人(20.3%)	1,232人(19.4%)	566人(15.6%)
合計		8,988人 (100%)	6,356人 (100%)	3,640人 (100%)

新規採用者の初任教育受講状況（第10—4表）をみると，昭和51年度の新規採用職員数は3,640人で前年度より2,716人，前々年度より5,348人減となっている。また，初任教育を受けた者は3,074人で新規採用職員の84.5%となっており，比率では3.9%前年度より上回っている。このうち6か月受講者は人員で1,450人と前年度2,421人より971人減，新規採用職員に対する割合で39.8%と前年度より1.7%増となっており，5か月受講者は人員で420人と前年度320人より100人増，新規採用職員に対する割合で11.5%と前年度より5.5%増となっている。一方，3か月受講者は人員で345人と前年度951人より606人減，新規採用職員に対する割合で9.5%と前年度より5.5%減となっており，更に4か月受講者は人員で755人と677人減，新規採用職員に対する割合で20.7%と前年度より1.8%減となっており，2か月受講者が31人，1か月受講者が73人となっている。しかし，全体としては6か月受講コース又は5か月受講コースと充実の方向へ移行している。

一方，新規採用職員以外の消防職員，団員の教育訓練の状況をみてみると，初任教育に追われてこれらの教育が十分行われていないところも多い。

それは，新規採用職員の約16％が初任教育を受けず，また，初任教育受講者の約49％が初任教育期間５か月未満の教育を受けざるを得ない状態にある現状では，これらの者に対する教育訓練までは手が回わりかねているのが実情と思われる。しかし，新規採用職員数もここ数年減少の傾向にあり，関係者の努力と相まって逐次改善がみられることが期待される。

エ　教育訓練の問題点と今後の課題

（ア）　新規採用者の減少

これまでの消防学校における教育訓練が徹底できない最も大きな理由は，教育訓練を受けるべき消防職員の急増に対し，消防学校の施設及び教職員の整備充実が立ち遅れていたことに主たる原因があったように思われる。昭和51年度の新規採用職員数は前年度より2,716人，前々年度より5,348人とそれぞれ減となっており，これは組合消防等広域消防体制に伴う新規採用職員の急増の傾向が一応ピークを越えたこと及び地方財政のひっ迫等の影響をうけて新規採用を抑制したこと等による減少と考えられる。したがって，消防学校における教育も，今後は質的な面の充実にその重点を指向すべき転換期にきていると言えよう。

（イ）　施設面の不備

消防学校の施設及び教職員については「消防学校の施設，人員及び運営の基準」（昭和46年４月19日消防庁告示第１号）にそって整備されつつあるが，施設，教材等の面で更に充実を図って行わなければならない。

（ウ）　教職員の不足

教育訓練に従事する教職員の確保も必ずしも十分とはいいがたく，特に消防の実務に専門的な知識経験及び高度な技能を必要とする教員については，直接消防活動を行っていない都道府県の内部から適任者を得るのは容易でなく，したがって多くの都道府県は市町村の消防職員から教員を迎えている実状である。昭和51年度の学校職員数（第10—５表）は787人でうち教員数は561人となっており，このうち市町村からの派遣職員は80人（職員数の10.2％，教員数の14.3％）で昭和50年度の73人（職員数の9.7％，教員数の13.7％）よりその占める比率はやや大きくなっている。一方，専任職員は702人

第10—5表　学校職員数（昭和51年度）

（単位　人）

教員					事務職員			その他			合計
専任		兼任		計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
実員	派遣	実員	派遣								
418	80	63	—	561	106	16	122	98	6	104	787

（職員数の89.2％）でこのうち教員の専任は498人（教員数の88.8％）となっている。

（エ）　今後の課題

広域消防体制の推進に伴い急激な増加を示していた新規採用者も昭和47年度をピークとして安定してきているが，今後は職員の新規採用は抑制されるであろう。

このような状況下における消防学校の教育は，これまでの急増する新規採用職員に対する初任教育重点主義から，今後は，専科教育（特に各種専門分野の資格の取得を目的とした課程の充実，科学的知識を備えた専門官の養成），幹部教育（管理能力のかん養），初任教育の内容的な充実（特に期間の長期化）等，その質的な充実の方向にその重点を指向すべきものと考えられる。同時に，消防学校の施設の拡充，教員の確保等の環境づくりに十分配意すべきである。

（3）　そ　の　他

ア　全国消防操法大会の実施

効果的な災害防ぎょ活動を実施するには，消防職員，団員の日常の技術の錬磨と士気の高揚が肝要であり，これらを目的とした消防団員の「全国消防操法大会」が昭和43年度から財団法人日本消防協会の主催で隔年ごとに実施されているが，第５回大会は昭和51年10月17日に実施された。この操法競技は，消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの２種類について，各都道府県から選抜されたチームが出場して一連の動作，操作の迅速性，確実性，安全性等

について技を競うものである。

イ　全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害に対処し，人命救助技術の一層の充実を図るため，全国の消防職員が日頃錬成した技術の相互交換，研さんの場とする全国消防救助技術大会は，財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されているが，本大会も6年目を迎えることとなり，第6回大会は昭和52年9月18日横浜市（消防訓練センター）で実施された。

なお，全国大会に出場するまでには全国9ブロックの地区指導会を経ている。

ウ　アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では，日本政府のコロンボ計画等に基づいて，特殊法人国際協力事業団の協力のもとに発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象に集団研修「消防行政セミナー」を実施している。

この研修は，昭和45年度に開始，毎年度行われ，昭和52年度には第8回目として例年どおり約2か月間にわたって行う予定である（昭和46年度までは1か月間）。これまでの各年度の受講状況は第10—6表のとおりである。

第10—6表　アジア諸国等消防職員研修受講状況

研修員受入国	アフガニスタン	カンボジア	インド	インドネシア	イラン	韓国	ラオス	マレーシア	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	台湾	トルコ	エジプト	クメール	ブラジル	ビルマ	計
52年度			1	1	1			1	1		1	2					1			1	10
51年度			1	1	1	1		1			1	2	1						1		10
50年度			1	2			1	1				1	1			1	1		1		10
49年度			1		1		1	1		1	1	1				1	1				9
48年度				2			1	2			2	1	1					1			10
47年度～45年度	1	1	2	5	1	2	2	3	1	1	3	2	3	1	3						31
計	1	1	6	11	4	3	5	9	2	2	8	9	6	1	3	2	3	1	2	1	80

11　消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

（1）活　動　状　況

救急業務を除いて火災及び風水害等の災害の防除に出動した全国の消防職員，団員は，昭和50年の1年間において第11—1表のとおり出動延べ人員13,351,975人で前年に比べ58,147人の減，出動回数647,047回で，前年に比べ52,978回の増となっている。これを1日当たりでみると出動延人員36,581人，出動回数1,773回となり，約1分ごとに1.23回出動していることになる。出動回数をその出動種別にみると，演習訓練が47.4％で一番多く，次いで火災出動が17.0％，特別警戒11.6％，救助活動2.1％，風水害災害1.4％，遭難0.3％，その他の出動（警察への協力，危険排除，誤報等）が20.2％となっており，救助活動の伸びが目立っている。更に救急業務については，昭和52年4月1日現在2,669の市町村により実施されているが，その出場回数は，昭和51年中に1,601,045件で前年度比約4.1％の増加をみている。

（2）公務災害の状況

昭和50年中における火災等の災害の防除に出動し，職務遂行中死亡しあるいは負傷した消防職員，団員の数は4,386人で，このうち殉職者は36人で前年に比べ6人増となっている。

昭和50年中の殉職者及び負傷者を災害等の種別ごとにみると，第11—2表のとおりである。殉職の原因を種別ごとにみると，火災によるものが36.1％と一番多く，次いで風水害等災害によるものが27.8％，演習訓練によるものが13.9％となっている。

また，負傷者の原因を種別にみると，火災によるものが45.9％と約半数近くを占め，次いで演習訓練によるものが28.4％となっており，殉職者，負傷者ともにその原因の傾向は共通していることがうかがえる。

第11—1表　消防機関の出動状況（昭50. 1. 1～昭50. 12. 31）

種別 / 職，団員別	合計 回数	合計 延人員	火災 回数	火災 延人員	風水害等災害 回数	風水害等災害 延人員	演習訓練 回数	演習訓練 延人員
消防職員	410,546	3,802,683	60,656	1,275,497	5,128	46,861	215,078	1,619,467
消防団	236,501	9,549,292	49,359	2,182,100	4,017	271,425	91,362	4,707,577
消防合計	647,047	13,351,975	110,015	3,457,597	9,145	318,286	306,440	6,327,044
構成比(%)	100	100	17.0	25.9	1.4	2.4	47.4	47.4

種別 / 職，団員別	特別警戒 回数	特別警戒 延人員	遭難 回数	遭難 延人員	救助活動 回数	救助活動 延人員	その他 回数	その他 延人員
消防職員	37,205	223,534	826	7,170	12,147	119,113	79,506	511,141
消防団	38,026	1,393,543	1,091	43,550	1,130	29,659	51,516	921,438
消防合計	75,231	1,617,077	1,917	50,720	13,277	148,772	131,022	1,432,579
構成比(%)	11.6	12.1	0.3	0.4	2.1	1.1	20.2	10.7

第11—2表　消防職員及び消防団員の公務による死傷者数（昭50. 1. 1～昭50. 12. 31）

種別 / 職，団員別	合計 死者	合計 負傷者	火災 死者	火災 負傷者	風水害等災害 死者	風水害等災害 負傷者	救急 死者	救急 負傷者	演習訓練 死者	演習訓練 負傷者	特別警戒 死者	特別警戒 負傷者	遭難 死者	遭難 負傷者	その他 死者	その他 負傷者
消防職員	10	2,450	4	858	3	18	0	118	1	664	0	10	0	2	2	780
消防団	26	1,900	9	1,140	7	48	0	0	4	570	3	36	0	11	3	95
消防合計	36	4,350	13	1,998	10	66	0	118	5	1,234	3	46	0	13	5	875
構成比(%)	100	100	36.1	45.9	27.8	1.5	—	2.7	13.9	28.4	8.3	1.1	—	0.3	13.9	20.1

（3）処遇

ア　消防職員の処遇

（ア）給与及び手当等

a　消防職員には，勤務の特殊性や職務の危険性があるので，それらをも配慮した処遇が必要である。給与，勤務時間その他の勤務条件については，それぞれの市町村条例（組合条例を含む。）によって定められている。

昭和52年2月1日現在の調査によると適用給料表については，国の公安職俸給表をもとにした給料表を適用しているものが団体数で24%，職員数で50%であり，行政職給料表を適用しているものが団体数で76%，職員数で50%となっている。常備化に伴い設立される一部事務組合では行政職給料表を適用しているところが多いようである。

行政職給料表を用いている団体では，号給調整により，あるいは消防手当，隔日勤務手当等によって，一般行政職員より優遇しているところが多い。消防職員の団体区分別平均給料月額は第11—3表のとおりである。

なお，全地方公共団体の消防職員，警察官及び一般行政職員の平均給料月額及び平均諸手当月額等の内訳は第11—4表，第11—5表のとおりである。

b　地方交付税上の手当としては，夜間特殊業務手当，出動手当のほか超過勤務手当が措置されている。

第11—3表　消防職員の団体区分別平均給料月額

区分	平均給料月額（円） 昭51. 4. 1 (A)	平均給料月額（円） 昭50. 4. 1 (B)	(A)/(B) %	平均年齢（歳） 昭51	平均年齢（歳） 昭50
全地方公共団体	136,273	121,830	112	31.9	31.5
東京都	142,600	127,400	112	32.7	32.5
九大市	145,970	130,684	112	35.7	35.3
市	132,103	118,024	112	32.0	31.5
町村	106,672	95,044	112	29.8	29.5

（昭和51年4月1日現在　地方公務員給与実態調査）

第11—4表　消防職員，警察職員及び一般行政職員の平均給与月額

区分	平均給与月額合計（A＋B）	平均給料月額（A）	平均年齢（歳）	平均諸 扶養	調整	通勤	特殊勤務
消防職員	176.660	136,273	31.9	4,978	7,774	3,605	4,323
警察職員	200,456	150,802	34.8	5,675	6,928	3,143	4,931
一般行政職員	164,029	138,649	35.4	3,840	4,385	3,640	1,206

区分	手当月額 管理職	時間外	夜間	休日給	その他	計（B）
消防職員	1,221	9,432	2,866	3,132	3,056	40,387
警察職員	830	16,438	2,256	2,861	6,592	49,654
一般行政職員	2,533	7,156	38	99	2,483	25,380

（昭51年４月１日現在　地方公務員給与実態調査）

（注）　諸手当の額は全職員１人当たりの平均額である。

第11—5表　消防職員と一般行政職員の給与比較

平均給料月額

区分	消防職員 平均給料月額（円）	平均年齢（歳）	一般行政職員 平均給料月額（円）	平均年齢（歳）
全地方公共団体	136,273	31.9	138,649	35.4
東京都	142,600	32.7	152,500	36.7
九大市	145,970	35.7	145,664	35.0
市	132,103	32.0	139,139	34.5
町村	106,672	29.8	119,663	34.1

平均初任給月額

区分	消防職員	一般行政職員
東京都	81,800	70,000
九大市	77,778	72,178
市	75,463	71,359
町村	71,343	67,110

（昭和51年４月１日現在　地方公務員給与実態調査）

（注）　平均給料月額は基本賃金であり，このほかに，各種手当が出ており，その全地方公共団体平均は，消防職　40,387円，一般行政職　25,380円が加給されている。

昭和52年度においては，夜間特殊業務手当と出動手当について改善が行われた（第11—６表）。

第11—6表　地方交付税算入における各種手当の推移

各種手当＼年度	48	49	50	51	52
夜間特殊業務手当	１勤務　200円	300円	440円	——→	520円
出動手当	１回　140円	200円	260円	——→	300円
機関員手当	加算　60円	80円	100円	——→	110円
はしご隊員等手当	加算　60円	80円	100円	——→	110円
超過勤務手当	6.5	7.0	——→	——→	——→

なお，実際の手当としては，これらの手当のほか望楼手当，査察手当などを設けている市町村もある。

給料及び手当のほかに，消防吏員服制準則（昭和42年消防庁告示第１号）に定められた各種被服等の現物が支給されており，地方交付税では，昭和52年度は年額１人につき34,500円が被服費として算入措置されている。

c　交替制勤務者の勤務体制は，ほとんどの市町村では隔日勤務（２部制）を行っているが，東京消防庁ほか一部の団体において３部制をとりいれている。

隔日勤務の場合は，２週間に２日の週休日を割り振っており，１勤務24時間のうち実働時間を14～16時間休憩，仮眠時間を８～10時間とすることによって，１週間につき実働42～48時間としているところが多い。

３部制になると，いわゆる８時間勤務の日勤日があるため実働時間及び拘束時間の軽減，週休２日制への対応が円滑等の利点があるが，人員増は必須であり，業務の内容，繁忙の程度等を勘案してその導入を促進する必要がある。

なお，最近の一般社会における勤務条件の推移及び昭和51年度の人事院勧告において「週休２日制については，さきに明らかにした基準に基づき今秋より試行が具体化されることとなったが，本院としては，その実施の

状況及び問題点の把握に努めるとともに……」という報告がなされた現状から，近い将来，地方公務員にも週休２日制が導入されるものと考えられる。その時点において消防職員の週休日２制導入が遅れないよう関係機関との密接な連繋のもとに，その導入方策について検討しておく必要がある。

d　消防職員の勤務条件については，勤務の特殊性を配意しそれにふさわしい処遇がなされなければならない。そのための措置は，種々講じ鋭意努力しているところであるが，消防職員の任務の重要性は年毎に増大し，その業務内容も複雑多岐にわたってきており，その勤務環境は著しい変化をみせている。更には，社会情勢の推移に伴い新しい労使関係が芽ばえており，消防職員の給与，３部制及び週休２日制の導入，安全対策等勤務条件の改善及び対策については多くの問題が山積している。これらの大きな問題に対処すべき方途については，先に消防職員勤務条件研究会から報告がなされたところであるが，更にこれらに関連する種々の問題にいつても今後とも引き続き研究を行っていく必要があると思われる。

（イ）　公務災害補償

消防職員は，地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき，他の地方公務員と同様に，療養補償，休業補償，障害補償，遺族補償及び葬祭補償等を受ける。昭和51年度中の地方公務員災害補償基金の受理件数は，消防職員について2,804件であり，対象職員1,000人当たりの受理件数は25.9件で，清掃事業職員，警察職員に次ぐ高い割合となっている。

昭和51年度の補償種類別補償件数及び金額は第11—７表のとおりである。

イ　消防団員の処遇

（ア）　報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であるが，市町村は条例に基づいてこれらの消防団員が提供する役務の対価としての報酬，及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することになっている。しかし，その支給額，支給方法等の実態は，それぞれの市町村により必ずしも同一でな

第11—７表　昭和51年度公務災害補償状況（消防職員）

（単位　円）

区分	療養補償 件数 前年度から継続	療養補償 件数 本年度開始	療養補償 件数 計	療養補償 金額	休業補償 件数 前年度から継続	休業補償 件数 本年度開始	休業補償 件数 計	休業補償 金額	障害年金 件数 前年度から継続	障害年金 件数 本年度開始
合計	363	2,574	2,937	270,354,413	4	4	8	5,620,765	12	4

区分	障害補償 金額 計	障害補償 金額 金額	障害補償 一時金 件数	障害補償 一時金 金額	障害補償 計 件数	障害補償 計 金額	遺族年金 件数 前年度から継続	遺族年金 件数 本年度開始	遺族年金 件数 計	遺族年金 金額
合計	16	20,840,324	44	38,856,391	60	59,696,715	74	10	84	85,672,149

区分	補償 法附則第6条の一時金 件数	補償 法附則第6条の一時金 金額	補償 一時金 件数	補償 一時金 金額	補償 計 件数	補償 計 金額	葬祭補償 件数	葬祭補償 金額	合計 件数	合計 金額
合計	—	—	—	600,000	84	86,272,149	4	1,652,250	3,093	423,596,292

（注）　本表には通勤災害分を含む。

い。支給額等の違いは個々の市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団の運営の相違によるものと思われるが，きわめて低い額を支給している市町村，あるいは出動手当等をまったく団員個人に対し支給していない市町村に対しては，支給額の引上げ，条例の改正等の適正化について指導を行っており，逐次改善されつつある。

昭和52年度においては，地方交付税の単位費用の積算にあたって，団員の報酬，出動手当，県内出張旅費，公務災害補償負担金及び退職報償金負担金について，次のような増額措置のほか，新たに特別健康診断費として５万円

（標準団体年額）の措置が講じられた。

報酬（１人当り年額）団員　10,000円～団長　39,000円→
団員　11,000円～団長42,000円

出動手当（１回当り）　2,300円→2,400円

県内出張旅費（１回当り）　4,000円→4,140円

公務災害補償負担金（人口１人当り）　１円48銭→　２円

〃　（団員１人当り）　800円→1,000円

退職報償金負担金（団員１人当り）　4,560円→6,375円

なお，所得税，都道府県民税及び市町村民税の課税上の取扱いにおいて，出動手当の全額及び報酬のうち，その役務を提供するために要した費用の弁償に相当すると認められる部分の金額（当分の間，１か月当たり 3,000円程度）については，その対象とされないこととなっている。

（イ）　公務災害補償

消防活動は，しばしば危険な状況のもとで遂行され，消防団員がこのため死傷する事例は決して少なくない。

第11—８表に掲げたとおり，過去５年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は，死者133人，負傷者１万1,318人に及び，年間平均では死者27人，負傷者2,263人となっている。

第11—８表　過去５年間における消防団員の死傷者数

区分＼年	46	47	48	49	50	計	平均
死者	22	45	17	23	26	133	27
負傷者	2,756	2,579	2,191	1,892	1,900	11,318	2,263
計	2,778	2,624	2,208	1,915	1,926	11,451	2,290

（注）　消防年報による。

このような公務上の災害に対して，市町村は条例で定めるところによりこれを補償しなければならないものとされている。

この公務災害補償制度は，昭和26年の消防組織法の改正により法制化されたものであるが，その後昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに，市町村の支給責任の共済制度として，同年消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が設立されたことにより，統一的な損害補償制度が確立された。

公務災害補償の種類は，負傷又は疾病にかかった場合の療養補償，療養のため業務に従事できずそのため業務上の収入を得られない場合の休業補償，長期にわたり療養中の者で一定の事由に該当する場合の傷病補償年金，負傷又は疾病により不具，廃疾となった場合の障害補償，死亡した場合の遺族補償及び葬祭補償の６種類がある。

これらのうち，障害等級第７級以上の重度障害者にかかる障害補償及び遺族補償のほとんどについては，昭和41年（障害等級第３級以上の障害については昭和35年）から，それぞれ年金が支給されている。

また，昭和52年度からは，次に述べる趣旨のもと，傷病補償年金制度が新設されている。すなわち，公務上の災害等により療養している消防団員等で療養開始後１年６月を経過しても治らない者は，その後も引き続き長期にわたり療養を要することとなるのが通例であるが，これらの者のうち，例えば，せき髄損傷者にみられるように療養継続中であっても実質的に廃疾状態にあると認められる者もあるところである。これらの一定の廃疾の状態にある長期療養者の実態にかんがみ，その症状に応じた適切な補償を行うために，療養補償のほか，休業補償にかえて傷病補償年金を支給することにより，被災団員等に対する補償のより一層の充実を図ったものであり，昭和41年以来初めての補償種類の新設である点において特筆すべきものといえる。

なお，昭和47年から特殊公務災害補償の制度が創設され，消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において，火災の鎮圧又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，津波その他の異常な自然現象若しくは火災，爆発その他のこれらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防ぎょに従事し，そのため公務上の災害を受けた場合においては，傷病補償年金，障害補償又は遺族補償の額を原則として100分の50加算することとされた。なお，この制度の適用を受けた者（消防基金が扱ったものに限る。）は，昭和47年度22人，昭和48年度１人，昭和49年度２人，昭

和50年度１人，昭和51年度５人となっている。

公務災害補償の内容は，第11—９表のとおり補償基礎額の改正等逐年改善されている。昭和52年度においても，療養補償を除く各種補償の額の算定基礎となる補償基礎額の最低が4,200円から4,500円に，最高が7,200円から7,710円に引き上げられた。また，扶養親族にかかる加算額が，一般職公務員の扶養手当の改定に伴って，配偶者については200円を233円に，配偶者以外の扶養親族２人まで１人につき67円を73円に，配偶者を欠く場合の扶養親族１人につき133円を150円に，その他の扶養親族１人につき13円を33円にそれぞれ引き上げられた。

第11—９表　補償基礎額改定状況

（単位　円）

適用期間	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
48.4	団長，副団長	3,020	3,150	3,280
〜	分団長，副分団長	2,760	2,890	3,020
49.3	部長，班長，団員	2,500	2,630	2,760
49.4	団長，副団長	3,500	3,650	3,800
〜	分団長，副分団長	3,200	3,350	3,500
50.3	部長，班長，団員	2,900	3,050	3,200
50.4	団長，副団長	5,600	6,050	6,500
〜	分団長，副分団長	4,700	5,150	5,600
51.3	部長，班長，団員	3,800	4,250	4,700
51.4	団長，副団長	6,200	6,700	7,200
〜	分団長，副分団長	5,200	5,700	6,200
52.3	部長，班長，団員	4,200	4,700	5,200
52.4	団長，副団長	6,640	7,175	7,710
	分団長，副分団長	5,570	6,105	6,640
〜	部長，班長，団員	4,500	5,035	5,570

なお，火災，風水害等における民間の消防協力者等の損害補償についても団員とほぼ同様の措置が講じられており，昭和52年度においては，その補償基礎額が最低4,200円が4,500円に，最高7,200円が7,700円に改善されている。なお，消防協力者等の死傷者数（消防基金が扱ったものに限る。）は，第11—10表のとおりである。

第11—10表　消防協力者等の死傷者数

区分＼年度	46	47	48	49	50	計	平均
死者	10	39	6	8	8	71	14
負傷者	272	393	357	360	270	1,652	330
計	282	432	363	368	278	1,723	344

（注）昭和52年７月末日現在，消防基金の支払対象となった人数である。

（ウ）福祉施設

福祉施設の制度は，昭和47年の消防組織法等の一部改正により設けられ，公務災害補償を受ける被災団員等に対して行われるものであるが，災害補償等とは異なり，消防基金加入市町村にあっては消防団員，水防団員について消防基金が市町村に代って，直接福祉施設の事業を行うこととなっている。その内容は，①障害者のうち労働能力の回復の見込みのある場合には機能訓練やマッサージを施し，火傷等による醜状を回復する見込みのある場合には植皮術を施す等の外科後処置，②長期療養後，傷病が治ゆして障害等級第８級以上の障害が残った者が職業復帰に先立って行う温泉，保養所等での休養，③傷病により一定の身体障害が存する者のうち，その症状が季節の変化等に伴い動揺をきたす場合の応急処置等のための療養，④障害者のうち労働能力の回復見込みのある場合に病院で作業療法を行い，作業所で職業訓練を行うリハビリテーション，⑤義肢，義眼，補聴器等の補装具の支給，⑥その他必要と認める施設として，休業援護金の支給，奨学援護金の支給，介護料の支給，アフターケアの実施等であるが，新たに49年度に障害特別支給金及び遺族特別支給金の支給，50年度に遺族特別援護金の支給，51年度に障害特別援護金の支給，52年度に傷病特別給付金，障害特別給付金及び遺族特別給付金の支給が加えられた。

特に，昭和52年度において創設された各種特別給付金の支給制度は，傷病，障害，遺族の各補償額の２割相当額を支給するものであり，したがって，各補償年金の受給権者に対して年金の附加給付が行われる点において，損害補

償制度全般にわたっての大巾な改善であるといえるものである。

（エ） 退職報償金

消防団員が退職した場合，市町村はその長年の労に報いるため条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならない。この制度は，昭和39年の消防組織法等の改正により実施されることになったものであるが，階級及び勤務年数に応じて支給される退職報償金の支給を統一的かつ的確に行うため，公務災害補償の場合と同様，消防基金の共済対象として昭和39年から加えられたものである。共済の対象範囲は，昭和49年度の改正により勤務年数が15年から10年まで引き下げられ，また，30年以上の優遇措置が講じられたが，共済金額についても，昭和50年度には，43年度以来据置かれていたものについて全面的な見直しが行われ，引き続き昭和51年度においても大幅な引上げが実施された。さらに，昭和52年度において33%から83%の増額措置が講じられた結果，共済による退職報償金の支払額は，勤務年数10年以上の退職消防団員について，その階級及び勤務年数に応じて７万円から40万円となっている。

なお，全国の昭和39年度以降の退職消防団員数は，第11—11表のとおりである。

第11—11表 退 職 消 防 団 員 数

年度	退職者数
39 ～ 45	950,878
46	121,852
47	120,285
48	113,162
49	109,537
50	108,647
計	1,524,361

（注） 消防年報による。

（オ） 公務災害補償等の共済制度

消防基金は，昭和31年11月設立以来，公務上の災害を受けた非常勤消防団員等に対する市町村の補償責任の共済機関としてその補償に要する経費について支払を行っている。また，昭和39年度には，新たに消防団員退職報償金支給制度が発足したことに伴い，市町村の退職報償金の支給に要する経費についても共済の対象に加えられ，更に，昭和47年度には，福祉施設の制度が創設され，原則として消防基金が市町村に代って直接被災団員等について福祉施設を行うこととされた。

昭和52年３月31日現在において消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は，消防団員等公務災害補償については2,827（全市町村の86.8%）消防団員退職報償金については3,213（全市町村の98.8%）となっている。消防基金は，これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金によりその業務を運営している。

公務災害補償業務においては，昭和31年の消防基金設立以来昭和52年３月31日までの間に消防団員，水防団員及び消防作業従事者等の一般協力者延べ９万9,820人に対し，総額43億3,720万９千円を支払っており，その内訳は第11—12表のとおりである。

第11—12表 損 害 補 償 費 の 支 払 状 況

補償の種類	支払人員	支払額
	人	千円
療養補償	54,735	1,259,850
休業補償	41,900	1,279,116
障害補償	964	478,947
遺族補償	1,212	1,225,354
葬祭補償	867	49,219
その他の補償	142	44,723
計	99,820	4,337,209

（注） 1 昭和31年11月20日から昭和52年３月31日までの消防基金支払の累計である。
2 「その他の補償」とは，第三者からの損害賠償にかかる差額を補償したもので補償の種類の区分ができないものである。
3 支払人員の「計」欄の数値は延人員である。

消防団員退職報償金支払業務については，昭和39年の制度発足以来退職消防団員の数が当初の見込みをはるかに上回ったため，支払資金に著しい不足を生じた。このため，昭和42年度に財政健全化のための措置を講じ，また，

昭和45年度において再び財政健全化の計画を立て，所要の掛金引上げを行うとともに国においても国庫補助金を交付した。これにより，昭和49年度までに資金上の赤字は解消されたものの引き続き決算上の赤字が見込まれたので，昭和50年度から4か年計画をもってこれの解消に努めている。現在，これらの計画の実施により退職報償金会計の収支状況は漸次健全化されている。

昭和39年度の制度発足以来昭和51年度末までの消防基金の支払状況は第11—13表のとおり67万7,078人の団員（その遺族を含む。）に対し総額322億4,714万5千円を支払っている。

第11—13表　退職報償金の支払状況

退職年度	支払人員	支払額
	人	千円
39 ～ 46	444,870	19,055,720
47	48,563	2,403,120
48	41,653	2,062,310
49	55,861	2,393,545
50	56,397	3,705,755
51	29,734	2,626,695
計	677,078	32,247,145

（注）1　昭和52年3月31日現在消防基金支払による。
2　昭和51年度の支払人員及び支払金額が少ないのは，当該年度中の退職消防団員のうち一部は請求が翌年度以降になされるためである。

第11—14表　福祉施設費の支給状況

福祉の種類	支給人員	支給額
	人	千円
休養	2	36
補装具	4	137
休業援護金	6,592	176,463
奨学援護金	178	38,606
障害特別支給金	51	11,770
遺族特別支給金	56	56,000
障害特別援護金	2	1,640
遺族特別援護金	47	47,000
計	6,932	331,652

（注）昭和47年4月1日から昭和52年3月31日までの消防基金支給累計である。

また，福祉施設の実施状況は，第11—14表のとおり6,932人の団員等に対し総額3億3,165万2千円を支給している。

（4）　消防表彰等

消防は，地域社会に起こるあらゆる災害に対処して活動する任務をもっており，その職務は著しく危険度が高く，また，消防団員は他に職業を持っているという特殊性があること等のため，その活動に対して精神的な面からも，これに報いる必要がある。このような意味から，消防における表彰制度は重要な意義をもっている。

現在，消防関係者について国が行っている表彰等については，叙位進階内則に基づく叙位，叙勲内則に基づく叙勲，褒章条例に基づく褒章，閣議決定に基づく安全功労者及び防災功労者表彰並びに消防庁において実施する消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は，消防吏員，消防団員，消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア　叙　位

叙位は，叙位進階内則（明治32年12月21日閣議決定）に基づき実施されているが，昭和21年5月3日の閣議決定によって生存者に対しては停止され，現在，死没者に対してのみ運用されている。

なお，昭和51年度の消防関係者の叙位は47人である。

イ　叙　勲

叙勲は，叙勲内則（明治25年12月23日閣議決定）に基づき実施されているものであり，戦後一時期死没者のみに運用されたが，昭和28年9月18日の閣議決定に基づき，災害等に際し特に功労のあった者にも授与されることになった。その後，昭和38年7月12日の閣議決定により，国の発展に貢献し，あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することとし，第1回生存者叙勲が昭和39年4月29日に発布された。その後，生存者に対する叙勲は，毎年2回，春（4月29日）と秋（11月3日）に発令されることとなった。

なお，昭和51年度の消防関係者の賜杯及び勲章受章者は，724人で，うち生存者叙勲は653人である。

ウ　褒　　章

褒章は，褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づいて明治15年から運用されているもので，6種類の褒章があり，このうち消防に関係あるものは5種類である。

紅綬褒章　自己の危険を顧みず人命を救助した者

黄綬褒章　業務に精励し，民衆の模範と認められる者

紫綬褒章　学術芸術上の発明，改良，創作に関し，事績顕著な者

藍綬褒章　公共の事務に精励し，その成績顕著な者

紺綬褒章　公益のために私財を寄附し，功績顕著な者

これらは，消防に尽くした功績により授与されるものであり，紅綬褒章，紫綬褒章及び紺綬褒章は随時に，黄綬褒章及び藍綬褒章は，毎年3月，定例的に授与されている。

なお，昭和51年度の消防関係者の褒章受章者は，黄綬1人，藍綬43人，紺綬179人である。

エ　閣議決定に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰には，国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰が昭和35年から実施されており，内閣総理大臣が行うものと消防庁長官が行うものとがある。

なお，防災功労者に対する消防庁長官表彰は，消防表彰規程に基づき随時に行っているものもある。

（ア）　安全功労者に対する表彰

国民の安全に関し，次の各号の一に該当する個人又は団体を安全功労者として表彰する。ただし，同種の事由に対して国家的褒章を受けたことのある者は除かれる。

① 国民の安全のための運動の組織及び運営について顕著な成績をあげ，又功績があったもの

② 工場，鉱山その他職域における安全の確保について顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

③ 学校，家庭，交通機関その他職域外における安全の確保について顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

④ 安全のための研究又は教育を通じ，安全水準の向上又は安全思想の普及に顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

なお，昭和51年度の消防関係者の内閣総理大臣表彰受賞者は個人2人，団体2で，消防庁長官表彰受賞者は個人8人，団体14である。

（イ）　防災功労者に対する表彰

防災に関して，次の各号の一に該当する個人又は団体を防災功労者として表彰する。ただし，同種の事由に関して国家的褒章を受けたことのある者は除かれる。

① 災害に際し，防災活動に従事し顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

② 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

なお，昭和51年度の消防関係の内閣総理大臣表彰受賞者は7団体，消防庁長官表彰受賞者は個人5人，団体12である。

オ　消防表彰規程に基づく表彰

消防庁長官の行う表彰は，昭和24年から実施されているが，当時は内規に基づいて暫定的に行われていたもので，永年勤続功労章，竿頭綬及び表彰状が授与されていた。昭和28年3月に消防功労者表彰取扱規程を制定し，前記表彰のほか，消防吏員及び団体に対し特別功労章，功労章及び顕彰状を，また，消防機関に対しては表彰旗を，それぞれ授与することとした。

更に，昭和31年12月に消防関係功労者取扱規程が制定され，消防任務遂行上顕著な功労をあげた者に対し，報償(賞)金又は副賞（記念品）が授与されることとなって，現場功労者に対する優遇の途がひらかれた。その後，両規程により10有余年の間表彰が行われてきたのであるが，表彰を広くかつ充実した内容のものとするために，消防賞じゅつ金制度を織り込むなどして，新

たに消防表彰規程が，昭和37年消防庁告示第１号をもって制定され，同年度から実施されている。

消防表彰規程に基づく表彰は，事案の発生の都度表彰する随時表彰と，一定期間内の分を取りまとめて定期的に表彰する定例表彰とがある。

（ア） 随時表彰

随時表彰には，次の６種類がある。

a　現場功労で受賞できるもの

① 特別功労章　功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される（殉職者の場合は，生前にさかのぼり授与される。）

② 顕 功 章　特に功労顕著な者に授与される（殉職者の場合は生前にさかのぼり授与される。）。

③ 功 績 章　功労多大なものに授与される（殉職者の場合は，生前にさかのぼり授与される。）。

④ 顕 彰 状　職務遂行中死亡した者に授与される。

⑤ 表 彰 状　功労顕著なもので，上記３章を授与されるに至らない消防吏員，団員（殉職者を除く）及び功労顕著な消防機関又は部外の個人，団体で功績顕著な者に授与される。

⑥ 賞　　状　功績顕著な隊に授与される。

b　行政功労で受賞できるもの

① 表 彰 状　消防施設の整備改善，防火思想の普及又は消防職員，消防団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。

② 賞　　状　功績顕著な隊に授与される。

なお，昭和51年度の随時表彰受賞者は，特別功労章２人，顕功章５人，功績章９人，顕彰状３人，表彰状４人，賞状１隊である。

（イ） 定例表彰

定例表彰は，次の４種で，毎年３月初旬に行われる。

① 功 労 章　防災思想の普及，消防施設の整備その他の災害の防御に関する施策の実施について特に成績優秀な消防吏員若しくは消防団員，又は消防教育の実施に関して特に成績優秀な消防教育職員に対して授与されるものであり，具体的には，消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に消防団員にあっては消防団長の階級に，消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に，それぞれ10年以上在職した者に授与される。

② 永年勤続功労章　25年以上勤務し，他の模範と認められる消防吏員，消防団員及び消防教育職員に授与される。

③ 表 彰 旗　防災思想の普及，消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関であって，竿頭綬を授与されている消防機関に授与される。

④ 竿 頭 綬　表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

なお，昭和51年度の定例表彰受賞者は，功労章85人，永年勤続功労章904人，表彰旗37団体，竿頭綬80団体である。

カ　賞じゅつ金及び報賞金

消防庁長官表彰の副賞として，賞じゅつ金と報賞金の制度がある。

賞じゅつ金は，消防表彰規程第５条に基づき支給されるもので，消防吏員又は消防団員が災害に際し，一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより傷害を受け，そのために死亡し又は廃疾となった場合で，その功労により特別功労章，顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。

賞じゅつ金は，昭和51年４月から改定され，殉職者賞じゅつ金にあっては，300万円以上1,300万円まで，障害者賞じゅつ金にあっては130万円以上1,000万円まで支給される。

報賞金は，賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給されるほか，随時表彰に際し付与される。

なお，昭和51年度における賞じゅつ金の支給は10人5,950万円，報賞金の支給は５人480万円である。

第11—15表　消防関係者の叙勲，褒章及び消防庁長官表彰数

表彰の種類＼年度	47	48	49	50	51	52 (8.1現在)
叙位	34	32	39	38	47	18
特別叙勲等	136	84	65	81	69	20
生存者叙勲	620	650	634	640	653	春336 秋350上申中
銀杯	—	—	—	1	—	0
木杯	—	—	—	2	2	1
紅綬褒章	—	2	—	—	—	0
黄〃	1	1	2	2	1	0
紫〃	—	—	—	—	—	0
藍〃	51	48	41	28	43	0
紺〃	94	81	136	127	179	32
総理大臣表彰						
安全功労	2	4	4	4	4	4
防災功労	13	8	5	7	7	8件上申中
消防庁長官表彰						
安全功労	23	16	14	16	22	18
防災功労	34	5	7	4	17	10
消防庁長官表彰(随時)						
特別功労章	20	—	2	6	2	0
顕功章	5	4	8	7	5	6
功績章	6	13	7	18	9	4
顕彰状	3	3	8	5	3	3
表彰状	45	2	22	8	4	0
賞状	—	—	—	2	1	1
〃(定例)						
功労章	63	64	68	74	85	0
永年勤続功労章	735	734	743	803	904	0
表彰旗	28	28	29	31	37	0
竿頭綬	70	71	71	81	80	0
退職消防団員報償						
1号報償	10,936	11,424	7,465	13,590	17,000	4,000
2号報償	73,435	47,035	49,035	38,310	30,023	10,000

キ　退職者報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ，団員として多年勤続した者が退職した場合に，その労に報いるため，退職消防団員報償規定が制定され，昭和36年度から実施されている。その対象者は，非常勤の消防団員に限られ，階級の別なく15年以上勤務して退職した者である。授与の方法は，必要に応じ随時行っている。

この報償は，1号報償と2号報償とがあり，25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が，15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状が，それぞれ授与される。

なお，昭和51年度の報償実績は，1号報償者数17,000人，2号報償者数30,023人である。

12　消防の科学技術の研究

消防研究所においては，消防行政上の施策及び地方消防機関等からの要請を勘案し，重点指向に基づいて策定する試験研究計画にしたがい研究の推進を図っている。とくに最近における災害の多様化等に伴い研究内容もますます広範囲にわたるものが多くなってきており，所内各研究室間又は他省庁研究機関と共同研究するものが増加し，専門学者等の参画も得て研究連絡会を設置する等，より効率的な研究開発の推進に努めている。

昭和51年度においては，新たに総合研究として「石油コンビナート等の災害防止に関する研究」（５項目）が開始されたため研究費の増額が図られ，また，これに伴う研究員の増員及び研室究の新設等があったことにより，職員総数60人，うち研究職員39人，予定規模は総計３億9,200万円（科学技術庁からの移替による原子力研究費を含む。）となり，研究開発の一層の促進が図られた。

また，昭和51年10月には第24回全国消防技術者会議が東京で開催され，各地方自治体からの研究開発を含めて13件の発表があり，566名が参加し，技術情報の交流，地方消防機関の要望の吸収など有効な成果を得た。

なお，昭和52年度における主な研究内容並びに昭和51年度で終了した主な成果については，以下のとおりである。

（１）　大震火災対策の研究

ア　震害分布と表層地盤の関係に関する研究

地震による諸施設の破壊は，出火の誘因となるばかりでなく，消防活動を困難にするなど，消防対策の面から見るときわめて多くの問題を持っている。

この研究の目的は，過去の地震被害を調査し，表層地盤（地表下約20m以内）の性質との相関関係を求め，その結果を現在の諸地域に適用して，震害

対策の基礎資料を得ることである。

昭和50年度により３ヶ年計画で特別研究として実施中で昭和50年度は家屋倒壊率分布を求めたが，引続き昭和51年度には，震源からの距離，地盤構成率，地形分類，地下水位（間隙水位）の諸資料の収集整理を終り，現在は，これら諸因子と家屋倒壊率との関係について解析検討中である。

イ　延焼状況の赤外偵察法に関する研究

都市の大震時における消防活動を効果的に行うためには，同時多発的な出火と，その延焼拡大状況をたえず的確に把握することが必要であるが，濃煙及び通信混乱のため著るしく困難なこととなる。そこで，本研究は，赤外撮像装置を搭載した航空機により煙を透して出火地点及び延焼範囲を上空より偵察する方法を実用化できるよう，装置の性能仕様の決定を目的として行われている。この方法の有用性は昭和50年度まで経常研究により検討されてきたが，昭和51年度より２年継続の特別研究として延焼区域を周囲街区と関連させて明示することなどについて研究を進めている。

ウ　延焼に関する研究

昭和51年度に経常研究として行われた延焼に関する研究は次の通りである。

(ｱ)　火災の上昇気流の三次元的挙動に関する研究

(ｲ)　火災の延焼における斜面効果の研究

(ｳ)　延焼のシミュレーションモデルに関する研究

(ｱ)では，火災によって生ずる上昇気流と一般風との干渉によって生ずる渦運動を見出し解析したが，これは，大火時に発生する旋風たつまき等の発達機構と関連する研究である。

(ｲ)は，斜面市街地の延焼性状の特異性を求めようとするものである。風洞模型実験と屋外築山に於けるやや大型の実験とから延焼速度の斜面による助長効果が測定された。

(ｳ)は，延焼拡大の様相をモデルにより予測しようとするもので，延焼を支配する諸因子のモデル化について検討し，試算を行った。

昭和52年度も上記３項目について研究継続中である。

（2） 地下街・高層建物の火災対策の研究

ア 火災感知器の動特性の評価に関する研究

火災時に消防用諸設備をはじめ防排煙など建物付帯設備を火災感知器と連動させているが，これら総合防災システムの信頼性向上及び誤作動防止のため，実際の火災様相及び各種感知器の作動を考慮した上で，通報，避難，諸設備の運動等をそれぞれに適切な時点を設定することが望ましい。

本研究は，昭和50年度から4ケ年計画で始められ，最初の3年間は上記システムの設計に役立たせるため，火災の統計分析及び実規模実験による火災初期の様相を把握するとともに，火災感知器の作動が可燃物の延焼速度によりどのような影響を受けるかを確かめることとしている。

イ スプリンクラー設備の適応性に関する研究

最近，燃え拡がりやすい繊維製品などの火災に対して現在のスプリンクラー設備で十分対応できるか疑問が提起されている。

本研究は実際にどのような条件でスプリンクラー設備が火勢の拡大に追随できなくなるかを明らかにすることを目的としている。昭和51年度は，形状寸法の異なる部屋で可燃物の量や配置を変えて火勢の拡大速度及び温度分布を調べたが，昭和52年度はとくに火災伝播速度が大きい火災に対するスプリンクラーの作動特性及び消火可能散水密度などを求めることとなっている。

ウ 地下街・高層建物における避難救出技術の研究

地下街，高層建物に対しては種々の火災予防安全対策が法的及び自主的に採られているが，建物の立体化，巨大化に伴う避難救出上の問題等なお解決すべき課題が残されている。

そこでこの研究は，昭和51年度から3ケ年継続の特別研究として，この種の建物火災の実態を把握するとともに内在者の心理的生理的状態を解析し，これをもとに安全避難システムの条件を求め，あわせて消防隊員が迅速に救助できるよう関連機械の改善を行うこととしている。昭和51年度は，建物内煙流動性状のコンピュータープログラム開発及び避難救出に関連深い温度感覚の解明を行ったが，はしご自動車用リフタの昇降速度については改善策をえた。昭和52年度には視覚及び建物内部構造が人間挙動へ与える実験的検討及び避難誘導システムの試作を行うとともに，前年度に引続き救助機械の改善を進めている。

エ 熱気進入用耐熱衣の開発

耐火建物火災においては，消防隊員は熱気が充満した屋内に進入してかなりの時間，救助，消火活動に従事しなければならない。

このため高温環境だけでなく炎に触れたり，強度の輻射を受けても使用できる耐熱衣を試作してきたが，昭和51年度にはこの耐熱衣用の冷却装置の原型を試作した。昭和52年度には冷却装置の実用型を作り，これを耐熱衣に装着して総合性能を確認することとしている。

（3） 化学火災対策の研究

ア タンクの不等沈下に関する研究

コンビナート地域におけるタンクの不等沈下，破壊事故は，軟弱な基礎地盤に起因するものが多い。この研究は，この種の事故防止のための安全基準を充実させるのに必要な基礎的技術資料を得るのを目的としている。

昭和51年度（初年度）には，各種土質試験用装置の整備を終え，また，各種土質試料を採取した。さらに，静電気実験用石油タンク（直径5.8m容量110kl）の基礎地盤部に，数種の変位測定機を埋め込み実測を開始した。52年度は，土質試験の誤差の検討，変位測定の継続，測定値の解析を行う予定である。

イ タンク構造部材の経年変化と寿命に関する研究

この研究は，査察基準に科学的な裏付けを与えるため，石油タンクにおける腐食の進行及び長期使用に伴う疲労性状を把握し，さらに基礎地盤の変化がタンクの強度に与える影響を考慮の上，タンク寿命評価法を確立するものである。

昭和51年度は8ケ所のコンビナートの現地調査を行い，腐食を生じやすいタンク及びその部位などについての知見をうるとともに腐食劣化試料を入手

した。昭和52年度にはタンク各部に生ずる応力の測定解析，腐食環境下におけるタンク部材の繰返し寿命試験を行うこととしている。

ウ　静電気帯電の災害防止技術に関する研究

コンビナートでは，石油類の流送，貯蔵，ろ過工程等で静電気に起因すると思われる爆発火災事故がしばしば発生している。このため，本研究では実規模に近い貯油プラント設備を用いて，それら諸工程における帯電現象の解明と有効な静電気災害防止対策を確立することを目的として研究に着手した。

昭和51年度では，消防研究所構内にこの種実験施設としては世界初の大型実験用１号タンク（直径5.8m，容量約110kl）と油送設備を建設した。この間予備実験として労働省産業安全研究所清瀬実験場の中間規模実験施設を用いて灯油の管内流動等の帯電量とタンク内油面電位について計測した。なお，この研究は消防研究所と労働省産業安全研究所，警察庁科学警察研究所及び国立大学の静電気研究の権威者との共同研究で実施するため，静電気研究推進連絡会を組織し，同連絡会のもとで内外のデータ，実験計画及び結果の解析検討を同時に進め，今後の研究上留意すべき事故等多くの示唆に富む昭和51年度中間報告書を得た。

昭和52年度では，新設タンクを用いて灯油の循環流動時のタンク内油面電位の計測のほか，実験２号タンク（直径5.8m，１号タンクと同容量）並びに両タンクを結ぶ配管設備等を建設して，実験用貯油プラント施設を完工させるとともに同年度内に本格的な実験に着手できるよう準備を進めている。

エ　漏出ガスの拡散及び引火防止に関する研究

噴出或は漏洩した可燃性ガスは，引火すると爆発的に燃え，大きな被害を生じる。化学工場等の火災により誘発され，また直接原因ともなる。

この研究は，可燃性液体の蒸発，或はガスの拡散の性状を出来る限り現実に近い条件下で調べ，引火性との関係を究明すること，さらにスチームカーテンを用いて，積極的に引火を防ぐ技術を開発することを目的としている。

昭和51年度（初年度）は，モデルガスを用いて，各種条件下の拡散濃度分布，低沸点石油類の蒸発量の測定を行い，その引火危険性を検討した。昭和52年度実施予定のスチームカーテンによる引火防止技術の研究は，現在，実

験設備の準備中である。

オ　ファイヤ・ボールに関する研究

事故等により可燃性液体の蒸気雲が出来ると，引火して巨大なファイヤ・ボール（火の玉）となり，強い熱と爆風により大きな被害を及ぼすことがある。この現象の性状を実験観測により把握して被害規模を予測し，安全対策・消防対策に役立てようとするのが本研究の目的である。

昭和49年度より，経常研究として小規模な予備的実験を開始したが，昭和51年度より実験規模を大型化し，ファイヤ・ボール発生装置を改良し，屋外に設けた実験場において輻射熱，継続時間，圧力波等の実測を行っている。

当研究敷所地内で実験可能な限度まで規模を拡大した実験を行い，昭和52年度で一応終了の予定である。

カ　合成空気泡の消火性能に関する研究

検定合格済の泡消火薬剤は昭和51年度から市販されているが，本研究は，界面活性剤系泡を高膨脹泡として建物火災に使用する場合の火災の煙による破泡の影響のほか，タンパク系，界面活性剤系，水成膜系泡消火薬剤のうち，２種以上の薬剤を石油火災に同時使用の場合の消火性能に及ぼす影響について実験的に検討するため，昭和51年度から２ケ年計画で実施しているが，昭和51年度は，前者について一部を除きほぼ終了したので，昭和52年度は主として後者について検討を進める予定である。

（４）　その他の研究

ア　消火器の消火能力評価に関する研究

現行消火器規格は制定以来，ほとんど大きな変更のないまま現在に至っているが，消火器の消火能力判定方法等の問題を含め，現在は消火器規格全般について見直しの時期に来ていると考えられる。したがって本研究は実火災と試験火災に対する現行消火器の消火性能の差異を明確にするとともに，欧米の諸規格との関連も検討することにより，最も妥当と考えられる消火器規格及び設置基準を確立するための基礎資料を得ることを目標として昭和51年度から３ケ年計画で実施している。

昭和51年度では，この研究のための消火器実験棟が完成し，この間欧米規格の試験模型並びに危険物第４類中の消火困難性の大きい液体火災に対する消火性能について実験的に検討した。昭和52年度は消火器実験棟内で各種の実火災実験と消火実験を行い，実火災と試験火災の差異について検討する予定である。

イ　原子力施設などの火災対策の研究

我が国の原子力発電事業は核燃料の国産化の動向とあいまって今後さらに進展することが予想されるが，その場合使用済核燃料輸送容器（略称キャスク）の輸送時の安全対策の確立は重要な課題である。キャスク輸送中，万一火災が発生した時でも周辺への放射能汚染を未然に防止できるようキャスクは十分な耐火性を持つことが安全対策の一つと考えられる。

本研究は，国立機関原子力試験研究費により「使用済核燃料輸送容器の火災に関する試験研究」として，種々の縮尺模型について火災時におけるキャスクの耐久性を調べ，その安全性の評価及び設計資料を得る目的でここ数年来実施中のものである。

昭和51年度では1/4模型を用いて炉内加熱法により耐火試験を行った。昭和52年度は同一縮尺のものについて油火災試験を行う予定である。

また，これまでの各種の縮尺模型の耐火試験結果を総合的に比較検討するとともに，キャスクを構成する材料並びにキャスク外殻との接触面での伝熱定数の精密測定を行う予定である。

（５）　昭和51年度において終了した主な研究

ア　遠隔操作消防車の研究

最近の石油コンビナート等における危険物災害では，強い輻射熱及び爆発危険のため火源に接近できないことがしばしばあり，効果的な消防活動を阻害する要因となっている。

そこで本研究では，昭和49年から３年間，このような接近困難な火災に対して有効な消防活動を行うために遠隔操作方式を追求してきた。すなわち車両作業内容，形式，駆動源，移動距離制御方式を検討し，ホース索引力，放水砲射程等の測定結果をもとに基本台車の性能諸元を決定した。試作台車は障害物乗越能力，超濠能力等の諸元を満たし，ほぼ実用化の目途がついた。

イ　林野火災の防御技術及び機材の研究開発

最近消防団員の減少とともに，人力に依存する林野火災の防御活動をより強力で効率的なものとする必要に迫られている。

本研究は，昭和50年から２年にわたり消防団員による地上消防活動の近代化を計るため，背負式動力農薬散布機でＡＢＣ粉末消火剤が放出できるよう改善を加えた。この結果，改造前に比べ約２倍の消火剤放出速度及び濃度が得られ，わが国の森林の最大燃料密度18.8 kg/m² をこえる25kg/m² まで消火できることが確かめられた。また空中消火用液剤に使用する増粘剤としてポリサッカライド系のものなどに対して検討を加えた結果，これは保存性に問題があるが利用できることがわかった。

ウ　家庭用自動消火装置の開発

我が国の住宅火災は総件数の約半数を占め，焼死者のほぼ3/4は住宅火災で発生している。従ってその対策の確立は極めて重要であるが，防火対象物で最も有効度が高いスプリンフラー設備は経費などの点から住居には不向きである。

そこで昭和48年度より簡易スプリンクラーについて研究を進めてきたが，昭和51年度実験的に求められた一般居室における必要消火水量をもとに，装置に必要な加圧源，広角度のヘッド，泡ヘッドなどの試作を終え，またシステム各部の設計を完了した。

エ　林野火災の特性に関する研究

去る昭和46年４月27日広島県呉市郊外の林野火災において，山腹斜面で防御作業中の同市消防職員18名が突然の斜面急炎上に遭遇，殉職するという惨事が発生した。複雑変転きわまりない林野火災の中でも，とくに人命危険の大きいこのような斜面急炎上の現象について，その発生要因を局地気象的観点から究明するため，上記事故現場に気象観測機器類を配置し，呉市消防局の協力のもとに昭和48年２月下旬より昭和50年６月中旬まで２年余りにわたり，風向，風速，温度および湿度の観測を行った。その観測データを昭和

50年度から昭和51年度にかけて整理検討した結果，次のような見解が得られた。

(ア) 昼間斜面では，風向一定の谷風が吹き，温度，湿度，風速を考慮すると，10時～15時が危険期間である。

(イ) 斜面における風向は，一般風の風向とは異るが，気圧配置，一般風の風向との間に一定の相関がある。

(ウ) 並行して行った模型実験の結果によれば，斜面延焼火災の様相が一変してはげしくなる。或る限界の斜面角度が存在する。

オ　都市防災指標に関する研究

一般的な行政統計資料にあらわれる数値を，都市消防防災の立場から見たとき，どのような相関関係があるかを，昭和50・51年度にわたって検討を吟味し，おおむね次の結論を得た。

(ア) 都市の火災件数と民力，消費，文化等の指標との間の相関はきわめて高い。

(イ) 都市の物的構造を示す既存の資料からは，直ちに防災指標となり得るものを導くことは困難である。

13　消防財政

市町村は現行制度上，消防について基本的な責任を有している。したがって，消防財政を論ずる場合にも市町村の消防財政が中心であり，これに対する国と都道府県の助成措置等がその内容となっている。現在の市町村の消防力は，「消防力の基準」及び「消防水利の基準」と比較した場合，人的にも物的にもなお十分とはいえない状況にあり，災害の多様化，複雑化のすう勢から考えても市町村，都道府県，国の三者が一体となって強力に財政措置の充実を図ることが望まれるところである。

（1）　市町村の消防費

ア　消防費の決算状況

昭和50年度の市町村の普通会計(公営企業以外の会計をいう。)における消防費の都道府県別の状況は第13—1表のとおりである。消防費歳出決算額は4,554億円(前年度4,022億円)で，市町村の普通会計歳出決算額12兆5,961億円(前年度11兆2,008億円)に対する割合は3.6%（前年度3.6%）となっている。これを前年度と比較すると，消防費歳出決算額は532億円（13.2%）の増加となっている。また，消防費の普通会計歳出決算額に占める比率を都道府県別にみると，東京都は別として，最高は茨城県の4.5%であり，次いで青森県（4.2%），山形県（4.2%）等が高率を示している。

反面，低率にあるのは鳥取県（2.3%），兵庫県（2.4%），沖縄県（2.4%）等となっている。

これをブロック別にみると，昭和49年度と同じく，東北，関東地区がおおむね全国平均を上回り，近畿，中国，四国，九州地区が全国平均を下回っている。

イ　1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

市町村における昭和50年度消防費の1世帯当たり及び住民1人当たりの額

第13—1表　昭和50年度都道府県別市町村の普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

都道府県	普通会計決算額A 百万円	消防費決算額B 百万円	1世帯当たり消防費 円	1人当たり消防費 円	B/A×100 %
北海道	791,881	27,939	16,362	5,197	3.5
青森	165,818	6,999	17,285	4,635	4.2
岩手	151,002	4,922	13,147	3,478	3.3
宮城	189,086	6,873	12,554	3,533	3.6
秋田	131,931	5,307	16,563	4,226	4.0
山形	118,487	5,023	16,272	4,071	4.2
福島	200,475	7,057	13,735	3,548	3.5
茨城	213,550	9,657	15,524	4,055	4.5
栃木	153,179	5,843	12,865	3,402	3.8
群馬	183,732	6,243	13,168	3,511	3.4
埼玉	434,927	15,162	10,809	3,122	3.5
千葉	397,877	15,248	12,358	3,639	3.8
東京	1,064,936	78,339	18,380	6,888	7.4
神奈川	671,651	26,967	12,865	4,229	4.0
新潟	247,823	9,193	14,771	3,822	3.7
富山	105,330	4,187	15,072	3,882	4.0
石川	111,126	3,688	12,299	3,423	3.3
福井	93,565	2,836	14,207	3,645	3.0
山梨	85,326	3,040	14,372	3,830	3.6
長野	228,333	6,892	12,406	3,396	3.0
岐阜	195,393	6,551	13,348	3,486	3.4
静岡	309,087	11,630	12,760	3,477	3.8
愛知	629,598	21,322	12,144	3,594	3.4
三重	180,427	5,107	11,290	3,120	2.8
滋賀	113,090	3,297	12,288	3,318	2.9
京都	313,766	10,524	13,064	4,331	3.4
大阪	1,202,300	35,676	13,338	4,395	3.0
兵庫	704,872	16,868	10,850	3,398	2.4
奈良	107,293	2,900	9,539	2,678	2.7
和歌山	134,997	3,772	11,806	3,469	2.8
鳥取	68,653	1,546	9,388	2,622	2.3
島根	77,552	3,001	13,641	3,867	3.9
岡山	212,198	5,920	10,892	3,206	2.8

都道府県	普通会計決算額A 百万円	消防費決算額B 百万円	1世帯当たり消防費 円	1人当たり消防費 円	B/A×100 %
広島	301,164	9,933	11,773	3,740	3.3
山口	181,291	5,253	10,984	3,378	2.9
徳島	98,117	2,601	11,150	3,133	2.7
香川	100,691	2,982	10,586	3,078	3.0
愛媛	155,202	4,291	9,481	2,876	2.8
高知	125,760	3,292	12,094	3,989	2.6
福岡	613,032	15,592	11,922	3,635	2.5
佐賀	94,190	3,424	15,537	4,014	3.6
長崎	181,603	6,310	13,942	3,991	3.5
熊本	187,028	6,515	13,284	3,768	3.5
大分	140,745	4,504	12,849	3,745	3.2
宮崎	122,354	3,351	10,131	3,048	2.7
鹿児島	192,125	5,043	8,824	2,891	2.6
沖縄	113,509	2,773	10,247	2,575	2.4
合計	12,596,072	455,393	13,429	4,061	3.6

（消防年報による）

（注）1.　普通会計決算額は純計額である。
2.　1世帯当たり及び1人当たりの消防費は「昭和51年住民基本台帳人口及び世帯数（昭和51年3月31日現在）」により算出した。
3.　消防費決算額は単純合計額から一部事務組合負担金を差し引いている。

を都道府県別に示したものが第13—1表である。

1世帯当たりの消防費の全国平均額は13,429円（前年度11,861円）であり，住民1人当たりでは，4,061円（前年度3,587円）となっている。これを前年度と比較してみると1世帯当たりでは1,568円（13.2%），住民1人当たりでは474円（13.2%）の増となっている。

また，都道府県別にみると，1世帯当たりでは東京都（18,380円）が最高で続いて青森県（17,285円），秋田県（16,563円），北海道（16,362円），山形県（16,272円）となっており，最低は鹿児島県（8,824円）となっている。また，住民1人当たりでは東京都（6,888円）が最高で沖縄県（2,575円）が最低となっている。

第13—2表　昭和50年度都道府県別消防本部・署，常備部及び消防団別決算額及び構成比

都道府県	消防費	消防本部・署		常備部		消防団	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	%
北海道	27,939	25,392	90.9	—	—	2,547	9.1
青森	6,999	5,105	72.9	—	—	1,894	27.1
岩手	4,922	3,421	69.5	—	—	1,501	30.5
宮城	6,873	5,018	73.0	47	0.7	1,808	26.3
秋田	5,307	3,702	69.8	74	1.4	1,531	28.8
山形	5,023	3,784	75.3	—	—	1,239	24.7
福島	7,057	5,084	72.0	—	—	1,973	28.0
茨城	9,657	7,443	77.1	—	—	2,214	22.9
栃木	5,843	4,773	81.7	—	—	1,070	18.3
群馬	6,243	4,946	79.2	—	—	1,297	20.8
埼玉	15,162	13,194	87.0	—	—	1,968	13.0
千葉	15,248	12,985	85.2	—	—	2,263	14.8
東京	78,339	75,782	96.7	—	—	2,557	3.3
神奈川	26,967	25,830	95.8	—	—	1,137	4.2
新潟	9,193	6,908	75.1	—	—	2,285	24.9
富山	4,187	3,637	86.9	—	—	550	13.1
石川	3,688	2,998	81.3	65	1.8	625	16.9
福井	2,836	2,592	91.4	—	—	244	8.6
山梨	3,040	2,070	68.1	—	—	970	31.9
長野	6,892	4,445	64.5	—	—	2,447	35.5
岐阜	6,551	4,549	69.4	—	—	2,002	30.6
静岡	11,630	9,190	79.0	—	—	2,440	21.0
愛知	21,322	19,297	90.5	—	—	2,025	9.5
三重	5,107	3,751	73.4	—	—	1,356	26.6
滋賀	3,297	2,580	78.3	—	—	717	21.7
京都	10,524	9,489	90.2	12	0.1	1,023	9.7
大阪	35,676	34,767	97.5	—	—	909	2.5
兵庫	16,868	14,495	85.9	—	—	2,373	14.1
奈良	2,900	1,992	68.7	—	—	908	21.3
和歌山	3,772	2,597	68.8	3	0.1	1,172	31.1
鳥取	1,546	1,048	67.8	—	—	498	32.2
島根	3,001	1,968	65.6	—	—	1,033	34.4
岡山	5,920	4,570	77.2	—	—	1,350	22.8
広島	9,933	8,196	82.5	—	—	1,737	17.5
山口	5,253	4,281	81.5	—	—	972	18.5
徳島	2,601	1,709	65.7	—	—	892	34.3
香川	2,982	2,428	81.4	—	—	554	18.6
愛媛	4,291	3,040	70.8	—	—	1,251	29.2
高知	3,292	2,517	76.5	—	—	775	23.5
福岡	15,592	13,462	86.3	—	—	2,130	13.7
佐賀	3,424	2,493	72.8	—	—	931	27.2
長崎	6,310	4,068	64.5	—	—	2,242	35.5
熊本	6,515	4,332	66.5	—	—	2,183	33.5
大分	4,504	3,670	81.5	—	—	834	18.5
宮崎	3,351	2,486	74.2	—	—	865	25.8
鹿児島	5,043	3,285	65.1	—	—	1,758	34.9
沖縄	2,773	2,255	81.3	358	12.9	160	5.8
合計	455,393	387,624	85.1	559	0.1	67,210	14.8

（消防年報による）

ウ　経費の目的別内訳

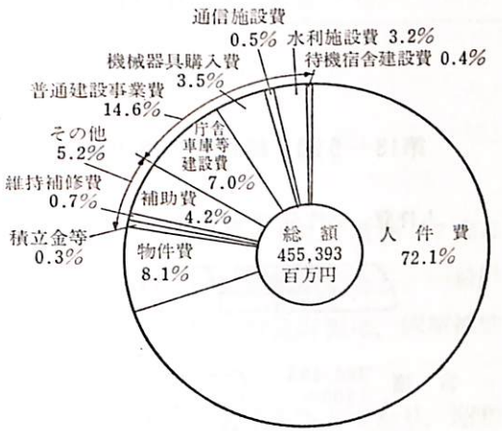
昭和50年度の消防費の消防本部・署，消防団常備部及び消防団別の決算状況は，第13—2表のとおりである。

消防費決算額4,554億円の構成内容をみると，消防本部・署3,876億円(85.1%，前年度85.3%)，消防団常備部6億円（0.1%，前年度0.1%)，消防団672億円（14.8%，前年度14.6%）となっている。これを前年度と比較してみると，消防本部・署で446億円（13.0%)，消防団で84億円（14.3%）それぞれ増加している。

エ　経費の性質別内訳

昭和50年度消防費歳出決算額4,554億円の性質別内訳は，人件費3,284億円(72.1%，前年度69.2%)，物件費366億円（8.1%，前年度8.6%)，普通建設事業費666億円（14.6%，前年度16.3%)，その他238億円（5.2%，前年度5.8%）となっている（第13—3図，第13—4表及び第13—5図参照)。

第13—3図　昭和50年度市町村消防費性質別歳出決算額の割合



これを前年度と比較してみると，人件費が502億円(18.0%)，物件費が19億円（5.5%)，普通建設事業費が8億円（1.2%）増加している。

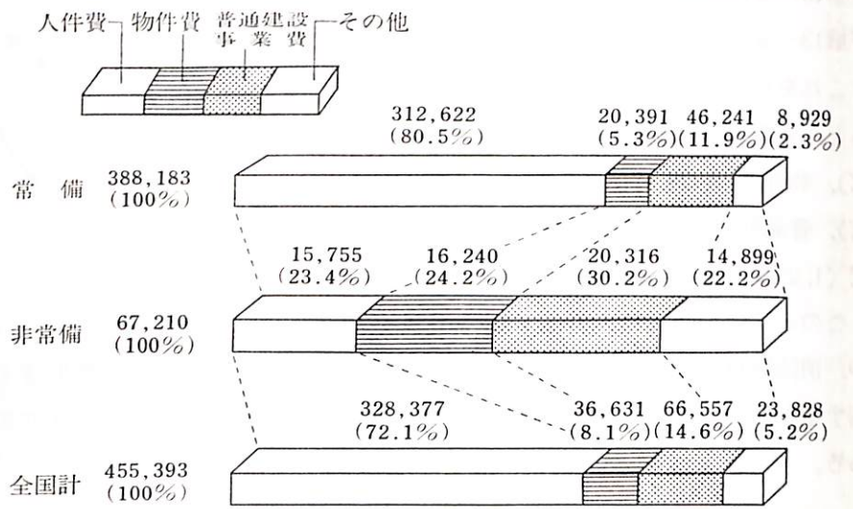
このように消防費は人件費がかなり高い割合（72.1%）を占めており，かつ，消防職員の増加傾向（第13—6図参照）及び給与水準の上昇傾向等を勘案するとき，今後は，長期的観点に立った効率的な消防体制の整備が必要である。

第13—4表　昭和50年度市町村消防費の性質別歳出決算額内訳

区分	昭和50年度		昭和49年度		対前年度比較	
	金額A	構成比	金額B	構成比	増加額 (A)−(B) (C)	増加率 (C)/(B)×100
	億円	%	億円	%	億円	%
人件費	3,284	72.1	2,782	69.2	502	15.3
物件費	366	8.1	347	8.6	19	5.2
普通建設事業費	666	14.6	658	16.3	8	1.2
補助事業費	185	4.1	207	5.1	△ 22	△11.9
単独事業費	481	10.5	451	11.2	30	6.2
内訳 機械器具購入費	161	3.5	178	4.4	△ 17	△10.6
内訳 庁舎，車庫等建設費	320	7.0	305	7.6	15	4.7
内訳 水利施設費	144	3.2	133	3.3	11	7.6
内訳 通信施設費	22	0.5	29	0.7	△ 7	△31.8
内訳 待機宿舎建設費	19	0.4	13	0.3	6	31.6
その他	238	5.2	235	5.9	3	1.3
計	4,554	100.0	4,022	100.0	532	11.7

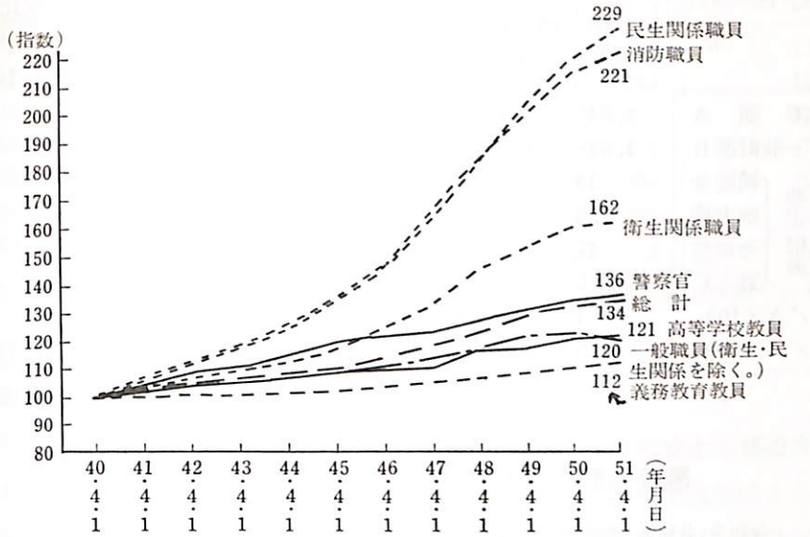
第13—5図　昭和50年度市町村消防費性質別歳出決算額構成比

（単位　百万円）



第13—6図　地方公務員数の推移

（昭和40年4月1日現在の人員を100とする。）



※　地方財政の状況（昭和52年3月自治省発行）より

（2）　市町村消防費の財源

ア　財源構成

市町村消防費の財源としては，一般財源と特定財源がある。第13—7表は昭和46年度以降の消防費における一般財源と特定財源の推移である。一般財源は，地方税，地方交付税及び地方譲与税であり，特定財源は，国庫補助金，都道府県支出金，地方債及びその他収入である。

決算額に占める一般財源の割合は，年度によって若干上下しており，昭和50年度は86.8%で前年度より1.2%の減となっているが額については3,953億円で前年度より414億円の増となっている。

第13—8図は，消防費決算額の財源構成比である。一般財源86.8%（前年度88.0%）に次いで，地方債7.7%（前年度6.2%），分担金・負担金・寄付金2.0%（前年度2.0%），その他3.5%（前年度3.8%）となっている。

イ　地方交付税

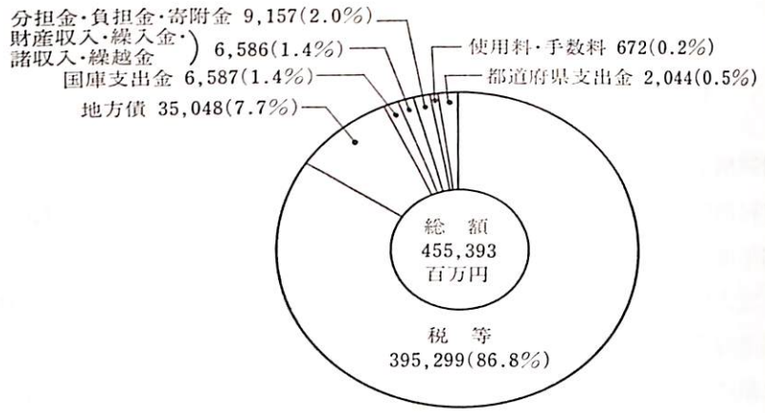
地方交付税における消防費の基準財政需要額については，市町村における

第13—7表　市町村消防費決算額における一般財源と特定財源の推移

（単位　億円）

区分		昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度 イ	昭和50年度 ロ	対前年度比較 増減額（ロ－イ）ハ	対前年度比較 増減率（ハ／イ）×100
決算額 A		1,843	2,311	2,940	4,022	4,554	532	13.2
財源内訳	一般財源 B	1,628	1,997	2,543	3,539	3,953	414	11.7
	特定財源 補助金	40	51	64	77	86	9	11.7
	特定財源 地方債	128	181	219	249	351	102	41.0
	特定財源 その他	47	82	114	157	164	7	4.5
	特定財源 計 C	215	314	397	483	601	118	24.4
B／A×100		88.4	86.4	86.5	88.0	86.8	—	—
C／A×100		11.6	13.6	13.5	12.0	13.2	—	—

第13—8図　昭和50年度市町村消防費財源内訳



消防費の実情を勘案して算入されており，第13—9表のとおり年々増加している。

昭和51年度の単位費用は3,530円（対前年度伸び率20.9%），基準財政需要額は5,440億円（対前年度伸び率26.7%）であったが，昭和52年度は，消防施設等の単価及び出動手当等の引上げ並びに団員報酬の改善等により単位費用が3,840円（対年年度伸び率8.8%）に引き上げられ，基準財政需要額は

第13—9表　消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用(円)	対前年度比較(%)	基準財政需要額（百万円）	対前年度比較(%)
46	1,308	117.7	180,242	115.8
47	1,493	114.1	218,884	121.4
48	1,724	115.5	262,660	120.0
49	2,280	132.3	347,841	132.0
50	2,920	128.1	429,200	123.4
51	3,530	120.9	543,986	126.7
52	3,840	108.8	595,652	109.5

（注）　昭和51・52年度を除き，再算定後の単位費用又は基準財政需要額である。

517億円（対前年度伸び率9.5%）増加している。

ウ　国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては，国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は，昭和28年に制定された消防施設強化促進法による補助に昭和39年度から予算補助を加え，市町村の消防施設に対して，補助基準額の3分1以内（人口急増地域及びコンビナート所在市町村のうち要件を具備しているところに対しては2分の1以内，過疎地域，離島地域，同和地域，新東京国際空港周辺地域及び沖縄県に対しては3分の2以内）の補助を行っている。

昭和28年度以降，昭和51年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は，第13—10表のとおりである。昭和51年度までの補助金の総額は約402億円で，これにより消防施設の整備が促進されてきた。最近における整備状況は，消防常備化市町村の増加により，基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水そうの整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学車，はしご車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和52年度の市町村に対する国庫補助金予算額は102億2,182万円（前年度予算比15億8,992万円，18.4%増）で，新たに小型動力ポンプ付水そう車及び救急医療情報収集装置を補助対象とするとともに，補助基準額を消防ポンプ自動車，化学消防ポンプ自動車及び屈折放水塔車8.1%，消防無線7.7%，

第13—10表　国庫補助金による年度別消防施設等整備状況

（単位　千円）

区分		昭和28～46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度		計	
		数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	12,128	7,475,814	1,291	1,156,414	1,172	1,066,886	992	1,357,820	788	1,533,005	834	1,865,219	17,205	14,455,158
	手引動力ポンプ	507	79,787	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	507	79,787
	小型動力ポンプ	25,003	2,399,994	1,651	244,147	1,601	249,095	1,475	294,595	1,363	401,163	1,467	496,970	32,560	4,085,964
	火災報知機	2,088	42,916	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,088	42,916
	消防専用無線電話装置	39	8,520	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	8,520
	防火水そう	6,914	726,325	1,256	187,723	2,019	305,352	1,251	222,545	981	176,433	1,053	193,389	13,474	1,811,767
	積載車	26,588	2,858,153	1,591	345,198	2,091	613,805	2,285	905,219	2,807	1,634,701	4,023	2,694,614	39,385	9,051,690
	小計	936	298,670	595	218,970	679	257,608	594	256,118	555	363,736	607	498,490	3,970	1,833,592
	（化学消防ポンプ自動車	—	13,890,179	—	2,152,452	—	2,492,746	—	3,636,207	—	4,100,038	—	5,748,682	—	31,423,394
科学消防施設整備費補助金	はしご付消防ポンプ自動車	381	586,463	59	127,568	50	113,140	40	140,790	32	170,151	23	118,471	585	1,256,583
	救急車	293	1,192,337	61	329,660	111	673,738	83	945,391	55	857,522	47	810,090	650	4,808,738
	消防艇	321	209,690	34	33,603	35	34,908	10	14,720	10	12,270	10	9,600	420	314,791
	ヘリコプター	18	200,000	4	40,000	1	10,000	1	30,000	1	14,000	1	30,600	26	324,600
	救助工作車	6	164,000	1	30,000	—	—	1	30,000	1	45,000	—	—	9	269,000
	屈折放水塔車	37	55,500	16	25,800	23	26,000	26	51,408	7	14,700	13	40,300	122	223,708
	高発泡車	—	—	—	—	4	20,000	4	29,120	2	14,000	1	7,700	11	70,820
	林野火災工作車	16	32,000	4	8,000	6	14,400	3	6,720	—	—	—	—	29	61,120
	大型化学消防ポンプ自動車	14	39,100	9	28,900	11	35,700	4	13,300	6	30,600	1	5,950	45	153,550
	大型高所放水車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	165,550	15	165,550
	泡原液搬送車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	332,280	19	332,280
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	40,120	12	40,120
	（	—	2,479,000	—	623,531	—	937,886	—	1,261,449	—	1,158,243	—	1,560,661	—	8,020,860
	計	—	16,369,269	—	2,775,983	—	3,430,632	—	4,237,746	—	5,267,281	—	7,309,343	—	30,450,254
救急指令装置		28	58,000	19	26,800	40	52,000	34	42,500	28	52,720	26	55,547	175	287,567
消防吏員待機宿舎		{世586 独497	236,323	{世72 独99	46,389	{世52 独23	31,262	{世58 独 3	45,147	{世78 独—	73,785	{世50 独 8	73,377	{世896 独630	506,283
合計		—	16,663,592	—	2,849,172	—	3,513,894	—	4,385,393	—	5,393,786	—	7,438,267	—	40,244,104

防火水そう15.4%，小型動力ポンプ付積載車29.5%，はしご付消防ポンプ自動車57.5%，消防艇5.0%，救助工作車51.5%，ヘリコプター6.3%，救急指令装置20.9～53.5%それぞれ引き上げた。

また，都道府県に対する補助金としては，昭和46年度から石油コンビナート地帯において都道府県が整備する防災資機材施設に対して国庫補助（昭和52年度5,400万円）を行っているが，昭和48年度からは，都道府県の防災体制を強化するため防災無線通信施設に対する国庫補助（昭和52年度14億円）を行い，更に昭和49年度からは林野火災における消防の立体化及び近代化を図るため空中消火資機材施設に対する国庫補助（昭和52年度3,300万円）を行っている。

エ　地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので，補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

消防施設整備事業に対する地方債の許可額の推移は，第13—11表のとおりである。

第13—11表　消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

（単位　百万円）

区分＼年度	29～46	47	48	49	50 A	51 B	対前年度比較 増加額 (B—A)C	対前年度比較 増加率 C/A×100
一般単独事業債	3,777	574	1,649	1,217	1,732	924	△ 808	△ 46.7
共済組合資金	5,950	2,870	3,400	4,135	5,320	4,065	△ 1,255	△ 23.6
損保債	25,139	4,500	5,500	6,500	7,700	8,000	300	3.9
生保債	—	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	500	25.0
市有物件債	16,909	1,940	1,959	2,475	3,045	3,179	134	4.4
町村有物件債	3,571	637	702	894	1,113	1,600	487	43.8
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	—	—	200	150	100	200	100	100.0
合計	55,346	11,521	14,710	16,971	21,010	20,468	△ 542	△ 2.6

昭和52年度の消防施設整備事業に対する地方債の許可予定額は，総額で約261億円に増額された。その内訳は一般単独事業債24億円(予定)，共済組合資金57億円，損保債90億円，生保債30億円，消防基金資金3億円，市有物件債38億円，全国自治協会資金19億円となっている。

昭和52年度の消防施設整備事業債の資金区分と貸付条件は第13—12表のとおりである。

第13—12表　消防施設整備事業債の発行形式及び発行条件

（昭和52年10月現在）

区　分	発行形式	年利率	償還期限（うち据置期間）	償還方法
政府資金	証書借入	6.5%	無線自動車，消防自動車，消防施設 5年以内（うち1年以内） 通信施設（放送施設を含む。） 10年以内（うち2年以内） 消防用船舶 15年以内（うち3年以内） 庁舎（木造，防火構造） 20年以内（うち3年以内） 庁舎（鉄筋コンクリート，コンクリートブロック） 25年以内（うち3年以内）	半年賦元利均等
損保資金	証券発行（登録債）	6.6%	7年（うち1年）	半年賦元金均等
生保資金	〃	未定	〃	〃
共済組合資金	〃	未定	政府資金に同じ	〃
全国市有物件災害共済会資金	証書借入	5.7%	5年以内（うち1年）	半年賦元金均等又は元利均等
全国自治協会資金	〃	5.7%	〃（うち1年以内）	半年賦元金均等
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	〃	6.4%	〃	〃

オ　その他

市町村の消防費の財源としては，以上のほか，都道府県補助金等が23億4,600万円（前年度31億8,400万円）及び特定財源として使用料，手数料，分担金，負担金，寄付金及び財産収入等が164億1,500万円（前年度156億5,500万円）あるほか，次のような財源がある。

（ア）　交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は，昭和42年の道路交通法の一部改正により，道路交通安全施設の整備促進を図るため創設されたものであるが，その充当対象施設に救急自動車が含まれている。市町村分交付金は，昭和49年度164億2,400万円，昭和50年度199億7,200万円，昭和51年度200億6,400万円と増加しているにもかかわらず，救急自動車に対する充当はまだ不十分といわざるを得ないので，今後更に積極的な活用を図る必要がある。

（イ）　入湯税

昭和46年の地方税法の一部改正により，市町村の目的税の一つである入湯税の使途に「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」が加えられるとともに，標準税率が20円から40円に引上げられ，昭和50年には100円に，昭和52年には150円に引き上げられてきている。

昭和51年度の入湯税総額は86億1,200万円であり，うち25億100万円が温泉地の消防施設の整備に充当されている。

（ウ）　航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は，昭和47年3月に制定された航空機燃料譲与税法により設けられたもので，航空機燃料譲与税の収入額の13分の2に相当する額を空港関係市町村に対して譲与するものとされ，その使途に空港関連消防施設が含まれている。

なお，昭和51年度の譲与額は32億7,700万円である。

（エ）　防衛施設周辺整備事業

昭和41年制定の防衛施設周辺の整備等に関する法律により，国は防衛施設周辺市町村の生活環境施設の整備について補助することができるものとされ，その一環として消防施設に3分の2の補助がなされている。これにより，昭和51年度には，消防ポンプ自動車（水そう付を含む）26台，防火水そう103基が整備されている。

（3）　都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費は，第13—13表のとおりで，その総額は160億5,900万円であり，昭和50年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.11%である。

その内容には，危険物・高圧ガス取締り，予防及び防災等の事務費，消防

第13—13表　昭和50年度都道府県別消防防災費決算額と消防関係補助金等

（単位　百万円）

都道府県	普通会計総額 A	消防防災費B	B/A×100	消防関係補助金	消防関係貸付金
北海道	822,094	458	0.06	76	32
青森	250,068	225	0.09	5	4
岩手	239,048	130	0.05	—	—
宮城	239,124	288	0.12	12	—
秋田	224,885	202	0.09	19	—
山形	210,786	161	0.08	—	76
福島	292,780	183	0.06	20	10
茨城	300,047	349	0.12	59	—
栃木	210,646	137	0.07	20	—
群馬	209,965	154	0.07	17	—
埼玉	362,800	1,320	0.36	23	45
千葉	359,197	1,215	0.34	74	5
東京	1,892,355	412	0.02	17	309
神奈川	477,163	659	0.14	196	62
新潟	361,557	434	0.12	—	30
富山	170,024	177	0.10	16	51
石川	167,055	139	0.08	8	—
福井	142,504	126	0.09	26	5
山梨	132,381	368	0.28	67	—
長野	278,151	147	0.05	26	16
岐阜	230,072	204	0.09	19	7
静岡	333,799	255	0.08	—	23
愛知	578,563	487	0.08	76	56
三重	220,851	129	0.06	13	11
滋賀	144,565	84	0.06	23	—
京都	232,107	878	0.38	64	2
大阪	816,314	1,355	0.17	96	127
兵庫	533,471	243	0.05	26	24
奈良	126,544	135	0.11	16	—
和歌山	162,623	235	0.14	12	—
鳥取	118,743	96	0.08	24	—
島根	176,024	157	0.09	21	—
岡山	247,267	526	0.21	9	—
広島	300,331	650	0.22	42	—
山口	215,713	383	0.18	5	1
徳島	156,442	124	0.08	5	19
香川	130,688	124	0.09	5	4
愛媛	212,484	198	0.09	41	—
高知	190,047	132	0.07	31	3
福岡	471,683	205	0.04	39	10
佐賀	144,862	118	0.08	7	7
長崎	232,949	140	0.06	12	—
熊本	256,845	485	0.19	22	29
大分	196,781	451	0.23	4	66
宮崎	181,410	117	0.06	6	17
鹿児島	278,991	669	0.24	5	—
沖縄	153,074	196	0.13	—	—
合計	14,385,873	16,059	0.11	1,295	1,051

(注)　消防関係補助金及び貸付金は，市町村の消防施設にかかる分のみで，消防防災主管課所管以外のものを含む。

学校費のほか，防災資機材施設の建設，管理運営費等がある。

防火対象物の過密，多様化のみならず，異常気象，地震災害等による災害の特殊多様化，大規模化，広域化が予想されることにかんがみ，都道府県が後述のように市町村に対し助成措置を強化するとともに防災無線通信施設及び防災資機材施設を設置するなど自らが防災活動の一端をにない，防災体制の広域化，高度化を図る必要が高まっている。

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては補助金と貸付金がある。

昭和50年度における補助金の総額は12億9,500万円で前年度に比べ4億4,500万円（25.6％）の減となっている。

補助対象，補助率等は，各都道府県により同一ではないが各地の実情に応じて，小型動力ポンプ，消防無線，防火水そう，科学消防施設等を対象に国庫補助に準じ定率又は定額の補助をしているか，あるいは，国庫補助に上積み補助している。

また，貸付金の総額は，10億5,100万円で前年度より3億9,300万円（27.2％）減少している。

このように都道府県の市町村に対する助成は，国の補助金の交付及び地方債のあっ施とともに，地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており，なお一層の拡充が望まれる。

（4）　国の消防費

消防庁の昭和52年度予算額は，第13—14表に示すとおり，全体で134億5,477万円で前年度より20億486万円（17.5％）の増となっている。

（5）　消防財政の強化

以上のように，消防財政は逐年着実に充実されているが，一方，消防業務の多様化，高度化に伴い，現在の消防力は人員及び施設の両面でなお不足しており，今後これらを裏付ける消防財源の拡充強化が一層必要である。

まず，人員の面では，消防職員，団員の増員及び処遇改善のための財政措

第13—14表　昭和52年度消防庁関係予算主要事項別一覧

（単位　千円）

事　　項	昭和52年度予算額(A)	昭和51年度当初予算額(B)	差引増減額(A)—(B)	対前年度比率(A)／(B)×100(%)
◎ 主要事項				
1. 消防施設等整備に必要な経費	9,196,920	7,878,168	1,318,752	116.7
消防施設等整備費補助金	8,244,092	6,646,670	1,597,422	124.0
林野消防施設等整備費補助金	133,515	113,048	20,467	118.1
防災資機材施設整備費補助金	54,000	54,000	0	100.0
石油コンビナート消防施設整備費補助金	670,713	978,450	△ 307,737	68.6
消防吏員待機宿舎施設整備費補助金	94,600	86,000	8,600	110.0
2. 大震火災等防災対策に必要な経費	2,787,693	2,249,496	538,197	123.9
大震火災対策施設整備費補助金	996,999	756,734	240,265	131.8
防災知識啓発等委託費	319,888	319,888	0	100.0
空中消火試験等	70,806	272,874	△ 202,068	26.0
消防防災無線通信施設整備費補助金	1,400,000	900,000	500,000	155.6
3. 救急業務対策に必要な経費	119,758	84,670	35,088	141.4
救急業務協力推進費補助金	52,000	84,000	△ 32,000	61.9
救急医療情報収集装置整備費補助金	62,905	0	62,905	皆　増
消防大学校救急科の増設等経費	4,853	670	4,183	724.3
小　　計	12,104,371	10,212,334	1,892,037	118.5
◎ 上記以外の重点事項				
1. (財)日本消防協会補助に必要な経費	41,000	41,000	0	100.0
2. 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	61,319	58,225	3,094	105.3
3. 退職消防団員報償に必要な経費	230,949	228,613	2,336	101.0
4. 消防吏員及び消防団員に授与する賞じゅつ金に必要な経費	50,000	40,000	10,000	125.0
5. 自治体消防制度発足30周年記念行事に必要な経費	9,530	0	9,530	皆　増
小　　計	392,798	367,838	24,960	106.8
◎ その他の一般行政経費（本庁，消防大学校，消防研究所）	957,596	869,734	87,862	110.1
合　　計	13,454,765	11,449,906	2,004,859	117.5

置が今後の課題であり，このための交付税措置の充実等一般財源の強化が望まれる。

また施設の面では，その整備の計画性を図るとともに，災害の多様化に対応した科学消防施設の整備等，消防施設等整備費補助金の一層の強化，拡充を図る必要がある。

附　属　資　料

附属資料1　昭和51年都道府県別火災損害状況（全火災）

都道府県別	出火件数 計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	焼損むね数 計	全焼	半焼	部分焼	焼損面積 建物(㎡)	林野(アール)
北海道	2,795	2,213	127	144	34	—	277	2,632	929	406	1,299	172,293	80,003
青森	1,013	707	202	31	9	—	64	935	402	101	432	55,432	39,269
岩手	684	461	151	25	6	1	40	736	394	69	273	53,526	109,961
宮城	1,064	692	157	39	8	—	168	954	393	106	455	55,666	18,723
秋田	599	434	98	16	2	—	49	604	295	65	244	56,392	24,711
山形	742	496	115	20	3	—	108	2,426	1,956	86	384	186,224	5,089
福島	1,145	696	208	57	1	—	183	948	429	102	417	59,629	12,403
茨城	1,593	846	233	81	1	—	432	1,077	447	93	537	47,117	9,223
栃木	1,161	646	165	51	—	—	299	903	381	67	455	44,930	9,187
群馬	1,216	744	84	64	—	—	324	1,106	398	97	611	52,412	3,128
埼玉	2,350	1,568	80	116	—	—	586	2,028	592	202	1,234	76,969	1,665
千葉	2,549	1,379	335	102	9	—	724	1,732	570	166	996	53,508	6,797
東京	7,500	4,595	43	403	2	3	2,454	6,352	735	470	5,147	95,299	309
神奈川	3,099	1,859	54	180	9	—	997	2,506	594	219	1,693	75,870	1,191
新潟	1,049	793	150	40	5	—	61	1,009	365	109	535	68,716	10,421
富山	398	309	37	19	1	—	32	421	133	51	237	22,637	849
石川	457	292	83	22	3	—	57	420	123	52	245	21,639	5,265
福井	355	254	46	23	4	—	28	330	132	41	157	26,218	1,081
山梨	457	240	63	19	—	—	135	294	99	32	163	13,769	2,525
長野	799	587	108	29	—	—	75	740	265	95	380	50,302	4,108
岐阜	1,325	685	112	58	1	—	469	865	224	112	529	46,678	2,313
静岡	1,934	1,137	147	101	8	—	541	1,490	414	116	960	51,809	10,969
愛知	4,527	2,103	137	206	6	—	2,075	2,624	496	250	1,878	74,917	3,255
三重	1,168	523	160	48	5	—	432	666	223	48	395	22,723	9,189
滋賀	486	295	40	37	—	—	114	360	112	51	197	17,325	1,986
京都	597	461	58	25	1	—	52	697	229	112	356	29,199	1,772
大阪	4,950	3,479	85	346	19	—	1,021	4,301	588	388	3,325	112,752	1,045
兵庫	2,953	1,817	291	166	17	—	662	2,331	552	198	1,581	81,190	15,134
奈良	242	197	19	10	—	—	16	260	132	35	93	22,456	2,566
和歌山	313	220	47	19	1	—	26	308	144	40	124	32,469	10,073

附属資料1　昭和51年都道府県別火災損害状況（全火災）（つづき）

区分 / 都道府県別	出火件数 計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
鳥取	302	212	32	6	4	—	48
島根	431	275	90	16	1	—	49
岡山	1,019	665	159	48	2	—	145
広島	1,554	923	189	74	12	—	356
山口	1,004	583	155	41	6	—	219
徳島	444	301	41	17	4	—	81
香川	659	443	49	45	5	—	117
愛媛	700	516	62	30	9	—	83
高知	411	276	55	25	3	—	52
福岡	1,804	1,270	149	101	3	1	280
佐賀	335	234	42	16	—	—	43
長崎	673	406	107	29	10	—	121
熊本	599	451	77	24	4	—	43
大分	575	383	92	22	7	—	71
宮崎	504	323	59	16	—	—	106
鹿児島	716	485	135	33	4	—	59
沖縄	1,054	322	421	59	4	—	248
全国計	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622
札幌	579	492	4	34	—	—	49
東京	5,493	3,632	—	320	—	3	1,538
川崎	420	315	—	31	—	—	74
横浜	1,218	668	—	72	4	—	474
名古屋	1,430	693	30	81	3	—	623
京都	231	211	1	13	—	—	6
大阪	1,922	1,364	—	136	14	—	408
神戸	824	500	63	52	9	—	200
北九州	319	233	19	25	2	—	40
福岡	342	293	5	23	1	—	20
10大都市計	12,778	8,401	122	787	33	3	3,432

別火災損害状況（全火災）（つづき）

焼損むね数 計	全焼	半焼	部分焼	焼損面積 建物(㎡)	林野(アール)
312	108	40	164	16,591	1,330
432	173	46	213	24,273	3,335
859	269	94	496	37,525	9,594
1,267	321	151	795	49,827	21,024
786	231	83	472	34,655	4,251
414	127	46	241	19,059	1,473
577	162	61	354	21,836	2,896
675	225	63	387	30,811	2,383
413	188	44	181	16,126	2,306
1,695	454	200	1,041	64,775	10,803
298	103	26	169	14,445	1,608
573	243	61	269	32,384	10,765
625	275	45	305	36,128	6,159
499	176	61	262	26,338	11,466
464	209	37	218	23,944	1,509
625	303	41	281	27,487	5,309
387	130	35	222	10,877	67,498
52,956	16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919
553	74	67	412	14,374	3,362
5,074	518	402	4,154	75,287	—
399	74	43	282	9,341	—
887	199	83	605	22,711	—
923	116	81	726	17,423	457
377	101	82	194	14,005	200
1,808	182	192	1,434	40,568	—
727	163	52	512	24,200	3,816
312	83	45	184	11,956	745
458	99	57	302	13,851	40
11,518	1,609	1,104	8,805	243,716	8,620

附属資料1　昭和51年都道府県

区分 / 都道府県別	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	126	468	2,115	765	332	1,018	6,997
青森	41	144	698	304	85	309	2,580
岩手	18	88	427	180	41	206	1,609
宮城	26	81	600	237	62	301	2,181
秋田	19	81	416	184	49	183	1,623
山形	15	1,137	1,402	1,109	49	244	4,925
福島	31	103	502	211	51	240	1,854
茨城	48	111	645	252	54	339	2,364
栃木	28	101	528	196	37	295	2,050
群馬	50	175	627	209	56	362	2,372
埼玉	70	323	1,529	455	154	920	5,277
千葉	68	265	1,179	361	114	704	4,019
東京	149	1,352	6,190	1,274	654	4,262	17,676
神奈川	84	418	2,375	626	173	1,576	7,638
新潟	25	165	711	270	69	372	2,865
富山	13	84	269	84	35	150	1,141
石川	14	82	326	104	43	179	1,114
福井	22	46	188	84	19	85	644
山梨	7	49	182	60	21	101	669
長野	22	123	461	155	58	248	1,809
岐阜	22	164	594	158	104	332	2,081
静岡	61	268	896	262	62	572	3,245
愛知	99	367	1,916	378	201	1,337	6,573
三重	43	123	362	123	30	209	1,297
滋賀	13	69	226	72	38	116	853
京都	28	117	616	243	73	300	1,586
大阪	95	697	4,245	1,019	355	2,871	13,074
兵庫	51	417	2,069	544	160	1,365	6,635
奈良	15	42	189	110	30	49	663
和歌山	13	59	179	74	23	82	620

別火災損害状況（全火災）（つづき）

損害額（千円）								
合計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
8,424,835	2,967,748	5,184,469	8,152,217	79,657	49,762	98,993	—	44,206
2,298,438	971,762	1,152,178	2,123,940	145,334	15,372	2,137	—	11,655
3,371,742	949,338	1,399,598	2,348,936	951,071	9,967	18,311	40,000	3,457
2,256,995	1,089,203	1,030,070	2,119,273	50,587	11,941	30,140	—	45,054
1,578,029	892,699	646,632	1,539,331	21,280	8,855	1,177	—	7,386
41,870,077	19,318,304	21,622,312	40,940,616	13,872	6,742	2,622	—	906,225
1,956,054	927,633	957,875	1,885,508	41,024	15,166	150	—	14,206
2,391,026	969,692	1,338,243	2,307,935	25,081	38,169	5,600	—	14,241
2,829,280	886,131	1,870,453	2,756,584	35,713	16,697	—	—	20,286
2,096,061	930,922	1,121,622	2,052,544	15,556	12,657	—	—	15,304
5,129,743	2,306,098	2,754,413	5,060,511	1,244	36,043	—	—	31,945
2,318,031	1,260,512	971,549	2,232,061	14,717	20,721	2,511	—	48,021
17,322,188	5,096,633	11,870,984	16,967,617	414	86,425	245	128,959	138,528
4,705,973	2,431,150	2,123,301	4,554,451	9,589	96,540	14,957	—	30,436
2,566,083	1,414,268	1,099,300	2,513,568	19,872	10,719	4,328	—	17,596
824,676	445,986	368,090	814,076	2,768	2,038	240	—	5,554
1,091,864	580,965	446,025	1,026,990	32,863	5,134	23,265	—	3,612
1,229,058	363,168	857,265	1,220,433	1,625	5,845	72	—	1,083
611,420	283,343	315,297	598,640	7,110	3,385	—	—	2,295
1,678,131	724,545	927,709	1,652,254	14,742	6,512	—	—	4,623
2,181,457	1,177,157	978,317	2,155,474	8,814	10,535	200	—	6,434
2,818,937	1,423,769	1,247,404	2,671,173	37,399	59,106	25,004	—	26,257
4,161,112	1,903,763	2,156,850	4,060,613	5,929	37,271	24,611	—	32,688
1,196,935	561,037	474,950	1,035,987	21,712	19,364	63,550	—	56,322
893,142	396,069	467,502	863,571	5,811	20,742	—	—	3,018
1,967,565	1,223,349	729,303	1,952,652	4,418	7,030	15	—	3,450
8,812,824	3,501,973	5,158,444	8,660,417	1,093	49,685	14,186	—	87,443
6,630,933	2,628,913	3,610,269	6,239,182	33,048	55,546	105,908	—	197,249
1,523,844	575,868	852,044	1,427,912	32,365	1,550	—	—	62,017
1,960,156	913,807	900,105	1,813,912	109,085	5,624	20	—	31,515

附属資料1　昭和51年都道府県別火災損害状況（全火災）（つづき）

都道府県別	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
鳥取	12	34	191	65	25	101	711
島根	3	41	258	100	25	133	949
岡山	21	135	548	165	59	324	1,891
広島	36	182	1,062	313	110	639	3,270
山口	32	104	660	228	78	354	2,031
徳島	4	71	246	80	24	142	870
香川	20	108	358	104	42	212	1,252
愛媛	23	88	461	150	40	271	1,524
高知	10	49	272	133	27	112	745
福岡	58	288	1,437	497	146	794	4,667
佐賀	8	67	199	56	23	120	784
長崎	19	93	467	229	33	205	1,556
熊本	13	99	456	202	26	228	1,609
大分	16	92	383	148	39	196	1,232
宮崎	16	77	327	126	22	179	1,103
鹿児島	23	85	457	217	28	212	1,403
沖縄	18	33	272	118	23	131	973
全国計	1,648	9,365	40,716	13,034	4,002	23,680	134,604
札幌	30	93	524	98	90	336	1,515
東京	109	1,081	5,144	1,096	573	3,475	14,419
川崎	16	81	653	134	33	486	2,018
横浜	31	154	837	258	73	506	2,624
名古屋	26	121	855	127	79	649	2,675
京都	17	69	405	161	52	192	834
大阪	27	287	1,821	394	178	1,249	5,361
神戸	19	98	874	272	64	538	2,491
北九州	17	69	303	125	34	144	928
福岡	15	80	448	153	44	251	1,319
10大都市計	307	2,133	11,864	2,818	1,220	7,826	34,184

損害額（千円）

合計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
505,418	287,574	213,844	501,418	1,314	870	773	—	1,043
1,122,571	512,296	594,641	1,106,937	5,985	6,098	—	—	3,551
2,447,083	581,470	765,737	1,347,207	23,378	15,777	47	—	1,060,674
2,838,583	1,006,574	1,722,859	2,729,433	58,992	16,572	22,102	—	11,484
1,219,044	599,862	547,539	1,147,401	9,586	7,964	872	—	53,221
820,959	372,885	424,059	796,944	10,950	1,868	4,160	—	7,037
1,062,625	644,113	592,482	1,036,595	3,151	7,489	6,996	—	8,394
1,296,103	553,440	691,745	1,245,185	21,863	8,050	13,299	—	7,706
683,315	332,298	322,632	654,930	17,538	5,722	1,850	—	3,275
2,680,645	1,280,323	1,202,539	2,482,862	92,165	24,168	1,460	70,000	9,990
599,949	292,049	299,179	591,228	4,528	2,975	—	—	1,218
1,852,705	530,917	534,299	1,065,216	73,696	4,371	668,387	—	41,035
1,365,455	599,304	712,029	1,311,333	17,209	5,828	19,091	—	11,994
1,016,927	278,399	552,114	830,513	14,686	147,159	2,879	—	21,690
770,948	421,881	330,244	752,125	7,916	3,332	—	—	7,575
901,899	439,753	442,454	882,207	11,052	5,196	2,527	—	917
1,073,106	368,959	347,320	716,279	275,481	14,404	3,303	—	63,639
160,953,944	68,017,902	84,928,289	152,946,191	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549
944,643	367,834	563,019	930,853	664	1,615	—	—	11,511
14,655,996	4,102,948	10,274,554	14,377,502	—	65,526	—	128,959	84,009
648,197	397,852	239,213	637,065	—	7,005	—	—	4,127
1,421,848	692,080	689,973	1,382,053	—	20,226	3,010	—	16,559
1,308,951	582,479	683,964	1,266,443	1,304	11,649	19,068	—	10,487
1,441,725	941,914	494,017	1,435,931	8	5,056	—	—	730
2,830,229	1,148,235	1,626,075	2,774,310	—	17,804	13,426	—	24,689
2,914,015	831,718	1,935,787	2,767,505	1,206	23,915	99,960	—	21,429
511,149	231,032	266,805	497,837	454	5,135	1,425	—	6,298
679,699	307,313	368,486	675,799	112	3,262	35	—	491
27,356,452	9,603,405	17,141,893	26,745,298	3,748	161,193	136,924	128,959	180,330

附属資料2　昭和51年出火原因別損害状況（全火災）

区分 / 出火原因	出火件数	焼損面積（m²）	焼損むね数	り災世帯数	損害額（千円）
たばこ	8,814	13,363,050	5,235	4,721	10,731,756
たき火	6,616	8,148,021	1,613	527	2,041,049
火あそび	6,247	2,429,037	3,840	2,630	4,503,690
こんろ	4,293	245,043	5,003	4,765	5,718,958
風呂かまど	3,155	80,257	3,632	3,264	3,081,908
ストーブ	2,757	176,750	3,684	3,790	9,438,324
放火	2,524	79,719	1,872	1,523	3,125,523
マッチ・ライター	2,102	4,777,160	1,354	1,441	2,407,597
放火の疑い	1,941	152,668	1,504	979	2,773,999
煙突・煙道	1,308	86,322	1,470	954	2,491,624
電灯・電話等の配線	727	26,936	568	362	1,914,119
こたつ	685	56,086	971	901	2,253,586
取灰	610	83,026	765	469	1,191,000
灯火	607	41,808	745	785	1,572,835
電気装置	546	21,142	433	124	1,200,622
炉	518	31,910	527	119	1,201,329
かまど	469	47,379	559	294	902,122
配線器具	464	8,516	345	219	788,364
電灯・ネオン	419	16,574	429	234	594,597
交通機関内配線	391	738	21	8	221,915
内燃機関	383	81,357	73	28	302,463
電気・アイロン・こて	223	11,047	306	291	661,867
火ばち	65	14,207	85	55	127,020
いろり	54	18,686	71	33	81,890
その他の電気関係	1,940	221,119	1,866	1,227	4,718,946
その他・不明	14,446	28,840,489	15,985	10,973	96,906,841
合計	62,304	59,059,047	52,956	40,716	160,953,944

附属資料3　昭和51年建物火災の火元建物用途別構造別損害状況

区分 / 損害状況 用途	構造	出火件数（件）	焼損面積（m²）	火元むね数	火災件数うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額（千円）	昭和50年出火件数
居住	木造	13,529	656,538	13,467	2,242	4,762	18,799	27,918,394	13,833
	防火造	3,539	72,994	3,527	280	518	5,710	5,903,264	3,398
	簡易耐火造	604	18,334	601	59	102	794	1,136,248	499
	耐火造	1,582	11,611	1,574	18	22	1,839	1,001,397	1,457
	その他不明	205	7,707	171	83	133	260	349,712	249
	計	19,459	767,184	19,340	2,682	5,537	27,402	36,309,015	19,436
事務所	木造	307	18,100	307	58	114	211	817,858	325
	防火造	119	3,699	118	11	19	81	378,905	150
	簡易耐火造	131	4,443	131	13	19	45	286,952	118
	耐火造	182	520	180	1	1	55	104,331	172
	その他不明	45	1,630	43	8	14	16	60,620	47
	計	784	28,392	779	91	167	408	1,648,666	812
飲食店	木造	561	35,166	559	103	264	618	2,108,887	570
	防火造	318	11,090	318	41	85	352	1,072,547	332
	簡易耐火造	86	12,968	86	7	9	44	981,374	80
	耐火造	215	2,312	214	4	7	42	243,657	206
	その他不明	23	2,210	23	6	7	14	114,050	19
	計	1,203	63,746	1,200	161	372	1,070	4,520,515	1,207
百貨店マーケット	木造	17	3,343	17	3	10	21	161,269	18
	防火造	8	1,766	8	1	8	18	144,534	7
	簡易耐火造	18	2,031	18	4	5	6	197,139	20
	耐火造	53	387	52	1	1	4	112,514	71
	その他不明	8	92	6	3	4	1	3,376	8
	計	104	7,619	101	12	28	50	618,832	124
その他の店舗	木造	1,194	85,706	1,190	278	634	1,771	6,271,283	1,214
	防火造	531	19,488	527	75	146	792	2,074,510	455
	簡易耐火造	155	8,145	154	14	31	359	918,762	144
	耐火造	251	3,090	250	5	5	162	458,169	269
	その他不明	16	526	15	4	8	11	64,692	34
	計	2,147	116,955	2,136	376	824	3,095	9,787,416	2,116
工場・作業場	木造	2,596	311,920	2,582	609	1,609	1,766	14,135,787	2,588
	防火造	582	35,196	580	78	178	416	3,156,245	544
	簡易耐火造	1,579	107,419	1,560	94	207	216	8,420,246	1,407
	耐火造	281	5,166	275	4	5	39	1,116,447	333
	その他不明	272	27,425	257	46	98	76	1,417,830	249
	計	5,310	487,126	5,254	831	2,097	2,513	28,246,555	5,121
倉庫	木造	2,433	174,954	2,415	664	1,259	1,077	5,704,455	2,460
	防火造	182	15,265	181	37	68	155	1,269,743	214
	簡易耐火造	414	28,150	411	38	60	65	2,994,981	400
	耐火造	97	9,023	97	5	5	26	699,597	95
	その他不明	170	8,695	163	33	49	31	415,277	139
	計	3,296	236,087	3,267	777	1,441	1,354	11,084,053	3,308

附属資料3　建物火災の火元建物用途別構造別損害状況（つづき）

区分 ＼ 損害状況	構造	出火件数（件）	焼損面積（m²）	火元むね数	火災件数うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額（千円）	昭和50年出火件数
車庫	木造	107	5,586	106	21	58	55	172,076	123
	防火造	28	716	28	2	3	25	50,125	29
	簡易耐火造	72	1,357	70	6	11	25	84,910	51
	耐火造	33	563	33	1	1	16	123,700	20
	その他不明	13	3,262	13	2	2	2	1,407,029	23
	計	253	11,484	250	32	75	123	1,837,831	246
養畜舎	木造	481	54,443	477	102	151	89	961,871	429
	防火造	22	4,077	22			1	71,825	12
	簡易耐火造	79	9,852	79	6	8	4	158,417	68
	耐火造	4	59	4				2,181	3
	その他不明	39	4,384	38	7	14	5	68,819	41
	計	625	72,815	620	115	173	99	1,263,113	553
宿泊所（旅館・ホテル）	木造	131	15,771	130	22	71	148	862,591	158
	防火造	65	6,231	65	6	12	63	281,791	72
	簡易耐火造	20	686	19	1	1	8	34,606	26
	耐火造	98	1,134	98	2	1	31	97,266	89
	その他不明	1	43	1				500	9
	計	315	23,865	313	31	85	250	1,276,754	354
興行場（劇場・映画館）	木造	51	159,237	50	18	1,806	1,075	39,807,223	48
	防火造	32	3,313	32	4	4	30	399,776	32
	簡易耐火造	20	1,524	19	2	2	8	178,767	26
	耐火造	47	2,650	47			2	161,628	60
	その他不明	1	362	1			1	35,162	3
	計	151	167,086	149	24	1,812	1,116	40,582,556	169
病院・診療所	木造	56	1,746	55	6	17	39	842,314	61
	防火造	35	1,216	35	5	10	40	210,699	41
	簡易耐火造	8	3	8			2	1,769	13
	耐火造	84	863	83			21	84,215	95
	その他不明	2		1				40	
	計	185	3,828	182	11	27	102	1,139,037	210
学校	木造	166	46,604	166	20	88	40	1,188,792	176
	防火造	39	5,734	39	5	9	12	114,362	37
	簡易耐火造	42	3,194	40			1	247,623	39
	耐火造	191	2,463	189	1	1	2	147,770	198
	その他不明	6	300	6				4,994	5
	計	444	58,295	440	26	98	55	1,703,541	455
社会福祉施設	木造	14	2,182	14	4	5	4	39,763	22
	防火造	7	2	7			1	88	6
	簡易耐火造	7	140	7			2	4,077	22
	耐火造	24	104	24			10	14,139	18
	その他不明	2	46	2				544	3
	計	54	2,474	54	4	5	17	58,611	71

附属資料3　建物火災の火元建物用途別構造別損害状況（つづき）

区分 ＼ 損害状況	構造	出火件数（件）	焼損面積（m²）	火元むね数	火災件数うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額（千円）	昭和50年出火件数
官公署	木造	44	3,744	44	8	14	4	82,112	48
	防火造	10	1,514	10	1	1	3	36,373	7
	簡易耐火造	9	932	9			8	26,257	14
	耐火造	27	50	27			2	4,715	22
	その他不明	5	92	4	2	4		1,852	7
	計	95	6,332	94	11	19	17	151,309	98
神社・寺院教会	木造	228	20,224	228	46	75	112	2,169,201	198
	防火造	9	488	9	1	1	5	12,022	10
	簡易耐火造	3	26	3				3,783	1
	耐火造	8	7	7			2	938	6
	その他不明	1	80	1			1	1,000	1
	計	249	20,825	248	47	76	120	2,186,944	216
浴場	木造	47	3,732	47	10	23	58	120,481	38
	防火造	12	947	12	2	5	16	32,077	25
	簡易耐火造	3		3				6	5
	耐火造	17	80	17	1	1	7	10,844	17
	その他不明								
	計	79	4,759	79	13	29	81	163,408	85
その他特殊建物	木造	85	3,341	85	8	19	12	62,653	78
	防火造	14	1,276	14			2	46,594	25
	簡易耐火造	17	754	17			1	41,555	18
	耐火造	25	432	23	1	1	1	62,508	33
	その他不明	7	169	7	2	2	1	6,235	6
	計	148	5,972	146	11	22	17	219,545	160
附属建築物	木造	1,691	56,448	1,681	360	631	873	1,505,589	1,777
	防火造	73	1,987	72	11	40	54	56,324	65
	簡易耐火造	97	1,164	96	3	4	28	47,387	77
	耐火造	40	360	40	2	3	15	27,458	41
	その他不明	70	1,473	60	26	29	28	40,505	56
	計	1,971	61,432	1,949	402	687	998	1,677,263	2,016
その他・不明	木造	577	68,069	570	150	358	580	3,440,155	534
	防火造	227	16,143	227	32	54	295	1,330,594	174
	簡易耐火造	173	11,285	173	18	28	105	733,516	155
	耐火造	549	5,360	547	5	8	238	1,112,618	502
	その他不明	398	20,014	71	459	748	611	1,854,344	333
	計	1,924	120,871	1,588	664	1,193	1,829	8,471,227	1,698
合計	木造	24,315	1,726,854	24,190	4,732	11,968	27,352	108,372,745	24,698
	防火造	5,852	203,142	5,831	592	1,141	8,071	16,642,398	5,635
	簡易耐火造	3,537	212,407	3,504	265	487	1,721	16,498,375	3,183
	耐火造	3,808	46,234	3,781	51	59	2,514	5,586,092	3,707
	その他不明	1,284	78,510	883	681	1,112	1,058	5,846,581	1,232
	計	38,796	2,267,147	38,189	6,321	14,767	40,716	152,946,191	38,455

附属資料4　昭和51年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
	（1）住宅			
1	岩手県大槌町	住宅		1月13日　1時30分
2	埼玉県川越市	住宅		1月16日　23時12分
3	兵庫県伊丹市	住宅		1月26日　14時50分
4	滋賀県中主町	住宅		1月28日　0時30分
5	神奈川県横浜市	住宅		2月5日　6時42分
6	神奈川県横須賀市	住宅		2月5日　12時40分
7	千葉県市原市	住宅		2月7日　4時00分
8	埼玉県新座市	住宅		2月26日　23時28分
9	東京都江戸川区	住宅		2月29日　2時40分
10	東京都豊島区	住宅		2月29日　5時26分
11	東京都足立区	住宅		3月7日　22時34分
12	宮城県丸森町	住宅		3月11日　2時15分
13	大阪府柏原市	住宅		3月13日　15時30分
14	秋田県羽後町	住宅		3月14日　2時20分
15	群馬県笠懸村	住宅		3月20日　0時50分
16	長野県長野市	住宅		3月30日　0時40分
17	群馬県安中市	住宅		4月7日　1時07分
18	東京都渋谷区	住宅		4月29日　2時50分
19	岩手県大東町	住宅		4月30日　23時10分
20	三重県津市	住宅		5月7日　1時30分
21	千葉県松戸市	住宅		5月15日　2時14分
22	大阪府吹田市	住宅		7月9日　8時19分
23	福岡県北九州市	住宅		10月15日　17時10分
24	北海道足寄町	住宅		11月3日　8時01分

火災事例一覧

（ここに掲げた火災は死者3人以上，建物焼損面積3,000m²以上，林野焼損面積50ヘクタール以上，り災世帯60世帯以上，損害額1億円以上のいずれかに該当した火災を収録したものである。）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
3	1	3	10	2	27	2,126	石油ストーブの火がカーテンに着火
—	—	1	6	1	315	113,274	電気こたつのつけ放し
3	1	4	16	1	39	1,592	マッチの火あそび
3	—	1	4	1	139	1,559	風呂かまど
4	1	1	5	1	51	3,618	石油ストーブの火が衣類に着火
3	—	2	6	1	68	5,061	マッチの火あそび
3	—	1	3	1	33	1,305	不明
3	—	2	8	2	76	3,168	石油ストーブ
—	—	5	12	6	708	122,962	たばこの火の落下
—	—	1	3	2	43	143,534	不明
4	2	32	81	25	1,155	99,547	石油ストーブ
3	1	1	4	10	755	5,937	炭火
—	—	15	60	19	1,413	104,780	調査中
5	—	1	5	1	245	6,690	不明
3	—	1	4	2	164	9,675	配電用変圧器の過熱
3	—	1	3	1	78	2,605	風呂かまど
3	—	1	6	2	163	2,756	たばこの火の不始末
3	2	22	53	11	581	85,120	不明
3	3	1	6	1	113	1,020	ローソクの火の置き忘れ
4	1	1	6	1	91	8,565	たばこの火
3	—	3	10	3	69	3,790	火あそび
3	—	1	4	1	—	70	放火
3	—	7	23	3	302	8,458	不明
3	—	4	14	2	240	3,824	不明

附属資料4　昭和51年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
25	鹿児島県名瀬市	住宅		11月28日　0時50分
26	茨城県阿見町	住宅		12月10日　17時55分
27	広島県八千代町	住宅		12月23日　13時27分
28	北海道札幌市	住宅		12月25日　16時27分
29	東京都文京区	住宅		12月25日　21時27分
30	青森県七戸町	住宅		12月30日　11時50分
	（2）併用住宅			
1	北海道羅臼町	店舗併用		2月24日　5時20分
2	東京都大田区	店舗併用		5月30日　2時20分
3	神奈川県大和市	店舗併用		10月10日　1時05分
	（3）共同住宅・寄宿舎			
1	大阪府高槻市	共同住宅		1月25日　0時10分
2	静岡県相良町	共同住宅		2月28日　7時42分
3	京都府京都市	共同住宅		4月19日　0時50分
4	愛媛県新居浜市	共同住宅		5月21日　22時34分
5	北海道札幌市	共同住宅		9月12日　20時30分
6	沖縄県那覇市	共同住宅		11月27日　0時20分
7	茨城県総和町	寄宿舎		12月1日　21時10分
	（4）店舗			
1	神奈川県川崎市	ガソリンスタンド	㈱光神石油	2月15日　9時44分
2	三重県飯南町	駄菓子小売業		3月25日　23時45分
3	広島県広島市	男子洋服小売業	ダイヤカンパニーライフ	4月21日　0時29分
4	島根県川本町	呉服衣料洋品雑貨小売業	ハリハラ衣料センター	4月23日　1時00分
5	北海道深川市	商品小売業	深川小売市場	5月10日　1時55分
6	大阪府門真市	スナックバー	スナックロッヂ	8月16日　23時30分
7	香川県高松市	男子洋服店	テーラー旭屋	10月15日　21時45分
8	東京都墨田区	キャバレー	サロンうたまろ	12月4日　0時33分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
—	1	28	96	24	1,431	139,777	調査中
3	—	1	1	1	54	7,000	放火
3	—	1	5	1	202	2,032	放火
3	—	1	5	1	35	3,900	石油ストーブの過熱
3	—	1	5	1	56	16,500	石油ストーブの火がカーテンに着火
3	—	1	5	1	20	400	電気こたつの過熱
4	—	1	5	1	156	4,987	石油ストーブの火が衣類に着火
—	3	62	131	17	685	132,952	不明
—	—	5	17	7	913	116,227	不明
3	—	2	8	3	134	2,204	ガスコンロの消し忘れ
3	1	1	9	1	44	1,069	プロパンガスの爆発
1	1	102	162	23	1,139	調査中	調査中
4	—	1	6	1	1	172	ローソクの火
3	—	6	10	1	13	670	不明
3	—	1	5	1	23	638	電気ストーブに掛布団が接触
—	—	1	12	1	3,505	397,836	調査中
—	5	233	816	1	60	84,381	プロパンガスの漏洩
4	—	1	4	1	123	2,298	調査中
—	—	19	51	15	3,197	551,108	不明
—	—	12	49	11	1,831	138,682	取灰の火
—	2	32	87	15	2,908	221,812	不明
4	7	4	15	1	218	11,494	放火
2	—	2	6	5	646	117,616	不明
6	2	—	—	1	75	7,810	放火

附属資料4　昭和51年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
9	京都府京都市	織物卸売業	藤瀬会館	12月15日　22時45分
10	和歌山県白浜町		レジャーランドハマプランカ	12月24日　17時30分
11	東京都大田区	中華料理店	徐州	12月26日　22時52分
	(5) 工場			
1	大阪府守口市	プラスチック原料加工販売	㈱八光化学工業	1月8日　3時27分
2	岩手県矢巾町	トランジスター製造業	㈱アイワ	1月15日　11時10分
3	埼玉県蕨市	電気音響機械器具製造業	㈲赤松製作所	1月19日　17時43分
4	熊本県湯前町	製材業	㈱日進木材工業	1月21日　21時10分
5	和歌山県新宮市	製材業	㈲丸和製材所	1月30日　9時20分
6	神奈川県横浜市	弁当仕出屋	平沼給食センター	1月31日　3時19分
7	東京都板橋区	写真機・同付属品製造業	KKコバル	1月31日　23時50分
8	栃木県栃木市	猟銃製造業	㈱オリン晃電社	2月2日　2時30分
9	青森県弘前市	農業協同組合	神栄	2月9日　11時30分
10	福井県松岡町	人絹織物業	丸弘機業	2月14日　0時35分
11	岐阜県安八町	民生用電気機械器具製造業	㈱サンヨー電機	2月24日　13時43分
12	岐阜県坂祝町	自動車製造業	㈱東洋工機	2月28日　23時50分
13	千葉県富里村	落花生加工業	㈱深井産業	3月6日　11時20分
14	群馬県前橋市	家具製造業	㈱白石木産	3月8日　4時38分
15	東京都荒川区	プラスチック製品製造業	アオキ合成樹脂工業所	3月10日　13時58分
16	埼玉県三郷市	洗たく業	㈱ダスキン	3月24日　23時30分
17	愛媛県広見町	縫製業	㈱スラブ	4月2日　17時30分
18	東京都足立区	なめし皮製造業	KKニッピ	4月5日　13時47分
19	宮城県古川市	網製造業	㈱佐々木製網	4月27日　18時20分
20	大阪府東大阪市	紡毛紡績業	㈱羊興毛糸紡績	5月9日　14時38分
21	東京都足立区	非鉄金属製造業	㈱カシワザキ製作所	5月13日　20時44分
22	東京都荒川区	再生資源卸売業	㈱コウコクセンイショウコウ	5月14日　4時00分
23	東京都町田市	無線通信機械器具製造業	㈲ツルカワ電子製作所	5月30日　0時45分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積(m²)	損害額(千円)	出火原因
—	1	—	—	2	670	165,516	調査中
—	3	—	—	1	9,825	719,714	調査中
4	3	5	18	4	181	37,030	使用中の石油ストーブに給油
—	1	3	11	5	1,093	130,889	放火の疑い
—	—	—	—	1	773	136,662	アセチレンガス溶接機
3	5	1	4	3	101	12,016	混合油より発生したガスに石油ストーブの火が引火
—	—	3	9	4	2,192	247,154	石油ストーブ
—	—	3	13	12	3,214	71,700	調査中
3	—	4	14	5	162	14,240	調査中
—	1	—	—	1	245	376,773	コードのスパーク
—	—	—	—	1	1,908	709,209	調査中
—	2	—	—	1	1,517	202,634	溶接器のスパーク
—	—	4	22	13	4,835	316,678	ストーブの火の粉
—	3	—	—	1	6,105	551,992	グラインダーの火花
—	—	—	—	1	5,342	49,791	アセチレンガス溶接機
—	5	3	10	2	1,122	133,000	工業用炉の火が油に引火
—	—	1	3	8	3,117	177,286	不明
1	1	5	21	5	215	121,735	ストーブの引火
—	1	—	—	3	4,061	389,620	不明
—	—	—	—	1	2,137	226,465	調査中
—	2	—	—	1	400	329,594	ガス切断器
—	1	—	—	1	700	124,193	溶接器の火花
—	1	3	7	12	3,223	228,699	不明
—	—	5	21	7	803	155,802	不明
—	2	—	—	2	701	239,907	放火
—	1	3	5	5	314	123,099	たばこの火の落下

附属資料4　昭和51年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
24	三重県多気町	研磨工業	上田研磨工業所	7月7日　3時30分
25	長崎県時津町	段ボール製造業	㈱日本紙器	7月13日　18時25分
26	兵庫県神戸市	ゴム靴製造業	㈱丸藤化学工業	8月2日　0時50分
27	島根県松江市	プラスチック船製造修理業	㈲福島造船鉄工所	8月8日　3時40分
28	兵庫県神戸市	ゴム靴製造業	日栄化成工業所	8月11日　2時02分
29	青森県青森市	製材業	㈱斎藤木材	8月17日　16時28分
30	大阪府泉佐野市	タオル織物業	㈱橘産業	8月18日　19時30分
31	愛知県祖父江町	段ボール原紙製造業	㈱三興製紙	9月16日　19時17分
32	和歌山県那賀町	モップ製造業	㈱海南物産	9月19日　0時40分
33	徳島県鴨島町	綿織物業	㈱長尾テキスタイル	10月12日　21時15分
34	東京都東久留米市	針製造業	㈱イソップ製針所	10月17日　0時40分
35	大阪府貝塚市	紡績業	㈱泉州紡績	10月23日　19時00分
36	宮崎県延岡市	木材小割業	㈲興栄木材産業	10月30日　0時05分
37	岡山県岡山市	小麦粉製造業	㈱丸正製粉	11月6日　19時30分
38	大阪府貝塚市	綿織物	㈱田仲織物	12月1日　21時35分
39	岩手県盛岡市	小麦粉製造業	㈱東日本産業	12月7日　0時15分
40	兵庫県神戸市	合成皮革靴製造業	㈱東宝化学	12月7日　5時58分
41	東京都台東区	観賞用魚小売業	㈱東京観賞魚総合センター	12月9日　0時05分
42	東京都北区	金物類製造業	ジョウチ製作所	12月9日　4時14分
43	茨城県常陸太田市	製菓業	伊藤製菓	12月10日　20時15分
44	北海道名寄市	家具製造業	㈱シオミファニチア	12月14日　17時50分
45	東京都品川区	建具製造業	ミツムラゲンショクバンインサツジョ	12月20日　5時19分
46	東京都足立区	製綿業	スズキ製綿工場	12月23日　18時19分
47	北海道松前町	製材業	㈱三上製材所	12月26日　5時30分
48	兵庫県神戸市	合成皮革靴製造業	神戸昭和ゴム工業所	12月30日　0時25分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
3	1	1	4	3	202	4,892	乾燥炉の異常過熱
—	1	—	—	1	4,672	177,096	不明
—	—	4	15	6	1,827	188,908	調査中
—	1	6	12	16	3,693	205,942	不明
—	—	6	24	3	1,372	195,836	調査中
—	—	—	—	1	1,640	116,978	煙突の火の粉
—	3	—	—	1	1,664	228,071	不明
—	2	—	—	1	2,750	113,585	機械の調整の不適当
—	—	1	5	2	1,405	123,175	不明
—	—	—	—	1	2,100	158,356	電線の短絡
—	—	2	5	2	1,496	288,200	金属粉の急激な反応
—	2	—	—	9	2,363	138,600	不明
—	3	4	16	5	1,139	112,044	調査中
—	3	1	3	2	3,658	38,773	溶融金属
—	3	1	2	2	1,948	211,330	送配線のスパーク
—	1	16	50	19	2,558	194,106	焼却炉の過熱
—	—	1	4	7	2,713	271,615	不明
—	1	7	26	7	983	168,471	煙突の火の粉
—	—	—	—	3	641	102,890	不明
—	—	4	14	15	3,452	124,129	調査中
—	—	—	—	1	1,394	106,894	不明
—	1	—	—	1	71	163,960	電線の短絡
—	4	15	45	9	549	146,157	製綿機の火花
—	9	8	44	12	1,933	327,769	不明
4	—	17	62	11	909	83,865	調査中

附属資料4　昭和51年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
	（6）倉庫			
1	岩手県釜石市	酒屋	㈲丸屋商店	1月2日　18時45分
2	埼玉県八潮市	家具・建具卸売業	㈱コダカ	1月10日　23時50分
3	福井県金津町	倉庫業	センコー運輸ＫＫ	1月11日　8時00分
4	大阪府東大阪市	倉庫業	㈱旭中央	2月27日　20時50分
5	栃木県佐野市	倉庫業	㈱東両毛通運	3月11日　6時40分
6	東京都練馬区	貨物荷扱固定施設業	㈱ニホントショ発送	4月4日　17時29分
7	大阪府大阪市	染色整理業	㈱飯田織工	4月26日　11時40分
8	広島県三原市	倉庫業	㈱東洋繊維	5月17日　14時12分
9	長野県上田市	農業協同組合	上田市農業協同組合	5月25日　1時45分
10	神奈川県大和市	衛生用品他卸売業	㈱中央産業	6月18日　5時09分
11	大阪府吹田市	ピアノ小売業	㈱協立楽器	7月4日　21時40分
12	大阪府羽曳野市	倉庫業	㈱羽曳野急送	8月27日　12時35分
13	山口県下関市	冷凍食品卸売業	㈱日本冷蔵	10月27日　20時20分
14	北海道枝幸町	冷凍水産食品製造業	㈱菅原水産	11月1日　15時30分
15	愛知県甚目寺町	雑貨卸売業	松葉商会	12月4日　16時50分
16	埼玉県越谷市	洗たく業	㈱綿々寝具	12月27日　14時56分
	（7）百貨店			
1	奈良県香芝町		香芝中央デパート	1月2日　4時44分
2	大分県臼杵市		㈱寿屋	12月23日　22時44分
	（8）旅館			
1	栃木県藤原町		ホテル白河	4月3日　14時15分
2	静岡県熱海市		㈱熱海臨海ホテル	11月30日　5時10分
3	北海道旭川市		二条プラザ	12月16日　0時25分
	（9）病院			
1	秋田県南外村		八嶋医院	12月1日　22時55分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（㎡）	損害額（千円）	出火原因
—	4	10	49	21	建物 5,620 林野 201ha	1,224,344	不明
—	—	—	—	1	1,980	124,458	不明
—	—	—	—	1	1,642	368,387	調査中
—	—	1	1	1	2,861	284,598	不明
—	—	—	—	1	972	187,252	不明
—	—	2	4	3	327	129,100	不明
—	2	—	—	1	458	237,986	溶接の火花が紙袋に着火
—	—	—	—	1	648	159,632	溶接の火花が繊維に着火
—	—	—	—	1	—	103,379	軸受の故障
—	1	1	6	1	578	118,370	取灰の再熱
—	—	—	—	1	79	106,919	たばこの投げ捨て
—	—	—	—	1	1,252	225,342	不明
—	—	—	—	1	4,800	144,067	溶接機
—	1	—	—	1	667	160,371	不明
—	—	—	—	1	281	110,978	放火の疑い
—	—	—	—	2	1,069	213,007	溶接器の火花
—	—	1	30	1	1,998	211,720	調査中
—	3	6	26	9	1,141	102,844	調査中
—	1	2	6	1	4,177	200,000	電気こたつ
1	2	—	—	2	1,466	194,310	たばこ
3	—	3	5	1	339	10,270	たばこの火の不始末
4	2	1	5	1	132	5,823	石油ストーブに布団が接触

附属資料4　昭和51年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
	(10) 飲食店			
1	埼玉県上尾市		大衆酒蔵セキネ	9月19日　4時14分
2	静岡県沼津市		大衆サロンらくらく酒場	12月26日　1時30分
	(11) 劇場・遊技場			
1	東京都杉並区	ダンスホール	㈱ソル・デ・エスパニヤ	1月1日　8時30分
2	山形県酒田市	映画館	㈱グリーンハウス	10月29日　17時40分
	(12) 社寺・仏閣			
1	京都府京都市	神社	平安神宮	1月6日　時刻調査中
2	兵庫県神戸市	寺院	摩耶山忉利天上寺	1月30日　22時25分
	(13) 学校			
1	宮城県石巻市	中学校	門脇中学校	2月1日　5時41分
2	兵庫県芦屋市	中学校・高等学校	甲南学園	4月1日　14時07分
3	秋田県大館市	小学校	有浦小学校	12月17日　7時00分
	(14) 車両基地・その他			
1	兵庫県神戸市			3月8日　2時58分
2	沖縄県那覇市	不明		4月1日　4時00分
3	北海道追分町	車両基地	国鉄札幌鉄道管理局追分機関区	4月13日　23時32分
4	東京都荒川区			10月25日　15時51分
	(15) 林野			
1	岩手県三陸町			1月2日　10時50分
2	沖縄県粟国村			1月11日　15時不明
3	広島県大崎町			1月20日　10時45分
4	沖縄県勝連村			2月1日　2時00分
5	和歌山県御坊市			3月25日　11時20分
6	福岡県田川市			4月2日　11時10分
7	長崎県西彼町			4月7日　13時40分
8	秋田県男鹿市			4月18日　14時20分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（㎡）	損害額（千円）	出火原因
3	—	1	1	1	186	20,557	たばこの火の不始末
15	8	3	10	3	297	38,781	放火の疑い
—	—	1	2	1	30	105,686	粉塵
1	1,003	1,023	3,300	1,774	152,105	40,500,000	不明
—	5	—	—	12	549	700,643	調査中
—	—	1	2	9	1,262	945,434	不明
—	—	—	—	4	3,249	77,709	放火の疑い
—	2	—	—	1	1,097	125,257	アルコールランプの火
—	—	—	—	1	3,812	78,000	ボイラー
—	—	121	259	60	2,526	60,740	放火の疑い
4	1	5	6	9	1,145	100,879	不明
—	1	—	—	2	3,151	1,397,943	不明
—	—	32	104	25	810	122,946	たばこの投げ捨て
					(ヘクタール)		
—	1	—	—	—	220	229,161	たばこの投げ捨て
—	—	—	—	—	87	34,600	不明
—	1	—	—	—	90	35,730	マッチの火が枯草に着火
—	—	—	—	—	166	—	不明
—	—	—	—	—	59	85,548	たき火の火の粉が枯草に着火
—	—	—	—	—	65	71,242	マッチの投げ捨て
—	—	—	—	—	53	66,300	虫焼火
—	—	—	—	—	55	2,235	マッチの火あそび

附属資料4　昭和51年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
9	大分県日出町			4月25日　14時30分
10	岩手県種市町			4月29日　10時30分
11	宮城県宮城町			5月14日　10時30分
12	岩手県宮古市			5月14日　13時00分
13	青森県東北町			5月15日　9時30分
14	北海道西興部村			5月28日　10時40分
15	北海道浜頓別町			6月24日　13時00分
16	沖縄県粟国村			11月12日　8時50分
17	沖縄県伊平屋村			12月13日　18時10分
	(16) 車両			
1	三重県二見町			2月6日　6時10分
2	福岡県福岡市			2月19日　3時45分
3	三重県御薗村			2月28日　3時00分
4	大分県大分市			3月7日　10時00分
5	愛知県一宮市			9月3日　5時35分
6	愛知県春日村			11月21日　9時00分
7	福島県いわき市			11月29日　16時50分
	(17) 船舶			
1	長崎県長崎市			6月11日　14時53分
2	長崎県佐世保市			7月29日　9時30分
	(18) 航空機			
1	東京都大田区			1月17日　16時38分
	(19) その他			
1	広島県尾道市			1月20日　10時12分
2	兵庫県姫路市	有機化学工業製品製造業	㈱日本触媒化学工業	3月9日　12時05分
3	岡山県倉敷市	石油精製業	㈱日本鉱業	4月8日　10時41分
4	福島県郡山市			5月22日　16時15分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積(㎡)	損害額(千円)	出火原因
—	—	—	—	—	70	—	排気管の残火が枯草に着火
—	1	—	—	—	68	45,662	マッチの火あそび
—	—	—	—	—	70	19,900	たばこの火が落葉に着火
—	3	—	—	—	294	114,167	不明
—	—	—	—	—	148	93,000	たばこの投げ捨て
—	2	—	—	—	362	41,000	不明
—	—	—	—	—	150	—	不明
—	—	—	—	—	84	—	不明
—	—	—	—	—	60	224,775	不明
3	—	—	—	—	—	20	放火の疑い
3	—	—	—	—	—	40	放火
4	—	—	—	—	—	250	ライターの火あそび
—	—	—	—	—	—	143,581	交通機関内配線の短絡
4	—	—	—	—	—	993	車体等の衝突の火花がガソリンに引火
4	—	—	—	—	—	40	放火
5	—	—	—	—	—	80	放火
3	4	—	—	—	—	8,013	放火
—	—	—	—	—	—	650,000	排気管の残火が油に着火
—	—	—	—	—	—	119,100	内燃機関の逆火
3	—	—	—	—	—	—	放火
—	57	27	114	—	—	152,594	調査中
—	16	—	—	—	—	1,000,000	調査中
3	—	—	—	—	—	—	放火

附属資料5　昭和51年中の死者を多く伴った火災事例一覧（全火災）

（本表は，1件で4人以上の死者が発生した火災を収録したものである。）

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
1	神奈川県横浜市	住宅		2月5日　6時42分
2	北海道羅臼町	店舗併用住宅		2月24日　5時20分
3	三重県御薗村	車両		2月28日　3時00分
4	東京都足立区	住宅		3月7日　22時34分
5	秋田県羽後町	住宅		3月14日　2時20分
6	三重県飯南町	駄菓子小売業		3月25日　23時45分
7	沖縄県那覇市	不明		4月1日　4時00分
8	三重県津市	住宅		5月7日　1時30分
9	愛媛県新居浜市	共同住宅		5月21日　22時34分
10	大阪府門真市	スナックバー	スナックロッヂ	8月16日　23時30分
11	愛知県一宮市	車両		9月3日　5時35分
12	愛知県春日村	車両		11月21日　9時00分
13	福島県いわき市	車両		11月29日　16時50分
14	秋田県南外村	病院	八鳩病院	12月1日　22時55分
15	東京都墨田区	キャバレー	サロン・うたまろ	12月4日　0時33分
16	静岡県沼津市	酒場	大衆サロンらくらく酒場	12月26日　1時30分
17	東京都大田区	中華料理店	徐州	12月26日　22時52分
18	兵庫県神戸市	合成皮革靴製造業	神戸昭和ゴム工業所	12月30日　0時25分

附属資料6　昭和51年中の建物焼損面積4,000m²以上の火災事例一覧

（本表は，1建物火災中焼損面積4,000m²以上の火災を収録したものである。）

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
1	岩手県釜石市	酒屋	㈲丸屋商店	1月2日　18時45分
2	福井県松岡町	人絹織物業	丸弘機業	2月14日　0時35分
3	岐阜県安八町	民生用電気機械器具製造業	㈱サンヨー電機	2月24日　13時43分
4	岐阜県坂祝町	自動車製造業	㈱東洋工機	2月28日　23時50分
5	埼玉県三郷市	洗たく業	㈱ダスキン	3月24日　23時30分
6	栃木県藤原町	旅館	ホテル白河	4月3日　14時15分
7	長崎県時津町	段ボール製造業	㈱日本紙器	7月13日　18時25分
8	山口県下関市	冷凍食品卸売業	㈱日本冷蔵	10月27日　20時20分
9	山形県酒田市	映画館	㈱グリーンハウス	10月29日　17時40分
10	和歌山県白浜町	植物園	レジャーランドハマブランカ	12月24日　17時30分

く伴った火災事例一覧（全火災）

が発生した火災を収録したものである。）

死者数（性別内訳）	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
4(男2・女2)	1	1	5	1	51	3,618	石油ストーブの火が衣類に着火
4(男3・女1)	—	1	5	1	156	4,987	石油ストーブの火が衣類に着火
4(男3・女1)	—	—	—	—	—	250	ライターの火あそび
4(男3・女1)	2	32	81	25	1,155	99,547	石油ストーブ
5(男4・女1)	—	1	5	1	245	6,690	不明
4(男2・女2)	—	1	4	1	123	2,298	調査中
4(男3・女1)	1	5	6	9	1,145	100,879	不明
4(男1・女3)	1	1	6	1	91	8,565	たばこの火
4(男2・女2)	—	1	6	1	1	172	ローソクの火
4　(女4)	7	4	15	1	218	11,494	放火
4(男4)	—	—	—	—	—	993	車体等の衝突の火花がガソリンに引火
4　(女4)	—	—	—	—	—	40	放火
5(男5)	—	—	—	—	—	80	放火
4(男3・女1)	2	1	5	1	132	5,823	石油ストーブに布団が接触
6(男4・女2)	2	—	—	1	75	7,810	放火
15(男10・女5)	8	3	10	3	297	38,781	放火の疑い
4(男4)	3	5	18	4	181	37,030	使用中の石油ストーブに給油
4(男1・女3)	—	17	62	11	905	83,865	調査中

面積の大きい火災事例一覧

積4,000m²以上の火災を収録したものである。）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
—	4	10	49	21	建物 5,620 林野 201ha	1,224,344	不明
—	—	4	22	13	4,835	316,678	ストーブの火の粉
—	3	—	—	1	6,105	551,992	グラインダーの火花
—	—	—	—	1	5,342	49,791	アセチレンガス溶接機
—	1	—	—	3	4,061	389,620	不明
—	1	2	6	1	4,177	200,000	電気こたつ
—	1	—	—	1	4,672	177,096	不明
—	—	—	—	1	4,800	144,067	溶接機
1	1,003	1,023	3,300	1,774	152,105	40,500,000	不明
—	3	—	—	1	9,825	719,714	調査中

附属資料7　昭和21年以降の火災損害状況

区分 / 年別	出火件数 合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	焼損 合計	損むね数 全焼	半焼	部分焼	焼損面積 建物(m²)	林野(a)	死傷者数 死者	負傷者
21	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,533,924	—	420	1,665
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—	—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—	—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
24	18,484	16,346	1,334	261	111	342		—	—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
25	19,243	16,663	1,161	470	102	847		—	—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
26	21,223	18,130	1,582		1,511			—	—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100		—	—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271		—	—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820		35,083	21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092		36,231	20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607		41,418	25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971		37,705	20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194		39,196	20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398		41,446	17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793		41,014	19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159		46,265	23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740		44,867	21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039		42,930	19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,430		43,688	19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456		45,116	20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477		41,103	18,041	6,230	16,882	2,318,555	890,964	1,111	8,210
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924		45,840	19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528		43,864	17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328	18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266	19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810	17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900	15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243	17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	52,539	15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
50	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	50,275	14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622	52,956	16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919	1,648	9,365

(注)　火災報告取扱要領の改正に伴い，昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の(1)　航空機火災をその他の火災から分離した。

取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料7　昭和21年以降の火災損害状況（つづき）

区分 / 年別	り災世帯数			り災者数	損害額（千円）							
	合計	全焼	半焼		合計	建物		林野	車両	船舶	航空機	その他
						小計	建物	収容物					
21	23,954	21,193	2,761	—	3,333,057	—	—	—	—	—	—	—
22	34,283	30,162	4,121	—	10,864,194	—	—	—	202,730	—	—	—	—
23	22,561	18,664	3,897	—	13,323,769	—	—	—	280,845	—	—	—	—
24	25,908	21,597	4,311	—	26,997,306	26,153,038	—	—	198,128	68,676	365,300	212,164	
25	20,589	16,694	3,895	—	12,812,185	21,206,878	—	—	343,607	77,848	123,847	60,008	
26	20,234	16,121	4,113	—	22,228,151	21,847,986	—	—	152,172	227,993	—	—	
27	21,368	17,998	3,370	—	38,613,883	37,704,725	—	—	731,901	79,564	64,708	32,985	
28	17,585	13,853	3,732	—	24,255,833	23,394,394	—	—	655,216	83,846	104,085	18,293	
29	27,567	16,829	10,738	133,668	32,859,786	32,329,667	13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282	
30	29,234	16,717	12,517	139,117	31,852,417	31,301,021	12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	
31	31,250	18,417	12,833	150,795	37,128,320	35,566,526	16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958	
32	28,385	15,116	13,269	138,397	26,251,287	23,522,522	9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	
33	30,942	16,109	14,833	144,247	21,749,898	21,198,296	8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	
34	35,067	12,868	22,199	167,710	20,803,401	20,307,075	8,211,205	12,095,810	127,555	110,263	104,960	153,518	
35	34,220	14,961	19,295	156,554	24,433,611	23,410,593	9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	
36	37,804	17,757	20,047	171,272	43,020,927	36,092,254	13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	
37	37,070	16,580	20,490	166,802	40,199,998	38,174,597	15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	
38	35,624	15,210	20,414	158,978	39,020,771	36,481,762	14,239,854	22,241,908	1,103,613	245,215	169,223	1,011,958	
39	35,387	15,363	20,024	152,363	52,908,641	46,876,331	17,307,802	29,565,529	431,906	299,905	181,801	5,118,698	
40	35,935	16,290	19,645	151,258	51,203,175	44,807,241	17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	
41	33,764	15,152	18,612	138,364	48,865,228	43,964,947	17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	
42	36,440	15,533	20,907	143,827	53,294,553	49,792,014	19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	
43	34,164	14,113	20,051	143,195	54,252,470	50,061,631	19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	
		(全損)	(半損)	(小損)									
44	39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676	26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662
45	41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149	31,674,117	95,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638
46	32,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751	29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283
47	40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770	29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	478,230	152,782	920,442
48	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401	41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182
49	40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973	40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665
50	39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660	44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419
51	40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191	68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549

(2)　建物の焼損程度の区分の基準を延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額によることにした。
(3)　り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

附属資料8　昭和21年以降の火災損害累年比較

区分 / 年別	総出火件数指数	出火率(指数)	死者指数	負傷者指数	損害額指数	火災件数構成比(100%)			火災損害額構成比(100%)					
						建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
21	100	(100)1.9	100	100	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	130	(126)2.4	115	159	326	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	118	(116)2.2	97	121	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	128	(126)2.4	101	256	810	88.4	7.3	1.4	0.6	2.3		96.9	0.7	0.2	1.4	0.8	
25	133	(121)2.3	100	252	654	86.6	6.1	2.4	0.5	4.4		97.2	1.6	0.3	0.6	0.3	
26	147	(132)2.5	161	382	667	85.4	7.5	—	7.1			98.3	0.7	1.0			
27	153	(142)2.6	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4	0.7	5.0		97.0	1.9	0.2	0.2	0.1	
28	178	(163)3.1	119	259	728	82.6	6.7	5.1	0.7	4.9		96.4	2.7	0.4	0.4	0.1	
29	193	(174)3.3	125	385	986	81.2	5.7	6.0	0.6	6.5		98.4	1.2	0.2	0.1	0.1	
30	207	(179)3.4	165	399	956	79.4	6.1	6.9	0.6	7.0		98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	
31	230	(195)3.7	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6	0.8	7.8		95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	
32	240	(200)3.8	149	431	788	75.5	8.2	6.9	0.8	8.6		89.6	6.5	0.3	0.8	2.8	
33	250	(205)3.9	139	447	653	77.0	6.2	7.3	0.7	8.8		97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	
34	255	(211)4.0	156	468	624	76.4	5.7	7.8	0.9	9.2		97.6	0.6	0.5	0.5	0.8	
35	302	(247)4.7	186	479	733	71.4	9.0	7.8	0.8	11.0		95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	
36	326	(263)5.0	192	518	1,921	69.1	8.9	8.1	0.8	13.1		83.9	13.5	0.4	0.4	1.8	
37	343	(274)5.2	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0	0.7	13.6		95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	
38	349	(274)5.2	203	509	1,171	66.4	10.8	8.2	0.7	13.9		93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	
39	339	(263)5.0	224	540	1,587	68.7	9.3	8.4	0.7	12.9		88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	
40	375	(289)5.5	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2	0.6	13.8		87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	
41	332	(253)4.8	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2	0.7	13.5		90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	
42	377	(289)5.5	263	501	1,600	65.5	12.5	6.9	0.6	14.5		93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	
43	371	(279)5.3	276	520	1,628	64.2	12.3	7.1	0.5	15.9		92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	
44	393	(289)5.5	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4	0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
45	442	(362)6.2	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5	0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.9	0.8	2.1
46	443	(316)6.0	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3	0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
47	403	(289)5.5	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5	0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.0
48	505	(358)6.8	445	588	3,414	58.2	11.4	5.5	0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
49	468	(326)6.2	392	545	3,369	57.8	12.3	5.1	0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
50	430	(295)5.6	399	494	3,305	61.8	8.9	4.9	0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.9	0.4	0.4	0.9
51	431	(295)5.6	392	562	4,829	62.3	8.9	4.9	0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.2	2.0

附属資料9　昭　和　21　年　以　降　の　大　火　記　録

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積	損害額	出火原因	気象状況 天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
								m²	千円				m	m	%
1	福島県田島町	21年5月20日1時30分		31	455	2,412	515	44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
2	新潟県村松町	21年6月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337	135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
3	飯田市	21年7月15日12時15分		4	185	850	198	33,500	20,000	勝手の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分		9	716	4,654	594	76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後雪	NW	10.0	15.0	49
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分			435	1,868	315	57,806	100,000	煙突の過熱	曇晴	SW	4.0	15.0	—
6	飯田市	22年4月20日11時48分			4,010	17,771	3,742	481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
7	那河湊市	22年4月25日17時20分		6	1,210	6,080	1,508	80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
8	北海道三笠町	22年5月26日10時20分	2	4	977	5,081	488	40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
9	宮崎市	22年12月7日5時10分			130	684	65	33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180	35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238	210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521		721	103,274	1,119,050	ストーブの不始末	不明	SW	15.0	30.0	30
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分		17	339	1,586	334	60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
14	熱海市	25年4月13日17時23分		3,277	979	5,808	1,461	141,900	5,467'169	たばこ	曇	SE	15.0	30.0	55
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615	85,000	801,870	ストーブ残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分		242	705	3,400	599	61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
17	山形県温海町	26年4月24日22時頃		225	513	1,583	376	45,124	1,517,492	不明	晴晴	W	13.0	15.0	66
18	松阪市	26年12月16日23時30分		195	874	3,565	1,155	52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
19	鳥取市	27年4月17日15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240	449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299	321,311	9,314,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345	38,211	710,572	不明	晴	ENE	13.0	13.0	39
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892	115,051	6,987,069	漏電	曇	WSW	20.2	33.6	59
23	名瀬市	30年12月3日4時30分			1,452	5,845	1,361	65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
24	能代市	31年3月30日22時50分		19	1,263	6,087	1,475	178,933	2,016,380	七りんこん	曇	NNE	14.5	21.7	61
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737	建物 72,498 林野 32ha	建物5,088,259 林野 143,000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
26	大館市	31年8月18日23時45分		16	770	4,323	1,344	156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677	175,966	1,590,140	不明	晴晴	SSW	9.3	17.0	53
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分		176	304	1,315	378	36,274	360,000	煙突	曇小雪	SW	7.4	—	82
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分		48	1,357	5,311	1,628	建物 66,314 林野 600ha	建物1,000,000 林野 980	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
30	岩手県新里村（三陸大火）	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062	建物 53,047 林野 40,366ha	建物2,155,350 林野 3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
31	八戸市	36年5月29日23時40分			664	3,627	720	51,752	774,317	放火	晴	SW	14.2	—	60
32	北海道森町	36年10月23日23時30分		80	506	2,238	554	44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	—	72
33	福江市	37年9月26日2時10分頃		28	811	3,936	486	64,698	3,975,200	マッチ	晴	NNE	7.5	15.0	66
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分			348	1,407	346	57,282	3,174,136	不明	晴	W	5.2	—	60
35	各務原市（川崎航空KK工場火災）	39年10月1日1時50分		1			6	34,116	300,000	不明	—	NE	1	—	96
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分			408	1,273	585	37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22	—	40
37	三沢市	41年1月11日14時15分		26	817	2,132	282	53,537	1,565,605	ガスこんろ	晴晴	W	22	25	53
38	大館市	43年10月12日11時16分		1	248	917	281	37,790	1,203,268	たきび	曇晴	WSW	5.7	—	52
39	加賀市	44年5月18日13時10分		16	115	270	68	33,846	2,321,732	不明	晴	S	8.0	—	44
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774	152,105	40,500,000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	73

(注)　ここで大火とは，建物の焼損面積が33,000m²（10,000坪）以上の火災である。

附属資料10　昭和51年中の風水害

都道府県＼項目	人的被害（人）				住家被害							
	死者	行方不明者	負傷者		全壊		半壊		一部破損			
			重傷	軽傷	むね	世帯	むね	世帯	人	むね	世帯	人
北海道	3	0	1	15	3	3	9	12	13	75	152	249	882
青森	0	0	3	12	4	4	12	31	31	99	59	59	178
岩手	0	0	0	0	1	1	2	4	4	15	5	5	28
宮城	2	0	2	0	1	1	1	5	5	18	17	29	114
秋田	1	0	4	0	0	0	0	4	4	16	83	83	331
山形	9	1	1	10	5	5	24	10	10	42	150	162	638
福島	0	0	0	0	3	4	12	1	1	4	9	9	35
茨城	0	0	0	2	0	0	0	1	1	4	42	40	152
栃木	0	0	1	1	2	2	14	7	7	47	37	37	179
群馬	0	0	1	1	0	0	0	1	1	6	13	12	21
埼玉	1	0	1	6	5	5	19	11	11	50	77	76	340
千葉	1	0	0	1	4	4	12	0	0	0	6	6	21
東京	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	6	17
神奈川	3	0	1	3	12	12	43	7	7	31	45	46	190
新潟	13	0	39	76	7	7	28	7	7	28	305	305	1,279
富山	1	0	0	1	8	8	23	6	6	19	30	30	102
石川	0	0	1	5	2	2	10	10	10	40	15	15	58
福井	1	1	5	11	9	9	42	58	58	266	7	7	26
山梨	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	74	285
長野	0	0	0	0	5	5	25	3	3	8	10	10	34
岐阜	15	1	7	19	22	23	84	133	133	629	110	108	432
静岡	16	0	12	65	42	44	161	89	89	376	391	394	1,525
愛知	3	0	7	32	15	15	45	442	444	1,652	518	518	2,053
三重	1	0	3	0	10	12	42	8	8	39	4	4	18
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5
京都	0	0	3	1	2	2	9	5	5	20	41	41	144
大阪	1	0	0	0	1	3	11	0	0	0	2	2	8
兵庫	16	3	6	35	124	120	488	253	251	1,006	73	70	243
奈良	0	0	0	0	0	0	0	3	3	12	35	35	153
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	3	3	11	4	4	14
鳥取	2	0	0	6	2	2	8	6	6	24	7	7	32
島根	0	0	0	1	1	1	4	6	5	11	20	20	80
岡山	21	0	45	71	157	161	521	520	521	1,939	594	594	2,009
広島	16	0	3	30	30	34	103	35	35	125	125	136	398
山口	1	0	2	8	11	12	48	19	19	46	433	436	1,250
徳島	10	1	2	12	175	175	565	103	103	407	44	44	174
香川	50	0	41	86	274	274	887	317	319	1,172	151	150	591
愛媛	11	0	12	35	58	58	161	111	109	414	311	300	1,085
高知	6	3	4	2	83	87	271	92	83	297	132	115	409
福岡	3	0	2	16	30	29	104	89	89	300	10,054	10,150	42,156
佐賀	1	0	2	9	12	12	36	34	34	120	86	86	335
長崎	4	0	5	19	32	29	98	80	78	293	15,495	12,188	47,364
熊本	1	0	9	21	23	23	58	93	95	293	7,785	7,797	27,490
大分	7	0	6	13	24	28	81	49	48	175	1,085	1,121	4,106
宮崎	0	0	0	2	4	4	14	7	7	33	36	37	153
鹿児島	39	1	21	69	730	720	1,841	1,575	1,581	4,805	6,099	6,152	18,866
沖縄	1	0	0	23	91	92	272	260	270	872	527	563	2,013
合計	262	11	251	720	2,024	2,032	6,188	4,510	4,517	15,839	45,305	42,333	158,034

附属資料10　昭51和年中の風水害等による都道府県別被害状況（つづき）

都道府県	住家被害（つづき） 床上浸水 むね	床上浸水 世帯	床上浸水 人	床下浸水 むね	床下浸水 世帯	非住家 公共建物 むね	非住家 その他 むね	その他 田 流出・埋没 ha	その他 田 冠水 ha	その他 畑 流出・埋没 ha	その他 畑 冠水 ha
北海道	146	160	545	1,288	1,586	2	175	16.3	4	732.2	2,424.8
青森	77	77	260	580	580	1	423	0	0	0	0
岩手	22	22	80	767	809	0	116	9	0	24	0
宮城	305	290	1,045	2,555	2,353	2	331	1	1,871.7	0	184.1
秋田	64	64	255	241	241	1	50	0	0	0	0
山形	582	595	2,374	4,010	4,035	19	1,259	251.7	3,717.7	16.5	195.5
福島	23	22	86	828	821	0	101	168.7	421.5	0.8	38.1
茨城	171	173	634	1,033	1,042	3	76	6	1,836	0	85
栃木	176	170	622	697	699	0	40	8.9	1,425.4	0.4	1,024.2
群馬	14	14	45	1,032	1,030	0	31	0.6	413.5	0.6	1.437
埼玉	2,442	2,456	8,205	14,308	14,282	3	198	0	178	0	32
千葉	224	190	690	1,016	1,000	1	18	48	534	2	70
東京	2,288	2,316	6,702	4,962	5,092	0	13	0	0	0	0.1
神奈川	4,313	4,773	16,140	14,818	16,151	7	482	2.1	615.4	0.6	65.3
新潟	252	252	1,057	5,140	5,145	4	144	57	2,934	0	345
富山	153	153	520	2,483	2,487	0	17	0	1,362	0	66
石川	188	191	760	885	870	0	266	98.4	14,041.7	25	38.1
福井	60	59	252	650	649	2	20	1.2	522.2	0.1	44.4
山梨	7	7	21	601	586	8	10	16.7	65.0	6.6	178
長野	20	20	70	446	446	0	13	35.4	0	35.4	0
岐阜	24,239	24,549	91,588	51,454	51,583	220	1,844	313.6	9,666	334.1	1,349
静岡	3,329	3,315	11,647	10,677	10,753	28	381	158	3,629.7	178.4	401.8
愛知	13,621	13,181	49,887	108,871	108,197	0	58	160	11,507	129	2,919
三重	1,264	1,241	4,585	13,019	12,859	28	649	1,986	7,362.1	82.9	1,083.6
滋賀	24	24	89	1,118	1,116	0	0	24	0.1	0.5	0
京都	28	27	93	1,320	1,306	10	90	28.3	2.885	0.8	826.4
大阪	30	37	125	5,817	7,020	0	7	2.5	76.1	0.1	44.5
兵庫	17,054	16,090	61,064	58,192	58,844	59	15	541	22,142.6	6	0
奈良	157	125	454	5,110	4,299	1	1	17.2	0	2.1	0
和歌山	1,783	1,945	6,732	13,208	13,886	7	7	24	741.8	0.7	0
鳥取	569	569	2,023	2,444	2,444	5	72	40.3	1,275	1.1	160
島根	58	51	124	669	625	1	41	7.7	1,316.3	0	36
岡山	4,708	4,712	17,335	30,159	30,165	0	170	11,994.9	550	1,837.8	36
広島	321	323	1,020	6,353	6,373	7	0	73.2	0	12.9	0
山口	140	140	408	1,352	1,372	5	59	0	0	0	0
徳島	4,439	4,444	14,973	24,866	24,872	20	261	179	2,550	0	2,133.7
香川	4,477	4,540	15,348	15,224	15,720	27	323	117.7	1,770.2	220.4	555.4
愛媛	2,178	2,154	7,312	16,875	16,870	45	384	223	14,063	377	2,497
高知	13,445	18,443	54,278	23,695	32,503	0	72	217.2	2,434	27.1	92.7
福岡	549	556	1,878	7,999	8,397	133	2,262	114.2	5,145	17.4	214.3
佐賀	2,324	2,333	8,949	13,789	14,065	1	132	523.8	4,500.6	0.9	0
長崎	462	468	1,868	2,271	2,268	153	1,930	4.3	77.5	2.2	25.1
熊本	273	270	983	2,836	2,993	93	924	194.8	4,585.3	247.8	1,487
大分	2,348	2,516	7,741	11,218	11,845	11	555	1,736.2	0	562.3	0
宮崎	118	122	465	1,925	1,978	0	43	268.8	4,265.4	0	2,411.7
鹿児島	1,171	1,186	3,700	7,535	7,576	288	6,849	440.5	0	240.7	0
沖縄	141	140	589	596	592	21	895	17.2	14	14	319
合計	110,777	115,505	405,621	496,932	510,335	1,216	21,807	20,128.4	130,498.8	5,140.4	22,819.8

附属資料10　昭和51年中の風水害

等による都道府県別被害状況（つづき）

都道府県	その他						他（つづき）						
	学校	病院	道路	橋りょう	河川	港湾	砂防	水道	清掃施設	崖くずれ	鉄道不通	船舶被害	通信被害
	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	隻	回線
北海道	5	0	251	38	1,393	4	0	2	0	0	5	0	0
青森	0	0	151	8	337	6	7	0	0	0	0	0	0
岩手	12	0	128	7	98	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	3	0	270	0	220	0	4	0	0	0	0	0	0
秋田	2	0	181	1	1,028	15	10	0	0	0	0	0	0
山形	48	1	712	36	896	45	6	15	2	82	27	136	19
福島	6	1	585	16	576	0	9	4	0	70	1	0	0
茨城	21	0	159	1	283	0	0	4	0	16	4	0	0
栃木	0	0	84	3	223	0	4	0	0	24	2	0	63
群馬	0	0	116	4	172	0	10	0	0	1	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	4	0	325	3	93	0	1	1	0	63	0	0	0
東京	2	1	29	0	16	0	0	0	0	57	1	0	0
神奈川	23	0	624	6	168	0	0	10	1	336	8	0	70
新潟	13	0	279	9	294	0	7	12	0	175	0	150	0
富山	0	0	450	7	349	0	32	0	0	0	0	0	0
石川	9	0	817	16	639	4	7	6	1	304	3	56	3
福井	5	1	284	17	646	16	230	6	1	29	0	248	73
山梨	0	2	233	12	348	0	18	5	0	13	1	0	45
長野	0	0	1,570	30	998	0	67	0	0	0	0	0	0
岐阜	258	65	2,950	139	3,146	0	719	65	8	722	6	0	10,900
静岡	39	2	1,046	83	1,189	5	4	124	1	630	10	14	3,962
愛知	51	35	810	21	1,017	0	110	10	5	0	133	0	11,979
三重	40	1	2,091	42	2,325	29	115	20	0	458	7	7	0
滋賀	0	0	292	10	807	0	74	0	0	0	0	0	0
京都	1	0	1,481	23	2,513	1	21	36	0	322	3	0	0
大阪	3	0	45	0	86	0	0	0	0	115	0	0	0
兵庫	150	89	3,643	186	8,123	16	1,026	32	16	1	3	0	0
奈良	12	0	1,301	12	1,007	0	9	0	0	0	0	0	0
和歌山	7	0	1,031	8	769	0	17	0	0	9	0	1	0
鳥取	8	2	683	21	881	4	261	29	3	381	32	0	3,683
島根	6	0	1,433	15	1,035	10	69	2	0	0	0	0	0
岡山	97	33	4,401	81	4,949	0	1,049	45	3	916	51	0	5,290
広島	68	0	3,493	23	3,299	46	685	18	0	0	0	0	5,265
山口	161	0	2,569	6	1,653	38	166	4	7	51	0	27	0
徳島	50	1	2,058	82	1,669	7	115	24	0	300	8	2	2,925
香川	35	2	3,187	30	2,995	17	23	199	2	555	68	49	8,620
愛媛	17	0	4,298	38	2,811	28	514	11	1	1,696	9	15	663
高知	84	6	3,316	40	2,539	11	119	23	3	498	11	10	12,413
福岡	375	9	1,674	30	1,535	6	24	38	16	771	1	54	789
佐賀	206	46	2,043	31	2,410	5	5	6	2	475	5	26	1,927
長崎	231	10	1,215	14	953	147	11	53	3	768	0	73	535
熊本	301	7	2,727	33	976	76	107	59	9	424	2	66	949
大分	48	5	2,910	39	2,398	28	325	2	1	11	0	0	0
宮崎	15	0	3,609	13	1,848	24	4	13	0	0	1	0	3,412
鹿児島	271	10	5,358	42	3,004	87	38	53	3	3,275	668	0	3,706
沖縄	139	9	122		35	28	0	2	0	6	1	29	10,824
合計	2,826	338	67,034	1,276	64,749	703	6,022	933	88	13,554	1,071	963	88,115

附属資料10　昭和51年中の風水害

都道府県 ＼ 項目	その他	り災世帯数	り災者数	公立文教施設	農林水産業施設
	箇所	世帯	人	千円	千円
北海道	0	176	629	33,399	2,550,809
青森	0	112	371	5,410	248,842
岩手	239	27	97	7,508	186,057
宮城	1	296	1,064	12,708	241,144
秋田	168	68	271	5,071	824,318
山形	0	610	2,440	34,232	2,649,809
福島	564	27	102	74,936	2,206,800
茨城	72	174	638	108,120	181,288
栃木	0	179	683	0	181,893
群馬	1	15	51	0	143,988
埼玉	0	2,472	8,274	0	0
千葉	0	194	702	11,939	250,204
東京	0	2,316	6,702	3,342	0
神奈川	0	4,792	16,214	43,798	43,115
新潟	0	266	1,113	13,764	1,016,136
富山	2	167	562	0	3,530,574
石川	0	203	810	11,375	4,566,522
福井	1	126	560	3,638	3,950,450
山梨	0	7	21	258	667,445
長野	0	28	103	0	1,413,782
岐阜	0	24,705	92,301	537,419	18,579,033
静岡	0	3,448	12,184	101,285	8,182,580
愛知	0	13,640	51,585	197,831	2,353,548
三重	22	1,261	4,666	71,582	5,570,533
滋賀	0	24	89	2,805	844,016
京都	1,779	34	122	789	2,743,249
大阪	0	40	136	1,200	241,305
兵庫	0	16,461	62,558	1,175,845	35,151,678
奈良	0	128	466	91,254	1,656,776
和歌山	0	1,948	6,743	9,497	3,933,800
鳥取	112	577	2,055	6,900	2,324,090
島根	2,325	57	139	7,496	2,755,096
岡山	17	5,394	19,795	238,000	15,361,562
広島	0	392	1,248	89,900	5,540,850
山口	2,244	171	502	76,008	1,409,786
徳島	265	4,722	15,945	202,370	8,307,200
香川	0	5,133	17,407	58,530	18,621,469
愛媛	743	2,321	7,884	22,545	16,362,837
高知	289	18,613	54,846	191,807	8,243,257
福岡	979	674	2,282	361,664	5,995,004
佐賀	271	2,379	9,105	74,629	15,276,652
長崎	0	575	2,259	41,295	3,230,351
熊本	0	388	1,334	150,615	1,215,503
大分	0	2,592	7,997	33,945	3,849,388
宮崎	0	133	512	31,410	5,290,258
鹿児島	70	3,487	10,346	409,575	9,092,879
沖縄	0	502	1,733	81,261	88,213
合計	10,164	122,054	427,648	4,636,955	227,074,089

等による都道府県別被害状況（つづき）

公共土木施設	その他の公共施設	小計	公共施設被害市町村数	その他	
				農産被害	林産被害
千円	千円	千円	団体	千円	千円
19,013,813	163,618	21,761,639	0	588,120	282,143
2,985,599	12,544	3,252,395	4	8,510,713	365,451
1,318,567	0	1,512,132	72	42,631,473	0
1,532,837	0	1,786,689	55	714,788	0
7,054,446	370	7,884,205	91	10,623,717	65,603
15,116,400	772	17,801,213	48	29,613,498	1,843,989
10,724,061	68,255	13,074,052	129	163,266	35,266
1,253,424	2,800	1,545,632	90	11,008,993	0
872,651	0	1,054,544	40	9,441,037	0
1,182,508	7,000	1,333,496	34	7,400,460	0
1,133	8,843	9,976	0	668,398	0
360,137	1,513	623,793	0	1,758,443	0
42,800	150	46,292	0	0	0
1,207,587	363,880	1,658,380	14	364,158	0
12,759,685	108,885	13,898,470	4	42,842,727	0
7,779,790	0	11,310,364	38	0	0
5,108,418	4,350	9,690,665	54	414,823	0
9,853,989	51,038	13,859,115	30	220,799	1,500
3,560,282	7,650	4,235,635	62	79,318	0
5,611,173	1,543	7,026,498	329	10,901,271	0
24,189,425	555,901	43,861,778	169	10,244,169	702,621
12,856,463	1,377,640	22,517,968	83	1,015,689	0
10,889,333	144,154	13,584,866	90	4,132,348	48,568
16,469,220	176,730	22,288,065	102	844,348	90,274
5,800,636	0	6,647,457	0	508,073	0
7,701,234	5,202	10,450,474	78	1,288,000	20,170
233,403	20,971	496,879	0	58,194	31,150
64,244,900	972,232	101,544,655	0	6,857,577	160,814
4,824,987	70,710	6,643,727	73	466,588	48,900
7,569,693	8,000	11,520,990	0	564,684	0
6,600,461	0	8,931,451	58	2,819,179	25,537
4,824,117	500	7,587,209	59	1,441,356	0
26,093,100	90,085	41,782,747	4	6,777,792	61,377
10,419,668	3,846,659	19,897,077	143	2,274,182	56,835
7,707,879	43,352	9,237,025	159	2,705,915	0
23,984,597	455,546	32,949,713	0	2,786,960	761,800
16,963,035	399,765	36,042,799	43	3,353,178	190,770
34,434,503	178,985	50,998,870	132	7,460,012	773,565
26,213,529	597,262	35,245,855	69	4,833,426	361,825
15,186,420	254,921	21,798,009	222	9,713,230	1,023,310
10,062,177	9,674	25,423,132	93	12,971,184	264,285
4,652,476	142,913	8,067,035	184	11,268,171	101,100
8,723,524	13,201	10,102,843	175	18,767,471	210,067
12,333,672	1,043,507	17,260,512	56	9,204,792	400
18,952,637	49,062	24,323,367	119	11,481,800	8,458
19,925,983	218,753	29,647,190	346	16,724,534	3,555,571
1,391,486	26,630	1,587,590	81	5,490,344	453,987
510,587,858	11,505,566	753,804,468	3,632	333,939,198	11,545,336

附属資料10　昭和51年中の風水害

都道府県 ＼ 項目	その他（つづき）				被害総額
	畜産被害	水産被害	商工被害	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
北海道	0	85,365	0	6,235,762	28,953,029
青森	2,420	40,600	0	168,067	12,339,646
岩手	0	0	0	662,409	44,806,014
宮城	0	0	0	200,235	2,701,712
秋田	12,402	966,028	7,900	579,004	20,138,859
山形	12,705	42,106	935,331	785,623	51,034,465
福島	0	0	0	24,329	13,296,913
茨城	0	0	0	6,710	12,561,335
栃木	0	0	5,000	542,283	11,042,864
群馬	0	0	180	0	8,734,136
埼玉	0	0	3,000	671,398	1,352,772
千葉	0	0	0	17,327	2,399,563
東京	0	0	1,000	3,270	50,562
神奈川	0	0	463,203	39,974	2,525,715
新潟	0	0	0	5,183,202	61,924,399
富山	0	0	0	0	11,310,364
石川	429	8,674	35,300	16,300	10,166,191
福井	4,600	1,883,860	40,200	444,970	16,455,044
山梨	0	0	222	31,757	4,286,932
長野	0	0	0	3,425,840	21,353,609
岐阜	273,004	334,750	22,164,465	31,078,747	108,659,534
静岡	0	241,276	5,854,242	220,500	29,849,675
愛知	16,323	267,883	10,063,560	13,730,214	41,843,762
三重	25,020	1,335,876	458,380	773,000	25,814,963
滋賀	90	0	0	1,980	7,157,600
京都	1,500	95,819	12,850	5,900	11,874,713
大阪	0	0	1,000	5,902	593,125
兵庫	38,103	27,100	12,168,690	6,399,665	127,196,604
奈良	0	9,500	16,000	0	7,184,715
和歌山	900	150	159,960	150	12,246,834
鳥取	1,030	2,047	35,941	22,906	11,838,091
島根	0	12,850	1,500	37,501	9,080,416
岡山	162,126	18,200	6,332,200	5,819,949	60,954,391
広島	297	500,855	153,730	0	22,882,976
山口	4,452	500	0	1,919,568	13,867,460
徳島	53,500	572,500	1,031,822	10,351,335	48,507,630
香川	17,623	638,174	4,861,000	10,847,818	55,951,362
愛媛	65,097	191,303	393,420	11,397,057	71,279,324
高知	68,640	321,243	8,084,938	24,282,402	73,198,329
福岡	62,736	9,390	106,820	385,338	33,098,833
佐賀	33,615	48,330	3,635,999	1,145,589	43,522,134
長崎	38,270	875,594	119,254	1,462,498	21,931,922
熊本	26,920	471,624	802,525	1,213,034	31,594,484
大分	0	64,128	733,835	395,102	27,658,769
宮崎	7,165	105,460	1,400	364,367	36,292,017
鹿児島	389,238	864,587	1,833,718	8,195,176	61,210,014
沖縄	107,574	124,780	11,766	23,223	7,799,264
合計	1,425,779	10,160,552	80,530,351	149,117,381	1,340,523,065

等による都道府県別被害状況（つづき）

災害対策本部の設置		災害救助法適用市町村	消防職員出動延人数	消防団員出動延人数	備考
都道府県（回）	市町村（団体）	（団体）	（人）	（人）	
0	2	0	0	2,470	
0	0	0	0	0	
0	0	0	404	2,999	
1	13	0	1,395	2,191	
0	0	0	547	789	
3	64	0	527	10,590	
0	5	0	169	2,354	
0	1	0	155	372	
0	1	0	235	1,192	
0	0	0	52	96	
0	5	0	848	680	
0	1	0	225	683	
0	0	0	601	1,792	
1	11	0	4,479	3,608	
0	56	0	627	8,636	
0	3	0	883	4,755	
0	7	0	290	650	
0	0	1	572	1,476	
0	6	0	185	2,698	
0	3	0	545	7,712	
1	36	17	4,041	41,664	
2	25	6	1,144	19,672	
4	80	20	16,393	88,288	
2	69	2	1,537	12,048	
0	0	0	518	4,274	
0	17	0	1,690	8,833	
0	2	0	947	1,716	
1	59	21	10,920	99,822	
0	0	0	419	2,903	
0	2	2	627	3,518	
1	11	2	227	6,784	
0	10	0	0	340	
1	73	14	4,122	69,235	
0	9	0	1,985	8,678	
0	15	0	503	2,736	
1	43	10	1,890	26,033	
1	18	14	2,560	17,235	
2	57	5	2,102	30,024	
1	55	7	3,616	11,745	
1	84	0	4,591	10,219	
3	23	4	755	10,918	
2	134	0	2,614	11,219	
2	54	1	1,140	21,234	
1	58	4	1,389	11,988	
3	76	0	947	8,710	
3	197	24	5,061	26,424	
0	5	4	332	332	
37	1,390	156	84,803	612,335	

附属資料11 昭和51年中の主な風水害別被害状況

(1) 5月21日～7月20日までの間の豪雨及び台風9号による被害

都道府県	人的被害 死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人) 重傷	負傷者(人) 軽傷	住家 全壊 むね	住家 全壊 人	住家 半壊 むね	住家 半壊 人	住家 一部破損 むね	住家 一部破損 人	被害 床上浸水 むね	被害 床上浸水 人
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	27
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	12	48	62	255
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	176	622
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	14	45
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	61
埼玉	1	0	0	1	3	9	0	0	3	11	205	634
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	51
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12	163	651
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	2	5	3	12	2	7
長野	4	0	1	1	0	0	0	0	27	128	5	21
岐阜	16	0	10	60	35	133	40	172	52	184	2,342	7,728
静岡	1	0	0	1	0	0	2	7	2	7	27	89
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	6	31
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	30
滋賀	0	0	0	0	0	0	2	5	6	18	11	34
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	12	42
兵庫	0	0	0	0	0	0	1	4	5	20	3	11
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	2	0	0	0	0	2	8	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	66
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	1	6	0	0	2	5	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	4	12	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	1	7	1	6	8	36
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	55
佐賀	0	0	1	6	3	6	15	50	734	2,428	0	0
長崎	1	0	1	3	2	6	7	17	124	541	122	453
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	8	27	6	25
大分	0	0	0	2	1	4	2	9	15	52	116	458
宮崎	34	1	14	37	133	395	189	551	554	1,729	533	1,640
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	5	21
沖縄												
合計	57	1	27	113	178	559	262	832	1,561	5,263	3,902	13,097

都道府県	床下浸水 むね	床下浸水 人	り災世帯	り災人員	被害総額(千円)	災害対策本部設置 県(回)	災害対策本部設置 市町村(団体)	消防機関出動人員 職員(人)	消防機関出動人員 団員(人)	災害救助法の適用(団体)
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	9	36	1	4	97,222	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	28,796	0	0	8	276	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	8,646	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	145	500	7	27	2,227,395	0	1	87	292	0
茨城	730	2,793	64	255	1,606,823	0	1	155	296	0
栃木	691	2,482	170	622	1,531,421	0	1	166	844	0
群馬	1,007	3,218	14	45	2,130,221	0	0	18	157	0
埼玉	638	2,335	17	61	23,000	0	0	0	0	0
千葉	699	2,268	177	643	636,382	0	1	153	663	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	156	499	15	51	778,757	0	0	85	255	0
石川	252	917	165	651	2,419,947	0	2	153	215	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	141	445	4	12	3,355,547	0	0	222	1,810	0
岐阜	140	606	5	21	1,672,337	0	0	0	180	0
静岡	5,067	18,834	2,375	8,033	21,484,523	1	11	581	15,020	4
愛知	673	2,392	27	96	3,067,342	2	7	0	0	0
三重	29	122	6	31	323,272	0	0	0	0	0
滋賀	611	2,444	8	30	2,290,713	0	0	105	1,064	0
京都	605	1,952	12	39	2,246,197	0	2	82	423	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	780	3,232	16	47	2,110,049	0	0	0	844	0
奈良	437	1,665	4	15	1,383,016	0	0	94	206	0
和歌山	6	15	0	0	2,364,083	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	51,600	0	0	0	0	0
広島	1	0	0	0	27,293	0	0	25	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	607	2,197	21	66	646,361	0	2	59	353	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	4	1	6	2,496,814	0	0	16	298	0
高知	10	35	0	0	138,160	0	0	8	9	0
福岡	482	1,878	9	43	3,142,156	0	9	149	781	0
佐賀	947	3,349	15	55	2,755,791	1	4	31	214	0
長崎	23	65	18	56	4,500,778	1	57	550	996	0
熊本	2,102	8,011	128	476	10,017,738	1	12	591	9,315	0
大分	136	418	6	25	4,932,078	0	3	15	235	0
宮崎	1,772	6,824	123	471	17,084,457	1	21	601	3,557	0
鹿児島	3,973	12,597	861	2,586	31,239,274	2	101	3,018	13,775	2
沖縄	42	183	6	21	444,134	0	2	0	88	0
合計	22,911	82,316	4,275	14,488	129,262,323	9	237	6,972	52,166	6

附属資料11 昭和51年中の主な

(2) 9月7日～9月14日までの台風17号による被害

都道府県	人的被害 死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人) 重傷	負傷者(人) 軽傷	住家被害 全壊 むね	全壊 人	半壊 むね	半壊 人	一部破損 むね	一部破損 人	床上浸水 むね	床上浸水 人
北海道	0	0	0	3	0	0	3	33	4	16	76	302
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	27
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	1	4
宮城	0	0	1	0	0	0	0	0	2	11	40	113
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2
茨城	0	0	0	2	0	0	0	0	14	37	40	120
栃木	0	0	1	1	2	14	7	47	37	197	0	0
群馬	0	0	0	1	0	0	1	6	12	18	0	0
埼玉	0	0	0	0	1	5	0	0	1	2	2,425	8,144
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	1	0	0	0	0	6	17	2,288	6,702
神奈川	3	0	1	3	12	43	7	31	45	190	4,313	16,140
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	8	27
石川	0	0	1	4	2	10	4	20	1	5	1	11
福井	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	44
山梨	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	21
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7
岐阜	8	1	6	16	21	80	133	626	50	180	24,209	91,440
静岡	0	0	0	0	0	0	2	11	7	39	3	9
愛知	1	0	7	30	14	41	435	1,625	461	1,824	13,488	49,385
三重	1	0	3	0	10	42	8	39	3	12	1,258	4,554
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	16	59
京都	1	0	3	1	2	9	3	15	35	126	16	55
大阪	1	0	0	0	1	11	0	0	2	8	30	125
兵庫	16	3	6	35	124	488	252	1,001	73	243	17,042	61,022
奈良	0	0	0	0	0	0	2	8	30	133	12	48
和歌山	0	0	0	0	0	0	3	11	4	14	1,783	6,732
鳥取	2	0	0	6	2	8	6	24	7	32	569	2,023
島根	0	0	0	1	0	0	3	5	19	70	1	1
岡山	19	0	45	71	157	521	520	1,939	594	2,009	4,708	17,335
広島	16	0	3	26	29	98	35	125	123	390	321	1,020
山口	1	0	2	8	11	48	19	46	433	1,250	140	408
島根	10	1	2	12	174	562	103	407	44	174	4,070	13,679
愛媛	50	0	41	86	274	887	317	1,172	151	591	4,477	15,348
高知	11	0	12	35	57	155	110	410	308	1,076	2,177	7,307
福岡	6	3	4	2	83	271	92	297	128	397	13,445	54,278
佐賀	2	0	2	10	27	98	87	289	9,938	41,658	540	1,834
長崎	0	0	1	6	10	30	33	117	72	287	1,147	4,404
熊本	4	0	3	7	25	78	60	226	14,729	44,781	387	1,639
大分	0	0	8	18	21	52	86	276	7,661	26,949	151	530
宮崎	7	0	6	13	24	81	49	175	1,077	4,079	2,342	7,716
鹿児島	0	0	0	0	3	10	5	24	21	101	1	4
沖縄	5	0	7	31	594	1,437	1,380	4,231	5,512	17,035	629	2,044
合計	1	0	0	8	15	37	95	328	145	709	129	553
	167	8	165	437	1,695	5,116	3,860	13,564	41,754	144,679	102,313	375,216

風水害別被害状況(つづき)

床下浸水 むね	床下浸水 人	り災世帯	り災人員	被害総額(千円)	災害対策本部設置 県(回)	災害対策本部設置 市町村(団体)	消防機関出動人員 職員(人)	消防機関出動人員 団員(人)	災害救助法の適用(団体)
840	3,506	94	335	2,064,356	0	0	0	1,350	0
195	585	9	27	605,293	0	0	0	0	0
16	56	1	4	1,040,433	0	0	101	778	0
117	442	30	113	222,987	0	0	264	177	0
0	0	0	0	1,605,446	0	0	23	32	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	136	1	2	766,333	0	0	26	237	0
115	369	40	120	8,338	0	0	0	0	0
6	25	9	61	473,985	0	0	69	348	0
25	99	1	6	174,910	0	0	0	0	0
13,670	51,406	2,440	8,149	1,165	0	4	825	626	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,962	15,850	2,316	6,702	50,562	0	0	601	1,792	0
14,818	52,646	4,792	16,214	2,525,715	0	0	4,479	3,608	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
87	295	8	27	2,821,300	0	0	280	1,480	0
108	378	8	41	2,441,896	0	3	57	188	0
560	2,156	10	44	11,062,674	0	0	467	1,005	0
601	2,059	7	21	4,104,721	0	6	185	2,698	0
120	421	2	7	3,761,763	0	2	90	1,715	0
51,276	188,322	24,674	92,146	104,410,877	1	36	4,021	41,119	17
2,299	8,726	5	20	1,060,395	0	1	108	592	0
103,311	369,895	13,501	51,051	37,824,407	1	69	16,393	88,288	20
12,988	45,983	1,255	4,635	25,334,016	2	69	1,537	12,048	2
507	1,980	16	59	4,704,503	0	0	413	3,210	0
617	2,203	21	79	9,084,473	0	15	1,608	8,410	0
5,817	22,622	40	136	593,125	0	2	947	1,716	0
57,412	283,577	16,445	62,511	124,922,655	1	59	10,920	98,978	21
595	2,103	14	56	4,961,362	0	0	200	2,303	0
13,202	47,334	1,948	6,743	5,457,737	0	2	627	3,518	2
2,295	8,833	577	2,055	10,138,559	1	1	221	6,784	2
42	128	3	6	5,014,378	0	6	0	285	0
30,159	102,598	5,394	19,795	60,463,525	1	73	4,110	69,188	14
6,353	19,281	391	1,243	22,373,250	0	9	1,930	8,678	0
1,352	4,116	171	502	11,766,492	0	15	432	2,736	0
24,054	81,741	4,347	14,648	46,310,198	1	39	1,831	25,249	9
15,224	54,269	5,133	17,407	55,951,362	1	18	2,560	17,235	14
16,845	56,259	2,318	7,872	67,483,758	1	57	2,086	29,726	5
23,685	88,489	18,613	54,846	71,318,405	1	52	3,608	11,706	7
7,459	25,520	661	2,221	16,996,207	1	68	3,950	8,953	0
5,107	21,001	1,197	4,551	26,935,105	1	11	268	4,350	2
1,640	5,969	469	1,943	15,629,705	1	55	1,669	8,633	0
659	2,333	260	858	18,119,289	1	38	500	10,163	1
11,082	34,031	2,586	7,972	17,875,509	1	55	1,374	11,753	4
111	456	9	38	15,230,335	1	41	346	5,135	0
3,438	10,127	2,608	7,712	24,579,085	1	96	2,013	12,649	22
493	2,168	236	918	4,187,767	0	1	227	132	1
434,305	1,620,493	112,660	393,896	842,458,356	18	913	71,366	509,571	143

附属資料12　昭　和　21　年　以　降　の　風　水　害　等　の　記　録

番号	被害発生年月日	災害種目	人的被害			住宅被害			
			死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
			人	人	人	むね	むね	むね	むね
1	23. 9.11～12	水害	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9.17～19	アイオン台風	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6.18～22	デラ台風	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8.13～18	ジュディス台風	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31～9.1	キティ台風	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1.10～14	風害	11	109		43	56		
7	5.19～21	風水害	1	58	2	6	1		25
8	6. 9	山崩れ	50		23	5			
9	6. 9～14	水害・山崩れ	1	58	2	6	1	25	
10	8. 3～ 6	風水害・山崩れ	40	59	764	286	90	10,958	21,335
11	9. 3～ 4	ジェーン台風	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
12	9.13～15	キジア台風	51	12	303	1,417	5,786	31,927	125,800
13	26. 7. 7～17	水害	162	144	358	630	727	13,532	89,766
14	10.13～15	ルース台風	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
15	27. 6.22～24	ダイナ台風	65	70	28	73	89	4,020	35,692
16	7.10～12	水害	67	73	101	356	238	20,733	21,456
17	28. 6. 4～ 8	台風2号	37	17	56	147	135	1,810	31,830
18	6.23～30	水害	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
19	7.16～25	水害	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
20	8.11～15	水害	290	140	994	893	765	6,222	18,894
21	9.22～26	台風13号	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
22	29. 5. 8～12	風害	172	498	59	606	1,471		23
23	8.17～20	台風5号	30	33	77	361	1,321	3,797	28,597
24	9.10～14	台風12号	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
25	9.16～19	台風14号	36	24	59	119	141	6,057	38,445
26	9.24～27	台風15号(洞爺丸台風)	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
27	30. 2.19～20	風害	16	104	18	42	100	77	219
28	4.14～18	水害・山崩れ	91	4	34	42	42	3,024	15,445
29	5.11	霧害(紫雲丸事件)	166						
30	9.29～10.1	台風22号	54	14	314	6,412	13,046	10,184	41,110
31	31. 4.17～18	風水害	47	53		2	10	1,087	1,320
32	7.14～17	水害	50	10	37	160	134	8,775	22,291
33	10.30～31	水害・山崩れ	23	47	22	82	51	671	4,702
34	32. 6.27～28	台風5号	30	23	33	108	127	24,163	105,510
35	7.25～28	諫早水害	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
36	33. 1.26～27	風害・浪害(南海丸事件)	174	38	8			6	
37	9.18～19	台風21号	25	47	111	390	526	8,934	39,766
38	9.26～28	台風22号(狩野川台風)	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
39	34. 7.13～15	水害・山崩れ	44	16	77	193	182	8,539	68,749
40	8.12～14	台風7号	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
41	8.22～28	水害・山崩れ	61	6	715	344	806	13,269	35,883
42	9.15～18	台風14号	40	53	426	1,443	1,858	5,174	13,413

附属資料12　昭　和　21　年　以　降　の　風　水　害　等　の　記　録（つづき）

番号	被害発生年月日	災害種目	人的被害			住宅被害			
			死者	行方不明者	負傷者	全壊（流失）	半壊	床上浸水	床下浸水
			人	人	人	むね	むね	むね	むね
43	34. 9.26～27	台風15号（伊勢湾台風）	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
44	10.16～19	台風18号	46	8	18	291	786	63	749
45	35. 5.24	チリ地震津波	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
46	8.24	台風16号	49	6	126	216	290	7,714	33,145
47	9.19	炭鉱落盤	67						
48	36. 6.24～7. 5	水害・山崩れ	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
49	9.15～16	台風18号（第二室戸台風）	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
50	10.25～28	水害・がけ崩れ	78	31	86	234	444	10,435	50,313
51	37. 7. 1～ 8	水害・山崩れ	110	17	114	263	285	16,108	92,448
52	38. 1.	雪害	228	3	356	753	982	640	6,388
53	39. 7.17～20	水害・山崩れ	114	18	221	669		9,360	48,616
54	9.24～26	台風20号	47	4	664	4,235	11,099	11,487	45,267
55	40. 9.10～18	台風23・24・25号	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
56	41. 6.27～29	台風4号	63	7	96	116	138	26,670	107,449
57	9.23～25	台風24・26号	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
58	42. 7. 8～ 9	水害・がけ崩れ	102	16	152	163	169	17,213	103,731
59	8.26～29	水害・がけ崩れ	83	55	155	449	408	26,641	39,542
60	43. 8.17	水害・がけ崩れ（飛騨川バス転落）	106	13	29	64	79	2,061	13,460
61	44. 6.24～7.11	水害	84	5	743	367	612	12,860	105,888
62	46. 7.16～26	水害・がけ崩れ	64	1	171	272	514	12,136	58,805
63	46. 8. 3～ 6	台風19号	70		364	554	1,093	5,783	23,999
64	46. 9. 5～ 8	水害・台風25号	57	1	108	353	525	6,067	36,102
65	47. 7. 3～15	水害・台風6・7・9号	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
66	47. 9.13～19	水害・台風20号	55	3	325	351	1,913	19,524	138,679
67	49. 5.29～8. 1	水害・台風8号	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
68	51. 9. 8～9.14	水害・台風17号	167	8	602	1,695	3,860	102,313	434,305
69	52. 1.	雪害	101		834	56	83	177	1,367

（注）　死者及び行方不明者の合計が50人以上のもの。

附属資料13　都道府県別市

都道府県＼区分	消防本部 計	市	町	組合	消防署	出張所	消防職員
北海道	72	20	8	44	107	395	6,924
青森	16	1	2	13	23	56	1,783
岩手	14	3	1	10	17	52	1,232
宮城	13	4	—	9	24	70	1,859
秋田	17	2	1	14	19	63	1,465
山形	15	8	2	5	15	47	1,249
福島	12	2	—	10	19	69	1,633
茨城	24	11	4	9	39	27	2,148
栃木	15	5	1	9	16	46	1,659
群馬	12	2	—	10	23	42	1,625
埼玉	46	27	5	14	46	77	4,082
千葉	30	18	3	9	42	88	4,090
東京	6	3	3	—	76	212	17,959
神奈川	28	18	8	2	50	129	6,128
新潟	35	12	8	15	42	53	2,187
富山	22	9	11	2	30	22	1,003
石川	11	3	3	5	15	36	972
福井	12	1	3	8	14	41	832
山梨	10	2	1	7	16	27	686
長野	21	9	2	10	30	41	1,431
岐阜	20	8	3	9	30	37	1,488
静岡	29	15	1	13	34	76	2,800
愛知	42	28	4	10	62	87	5,221
三重	14	8	—	6	19	45	1,384
滋賀	11	3	—	8	22	15	822
京都	16	10	5	1	25	36	2,201
大阪	30	22	4	4	63	148	7,954
兵庫	27	20	2	5	46	62	3,719
奈良	10	8	1	1	14	9	629
和歌山	14	7	4	3	20	11	745
鳥取	4	3	—	1	4	6	306
島根	11	2	1	8	12	36	638
岡山	14	5	—	9	20	47	1,409
広島	21	6	5	10	31	47	2,281
山口	15	9	—	6	20	25	1,257
徳島	10	3	—	7	18	18	633
香川	10	4	1	5	12	16	845
愛媛	12	6	—	6	12	20	885
高知	15	6	—	9	17	24	799
福岡	26	10	2	14	37	82	3,309
佐賀	10	3	—	7	14	19	776
長崎	10	3	—	7	14	61	1,355
熊本	14	3	—	11	17	42	1,443
大分	15	4	1	10	17	40	1,264
宮崎	9	6	—	3	12	22	777
鹿児島	15	8	—	7	17	32	1,098
沖縄	14	10	2	2	14	9	647
合計	869	380	102	387	1,286	2,665	107,632

町村消防組織一覧

昭和51年4月1日現在

消防団	分団	消防団常備部 計	市	町	村	消防団員数	全国市町村 計	市	町	村
249	1,085	—	—	—	—	32,781	212	32	154	26
68	692	—	—	—	—	24,453	67	8	33	26
62	514	—	—	—	—	29,071	62	13	31	18
77	511	2	—	2	—	26,270	74	11	60	3
70	657	1	—	1	—	24,400	69	9	48	12
44	403	—	—	—	—	34,357	44	13	27	4
90	648	—	—	—	—	43,127	90	10	51	29
92	1,249	—	—	—	—	33,281	92	18	44	30
49	377	—	—	—	—	18,243	49	12	33	4
70	487	—	—	—	—	14,480	70	11	28	31
91	637	—	—	—	—	17,357	92	38	35	19
72	1,041	—	—	—	—	36,324	80	26	47	7
98	699	—	—	—	—	26,966	42	27	7	8
58	554	—	—	—	—	19,459	37	18	18	1
112	954	—	—	—	—	57,886	112	20	53	39
41	300	—	—	—	—	9,917	35	9	18	8
39	224	4	—	3	1	5,490	41	8	26	7
32	247	—	—	—	—	5,633	35	7	22	6
64	246	—	—	—	—	20,982	64	7	36	21
122	933	—	—	—	—	50,836	122	17	38	67
136	614	—	—	—	—	25,374	100	13	55	32
75	663	—	—	—	—	27,490	75	21	49	5
297	816	—	—	—	—	29,789	88	30	46	12
69	492	—	—	—	—	15,219	69	13	44	12
50	188	—	—	—	—	9,403	50	7	42	1
71	365	1	—	1	—	23,556	44	10	33	1
39	422	—	—	—	—	10,836	44	31	11	2
122	1,960	—	—	—	—	61,932	92	21	71	—
47	372	—	—	—	—	12,003	47	9	20	18
50	322	—	—	—	—	13,391	50	7	36	7
41	278	—	—	—	—	7,317	39	4	31	4
59	396	—	—	—	—	16,503	59	8	41	10
80	456	—	—	—	—	36,296	78	10	56	12
87	715	—	—	—	—	29,793	87	12	69	6
56	507	—	—	—	—	16,478	56	14	36	6
46	452	—	—	—	—	13,002	50	4	38	8
43	268	—	—	—	—	7,991	43	5	38	—
70	538	—	—	—	—	24,030	70	12	44	14
53	307	—	—	—	—	8,867	53	9	25	19
108	713	—	—	—	—	29,267	97	20	69	8
49	185	—	—	—	—	25,911	49	7	36	6
81	874	—	—	—	—	25,662	79	8	70	1
98	830	—	—	—	—	44,529	98	11	65	22
58	474	—	—	—	—	20,636	58	11	36	11
44	123	—	—	—	—	18,552	44	9	28	7
96	732	—	—	—	—	17,996	96	14	73	9
48	130	14	—	2	12	2,163	50	10	7	36
3,673	26,650	22	—	9	13	1,105,299	3,257	644	1,978	635

（注）　東京都23区は1市として計上

附属資料14　消防機関数と職団員数の推移

区分 / 年次	消防本部・署数				消防団数			
	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	分団	団常備部	団員数
昭和27年	298	392	573	27,269	10,167	—	76	2,090,000
28	314	407	612	28,547	10,073	—	113	2,015,780
29	328	423	638	30,493	9,337	—	120	2,023,011
30	360	454	683	31,194	5,951	—	106	1,944,233
31	383	465	713	31,861	5,332	—	101	1,830,222
32	406	488	735	32,745	4,481	—	107	1,737,319
33	429	507	778	33,729	4,304	—	104	1,677,555
34	438	533	831	35,168	4,153	—	93	1,633,792
35	445	562	833	36,627	4,016	—	102	1,591,053
36	461	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	641	966	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	892	1,242	60,486	3,943	28,998	89	1,234,696
45	756	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299

附属資料15　常備化市町村の変遷

区分 / 年度別	指定数			町村合併による移動			差引累計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和39年度	486	466	20	—	—	—	486	466	20
40	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1,004	556	448
46	(7) 382	(7)	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1,392	590	802
47	(18) 489	(18)	489	△ 3	24	△ 27	1,896	632	1,264
48	(2) 363	(2)	363	△ 11	10	△ 21	2,250	644	1,606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2,464	644	1,820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2,528	644	1,884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2,601	645	1,956
52 (見込)	63	—	63	—	—	—	2,664	645	2,019

（注）　昭和46～48年の「指定数」欄中の「市」，「計」欄の（　）内の数字は，消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令附則第２項に規定する市が消防本部・署を設置した場合の数を表わし，外書きである。

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況

（52. 3. 31現在）

事項＼防火対象物の区分			(一)		(二)		(三)	
			劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物			224	267	144	638	728	1,010
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物			475	1,180	537	1,633	722	3,448
避難器具の設置を必要とする防火対象物			113	448	234	353	292	1,089
誘導灯の設置を必要とする防火対象物			521	1,111	1,295	2,327	1,645	4,637
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	252	240	107	176	175	270
		延面積	1,376,677	821,006	209,675	709,981	247,026	509,583
	未設置防火対象物	数	61	40	21	27	75	55
		延面積	112,964	61,631	19,553	45,402	83,757	47,235
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	5	5	2	2	10	11
		延面積	4,805	6,201	1,231	2,318	12,045	9,465
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	61	37	8	102	4	26
		延面積	793,183	425,587	26,247	503,412	15,936	159,957
	未設置防火対象物	数	52	24	5	13	2	7
		延面積	696,173	242,228	18,532	75,113	13,345	59,566
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数		1				
		延面積		81,750				
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	7	18	3	52	2	8
		延面積	35,568	81,157	3,077	220,457	685	9,300
	未設置防火対象物	数	4	3	1			1
		延面積	34,037	36,437	300			412
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数		1		1		
		延面積		8,016		618		

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項＼防火対象物の区分			(四)	(五)		(六)		
			百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物			1,580	4,613	67,581	1,532	552	800
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物			3,568	3,480	12,530	2,343	1,529	1,732
避難器具の設置を必要とする防火対象物			1,515	2,385	7,420	2,006	1,086	1,051
誘導灯の設置を必要とする防火対象物			5,621	8,926	4,108	6,144	2,424	2,176
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	1,522	1,290	6,205	1,458	303	338
		延面積	5,628,611	4,232,283	21,960,121	6,866,389	839,834	927,623
	未設置防火対象物	数	263	232		134	33	55
		延面積	334,268	253,061		253,740	38,620	63,443
	既存不適格防火対象物	数			455			
		延面積			851,693			
	違反防火対象物	数	75	41	103	21	7	21
		延面積	96,869	54,157	252,628	32,518	8,568	22,889
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	373	128	35	330	10	3
		延面積	5,025,065	2,636,546	177,933	4,186,146	95,778	25,064
	未設置防火対象物	数	66	67		183	8	2
		延面積	1,032,809	1,474,709		2,358,548	79,551	18,214
	既存不適格防火対象物	数			5			
		延面積			9,622			
	違反防火対象物	数	14			3		
		延面積	127,888			6,199		
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	184	104	140	88	5	
		延面積	940,184	397,442	144,303	464,998	11,395	
	未設置防火対象物	数	26	14		36	2	
		延面積	222,281	74,552		226,967	2,177	
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	1	2	2	2		
		延面積	14,487	12,286	8,163	700		

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項＼防火対象物の区分		(七) 学校	(八) 図書館等	(九) 特殊浴場	(九) 一般浴場	(十) 停車場	(十一) 神社等
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物		1, 163	12	149	4, 234	35	333
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物		7, 562	118	349	4, 136	282	1, 507
避難器具の設置を必要とする防火対象物		6, 828	108	226	29	26	100
誘導灯の設置を必要とする防火対象物		1, 974	118	600	1, 310	336	358
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	7, 015	87	30	4	325	152
	設置を必要とする防火対象物 延面積	29, 458, 882	410, 483	38, 863	2, 595	1, 621, 302	495, 429
	未設置防火対象物 数			3			
	未設置防火対象物 延面積			2, 874			
	既存不適格防火対象物 数	541	6		3	29	23
	既存不適格防火対象物 延面積	1, 404, 111	18, 638		2, 095	77, 420	35, 043
	違反防火対象物 数	63		1		2	4
	違反防火対象物 延面積	131, 522		250		6, 063	6, 830
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物 数	20	1			13	1
	設置を必要とする防火対象物 延面積	67, 465	4, 216			66, 178	7, 805
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	1					
	既存不適格防火対象物 延面積	535					
	違反防火対象物 数	2					
	違反防火対象物 延面積	29, 036					
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物 数	30	11	2	1	16	10
	設置を必要とする防火対象物 延面積	75, 519	11, 890	1, 409	1, 255	8, 559	24, 793
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数		1			1	
	既存不適格防火対象物 延面積		1, 215			487	
	違反防火対象物 数	1					
	違反防火対象物 延面積	2, 781					

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項＼防火対象物の区分		(二) 工場等	(二) テレビスタジオ等	(三) 駐車場等	(三) 航空機格納庫	(四) 倉庫	(四) 事務所等
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物		5, 901	55			504	891
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物		7, 821	61	300		1, 252	11, 748
避難器具の設置を必要とする防火対象物		1, 233	13	46		342	6, 452
誘導灯の設置を必要とする防火対象物		2, 462	51	163	4	1, 783	8, 892
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	8, 337	40	48	2	3, 916	7, 194
	設置を必要とする防火対象物 延面積	35, 747, 202	265, 325	210, 531	8, 797	14,745,856	36,664,843
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	1, 951	14	6		617	346
	既存不適格防火対象物 延面積	4, 739, 394	17, 320	8, 367		1, 191, 380	895, 251
	違反防火対象物 数	937	1	1		276	41
	違反防火対象物 延面積	1, 508, 930	16, 069	1, 155		399, 459	111, 966
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物 数	40	4	2		74	231
	設置を必要とする防火対象物 延面積	471, 549	33, 645	33, 585		318, 241	2, 068, 768
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数						3
	既存不適格防火対象物 延面積						20, 942
	違反防火対象物 数						1
	違反防火対象物 延面積						178
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物 数	386	4	594	32	143	1, 939
	設置を必要とする防火対象物 延面積	1, 367, 803	27, 115	1, 207, 207	54, 737	444, 446	4, 449, 657
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	9		43	5	2	126
	既存不適格防火対象物 延面積	12, 255		63, 156	5, 575	747	291, 582
	違反防火対象物 数	12		49		5	3
	違反防火対象物 延面積	15, 336		37, 898		7, 262	27, 104

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(イ) 特定複合用途防火対象物	(イ) 一般複合用途防火対象物	(ロ)のうち 地下街	(ロ) 文化財	合計
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物		3, 730	5, 546	3	66	102, 291
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物		15, 703	4, 617	42	57	88, 732
避難器具の設置を必要とする防火対象物		9, 983	3, 201			46, 579
誘導灯の設置を必要とする防火対象物		24, 164	3, 995	43		87, 188
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	3, 948	1, 930	41	3	45, 408
	設置を必要とする防火対象物 延面積	26, 862, 414	8, 411, 832	563, 110	10, 341	199, 846, 614
	未設置防火対象物 数	172		3		1, 174
	未設置防火対象物 延面積	305, 329		11, 843		1, 532, 050
	既存不適格防火対象物 数		52			4, 043
	既存不適格防火対象物 延面積		187, 406			9, 428, 118
	違反防火対象物 数	110	55		1	1, 795
	違反防火対象物 延面積	345, 825	101, 319		706	3, 133, 788
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物 数	1, 143	78	37		2, 761
	設置を必要とする防火対象物 延面積	14, 816, 428	594, 865	576, 346		33, 129, 965
	未設置防火対象物 数	391		6		826
	未設置防火対象物 延面積	4, 940, 481		22, 041		11, 031, 310
	既存不適格防火対象物 数		18			27
	既存不適格防火対象物 延面積		57, 199			88, 298
	違反防火対象物 数	22				43
	違反防火対象物 延面積	199, 520				444, 571
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物 数	1, 129	567	19	1	5, 495
	設置を必要とする防火対象物 延面積	4, 818, 442	1, 257, 437	196, 243	427	16, 255, 505
	未設置防火対象物 数	70				157
	未設置防火対象物 延面積	200, 999				798, 162
	既存不適格防火対象物 数		19			206
	既存不適格防火対象物 延面積		152, 778			527, 795
	違反防火対象物 数	5	8			92
	違反防火対象物 延面積	12, 298	6, 417			153, 366

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(イ) 劇場等	公会堂等	(ロ) キャバレー等	遊技場等	(ハ) 料理店等	飲食店等
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	9	1		6	1	2
	設置を必要とする防火対象物 延面積	163, 541	28, 477		66, 327	13, 635	16, 392
	未設置防火対象物 数	1			1	1	
	未設置防火対象物 延面積	13, 654			12, 906	13, 635	
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						
動力消防ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物 数	2		1	1	3	2
	設置を必要とする防火対象物 延面積	3, 917		748	1, 406	5, 926	1, 921
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物 数	472	681	279	982	773	1, 801
	設置を必要とする防火対象物 延面積	1, 593, 427	1, 199, 323	307, 608	1, 521, 215	625, 848	1, 744, 774
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数	104	65	23	71	175	279
	違反防火対象物 延面積	117, 244	95, 304	23, 993	74, 565	99, 942	148, 609
消防用水	設置を必要とする防火対象物 数	11	1				2
	設置を必要とする防火対象物 延面積	345, 052	34, 499				51, 672
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項	防火対象物の区分		(四)	(五)			(六)	
			百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	26	15	8	41	3	5
		延面積	189, 078	394, 175	133, 400	753, 781	7, 075	5, 576
	未設置防火対象物	数	4	2		4		
		延面積	39, 338	7, 425		89, 509		
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数				2		1
		延面積				7, 267		1, 685
動力消防ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物	数	12	10	4	10	2	8
		延面積	100, 585	142, 093	3, 415	85, 050	4, 928	8, 259
	未設置防火対象物	数	1					
		延面積	800					
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	1					
		延面積	23, 903					
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	4, 800	5, 155	25, 117	4, 360	2, 440	2, 369
		延面積	10, 375, 742	6, 895, 770	41,548,762	9, 766, 731	2, 468, 631	2, 014, 070
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数			1, 923			
		延面積			2, 239, 219			
	違反防火対象物	数	784	198	403	161	72	139
		延面積	572, 451	116, 624	354, 045	419, 820	57, 404	102, 937
消防用水	設置を必要とする防火対象物	数	7	15	49	33		
		延面積	254, 362	950, 699	1, 580, 974	1, 324, 790		
	未設置防火対象物	数		1				
		延面積		31, 382				
	既存不適格防火対象物	数			3			
		延面積			153, 285			
	違反防火対象物	数	1			2		
		延面積	23, 903			38, 019		

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項	防火対象物の区分		(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)
			学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	31				1	11
		延面積	492, 492				5, 085	74, 654
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	5					
		延面積	31, 728					
	違反防火対象物	数					1	
		延面積					5, 085	
動力消防ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物	数	10					1
		延面積	64, 420					15, 520
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	4					
		延面積	8, 567					
	違反防火対象物	数						
		延面積						
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	10, 554	162	476	63	397	367
		延面積	33, 509, 145	564, 265	258, 375	38, 326	1, 729, 072	788, 924
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	1, 020	3		18	46	47
		延面積	2, 046, 373	7, 269		12, 233	100, 508	57, 647
	違反防火対象物	数	273	1	39	3	1	5
		延面積	478, 675	511	54, 639	1, 655	5, 085	5, 961
消防用水	設置を必要とする防火対象物	数	10	1				3
		延面積	504, 803	765				35, 541
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	1	1				
		延面積	5, 219	765				
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(い) 工場等	(い) テレビスタジオ等	(ろ) 駐車場等	(ろ) 航空機格納庫	(は) 倉庫	(に) 事務所等
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	1,036			1	361	124
	設置を必要とする防火対象物 延面積	12,658,782			6,245	2,837,493	1,265,119
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	60				17	5
	既存不適格防火対象物 延面積	458,260				228,871	47,366
	違反防火対象物 数	33				4	3
	違反防火対象物 延面積	230,028				36,498	46,799
動力消防ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物 数	635	4	2		157	22
	設置を必要とする防火対象物 延面積	6,944,067	69,965	14,362		618,398	202,777
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	5					1
	既存不適格防火対象物 延面積	42,388					16,713
	違反防火対象物 数	3					
	違反防火対象物 延面積	17,640					
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物 数	20,105	64	565	36	10,348	12,730
	設置を必要とする防火対象物 延面積	48,297,807	296,599	1,162,672	63,752	25,888,762	63,331,873
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	4,474	13	139	3	1,538	898
	既存不適格防火対象物 延面積	5,726,984	14,039	125,491	10,531	2,287,132	2,164,665
	違反防火対象物 数	1,245		40		355	83
	違反防火対象物 延面積	1,533,436		35,128		430,442	373,421
消防用水	設置を必要とする防火対象物 数	260	4	5		28	66
	設置を必要とする防火対象物 延面積	7,901,295	106,025	93,493		1,023,333	3,299,195
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	13					19
	既存不適格防火対象物 延面積	455,382					1,101,221
	違反防火対象物 数	1				1	1
	違反防火対象物 延面積	14,255				16,050	37,000

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(ほ) 特定複合用途防火対象物	(ほ) 一般複合用途防火対象物	(一の二) 地下街	(ち) 文化財	合計
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	74	12		2	1,770
	設置を必要とする防火対象物 延面積	1,428,769	104,663		9,561	20,654,320
	未設置防火対象物 数	5				18
	未設置防火対象物 延面積	143,908				320,375
	既存不適格防火対象物 数				1	88
	既存不適格防火対象物 延面積				6,500	772,725
	違反防火対象物 数	1				45
	違反防火対象物 延面積	55,332				382,694
動力消防ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物 数	10	5			901
	設置を必要とする防火対象物 延面積	261,928	14,638			8,564,323
	未設置防火対象物 数					1
	未設置防火対象物 延面積					800
	既存不適格防火対象物 数					10
	既存不適格防火対象物 延面積					67,668
	違反防火対象物 数					4
	違反防火対象物 延面積					41,543
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物 数	12,354	4,745	43	282	122,520
	設置を必要とする防火対象物 延面積	41,536,337	13,113,162	583,729	188,970	311,413,672
	未設置防火対象物 数					
	未設置防火対象物 延面積					
	既存不適格防火対象物 数		198			10,320
	既存不適格防火対象物 延面積		348,802			15,140,893
	違反防火対象物 数	671	105	3	18	5,316
	違反防火対象物 延面積	1,541,791	144,409	11,532	4,194	6,803,817
消防用水	設置を必要とする防火対象物 数	118	13		1	627
	設置を必要とする防火対象物 延面積	6,137,496	972,780		6,500	24,623,274
	未設置防火対象物 数	5				6
	未設置防火対象物 延面積	235,913				267,295
	既存不適格防火対象物 数				1	38
	既存不適格防火対象物 延面積				6,500	1,722,372
	違反防火対象物 数	4				10
	違反防火対象物 延面積	185,821				315,048

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(一) 劇場等	(一) 公会堂等	(二) キャバレー等	(二) 遊技場等	(三) 料理店等	(三) 飲食店
排煙設備	設置を必要とする防火対象物 数	12	15	5	24		
	設置を必要とする防火対象物 延面積	45, 247	94, 805	8, 623	128, 168		
	未設置防火対象物 数	6	2		1		
	未設置防火対象物 延面積	40, 809	16, 895		14, 845		
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物 数	36	17	3	5	1	10
	設置を必要とする防火対象物 延面積	75, 738	95, 054	3, 799	16, 929	711	12, 635
	未設置防火対象物 数	23	16	2	4	1	10
	未設置防火対象物 延面積	70, 815	90, 854	2, 916	10, 366	711	12, 635
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						
連結送水管	設置を必要とする防火対象物 数	29	30	15	19	8	68
	設置を必要とする防火対象物 延面積	393, 206	235, 498	26, 423	131, 938	20, 492	195, 932
	未設置防火対象物 数	4			1		3
	未設置防火対象物 延面積	30, 989			3, 986		4, 735
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数		1				2
	違反防火対象物 延面積		8, 016				3, 280
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物 数		1				2
	設置を必要とする防火対象物 延面積		18, 835				280
	未設置防火対象物 数		1				1
	未設置防火対象物 延面積		18, 835				200
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						1
	違反防火対象物 延面積						80

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(四) 百貨店等	(五) 旅館等	(五) 共同住宅等	(六) 病院等	(六) 社会福祉施設	(六) 幼稚園等
排煙設備	設置を必要とする防火対象物 数	148			4		
	設置を必要とする防火対象物 延面積	1, 745, 191			55, 388		
	未設置防火対象物 数	31					
	未設置防火対象物 延面積	345, 228					
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数	1					
	違反防火対象物 延面積	4, 219					
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物 数	76	57	31	77	4	1
	設置を必要とする防火対象物 延面積	360, 334	283, 472	65, 627	481, 349	16, 702	1, 200
	未設置防火対象物 数	34	36		63	1	1
	未設置防火対象物 延面積	242, 339	180, 750		444, 154	2, 388	1, 200
	既存不適格防火対象物 数			14			
	既存不適格防火対象物 延面積			21, 756			
	違反防火対象物 数	3			2		
	違反防火対象物 延面積	5, 601			5, 259		
連結送水管	設置を必要とする防火対象物 数	388	365	3, 204	228	14	
	設置を必要とする防火対象物 延面積	3, 372, 856	2, 361, 418	24,137,252	2, 533, 074	184, 419	
	未設置防火対象物 数	6	4		6		
	未設置防火対象物 延面積	5, 765	19, 830		105, 762		
	既存不適格防火対象物 数			23			
	既存不適格防火対象物 延面積			52, 558			
	違反防火対象物 数	4	28	4	6		
	違反防火対象物 延面積	2, 758	42, 743	8, 345	8, 063		
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物 数	16	78	1, 029	18		
	設置を必要とする防火対象物 延面積	242, 808	1, 514, 238	5, 337, 418	139, 214		
	未設置防火対象物 数		4		6		
	未設置防火対象物 延面積		44, 072		91, 984		
	既存不適格防火対象物 数			4			
	既存不適格防火対象物 延面積			16, 122			
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項	防火対象物の区分		(七) 学校	(六) 図書館等	(九) 特殊浴場	(九) 一般浴場	(十) 停車場	(十一) 神社寺院等
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数					111	
		延面積					791, 290	
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数					60	
		延面積					302, 420	
	違反防火対象物	数						
		延面積						
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	75	12			83	6
		延面積	202, 399	53, 429			412, 408	25, 272
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	73	11			67	5
		延面積	158, 579	53, 157			364, 227	24, 527
	違反防火対象物	数	1					
		延面積	1, 264					
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	250	8	6		34	6
		延面積	2, 273, 686	102, 408	8, 479		176, 517	40, 500
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	9	1			5	
		延面積	54, 144	3, 478			12, 384	
	違反防火対象物	数	6					
		延面積	31, 186					
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数	16				4	
		延面積	40, 816				18, 027	
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	1				1	
		延面積	535				2, 659	
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項	防火対象物の区分		(十二) 工場等	(十二) テレビスタジオ等	(十三) 駐車場等	(十三) 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数			22			11
		延面積			248, 182			63, 940
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数			6			6
		延面積			68, 820			9, 831
	違反防火対象物	数						
		延面積						
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	29	8	4		12	715
		延面積	88, 389	46, 405	7, 310		25, 447	1, 629, 153
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	19	7	1		7	601
		延面積	39, 480	45, 317	4, 800		10, 157	1, 339, 636
	違反防火対象物	数	1					2
		延面積	7, 705					8, 413
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	189	9	35		294	3, 894
		延面積	2, 014, 428	160, 044	192, 287		2, 289, 482	23, 605, 889
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	5		1		2	84
		延面積	34, 099		661		7, 878	216, 053
	違反防火対象物	数					9	18
		延面積					103, 737	24, 269
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数	4	1	3			232
		延面積	180, 779	2, 096	1, 945			1, 861, 540
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数			1			10
		延面積			200			76, 563
	違反防火対象物	数						2
		延面積						3, 072

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項	防火対象物の区分		(イ) 特定複合用途防火対象物	(イ) 一般複合用途防火対象物	(イ)の二 地下街	(ロ) 文化財	合計
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数	232	22	36		642
		延面積	4,001,758	127,001	610,587		7,920,180
	未設置防火対象物	数	29		7		76
		延面積	433,418		23,321		874,516
	既存不適格防火対象物	数		13			85
		延面積		65,672			446,743
	違反防火対象物	数	6				7
		延面積	133,814				138,033
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	580	101	7		1,970
		延面積	2,043,378	265,076	18,059		6,230,275
	未設置防火対象物	数	359		3		553
		延面積	1,072,191		5,489		2,136,808
	既存不適格防火対象物	数		69			874
		延面積		180,570			2,242,206
	違反防火対象物	数	60	9			78
		延面積	207,637	7,808			243,689
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	4,623	2,226	37	1	15,980
		延面積	26,786,998	8,490,025	583,733	9,795	100,326,779
	未設置防火対象物	数	50		4		78
		延面積	131,026		18,066		320,159
	既存不適格防火対象物	数		10			140
		延面積		24,486			405,741
	違反防火対象物	数	69	19	1		167
		延面積	137,148	26,443	5,508		401,496
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数	578	303	37		2,322
		延面積	6,061,413	939,725	603,960		16,963,094
	未設置防火対象物	数	24		19		55
		延面積	360,935		200,096		716,122
	既存不適格防火対象物	数		21			38
		延面積		29,166			125,245
	違反防火対象物	数	9	1			13
		延面積	52,578	298			56,028

附属資料16　10大都市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項	防火対象物の区分		(イ) 劇場等	公会堂等	(ロ) キャバレー等	遊技場等	(ハ) 料理店等	飲食店
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

事項	防火対象物の区分		(ニ) 百貨店等	(ホ) 旅館等	共同住宅等	(ヘ) 病院等	社会福祉施設	幼稚園等
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

事項	防火対象物の区分		(ト) 学校	(チ) 図書館等	(リ) 特殊浴場	一般浴場	(ヌ) 停車場	(ル) 神社寺院等
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料16　10 大 市 に お け る

事項	防火対象物の区分		(ち) 工場等	(ち) テレビスタジオ等	(と) 駐車場等	(と) 航空機格納庫	(ぬ) 倉庫	(る) 事務所等
無線通信補助備設	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

（注）1. 「設置を必要とする防火対象物」には，法律上は設置を要しない「既存不適格防火対象物」を含む。
2. 「未設置防火対象物」とは，そ及適用を受ける特定防火対象物で設備が設置されていないものである。
3. 「既存不適格防火対象物」とは，現行基準に適合しないが，そ及適用を受けないため法律上は設置を要しないものである。

消 防 用 設 備 等 の 設 置 状 況（つづき）

（52. 3. 31現在）

事項	防火対象物の区分		(い) 複合用途防火対象物 特定	(い) 複合用途防火対象物 一般	(いの二) 地下街	(ほ) 文化財	合計
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数			38		38
		延面積			607,565		607,565
	未設置防火対象物	数					
		延面積					
	既存不適格防火対象物	数					
		延面積					
	違反防火対象物	数					
		延面積					

附属資料17　都道府県の防災会議及び防災計画の状況

都道府県＼項目	防災会議の開催回数（昭和51年度）	幹事会の開催回数（昭和51年度）	防災計画の修正回数（昭和51年度）	通算修正回数（昭和52年4月1日現在）	防災会議の部会の設置状況（昭和52年4月1日現在）
北海道	0	6	1	5	地震対策部会(39. 9.14)，救急医療対策部会(47.12.12)
青森	0	1	1	6	原子力部会(46.11. 8)
岩手	1	1	1	13	地震部会(50.12.23)
宮城	0	0	0	13	石油コンビナート部会(46. 3.27)，※52. 7. 8に解散
秋田	0	0	2	13	通信部会(39.12.11)，雪害対策部会(39.12.11)，災害危険地域対策部会(42.6.13)
山形	1	1	1	13	
福島	1	1	1	13	山くずれ等対策部会(42. 8. 8)，救急医療部会(41. 2.19)
茨城	1	0	1	14	
栃木	1	1	1	13	救急医療部会(42. 6. 7)，地震部会(46. 6.12)
群馬	1	1	1	13	
埼玉	1	0	1	13	地震対策部会(47. 4.11)
千葉	1	1	1	13	地震対策部会(46.12. 1)
東京	0	0	0	16	地震部会(39. 7.29)，風水害部会(39. 7.29)
神奈川	1	1	1	10	地震対策部会(44. 4.21)
新潟	1	1	1	12	
富山	0	1	0	7	災害救助部会(37.12. 1)，通信情報部会(37.12. 1)
石川	1	2	1	7	
福井	0	0	0	5	原子力対策部会(44. 1.10)
山梨	1	1	1	14	地震部会(48. 2.28)
長野	0	1	1	14	震災対策部会(40. 8.31)
岐阜	1	0	1	14	
静岡	1	0	1	14	救助部会(37.10.15)，施設部会(37.10.15)
愛知	1	1	1	13	地震部会(46. 5.25)，産業災害対策部会(50. 4.22)
三重	1	1	1	13	特殊災害部会(50. 3.31)，救急医療部会(46. 8. 6)
滋賀	1	1	1	5	
京都	1	2	1	4	
大阪	0	0	0	4	地震対策部会(48.11. 1)，地下街等災害対策部会(47. 7.31)
兵庫	1	1	1	13	瀬戸内危険物集積地帯防災対策部会(50. 4. 1)
奈良	1	1	1	12	
和歌山	0	1	0	9	県北部臨海工業地帯防災対策部会(46. 6. 1)
鳥取	0	1	1	14	
島根	1	1	0	13	総務部会(41.3)，施設部会(41.3)，生活環境部会(41.3)，運輸通信部会(41.3)，救急医療部会(41. 3)，原子力防災部会(48. 4)
岡山	0	0	1	6	
広島	1	1	1	13	
山口	1	0	1	10	
徳島	1	1	1	13	
香川	0	0	0	12	
愛媛	1	1	1	13	地震部会(43. 2. 6)
高知	1	0	1	14	
福岡	1	0	1	6	
佐賀	1	0	1	6	救急医療部会(41. 3.29)
長崎	0	1	0	9	救急医療部会(37.10. 1)
熊本	1	1	1	11	
大分	0	1	1	12	災害救助部門幹事会(45. 2. 9)
宮崎	1	1	1	12	救急医療部会(44.11.19)，地すべり等対策部会(48. 5.80)
鹿児島	1	1	1	9	
沖縄	0	0	0	0	
合計	31	38	38	511	

附属資料18　都道府県の防災訓練の実施状況（昭和51年度）

都道府県＼項目	実施回数	訓練想定（訓練形態）	参加人員
北海道	5	地震災害（情報伝達），水害(工法)，台風(総合，図上，通信)	132,050
青森	0		0
岩手	1	地震津波災害(総合)	5,605
宮城	4	林野火災(総合)，津波災害(総合)，高速道路災害（総合)，林野火災(図上)	11,200
秋田	2	海難事故(総合)，火災・水害(総合)	4,000
山形	1	海上油流出災害・屋外石油タンク火災(総合)	710
福島	1	台風・地震災害(総合)	1,883
茨城	1	地震災害(総合)	2,200
栃木	1	地震災害(総合)	986
群馬	1	台風災害(総合)	900
埼玉	1	地震災害(総合)	2,569
千葉	1	地震災害(総合)	1,003
東京	1	地震災害(総合)	200
神奈川	1	地震災害(通信，図上)	200
新潟	1	地震災害(総合)	20,000
富山	1	台風・豪雨・大火・船舶災害(総合)	1,900
石川	1	地震災害(総合)	1,080
福井	1	台風・異常乾燥下火災(総合)	918
山梨	4	地震・豪雨・大火・林野火災・台風災害(総合)，台風(気象情報伝達)，各種災害(非常無線通信) 2	2,340
長野	2	風水害(総合)，台風災害(図上)	2,750
岐阜	1	豪雨災害(総合)	10,000
静岡	2	豪雨災害(総合)，地震災害(総合)	15,634
愛知	1	地震災害(総合)	47,632
三重	1	地震災害(総合)	600
滋賀	1	地震災害(総合)	608
京都	1	地震災害(通信)	180
大阪	1	台風災害(総合)	1,143
兵庫	0		0
奈良	1	台風・豪雨災害(総合)	535
和歌山	1	豪雨・大火・林野火災・高圧ガス事故(総合)	784
鳥取	2	地震災害(総合)，台風災害(総合)	13,731
島根	1	火災・水災(総合)	1,100
岡山	1	総合(救護)	50
広島	1	豪雨災害(総合)	688
山口	4	豪雨災害(総合)，豪雨災害(図上)，大火(総合)，林野火災(総合)	2,260
徳島	1	台風災害(総合)	839
香川	1	台風・油火災(総合)	800
愛媛	2	豪雨・地震・火災(総合)，コンビナート災害(総合)	1,500
高知	1	台風災害(総合)	520
福岡	1	豪雨・高潮・林野火災(総合)	753
佐賀	1	豪雨災害(総合)	1,400
長崎	1	台風・豪雨災害(総合)	720
熊本	2	豪雨・火災(総合)，ビル火災(総合)	1,288
大分	2	風水害(総合)，コンビナート災害(総合)	885
宮崎	1	台風災害(総合)	955
鹿児島	1	総合(総合)	886
沖縄	0		0
合計	64		297,985

附属資料19 市町村の防災会議及び防災計画の状況

都道府県	市町村数				防災会			防災計画						防災計画修正団体数（昭和51年度）
	市	町	村	計	市	町	村	計	設置率(%)	市	町	村	計	作成率(%)	
北海道	32	154	26	212	32	154	26	212	100	32	154	26	212	100	12
青森	8	33	26	67	8	33	26	67	100	8	33	26	67	100	3
岩手	13	31	18	62	13	31	18	62	100	13	31	18	62	100	8
宮城	11	60	3	74	11	60	3	74	100	11	60	3	74	100	2
秋田	9	48	12	69	9	48	12	69	100	9	48	12	69	100	8
山形	13	27	4	44	13	27	4	44	100	13	27	4	44	100	15
福島	10	51	29	90	10	51	29	90	100	10	51	29	90	100	7
茨城	18	44	30	92	18	44	30	92	100	18	44	30	92	100	12
栃木	12	33	4	49	12	33	4	49	100	12	33	4	49	100	5
群馬	11	28	31	70	11	28	31	70	100	11	28	31	70	100	5
埼玉	39	34	19	92	39	34	19	92	100	39	34	19	92	100	12
千葉	26 (区含む)	47	7	80	26 (区含む)	47	7	80	100	26 (区含む)	47	7	80	100	11
東京	49	7	8	64	49	7	(5) 3	(5)59	100	48	7	5	60	94	24
神奈川	18	18	1	37	18	18	1	37	100	18	18	1	37	100	13
新潟	20	52	40	112	20	52	40	112	100	20	52	40	112	100	6
富山	9	18	8	35	9	18	8	35	100	9	18	8	35	100	2
石川	8	26	7	41	8	26	7	41	100	8	26	7	41	100	1
福井	7	22	6	35	7	22	6	35	100	7	22	6	35	100	3
山梨	7	36	21	64	7	36	21	64	100	7	36	21	64	100	16
長野	17	38	67	122	17	38	67	122	100	17	38	67	122	100	1
岐阜	13	55	32	100	13	55	32	100	100	13	55	32	100	100	47
静岡	21	49	5	75	21	49	5	75	100	21	49	5	75	100	28
愛知	30	46	12	88	30	46	12	88	100	30	46	12	88	100	13
三重	13	45	11	69	13	45	11	69	100	13	45	11	69	100	39
滋賀	7	42	1	50	7	42	1	50	100	7	42	1	50	100	0
京都	10	33	1	44	10	33	1	44	100	10	33	1	44	100	10
大阪	31	12	1	44	31	12	1	44	100	30	11	1	42	95	6
兵庫	21	71	—	92	21	71	—	92	100	21	71	—	92	100	15
奈良	9	20	18	47	9	20	18	47	100	9	20	18	47	100	3
和歌山	7	36	7	50	7	36	7	50	100	7	36	7	50	100	18
鳥取	4	31	4	39	4	31	4	39	100	4	31	4	39	100	0
島根	8	41	10	59	8	41	10	59	100	8	41	10	59	100	30
岡山	10	56	12	78	10	56	12	78	100	10	56	12	78	100	11
広島	12	69	6	87	12	69	6	87	100	12	69	6	87	100	24
山口	14	36	6	56	14	36	6	56	100	14	36	6	56	100	4
徳島	4	38	8	50	4	38	8	50	100	4	38	8	50	100	24
香川	5	38	—	43	5	38	—	43	100	5	38	—	43	100	2
愛媛	12	44	14	70	12	44	14	70	100	12	44	14	70	100	4
高知	9	25	19	53	9	25	19	53	100	9	25	19	53	100	18
福岡	20	69	8	97	20	69	8	97	100	20	69	8	97	100	2
佐賀	7	36	6	49	7	36	6	49	100	7	36	6	49	100	11
長崎	8	70	1	79	8	70	1	79	100	8	70	1	79	100	17
熊本	11	65	22	98	11	65	22	98	100	11	65	22	98	100	39
大分	11	37	10	58	11	37	10	58	100	11	37	10	58	100	2
宮崎	9	27	8	44	9	27	8	44	100	9	27	8	44	100	7
鹿児島	14	73	9	96	14	73	9	96	100	14	73	9	93	97	4
沖縄	10	7	36	53	1	0	0	1	1.9	1	0	0	1	1.9	1
合計	667	1,978	634	3,279	658	1,971	593 (5)	3,222 (5)	98.3	656	1,967	595	3,218	98.1	545 (16.9%)

（注）（　）は防災会議設置免除団体を示す。

附属資料20 都市の防災体制の整備状況

（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況

都市区分	調査項目	防災会議の開催状況		防災計画の作成及び修正状況			防災会議の部会の状況			
		昭和50年度開催回数	昭和51年度開催回数	作成年月	修正回数	最終修正年月	部会の名称	設置年月	昭和50年度開催回数	昭和51年度開催回数
指定都市	札幌	1	0	38. 9	4	50. 12				
	川崎	1	1	38.	7	48. 8	地震専門部分	41. 7	12	12
	横浜	2	2	38. 10	7	52. 3				
	名古屋	1	1	38. 7	13	51. 6	地震災害対策部会 産業災害対策部	50. 6 50. 6	0 0	1 0
	京都	1	1	38. 3	13	51. 10	地震対策委員会	48. 5	4	2
	大阪	1	0	40. 6	8	51. 2	地震専門部会	46. 11	1	0
	神戸	1	1	38. 8	13	51. 5				
	福岡	1	1	39. 6	12	51. 5	風水害対策委員会			
	北九州	1	1	40. 6	11	51. 5				
	平均	1.11	0.89		9.78					
指定都市を除く人口30万以上の都市	旭川	1	0	40. 4	3	50. 8				
	函館	0	0	38. 3	0	50. 8				
	仙台	1	3	38. 7	2	51. 3				
	いわき	0	0	41. 10	3	52. 3				
	宇都宮	1	0	37. 12	14	50. 9	地震部会 救急医療部会	44. 2 46. 10	0 0	0 0
	浦和	1	1	41. 3	10	51. 3				
	川口	3	2	39. 7	9	50. 6				
	大宮	1	0	47. 11	1	50. 3				
	千葉	1	0	38. 4	3	50. 8				
	船橋	1	1	40. 9	10	51. 7				
	松戸	1	1	41. 3	7	52. 1				
	市川	0	1	38. 12	8	51. 2				
	八王子	1	1	43. 11	8	51. 8				
	相模原	2	1	40. 1	11	52. 3				
	横須賀	2	2	40. 3	9	52. 3				
	新潟	1	1	39. 2	12	52. 3				
	金沢	1	1	39. 7	11	51. 6				
	長野	0	0	44. 4	3	50. 3				
	岐阜	1	1	37. 10	14	51. 7				
	静岡	1	1	39. 4	12	51. 5				
	浜松	2	1	38. 9	8	51. 2				
	堺	0	1	41. 5	8	51. 7	地震災害対策専門委員会	49. 5	0	0
	東大阪	0	0	44. 8	4	51. 6				
	豊中	1	1	39. 8	12	51. 7				
	高槻	0	1	45. 4	3	52. 6				
	枚方	0	0	41. 8	0	—				
	尼崎	1	1	40. 8	11	51. 6				
	姫路	1	1	38. 12	13	51. 6				
	西宮	1	1	39. 6	12	51. 5				
	和歌山	1	0	40. 5	11	51. 10				
	岡山	1	1	46. 6	8	51. 11				
	倉敷	1	0	47. 10	2	51. 2				

附属資料20 都市の防災体制の整備状況（つづき）

（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況（つづき）

都市区分	調査項目	防災会議の開催状況		防災計画の作成及び修正状況			防災会議の部会の状況			
		昭和50年度開催回数	昭和51年度開催回数	作成年月	修正回数	最終修正年月	部会の名称	設置年月	昭和50年度開催回数	昭和51年度開催回数
	広島	1	1	40. 6	11	51. 5				
	福山	1	1	40. 10	9	51. 6				
	松山	0	0	40. 5	1	41. 10				
	長崎	1	1	39. 6	13	52. 4				
	熊本	1	1	38. 6	7	51. 5				
	大分	0	0	39. 9	7	51. 7				
	鹿児島	1	1	38. 9	7	52. 2				
	那覇	1	1	49. 9	2	52. 1				
	平均	0.88	0.78		7.48					
人口30万未満の県庁所在都市	青森	0	0	40. 9	5	43. 5				
	盛岡	0	1	40. 9	5	52. 3				
	秋田	1	1	39. 11	8	51. 11				
	山形	1	1	39. 3	11	52. 3				
	福島	0	0	38. 6	1	50. 3				
	水戸	1	1	42. 8	11	51. 9				
	前橋	1	0	39. 9	6	50. 9				
	富山	0	0	39. 10	5	49. 12				
	福井	0	0	38. 12	1	42. 9				
	甲府	1	1	38. 9	5	52. 3	地震部会	47. 8	0	0
	津	1	1	38. 4	13	51. 6				
	大津	0	0	40. 9	2	49. 3				
	奈良	1	1	39. 5	5	51. 12				
	鳥取	1	0	39. 8	16	50. 9				
	松江	0	0	48. 3	2	50. 3				
	山口	1	1	38. 3	12	51. 6				
	徳島	1	1	38. 8	13	51. 6				
	高松	0	0	39. 5	7	51. 7				
	高知	1	1	38. 7	7	51. 5				
	佐賀	1	1	42. 6	7	51. 5				
	宮崎	1	1	39. 4	13	52. 6				
	平均	0.62	0.57		7.38					
20万以上30万未満の都市県庁所在都市を除く人口	釧路	1	1	39. 5	3	51. 8				
	八戸	0	0	40. 11	0	—				
	郡山	0	0	45. 11	0	—				
	日立	0	1	42. 11	2	51. 7				
	高崎	0	0	41. 6	1	49. 6				
	川越	0	0	39. 8	3	50. 3				
	柏	1	1	47. 9	1	49. 11				
	町田	1	0	46. 4	3	50. 1				
	藤沢	2	1	39.	1	52. 3				
	清水	1	1	37. 4	14	50. 4				
	沼津	0	0	37. 12	15	49. 11				
	富士	0	0	42. 10	9	51. 5				

附属資料20 都市の防災体制の整備状況（つづき）

（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況（つづき）

都市区分	調査項目	防災会議の開催状況		防災計画の作成及び修正状況			防災会議の部会の状況			
		昭和50年度開催回数	昭和51年度開催回数	作成年月	修正回数	最終修正年月	部会の名称	設置年月	昭和50年度開催回数	昭和51年度開催回数
県庁所在都市を除く人口20万以上30万未満の都市	豊橋	1	0	38. 6	14	51. 6				
	豊田	0	1	38. 10	1	51. 9				
	一宮	1	1	38. 12	5	51. 6				
	岡崎	0	0	39.	2	42. 9				
	春日井	0	0	37. 4	14	51. 4				
	四日市	1	1	39. 9	9	51. 9				
	吹田	0	1	39. 5	3	52. 1				
	八尾	0	0	40. 12	14	52. 6				
	寝屋川	0	0	49. 12	0	—				
	茨木	1	0	43. 5	7	51. 5				
	明石	0	1	42. 3	7	51. 6				
	呉	1	1	43. 6	9	51. 5				
	下関	1	1	44. 4	5	51. 6				
	久留米	0	0	40. 6	0	—				
	佐世保	0	0	38. 6	16	48. 6				
	平均	0.44	0.44		5.85					
特別区	千代田	2	2	38.	13	52. 3				
	中央	2	1	38. 7	3	50. 6				
	港	1	1	39. 6	13	51. 10				
	新宿	2	2	39. 8	11	52. 2				
	文京	1	1	38.	14	52. 3				
	台東	1	1	38. 7	13	52. 3	震災対策プロジェクト	46. 12	1	0
	墨田	1	1	38. 12	13	51. 8				
	江東	1	1	39. 11	12	51. 10				
	品川	1	1	39. 6	12	52. 2				
	目黒	2	3	39. 7	12	52. 3	避難対策専門部会	51. 6	0	2
	太田	2	2	38. 9	13	52. 2				
	世田谷	2	2	39. 2	12	52. 2				
	渋谷	2	2	39. 3	13	52. 3				
	中野	1	1	39. 9	10	51. 12				
	杉並	1	1	38.	13	51. 7				
	豊島	1	2	38. 3	8	51. 4				
	北	2	2	39. 10	11	52. 3				
	荒川	1	1	38. 4	4	52. 3	震災対策部会	47. 6	10	4
	板橋	1	1	39. 4	11	51. 7				
	練馬	3	5	39. 3	10	51. 3				
	足立	1	1	38.	10	51. 6				
	葛飾	2	2	39. 9	11	51. 2				
	江戸川	1	1	38. 7	13	51. 6	地震部会	51. 2	0	6
	平均	1.48	1.61		11.1					

（２） 都市の防災訓練の実施状況

都市区分	都市名	50年度 実施回数	50年度 想定	50年度 内容	51年度 実施回数	51年度 想定	51年度 内容
指定都市	札幌	1	地震	実動	7	地震・火災	実動
	川崎	1	地震・火災	〃	1	地震	〃
	横浜	2	地震	実動・図上・通信	2	〃	実動・図上・通信
	名古屋	1	〃	実動	1	〃	実動
	京都	2	火災・地震	〃	1	台風・豪雨・火災	〃
	大阪	2	台風・地震	〃	3	台風・地震	実動・通信
	神戸	1	豪雨	〃	1	台風	実動
	福岡	2	ビル・地下街災害	〃	2	豪雨・地下街火災	〃
	北九州	7	豪雨・火災	〃	7	豪雨・火災	〃
指定都市を除く人口30万以上の都市	旭川	1	台風	通信	2	台風	実動・通信
	函館	7	地震・台風・コンビナート災害・集団救急	実動(4)・通信(3)	2	地震・火災・大雨津波	実動
	苫小牧	2	地震・津波	実動・通信	2	地震・津波	実動・通信
	〃	—	—	—	—	—	—
	帯広	1	地震	通信	—	—	—
	北見	1	台風	実動	1	台風	実動
	室蘭	2	地震・豪雨	通信・実動	1	豪雨	〃
	釧路	1	地震	実動	1	地震	実動・通信
	〃	1	〃	〃	1	〃	実動
	〃	—	—	—	—	—	—
	秋田	1	地震	実動	1	地震	実動
	〃	1	〃	〃	1	〃	〃
	〃	2	〃	〃	2	〃	〃
	〃	2	〃	〃	2	〃	〃
	〃	—	—	—	—	—	—
	青森	1	地震	実動	1	地震	実動・通信
	〃	1	〃	実動・通信	—	—	—
	八戸	2	豪雨・林野火災	実動	2	豪雨・林野火災	実動
	盛岡	1	地震・火災	〃	2	台風	〃
	宮古	2	地震・台風・火災	実動・通信	1	地震	実動・通信
	大船渡	1	石油コンビナート災害	〃	—	—	—
	花巻	1	台風	通信	1	台風	通信
	〃	—	—	—	2	台風	実動・通信
	〃	—	—	—	1	台風	実動
	水沢	1	台風	実動	1	台風・豪雨・石油コンビナート災害	実動
	〃	2	危険物火災・集団救急	〃	3	高層建物火災・危険物流出	〃
	一関	2	台風・危険物	実動・通信	1	豪雨	〃

（２） 都市の防災訓練の実施状況（つづき）

都市区分	都市名	50年度 実施回数	50年度 想定	50年度 内容	51年度 実施回数	51年度 想定	51年度 内容
指定都市を除く人口30万以上の都市	和歌山	1	地震	実動・通信	1	台風	実動・通信
	岡山	1	豪雨	実動	1	豪雨	実動
	倉敷	3	豪雨・石油コンビナート災害	〃	4	石油コンビナート・火災・豪雨・タンカー事故	〃
	広島	3	航空機事故・集団事故・豪雨	〃	2	豪雨・集団救急事故	〃
	福山	—	—	—	—	—	—
	松山	3	石油コンビナート災害・林野火災	実動	2	地震・豪雨・高圧ガス・危険物火災	実動
	長崎	1	台風	〃	1	台風	〃
	熊本	2	豪雨・地震・火災・爆発	実動・図上	1	豪雨・火災	〃
	大分	3	石油コンビナート災害・ガス漏洩・火山爆発	実動	1	石油コンビナート災害	通信・実動
	鹿児島	2	火山爆発・事故集団救急	〃	1	火山爆発	実動
	那覇	—	—	—	—	—	—
人口30万未満の県庁所在都市	森岡	—	—	—	—	—	—
	青盛	1	地震	実動	—	—	—
	秋田	1	石油コンビナート災害	〃	1	地震	実動
	山形	2	豪雨	図上・実動	—	—	—
	福島	1	台風・林野火災	通信	1	台風	通信
	水戸	1	地震	実動	1	地震・市街地大火	通実
	前橋	2	台風・林野火災	〃	2	台風	〃
	富山	5	豪雨・危険物火災	〃	6	豪雨・地震・石油コンビナート火災	〃
	井府	8	地震・火災	実動・通信	8	地震・火災	実動・通信
	津	1	地震・火災	実	1	〃	実
	福井	2	地震危険物・台風	〃	1	台風	〃
	甲府	1	豪雨・火災	〃	—	—	—
	津	1	豪雨	〃	1	地震	実動
	大津	—	—	—	—	—	—
	奈良	—	—	—	—	—	—
	和歌山	—	—	—	—	—	—
	鳥取	—	—	—	—	—	—
	松江	—	—	—	—	—	—
	岡山	—	—	—	—	—	—

（２） 都市の防災訓練の実施状況（つづき）

都市区分＼年区分＼状況		50年度 実施回数	50年度 想定	50年度 内容	51年度 実施回数	51年度 想定	51年度 内容
	徳島	1	台風	実動	2	台風・火災・油ビル火災・高層	実動
	高松	3	石油コンビナート災害・海難	実動・通信	2	総合・油火災	実動・通信
	高知	—	——	——	1	台風・火災	実動・通信
	佐賀	—	——	——	1	豪雨	実動
	宮崎	—	——	——	—	——	——
県庁所在都市を除く人口20万以上30万未満の都市	釧路	3	地震・津波・火災・豪雨	実動・通信	3	地震・火災・津波	実動・通信
	八戸	2	石油コンビナート災害	実動・図上	—	——	——
	郡山	3	大火・油火災・ガス爆発	実動・通信	4	火災・林野火災・地震	実動・通信
	日高川町	—	——	——	—	——	——
	立崎越柏	—	——	——	1	交通災害	実動
	田沢水	1	台風	実動	—	——	——
	津	1	地震・火災	実動・通信	1	台風	通信・参集
	沼津	1	地震	実動	1	地震	実動
	富士	2	〃	〃	2	〃	〃
	豊橋	1	〃	〃	3	〃	〃
	豊田	2	火災・危険物火災	〃	3	地震・危険物火災・漏洩	〃
	一宮崎	1	地震・台風	〃	2	地震・火災	〃
	岡	2	地震・台風・津波・火災	〃	1	地震・台風・豪雨	〃
	春日井	2	地震	〃	2	地震	〃
	日日市	—	——	——	—	——	——
	四吹屋	—	——	——	—	——	——
	八尾	2	豪雨・地震・火災	実動	2	豪雨・地震・火災	実動
	寝屋川	—	——	——	—	——	——
	茨木	—	——	——	1	豪雨	実動
	明石	1	豪雨	通信	2	〃	実動・通信
	呉	—	——	——	—	——	——
	関米	1	台風・豪雨	実動	1	台風・豪雨	実動
	下留	1	〃	〃	1	台風・豪雨・地震	実動・通信
	久世	1	豪雨	〃	1	豪雨	実動
	佐保	1	油槽地帯災害	〃	2	豪雨・タンカー事故	〃
		—	——	——	—	——	——
		2	火災・タンカー事故	実動	2	火災・石油コンビナート災害	実動

（２） 都市の防災訓練の実施状況（つづき）

都市区分＼年区分＼状況		50年度 実施回数	50年度 想定	50年度 内容	51年度 実施回数	51年度 想定	51年度 内容
特別区	田代	2	地震・台風	実動・通信	2	台風・地震	実動・通信
	千央	1	地震・火災	実動	1	地震・火災	実動
	中港	1	地震	実動・通信	1	地震	実動・通信
	新宿	1	〃	実動・通信・図上	1	〃	〃
	文京	1	地震・火災	実動・通信	5	地震・火災	実動
	台東	2	台風・地震	実動	1	〃	〃
	墨田	1	台風・火災	〃	1	〃	〃
	江東	2	地震	〃	1	地震	〃
	品川	1	地震・火災	実動・通信	1	〃	実動・通信
	目黒	1	〃	実動	1	〃	実動・図上
	大田	1	〃	〃	0	〃	〃
	世田谷	1	〃	実動・通信	1	地震	実動
	渋谷	1	〃	実動	1	地震・火災	〃
	中野	2	〃	〃	2	地震・火災・地震総合	〃
	杉並	2	〃	〃	4	地震	〃
	豊島	4	地震	〃	3	地震・火災	実動・通信・図上
	北	3	地震・火災	実動・通信・図上	1	地震	実動・通信
	荒川	1	地震	実動・通信	1	〃	〃
	板橋	1	〃	〃	1	〃	〃
	練馬	3	〃	実動	1	〃	実動
	足立	2	豪雨・地震	〃	2	豪雨・地震	〃
	葛飾	2	地震・総合	〃	2	地震・総合	〃
	江戸川	2	〃	〃	2	〃	〃

附属資料21　石油コンビナート等

都道府県	特別防災区域	面積（千m²）	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量（万kl）	高圧ガスの処理量（万N㎥）	石油以外の第4類の貯蔵・取扱量（kl）
北海道	釧路	1,011	11(1)	3	19.7	87	7,810
	苫小牧	16,333	10(5)	5	273.4	2,599	15,125
	室蘭	6,567	4(3)	11	196.9	15,600	15.2
	上磯	660	2(1)	1	50.4	249	—
青森	青森	122	5(—)	—	15.4	—	—
	八戸	805	8(1)	5	28.9	120.5	—
宮城	塩釜	297	9(5)	3	23.6	476	38.5
	仙台	4,598	2(1)	5	214.8	878	335
秋田	男鹿	517	1(1)	1	19.5	51.8	—
	秋田	1,699	8(1)	7	44.5	275.5	57
山形	酒田	2,786	5(—)	3	27.8	17.7	48.6
福島	いわき	6,700	7(2)	5	77.8	6,413	6,749
茨城	鹿島臨海	22,722	12(10)	9	568.0	25,031	86,977
千葉	京葉臨海北部	2,480	9(—)	5	37.1	382.7	22,843
	京葉臨海中部	44,660	39(26)	34	1,735.8	134,449.5	202,720
	京葉臨海東部	13,460	3(2)	1	17.9	1,340	97
東京	豊洲	890	3(—)	—	32.8	—	—
	品川・大井	321	3(—)	—	14.9	—	1,723
神奈川	京浜臨海	32,870	57(36)	55	1,414.0	113,282	116,780
	根岸臨海	6,340	4(2)	6	480.7	28,947.6	41,409
	久里浜	710	1(—)	—	56.2	—	—
新潟	新潟東港	18,551	8(—)	4	124.7	1,103.9	21,640
	新潟西港	6,830	7(3)	16	164.8	11,390	64,214
	直江津	2,723	4(—)	2	11.3	102.4	4,920
富山	富山	688	2(1)	5	116.0	197.9	0.5
	新湊	341	1(—)	—	18.0	—	—
	伏木	170	6(—)	1	16.0	—	—
	婦中	571	1(1)	—	0.8	4,843	220
石川	金沢港北	268	5(—)	4	22.5	456.4	—
福井	三国	1,124	5(—)	1	31.6	—	—
静岡	清水	1,138	4(1)	13	65.5	977.8	30,935
愛知	渥美	1,079	1(—)	—	68.0	—	—
	蒲郡	98	3(—)	2	17.0	180	—
	衣浦	8,506	3(—)	7	25.6	937	554
	名古屋港臨海	25,704	33(9)	19	779.0	27,793	67,623
三重	四日市臨海	8,106	22(19)	16	717.3	62,862	48,793
	尾鷲	525	2(1)	2	69.6	36.2	—
大阪	大阪北港	4,470	12(1)	16	72.0	725	11,078
	堺泉北臨海	16,900	26(11)	29	611.0	89,489	104,014
	岬	532	2(2)	—	28.0	2	—
兵庫	尼崎	4,310	6(2)	17	46.0	253	1,327
	神戸	2,900	13(3)	6	137.0	2,516	—

特別防災区域の現況

（52. 6. 1現在）

第4類以外の危険物の貯蔵・取扱量（t）	準危険物の貯蔵・取扱量（万t）	高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・取扱・処理量（万N㎥）	毒物及び劇物 石油防法に基づく毒物（t）	石油防法に基づく劇物（t）	その他の毒物（t）	その他の劇物（t）	放射性物質（ci）
1,500	0.6	—	—	—	—	—	—
83,633	2.1	11.2	3	637	—	19,596	0.4
19.8	2.4	20	36.2	76.6	—	4,939	88.2
52.3	—	7	—	2	—	212.2	0.1
—	0.0024	—	—	—	—	—	—
0.2	0.8	—	—	—	—	—	—
—	1.78	—	—	—	—	—	—
8,093	3.7	2	16	13	16	1,253	3.6
5,776	0.4	—	—	—	—	—	—
23,503	0.2	—	—	—	—	—	2.8
1,049	0.02	2.2	—	255	—	2,002	—
81,759	1.2	154	8.7	62,749	168	54,827	3.6
31,106	2.0	3,766	156	14,055	301	20,913	159
151.8	1.5	0.1	30	—	—	30	—
169,956	9.09	9,197	1,615	89,929	40	152,657	90.2
15,104	0.35	46	—	93	—	7,034	134
19.1	—	—	278	—	—	20.7	0.4
—	—	—	—	—	—	—	—
54,262	11.9	1,252	3,080	40,544	17	136,809	398
11,664	3.8	14,683	247	130	—	3,545	1,238
122	—	—	—	27	—	142	0.1
10,680	0.27	294.5	—	96	—	10,450	0.6
6,544	0.38	190	44	82	5,863	—	13.4
19,681	0.0035	60.3	42	0.6	—	4,858	0.02
—	0.5	—	—	1.9	—	34	0.2
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
11,756	—	—	—	4,963	—	10,700	11.7
—	0.2	—	—	—	—	—	—
16.2	—	0.1	—	16.4	—	131.8	—
350	0.07	—	6.4	0.7	—	40,900	0.03
—	—	—	—	21.4	—	140.4	0.03
—	0.42	—	—	—	—	—	—
10,454	—	0.4	—	49	9,551	360	5.5
116,697	1.4	503	11.2	17,968	8,595	42,809	304.4
—	11.1	26.9	387.2	7,303.2	286.4	38,680.4	108.8
—	—	0.1	—	26	—	344	0.7
19,136	2.0	874.1	—	12,901	—	36,587	596.7
25,476	0.48	808.7	614	27,888	261	58,988	16.1
—	—	—	44	—	—	14	—
1,964	1.3	771	17.8	1,231.2	0.1	11,018.2	129
57,555	1.0	1,054	5	6,007	—	26,002	38

附属資料21　石油コンビナート等

都道府県	特別防災区域	面積（千m²）	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量（万kl）	高圧ガスの処理量（万N㎥）	石油以外の第4類の貯蔵・取扱量（t）
兵庫	東播磨	11,346	6(5)	10	49.7	3,745.4	223,593
	姫路臨海	17,800	10(8)	9	339.0	11,838	4,542
和歌山	和歌山北部臨海北部	5,096	6(2)	2	16.2	3,362.8	19,207.9
	和歌山北部臨海中部	1,490	3(3)	—	98.8	550.6	3,369.1
	和歌山北部臨海南部	2,868	3(3)	—	544.8	13,908	1,967
岡山	水島臨海	25,357	17(16)	13	892.8	88,553.9	64,333
広島	福山	8,995	3(2)	1	15.8	5,299.4	16.2
	江田島	185	2(—)	—	27.4	—	—
	能美	290	1(—)	—	46.1	—	18,204
広島山口	岩国・大竹	5,375	10(8)	6	230.1	14,647.9	23,369
山口	下松	2,616	2(2)	3	86.0	676	1,677
	徳山・新南陽	7,018	12(10)	7	317.4	68,235.7	24,613
	宇部	4,339	6(4)	9	24.2	10,636.4	208.7
	小野田	1,230	1(1)	—	270.7	5,310	186.1
	彦島	123	5(—)	—	32.7	—	—
徳島	阿南	825	1(—)	1	19.6	0.02	—
香川	番の州	4,224	3(2)	1	263.2	9,530.7	6
愛媛	新居浜	4,408	5(3)	6	21.7	19,363.3	2,426
	上浦	94	1(—)	—	22.4	—	—
	菊間	512	1(1)	—	155.0	1,333	—
	松山	2,556	4(3)	1	113.5	10,104	5.3
福岡	苅田	1,034	2(1)	2	16.6	1.1	—
	北九州	22,133	21(11)	12	90.6	16,338.7	23,336
	福岡	451	9(1)	16	31.0	620	2,355
佐賀	唐津	302	3(1)	—	19.4	397.7	—
長崎	相浦	239	1(1)	—	18.3	0.7	—
	長崎	169	6(—)	6	15.5	84.5	—
熊本	八代	111	6(—)	—	11.0	—	—
大分	大分	10,113	12(12)	2	275.4	34,166.1	6,478.8
鹿児島	喜入	1,879	1(—)	—	898.0	—	—
沖縄	平安座	4,173	2(1)	—	205.0	7,683	0.2
	泊	186	1(1)	—	39.0	501	—
	小那覇	711	1(1)	—	129.0	2,080	5.6
合計	75地区	420,330	536(254)	426	13,827.7	863,032.8	1,277,974.7

（注）　第一種事業所欄の（　）は，配置規制対象事業所で内書である。

特別防災区域の現況（つづき）

（52.6.1現在）

第4類以外の危険物の貯蔵・取扱量（t）	準危険物の貯蔵・取扱量（万t）	高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・取扱・処理量（万N㎥）	毒物及び劇物 石油防法に基づく 毒物（t）	石油防法に基づく 劇物（t）	その他の 毒物（t）	その他の 劇物（t）	放射性物質（ci）
27,715	2.17	387.1	1.0	4,686	243	38,196	555.8
280,407	1.3	0.2	47.6	551.3	0.02	5,615.3	170.9
—	2.5	—	—	678.4	—	12,630.6	38.4
—	2.2	—	—	56.8	—	208.1	0.7
5,620	0.96	—	192	16.2	3.5	430	—
240,430	6.5	727.5	309.5	20,832.8	430	196,437	91,6
9,983	—	—	—	194.5	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
13,498	1.08	72.3	310.9	18,529	—	18,529.6	14.5
558	0.7	—	—	240	—	1,788	11.8
19,356	12.53	814.8	103.8	9,296	802	49,764.4	42.0
4,559.8	0.5	8	176	25,340	16	12,270	6.7
5,879	0.6	—	56.8	9,126	—	—	4.3
—	0.45	—	—	—	—	—	—
2,552	0.27	20.5	0.2	42.9	—	2,178	0.1
10,954	1.9	990	26	3,739	—	2,283	19.7
26,546	0.016	—	90	43,523	243	15,645	10.9
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	12.8	0.9	—	20.7	0.2
11.9	—	—	—	1,042	—	46,775	—
493	—	—	—	45	—	—	30.7
56,818	3.74	516	44	21,697	339.5	17,426	137.7
—	1.07	—	—	—	—	—	—
154.8	—	—	—	—	—	—	0.7
594	—	—	—	—	—	—	1.3
—	0.2	—	—	—	—	—	—
—	0.0005	—	—	—	—	—	—
8,088.5	0.7	47.2	158	432.5	190.4	20,891	41.4
—	—	—	—	—	—	—	—
9,204.7	—	27	—	1.5	—	—	0.7
—	—	—	0.01	0.5	—	75	—
—	—	—	20.5	0.5	—	—	—
1,491,502.1	100.3525	37,334.2	8,190.61	447,137.3	27,365.92	1,127,159.4	4,523.68

附属資料22　石油コンビナート等特別防災区域に係る防災資機材の整備状況

（昭和52年6月1日現在）

都道府県	特別防災区域	大型化学消防車（台）	大型高所放水車（台）	泡原液搬送車（台）	その他の消防ポンプ自動車（台）	消防艇（隻）	可搬式放水銃等（基）	耐熱服（着）	空気又は酸素呼吸器（個）	消火薬剤 泡（kl）	消火薬剤 粉末（kg）	オイルフェンス（m）	オイルフェンス展張船（隻）	油回収船（隻）	オイルマット（kg）	油処理剤（kl）
北海道	釧路	2		1	2		15			28.8	388	4,520			3,379	7.6
	苫小牧	2			4		26	54	51	46.8	6,140	8,228	3	1	8,258	32.8
	室蘭	3		2	2			23	22	77.0	11,520	3,900	3	1	5,831	16.9
	上磯							2		55.6	423	1,460			938	6.6
青森	青森							9	1			1,840	3		772	5.7
	八戸							7	2	41.2	6,039	5,360	4		2,222	10.0
宮城	塩釜							7	1	43.2	6,481	3,960	9		1,808	9.9
	仙台				3	2	3	5	5	54.0	10,109	4,700	4	1	5,315	7.7
秋田	男鹿	1			2		3	2	2	23.0	4,000	840	1		810	2.4
	秋田							20	7	19.9	8,166	3,480	1		1,737	9.0
山形	酒田				2			10	7	3.1		2,540			1,100	4.5
福島	いわき	2			7		32	40	19	85.7	5,685	5,120	1		400	12.7
茨城	鹿島臨海				16		84	75	309	216.9	33,030	8,780	2	1	5,991	29.9
千葉	京葉臨海北部				1		3	17		13.3	2,636	3,780	1		1,279	4.4
	京葉臨海中部	16	2	8	31	4	185	318	248	545.7	67,531	29,640	19	2	26,589	56.3
	京葉臨海南部				3		1	1	23	9.8	960	1,660			975	1.7
東京	豊洲	1			1			8	21	13.1	13,000	2,780			717	5.4
	品川・大井							8	8	21.7		1,490			400	0.9
神奈川	京浜臨海	13	1	3	38	1	301	599	586	510.0	11,556	38,030	17	2	18,229	154.6
	根岸臨海	4		1	3	1	1	48	75	85.2	150	4,670	3	1	4,810	21.3
	久里浜						2	12	14			1,620	1			3.0
新潟	新潟東港	1						5	5	35.2	10,256	3,880	1		1,334	6.6
	新潟西港	3		1	3		11	16	18	77.5	1,073	3,520	2		4,433	20.4
	直江津				6		3	12	62	14.8	923	1,390			649	2.6
富山	富山	1			1		3	6	6		304	2,820			3,295	9.9
	新湊											1,320				
	伏木								3	18.9		2,880			2,193	5.7
	婦中				2		1	2	2	3.8	130				136	4.1
石川	金沢港北											4,270			2,997	13.5
福井	三国							7	3	19.2		2,920	1		980	7.0
静岡	清水	2					3	21	11	109.6	9,983	7,780	2		5,261	21.3
愛知	渥美							2	3	2.8	2,285	1,240	2		2,271	10.5
	蒲郡	5	1	2	11		1	1	1	17.2		1,580	1		747	4.0
	衣浦				2				7	8.6	1,490	3,710	1		1,277	8.6
	名古屋港臨海	3			15	2	41	132	376	418.8	8,660	18,581	18	1	13,593	64.7
三重	四日市臨海	5	1	2	17		143	95	393	439.1	30,142	9,151	7		10,504	48.7
	尾鷲				3	2	23	5	6	41.8	7,424	5,005	3	2	12,820	6.9
大阪	大阪北港	3			8		5	14	23	27.0	5,806	5,760			2,278	8.9
	堺泉北臨海	6	1		12		92	176	265	408.1	58,644	28,538	7		19,224	38.0
	岬	1	1	1			1	23	23	27.4		2,280				2.8
兵庫	尼崎				7			19	66	76.6	6,620	6,860			5,811	14.5
	神戸				3			2	44	13.3	5,720	8,360	4		7,857	23.9
	東播磨				14		6	8	32	38.4	1,521	8,275	3		3,923	5.8

附属資料22　石油コンビナート等特別防災

都道府県	特別防災区域	大型化学消防車（台）	大型高所放水車（台）	泡原液搬送車（台）	その他の消防ポンプ自動車（台）	消防艇（隻）	可搬式放水銃等（基）
兵庫	姫路臨海	3		1	10	1	38
和歌山	和歌山北部臨海北部	1			6	1	1
	和歌山北部臨海中部				6		
	和歌山北部臨海南部	4	1	1	4	4	21
岡山	水島臨海	3			29	2	119
広島	福山			1	3		4
	江田島				2	1	3
	能美				1		
山口・広島	岩国・大竹				22		173
山口	下松	2			3		14
	徳山・新南陽	2			20	1	191
	宇部				7		25
	小野田	1			3	1	45
	彦島						
徳島	阿南						
香川	番の州	2			1	3	14
愛媛	新居浜	1			7		10
	上浦	1					1
	菊間			1	2		8
	松山	2	1	1	6		45
福岡	苅田						
	北九州				13		9
	福岡			1			
佐賀	唐津						3
長崎	相浦						
	長崎						
熊本	八代						39
大分	大分	1		2	9	1	60
鹿児島	喜入	2		1			7
沖縄	平安座				2	1	143
	泊					1	
	小那覇	1			1	1	12
計	75地区	98	9	30	376	29	1,974

区域に係る防災資機材の整備状況（つづき）

（昭和52年6月1日現在）

耐熱服（着）	空気又は酸素呼吸器（個）	消火薬剤 泡（kl）	消火薬剤 粉末（kg）	オイルフェンス（m）	オイルフェンス展張船（隻）	油回収船（隻）	オイルマット（kg）	油処理剤（kl）
49	46	171.8	7,156	13,005	10	1	14,565	39.1
11	468	17.0	3,200	4,295	4	1	2,004	5.9
5	2	34.6		5,760	4		6,038	1.7
23	23	199.7	600	8,800	8	3	9,116	14.9
207	197	311.7	18,796	24,920	7	2	21,925	67.6
6	258	15.1		1,950	1		1,279	3.3
2		22.0		2,780		1	1,725	1.3
		48.5		4,420	3		4,705	5.8
41	166	169.3	19,842	5,160	5	1	7,675	13.1
13	22	40.5	8,710	3,880	2	1	3,829	13.1
77	264	146.6	6,226	5,600	7	2	4,791	16.7
25	51	23.7	160	4,020	3		2,095	9.1
18	29	84.7	4,125	1,940	2	1	7,880	20.3
				3,440	1	1	805	4.5
	14	5.4		2,380	1		2,036	3.7
37	74	95.7	19,475	10,720		1	3,259	14.3
57	70	61.4	7,513	4,160	1		2,467	6.1
1	1	13.2		1,620	1		980	2.9
31	5	10.6		1,000	3	1	4,540	18.0
26	49	85.2	6,415	4,180	4		4,890	10.8
4	6			1,940			1,405	11.2
38	228	107.7	24,351	11,890	9		4,320	16.9
4		25.5		2,300			2,885	11.8
1		2.2		2,040				
		3.0	4,630	720			600	2.1
		33.1		3,680	3		2,384	10.2
		14.5	1,436	2,520	3		2,121	4.6
47	104	134.9	722	6,330	2	1	3,346	18.5
2	3	87.0		8,320	3	3	1,938	19.3
3	17	96.0	4,521	2,100	3	1	5,475	68.8
2	3	35.0		1,200	1		1,767	1.1
6	6	17.0	3,020	2,020	1	1	4,417	6.2
2,547	4,866	5,804.7	479,693	427,608	216	35	330,405	1,173.7

附属資料23　都市における大震火災対策の現状

（1）調　査　研　究　の　状　況

都道府県名	都市名	自然環境の調査	人為環境の調査	避難地等の調査	被害想定	地震に関する意識調査
		地質地盤調査，災害危険地域の調査	建築物の耐震性調査，設備の安全性調査，木造家屋（震度）調査等	基災予調距検の火の歩性の行の安全性の避難対策調査，状況に関する要調査，離安等討	被害想定の基礎調査	住民の関心と実践調査
北海道	札幌市			○		
	旭川市					
	函館市					
	釧路市					
青森	青森市					
	八戸市					
岩手	盛岡市					
宮城	仙台市					
秋田	秋田市					
山形	山形市					
福島	福島市					
	いわき市					
	郡山市					
茨城	水戸市					
	日立市					
栃木	宇都宮市					○
群馬	前橋市	○	○	○		○
	高崎市					
埼玉	浦和市	○				○
	川口市					
	大宮市					
	川越市					
千葉	千葉市	○	○			○
	船橋市	○	○			
	松戸市	○				
	柏市					
東京	千代田区	○	○	○	○	○
	中央区	○	○	○	○	○
	港区	○	○	○	○	○
	品川区	○	○	○	○	○
	目黒区	○	○	○	○	○
	世田谷区	○	○	○	○	○
	渋谷区	○	○	○	○	○
	新宿区	○	○	○	○	○
	中野区	○	○	○	○	○
	杉並区	○	○	○	○	○
	文京区	○	○	○	○	○
	豊島区	○	○	○	○	○
	北区	○	○	○	○	○
	荒川区	○	○	○	○	○
	板橋区	○	○	○	○	○
	練馬区	○	○	○	○	○
	足立区	○	○	○	○	○
	墨田区	○	○	○	○	○
	江東区	○	○	○	○	○
	葛飾区	○	○	○	○	○
	江戸川区	○	○	○	○	○
	八王子市	○	○	○	○	○
	町田市	○	○	○	○	○
	川崎市	○	○	○	○	○
	横浜市	○	○	○	○	○
神奈川	横須賀市	○	○	○	○	○
	相模原市	○	○	○	○	○
	藤沢市	○	○	○	○	○
	横浜市	○	○	○	○	○
新潟	新潟市					
富山	富山市					
石川	金沢市					
福井	福井市					
山梨	甲府市					○
長野	長野市		○	○		
岐阜	岐阜市					
静岡	静岡市	○	○	○	○	○
	浜松市		○	○		○
	清水市	○	○	○	○	○
	沼津市					
	富士市					
愛知	名古屋市	○	○	○	○	
	豊橋市					
	豊田市					
	岡崎市					
	一宮市					
	春日井市		○			
三重	四日市市			○		
滋賀	大津市	○	○	○	○	○
京都	京都市	○	○	○	○	○
大阪	大阪市	○	○	○	○	○
	堺市		○	○		○
	大阪市					
	東大阪市		○	○		
	豊中市					
	高槻市					
	枚方市					
	吹田市					
	八尾市		○	○		
	寝屋川市					

附属資料23　都市における大震火災対策の現状

（1）調　査　研　究　の　状　況（つづき）

都道府県名	都市名	自然環境の調査	人為環境の調査	避難地等の調査	被害想定	地震に関する意識調査
		地質地盤調査，災害危険地域の調査	建築物の耐震性調査，設備の安全性調査，木造家屋（震度）調査等	基災予調距検の火の歩性の行の安全性の避難対策調査，状況に関する要調査，離安等討	被害想定の基礎調査	住民の関心と実践調査
東京	千代田区	○	○	○	○	○
	中央区	○	○	○	○	○
	港区	○	○	○	○	○
	品川区	○	○	○	○	○
	目黒区	○	○	○	○	○
	世田谷区	○	○	○	○	○
	渋谷区	○	○	○	○	○
	新宿区	○	○	○	○	○
	中野区	○	○	○	○	○
	杉並区	○	○	○	○	○
	文京区	○	○	○	○	○
	豊島区	○	○	○	○	○
	北区	○	○	○	○	○
	荒川区	○	○	○	○	○
	板橋区	○	○	○	○	○
	練馬区	○	○	○	○	○
	足立区	○	○	○	○	○
	墨田区	○	○	○	○	○
	江東区	○	○	○	○	○
	葛飾区	○	○	○	○	○
	江戸川区	○	○	○	○	○
	八王子市	○	○	○	○	○
	町田市	○	○	○	○	○
	川崎市	○	○	○	○	○
	横浜市	○	○	○	○	○
神奈川	横須賀市	○	○	○	○	○
	相模原市	○	○	○	○	○
	藤沢市	○	○	○	○	○
	横浜市	○	○	○	○	○
新潟	新潟市					
富山	富山市					
石川	金沢市					
福井	福井市					
山梨	甲府市					○
長野	長野市		○	○		
岐阜	岐阜市					
静岡	静岡市	○	○	○	○	○
	浜松市		○	○		○
	清水市	○	○	○	○	○
	沼津市					
	富士市					
愛知	名古屋市	○	○	○	○	
	豊橋市					
	豊田市					
	岡崎市					
	一宮市					
	春日井市		○			
三重	四日市市			○		
滋賀	大津市	○	○	○	○	○
京都	京都市	○	○	○	○	○
大阪	大阪市	○	○	○	○	○
	堺市		○	○		○
	大阪市					
	東大阪市		○	○		
	豊中市					
	高槻市					
	枚方市					
	吹田市					
	八尾市		○	○		
	寝屋川市					

附属資料23　都市における大震火災対策の現状

（1）調　査　研　究　の　状　況（つづき）

都道府県名	都市名	自然環境の調査	人為環境の調査	避難地等の調査	被害想定	地震に関する意識調査
		地質地盤調査，災害危険地域の調査	木造建築物の耐震性調査，危険物施設の安全性調査，家屋（震度）調査等	避難対策の基礎調査，火災延焼状況の測定，要避難者の安全性の検討等	被害想定の基礎調査	地域住民の防災に関する備えと実践に関する動向調査
大阪	茨木					
兵庫	神戸	○		○		○
	尼崎			○		
	姫路	○		○	○	
	西宮					
	明石					
奈良	奈良	○		○		
和歌山	和歌山			○	○	
鳥取	鳥取	○	○	○	○	○
島根	松江					
岡山	岡山		○			
	倉敷			○		
広島	広島					
	福山					
	呉					
山口	山口					
	下関					
徳島	徳島					
香川	高松					
愛媛	松山					
高知	高知					
福岡	福岡	○				
	北九州					
	久留米					
佐賀	佐賀					
長崎	長崎					
	佐世保					
熊本	熊本					
大分	大分					
宮崎	宮崎					
鹿児島	鹿児島					○
沖縄	那覇					
合計	120	44	44	49	36	46

附属資料23　都市における大震火災対策の現状

（2）予　防　対　策　の　状　況

都道府県名	都市名	火災拡大等の防止対策	震災広報及び防災教育	条例の対震自動消火装置付石油ストーブの規定
		家庭，地域に消火器の設置，耐震性貯水そう，可搬式（小型）動力ポンプの整備	パンフレット等による広報活動，講演会，映画会等，ラジオテレビによる広報	
北海道	札幌		○	○
	旭川		○	○
	函館		○	○
	釧路			
青森	青森	○	○	○
	八戸			
岩手	盛岡		○	○
宮城	仙台		○	○
秋田	秋田		○	○
山形	山形		○	○
福島	福島		○	○
	いわき		○	○
	郡山		○	○
茨城	水戸		○	○
	日立		○	○
栃木	宇都宮		○	○
群馬	前橋		○	○
	高崎	○	○	○
埼玉	浦和		○	
	川口	○	○	○
	大宮	○	○	○
	越谷		○	○
千葉	千葉		○	○
	船橋	○	○	○
	松戸		○	○
	市川		○	○
	柏	○	○	○
東京	千代田	○	○	○
	中央	○	○	○
	港	○	○	○
	品川	○	○	○
	大田	○	○	○
	目黒	○	○	○
	世田谷	○	○	○
	渋谷	○	○	○
	新宿	○	○	○
	中野	○	○	○
	杉並	○	○	○
	豊島	○	○	○
	北	○	○	○
	荒川	○	○	○
	板橋	○	○	○
	練馬	○	○	○
	足立	○	○	○
	葛飾	○	○	○
	江戸川	○	○	○

附属資料23　都市における大震火災対策の現状

（2）予防対策の状況（つづき）

都道府県名	都市名	火災拡大等の防止対策：家庭，地域に消火器の設置，耐震性貯水そう，可搬式（小型）動力ポンプの整備	震災広報及び防災教育：パンフレット等による広報活動，講演会，映画会等，ラジオテレビによる広報	条例の対震自動消火装置付石油ストーブの規定
東京	川立田東飾川子田	○	○	○
	荒足墨江葛江八町	○	○	○
	戸王	○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
神奈川	横浜	○	○	○
	川崎	○	○	○
	相模原		○	○
	横須賀	○	○	○
	藤沢	○	○	○
新潟	新潟	○	○	○
富山	富山		○	○
石川	金沢		○	○
福井	福井	○	○	○
山梨	甲府	○	○	○
長野	長野		○	○
岐阜	岐阜	○	○	○
静岡	静岡	○	○	○
	浜松	○	○	○
	清水	○	○	○
	沼津		○	○
	富士	○	○	○
愛知	名古屋	○	○	○
	豊橋	○	○	○
	豊田		○	○
	岡崎		○	○
	一宮		○	○
	春日井	○	○	○
三重	四日市	○	○	○
滋賀	大津		○	○
京都	京都	○	○	○
大阪	大阪	○	○	○
	堺	○	○	○
	東大阪	○	○	○
	豊中		○	
	高槻		○	
	枚方		○	
	吹田		○	
	八尾		○	
	寝屋川		○	

附属資料23　都市における大震火災対策の現状

（2）予防対策の状況（つづき）

都道府県名	都市名	火災拡大等の防止対策：家庭，地域に消火器の設置，耐震性貯水そう，可搬式（小型）動力ポンプの整備	震災広報及び防災教育：パンフレット等による広報活動，講演会，映画会等，ラジオテレビによる広報	条例の対震自動消火装置付石油ストーブの規定
大阪	茨木	○	○	○
兵庫	神戸	○	○	○
	尼崎	○	○	○
	姫路		○	○
	西宮		○	○
	明石		○	○
奈良	奈良	○	○	○
和歌山	和歌山		○	○
鳥取	鳥取		○	○
島根	松江		○	○
岡山	岡山		○	○
	倉敷		○	○
広島	広島	○	○	○
	福山		○	○
	呉		○	○
山口	山口		○	○
	下関		○	○
徳島	徳島		○	○
香川	高松		○	○
愛媛	松山		○	○
高知	高知		○	○
福岡	福岡	○	○	○
	北九州	○	○	○
	久留米	○	○	○
佐賀	佐賀		○	○
長崎	長崎	○	○	○
	佐世保	○	○	○
熊本	熊本		○	○
大分	大分		○	○
宮崎	宮崎		○	○
鹿児島	鹿児島	○	○	○
沖縄	那覇		○	
合計	120	60	112	110

附属資料23　都市における大震火災対策の現状
（3）防災体制の状況

都道府県名	都市名	地震対策部会等の設置	災害応急体制の整備	情報連絡体制の整備	避難の安全確保			住民防災組織	防災計画の策定		災害時の放送に関する協定締結
			備蓄倉庫の建設，非常備食料等の備蓄，応急資材，機器の備蓄	通信連絡網の整備，消防電話線，無線の整備用	避難地の確保	避難道路の指定	広域避難場所に対する標識の設置	住民防災組織の育成及び結成	地震対策計画の策定，避難計画の策定	津波対策の策定	災害対策基本法第57条及び同法施行令22条に基づく放送要請
北海道	札幌		○	○	○		○		○		
	川旭		○		○				○		
	館函		○		○				○		
	路釧		○		○	○			○		
青森	青森		○		○			○		○	
	八戸							○			
岩手	盛岡		○		○			○	○		
宮城	仙台		○		○						
秋田	秋田		○						○	○	
山形	山形		○						○		
福島	福島		○		○				○		
	いわき		○		○						
	郡山		○		○						
茨城	水戸		○		○				○		
	日立		○								
栃木	宇都宮	○	○	○	○				○		
群馬	前橋		○		○			○	○		○
	高崎		○		○						
埼玉	浦和	○	○	○	○						
	川口		○		○						
	大宮		○	○	○		○				
	川越		○		○						
	千葉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	船橋		○		○						
	市川		○		○			○	○	○	
	松戸		○		○				○		
	柏		○		○				○		
千葉	市原		○		○				○		
	八千代		○	○	○	○	○	○	○	○	
	鎌ヶ谷		○		○				○		
	浦安		○		○				○		
	四街道		○		○				○		
	袖ケ浦		○		○				○		
東京	千代田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中央	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	港	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	新宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	文京	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	台東	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	墨田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	江東	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	品川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	目黒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	世田谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	渋谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	杉並	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	荒川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	板橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	練馬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	足立	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	葛飾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	江戸川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	八王子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	町田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	横浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川	川崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	横須賀		○	○	○	○	○	○	○	○	
	相模原		○		○				○		
	横浜		○		○				○		
	藤沢		○		○				○		
新潟	新潟		○		○				○		
富山	富山		○		○				○	○	
石川	金沢		○		○				○		
福井	福井		○	○	○	○		○	○	○	

附属資料23　都市における大震火災対策の現状
（3）防災体制の状況（つづき）

都道府県名	都市名	地震対策部会等の設置	災害応急体制の整備（倉庫の常備資備蓄，非常備資備建設，非の急の備食料等の急蓄，応応材機器蓄）	情報連絡体制の整備（通整専話網の防電線備，消無線備用の整備）	避難の安全確保（避難地の確保）	避難道路の指定	避難場所に対する広域内標識の設置	住民防災組織（住民防災組織の育成及び結成）	防災計画の策定（地震対策計画の策定，避難計画の策定）	防災計画の策定（津波対策の策定）	災害時の放送に関する協定締結（対策基本法第57条及び同令22条に基づく放送要請）
山梨	甲府	○	○		○	○		○	○		
長野	長野		○		○				○		
岐阜	岐阜		○	○	○			○	○		
静岡	静岡		○	○	○			○	○	○	
	浜松		○	○	○			○			
	清水		○	○	○	○	○	○	○		
	沼津		○		○		○	○			
	富士		○		○		○	○			
愛知	名古屋	○	○	○	○			○	○	○	
	豊橋		○		○			○	○		
	豊田		○		○			○			
	岡崎		○		○			○	○		
	一宮		○		○				○		
	春日井		○		○				○		
三重	津		○		○				○	○	
	四日市		○		○						
滋賀	大津	○	○						○		
京都	京都	○	○	○	○		○	○	○		
大阪	大阪	○	○	○	○			○	○	○	○
	堺	○	○								
	東大阪	○	○	○	○				○		
	豊中		○						○		
	高槻		○					○			
	枚方		○								
	吹田		○								
	尾崎		○								
	八尾		○								
	寝屋川		○								
	茨木		○					○			
兵庫	神戸		○	○	○		○	○	○	○	
	尼崎		○	○	○				○		
	姫路		○		○				○		
	西宮		○		○				○		
	明石		○	○							
奈良	奈良		○		○				○		
和歌山	和歌山		○		○				○		
鳥取	鳥取		○		○	○		○	○	○	
島根	松江		○		○			○	○		
岡山	岡山		○		○			○	○		
	倉敷		○		○			○	○		
広島	広島		○	○	○			○	○		
	福山		○		○				○		
	呉		○						○		
山口	山口		○		○				○		
	下関		○					○			
徳島	徳島		○								
香川	高松		○		○					○	
愛媛	松山		○							○	
高知	高知		○	○	○			○			
福岡	福岡	○	○	○				○	○	○	○
	北九州		○					○	○	○	
	久留米		○						○		
佐賀	佐賀		○		○				○		
長崎	長崎		○		○				○	○	
	佐世保		○					○	○		
熊本	熊本		○					○	○		
大分	大分		○						○	○	
宮崎	宮崎		○	○	○				○		
鹿児島	鹿児島		○		○				○	○	
沖縄	那覇		○		○				○		
合計	120	20	118	50	91	30	39	62	89	22	5

附属資料24 空港における消防力の現状

（52.4.1現在）

種別	空港名	空港の消防力等 消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 積載量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第一種	東京国際	2,500 2,300 1,880 粉末 1,900	1 1 1 1			6,000 4,500 6,000	1 1 1			6,300	6.100	1	1
第一種	大阪国際	2,500 1,600 粉末 1,600	3 1 1			6,000	2	粉末	2	11,900	4,600	1	1
第二種	稚内	1,500	1							800	100		
第二種	釧路	1,300 1,200	2					粉末 二酸化炭素	2 1	2,500	2,000		
第二種	函館	2,000	2	3,000	1					2,280	4,000		
第二種	仙台	2,000 粉末 1,900	2			6,000	1			7,820	4,955		
第二種	新潟	2,500 1,890	1 1							2,560	4,510		
第二種	名古屋	1,890	5	1,900	1	4,000	1	粉末 二酸化炭素	10 23		130	1	1
第二種	八尾	3,000	1							200			
第二種	広島	2,510	2							2,100	6,000		
第二種	高松	1,324	1					泡 粉末 二酸化炭素	1 1 2	640			
第二種	松山	1,300 1,240	1 1			6,000	1			2,740	6,000		

設備等 レッカー車	設備等 クレーン車	設備等 指令車	消防機関への連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
1		1	専用電話	東京都	44	340	111	15	103,860	10,400	○	
1		1	〃	豊中市	3	34	9	3	9,090	90	○	
				池田市	1	4	2		1,200		○	
				伊丹市	3	17	3	3	5,618	105	○	
		2	加入電話	稚内市	1	3	2	1	3,100		○	稚内地区消防事務組合
			〃	釧路市	4	16	3	1	31,600		○	
			〃	函館市	2	30	4	3	2.930	2,980	○	
			〃	名取市	1	6	2	1	2,000	220	○	
				岩沼市	1	4	1	1	1,800	220	○	
			専用電話	新潟市	6	64	7	5	24,144	1,360	○	
1	1	1	加入電話	名古屋市	8	51	30	19	79,361	954	○	
				春日井市	2	9	2		2,016	1,140	○	
				小牧市	1	9	2	1	1,200	872	○	
				豊山町		3			400			西春日井郡東部消防組合
			〃	八尾市	1	6	4	1	2,860		○	
			〃	広島市	3	32	22	10	9,520		○	
			〃	高松市	1	13	4	3	6,090	160	○	
			〃	松山市	2	34	5	1	6,820		○	

附属資料24 空港における消防力の現状

種別	空港名	消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 積載量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第二種	高知	1,300	1							750			
	北九州	4,100	1					粉末 二酸化炭素	2 2	1,600			
	福岡	1,900 2,700	1 3			5,000	1	粉末 二酸化炭素	6 8	9,840	6,300		
	長崎	2,400	2	2,400	1			二酸化炭素	2	3,300	4,100		
	大分	1,250 2,400	1 2					粉末 二酸化炭素	10 2	2,340	6,000		
	熊本	1,200	3			6,000	1	粉末	4	780	5,600		
	宮崎	1,500	1			6,000	1			2,800	4,000		
	鹿児島	3,242 2,530	1 1			6,000	1	粉末	1	3,570	4,100		
	那覇	800 1,000 1,870 1,900 2,500	2 1 5 1 2			4,500 8,000	1 1	二酸化炭素	6	4,445	2,200	1	2
第三種	旭川							粉末	1				
	利尻							粉末	1				
	奥尻							粉末	2				
	帯広							粉末	2				
	中標津							粉末	3	600	48		
	紋別			2,000	1					360			
	女満別							粉末	4		200		

消防力の現状（つづき）

（52.4.1現在）

消防力の設備等 レッカー車	クレーン車	指令車	消防機関への連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
			加入電話	南国市		20	2	1			○	
			〃	北九州市	7	62	17	8	30,480	470	○	
		1	専用電話	福岡市	3	19	13	1	25,060	1,140	○	
			加入電話	大村市		4	2	1	580		○	県央地域広域市町村圏組合
			〃	武蔵町 安岐町		6	2	1			○	東国東地域広域市町村圏事務組合
		7	〃	益城町		3	3		240		○	大津町外二町消防組合
			〃	宮崎市	2	11	8	3	1,100		○	
		1	専用電話	溝辺町		5	3	1	1,080	105	○	姶良郡西部消防組合
1	1		加入電話	那覇市	1	20	6	1	2,600		○	
			〃	東神楽町	1	15	3		1,090			
			〃	東利尻町		3	1		200		○	
			〃	奥尻町		3	1		72			
			〃	帯広市	1	24	4	1	2,840	340		
			〃	中標津町		3	1	1	400		○	根室北部消防事務組合
			〃	紋別市	1	1	1	1	1,480	398	○	紋別地区消防組合
			〃	女満別市	1	2	1	1	1,200		○	網走地区消防組合

附属資料24 空港における消防力の現状

種別	空港名	消防力等	空港の消防											
			消火設備										救難	
			化学消防車		消防ポンプ車		給水車		大型消火器		消火薬剤		救助工作車	救急車
			放能水力(ℓ/分)	台数	放能水力(ℓ/分)	台数	積載量(ℓ)	台数	種類	本数	泡(ℓ)	粉末(kg)		
第三種	青森								化学泡 二酸化炭素 ドライケミカル	1 1				
	花巻		2,400	1					泡 粉末 二酸化炭素	1 1 1				
	秋田								粉末	5	1,000	240		
	山形		2,000	1					泡 二酸化炭素	1 1	23,000	90		1
	大島				1,500	1			泡	2	111	14.3		
	三宅島				1,500	1			泡 粉末	1 3				
	八丈								粉末	5				
	佐渡								粉末	1				
	富山								泡 粉末 二酸化炭素	1 2 2	2,500			
	福井						5,000	1	粉末	1	300			
	松本								粉末 ドライケミカル	4 1	3,500			
	南紀白浜								二酸化炭素	3	400			
	鳥取								粉末 二酸化炭素	2 1				
	出雲								二酸化炭素	1				

消防力の現状（つづき）

（52.4.1現在）

消防力				空港所在市町村の消防力								
設備等			消防機関への連絡方法	所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤		消防業務協定の締結状況	備考
レッカー車	クレーン車	指令車							泡(ℓ)	粉末(kg)		
			加入電話	青森市	1	9	5	2	3,250			
			専用電話	花巻市		3	2	1	2,960		○	
			加入電話	秋田市	3	23	4	2	8,020		○	
			〃	東根市	1	9	2	1	1,500	90	○	
			〃	大島町		10	2		300			
			〃	三宅村		5	2				○	
			〃	八丈町		6	2		270			
		1	〃	両津市	1	4	2		1,800		○	
			〃	富山市	3	56	7	13	16,128	1,133	○	
			〃	春江町	3	15	3	1	1,430		○	嶺北消防組合
			〃	松本市	1	34	4	2	2,860	4,953	○	
				塩尻市	1	9	2	2	600	50	○	
			〃	白浜町		7	1		820		○	
			〃	鳥取市	1	2	4	1	800			
			専用電話	斐川町	1	7	3	1	1,580		○	出雲市外四町広域消防組合

附属資料24 空港における消防力等

種別	空港名	空港の消防 消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 積載量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第三種	隠岐							二酸化炭素	6				
	岡山	400	1					泡 粉末 二酸化炭素	16 2 4	700			
	宇部							粉末 二酸化炭素	1 1				
	対馬							泡 粉末 二酸化炭素	1 1 1				
	福江							粉末	3	1,000			
	壱岐							泡 粉末 二酸化炭素	1 1 1				
	種子島							粉末	2	170	10		
	屋久島							泡	2	400			
	庵美	2,300	1					粉末	4	1,200			
	喜界							泡 粉末	2 1				
	徳之島							泡 粉末	2 3				
	沖永良部							泡	4				
	与論							粉末	4				
	南大東									23			
	与那国							二酸化炭素	1		72.5		

消防力の現状（つづき）

（52.4.1現在）

消防力の設備等 レッカー車	クレーン車	指令車	消防の連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
			加入電話	西郷町	1	5	3	1	820		○	隠岐島町村組合
			〃	岡山市	1	22	7	5	5,870	1,380	○	
			〃	宇部市	2	18	3	1	14,220	2,580	○	
			〃	美津島町	1	6	5	3			○	対馬総町村組合
			〃	福江市	3		2	1	1,540		○	下五島地域広域市町村圏組合
			〃	石田町	1	2	2	1	1,590		○	壱岐郡町村組合
			〃	中種子町		3					○	
			〃	上屋久町		5					○	
			〃	笠利町		2			100		○	
			〃	喜界町		2			60		○	
			〃	天城町		2					○	
			〃	和泊町		4			200		○	
			〃	与論町		2			200		○	
			〃	南大東村		1					○	
			〃	与那国村		2						

附属資料24 空港における消防力の現状（つづき）

種別	空港名	空港の消防 消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 積載量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第三種	石垣							粉末	5		225		
	宮古							粉末	1		80		
	伊江島												
	波照間										10		
	多良間												
	久米島												

消防力の現状（つづき）

（52.4.1現在）

消防力 設備等 レッカー車	クレーン車	指令車	空港所在市町村の消防力 消防の連絡方法	所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
			加入電話	石垣市		6	2	1	400			
			〃	平良市		4	2	1	144	50	○	
			〃	伊江村		1	1					
			〃	竹富町								
			〃	多良間村							○	
			〃	具志村								

附属資料25　都道府県別救急業務実施状況と交通事故に対する救急出場状況

都道府県	全国		救急業務実施市町村Ⓐ		実施率	
	市町村数	人口（50. 国調）	市町村数	人口（50. 国調）	市町村数％	人口％
北海道	212	5,338,196	212	5,338,196	100	100
青森	67	1,468,696	67	1,468,696	100	100
岩手	62	1,385,602	62	1,385,602	100	100
宮城	74	1,955,268	72	1,931,505	97.3	98.8
秋田	69	1,232,495	68	1,220,617	98.6	99.0
山形	44	1,220,309	44	1,220,309	100	100
福島	90	1,970,666	90	1,970,666	100	100
茨城	92	2,342,191	86	2,260,522	93.5	96.5
栃木	49	1,697,992	49	1,697,992	100	100
群馬	70	1,756,490	70	1,756,490	100	100
埼玉	92	4,821,351	84	4,707,405	91.3	97.6
千葉	80	4,149,133	71	4,024,084	88.8	97.0
東京	42	11,671,138	36	11,663,199	85.7	99.9
神奈川	37	6,397,579	36	6,394,683	97.3	99.9
新潟	112	2,391,949	100	2,294,560	89.3	95.9
富山	35	1,070,788	31	1,063,868	88.6	99.4
石川	41	1,069,874	34	997,164	82.9	93.2
福井	35	773,614	35	773,614	100	100
山梨	64	783,053	64	783,053	100	100
長野	122	2,017,566	62	1,711,154	50.8	84.8
岐阜	100	1,867,972	60	1,642,189	60.0	97.9
静岡	75	3,308,809	64	3,213,681	85.3	97.1
愛知	88	5,923,492	66	5,722,412	75.0	96.6
三重	69	1,626,000	46	1,417,558	66.7	87.2
滋賀	50	985,625	50	985,625	100	100
京都	44	2,424,840	18	2,204,978	40.9	90.9
大阪	44	8,278,877	39	8,223,947	88.6	99.3
兵庫	92	4,992,129	50	4,523,106	54.3	90.6
奈良	47	1,077,463	16	801,502	34.0	74.4
和歌山	50	1,072,113	21	839,040	42.0	78.3
鳥取	39	581,319	39	581,319	100	100
島根	59	768,879	49	711,484	83.1	92.5
岡山	78	1,814,278	70	1,756,997	89.7	96.8
広島	87	2,646,313	41	2,289,845	47.1	86.5
山口	56	1,555,235	51	1,536,552	91.1	98.8
徳島	50	805,151	31	693,678	62.0	86.2
香川	43	961,286	36	884,171	83.7	92.0
愛媛	70	1,465,211	44	1,247,016	62.9	85.1
高知	53	808,365	50	799,654	94.3	98.9
福岡	97	4,293,001	92	4,229,571	94.8	98.5
佐賀	49	837,676	49	837,676	100	100
長崎	79	1,571,941	78	1,569,188	98.7	99.8
熊本	98	1,715,256	87	1,631,484	88.8	95.1
大分	58	1,190,309	58	1,190,309	100	100
宮崎	44	1,085,057	28	964,254	63.6	88.9
鹿児島	96	1,723,912	39	1,215,723	40.6	70.5
沖縄	53	1,042,435	24	881,724	45.3	84.6
合計	3,257	111,936,894	2,669	107,258,062	81.9	95.8

（注）　東京都23区は1市として計上

救急出場件数		前年対増加率	Ⓐ内に1万の人口当出場件数	Ⓐけ事内に交通事故件数Ⓓ	交通事故する場件数Ⓔ	故る場事す出対急Ⓔ/Ⓓ交に救率×100	別に場故出構成ブロック事故と交通対件数比	交故す場別事対出ブロ通による率
50年中Ⓑ件	51年中Ⓒ件	Ⓒ−Ⓑ/Ⓑ×100 ％	件	件	件	％		％
59,809	65,614	9.7	122.9	16,551	8,788	53.1	8,788（ 2.8）	53.1
17,290	18,550	7.3	126.3	4,947	4,151	83.9		
14,988	16,003	6.8	115.5	4,206	3,344	79.5		
16,372	17,383	6.2	90.0	5,730	4,790	83.6	23,153（ 7.3）	78.6
10,467	11,954	14.2	98.0	3,168	2,324	73.4		
11,743	12,084	2.9	99.2	3,044	2,863	94.1		
20,917	22,579	7.9	114.6	8,352	5,681	68.0		
23,666	26,365	11.4	116.6	9,818	8,272	84.3		
19,560	20,453	4.6	120.5	7,867	6,930	88.1		
22,325	23,827	6.7	135.7	7,381	6,783	91.9		
74,413	76,548	2.9	162.6	19,153	16,943	88.5	112,069（35.2）	99.7
67,918	69,540	2.4	172.8	12,482	14,737	100.0		
258,178	250,500	△3.0	214.8	34,111	38,880	100.0		
123,731	124,492	△0.6	194.7	21,554	19,524	90.6		
26,841	27,810	3.6	121.2	9,439	7,956	84.3		
9,012	10,027	11.3	94.3	4,024	2,390	59.4	15,220（ 4.8）	66.6
8,645	9,544	10.4	95.7	6,011	2,549	42.4		
8,393	8,919	6.3	115.8	3,373	2,325	68.9		
12,905	13,279	2.9	169.6	4,362	3,091	70.9		
20,501	21,167	3.2	123.7	7,493	5,419	72.3		
18,148	19,406	5.3	118.2	5,255	5,450	100.0	46,738(14.7)	69.4
36,859	38,826	6.1	120.8	19,376	10,598	54.7		
67,904	72,066	11.8	120.6	24,234	17,066	70.4		
15,431	17,251	11.8	121.7	6,577	5,114	77.8		
13,781	15,030	9.1	152.5	4,307	3,993	92.7		
35,382	36,819	4.1	167.0	14,767	10,087	68.3		
176,677	179,232	1.4	217.9	21,959	16,935	77.1	47,299(14.8)	66.2
62,740	62,384	△0.6	137.9	23,445	10,391	44.3		
13,609	13,694	0.6	170.9	3,118	2,775	89.0		
12,523	14,226	13.6	169.6	3,805	3,118	81.9		
5,178	5,758	11.2	99.1	3,174	1,581	49.8		
6,839	7,339	7.3	103.2	2,606	1,954	75.0		
19,516	20,538	5.2	116.9	7,651	6,545	85.5	22,066（ 6.9）	62.4
29,090	31,338	7.7	136.9	14,665	7,573	51.6		
18,261	19,945	9.2	129.8	7,265	4,413	60.7		
9,147	10,724	17.2	154.6	5,334	2,902	54.4		
12,169	13,280	9.1	150.2	5,272	3,614	68.6	13,990（ 4.3）	66.6
15,424	17,111	10.9	137.2	6,518	4,547	69.8		
12,474	13,973	12.0	174.7	3,873	2,927	75.6		
46,776	51,839	10.8	122.6	25,235	9,225	36.5		
7,899	8,846	12.0	105.6	4,927	2,279	46.3		
13,028	15,846	21.6	101.0	5,708	2,636	46.2		
12,986	15,319	18.0	93.9	7,777	3,805	48.9	29,231（ 9.2）	48.9
10,102	11,270	11.6	94.7	5,517	2,844	51.5		
8,661	9,431	8.9	97.8	3,721	2,519	67.7		
14,025	15,461	10.2	127.2	5,171	3,483	67.4		
15,459	17,455	12.9	198.0	1,698	2,410	100.0		
1,537,762	1,601,045	4.1	149.3	436,021	318,554	73.1	318,554（100.0）	73.1

附属資料26　事故種別

都道府県	火災	自然災害	水難	交通	労働災害
北海道	631	5	222	8,788	2,054
青森	333	4	76	4,151	494
岩手	168	1	52	3,344	509
宮城	348	4	65	4,790	429
秋田	31	3	41	2,324	372
山形	144	5	54	2,863	369
福島	50	5	88	5,681	620
茨城	77	2	89	8,272	603
栃木	105	1	59	6,930	555
群馬	72	1	42	6,783	635
埼玉	396	7	98	16,943	1,776
千葉	526	3	145	14,737	1,526
東京	1,084	16	177	38,880	4,923
神奈川	907	5	237	19,524	2,622
新潟	59	7	124	7,956	1,085
富山	76	3	56	2,390	407
石川	82	5	60	2,549	389
福井	51	9	68	2,325	406
山梨	52	1	47	3,091	278
長野	72	2	59	5,419	695
岐阜	105	4	75	5,450	800
静岡	166	4	197	10,598	1,168
愛知	364	13	197	17,066	2,288
三重	44	2	68	5,114	568
滋賀	86	0	69	3,993	513
京都	230	0	61	10,087	717
大阪	2,368	7	215	16,935	3,997
兵庫	334	9	133	10,391	1,541
奈良	28	1	18	2,775	372
和歌山	171	1	65	3,118	380
鳥取	34	7	46	1,581	218
島根	12	2	47	1,954	337
岡山	59	29	99	6,545	723
広島	140	34	144	7,573	1,005
山口	71	8	88	4,413	518
徳島	31	4	45	2,902	351
香川	52	39	78	3,614	332
愛媛	169	17	90	4,547	530
高知	63	26	76	2,927	467
福岡	260	13	215	9,255	1,210
佐賀	14	3	63	2,279	216
長崎	66	6	89	2,636	534
熊本	183	11	81	3,805	414
大分	30	10	73	2,844	334
宮崎	27	5	77	2,519	223
鹿児島	102	20	62	3,483	391
沖縄	84	4	74	2,410	287
合計	10,557	368	4,404	318,554	41,181
構成比(%)	0.7	0.0	0.3	19.9	2.6

救急出場件数

（昭和51年中）

運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	その他	計
1,568	8,225	1,025	1,396	34,071	7,629	65,614
212	2,050	221	234	9,298	1,477	18,550
294	1,760	143	179	7,311	1,742	16,003
207	1,791	275	276	6,909	2,289	17,383
175	1,287	83	166	6,398	1,074	11,954
166	1,473	85	199	5,665	1,061	12,084
392	2,481	261	302	10,869	1,830	22,579
272	2,817	429	321	11,397	2,086	26,365
173	1,948	221	299	8,814	1,348	20,453
263	2,742	286	344	10,778	1,881	23,827
769	9,957	1,238	879	38,825	5,660	76,548
568	10,119	1,311	817	34,855	4,933	69,540
2,447	40,657	7,726	3,963	136,954	13,673	250,500
1,073	20,084	2,479	1,538	70,258	5,765	124,492
406	3,600	263	324	11,099	2,887	27,810
128	1,420	95	181	4,460	811	10,027
121	1,369	120	177	4,116	556	9,544
145	1,252	69	125	3,930	539	8,919
283	1,903	112	155	6,484	873	13,279
402	2,987	194	303	9,471	1,563	21,167
269	2,642	191	274	8,441	1,155	19,406
497	4,646	501	681	17,411	2,957	38,826
673	9,522	927	1,195	35,028	4,793	72,066
231	2,262	193	238	7,532	999	17,251
218	2,169	123	170	6,924	765	15,030
442	5,448	602	622	16,885	1,725	36,819
1,367	29,618	3,421	2,729	106,378	12,197	179,232
649	9,762	1,065	1,238	32,163	5,099	62,384
129	2,248	133	215	6,910	865	13,694
168	1,845	229	239	6,928	1,082	14,226
72	732	65	87	2,480	436	5,758
108	1,096	48	114	3,210	411	7,339
218	2,742	277	326	8,162	1,358	20,538
353	4,552	406	533	14,024	2,574	31,338
203	2,727	343	324	9,145	2,105	19,945
139	1,207	118	151	5,067	709	10,724
171	1,695	154	182	6,080	883	13,280
205	2,628	236	293	7,173	1,223	17,111
146	2,226	249	255	6,564	974	13,973
434	6,651	922	1,140	25,492	6,247	51,839
152	1,031	100	132	3,637	1,219	8,846
182	2,235	208	305	7,732	1,853	15,846
244	1,783	169	269	6,795	1,565	15,319
143	1,534	161	181	4,827	1,133	11,270
130	1,044	150	202	3,874	1,180	9,431
211	1,736	263	309	6,837	2,047	15,461
186	2,119	481	277	8,626	2,907	17,455
18,004	227,822	28,371	24,859	806,787	120,138	1,601,045
1.1	14.2	1.8	1.5	50.4	7.5	100.0

附属資料27 事故種別

都道府県	火災	自然災害	水難	交通	労働災害
北海道	322	2	175	10,294	1,996
青森	96	5	65	4,807	481
岩手	39	1	40	3,746	500
宮城	48	3	42	5,244	405
秋田	28	3	32	2,504	350
山形	43	4	33	3,200	363
福島	49	3	77	6,575	592
茨城	74	2	70	9,758	598
栃木	47	1	44	8,224	551
群馬	76	1	32	7,813	633
埼玉	237	7	78	19,259	1,732
千葉	168	3	115	17,182	1,507
東京	939	15	119	41,592	4,767
神奈川	287	6	187	22,081	2,589
新潟	56	13	87	8,790	1,049
富山	43	3	46	2,587	404
石川	48	5	40	2,895	363
福井	24	14	58	2,628	396
山梨	25	1	34	3,595	269
長野	54	2	44	6,368	676
岐阜	96	4	52	6,329	802
静岡	128	4	152	11,853	1,137
愛知	190	19	154	20,069	2,243
三重	49	1	58	5,953	550
滋賀	37	0	56	4,633	506
京都	120	0	60	11,600	714
大阪	519	15	174	17,318	3,878
兵庫	180	10	97	11,326	1,478
奈良	26	1	17	3,264	369
和歌山	29	1	55	3,510	375
鳥取	22	4	35	1,825	214
島根	12	2	31	2,200	332
岡山	51	31	77	7,349	706
広島	74	37	120	8,468	978
山口	48	8	76	4,831	510
徳島	18	4	35	3,250	344
香川	54	53	66	4,253	326
愛媛	51	15	70	5,177	534
高知	31	22	59	3,237	438
福岡	121	16	146	10,280	1,167
佐賀	17	4	37	2,617	209
長崎	30	9	55	2,788	516
熊本	46	10	49	4,025	396
大分	27	8	48	3,153	319
宮崎	22	4	51	2,727	217
鹿児島	55	17	42	3,752	372
沖縄	33	8	64	2,465	278
合計	4,789	401	3,354	357,394	40,129
構成比(%)	0.3	0.2	0.2	23.4	2.6

救急搬送人員 (昭和51年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	その他	計
1,608	7,747	999	1,183	31,947	6,559	62,832
215	1,952	225	204	8,704	1,282	18,036
291	1,674	144	139	7,410	1,586	15,570
204	1,639	274	212	6,208	1,904	16,183
178	1,211	74	141	6,025	964	11,510
171	1,364	82	154	5,191	856	11,461
398	2,388	260	258	10,070	1,337	22,007
274	2,656	428	276	10,657	1,539	26,332
181	1,822	230	244	8,075	1,128	20,547
276	2,663	276	298	10,091	1,633	23,792
782	9,586	1,233	714	36,673	3,799	74,100
578	9,614	1,283	674	32,612	3,780	67,516
2,508	37,032	6,912	2,992	121,543	9,504	227,923
1,091	19,057	2,406	1,265	64,842	4,337	118,148
425	3,433	256	262	10,374	2,594	27,339
135	1,343	91	152	4,190	520	9,514
121	1,295	126	149	3,753	464	9,259
147	1,200	79	108	3,591	394	8,639
288	1,845	107	133	5,903	656	12,856
415	2,853	185	253	8,787	1,291	20,928
279	2,536	187	229	7,965	922	19,401
518	4,436	513	579	16,161	2,515	37,996
705	9,144	930	977	32,746	3,490	70,667
233	2,165	204	201	7,092	788	17,294
230	2,099	124	135	6,565	658	15,043
457	5,195	576	547	15,771	1,576	36,616
1,389	27,527	3,219	2,202	98,031	9,678	163,950
665	9,040	1,027	980	29,397	4,066	58,266
135	2,199	134	178	6,549	730	13,602
179	1,787	221	220	6,656	878	13,911
68	695	59	79	2,296	369	5,666
109	1,054	58	85	3,039	321	7,243
222	2,644	271	287	7,751	1,155	20,544
353	4,302	405	451	13,048	2,197	30,433
209	2,587	326	270	8,544	1,746	19,155
155	1,161	114	139	4,781	603	10,604
211	1,631	145	160	5,801	791	13,491
207	2,512	237	277	6,780	956	16,816
146	2,091	232	230	6,141	824	13,451
462	6,159	886	926	23,060	5,439	48,662
156	984	98	122	3,329	1,019	8,592
182	2,100	208	258	7,089	1,517	14,752
246	1,682	160	228	6,276	1,233	14,351
144	1,432	154	144	4,350	806	10,585
131	967	128	159	3,469	970	8,845
206	1,604	245	238	6,165	1,819	14,515
180	2,034	457	254	8,322	2,179	16,274
18,463	214,141	26,988	20,366	743,820	95,372	1,525,217
1.2	14.0	1.8	1.3	48.8	6.2	100.0

附属資料28　都道府県別，経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧（厚生省調べ）

（52. 4. 1現在）

都道府県	救急業務の実施義務をつけられている市町村	総数			国及び公的等				私的		
		総数	病院	診療所	総数	国	国に準ずる病院	地方公共団体	公的等	診療所	総数	病院	診療所
北海道	212	288	163	125	72	4	2	44	22	0	216	91	125
青森	67	75	41	34	27	1	0	24	1	1	48	15	33
岩手	62	29	25	4	14	1	0	10	3	0	15	11	4
宮城	72	40	27	13	15	1	0	12	1	1	25	13	12
秋田	68	25	21	4	13	0	0	5	8	0	12	8	4
山形	42	22	10	12	7	0	0	6	1	0	15	3	12
福島	90	34	34	0	12	1	0	6	5	0	22	22	0
茨城	72	104	60	44	12	2	0	5	5	0	92	48	44
栃木	44	121	62	59	13	2	0	2	9	0	108	49	59
群馬	70	114	51	63	17	3	0	7	7	0	97	34	63
埼玉	83	181	121	60	16	2	0	7	7	0	165	105	60
千葉	71	130	90	40	20	4	1	13	2	0	110	70	40
東京	33	489	374	115	35	9	0	15	11	0	454	339	115
神奈川	36	191	124	67	30	3	0	12	15	0	161	94	67
新潟	100	79	41	38	17	1	0	8	8	0	62	24	38
富山	29	82	49	33	15	0	0	9	6	0	67	34	33
石川	34	103	61	42	21	2	0	16	3	0	82	40	42
福井	35	72	40	32	9	2	0	5	2	0	63	31	32
山梨	64	62	29	33	15	1	0	11	3	0	47	14	33
長野	62	111	72	39	33	3	0	15	14	1	78	40	38
岐阜	60	69	48	21	18	0	0	9	9	0	51	30	21
静岡	63	311	80	231	40	7	0	20	13	0	271	40	231
愛知	66	431	224	207	41	2	0	25	14	0	390	183	207
三重	46	99	56	43	23	3	0	11	9	0	76	33	43
滋賀	50	18	17	1	14	1	0	9	4	0	4	3	1
京都	18	76	71	5	15	3	0	5	7	0	61	56	5
大阪	36	130	121	9	17	4	0	8	5	0	113	104	9
兵庫	50	142	94	48	22	2	0	14	6	0	120	72	48
奈良	16	17	15	2	6	1	0	5	0	0	11	9	2
和歌山	21	47	36	11	12	1	0	8	3	0	35	24	11
鳥取	25	19	14	5	9	1	0	5	3	0	10	5	5
島根	49	17	14	3	11	2	0	3	6	0	6	3	3
岡山	70	74	65	9	13	1	1	9	2	0	61	52	9
広島	40	187	91	96	25	4	1	14	5	1	162	67	95
山口	41	91	57	34	25	3	0	13	9	0	66	32	34
徳島	31	33	29	4	10	0	0	5	5	0	23	19	4
香川	33	69	40	29	18	1	0	11	6	0	51	22	29
愛媛	44	42	33	9	9	1	0	5	3	0	33	24	9
高知	49	32	24	8	8	1	0	5	2	0	24	16	8
福岡	92	112	67	45	14	4	0	5	5	0	98	53	45
佐賀	49	41	18	23	9	2	0	5	2	0	32	9	23
長崎	78	30	28	2	10	3	0	6	1	0	20	18	2
熊本	81	91	41	50	11	1	0	7	3	0	80	30	50
大分	58	48	37	11	9	2	0	5	2	0	39	28	11
宮崎	28	38	36	2	18	1	0	15	2	0	20	18	2
鹿児島	39	151	76	75	9	3	0	6	0	0	142	67	75
沖縄	22	4	4	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0
合計	2,601	4,771	2,931	1,840	833	96	5	469	259	4	3,938	2,102	1,836

附属資料29 救助隊の設置状況

（52. 4. 1現在）

都道府県	救助隊設置団体数	設置団体人口（50. 国調）	救助隊数	救助隊 専任	救助隊 兼任	員数 小計	隊員が搭乗する車両 消防ポンプ車	救助工作車	タンク車化学車	はしご車（スノーケル）	その他	小計
北海道	20	3,274,788	36（11）	221	208	429	37	14	9	8	6	74
青森	11	1,224,890	16（ 3）	11	165	176	13	2	10	6	1	32
岩手	5	339,806	5（—）	—	40	40	2	—	2	1	2	7
宮城	8	1,447,370	17（12）	64	59	123	9	4	3	9	5	30
秋田	5	579,203	7（ 6）	6	125	131	10	1	—	—	5	16
山形	7	721,531	7（ 7）	—	100	100	11	2	2	2	4	21
福島	9	1,442,147	16（ 3）	32	106	138	14	2	2	5	6	29
茨城	16	1,696,420	23（—）	—	296	296	21	2	1	11	—	35
栃木	11	1,286,535	19（ 6）	31	164	195	11	4	3	5	1	24
群馬	5	972,391	6（ 1）	14	128	142	3	2	1	4	—	10
埼玉	16	1,976,415	36（ 9）	73	237	310	24	6	7	12	4	53
千葉	23	3,566,382	38（21）	227	207	434	16	15	3	19	3	56
東京	2	11,715,059	334（22）	356	4,266	4,622	203	13	41	71	6	334
神奈川	20	6,060,598	49（ 9）	140	577	717	20	21	9	17	5	72
新潟	14	1,260,451	22（ 7）	39	153	192	15	9	7	9	7	47
富山	5	601,013	5（ 4）	27	50	77	10	2	1	4	2	19
石川	7	785,242	11（ 1）	14	73	87	7	1	—	2	4	14
福井	3	355,378	12（ 1）	10	89	99	3	1	3	3	2	12
山梨	10	783,053	12（ 1）	12	255	267	11	8	5	3	4	31
長野	19	1,642,898	26（ 2）	24	420	444	24	8	10	10	11	63
岐阜	13	1,297,568	15（ 4）	21	199	220	23	4	5	4	13	49
静岡	26	3,017,204	34（ 2）	87	439	526	27	12	6	6	5	56
愛知	20	4,470,635	39（ 2）	43	465	508	31	12	9	22	13	87
三重	7	729,142	14（—）	—	131	131	21	2	6	4	1	34
滋賀	—	—	—（—）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	11	1,879,967	25（ 3）	36	257	293	19	4	2	5	1	31
大阪	20	7,389,020	76（40）	368	328	696	18	8	32	15	2	75
兵庫	18	4,121,299	34（10）	121	273	394	19	12	5	9	1	46
奈良	2	328,551	4（—）	2	39	41	2	2	—	3	—	7
和歌山	3	509,967	4（—）	28	64	92	—	3	—	4	—	7
鳥取	—	—	—（—）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	3	313,763	3（—）	—	47	47	5	2	2	3	2	14
岡山	3	646,951	10（ 2）	52	205	257	10	2	1	3	3	19
広島	10	1,844,338	15（ 6）	95	120	215	9	6	2	7	4	28
山口	7	892,762	12（ 3）	10	98	108	9	2	2	9	3	25
徳島	6	455,058	7（ 2）	16	42	58	8	2	—	3	5	18
香川	5	568,865	5（ 2）	14	39	53	10	1	1	1	—	13
愛媛	8	861,231	16（—）	—	201	201	17	1	1	4	8	31
高知	3	360,839	4（ 3）	35	29	64	6	—	1	1	—	8
福岡	12	3,174,358	23（11）	122	179	301	18	14	3	9	11	55
佐賀	7	562,772	9（ 1）	—	93	93	12	—	3	4	5	24
長崎	2	913,061	3（ 2）	20	48	68	3	1	—	2	—	6
熊本	5	835,599	12（ 2）	22	126	148	6	3	1	7	4	21
大分	5	621,905	9（ 5）	58	54	112	7	1	—	1	2	11
宮崎	4	575,159	6（ 1）	17	65	82	4	1	1	4	3	13
鹿児島	2	633,014	3（ 2）	28	15	43	6	1	—	2	—	9
沖縄	6	583,995	9（—）	—	128	128	23	5	1	1	2	32
合計	424	79,318,593	1,088(229)	2,496	11,402	13,898	777	218	203	334	166	1,698

（注）（ ）内は，専任救助隊でうち書である。

附属資料30　救　　助　　活　　動　　件　　数

（昭和51年中）

都道府県	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害時における救助活動						合計 (A)＋(J)
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)	機械による事故 (E)	建物等(F)	ガス (G)	爆発 (H)	その他(I)	計 (B)～(I) (J)	
北海道	394	128	30	3	11	7	9	4	40	232	626
青森	69	19	7	—	3	—	—	—	4	33	102
岩手	75	11	5	1	1	—	—	—	7	25	100
宮城	106	25	2	3	3	—	1	—	5	39	145
秋田	28	23	7	5	1	—	2	—	7	45	73
山形	19	34	5	4	1	—	—	1	7	52	71
福島	115	53	5	1	4	2	1	—	3	69	184
茨城	70	4	3	—	—	—	—	—	3	10	80
栃木	77	80	11	2	12	6	2	—	16	129	206
群馬	33	91	17	—	6	—	2	—	4	120	153
埼玉	97	126	20	21	14	10	2	—	38	231	328
千葉	245	106	23	7	13	15	5	1	29	199	444
東京	1,079	401	46	17	113	203	33	—	137	950	2,029
神奈川	274	204	59	23	23	16	3	3	89	420	694
新潟	45	53	7	6	8	1	—	—	14	89	134
富山	63	44	8	—	7	2	2	—	7	70	133
石川	8	20	4	1	6	2	—	—	8	41	49
福井	47	62	11	4	—	1	1	1	5	85	132
山梨	20	51	1	—	2	—	2	—	7	63	83
長野	36	34	10	1	11	2	4	—	11	73	109
岐阜	61	399	16	420	25	1	6	—	1,002	1,869	1,930
静岡	90	78	16	5	5	3	4	3	20	134	224
愛知	618	123	44	10	11	11	4	—	31	234	852
三重	22	104	12	2	4	2	2	—	8	134	156
滋賀	24	74	3	—	15	2	—	1	10	105	129
京都	39	59	8	—	17	1	1	1	34	121	160
大阪	405	157	31	1	57	18	26	1	84	375	780
兵庫	292	123	25	13	25	23	7	—	46	262	554
奈良	4	49	7	1	2	3	—	—	8	70	74
和歌山	46	15	17	—	5	—	2	—	16	55	101
鳥取	10	3	1	1	1	—	—	—	1	7	17
島根	3	28	4	—	2	—	—	—	2	36	39
岡山	25	41	8	29	5	2	1	—	5	91	116
広島	163	86	20	5	7	3	10	—	18	149	312
山口	21	51	8	5	3	—	1	1	4	73	94
徳島	65	19	9	11	—	—	—	—	2	41	106
香川	109	19	4	56	2	—	—	—	6	87	196
愛媛	9	42	9	5	3	—	2	—	1	62	71
高知	9	8	15	82	1	1	—	—	5	112	121
福岡	130	115	27	31	14	13	4	1	34	239	369
佐賀	11	20	3	1	2	1	—	—	1	28	39
長崎	8	23	7	3	2	1	1	—	5	42	50
熊本	43	17	7	1	1	2	1	—	6	35	78
大分	44	27	4	7	—	1	—	—	7	46	90
宮崎	33	18	10	—	—	1	1	—	6	36	69
鹿児島	37	50	3	18	13	4	17	3	13	121	158
沖縄	5	90	6	—	7	—	1	1	15	120	125
合計	5,226	3,407	605	806	468	360	160	22	1,831	7,659	12,885

附属資料31 救助人員数

（昭和51年中）

都道府県	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害				時における救助活動					合計
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)	機械による事故 (E)	建物等 (F)	ガス (G)	爆発 (H)	その他 (I)	計 (B)～(I) (J)	(A)＋(J)
北海道	70	202	35	4	9	8	9	25	37	329	399
青森	4	27	5	—	3	—	—	—	3	38	42
岩手	5	12	2	1	1	—	—	—	9	25	30
宮城	4	41	2	67	3	—	1	—	5	119	123
秋田	—	40	8	—	1	—	—	—	4	53	53
山形	2	56	3	10	1	—	—	9	7	86	88
福島	10	71	4	1	11	—	3	—	3	93	103
茨城	12	28	4	—	—	—	—	—	3	35	47
栃木	4	110	9	4	15	7	9	—	24	178	182
群馬	4	101	11	—	6	—	7	—	4	129	133
埼玉	12	151	16	183	17	9	2	—	36	414	426
千葉	30	164	14	5	19	16	12	1	27	258	288
東京	92	272	174	18	243	237	34	—	112	1,090	1,182
新潟	101	338	57	140	45	15	5	4	104	708	809
富山	10	74	—	8	9	1	—	—	24	116	126
石川	7	52	6	—	7	2	4	—	8	79	86
福井	4	31	4	3	19	2	—	—	9	68	72
山梨	9	59	10	11	—	1	—	—	3	84	93
長野	2	70	1	—	2	—	2	—	20	95	97
岐阜	13	70	4	1	11	2	1	2	10	101	114
静岡	42	535	12	4,184	26	1	11	—	1,018	5,787	5,829
愛知	18	100	18	11	5	3	7	3	23	170	188
三重	26	159	21	40	11	11	5	—	36	283	309
滋賀	2	136	10	4	4	5	3	—	7	169	171
京都	6	113	3	—	17	2	—	2	13	150	156
大阪	4	86	1	—	32	1	1	1	37	159	163
兵庫	51	187	27	3	84	19	120	1	94	535	586
奈良	41	182	21	304	34	21	9	—	47	618	659
和歌山	—	60	8	1	2	3	—	—	13	87	87
鳥取	2	17	18	—	5	—	2	—	16	58	60
島根	—	3	1	30	1	—	—	—	—	35	35
岡山	4	49	6	—	2	—	—	—	3	60	64
広島	3	54	6	185	4	4	2	—	5	260	263
山口	36	97	19	8	14	3	14	—	23	178	214
徳島	8	68	12	5	3	—	1	1	3	93	101
香川	—	24	3	37	—	—	—	—	3	67	67
愛媛	16	61	3	378	2	—	—	—	3	447	463
高知	6	67	10	5	2	—	8	—	1	93	99
福岡	2	9	8	964	1	1	—	—	4	987	989
佐賀	35	147	16	7	17	17	2	2	32	240	275
長崎	2	25	2	3	3	1	—	—	1	35	37
熊本	4	30	6	3	2	1	2	—	5	49	53
大分	—	23	—	3	—	2	1	—	5	34	34
宮崎	5	42	2	7	—	—	—	—	8	59	64
鹿児島	—	20	8	—	—	1	1	—	9	39	39
沖縄	16	99	3	16	17	4	25	4	13	181	197
合計	3	98	7	—	8	—	4	2	15	134	137
合計	727	4,460	620	6,654	718	400	307	57	1,889	15,105	15,832

附属資料32　救　助　活　動

都道府県	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害			
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)	機械による事故 (E)
北海道	(3,448)11,182	(53) 1,486	(200) 575	40	174
青森	(1,094)2,837	(16) 164	(30) 51	19	27
岩手	(5,165)2,161	92	(88) 15	(10) 3	8
宮城	(3,424)3,283	272	27	(138) 94	29
秋田	(413) 1,092	119	(26) 47	34	6
山形	(2,105) 849	(26) 358	(16) 38	(46) 28	3
福島	(8,257)2,705	678	(60) 47	7	40
茨城	(699) 855	28	26	—	—
栃木	(3,066)1,636	(40) 729	(121) 140	24	92
群馬	(1,301)1,216	(30) 644	(130) 283	—	58
埼玉	(2,822)3,820	1,039	(231) 452	(37) 108	196
千葉	(3,251)6,741	1,157	(30) 338	37	203
東京	(533) 58,916	21,573	2,604	1,077	5,603
神奈川	(6,798)8,151	(10) 2,865	(137) 1,020	(466) 233	380
新潟	(304) 597	(44) 367	(34) 76	(227) 61	(13) 74
富山	(2,733)1,876	477	74	5	92
石川	(704) 583	290	57	(293) 69	80
福井	(1,259)1,294	(10) 634	(1) 136	(6) 46	42
山梨	(288) 594	270	9	—	17
長野	(1,585) 615	(20) 169	(60) 46	3	70
岐阜	(4,268)1,828	1,250	(195) 130	(285) 351	93
静岡	(4,983)2,717	752	(106) 274	(492) 79	69
愛知	(7,046)17,980	(27) 1,532	(139) 438	(170) 892	158
三重	(789) 541	501	(108) 123	17	22
滋賀	(1,362) 568	(30) 649	58	6	103
京都	(775) 945	1,780	186	—	333
大阪	(2,397)19,476	3,095	890	18	1,501
兵庫	(8,390)12,098	(28) 1,220	(327) 365	(104) 185	171
奈良	(105) 127	(25) 226	(11) 60	8	10
和歌山	(21) 439	(15) 401	(211) 358	—	52
鳥取	(24) 186	57	16	(6) 13	3
島根	(270) 42	118	(86) 39	—	16
岡山	(1,196) 740	209	(13) 76	(387) 198	31
広島	(5,692)7,117	805	(16) 235	(925) 122	56
山口	(938) 473	299	(113) 88	(10) 24	28
徳島	(980) 2,651	(11) 153	(71) 74	(45) 87	—
香川	(3,971)4,904	(15) 380	114	(212) 220	18
愛媛	(616) 185	379	(147) 92	(100) 62	34
高知	(367) 98	90	(163) 172	(75) 711	17
福岡	(3,132)3,823	(38) 1,269	(520) 1,130	(156) 256	153
佐賀	(603) 220	180	(1,011) 77	3	22
長崎	(720) 468	245	(11) 37	(60) 34	15
熊本	(1,266)2,238	(15) 126	(50) 185	(10) 18	4
大分	(1,507)1,682	(30) 233	(199) 112	(235) 102	—
宮崎	(2,059) 837	130	(155) 149	—	4
鹿児島	(737) 1,167	524	79	(100) 199	72
沖縄	(15) 43	(3) 260	(3) 67	—	43
合計	194,596 (103,478)	50,274 (486)	11,665 (4,719)	5,493 (4,623)	10,222 (13)

(注)　(　) 内は，消防団員数で外書である。

出　動　人　員　数　(昭和51年中)

都道府県	時における救助活動					合計
	建物等 (F)	ガス (G)	爆発 (H)	その他 (I)	計 (B)～(I) (J)	(A)＋(J)
北海道	112	(15) 277	153	(266) 374	(534) 3,191	(3,982) 14,373
青森	7	—	—	(100) 51	(146) 319	(1,240) 3,156
岩手	—	—	—	(10) 30	(108) 148	(5,273) 2,309
宮城	—	3	—	62	(138) 487	(3,562) 3,770
秋田	—	12	—	(144) 52	(170) 270	(583) 1,362
山形	11	—	(77) 51	62	(165) 551	(2,270) 1,400
福島	19	11	2	(330) 19	(390) 823	(2,647) 3,528
茨城	—	—	—	23	77	(699) 932
栃木	52	28	—	(195) 129	(356) 1,194	(3,422) 2,830
群馬	—	(20) 35	—	(6) 54	(186) 1,074	(1,487) 2,290
埼玉	125	16	17	(18) 380	(286) 2,333	(3,108) 6,153
千葉	99	70	11	313	(30) 2,228	(3,281) 8,969
東京	4,802	1,692	—	4,937	42,288	(533) 101,204
神奈川	144	67	(11) 80	(20) 1,171	(644) 5,960	(7,442) 14,111
新潟	2	—	—	(156) 131	(474) 711	(778) 1,308
富山	23	16	—	(48) 84	(48) 771	(2,781) 2,647
石川	8	—	—	(3) 124	(296) 628	(1,000) 1,211
福井	10	12	8	(25) 217	(42) 1,105	(1,301) 2,399
山梨	—	4	—	(2) 43	(2) 343	(290) 937
長野	27	12	7	(20) 67	(100) 401	(1,685) 1,016
岐阜	2	24	—	(3) 2,318	(383) 4,168	(4,651) 5,996
静岡	16	59	(86) 34	238	(684) 1,521	(5,667) 4,238
愛知	92	26	26	(7) 261	(343) 3,425	(7,389) 21,405
三重	(10) 17	14	—	79	(118) 773	(907) 1,314
滋賀	52	—	20	91	(30) 979	(1,392) 1,547
京都	23	26	14	1,051	3,413	(775) 4,358
大阪	(22) 373	467	(30) 85	2,246	(52) 8,675	(2,449) 28,151
兵庫	183	53	—	419	(459) 2,596	(8,849) 14,694
奈良	20	—	—	(58) 37	(94) 361	(199) 488
和歌山	—	2	—	242	(226) 1,035	(247) 1,474
鳥取	—	56	—	3	(6) 148	(30) 334
島根	—	—	—	11	(86) 184	(356) 226
岡山	(130) 26	5	—	(14) 54	(544) 599	(1,740) 1,339
広島	40	97	—	(3) 152	(944) 1,507	(6,636) 8,624
山口	3	9	3	(25) 43	(148) 497	(1,086) 970
徳島	—	—	—	43	(127) 357	(1,107) 3,008
香川	—	—	—	60	(255) 792	(4,226) 5,696
愛媛	—	27	7	15	(247) 616	(863) 801
高知	23	—	—	(386) 50	(624) 1,063	(991) 1,161
福岡	156	50	61	(71) 387	(785) 3,462	(3,917) 7,285
佐賀	(3) 3	—	—	4	(1,014) 289	(1,617) 509
長崎	34	12	—	75	(71) 452	(791) 920
熊本	(85) 27	2	—	(595) 58	(755) 420	(2,021) 2,658
大分	15	—	—	59	(464) 521	(1,971) 2,203
宮崎	8	9	—	(40) 50	(195) 350	(2,254) 1,187
鹿児島	44	118	39	(220) 132	(320) 1,207	(1,057) 2,374
沖縄	—	(1) 24	5	(9) 53	(16) 452	(31) 495
合計	6,598 (250)	3,335 (36)	623 (204)	16,554 (2,774)	104,764 (13,105)	299,360 (116,583)

附属資料33　昭和51年下半期及び昭和52年上半期における主な火災事例

(1)	酒田市	強風下における市街地大火	51.10.29
(2)	秋田市	八嶋医院火災	51.12. 1
(3)	東京都	国松ビル（サロン歌麿）火災	51.12. 4
(4)	〃	中華料理店「徐州」火災	51.12.26
(5)	沼津市	三沢ビル（サロンらくらく酒場）火災	51.12.26
(6)	札幌市	白石中央病院火災	52. 2. 6
(7)	岩国市	岩国病院火災	52. 5.13
(8)	大阪市	建設作業員宿舎火災	52. 6.24

（1）　酒田市　強風下における市街地大火

ア　火災の特色

この火災は，出火場所が繁華街の中心で建物が密集しており，火元建物が大型木造建物であったため火のまわりが早く，初期消火が困難であったこと，気象条件が瞬間最大風速26.7m/s以上という状況であったこと等の条件の相乗作用が大火となった要因であると考えられるが，地元消防署，消防団の警戒，出動体制，応援隊を含めた指揮体制等のことについても検討すべき多くの問題が含まれている。

この火災は戦後の大火記録上では，焼損面積で第8位，焼損棟数で第5位にあたるものであり，昭和44年5月の加賀市で発生した焼損面積33,810平方メートルの火災以来，大火ゼロを保ってきた消防関係者にとって，強風下の消防力の限界等の諸問題を改めて指摘する形となり，幾つかの警告と多くの教訓を残した。

イ　出火日時　昭和51年10月29日　17時40分頃

ウ　覚知日時　昭和51年10月29日　17時50分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　(1)　火勢鎮圧日時　昭和51年10月30日　4時30分
(2)　鎮火日時　昭和51年10月30日　5時00分

オ　出火場所　山形県酒田市中町2丁目5番33号　グリーンハウス（映画館）

カ　出火原因

出火原因については，調査継続中である。

キ　損害

(ア)　人的損害　死者　1名（酒田地区消防組合消防長）
負傷者964名（重傷10名，軽傷954名）
内訳
消防職員　80名
消防団員　21名
一般　863名

(イ)　物的損害　○建物棟数1,774棟
内訳　全焼1,739棟
半焼　15棟
部分焼　20棟
○焼損面積　152,105.55㎡
○焼失区域面積　225,000㎡
○り災世帯　1,123世帯
○り災人員　3,300名

(ウ)　損害額概算　405億円
内訳　建物　187億円
収容物　209億円
その他　9億円

ク　気象状況（出火時）

天候—雨（断続的）風向—西南西（のち西北西）風速—12.2m/s（最大瞬間風速26.7m/s）気温8.5℃　相対湿度—73%
風雨波浪注意報発令中

ケ　火災の経過

(ア)　出火当時

出火当時グリーンハウス内には，支配人以下5名の従業員及び約20～30名の観客がいた。17時30分頃，1階喫茶部入場券受取場にいたA，Bは館内の

電灯が明るくなったり，暗くなったりするのに気付き，その直後に１号映写機のヒューズが溶断する等の電気的トラブルが生じた。最初に異常に気付いた従業員Ｃは，２階東南隅に位置する更衣室に行こうとして，更衣室手前の物置の前の仕切戸を開けた処，廊下の電気が消え，ボイラーの方からきな臭い臭気がするのに気付き，支配人に異常を伝えた。この時はまだ火災だと思わなかったが，間もなく事務室に設置されたサイレンとベルが鳴動し出し，異常に気付いた。消火のためボイラー室に駈けつけた支配人，映写技師Ｄ，さらにＡなどはボイラー室付近に濃煙の充満を認めたものの，燃焼個所について誰一人確認することなく館外へ退出した。

なお，自動火災報知器の鳴動時刻について正確に答える者は誰もいないが，状況からして17時40分前後と推定される。

(イ)　初期消火活動の状況

火災と気付いた従業員等は消火しようとボイラー室付近に駈けつけたが，ボイラー室付近の濃煙を認めたものの燃焼物は確認できず消火活動を行うことなく館外に脱出した。

(ウ)　通報の状況

消防機関への通報者はＢであるが，Ｂはベルとサイレンの音で異常事態は判ったものの詳細について分らず様子を見に行った時，支配人の「消防署へ電話しろ」という声を聞き受付にもどって119番通報をした。(17時50分頃)

(エ)　燃焼状況の推定

17時50分，119番で覚知した消防本部では直ちに全車に出庫出動を指令し，17時51分３隊が出動した。消防本部と火元間は，約1,100ｍしか離れておらず17時53分頃到着したものと思われるが，屋根部分が相当発炎するまで拡大していたが館内での燃焼は確認できなかった。

(オ)　延焼状況

この火災は，断続的に強い雨を含んだ烈風下の大火であり，火災の継続時間が約11時間と長時間にわたり，さらには風向が西南西から西北西に変わっているという特色がある。

大火の場合には風向変化に左右されがちな最終の焼失区域の形状が今回は帯状になった点，風速から推定する値より延焼速度が小さくなった点が酒田大火の特徴である。火災の拡大とともに，火の玉及び火の粉が風に支配されて風下に拡散し，約20ケ所から飛火着火した。そのため，消防隊，住民等が消火したが幾つかは消火できなかった。

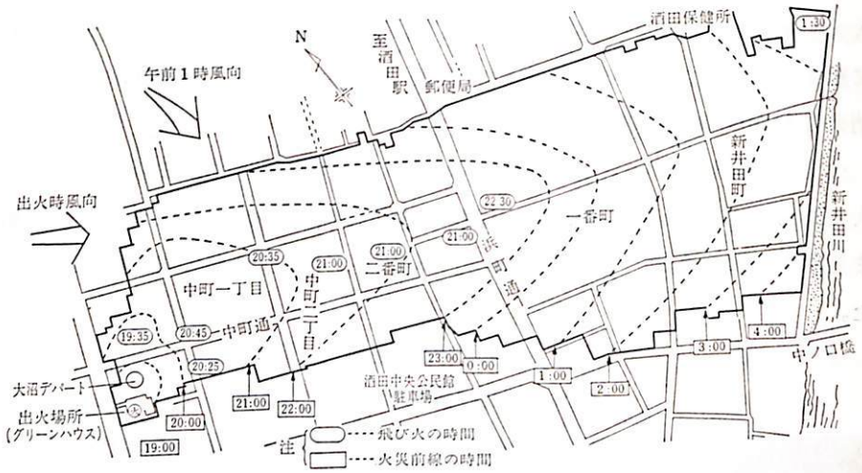
火災の初期においては，大沼デパート等の耐火建物に阻止されて徐々の拡大であったが，その後，木造の可燃性の高い建物を中心に接炎着火，熱放射または飛火による着火をくりかえし，単独あるいは複合して火災が拡大した。

酒田市火災現場

(10月30日午前７時50分撮影)



酒田大火の焼失区域及び火災前線推定



さらに，火災前線についても各種のデータ及び証言を参考に推定すれば付表のとおりである。

(カ) 焼止り状況

○風上側，隣棟の一部を焼失したのみで注水，風向により延焼は阻止された。

○風横側（ほぼ南側），比較的大きな鉄筋コンクリート造，駐車場，樹木等が多く，さらには破壊消防，注水効果等が相まって焼止り線を形成した。

○風横側（ほぼ北側），出火時の西南西の風向が次第に西北西に移り，風上側となったため及び降雨による冷却効果も加わり延焼を免れた。

○風下側，新井田川が有効な防火帯となり風下側への延焼を阻んだ。

コ　消防隊の出動状況

(ア) 酒田地区消防組合構成市町村

消防ポンプ自動車　50台（署15，団35）

小型動力ポンプ　138台

消防職団員　2,372名（消防吏員170名）

(イ) 応援協定に基づく出動（鶴岡地区消防事務組合）

消防ポンプ自動車　20台（署3，団17）

消防職団員　182名

(ウ) 県内の知事要請に基づく出動（9市消防署）

消防ポンプ自動車　12台

消防職団員　74名

(エ) 県外の知事要請に基づく出動（秋田県4市町）

消防ポンプ自動車　5台

消防職員　30名

(オ) その他（山形県消防学校警防科入校生）

消防ポンプ自動車　3台

消防職員　23名

サ　教訓及び問題点

(ア) 強風時における警戒体制と住民の協力要請

風雨波浪注意報の発令下にあり，強風が継続的に吹いている場合は，強風下の警戒体制（非常招集，待機等）に万全を期すること。又，住民に対する広報活動等による協力要請を徹底する必要があること。

(イ) 早期発見，早期通報

建物の状況により自動火災報知設備等の適正設置を徹底し異常の早期発見に努め，速やか且つ正確に消防機関への通報を行うこと。

(ウ) 初期消火の重要性

早期通報と同時に，住民の協力により可能なかぎりの人員と施設を用い，初期消火に努めること。

(エ) 統一指揮体制の確立

大火は火災区域の拡大，応援隊の増加等により現場での指揮体制のあり方が問題となる。指揮系統の明確化，指揮者の所在位置，それに伴なう円滑な通信連絡の確保をはかること。

(オ) 警防戦術

風上消火，ペア作戦，飛火消火等は風力，風向，延焼拡大状況の正確な情報と消防体制とを勘案し迅速かつ適正な警防戦術をとること。

(カ) 補給体制

大火災等においては，消防ポンプ自動車等の長時間運転が予想されるので，燃料及び損耗資機材さらに隊員の食糧等の運搬計画，補給方法等には万全を期すること。

(キ) 日常の体制

各種災害に有効適切に対応するため，消防力の充実及び適正な市町村消防計画を策定するとともに，適宜その見直しをする。さらに日常の訓練等を実施し，住民及び職団員に消防計画の周知徹底を図る必要があること。

(2) 秋田市 八嶋医院火災

ア 火災の特色

この火災は，小規模な医院の病棟火災であるが，木造で延焼が早く，また入院患者のほとんどが高令者のため，一部が逃げ遅れ6名の死傷者が発生した火災である。

イ 出火日時 昭和51年12月1日 22時55分頃

ウ 覚知日時 昭和51年12月1日 23時01分（一般加入電話）

エ 鎮火日時 昭和51年12月1日 23時55分

オ 出火場所 秋田県仙北郡南外村字悪戸野49番地 八嶋医院

カ 出火原因

入院患者が病室で使用していた石油ストーブ（反射式）に夜具布団が接触して出火したものである。

キ 損害

(ア) 人的損害

死者 4名（入院患者 男3名，女1名）

負傷者 2名

(イ) 物的損害

a 出火建物 木造2階建（屋根長尺カラートタン，外壁一部モルタル及びセンターサイデング），建築面積144.72㎡，延面積282.92㎡のうち2階部分132㎡焼損

b 損害額 5,823千円

ク 気象状況

天候—曇，風速—0，気温——1℃，湿度—94%

ケ 火災の経過

(ア) 出火建物は木造2階建で，1階は診察室，外来患者待合室及び事務室等に使用され，2階には病室（7室8床），炊事場及び宿直室等があるが，収容人員は30人未満である。また，消防用設備等については，小型消火器4本が配置されていたほか，簡易型火災警報機が任意に設置されていた。

なお，階段は建物の両サイド屋内にあり（1.5m幅），二方向避難は確保されていたが，誘導灯は歩行距離が15mであることから設けていない。

(イ) 出火当時は，入院患者が8名と付添人3名（うち子供1名），当直の看護婦1名の計12名がおり，患者のほとんどは午後9時の消灯後就寝していた。

(ウ) 出火個所は2階8号病室で，この病室には，71歳の患者（女性）とその孫（5歳）が就寝していたが，宿直室にいた看護婦が8号病室からの子供の叫び声を聞いて異常を知り駆けつけてみると，8号病室内が盛んに燃えており，老人の着衣にも着火していたという。

(エ) 5号病室の付添人が廊下に置いてあった粉末消火器を使って消火しようとしたが，消火器を操作できずに失敗し，また，当直の看護婦も郵便局の交換手に消防署への通報を依頼した後，水バケツで消火を試みているが，消火することはできなかった。

(オ) 出火建物は木造であり，天井部分には石骨ボート（6mm）が使用されていたが，内壁材は全てプリント合板が使用されていたため，燃焼が早く，また，多量の発煙があった。

宿直の看護婦は1人であったため，各病室に火災の発生を知らせるこ

とで精一杯であり，また，入院患者のほとんどが歩行困難であるため，介添しながら一人一人避難させなければならず，手不足で全員を助け出すことができなかった。

(カ) 犠牲者4名は全員入院患者（61歳～71歳）で，うち2名は屋外に救出されたものの火傷がひどく，1名は救急車で搬送中，1名は病院収容後死亡した。他の2名は，出火病室の患者と，出火病室と廊下を隔ててなめ向いの3号病室の患者（65歳）で，3号病室の患者は脳血栓で寝たきりの状態であるので家族が1名付添っていたが，出火時付添人は熟睡していて火災に気付くことが遅れ，自分自身が避難することで精一杯であったという。

(キ) 出火病室の患者は，内臓疾患で入院しており，歩行は特別困難ではなく，諸般の状況から判断すると石油ストーブに点火したまま就寝していて寝返りをした際，布団が石油ストーブに接触して燃えだしたものと考えられるが，就寝していてすぐには気付かず，ある程度火が広がってから目を覚し，これを一人で消火しようと衣類でたたいているうちに着衣着火し，その場に倒れたものと思われる。

(ク) 消防隊が現場に到着した時は，2階正面の窓から火煙が噴出しており，付近住民が協力して患者の救出を行っていた。消防隊は，階段から2階進入を試みたが，階段の途中で火煙に阻まれ，人命検索は不可能であった。

コ　消防隊の出動状況

(ア)	出動車両	消防ポンプ自動車	6台
		小型動力ポンプ	6台
		その他	1台
		計	13台
(イ)	出動人員	消防職員	31名
		消防団員	56名
		計	87名

サ　問題点及び教訓等

(ア) 夜間の防火管理体制の強化

本件の病院は，防火管理者を選任する義務のない小規模な施設ではあるが，建物構造，入院患者の体力的条件や人数，病室の位置（2階）等からみると，夜間における避難誘導等保安体制に十分な反省を要する。

(イ) 火気使用の監視

本件の病院では，集中暖房施設や乾燥室がないため，各病室には，入院患者が自ら石油ストーブ，電気ストーブ，電気コタツ等を持ち込みしていたほか，病室にはロープを張り，ストーブ等を利用して洗濯物の乾燥も行っており，状況からして止むを得ない点も認められるが，出火危険は極めて大きいので，このような場合は，使用する火気の種類の制限，火気使用中の監視など病院側の積極的な管理体制が強く望まれる。

（3） 東京都　国松ビル（サロン歌麿）火災

ア　火災の特色

この火災は地下1階地上4階のいわゆる雑居ビルの2階階段室から出火し，階段壁面に張ってある化学繊維の内装材を伝って3階サロンに延焼した火災であるが，3階は無窓階で下階に通ずる唯一の屋内階段から延焼してきたため，店内の従業員6名が逃げ場を失って店内にとじこめられ，消防隊によって救出されたものの一酸化炭素中毒にかかり，病院収容後全員死亡したものである。

イ　出火日時　昭和51年12月4日　0時33分頃

ウ　覚知日時　昭和51年12月4日　0時36分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和51年12月4日　2時35分

オ　出火場所　東京都墨田区江東橋4丁目20番7号　国松ビル

カ　出火原因

放火の疑い（出火個所は，屋内階段の2階踊り場であるが，燃焼状況や延焼の方向性等からみて，たばこや電気関係の原因はうすく，踊り場内壁クロス（起毛約10mm）あるいは壁体に立てかけてあった宣伝用ののぼりに人為的

な裸火によって放火した疑いが強い。）

キ　損　害

(ア)　人的損害

死　者　6名（男4名，女2名）

負傷者　2名

(イ)　物的損害

a　出火建物　耐火造地下1階地上4階建，建築面積105.5㎡，延面積535.3㎡のうち3階75㎡焼損

b　損害額　7,810千円

ク　気象状況

天候—晴，風向—北，風速—2.9m/s，気温—9℃，相対湿度—63%（実効湿度—57%）

ケ　火災の経過

(ア)　出火建物の用途は，地下1階がクラブ，地上2階がキャバレー，地上3階がサロンで，地上1階は2階キャバレーが使用している倉庫となっており，最上階の4階は，国松ビル所有者の居住室及び事務室と3階サロン従業員の更衣室に使用されていた。

(イ)　出火建物には，東側に2階へ出入りする屋内階段と西側に各階へ通ずる屋内階段があり，また，西側外壁には地上から3・4階に通じる屋外階段があるが，西側屋内階段の2階出入口と屋外階段3階出入口は，内部からベニヤ板等で塞いであり，使用不能となっていた。

(ウ)　出火時，建物内各店は閉店した後で客はなく，地下1階で2名，地上2階で6名，地上3階で10名の各店従業員が閉店後の店内整理等を行っていたほか，地上4階ではビル所有者が就寝していた。

(エ)　第一発見者は，2階キャバレー従業員で，ベニヤ板等で塞いである西側屋内階段出入口から入ってきた煙で火災に気付き，同店内にいた従業員全員（6名）が東側屋内階段により地上へ避難し，北側に回って西側階段入口から屋内をのぞいて2階踊り場が燃えていることを確認，叫んで周囲に火災を知らせるとともに，従業員の一人が119番に通報（同時

刻に地下1階クラブ従業員も屋外のさわぎで火災を知り，店内の電話で通報）している。

(オ)　一方，死者の発生した3階サロン（歌磨）の従業員10名は，西側階段に通ずる出入口扉の透間から店内に入ってきた煙に不審をいだき，従業員の一人が扉を開いたところ多量の黒煙が店内に流れ込んできたため火災に気付き，うち4名は煙の充満している階段を駆け降りて避難したが，他の6名は避難することができずに店内にとり残され，煙にまかれ一酸化炭素中毒などにより店内に倒れているところを特別救助隊により救出されたものの病院収容後に全員死亡した。

(カ)　なお，4階で就寝していたビル所有者は，煙で目を覚して火災に気付き出入口の扉を開けたところ，多量の煙が室内に流れ込み，一瞬気を失ったがすぐに気付き，東側の窓から隣家の屋根に飛びおり，すでに出動していた消防隊の誘導で地上に避難している。

コ　消防隊の出動状況

(ア)　出動車両

消防ポンプ自動車		7台
はしご車		4台
化学車		2台
救急車		5台
その他		7台
計		25台

(イ)　出動人員

消防職員		97名
消防団員		9名
計		106名

サ　問題点及び教訓等

(ア)　消防用設備等の未設置と防火管理体制の不備

自動火災報知設備が設置してあったのは，地下1階と地上2階のみで，出火した階段室や他の部分には設置されていないこと，また，本件出火建物は，消防法第8条及び第8条の2の規定が適用されるが，防火管理者の選任もなく消防計画も作成されていないほか，共同防火管理に

係る協議会も設置されていないなど消防法令の違反がある（なお，消防機関としては，再三指導していたが，これを無視していたものである。）。

(イ) 出入口の封鎖等による障害

3階には，延焼経路となった屋内階段へ通じる出入口のほか，西側外壁に設けられている屋外階段に通じる出入口があったが，店内装飾用のベニヤ板，鏡等により完全に塞がれていたため，延焼中の屋内階段以外には避難路がなかった。また，3階は完全な無窓階のために濃煙が滞留し，人命検索に大きな障害となっている。

(ウ) 階段室内壁装飾と防火区画の問題点

延焼経路となった屋内階段の内壁には，防炎処理されていない起毛10mmのクロス（化学繊維）が張られており，これが黒煙をあげて急激に燃焼し，さらに階段室の区画の一部にベニヤ板を使ってあったり，3階出入口の扉も木製であるなど防火区画も不完全であったため，3階店内への延焼が早かったものと思われる。

（4） 東京都　中華料理店「徐州」火災

ア　火災の特色

この火災は，2階建の複合用途建物の1階中華料理店から出火した火災であるが，初期消火に失敗したうえ2階麻雀荘への連絡を怠ったため，同麻雀荘の客らが火災に気付いたときは，濃煙により避難路を絶たれ，死者4名，負傷者3名を出す惨事となったものである。

イ　出火日時　昭和51年12月26日　22時52分頃

ウ　覚知日時　昭和51年12月26日　22時54分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和51年12月27日　1時04分

オ　出火場所　東京都大田区池上5丁目5番9号　中華料理徐州

カ　出火原因

石油ストーブに電池式給油ポンプを使って灯油を補給中，その場を離れていた間に灯油が溢れてしまい，これに気付いて給油ポンプを取りはずそうとしてあわてたため，そばに置いてあった消火して間もない他の石油ストーブの放熱網に灯油がかかり，わずかに残っていた火により着火し，床に溢れていた灯油に延焼拡大したものである。

キ　損　害

(ア) 人的損害

死　者　4名（男）

負傷者　3名（男）

(イ) 物的損害

a　出火建物　防火造2階建，建築面積108㎡，延面積207㎡のうち130㎡焼損

b　類焼建物　4棟（部分焼）51㎡焼損

c　損害額　24,675千円

ク　気象状況

天候—晴，風向—西北西，風速—1.5m/s，気温—5.5℃，相対湿度—31%（実効湿度64%），強風注意報発令中

ケ　火災の経過

(ア) 出火建物の用途は，1階が飲食店（中華料理徐州）と住宅，2階が遊技場（麻雀荘徐州）と住宅になっており，2階麻雀荘への出入りは建物正面の中央にある階段が使われていたほか，非常口としては2階住宅部の出入りもかねた建物裏側の屋外階段への出入口があるが，この出入口は，2階物置内にあり，しかもベニヤ板を打ちつけて閉鎖してあって使用不能の状態であった。また，西側と東側（正面）に窓があるが，遊技中の騒音を防止するため，西側の窓は内側からベニヤ板を張り，東側は2重窓に改造されていた。

(イ) 出火時，1階中華料理店に2名（経営者とその弟），北側住宅に2名，2階麻雀荘には客10名と経営者の夫婦2名がいた。

中華料理店は閉店した後で客はなく，経営者が店内で使用している石油ストーブに灯油を補給するため，ストーブからカートリッジタンクを取り出し1カ所に集め，電池式の自動給油ポンプで給油を始めたが，給油中にその場から離れて売上金の整理をしていた間に，灯油が溢れてし

まい，これに気付いて給油ポンプを取りはずそうとしてあわてたため，そばに置いてあった消火して間もない石油ストーブの放熱網に灯油がかかり，わずかに残っていた火により着火し，床に溢れていた灯油に延焼した。

(ウ) 経営者は，設置してあった消火器（粉末）を使わずこれを足でふみ消そうとし，また，経営者の弟は近くに置いてあったコートを使って叩き消そうとしたが消しきれず，初期消火は完全に失敗している（店内には，粉末消火器2本のほか，火点付近に投げ込んで容器を破壊すると液体が拡散する消火用具が置いてあり，経営者がこの用具を投げ込んでいるが，火勢は拡大するばかりで効果はなかったという。）。

(エ) 消防機関への通報は，出火建物東側道路沿い南に20m離れた所の薬局店の店主が，閉店のため店先の荷物を整理していた時に「火事だ！」という声を聞き，声の方向を見るとズボンのすそに火の着いた男（中華料理店経営者の弟）が中華料理店から飛び出してきたので，自宅の電話で通報している。

(オ) 中華料理店の経営者及びその弟は，消火に夢中になり，2階に知らせることをしなかったが，2階では麻雀荘の経営者夫婦が階下の騒音に気付き，経営者の妻が夫の指示により階下の様子を見に階段を降りてみて中華料理店が火災であることを知り，大声で火災を知らせている。

麻雀荘経営者は，妻の大声を聞いてから階段を降り，夫婦そろって屋外に避難している。また，麻雀荘の客の一人は，経営者夫婦が店内から出たあと，階下からの不審な物音を聞いて2階階段の降り口に行ったところ，階段下方にうっすらと煙が見えたので火災と思い，急いで階段を駆け降りているが，そのころ階段部分には熱気が充満していて頭髪が焼けるほどであったという。

(カ) 2階へ通じる階段の上り口は屋外にあるが，上り口の左側面には，中華料理店に通じる出入口があり，これが開放されていたため，ここから煙と熱気が階段に流出して2階へ上昇した。

(キ) 2階麻雀荘に残っていた客9人は，階下の騒音に気付いてはいたものの酒を飲んで酔った客が騒いでいる程度に思ってあまり気にせず麻雀を続けていたため，火災に気付いたときは，すでに濃煙と炎が階段を上昇してきて降りることができなかったので，2階物置内の非常口に全員が殺到したが，これもベニヤ板で閉鎖されていて避難できなかった。その後は，各自がばらばらに逃げ口を探し求めて行動しているが，うち1名は逃げ口を探している途中で煙にまかれ窒息死，他の8名は，南東側の窓から屋外に脱出したが，うち4名は隣接ビルの化粧塀に飛び移ることに失敗し，隣接ビルと出火建物の間に落ちて煙にまかれて死亡した。

なお，2階遊技場の収容人員は26名で避難器具の設置義務がなかったこともあり，避難器具は準備されていなかった。

(ク) 消防隊（最先着隊）が到着した時は，出火建物1・2階の開口部より火煙が噴出しており，さらに南側隣棟耐火造建物（4階建）にも延焼していて3階窓から火煙が噴出していた。

到着して間もなく要救助者がいるとの情報を受けたが，客の動向がつかめず，また火勢が激しいため内部検索は全く不可能であった。

コ　消防隊の出動状況

(ア) 出動車両

消防ポンプ自動車	14台	
はしご車	1台	
化学車	1台	
救急車	2台	
その他	6台	
計	26台	

(イ) 出動人員

消防職員	129名
消防団員	13名
計	142名

サ　問題点

(ア) 防火管理者未選任，消防計画未作成

本件出火建物は，昭和38年に建築されたものであるが，その後用途，占有者等が度々変わり，その実態の把握が極めて困難で消防機関の指導

もままならなかったこともあって，防火管理者は選任されておらず，消防計画も作成されていなかった。

(イ) 非常口の閉鎖

2階麻雀荘には，火煙の伝ぱ経路となった階段のほか，西側（建物裏側）の屋外階段に通じる非常口があり，麻雀荘の客もこれを知っていて，この非常口から避難しようとしたが，ベニヤ板で閉鎖されていて使用できなかった。

(ウ) 初期消火の失敗等

本件は，床に溢れた危険物（灯油）が燃えて一挙に火面が拡大したことと，内装材がベニヤ板であったこともあって，延焼速度は早かったと思われるが，設置してある消火器を使わずに，足でふみ消そうとしたり，コートを使って叩き消そうとして失敗しており，初期消火の方法には若干反省を要すると思われる。また，2階への火災通報も怠っており，麻雀荘経営者も客の避難誘導を全く行っていない。

（5） 沼津市　三沢ビル（サロンらくらく酒場）火災

ア　火災の特色

この火災は地上3階建複合用途ビルの深夜における火災で，1階から2階へ通じる階段室から出火（疑放火），階段室内装材のジュータン，プリント合板が燃えて大量の煙を発生させ，その後フラッシュオーバー現象によって無窓階の2階へ急速に延焼した火災であるが，発見が遅れたこと，また，2階はキャバレー形式の酒場で客は何れも酔客であったため混乱し，避難誘導も適切でなかったこともあって，客の全部（9人）と従業員の一部が逃げ遅れ，死者15名のほか負傷者8名を発生させた火災である。

イ　出火日時　昭和51年12月26日　1時30分頃

ウ　覚知日時　昭和51年12月26日　1時35分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和51年12月26日　2時25分

オ　出火場所　静岡県沼津市高島町3番6号　三沢ビル

カ　出火原因　放火の疑い

キ　損　害

(ア) 人的損害

死　者　15名（客—男9名，従業員—男1名，女5名，計6名）

負傷者　8名

(イ) 物的損害

a　出火建物　耐火造3階建，建築面積120㎡，延面積369㎡のうち256㎡焼損

b　類焼建物　1棟（半焼）41㎡焼損

c　損害額　38,781千円

ク　気象状況

天候—晴，風向—北，風速—2m/s，気温—10℃，湿度—78％

ケ　火災の経過

(ア) 出火建物は耐火造3階建で，1階は洋品店及び書店，2階はキャバレー形式の酒場（大衆サロンらくらく酒場），3階は酒場従業員の更衣室，事務室等に供されており，2階の出入口は，建物北側壁体に沿って設けられている屋内階段のほか，建物裏（東側）に設けられている屋外階段に通じる非常口がある。2階には西側及び南側に窓が設けられてあるが店内装飾のためベニヤ板やトタン板で塞いでいた。

(イ) 出火は屋内階段の上り口付近と思われ，通行人が出入口の内側でダンボールが燃えているのを半開きになっていた出入口扉ごしに目撃して大騒ぎとなっており，この騒ぎを見た通行人の一人が消防機関に通報している。

数人の通行人がこれを消そうとして扉を開けた途端，火炎が勢いよく噴き出してきたとのことであり，これにより8名が火傷を負っている。

(ウ) 出火時，2階酒場には，経営者及び従業員13名と客9名がいたが，2階は無窓階で，階段室に通じる扉も閉められていたため，屋外の騒ぎも聞こえず火災の発見が遅れている。

最初に異常を知ったのは経営者と思われ，「火事だ！」と叫んだ経営者の声を聞いて火災に気付いている従業員が多い（一部の従業員は，階

段室への出入口扉の透間から流入してきた煙を見て気付いている。)。

(ニ) その後間もなく階段室への出入口扉が開かれたため，猛煙と熱気が一挙に店内に流れ込み，それぞれがあわてて避難行動を開始しているが，途中で停電し暗闇となって店内は騒然となった。

酒場支配人の供述によると，店内ステージで閉店のあいさつの放送中，経営者の声で火災を知り，厨房へゆきガス栓を確認しているうちに停電となったので，そばのカウンターに置いてあった懐中電燈で非常口の方向を照らしたが，煙が濃く誘導灯は見えなかったという。そこで懐中電燈を持ち，他の者に非常口へ行くよう声をかけながら非常口に向い，非常口の前に置いてあった物を除いて非常口を開けたところ，従業員3名が続いて脱出してきたが，店内に炎が見え煙も非常口から噴き出してきたので，支配人も続いて地上に避難したという。

(ホ) 支配人のほか3名の従業員が非常口から脱出するころ，他の3名の従業員は3階に通じる屋内階段により3階に行き，3階窓から隣接建物（2階建）の屋根に飛び移り避難しているが，客9名と6名の従業員は突然の停電と煙により，視界と方向を見失うとともに，発生した有毒ガスにより行動力が鈍化したと思われ，また，客は飲酒により動作も緩慢となり，火災の発生や煙に対するあまさがあったとの推定もなされているが結局逃げ遅れて死亡している。

(ヘ) 消防隊の到着時は，階段出入口から濃煙と火炎が盛んに噴出していた。また，消火活動を始めたころには，2階に火炎がまわり，3階は濃煙が充満していた。

2階西側（建物正面）窓から進入を試みたが，熱気と猛煙により阻まれ，止むなく南側に回り，内装で内張りしてある窓を破って店内に進入直ちに検索を開始したが，生存者はすでになく，15名全員が焼死体で発見された。

コ 消防隊の出動状況

(ア) 出動車両

消防ポンプ自動車	16台（2台は水槽付）
はしご車	1台
救助工作者	1台
救急車	1台
計	19台

(イ) 出動人員

消防職員	68名
消防団員	164名
計	232名

サ 問題点

(ア) 自主防火管理体制の不備

本件出火建物は，収容人員40名で消防法第8条の規定の適用があり，また，飲食店を含む3階建の複合用途防火対象物であるので，同法第8条の2の規定の適用もあるが，防火管理者の選任もなく消防計画も作成されていないほか，共同防火管理についての協議も行われていないなど日頃の防火管理体制が不十分であった（なお，消防用設備等は，店内に消火器2本を置いていた。)。

発見が遅れたこと，また，フラッシュオーバー現象もあって延焼速度が早かったことに加え，突然の停電で相当混乱したことは推測できるものの従業員による適切な避難誘導がなされず，避難できた者は，店内の状況をよく知っていた従業員だけであった。また，非常口は内開きで，その前には物が置いてありその物を除かないと開閉できない状態であったため，扉が十分開放されず有効に利用できなかったことも考えられる。

(イ) 階段室内装材の燃焼と猛煙の発生

延焼経路となった階段室の階段部分はジュータン（化学繊維を主材としたものと推定されている）を貼りつけ，両側の壁はプリント合板で天井部分には合板にクロス貼りがしてあり，これが燃えて有毒ガスを含む多量の煙が発生し，フラッシュオーバー現象（通行人が火災を発見し，階段上り口の扉を開けたときに起きたと考えられている。）もあって短時間に2階店内へ伝ぱし，2階の窓は全部塞がれ無窓の状態であったため店内に充満することとなり，これが避難行動を妨げた原因の一つと考えられる。

（6） 札幌市　白石中央病院火災

ア　火災の特色

この火災は，新生児６名を含む患者90名を収容していた病院の火災であるが，発見が遅れて初期消火にも失敗し，消防機関への通報にも手間取り，また，看護婦の判断の誤りや当直人員の不足から適切な避難誘導がなされなかったため，自力避難できない重症患者１名と新生児３名が逃げられずに犠牲となった火災である。

イ　出火日時　昭和52年２月６日　７時41分頃

ウ　覚知日時　昭和52年２月６日　７時54分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和52年２月６日　９時35分

オ　出火場所　北海道札幌市白石区平和通12丁目北
医療法人　白石中央病院

カ　出火原因

病院ボイラー係員が１階第１診察室（院長室）にある暖房用蒸気パイプドレンの凍結を溶解するため，診察室の窓から身を乗り出し，窓下に露出しているドレンパイプをトーチランプ（ブタンバーナー）で熱した際，パイプ付近のモルタル壁の下地板等にトーチランプの火が着火したことに気付かず，作業を終えてボイラー室にもどったため，これがくん焼状態を経て出火したものと推定。

キ　損　害

(ア)　人的損害

死　者　４名（新生児３名（男２名，女１名），患者女１名）

負傷者　５名（うち２名は消防職員）

(イ)　物的損害

a　出火建物　木造モルタル２階建鉄板葺（１階809.43㎡，２階273.90㎡）及び増築部分鉄筋コンクリート造２階建陸屋根（１階429.32㎡，２階429.32㎡，塔屋17.83㎡），延面積1959.81㎡のうち648㎡焼損

b　損害額　19,468千円

ク　気象状況

天候—曇，風向（速）—静穏，気温——7.7℃，湿度62％

ケ　火災の経過

(ア)　出火した病院は，昭和38年に建築された木造モルタル塗２階建の棟（旧館）と昭和41年に増築された鉄筋コンクリート造２階建の棟（新館）が渡り廊下で接続されており，ベッド数は110床，病院側の人員体制は病院役員を含め64名である。消防用設備等については，自動火災報知設備，消火器（10本），屋内消火栓（４基），救助袋，誘導灯が設置されている。また，２階に通じる階段については，旧館，新館の各々に屋内階段が２ヶ所あるほか，旧館には屋外階段が１ヶ所設けられているが，出火時は，この屋外階段に通じる非常口の扉が内側から南京錠で施錠されていて使用不可能であった。

(イ)　出火時，旧館には入院患者27名（うち新生児６名）を含め38名，新館には入院患者63名を含む73名がいた。

７時48分頃，１階事務室にある自動火災報知設備のベルが鳴り，事務室にいた夜警員とたまたま事務室に用事できていた入院患者の付添人Ａが受信機の表示を確認し第１診察室に駆けつけ扉を開けたところ，室内は燃焼中で濃煙が充満していたという。

(ウ)　夜警員と付添人Ａは間もなく消火器をもって駆けつけてきた炊事婦達から消火器を受け取り，同室の出入口付近から消火作業を行ったが，濃煙で視野がさえぎられ火点に的確に放射されなかったので全く効果がなく，ますます拡大してきたため消火不能と判断し，消火作業を放棄した（屋内消火栓は使用されなかった。）。

(エ)　消防機関への通報は，出火の確認後，出火室に駆けつけてきた炊事婦に付添人Ａが指示をしているが，炊事婦はあわてていて消防機関に通報せず，病院事務員宅に電話して火災を知らせ，また，知らせを受けた事務員も消防機関には通報せず院長宅に連絡しており，電話を受けた院長の妻が自宅の電話で通報している。

(オ) 旧館２階の詰所にいた看護婦は，非常ベルは鳴っているものの煙や異臭が感じられなかったことから，当初は火災と思わず，入院患者に対しても逆に大丈夫と知らせていたが，その後各病室を巡回している途中，南側屋内階段（１階の上り口は，出火室のほぼ前面に位置している。）からあがってくる煙を認め，はじめて火災の発生を知り，あわてて入院患者の避難を指示している。

(カ) 旧館入院患者21名のうち16名は，北側屋内階段から１階に降り新館へ避難，４名は看護婦に連れられ非常口横の窓から屋外階段上に脱出しており，新生児６名のうち３名については，助産婦がかかえて同非常口横の窓から避難しているが，新生児３名と重症患者１名は助け出すことができなかった。

(キ) 新館では，非常ベルを聞いた看護婦が１，２階を見回り異常のないことを確認したが，ベルが一向に止まらないので，旧館事務室に電話をかけたが誰れもでなかったという。その後間もなく病院常駐の付添人から旧館が火事だと知らされたが，それと相前後して煙が流れ込んできたため，大声で避難を指示した後，詰所の放送設備を使って全館に避難の放送をしている。その直後知らせを受けた院長と事務員が新館に駆けつけてきて，入院患者の避難誘導に従事している。

(ク) 消防隊の現場到着時は，玄関及び軒先，上下階の各開口部の透間から濃煙が噴出しており，内部の透視は全く不可能な状況であった。また，南側開口部からは，延焼中の火炎が確認された。

現場到着と同時に２階新生児室に要救助者３名の情報が入ったが，すでに火勢は強く内部進入による検索は不可能であった。

コ　消防隊の出動状況

(ア) 出動車両　消防ポンプ自動車　10台（うち５台は水槽付）
　　救急車　3台
　　その他　6台
　　計　19台

(イ) 出動人員　消防職員　76人
　　消防団員　9人
　　計　85人

サ　問題点

(ア) 壁間内部の燃焼による発見の遅れ

モルタル塗壁の下地板に着火し，壁間内部で燃焼したため，表面に延焼するまで発見できず，出火室には差動式スポットの感知器が設置されていたが，出火部位より最も遠い位置であったため，作動するまでに時間を要している。このため，自動火災報知設備が作動したときには，室内の燃焼は相当に進んでいたと思われ，消火器による初期消火も失敗に終っている。

(イ) 消防機関への通報の遅れ

火災の連絡が２転，３転と転送され，消防機関へ通報されるまでに相当の時間が経過している。そのため，消防隊の出動も遅れ，現場到着時はすでに最盛期に入っており，要救助者の情報を受けても人命検索はまったく不可能であった。

(ウ) 火災時における館内連絡体制と避難誘導体制の不備

本件火災の場合，出火場所等についての連絡がなにもされていないことから，結局は２階看護婦の判断の誤りが生じ，避難行動を遅延させている。また，入院患者の人数や新生児の収容と新生児室の位置（２階）等からみると，当直人員の数にも若干反省を要する。

(エ) 非常口の施錠による閉鎖

屋外階段に通じる非常口は内側から南京錠で閉鎖され，その鍵は看護婦の詰所に保管されていたが，出火時，これを開錠したものがいないため使用できず，非常口横の窓から脱出している。

(オ) 防火管理者の解任の未届出等

防火管理者として選任届のあった者は，出火時はすでに病院を退職しており，その際の解任届がなされていなかった。消防計画は一応作成され提出されており，自衛消防組織も編成されているが，火災の状況からみると，本件病院の防火管理体制には再検討を加える必要がある。

（7） 岩国市　岩国病院火災

ア　火災の特色

この火災は，夜間に発生した木造老朽病棟の火災で，延焼速度が早かったこと，また，入院患者は高令者が多く，時間的に就寝していた人が多かったため，入院患者7名が逃げ遅れて死亡したほか，5名が負傷した火災である。

イ　出火日時　昭和52年5月13日　22時50分頃

ウ　覚知日時　昭和52年5月13日　23時14分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和52年5月14日　0時09分

オ　出火場所　山口県岩国市岩国3丁目2～7
医療法人　岩国病院

カ　出火原因

不明（本件火災は，10号病室から出火したものであり，延焼経路や焼き状況等を総合し検討した結果，10号室入院患者が「明り」として使用していたローソクの火がなんらかの原因で周囲の可燃物に着火して拡大したものと推定することが最も妥当と考えられるものの，10号室の入院患者からは口述が得られず，出火点付近と思われるところの可燃物も全部焼失してなんら証拠となるものがないため，不明として処理されている。）

キ　損　害

(ア)　人的損害　死　者　7名（入院患者，男1名，女6名）
負傷者　5名（入院患者）

(イ)　物的損害

a　出火建物　木造2階建（木造真壁，軒うらさらし，外壁下見板張り瓦葺），建築面積282.88㎡，延面積550.17㎡のうち465㎡焼損

b　類焼建物　2棟　（部分焼）21㎡

c　損害額　7,178千円

ク　気象状況

天候—曇，風速—0，気温—21℃，相対湿度—79％（実効湿度69.7％）

ケ　火災の経過

(ア)　出火病棟2階の洋室に入院していた患者が，22時40分頃テレビを見終った後，用便のため斜め向い側にある便所に行った帰り，便所の横にある階段室から煙が昇っているのを認め，不審に思って階段を駆けおりて見ると，10号室（火元）の中の火が出入口のガラス越しに見え，戸の透間から煙が出ていたので火災と判断し，叫びながら新館2階看護婦詰所へ知らせに行った。

(イ)　消防機関への通報者は，出火病棟から4m巾の道路を隔てた所に居住する住民で，23時頃，岩国病院に面した窓ガラスが明るくなり，表通りが急に騒がしくなったので不審に思い外に出てみると，岩国病院の病棟1階角の病室の窓から火と煙が噴き出しているのを確認し，隣の住宅に駆け込んで居住者を起こし，消防機関に通報している。

(ウ)　火災の知らせで別棟（看護婦寮）から駆けつけた調理師は，出火棟に接する給食棟の手洗所の水をバケツに汲み，火点近くの延焼中の階段に注水消火を試みたが，濃煙と火勢に押されて続行できず，その後間もなく消防隊が到着したので中止し，屋外に避難した。

(エ)　出火時，出火病棟には，1階に入院患者11名と付添人4名，2階には入院患者21名の計36名がいた。出火が消灯（22時）後であったことからほとんどの患者は就寝していたものと思われる。

(オ)　第一発見者の叫び声やその直後に鳴動した自動火災報知設備のベルで火災に気づいて自力避難したものも数名いるが，ほとんどは，看護婦，住民，警察官，消防職団員の救出活動によって助け出されている。しかし延焼速度が早く，発見が遅れたこともあり，2階の患者11名のうち6名は救出することができなかった。なお，1階から救出した患者のうち1名は病院収容後死亡したものである。

コ　消防隊の出動状況

(ア)　出動車両　消防ポンプ自動車　8台（うち2台は水槽付）
小型動力ポンプ　5台

	救急車	2台
	その他	3台
	計	18台
(イ) 出動人員	消防職員	78名
	消防団員	112名
	計	190名

サ　問題点

(ア) 建築構造の問題点

発見が遅れ，有効な初期消火がなされなかったことも拡大した要因ではあるが，出火病棟は，大正9年に建築された木造老朽建物であり，1階各室の界壁は天井裏で切れているため，隣室への延焼拡大が早く，2階各室の界壁も天井の上で切れ，小屋裏に有効な防火隔壁がないため延焼拡大を早めたといえる。

また，出火室にごく近く，2階への屋内階段があったため，これがドラフト効果となって，2階への火のまわりを急速にし，一挙に火災が拡大したものと考えられる。

(イ) 防火管理上の問題点

消防用設備等の設置及び維持管理については良好で，また防火管理者も選任し，消防計画も作成してあり，一応自主防火管理体制は整備されている。しかし夜間の警備体制をみると看護婦3名で対応しており，建物構造や入院患者数あるいは患者の疾病程度からすれば，決して十分な人員とはいえない。本件火災の場合には，同一敷地内の看護婦寮から非番看護婦等が消火や患者救出に駆けつけてきているが，それでも2階の入院患者の半数は救出することができなかったのであり，延焼速度が早かったことを考慮しても夜間における警備体制，特に救助活動体制に関しては十分な対策が必要である。

(8) 大阪市　建設作業員宿舎火災

ア　火災の特色

この火災は，木造2階建寄宿舎の深夜の火災で，発見が遅れたこと，また建物構造が延焼しやすかったことなどにより，在室者23名のうち12名が逃げ遅れて死亡し，3名が負傷した火災である。

イ　出火日時　昭和52年6月24日　1時13分頃

ウ　覚知日時　昭和52年6月24日　1時23分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和52年6月24日　9時15分

オ　出火場所　大阪府大阪市大正区三軒家東5丁目3番27号
柳井建設（土木建設業）寄宿舎

カ　出火原因　調査中

キ　損　害

(ア) 人的損害　死　者　12名（男）
負傷者　3名

(イ) 物的損害

a　出火建物　木造モルタル塗2階建瓦葺，建築面積131㎡，延面積256㎡全焼

b　類焼建物　11棟（延面積1,748㎡のうち624㎡焼損，176㎡表面焼損，外壁及び窓71㎡煙損，440㎡水損）

c　損害額　64,628千円

ク　気象状況

天候—雨，風向—北東，風速—4.8m/s，気温—19.2℃，相対湿度—70％（実効湿度70％）

ケ　火災の経過

(ア) 出火建物は，昭和25年に建築された建設作業員用寄宿舎で，部屋数は1階4室，2階8室のほか，1階には事務室と食堂が，2階には物置と布団部屋があり，出火時の在室者は24名であった（常に50人未満で，消防法第8条の適用はない。）。

(イ) 1階事務室南隣りの部屋で就寝していた夫婦のうち妻が便所に行くために起きると，部屋の出入口扉の明りとりのガラスが赤くなっていたので驚いて夫を起し，夫が扉を開けてみると扉前の廊下天井部分が燃えて

おり，濃煙が部屋内に入ってきたのですぐに閉め，出入口とは正反対にある窓のガラスを破って脱出し，狭い路地を通って東側道路に避難した。

(ウ) また，1階食堂西隣りの部屋に就寝していた者は，人が騒いでいる声で目を覚すと，部屋の出入口扉の明りとりのガラスが赤くなっていたので扉を開けたところ，廊下東突き当たり事務室前付近で天井に達する火炎が渦巻いていたので，自室北側にある窓から脱出し，路地を通って北側道路に避難した。

(エ) 2階北側の東から2つ目の部屋（1階玄関口廊下の上部）で就寝していたYは，きな臭い匂いで目を覚ますと部屋の床板の透間から床下が燃えているのが見えたので，同室のIを起し，北側の窓から北側隣家のブロック塀に飛び降り，北側道路に避難した。

一方，Iは廊下に出て各室の扉をたたきながら火災を知らせ，建物西南側にある階段まできたが，部屋のロッカーに現金を入れてあることを思い出し，部屋に引き返したところ，すでに部屋の床板が燃えていたので，再び階段まで戻ったが，階段は煙のため使えそうもなかったので，階段横の便所の窓から1階の窓ひさしに降り，これを伝って西隣建物の上家の屋根に脱出，西側道路に避難した。

(オ) Iによって起こされた2階の在室者は，Iの脱出した便所の窓や北側部屋内の窓から脱出しているが，8名は，火災に気付くのが遅れてほとんど避難行動を起こす前に煙にまかれたり，あるいは避難口を探しているうちに煙を吸引してたおれ，死亡したものと考えられる。

(カ) 1階在室者のうち死亡したのは，南側の部屋に就寝していた4名で，全員が避難行動中に煙にまかれ，途中で倒れて死亡したものと考えられる。

(キ) 生存者の供述によると，気付いた時は，相当に延焼していて自分自身が脱出することで精一杯で，初期消火や通報を行う余裕はまったくなかったという（なお，出火建物には，1階食堂に2本（泡），2階に3本（泡2本，粉末1本）の消火器が置いてあった。）。

(ク) 消防機関への通報は，付近の住民が行っているが，相当に遅れている。また，付近の飲食店の店主が，粉末消火器をもって駆けつけて，消火を試みているが，すでに火勢が天井に達していて効果がなかった。

(ケ) 消防隊が到着した時は，既に2階床が落下しており，もはや救助活動をする段階ではなかった。

コ　消防隊の出動状況

(ア) 出動車両

消防ポンプ自動車	21台（うち水槽付7台）	
はしご車	1台	
化学車	1台	
救急車	2台	
その他	10台	
計	35台	

(イ) 出動人員　消防職員　164名

サ　多数の死者を発生させた問題点

(ア) 深夜の火災で発見が遅れたこと。

(イ) 出火個所が1階の唯一の出入口付近であったため，これが避難口として利用できなかったこと。

(ウ) 建物が老朽粗雑で，各室界壁も燃えやすい材料が使用されていたため延焼速度が早く，火災が急速に拡大したこと。

(エ) 死者の中には，飲酒して就寝した者がおり，そのため熟睡して火災に気付くのが遅れた者があること。

(オ) 北側にある屋外階段へ通じる出入口が物置内にあり，扉の前に物品が置いてあったため，2階在室者の避難に利用されなかったこと。

図　表　索　引

第２　火災等の災害の実態

第１表　昭和51年の火災と前年比較……41
第２表　１日当たりの火災の損害……42
第３図　火災の傾向……43
第４表　火災種別出火件数の構成割合……44
第５表　火災種別出火件数の推移……44
第６表　四季別出火状況……45
第７図　火災と気象　その１　気温と出火件数……45
　　その２　湿度と焼損程度……46
第８表　出火率，出火件数，人口及び世帯数の増加率……47
第９表　耐久消費財の普及率と出火原因別出火件数との推移……47
第10図　都道府県別出火率……48
第11表　市町村別出火件数及び出火率の推移……49
第12表　初期消火器具使用状況の推移……50
第13表　昭和51年覚知方法別出火件数……50
第14表　損害額の推移……51
第15表　昭和51年火災種別損害額……51
第16表　火災による死傷者の推移……52
第17表　総出火件数と死者を伴った出火件数の比率……52
第18表　昭和51年火災種別死傷者数……53
第19表　昭和51年月別死傷者発生状況……54
第20図　昭和51年時間帯別死者発生状況……54
第21図　都道府県別死者発生状況……55
第22表　昭和51年の人口に対する死者数の割合……56
第23表　昭和51年建物用途別の死者発生状況……56
第24表　昭和51年建物構造別及び死因別死者発生状況……58
第25表　死因別死者発生状況の推移……58
第26表　昭和51年の死に至った経過と年齢別の状況……59
第27図　昭和51年年齢別の人口10万人当たりの死者数……62
第28表　高齢者（61歳以上）の人口と死者数……62
第29表　60歳以上の高齢者のみの世帯数……63

第30表　昭和51年中における１件で３人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況……63
第31表　昭和51年中における１件で３人以上の死者を出した火災の時間別発生状況……64
第32表　昭和51年中における１件で３人以上の死者を出した建物火災の建物用途別発生状況……64
第33表　昭和51年出火原因別出火件数……65
第34図　出火原因別出火件数及び損害額……66
第35図　たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移……67
第36表　たばこ及びマッチ・ライターによる損害状況……68
第37表　たき火及び火あそびによる損害状況……68
第38表　ストーブによる損害状況……70
第39表　ガス使用器具及び施設の火災件数の推移……71
第40表　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況……73
第41表　昭和51年月別建物火災出火件数……74
第42表　用途別建物火災の損害状況……75
第43表　火元建物の構造別損害状況……75
第44表　建て方・構造別住宅むね数……76
第45表　市町村別建物出火件数の推移……77
第46表　昭和51年建物火災の損害額，焼損面積，段階別出火件数……77
第47図　昭和51年建物火災の主な出火原因と経過……78
第48図　都道府県別建物火災１件当たりの焼損面積……79
第49表　市町村別建物焼損面積の推移……80
第50図　建物火災の風速別延焼状況……81
第51図　建物火災の湿度別延焼状況……82
第52表　昭和51年建物火災の放水開始時間別焼損状況……83
第53表　昭和51年建物火災の覚知方法別出火件数及び１件当たりの焼損面積……84
第54図　建物火災の鎮火所要時間別焼損状況……85
第55表　市町村別建物火災の損害額及び１件当たりの損害額……85
第56図　林野火災の推移……86
第57図　月別林野火災の出火件数……87
第58表　林野火災の焼損面積段階別損害状況……87
第59図　昭和51年林野火災の主な出火原因と経過……88
第60図　国立公園及び国定公園の利用者数の推移……89
第61図　自動車保有台数と車両火災の推移……90
第62図　昭和51年車両火災の主な出火原因と経過……90

第63図　船舶火災の推移……91
第64図　昭和51年船舶火災の主な出火原因……91
第65図　危険物施設の火災発生状況……92
第66表　危険物施設火災件数及び被害の推移……92
第67図　危険物施設の流出件数……94
第68表　昭和52年上半期の火災の概況……95
第69表　1975年主要諸外国の火災状況……97
第70表　1976年世界主要都市の火災状況……98

第３　消防行政の現況と施策

１　消防体制

第１—１表　市町村の消防機関の現況……103
第１—２図　消防機関数の推移（昭和47～51年）……103
第１—３図　消防職員及び団員の推移……104
第１—４表　消防組合の変遷……106
第１—５表　事務委託市町村の変遷……106
第１—６図　消防職団員の年齢階層別構成比……109
第１—７表　自衛消防力の概要……111
第１—８表　消防機械の保有数の推移……113
第１—９表　消防水利の保有数……114
第１—10表　消防無線電話の保有数……115
第１—11図　消防無線電話・火災報知専用電話及び消防電話の推移……116
第１—12表　タンカー入港主要港湾に係る市町村消防機関と海上保安庁の機関との業務協定締結状況……118

２　予防行政

第２—１表　火災予防運動実施期間の推移（消防組織法施行年以降）……121
第２—２表　10大都市における防火管理実施状況……129
第２—３表　10大都市における共同防火管理実施状況……131
第２—４表　防火対象物数調（51.4.1現在）……132
第２—５表　10大都市における主な消防用設備の設置状況（52.3.31現在）…134
第２—６表　全国におけるスプリンクラー設備設置状況（52.3.31現在）……134
第２—７表　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況……136
その１　カーテン・どん帳等……136
その２　展示用の合板又は繊維板……137
その３　工事用シート……137

第２－８表　防炎加工専門技術者数…… 138
第２－９表　鑑定実施状況…… 139
その１　原反及び防炎薬剤…… 139
その２　合板又は繊維板…… 139
第２－10表　防炎製品認定状況…… 140
第２－11表　火災予防査察実施状況…… 140
第２－12表　防火対象物に関する措置命令等（消防法第５条）の状況…… 141
第２－13表　消防用設備等に関する措置命令（消防法第17条の４）状況…… 142
第２－14表　消防同意事務処理状況…… 147
第２－15表　昭和51年度検定申請数量…… 153
第２－16表　昭和51年度鑑定その他の受託試験申請件数…… 154

3　危険物行政

第３－１表　生産実績の推移…… 156
第３－２図　生産実績の推移（昭和34年＝100）…… 156
第３－３表　危険物施設数…… 158
第３－４表　危険物施設数年別比較…… 158
第３－５表　危険物施設数の累年比較（指数）…… 159
第３－６図　危険物施設許可区分構成比…… 160
第３－７図　危険物施設の規模別構成比…… 161
第３－８表　危険物取扱者試験実施回数…… 161
第３－９表　〃　受験者数の推移…… 162
第３－10表　〃　合格率の推移…… 163
第３－11表　〃　合格者数の推移…… 163
第３－12表　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳…… 164
第３－13表　危険物事業所数…… 164
第３－14表　危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数…… 165
第３－15表　危険物施設の仮使用の承認件数…… 165
第３－16表　危険物施設に対する予防査察実施状況…… 166
第３－17表　危険物施設及び無許可施設に関する命令状況…… 168
第３－18表　ガス別火災件数…… 172
第３－19表　ＬＰガス火災の月別出火件数等…… 172
第３－20表　ＬＰガス火災施設別件数…… 173
第３－21表　ＬＰガス火災出火箇所別件数…… 173
第３－22表　都市ガス火災月別出火件数等…… 174

4　防災対策

第４－１図　消防防災無線通信網系統図…… 181
第４－２表　防災無線網整備状況…… 184
第４－３表　火災以外の災害活動状況…… 185

5　石油コンビナート災害対策

第５－１表　石油コンビナート災害件数の推移…… 187
第５－２表　主な石油コンビナート災害…… 188
第５－３表　石油コンビナート等特別防災区域指定予想区域の概況…… 192
第５－４図　石油コンビナート等特別防災区域の指定状況…… 193
第５－５表　石油コンビナート等特別防災区域周辺の緩衝緑地整備状況…… 194
第５－６表　防災計画の作成状況…… 196
第５－７表　昭和51年度における石油・高圧ガスを取扱う第一種事業所の新設等の状況…… 200

6　震災対策

第６－１表　我が国及び近海の地域別・規模別被害地震発生状況…… 202
第６－２図　北海道地方の被害地震…… 203
第６－３図　東北・関東中部地方の被害地震…… 204
第６－４図　東京付近の被害地震…… 205
第６－５図　西日本の被害地震…… 206
第６－６表　関東大地震以後の被害地震…… 207
第６－７表　昭和51年度防災知識普及啓発事業の実施状況…… 211
第６－８表　大震火災対策施設等整備費補助事業の整備状況…… 213

7　特殊災害対策の推進

第７－１表　林野火災特別地域と補助実績…… 219
第７－２表　林野火災空中消火の実施状況…… 221
第７－３図　海難事故の推移…… 223
第７－４表　主な海上災害…… 224
その１　大量排出油…… 224
その２　海上災害…… 225
第７－５表　我が国における主要航空事故一覧表…… 228
第７－６図　運転事故発生状況の推移…… 229
第７－７図　原子力発電所分布状況（昭和52年８月１日現在）…… 232

8 救急業務

第８－１表　救急出場件数及び搬送人員の推移…… 238
第８－２表　地域別にみた急病と交通事故件数の比較…… 240
第８－３図　医療機関別搬送人員の状況…… 240
第８－４表　傷害程度別搬送人員の状況…… 241
第８－５図　収容所要時間別搬送人員の状況…… 241
第８－６表　転送回数別搬送人員の状況…… 242
第８－７図　転送理由の状況…… 243
第８－８表　医療機関別転送理由の状況…… 243
第８－９図　転送者の収容先医療機関の状況…… 244
第８－10図　問合せ回数別搬送人員の状況…… 244
第８－11表　事故種別問合せ回数別搬送人員の状況…… 245
第８－12表　救急隊員の行った応急措置の状況…… 246
第８－13表　救急業務実施市町村の推移…… 248
第８－14図　〃 …… 248
第８－15図　救急業務実施市町村の内訳…… 249
第８－16図　救急業務実施形態の内訳…… 249
第８－17表　救急隊の設置状況…… 250
第８－18図　救急隊員の状況…… 251
第８－19図　救急自動車保有台数の推移…… 251
第８－20表　救急病院等の告示状況…… 254
第８－21表　救急病院診療所の推移…… 255

9 救助活動

第９－１表　救助活動状況…… 256
第９－２表　救助隊の設置状況…… 257

10 消防教育訓練

第10－１表　卒業生の推移…… 259
第10－２表　教育訓練の実施状況…… 260
第10－３表　初任教育期間別消防学校数…… 264
第10－４表　新規採用者の初任教育受講状況…… 265
第10－５表　学校職員数（昭和51年度）…… 267
第10－６表　アジア諸国等消防職員研修受講状況…… 268

11 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

第11－１表　消防機関の出動状況…… 270
第11－２表　消防職員及び消防団員の公務による死傷者数…… 270
第11－３表　消防職員の団体区分別平均給料月額…… 271
第11－４表　消防職員，警察職員及び一般行政職員の平均給与月額…… 272
第11－５表　消防職員と一般行政職員の給与比較…… 272
第11－６表　地方交付税算入における各種手当の推移…… 273
第11－７表　昭和51年度公務災害補償状況（消防職員）…… 275
第11－８表　過去５年間における消防団員の死傷者数…… 276
第11－９表　補償基礎額改定状況…… 278
第11－10表　消防協力者等の死傷者数…… 279
第11－11表　退職消防団員数…… 280
第11－12表　損害補償費の支払状況…… 281
第11－13表　退職報償金の支払状況…… 282
第11－14表　福祉施設費の支給状況…… 282
第11－15表　消防関係者の叙勲，褒章及び消防庁長官表彰数…… 288

13 消防財政

第13－１表　昭和50年度都道府県別市町村の普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに１世帯当たり及び住民１人当たりの消防費…… 300
第13－２表　昭和50年度都道府県別消防本部・署，常備部及び消防団別決算額及び構成比…… 302
第13－３図　昭和50年度市町村消防費性質別歳出決算額の割合…… 303
第13－４表　昭和50年度市町村消防費の性質別歳出決算額内訳…… 304
第13－５図　昭和50年度市町村消防費性質別歳出決算額構成比…… 304
第13－６図　地方公務員数の推移…… 305
第13－７表　市町村消防費決算額における一般財源と特定財源の推移…… 306
第13－８図　昭和50年度市町村消防費財源内訳…… 306
第13－９表　消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移…… 307
第13－10表　国庫補助金における年度別消防施設等整備状況…… 308
第13－11表　消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移…… 309
第13－12表　消防施設整備事業債の発行形式及び発行条件（昭和52年10月現在）…… 310
第13－13表　昭和50年度都道府県別消防防災費決算額と消防関係補助金等… 312
第13－14表　昭和52年度消防庁関係予算主要事項別一覧…… 314

昭和52年版「消防白書」正誤表

頁	行	誤	正
12	上から2	274人	273人
〃	〃	1,974人	971人
〃	上から3	61人	60人
〃	〃	1,263人	260人
〃	上から4	2,991むね	2,024むね
〃	〃	4,517むね	4,510むね
〃	上から5	1,453むね	486むね
〃	〃	1,728むね	1,721むね
〃	上から6	1兆3,810億円	1兆3,405億円
〃	〃	5,901億円	5,496億円
101	上から7	176むね	178むね
〃	〃	3,779むね	3,902むね
177	上から5	38回	37回
〃	上から6	1,391回	1,390回
455	上から5	964名	1,003名
〃	〃	954名	993名
〃	上から9	863名	902名